

令和 7 年度

天草市地域防災計画書

天草市水防計画書



熊本県天草市

目 次

(一 般 災 害 対 策 編)

第1章 総 則

第01節	目 的	1
第02節	計画の性格及び基本方針	1
第03節	関係機関の責務と処理すべき事務又は業務	2
第04節	天草市の災害要因と被害状況	7

第2章 災害予防計画

第01節	風水害・土砂災害予防計画	8
第02節	高潮災害予防計画	12
第03節	建築物等災害予防計画	12
第04節	火災予防計画	13
第05節	危険物等災害予防計画	14
第06節	文化財災害予防計画	15
第07節	海上災害予防計画	17
第08節	災害危険地域指定計画	17
第09節	気象観測施設等整備計画	18
第10節	防災業務施設整備計画	18
第11節	災害物資・資機材整備・調達計画	19
第12節	地域防災力強化計画	21
第13節	自主防災組織等育成計画	23
第14節	防災知識普及計画	26
第15節	防災訓練計画	30
第16節	避難収容計画	33
第17節	避難行動要支援者避難支援計画	38
第18節	医療・救護体制整備計画	45
第19節	災害ボランティア計画	46
第20節	防災関係機関等における業務継続計画	48
第21節	受援計画	48
第22節	公共施設等災害予防計画	50

第3章 災害応急対策計画

第01節	組織計画	54
第02節	職員配置計画	61
第03節	応急措置計画	65
第04節	災害警備計画	66
第05節	応援要請計画	66
第06節	自衛隊災害派遣要請・要求計画	69
第07節	予警報等伝達計画	71
第08節	通信施設利用計画	81
第09節	情報収集・共有及び被害報告取扱計画	84
第10節	広報計画	89

第11節	水防計画	91
第12節	消防計画	91
第13節	避難収容対策計画	92
第14節	避難行動要支援者避難支援計画	112
第15節	災害救助法の適用計画	112
第16節	救出計画	113
第17節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	114
第18節	医療・救護体制整備計画	115
第19節	食料調達・供給計画	116
第20節	給水計画	117
第21節	生活必需品供給計画	118
第22節	救援物資要請・受入・配分計画	119
第23節	住宅応急対策計画	120
第24節	交通規制計画及び緊急通行車両確認計画	121
第25節	輸送計画	123
第26節	民間団体活用計画	124
第27節	労務供給計画	125
第28節	保健衛生計画	126
第29節	災害ボランティア連携計画	128
第30節	廃棄物処理計画	131
第31節	文教対策計画	133
第32節	障害物等除去計画	134
第33節	ダム等管理計画	135
第34節	公共施設応急工事計画	136
第35節	農林水産応急対策計画	138
第36節	電力施設応急対策計画	139
第37節	都市ガス施設応急対策計画	139
第38節	航空機災害応急対策計画	140
第39節	海上災害対策計画	142
第40節	建築物・宅地等応急対策計画	143
第4章 災害復旧・復興計画		
第01節	災害復旧・復興の基本方向	144
第02節	公共土木施設災害復旧計画	144
第03節	農林水産業施設災害復旧計画	145
第04節	その他の災害復旧計画	146
第05節	被災農林漁業の経営安定計画	147
第06節	被災中小企業振興計画	148
第07節	被災者自立支援対策計画	148
第08節	海上災害復旧計画	150
第09節	復興計画	151
天草市原子力災害対策計画		152

目 次

(地震・津波災害対策編)

第1章 総 則

第01節	目 的	162
第02節	計画の性格及び基本方針	162
第03節	関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	163
第04節	天草市の特質と過去の主な地震災害	169
第05節	被害想定	172

第2章 災害予防計画

第01節	市民・事業所の防災力向上計画	175
第02節	防災知識普及計画	177
第03節	自主防災組織等育成計画	181
第04節	防災訓練計画	184
第05節	地震観測施設等整備計画	185
第06節	防災業務施設整備計画	186
第07節	災害物資・資機材整備・調達計画	186
第08節	風水害・土砂災害予防計画	188
第09節	海岸対策計画	190
第10節	火災予防計画	192
第11節	危険物等災害予防計画	194
第12節	建築物等災害予防計画	195
第13節	公共施設等災害予防計画	196
第14節	給水確保計画	200
第15節	通信施設災害予防計画	200
第16節	電力施設災害予防計画	201
第17節	都市ガス施設災害予防計画	202
第18節	海上災害予防計画	203
第19節	避難収容計画	204
第20節	避難行動要支援者等支援計画	210
第21節	医療・救護体制整備計画	217
第22節	災害ボランティア計画	218
第23節	防災関係機関等における業務継続計画	220
第24節	受援計画	220
第25節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応計画	221

第3章 災害応急対策計画

第01節	組織計画	224
第02節	職員配置計画	226
第03節	災害警備計画	230
第04節	応援要請計画	230
第05節	自衛隊災害派遣要請・要求計画	232

第06節	地震・津波情報伝達計画	234
第07節	災害情報収集・伝達計画	248
第08節	広報計画	252
第09節	避難収容対策計画	254
第10節	避難行動要支援者避難支援計画	263
第11節	交通規制計画及び緊急通行車両確認計画	264
第12節	輸送計画	266
第13節	水防計画	267
第14節	救出計画	267
第15節	医療・救護計画	268
第16節	食料調達・供給計画	269
第17節	給水計画	270
第18節	生活必需品供給計画	271
第19節	救援物資要請・受入・配分計画	272
第20節	建築物・宅地等応急対策計画	273
第21節	公共施設応急復旧計画	274
第22節	畜産業応急対策計画	276
第23節	通信施設災害応急対策計画	276
第24節	電力施設応急対策計画	278
第25節	都市ガス施設応急対策計画	279
第26節	ダム等管理計画	280
第27節	保健衛生計画	280
第28節	災害ボランティア連携計画	282
第29節	廃棄物処理計画	285
第30節	住宅応急対策計画	287
第31節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	288
第32節	海上災害対策計画	289
第33節	金融応急対策計画	291
第34節	文教対策計画	293
第35節	南海トラフ地震に係る時間差発生等における円滑な避難の確保等	294

第4章 災害復旧・復興計画

第01節	災害復旧・復興の基本方向	297
第02節	公共土木施設災害復旧計画	297
第03節	農林水産施設災害復旧計画	298
第04節	海上災害復旧・復興支援対策計画	299
第05節	その他の災害復旧計画	300
第06節	被災中小企業振興計画	301
第07節	被災者自立支援対策計画	301
第08節	被災農林漁業の経営安定計画	303
第09節	雇用機会確保計画	304
第10節	復興計画	304

目 次

(天 草 市 水 防 計 画)

第1章 総 則	
第01節 目 的	305
第02節 用語の定義	305
第03節 水防責任	306
第04節 安全配慮	307
第05節 津波における留意事項	307
第2章 水防組織	
第01節 水防本部	308
第02節 水防管理団体	308
第3章 重要水防区域等	309
第4章 気象予警報等・観測・通信連絡	
第01節 気象予警報	309
第02節 雨量・潮位・水位の観測及び通報	311
第03節 水防情報等の連絡系統	313
第5章 水位到達情報・水防警報	
第01節 水位周知河川における水位到達情報	314
第02節 水防警報	314
第6章 水防活動	
第01節 待機・準備・出動	318
第02節 警戒・水防作業・解除	318
第7章 水防資材の備蓄配置	319
第8章 水防標識及び信号	
第01節 水防標識	320
第02節 水防信号	320
第9章 費用負担と公用負担	
第01節 費用負担	321
第02節 公用負担	321
第10章 水防報告	323
第11章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	323
第12章 水防協力団体	324

天草市地域防災計画

(一般災害対策編)

令和 7 年度修正

熊本県天草市防災会議

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき、天草市における防災に関し、県、隣接市町及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的、かつ、計画的に推進することにより、天草市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

- (1) この計画は、天草市防災会議が作成する「天草市地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本市における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

この計画に定めのない事項及び地震・津波の災害対策については「天草市地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」に定めるところによる。

- (2) 「天草市地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「天草市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

- (3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。計画の策定に当たっては、あらかじめ対応業務の流れや工程を想定するものとする。

なお、市は、災害時において、地域住民の生命、身体の安全確保、被災者支援、企業活動復旧のために、災害応急業務、復旧業務及び平常時から継続しなければならない重要な業務を実施する責務を負っていることから、これらの業務継続を確保するため、別途、業務継続計画を策定するものとする。

- (4) この計画は、基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (4) 各種災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務

1 防災関係機関の責務

(1) 天草市

天草市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(2) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう必要な指導、助言その他適切な措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動に協力する責務を有する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 処理すべき事務又は業務

防災に関し、関係機関は主に次の事務又は業務を処理する。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
天 草 市 天草広域連合消防本部	1 天草市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 消防、水防及びその他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 防災知識の普及と公共団体及び住民防災組織の育成指導 8 その他市の所掌事務についての防災対策
熊 本 県	1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整

指定 地方 行政 機関	九 州 管 区 警 察 局	1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する こと 2 広域的な交通規制の指導調整に関する こと 3 災害時における他管区警察局との連携に関する こと 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する こと 5 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する こと 6 災害時における警察通信の運用に関する こと 7 津波予報の伝達に関する こと
	九 州 総 合 通 信 局	1 非常通信体制の整備に関する こと 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する こと 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動 電源車移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する こと 4 災害時における電気通信の確保に関する こと 5 非常通信の統制、監理に関する こと 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する こと
	九 州 財 務 局	1 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金 の融資に関する こと 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の 査定立会 4 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
	九 州 厚 生 局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の現地派遣 3 関係機関との連絡調整
	熊 本 労 働 局 (天草労働基準監督署)	工場及び事業所等における労働災害防止対策
	九 州 農 政 局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する 指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 4 応急用食料の調達・供給対策 5 主要食糧の安定供給対策
	九 州 森 林 管 理 局	1 国有林等の森林治水事業及び防火管理 2 災害応急用材の需給対策
	九 州 経 済 産 業 局	1 災害時における物資の供給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関する こと
	九 州 産 業 保 安 監 督 部	1 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する こと 2 火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施 設等の保安の確保対策

指定 地方 行政 機関	九州地方整備局	1 直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること 2 直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること 3 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること 4 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 5 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 6 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
	九州運輸局熊本運輸支局	1 災害時における陸上・水上輸送の調査及び指導 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
	大阪航空局 (熊本空港事務所)	遭難航空機の捜索及び救助
	福岡管区気象台 (熊本地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
	第十管区海上保安本部 (熊本海上保安部)	災害時の海上における人命救助及びその他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
	九州地方環境事務所	1 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2 環境監視体制の支援に関すること 3 飼育動物の保護者等に係る支援に関すること
	九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
	九州地方測量部	災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること
自衛隊	陸上自衛隊 (第8師団) 海上自衛隊 (佐世保地方総監部) 航空自衛隊 (西部方面航空隊)	天災地変及びその他の災害に際して、航空機あるいは地上からの情報の収集、伝達及び人命又は財産の保護 (人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)
指定公	日本銀行 (熊本支店)	災害時における金融対策。すなわち預貯金、罹災関係手形及び災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き換えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。

共
機
関
及
び
指
定
地
方
公
共
機
関

日 本 赤 十 字 社 (熊本県支部)	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義えん金品の募集配分
日本放送協会 (熊本放送局) (株)熊本日日新聞社 (天草総局) (株)熊本放送 (株)テレビ熊本 (株)熊本県民テレビ 熊本朝日放送(株) (株)エフエム熊本	予警報、災害情報等の災害広報対策
西日本電信電話(株) (熊本支店)	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
郵便事業(株) (九州支社)	1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
九州電力(株) (熊本支店、九州電力送 配電株式会社熊本支社)	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
熊本県 土地改良事業団体連合会	1 溜池及び水こう門等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
ガス供給機関 (天草ガス(株)) (一般社団 熊本県LPガス協会)	1 ガス施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガス供給の確保
自動車運送機関 (公益社団法人 熊本県トラック協会) (一般社団法人 熊本県バス協会) (社団法人 熊本県タクシー協会)	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
海上輸送機関 (三和商船(株)) (熊本フェリー(株)) (熊本県海運組合)	災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
公益社団法人 熊本県医師会 (天草郡市医師会)	災害時における医療、助産等の救護
公益社団法人 熊本県看護協会	災害時における医療、助産等の救護

	一般社団法人 熊本県歯科医師会	災害時における歯科医療等の救護
	公益社団法人 熊本県薬剤師会	災害時における薬剤師活動や医薬品供給
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	災害時における住民支援、ボランティア支援
	一般社団法人 熊本県建設業協会	災害時における応急対策
その他の公共的 団体及び防災上重要な 施設の管理者	天草ケーブルネットワーク(株)	予警報、災害情報等の災害広報対策
	病院等経営者	1 避難施設の整備及び避難訓練 2 災害時における負傷者等の医療及び助産又は収容者の保護
	社会福祉施設等経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 農林水産関係の被害調査又は協力 2 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林水産家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保又は斡旋
	商工会議所 商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	金融機関 危険物施設、高圧ガス、 火薬類等の管理者	被災事業者等に対する資金融資及びその緊急措置 1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備
	レンタカー・タクシー会社・海上タクシー 経営者	災害時における自動車、船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
	熊本国際空港(株)	1 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助 2 飛行場及び空港施設の防災対策 3 災害復旧支援機能の整備 4 災害時における航空輸送への協力

第4節 天草市の災害要因と被害状況

本市は、熊本県南西部に位置し、周囲を藍く美しい海に囲まれた天草上島と下島及び御所浦島などでなり、天草諸島の中心部に位置している。

天草諸島一帯は第三紀層地が散在し、地質が粘土質の岩石でできているため、侵蝕が早く、水を含むと粘土化して地すべりを起こしやすい地質になっている。

また、地形はそのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や農地が開けており、市街地を結ぶように海岸線沿いに国・県道が整備されている。

本市における災害は、しばしば台風が通過・接近し、周りを海に囲まれているため、海岸線の高潮による浸水被害、暴風による建物の破損被害が発生している。また、山地から海岸までの距離が短いことから集中豪雨による山地崩壊、土石流等が発生し、人家、農地に大きな被害をもたらすことが多い。さらに近年の大雪がもたらす積雪により、急峻な地形が多い山地地域では、融雪に時間を要し、交通網の寸断や農業被害も発生している。

昭和47年7月の梅雨末期の集中豪雨による上天草大水害では、天草地方を中心にして大雨（上天草市龍ヶ岳町で時間雨量130ミリを記録）が降り、洪水、土砂崩れ、土石流等により死者・行方不明者が123名という人的被害も含めて大きな被害をもたらした。

また、令和2年7月豪雨においては、本市を含め、熊本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、土砂災害等が発生し、牛深地域及び御所浦地域を中心に大きな被害をもたらした。

本市における最近の気象災害及び火災発生状況は、資料編（P25～28）のとおりである。

第2章 災 害 予 防 計 画

第1節 風水害・土砂災害予防計画（建設部・経済部）

水害を予防するために、次のとおり各種対策を実施する。

1 治山対策

本市の林野面積は、462.76 km²で市総面積 683.82 km²の 67%に当たり、各河川の水源地帯となっており、防災上重要な位置を占めている。治山事業は、森林法、地すべり等防止法に基づくもので、森林を造成、維持することにより、山地災害の未然防止などを図っているが、流域保全と局所災害の見地から事業の実施に当たっては砂防、河川事業と連携を保ち、市民の生命財産等の保全を図る方針である。

本市は、急峻な地形が多く、また梅雨・台風などの集中豪雨により山地災害発生の危険性が極めて高く、洪水及び土石流の被害を最小限に軽減するため、緊急度の高いところから計画的に実施する。

2 保安林整備対策

森林地帯は無林地状態の山地に比較して、水の調整効果が大きく、洪水時における土砂の流失も少なく、山腹の崩落も少ない。しかし、水源地帯の森林の過伐等により、その機能が低下し、放置すれば防災機能を失い荒廃化するおそれがあるので、改植、補植等を実施して森林の水源涵養機能と土砂流失防止機能の維持増進を図り、災害を未然に防止する。

3 山地災害の原因と対策

本市の災害の主たる原因は水害であり、昭和47年7月6日の上天草大水害、昭和57年7月24日の天草全域での大水害、令和2年7月豪雨による土砂災害、その他台風による集中豪雨等により山地が崩壊したり、土石流となって流された人家、農地などに甚大な被害をもたらした。

豪雨による山地崩壊の主たる原因は次のようなものがあるので、各種対策を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) 無林地状態により、山地の侵蝕作用が進んで起こる山崩れ
- (2) 雨水が山腹の地下層に浸透し、表層土の重さを増加して起こる崩落
- (3) 表層の下部に不透水層があって、雨水の浸透が行われず、不透水層に沿って滑落して起こる山崩れ
- (4) 無林地状態の脆弱にして不安定な山地地盤の崩落
- (5) 溪流の侵蝕が進み、両岸山腹が不安定となって起こる山崩れ
- (6) 不安定な地下水層に雨水が浸透して、その斜面に沿って起こる滑落

4 土砂災害・治水対策

(1) 土石流対策

本市には、2級河川（50河川）のほか、市内全域に中小様々な河川が多数ある。平野は少なく、山から海までの距離が短いために、山地で降った雨が短時間で海へ流れ出るため、豪雨に際しては、一時に土石流となって下流に流され、耕地、人家、その他公共施設に甚大な被害を与えるおそれがある。流失土砂量、災害の状況、水源地帯の地質及び経済効果等を検討し、逐次砂防施設を整備して災害防止を図る。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- iii) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 地すべり山崩れ等対策

本市における地すべりは、天草諸島一帯に散在する第三紀層地すべりが多い。地質が粘土質の岩石でできているため、侵蝕が早く進み、水を含むと粘土化して地すべりを起こしやすい。この地すべり地帯は、すべて地質的に脆弱であり、地すべりを誘発助長する原因として最も大きい影響を与えるのは、雨水あるいは地下水の作用である。

① 地すべり及び山崩れ等防止対策

県においては、治山及び農地保全の観点から次のような地すべり及び山崩れ等の防止事業を計画し、推進している。

市においても、県と協議を行いながら計画的、重点的に防止対策等を行い、人命の保護を最優先に対策を急ぐ必要がある。

また、市は基本法に基づき、地域防災計画に地すべり危険箇所指定を受けた場合には、当該区域における土砂災害に関する情報の収集、予報又は特別警報、警報の発表・伝達、避難及び救助について定めるものとする。

- ア 山地地すべり対策
- イ 砂地地すべり対策
- ウ 農地地すべり対策
- エ 山崩れ対策
- オ 農地保全対策

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- iii) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない地すべり危険箇所についても、災害対策基本法に基づき、地すべり危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

② 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定区域については、円滑な警戒避

難を確保するために必要な措置を講じる必要がある。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- iii) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

③ 盛土等による災害防止対策

盛土等を行う土地の用途やその目的に関わらず、危険な盛土を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）により危険な盛土を規制し、災害発生を未然に防止する必要がある。

(3) 治水対策

市は、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県が組織する「天草水防区大規模氾濫減災対策協議会」、「天草圏域流域治水協議会」等を活用し、集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

(4) 水防法に基づく対応

市は、水防法（水防法第 14 条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画に、次に掲げる事項を定めることとする。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 浸水想定区域内に洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを市長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難

誘導等の訓練を実施し、この結果を市長に報告するものとする。

(5) 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）（各部局、教育委員会、関係機関）

平成 24 年 7 月に発生した熊本広域大水害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のないような大雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動を執ることは現実的に困難であり、仮に避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況であったことが、その後の検証結果から明らかになった。

このため、市では、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」が必要との考えに立ち、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」の取組みを進めてきた。

令和 2 年 7 月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ（想定最大規模の洪水（L2）に対応したもの）、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

市と県は、ハザードマップ等の配布又は回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル 4 で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

5 道路・橋梁対策

(1) 道路対策

本市の道路延長は、2,092.8km であるが、狭い箇所があるので、年次計画により改良し、特に崩土、がけ崩れ等の注意箇所には、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等により整備を図る。

特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

県及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

(2) 橋梁対策

市道の橋梁で、老朽橋及び荷重条件の変更を含めて、防災上、交通上の見地から重要度、危険度を検討・勘案し、改築・補修及び補強により整備を図る。

6 内水氾濫対策

本市でも、近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。

7 污水处理施設対策

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると市民生活に与える影響は極めて大きい。ため、污水处理場やポンプ場、管渠について浸水に対して必要な対策を講じるものとする。

8 土地利用の適正化

平成 24 年 7 月の熊本広域大水害や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、令和 2 年 7 月豪雨など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い

地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

第2節 高潮災害予防計画（建設部・経済部・総務部）

1 海岸概況及び護岸施設の改良補強計画

本市は東シナ海、有明海、不知火海に面する多くの海岸線を有し、海岸法第5条に基づき維持管理されている。海岸線のほとんどは堤防や護岸等の海岸保全施設が設けられているが、施設の老朽化等により浸水被害等が見受けられる。

また、本市には台風がしばしば上陸し、そのたびに高潮等による浸水、破損被害等が発生している。高潮・波浪等による被害から海岸を防護し、土地の保全を図るため堤防、突堤、護岸等の施設を計画的に整備する必要がある。

2 高潮危険地域の把握

市長は、住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、住民啓発に資するため、高潮に備えたハザードマップの作成等により、あらかじめ高潮危険地域を把握する。

なお、危険地域の把握に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 高潮の特性及び被害実態の把握
- (2) 海底地形、海岸地形、気象条件（台風襲来度、集中豪雨発生頻度等）、海象条件（潮位、波浪）、後背地域の地形、標高及び海岸保全施設の整備状況等の把握
- (3) 人口、年齢構成等の地域住民の特性、建物の特性及び産業活動の把握
- (4) 沿岸地域の土地利用形態、地域固有の特性の把握
- (5) 避難行動要支援者施設の有無

3 潮位監視体制の整備

市長は、台風の接近、風速・風向の変化及び満潮の時間帯等の高潮発生要因が重なってきた場合、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、警戒水位（海岸によっては、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合は「高潮特別警戒水位」）に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、あらかじめ監視場所の設定及び担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制整備に努めるものとする。

4 後背地対策

(1) 安全な土地利用の誘導

高潮により被害が予想される場所は、ハザードマップの作成及び危険区域の設定等の手段により、被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

(2) 拠点的公共施設の整備

高潮襲来時の拠点となるような庁舎、学校及び病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、高潮防止等の十分な対策を施すものとする。

また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第3節 建築物等災害予防計画（建設部・消防機関）

平成28年4月に発生した熊本地震、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震の被災状況等に鑑み、市民への建築物の耐震知識の普及を図ると同時に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。また、火災によって多くの建築物の焼失及び台風による

瓦飛散等の強風による被害が発生しているから、防災関係法令等により建築物の防火・耐風対策を促進する。

このような災害に対する対策については、次のとおりである。

1 防災対策の推進

- (1) 建築物の新築、増築に際しては、建築確認申請を通して、建築基準法及び消防法等によって必要な防災対策を図る。
- (2) 低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生のおそれがある地区については、都市再開発法及び住宅地区改良法等を活用して、建築物の不燃化や耐震化等を促進する。
- (3) 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

2 既存建築物の防災対策

- (1) 耐震診断及び改修実施の促進を図る。
- (2) 既存の特殊建築物等については、防災査察等によって建築物の防災維持を図る。
- (3) 外壁、広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

3 市街地の不燃化推進

- (1) 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住環境整備事業等を展開することにより市街地の不燃化を推進する。
- (2) 建築物の急激な増加等により、火災発生のおそれが高くなっている市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定の検討を行う。

第4節 火災予防計画（消防機関・総務部）

1 消防力の充実強化

本市消防力の現況に鑑み、消防施設の整備、消防職員・団員の教育訓練の徹底により、消防力の充実強化を図る。

(1) 消防力の現況

本市消防力の現況は、資料編（P 90）のとおりである。

(2) 消防施設の整備等

- ① 消防の近代化及び機動化に即応するため、消防力の基準に沿うべく施設の整備充実を図る。
- ② 危険物火災、高層建築物火災等の対策として、化学消防自動車、はしご付消防自動車等社会情勢の変化に即応した近代的消防設備の整備を図る。

(3) 消防職員・団員の教育訓練

消防職員・団員の資質の向上と消防技術の習熟のため、計画に基づいて県消防学校等へ派遣し、火災予防に対する教育、操法等の向上に努めるとともに、現地訓練及び総合訓練を実施する。

2 火災予防対策の指導

(1) 一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が、建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。

本市においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて、住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器（消火器、住宅用火災警報器・報知設備）、防災物品（カーテン、じゅうたん等）等の普及促進を図る。

- (2) 予防査察
 - ① 定期査察
指定された防火対象物及び危険物製造所等を年 1 回以上実施する。
 - ② 特別査察
特に必要があると認めた場合に実施する。
 - (3) 火災危険区域の設定
市街地、密集地のうち特に火災の危険度の大きい防火地区を選定し、建築、都市計画、消防面から防火診断を行い、防火対策を樹立するよう指導する。
 - (4) 防火管理
 - ① 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店等の防火対象物において、収容人員が一定以上になる防火対象物には、防火管理者を定めさせる。
 - ② 学校、病院等の特定防火対象物には、収容人員が一定以上になる防火管理者は、定期的に再講習を実施する。
 - (5) 火災予防運動の推進
火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を強力に推進しなければならない。全国一斉に実施される春秋 2 回の火災予防運動期間中に、消防自動車による広報、報道機関等による火災予防の啓蒙、消防思想の普及徹底を図る。
 - (6) 自主防災組織、幼少年、女性消火・防災クラブ等の民間防火組織の育成・指導
日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるように、地域の実情に応じた消防団、自主防災組織、幼少年、女性消火・防災クラブ等の組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。
- 3 林野火災予防
- 林野火災の原因は、そのほとんどが人為的であるため、森林所有者等に対して防火に対する指導を行う。
- (1) 教育指導
 - ① 火災予防の広報の実施
 - ② 火災警報発令の周知徹底
 - (2) 取締りの強化
 - ① たき火、喫煙の制限
 - ② 火入許可の厳正なる実施及び監督
- 4 その他の火災予防計画
- (1) 船舶火災
船舶火災を防止するため、燃料等の給油及び保管を厳重にするとともに、消火器具又は救命用具等の設置を徹底させる。
 - (2) 車両火災
車庫等での油類の保管については火災予防条例に基づく届出を確実に励行させ、特に火気の厳禁と消火器等の設置を徹底させる。

第 5 節 危険物等災害予防計画（消防機関）

危険物等による災害を未然に防止するため、次により対策を実施する。

1 危険物の災害予防対策

(1) 施設等の現況

危険物を消防法に定める数量以上貯蔵又は取り扱う事業所は、消防法の規制対象となるが、本市における施設所等の数は、資料編（P 90）のとおりである。

(2) 保安体制の確立

天草広域連合長は、施設等の所有者、管理者、又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに、当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導する。

(3) 施設等の維持管理

天草広域連合長は、施設等の保安検査、又は立入検査を実施する際には、次の事項を重点的に検査し、製造所における災害の防止に積極的な指導を行う。

- ① 位置、構造及び設備の維持管理状況
- ② 消火設備、警報設備の保安管理状況
- ③ 危険物の貯蔵及び取扱い状況
- ④ 危険物取扱者の立合い状況

(4) 自主予防対策の推進

天草広域連合長は、施設等の種類、規模に応じ、所有者が次の措置をとり、自主的な保安体制を確立するよう適切な指導を行う。

① 予防規程の遵守

天草広域連合長は、予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者への周知と遵守の徹底を図る。

② 自衛消防組織の充実

天草広域連合長は、自衛消防組織の編成状況を掌握し、随時消防訓練を実施させる等、その消火活動の向上及び災害発生に対応できる組織力の強化充実を図るよう指導を行う。

③ 定期点検の励行

天草広域連合長は、保安検査及び立入検査のほか施設等において、不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を実施するよう指導を行う。

(5) 危険物の輸送

天草広域連合長は、警察の協力を求めて、タンクローリ等の危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送及び運搬基準の励行等につき指導取締りを行う。

(6) 消火薬剤等の緊急輸送対策

天草広域連合長は、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車及びその他の化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第6節 文化財災害予防計画（観光文化部）

1 防災意識の向上への取組み

県と市は、災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要であるため、所有者等に対する防災意識の向上を図る取組みを行う。

- (1) 市は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組みを通じて所有者等に情報提供と助言を行う。

2 平時における災害への備え

災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。

- (1) 記録の作成

県と市は、災害時の文化財の被害把握と救出のため、デジタル技術を活用して正確な所在地情報を記録し、その情報の共有化を図る。県は災害時に即応できるよう、

悉皆調査と併せてそれらの情報のデータベース化を進めていき、市からの情報をもとに随時更新する。災害によって文化財が滅失又はき損した場合には、復元に利用できる水準の記録が必要であるため、今後は三次元技術による記録を進めていく。また、学術的調査としての記録作成の成果は、詳細な復元の根拠となるとともに、文化財が滅失した際に現物に代えて次世代へ残すという次善の策となることも想定して取組みを進めていく。

(2) 災害のリスクの把握と周知

文化財の所有者等は、災害に備え、災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。そのため、県は市とともに、国、県及び市町村が公表しているハザードマップを参照するなどしてその地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策を促していく。

(3) 日常的な防災対策の促進

文化財の日常的な防災対策については、文化財の類型や災害の種別毎に文化庁からのガイドラインが出されている。県と市は、連携して、所有者等に対してその内容の周知を行うとともに、それらを参照した対策を働きかける。あわせて、対策費用に関する国等の補助や支援制度を紹介する。また、防火意識を高めるための文化財防火デーにおける消防訓練や避難訓練の実施について働きかける。

(4) 災害が想定される際の事前対策の働きかけ

火災や地震の予測は難しいが、風水害は気象情報等で予測ができるため、県と市は、所有者等に対し日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけていく。

3 防火設備の整備

消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。

県と市は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。

(1) 消火設備

- ①消火器及び簡易消火用具
- ②屋内消火栓設備
- ③スプリンクラー設備
- ④水噴霧消火設備
- ⑤泡消火設備
- ⑥不活性ガス消火設備
- ⑦ハロゲン化物消火設備
- ⑧粉末消火設備
- ⑨屋外消火栓設備
- ⑩動力消防ポンプ設備

(2) 警報設備

- ①自動火災報知設備
- ②漏電火災警報設備
- ③消防機関へ通報する火災報知設備
- ④非常警報設備

4 出土文化財・調査記録類の適切な保管

市は、出土文化財・調査記録類が火災・盗難により消失し、風水害によりき損することを防ぐために、保管施設の立地をハザードマップ等で確認し、出土文化財の種類と内容に応じた施設や設備、方法を選択し、適切な保管に努める。

第7節 海上災害予防計画（関係機関）

海上における災害を防止するため、熊本海上保安部をはじめ実勢力のある国、県及び市の機関、その他災害防止活動について実勢力を有する公的機関、民間防災機関及び関係企業等により体制を確立し、それぞれの関係機関は次のような災害予防措置を実施するものとする。

1 関係機関の協力体制の確立と情報収集・伝達体制の整備

海上における災害に備え、熊本海上保安部は緊急時に各機関が協力できるよう資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、関係機関と緊密な協力体制を樹立する。

熊本海上保安部、県及び市の防災関係機関は、油排出事故等の海上災害が発生した場合には、人命救助や被害の拡大を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全の確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう夜間及び休日等を含めた緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

2 資機材の整備

各関係機関は、防災資機材等の備蓄、整備に努める。

市は、区域内で排出油から保全すべき施設、設備及び海岸等を検討し、必要に応じて資機材等（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の整備、充実を進める。

3 災害防止の指導啓発

熊本海上保安部をはじめ各関係機関は、船舶等の関係者並びに一般に対し安全運航、危険物取扱いに関する心得等について注意喚起するとともに、防災訓練及び各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図る。

4 海上防災の研修及び訓練

熊本県をはじめ各関係機関は、沿岸住民の生命、財産及び生活権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を海上災害防止センターの事業等を活用して実施する。

5 排出油及び回収油等の処理

各関係機関は、排出油の回収、その保管及び処理が適正に行われるように、その方法等を確立しておくものとする。

6 その他

各関係機関は、災害の発生及び拡大の防止のために、それぞれの責務においての必要事項について、措置するものとする。

また、油等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、国、県、市、関係機関団体及び事業所を構成員とする熊本県排出油防除協議会が設置されている。官民一体となった海上災害への対応のため、その連携の強化を図るものとする。

第8節 災害危険地域指定計画（建設部・経済部・総務部）

災害を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限度にとどめるため、日頃から災害の発生が予想される危険区域の状況を十分把握し、所要の対策を実施するとともに、災害時における応急対策が速やかに実施できるよう定める。

1 災害危険箇所等の現況

災害危険箇所（急傾斜地崩壊、土石流危険渓流、山腹崩壊危険箇所等）、重要水防区域、防災重点ため池は資料編（P 29～89）のとおりである。

2 実施責任者

- (1) 河川及び海岸の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、天草市地域防災計画の定めるところにより、水防管理団体（市）及び知事が行うものとする。
 - (2) 地すべり等防止法に基づく地すべり指定区域の行為規制及びその他災害予防上必要な措置は、知事が行うものとする。
- 3 危険区域の巡視等
- (1) 水防関係
異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川、海岸及び堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員（消防団員）を配置する。
 - (2) 異常水位（潮位）関係
防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により、危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位（潮位）の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位（潮位）と堤防等の高さを比較のうえ、適切に対応するものとする。
 - (3) 地すべり関係
地すべり防止区域は、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されており、行為規制については同法施行令によっている。
また、地すべり指定区域の標示については、同法施行規則によって明確に区域の標示をなすとともに、天草広域本部が随時パトロールを行い適切な処理を行うものとする。

第9節 気象観測施設等整備計画（総務部）

- 1 気象観測施設の概況
市内における気象観測施設は、熊本地方気象台関係の観測施設を始め、各防災機関の観測施設があるが、その種別、所在地及び施設の状況は、資料編（P 95～97）のとおりである。
- 2 気象観測施設等の整備
 - (1) 熊本地方気象台
熊本地方気象台は、台風・集中豪雨等の異常気象を監視し、その状況を把握するため、観測施設（気象官署、特別地域気象観測所、地域気象観測所、地域雨量観測所）の気象データ、レーダー、アメダス解析雨量、降水短時間予報等により、きめ細やかな防災気象情報（注意報・警報、情報等）の的確、迅速な提供を行うことに努めている。
 - (2) 防災関係機関
現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。

第10節 防災業務施設整備計画（総務部）

災害の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備、推進に関する計画である。

- 1 水防倉庫及び水防資機材の整備方針
水防倉庫は本庁及び支所にそれぞれ設置し、必要資機材については定期的に調査を

行い、補充を行う。

水防倉庫、水防資機材の現況については、資料編（P 99）のとおりである。

2 消防設備

市内の消防力の充実を図るため、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」及び「第4節 火災予防計画」に基づき、計画的に消防施設等を整備するよう強力に推進する。

3 通信設備

(1) 市の通信設備

市は、災害時に速やかに、確実な情報を住民に伝達する手段及び本庁、支所の相互通信ができるような防災行政無線システムの早急な整備促進を図る。現在の防災行政無線等施設は、資料編（P 98）のとおりである。

(2) その他防災関係機関の通信設備

① 県防災行政無線・水防テレメーター無線施設

県庁を統制局とする防災行政無線施設を、県出先機関、熊本地方気象台、県下消防本部、県下市町村等に設置。

水防テレメーターは、県下主要地点に設置された水位、雨量、潮位及び風速観測局の観測データを県庁内監視局に収録解析して、災害の未然防止に努めるとともに、国土交通省、消防庁回線を併設して災害情報の迅速化を図っている。

② 県警察無線施設

県警察本部並びに県下23の警察署に、固定局と移動局（無線車）の無線局を設置している。

③ 国土交通省水防無線施設

主として関係事務所及び同出張所との間に設置している。

④ 海上保安部無線施設

熊本海上保安部の無線施設として、熊本保安部、天草保安署に携帯基地局を、八代保安署に携帯局、各巡視船艇に船舶局を設置している。

4 防災活動拠点施設

県及び市は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や市町村区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。

国・県・市は、災害時の活動拠点基地（避難所、物資輸送拠点、情報発信拠点等）として活用されるよう「道の駅」の機能維持・強化に努めるものとする。

第11節 災害物資・資機材整備・調達計画（総務部・健康福祉部・社会福祉協議会）

被災者の応急所対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる食料、飲料水等の物資の備蓄、調達体制の整備について定める。

市は、大規模災害が発生し、物資の調達や輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

(1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。

(2) 市は、住民・事業者等が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、啓発するものとする。

(3) 市は、市民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散

備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。

- (4) 県と市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (5) 市は、救助に必要な物資の提供等が適正かつ円滑に行われるよう、県及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。
- (6) 市は、物資の調達供給体制の確保ため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (7) 市、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市、事業所等との協定締結等により、調達体制の確立に努めるものとする。
- (8) 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

- (1) 市は、災害発生時に食料等を確保するため、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む。）・生活必需品の備蓄（流通備蓄を含む）に努めるとともに、備蓄で不足すると予想される場合は、速やかに国、県、他の行政機関に対し、協力要請を行う。
- (2) 市内の卸業者、スーパー等の大型店、農協等と、災害時の食糧及び生活必需品等の供給についての協定締結に努める。
- (3) 応急給水
市（水道事業者）は、上水道の給水が停止した断水世帯等を想定して、発災直後に断水世帯に対し、給水体制を整備することとする。
- (4) 飲料水以外の生活用水の確保
県、市及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

3 食料等の備蓄

災害時の応急的な食料については、備蓄倉庫（庁舎を利用）に次の食料等の備蓄に努め、適正に在庫管理を行うものとする。

- (1) アルファーマイ、お粥、パン、ビスケット等 20,000 食
- (2) 飲料水（ペットボトル 500ml 相当） 8,000 本
- (3) 毛布 4,000 枚
- (4) インスタントトイレ（処理袋） 48,000 回分

4 災害用装備資機材の整備充実

- (1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

- ① 救出救助用資機材
- ② 照明用資機材
- ③ 災害対策用特殊車両
- ④ 交通対策用資機材
- ⑤ 情報収集資機材
- ⑥ その他後方支援用等に必要な資機材

(2) 資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携

県及び市は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

5 燃料備蓄（県、総務部、関係機関）

県、市、関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

6 物資の管理・輸送等

市は、救援物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、県、市は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第 12 節 地域防災力強化計画

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風等の災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして、市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の住民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

1 自助

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分で出来ることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動をとるとものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との緊急・安否確認方法
- ・就寝場所の安全確保
- ・災害情報の入手方法
- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認

ウ 事前の備え

- ・地震保険などの自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨1週間分）の水・食料等生活必需品の備蓄（日常備蓄※含む）
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
※薬の服用の有無や家族の状況に応じて、非常用持ち出し品を準備する。
- ・自動車へのこまめな満タン給油

2 共助

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど、積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

ア 防災に関する知識の普及

イ 地域一体となった防災訓練（市と連携した訓練等）の実施

- ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
- ・被害状況（地域住民の安否確認含む。）の把握、市への情報伝達訓練
- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練等

ウ 情報の収集伝達体制の整備

エ 火気使用設備器具等の点検

オ 防災用資器材等の備蓄および管理及び使用方法の確認

カ 危険個所の点検・情報共有

- ・地域の見廻り
- ・地域防災ハザードマップの作成
- ・避難行動要支援者の把握
- ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、市の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に要配慮者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。
また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。
ア 防災体制の整備
イ 防災訓練の実施
ウ 事業所の耐震化・耐浪化
エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施
- (4) 食料・飲料水・生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、県、市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- (5) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第13節 自主防災組織等育成計画（総務部）

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものである。

1 自主防災組織の方針

地震・風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成を促進する必要がある。

- (1) 市民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことを目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、市民は、平時から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加をするとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- (2) 市は、天草市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、市は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

- (3) 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務がない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

2 地域住民等の自主防災組織

- (1) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

- (2) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用にも努めるものとする。

- ① 地区振興会、町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
- ③ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

- (3) 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

- (4) 主な活動内容

- ① 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練の実施・参加（市や関係団体と連携した訓練等）
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 避難指示等の地域への情報伝達訓練

- オ 火気使用設備器具等の点検
- カ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- キ 危険個所の点検・情報共有
- ク 避難行動要支援者の把握
- ケ 地域内にある消防団等の他組織との連携促進

② 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集及び市への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民の安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- ク 避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業所の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、ＢＣＰの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、県、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、市及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、市は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

- ① 中高層建築物、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

① 平時の活動

- ア 防災訓練の実施
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施等

② 災害時の活動

- ア 従業員等の安否確認
- イ 情報の収集伝達
- ウ 出火防止、初期消火の実施
- エ 避難誘導
- オ 救出・救護の実施及び協力
- カ 避難生活における避難場所、避難所の運営協力等

4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第 14 節 防災知識普及計画（総務部、教育委員会）

1 方針

台風、大雨、高潮などによる災害を最小限に食い止めるためには、市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、市や県は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や後援会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2 市職員に対する防災教育

台風、大雨、高潮などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は、防災業務に従事する市長始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう、簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力の向上に努めるものとする。

なお、市は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ① 天草市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ④ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- ⑤ 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）
- ⑥ 防災関係法令の運用
- ⑦ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑧ 防災システムの操作方法等
- ⑨ 広域避難の実行性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について
- ⑩ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

3 住民に対する防災知識の普及の方法

県、市は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、次により風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員および市民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女共同参画など多様な視点にも十分配慮するものとする。

(1) 普及の内容

ア 天草市地域防災計画の概要

災害対策基本法第40条第4項に基づく「天草市地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（総務部防災危機管理課）が、市ホームページにおいて行い、適宜普及周知を図るものとする。

イ 災害予防及び応急措置の概要

県及び市は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。

普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 災害危険箇所の認識

- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所（指定一般避難所・指定福祉避難所）、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認
- (オ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (カ) 農林水産物に対する応急措置
- (キ) 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等含む）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (ク) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- (ケ) 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置
- (コ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (サ) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- (シ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- (ス) 防災サイレン吹鳴の意義
- (セ) 避難先及び避難方法
- (ソ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (タ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- (チ) 避難所生活のマナーとルール
- (ツ) ペットを受入れ可能な避難所
- (テ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- (ト) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- (ナ) 災害時の心得
- (ニ) 自動車運転者のとるべき措置
- (ヌ) その他必要な事項

ウ 被災者の生活再建等の支援

県及び市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- (ア) 市広報媒体の利用
- (イ) パブリシティ活動の展開
- (ウ) 映画、ビデオ、スライドの利用
- (エ) 広報車の巡回
- (オ) 講演会、研修会等の開催

ウ 防災訓練等における普及

県と市は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練雄実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地

域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な地域を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

4 学校教育における防災知識の普及

市は、学校等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

さらに、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ① 災害時の身体の安全確保の方法
- ② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③ 風水害等災害発生のおそれ
- ④ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るための主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

5 防災上重要な施設の管理者等の指導

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止、初期消火等の任務役割
- (5) 防災業務従事者の安全確保

6 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の人材育成支援等

県、市町村は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力向上の促進を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による事業所防災担当者の人材育成を図るものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

県、市及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場

合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及びＢＣＰの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築を支援する。

特に中小企業等の支援に当たっては、県、市町村及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 要配慮者施設の避難訓練等の状況の確認

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

8 外国人に対する防災知識の普及

市及び県は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配付を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、県は、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため市職員の対応力向上を図るものとする。

9 防災知識の普及の時期

市及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※火山防災の日：８月２６日

防災の日：９月１日

津波防災の日：１１月５日

防災とボランティアの日：１月１７日

10 防災相談

市及び防災機関は、市民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、市民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

11 災害記録の保存と災害の教訓の伝承

市等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を、防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第 15 節 防災訓練計画（総務部、教育委員会）

市及び各防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加、住民・その他の関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した各種の必要な訓練を実施する。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分

配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難、消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、市総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、更には住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国、広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、ヘリコプターによる救出、救助活動等を想定し、関係機関等による連携訓練に取り組み、災害時における円滑かつ安全な活動等の確立に努めるものとする。

なお、市単独実施が困難な場合は近隣市町と合同での訓練実施を図ったり、必要に応じて防災訓練アドバイザーの派遣等を県に要請するものとする。

(2) 訓練計画

市は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

訓練の内容は概ね次のとおりとする。

①情報収集伝達	②安否確認、避難所運営	③避難誘導
④災害警備	⑤救出・救助	⑥医療救護
⑦消防	⑧水防	⑨道路
⑩防疫		

2 広域防災訓練

市は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3 複合災害想定訓練

市、防災関係機関は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

4 市等防災関係機関の個別防災訓練

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確かつ迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部・地域災害対策部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練（津波情報伝達訓練）
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）

- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

5 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出、救護、初期消火及び避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練が必要である。

このため、市、消防機関及び防災関係機関は、これらの防災組織の訓練について、必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

6 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容、規模により、最も効果を上げ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、又は火災危険地域等のそれぞれの活動が強く要請される場所を選定するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第16節 避難収容計画（総務部、健康福祉部）

1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

① 広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画

市は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画を検討するものとする。

② 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、市は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

さらに、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

市は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を準備しておくものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

③ 地域で運営する避難所の指定

市が地域で運営する避難所として指定する場合には、自主防災組織又は区で訓練を行い、住民が安全かつ迅速に避難できる場所を指定するものとし、避難所の運営については、自主防災組織又は区で運営するものとする。

地域の自主防災組織等で開設の必要があると判断したときは、指定の避難所を開設するものとする。

※ 各地区の指定緊急避難場所及び指定避難所は、資料編（P8～15）のとおりである。

(2) 避難路

① 避難路の整備計画

市は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

② 災害発生時に安全な避難路の選定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする

(3) 避難所の環境整備等

市は、指定避難所となる施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、併せて、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等）の設置・整備や必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

また、必要に応じ、井戸、給水タンク、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(4) 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(5) 近隣市町村における指定緊急避難場所の設置

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2 避難指示等の発令の判断基準の整理

市は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分

担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

また、市は、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(2) 情報伝達手段の整備

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

また、市は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所等の周知徹底

市は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、県と市は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

イ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

ウ 避難指示等の伝達方法

エ 避難後の心構え

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等についても周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底に当たって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

(4) 広域避難及び被災者の運送

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、天草水防区減災対策協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 管理者対策

病院、工場、事業所、大型店舗等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(6) 児童生徒等の対策

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4 速やかな避難所開設のための体制構築

市は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

市は、指定避難所となる指定管理施設について、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

5 避難所運営マニュアルの作成等

市は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団や自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、市は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

6 避難所における男女共同参画の推進

県と市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

7 避難所におけるボランティア等の受入れ

市は、避難所でのボランティア等の活動が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしおくものとする。

8 避難の受入れ

市は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

9 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

10 応急仮設住宅建設予定場所の選定

市は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

11 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 市民への啓発

市は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

(4) 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（17

- 1) や災害用伝言 (web 1 7 1) 等) の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。
- (6) 徒歩帰宅者に対する支援
市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。
- 12 孤立化地域対策
市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備 (衛星携帯電話等) の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。
- 13 広域一時滞在避難所の選定
市は、指定避難所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。
- 14 被災した飼養動物の保護収容に関する対策
市は、県が実施する被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、地域住民、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。
- 15 施設の災害予防対策の推進
県及び市は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。
(1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
(2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
(3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
(4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- 16 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応について
県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第 17 節 避難行動要支援者避難支援計画 (健康福祉部)

避難行動要支援者の避難支援等の全体的な考え方は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (令和 3 年 5 月内閣府策定)」を参考に本計画の定めるところによる。

1 計画の目的

市は、市内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 (この章において、以下「避難行動要支援者」という。) の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置 (この章において、以下避難支援等という。) について定めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、平時において、基本法 49 条の 10 第 3 項及び第 4 項に基づき、市の関係部局が保有する要介護高齢者や障がい者等の情報や、県知事その他の者に難病患者等の情報を把握・集約し、基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定により、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。ただし、市内に居住の実態のない者、社会福祉施設に入所中の者、長期入院中の者、又は同居家族等による避難支援が可能である等の理由から避難支援を必要としない者は除く。

ア 要介護 3～5 の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳 1・2 級を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳 A を所持する知的障がい者

エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する精神障がい者

オ 市の障害福祉サービスを受けている難病患者

カ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）

キ 上記に準ずる状態にある者又は要配慮者に該当する者で、本人、行政区長又は民生委員から名簿登録の要請があった者

(3) 避難行動要支援者の記載事項

避難行動要支援者名簿については、基本法第 49 条の 10 第 2 項に基づき、次の避難行動要支援者に関する情報を記載し、定期的に更新するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の緊急連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由（障がいの状況等）

キ その他避難支援の実施に必要な事項

(4) 避難支援等関係者等への名簿情報提供

① 事前の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防本部、消防団、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域障がい相談支援センター、民生委員、行政区長（自主防災組織の長）、地区振興会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（この章において、以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、又は市条例の定めにより、原則として年 1 回、毎年 4 月から 6 月までの間にあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援体制を整備するものとする。

なお、避難行動要支援者本人の同意を基に、名簿情報を事前に配布する場合には、同意を得られていない者に対して、避難支援等関係者に協力をお願いしながら、電話や個別訪問により、本人や家族に制度の趣旨や内容を説明し、同意を得ることに努めるものとする。

② 災害時における名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、名簿情報を提供することができるものとする。

なお、避難支援等の終了後、避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の返却を求めるものとする。

3 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難計画の作成

① 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等関係者、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、個別避難計画に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、地域の避難支援者（この節において、以下「地域支援者」という。）、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとし、地域に即した検討を行うため、これらの地域の関係者が一堂に会し、協議する場を設ける。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は市が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援するものとする。

② 個別避難計画作成の優先順位

市は、個別避難計画の作成に当たって、できるだけ早期に個別避難計画を作成する優先度の高い者から進めていく必要があることから、次のとおり優先して作成する基準を設けて取り組むこととする。

なお、この基準に該当しない場合でも、個別避難計画の作成を妨げるものではない。

ア 浸水想定区域、津波災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域等に居住している場合（特に、津波特別警戒区域、土砂災害特別警戒区域を優先）

イ 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な場合

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況（家族が高齢者、同居家族の一時的な不在や昼間独居等）の場合

(2) 個別避難計画の内容

個別避難計画の内容は、基本法第 49 条の 14 第 3 項に基づき、次の情報を記載し、定期的に更新するものとする。

ア 避難行動要支援者に関する情報（「2—(3) 避難行動要支援者の記載事項」を参照）

イ 緊急時連絡先の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

ウ 地域支援者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

エ 避難支援等の方法

オ 住居等の地図

(3) 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援等関係者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助（家族・親戚）、地域（地域住民）の共助の順で、避難行動要支援者にとってできるだけ身

近な者から地域支援者１～２人を定めるものとする。

また、市は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や地域支援者を定めるため、避難支援等関係者のほか、福祉専門職や介護保険事業者、障がい者団体等の福祉関係者、福祉タクシー等事業者、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ福祉タクシー等事業者と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

(4) 避難支援等関係者等への個別避難計画の提供

市は、「２－(4) 避難支援等関係者等への名簿情報提供」と併せて、避難支援等関係者に個別避難計画を提供するものとする。

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用

(1) 情報伝達体制の整備

伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

また、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 避難支援等関係者による避難支援等

市は、避難支援等関係者に対して、提供した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（この章において、以下「名簿等」という。）を基に、次のような避難支援等の実施を依頼する。

ア 平常時

- ・日ごろからの声掛けや安否確認といった見守り活動により、避難行動要支援者の生活の状況の把握と信頼関係の構築を図る。
- ・各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に関する情報を共有し、地域における避難支援体制の構築を図る。
- ・各行政区や自主防災組織を中心とした地域全体で、避難行動要支援者に関する避難支援等を含めた防災訓練・避難訓練を実施する。

イ 災害時

- ・避難指示等が発令された場合、避難情報の伝達、又は避難所等の安全な場所への避難誘導を実施する。
- ・電話・訪問等による安否確認を実施する。

(3) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助（家族・親戚）、地域（地域住民）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、市は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む。）、自主防災組織、福祉専門職や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ交通事

業者（福祉タクシー等）と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

① 関係機関の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、地域支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市は、地域支援者、避難支援等関係者、福祉専門職等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担、避難誘導の経過及び安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識をもっておくものとする。

また、県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・地域障がい相談支援センター等）の連携により、要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

② 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、地域支援者や避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要である。

そのため、市は、避難行動要支援者名簿制度について、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練の実施を通じて、避難行動要支援者の避難支援等に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者や地域支援者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、市は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、地域支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、災害が発生するおそれがある場合にあらかじめ避難する「予防的避難」の普及啓発を図るものとする。

③ 安否確認の体制づくり

市は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから避難行動要支援者と関係する地域支援者や避難支援等関係者、福祉専門職、関係団体（障がい者団体、老人クラブ等）等と連携・協力し、避難所や自宅を巡回するといった方法などにより、地域に居住する避難行動要支援者の安否確認の体制を整備するものとする。

④ 地域支援者等の安全確保の措置

災害時における避難支援については、地域支援者本人又はその家族等の安全が確保されたうえで行われることを前提としており、災害の規模や状況等に応じ、可能な範囲での実施をお願いする。

なお、避難支援等は、あくまでも地域住民の善意により行われるものであり、地域支援者等に法的な義務や責任を課すものではないことを、市は、関係者に対して説明を行うものとする。

また、地域支援者等が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するための緊急の必要があると認められるときに、基本法第 65 条第 1 項の規定により、避難支援等に従事したことで、死亡し、負傷し、疾病し若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、基本法第

84 条第 1 項に基づき損害補償の対象となる。

(4) 福祉避難所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設に加え、旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。

(5) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるものとする。

5 避難行動要支援者の避難支援等の円滑な実施のための方策

(1) 避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、健康福祉部を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

県は、災害時における市町村の避難支援状況等の状況を適宜把握し、必要に応じて助言や支援を行うものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(2) 避難行動要支援者情報の取扱い

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び地域支援者の同意又は市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、基本法に基づき、市内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時には、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

さらに、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。

(3) 避難行動要支援者支援マニュアル・避難行動要支援者向けマニュアルの作成

近年の災害での被災状況をみると、特に高齢者や障がい者などは、災害に関す

る情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、犠牲になるケースが目立っている。

災害発生前、災害発生時のそれぞれの場面において「日頃の備え」と「災害発生時の行動」を具体的に示し、避難行動要支援者と地域支援者が、安全確保のために具体的な支援対策を講じ、災害発生時に適切な行動をとるための総合的、体系的な支援対策として取りまとめたマニュアルを作成し避難行動要支援者・地域支援者に対し配布する。

6 個人情報保護ガイドライン

(1) 個人情報の取扱い

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（この章において、以下「名簿等」という。）に記載された個人情報（この章において、以下「名簿情報」という。）は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障がいや疾病に関する情報といった、極めて秘匿性の高い情報を含んでいる。名簿情報が避難支援に関係のない第三者に知られることで、避難行動要支援者及びその家族が不利益を受けるおそれがある。

そのため、市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者に係る個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律並びに本項に定める個人情報保護ガイドラインに基づき、名簿情報を適切に取り扱うものとする。

(2) 個人情報の利用

名簿等については、次のことに利用できるものとする。

ア 避難行動要支援者に対する声掛けや安否確認といった日ごろからの見守り活動

イ 地域の関係者間において、避難行動要支援者の避難支援の方法等の確認・検討
ウ 防災訓練・避難訓練

エ 避難行動要支援者に対する災害情報・避難情報の伝達、避難所等安全な場所への避難誘導又は安否確認等

(3) 個人情報の安全確保に関する措置

市は、名簿等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア 名簿等は、紙の台帳及び電子データとして管理するものとし、電子データは定期的にバックアップを行い、機器の故障に備える。

イ 紙の台帳は、施錠できる場所等に保管するものとし、電子データは、コンピュータの利用者を限定することで、不正アクセスの防止を図る。

ウ 関係者へ提供する名簿等は、避難支援等の実施に必要な最小限の範囲とする。

エ 関係者に名簿等を提供する際は、名簿情報の漏えい等を防ぐため、制度の趣旨及び個人情報の保護について、説明を行うものとする。

オ 避難行動要支援者に係る避難支援等を、ボランティア団体、障がい者団体及び民間の企業等と連携して行うため、平常時から名簿等を提供しておく必要がある場合は、各団体等と協定を締結したうえで提供を行うものとする。

(4) 名簿取扱者の責務等

名簿等の提供を受けた者（この章において、以下「名簿取扱者」という。）は、基本法第49条の13に基づき、守秘義務が課せられるため、名簿等の取扱いについては十分に注意するものとする。

(5) 名簿等を提供する場合における配慮

市は、名簿情報の漏えいを防止するため、関係者に名簿等を提供する際に、次のことを説明するものとする。

ア 名簿取扱者（過去に提供を受けた者を含む。）には、基本法により守秘義務が課せられる。正当な理由がなく、名簿情報を第三者へ提供することや、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らすことは禁止されているため、名簿等の取扱いについては、十分に注意すること。

イ 名簿等は、盗難・紛失を避けるため、施錠可能な場所に保管すること。

ウ 名簿等は、必要以上に複写しないこと。

- エ 警察署及び消防本部においては、分署等に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は、管轄する地域に限定するとともに、名簿等を取扱う職員を定め、取扱いには十分に注意するよう指導を行うこと。
- オ 行政区長、民生委員、消防団等においては、避難支援の実施に関わる地域住民に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は必要最小限の範囲とし、取扱いには十分に注意するよう説明を行うこと。
- カ 役職等の交代により名簿取扱者でなくなった場合、名簿等については、次の役職の方に引継ぐか、市に返却すること。
- キ 新しい名簿等の提供があった場合、古い名簿等は市に返却すること。

第 18 節 医療・救護体制整備計画（健康福祉部、市民生活部、病院事業部）

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から市、県及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療救護体制の充実を図る。

1 災害時における医療救護体制の整備

(1) 体制整備の基本的考え方

- ① 市は、平素から災害における情報の収集及び連絡体制の整備に努める。
- ② 市は、平素から機会あるごとに、救急（災害）医療に関係する諸機関・団体等の連携強化に努める。
- ③ 市は、小学校単位を配慮し、行政区ごとの救護体制の整備を図る。
- ④ 市内全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法を記したマニュアルの作成に努める。
- ⑤ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- ⑥ 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 医療救護体制の整備

- ① 市は、日赤市支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体に対して、あらかじめ災害時における医療救護体制、特に緊急派遣が可能な医療救護班等の編成状況等の把握に努める。
- ② 病院事業部にあっては、あらかじめ各病院ごとの職員による医療救護班等を編成しておく。
- ③ 医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。
- ④ 各機関、団体は、災害に備え医療救護班の派遣訓練を行う。また、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷など震災で多発する重篤救急患者の対応研修を実施する。
- ⑤ 各機関、団体は、大規模な災害に備え、患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。

2 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- (1) 市は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者のため、平時から、陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 市は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸

送に関係する機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。

3 災害時における医療ボランティアとの連携

市は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ態勢の確立に努めるものとする。

4 災害時における医薬品及び歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給対策

市は、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と連絡網を整備するものとする。

5 災害時における後方支援体制の確保

市は、被災地域内の医療活動で、対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、市内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。

6 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

市は、県と連携を図り、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

① 市は、県と連携を図り、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

② 市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。

(3) 近隣市町村との応援体制

市は、あらかじめ災害時における近隣市町村との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。

7 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ効果的な医療救護活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第19節 災害ボランティア計画（健康福祉部・社会福祉協議会）

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合うしくみづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、市、県及び関係機関の連携のもと、平時から以下の事業を積極的に推進することで体制の整備を図る。

1 地域福祉の推進

市は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、市社会福祉協議会（この章において、以下「市社協」という。）住

民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、市や市社協は、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

2 関係機関との協働体制の構築

市や市社協等は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をととして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市社協との連携が円滑になされるよう、平時から市社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3 災害ボランティアの養成、登録、体制整備

市社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県及び市社協は、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

県社協や市社協は、県や市と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

また、市社協は、市と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(2) 体制整備

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定

場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。県社協は、災害時に市社協又は複数の市社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市社協を支援する。また、一般ボランティアが十分活動できるようニーズの把握や被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。

市社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

4 ボランティアの受入体制の整備

県社協は、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外の社協やＮＰＯ等のボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。市社協においても同様に、平時から他市社協やＮＰＯ等のボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、県や市、県社協や市社協、ＮＰＯ等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやＮＰＯ等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

5 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

市は、市社協、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第 20 節 防災関係機関等における業務継続計画（全部局、防災関係機関）

県、市及び防災関係機関は、大規模災害発生時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（ＢＣＰ）を定めるものとする。

なお、県及び市は災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料などの確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第 21 節 支援計画（全部局、防災関係機関）

1 支援計画の策定

県、市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職

員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定にあたっては、県及び市において次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 総括（共通）

ア 応援要請の手順

イ 受援体制

(ア) 受援組織の設置

(イ) 受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

(ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化

(イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理

(ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入れ体制

2 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

県及び市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

県及び市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第 22 節 公共施設等災害予防計画（全部局、防災関係機関）

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。そのため、道路管理者は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

(1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化（リダンダンシー）を図るものとする。

特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。

また、急峻な地形が多いことで、積雪時の融雪に時間を要することから、交通環境の早期復旧を目指すために、管理行動計画の策定と体制整備に努めるものとする。

(2) 橋梁

災害時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送道路等にある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書（耐震基準）に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、下部工や基礎工の補強を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施する上で重要であり、発災直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2 河川、砂防、空港、港湾・海岸、漁港

(1) 河川

河川管理者は、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物の耐震化を次のとおり行うものとする。

ア 堤防

（ア）二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。

(イ) その他の施設については、今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

(2) 砂防

砂防えん堤においては、「河川砂防技術基準」に基づき、えん堤規模が大きいものについて、耐震対策を実施する。

(3) 空港

災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送受け入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。

(4) 港湾

港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く係わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の際の危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、地震に耐えられるよう整備するものとする。

(5) 海岸

海岸の保全は、市民の生命、財産を守る根幹であり、これまでも海岸保全施設の新設・改良補強等計画的に整備を推進してきたが、今後の施設整備に当たっては、長寿命化計画を基に、危険度が高く、人命・財産が集積した地区について、耐震性をさらに強化し、逐次施設の整備を行うものとする。

(6) 漁港

漁港施設は、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。

海岸保全施設等の整備に当たっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点から、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等のうち必要なものについて整備を順次進めるものとする。

3 水道

水道は、市民生活において重要なライフラインであることから、災害時においても、断水を最小限に留めるため、浄水場や配水池等の施設の保全に努めるとともに、改良、更新時には、耐震対策を講じるなど、防災の強化を図る。

(1) 施設の補強

被災時の給水拠点となる配水池、加圧ポンプ、浄水場の耐震化を進めるとともに、水道管については、重要な給水施設への供給ラインから優先的に老朽管の更新、耐震対策を講じる。

(2) 連絡管整備による給水の確保

給水区域間の配水管連結を進め、浄水場等が被災した場合は、別のルートによる給水を確保することで、断水を最小限に留めるよう必要な対策を講じる。

(3) 災害時応急体制の整備

災害時における給水確保のため、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬ポンプ、可搬式発電機、運搬車両の整備増強を図る。

(4) 災害時における体制整備

自然災害ほか、水質事故やテロ等の危機における給水確保を図るため、天草市水道事業危機管理マニュアルにより、職員の出動体制・指揮命令系統の確立、情報の収集及び伝達、応援要請等必要な体制を整備する。

4 下水道

下水道の機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は、発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

(1) 対象施設

ア 管きょ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きょの重要度や地盤条件等を勘案した上で、耐災性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

イ 処理場、ポンプ場

既存施設については、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。

また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。

(2) システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画を策定するものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

(3) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

5 社会福祉施設

県及び市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。

6 医療施設

県及び市は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。

7 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、市立学校等について、その設置者は次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

(2) 設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめとして、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

8 ライフライン

市は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。

また、県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

9 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮するものとする。

10 災害応急対策の担い手の育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画（総務部）

1 防災組織

(1) 防災会議

本市の地域における防災を総合的に推進するための組織として、天草市防災会議を設置する。

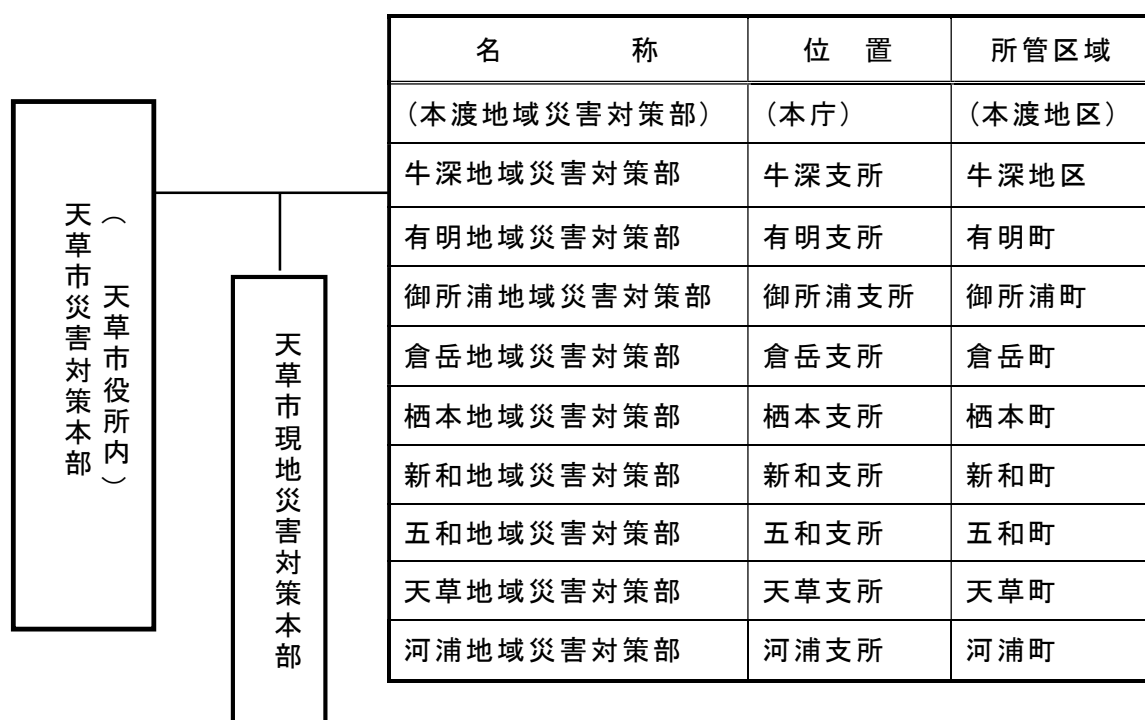
市長を会長として基本法第16条第6項に規定する機関の長及び学識経験者を委員として組織するものであり、本市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を行うことを任務とする。

(2) 災害対策本部

基本法第23条の3、第24条、第28条の2及び第107条の規定に基づき災害発生のおそれ又は災害時における防災活動を強力に推進するため天草市災害対策本部を設置する。

市長を本部長（市長に事故あるときは、副市長、総務部長の順位で指揮を執る。）として市の職員で構成するものであり、その所掌事務として、水防、消防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を実施する。

また、これらの活動を実施するため、本部に対策部並びに市内9地域（支所設置区域）に地域災害対策部を設置し、それぞれ本部の事務を分掌させる。



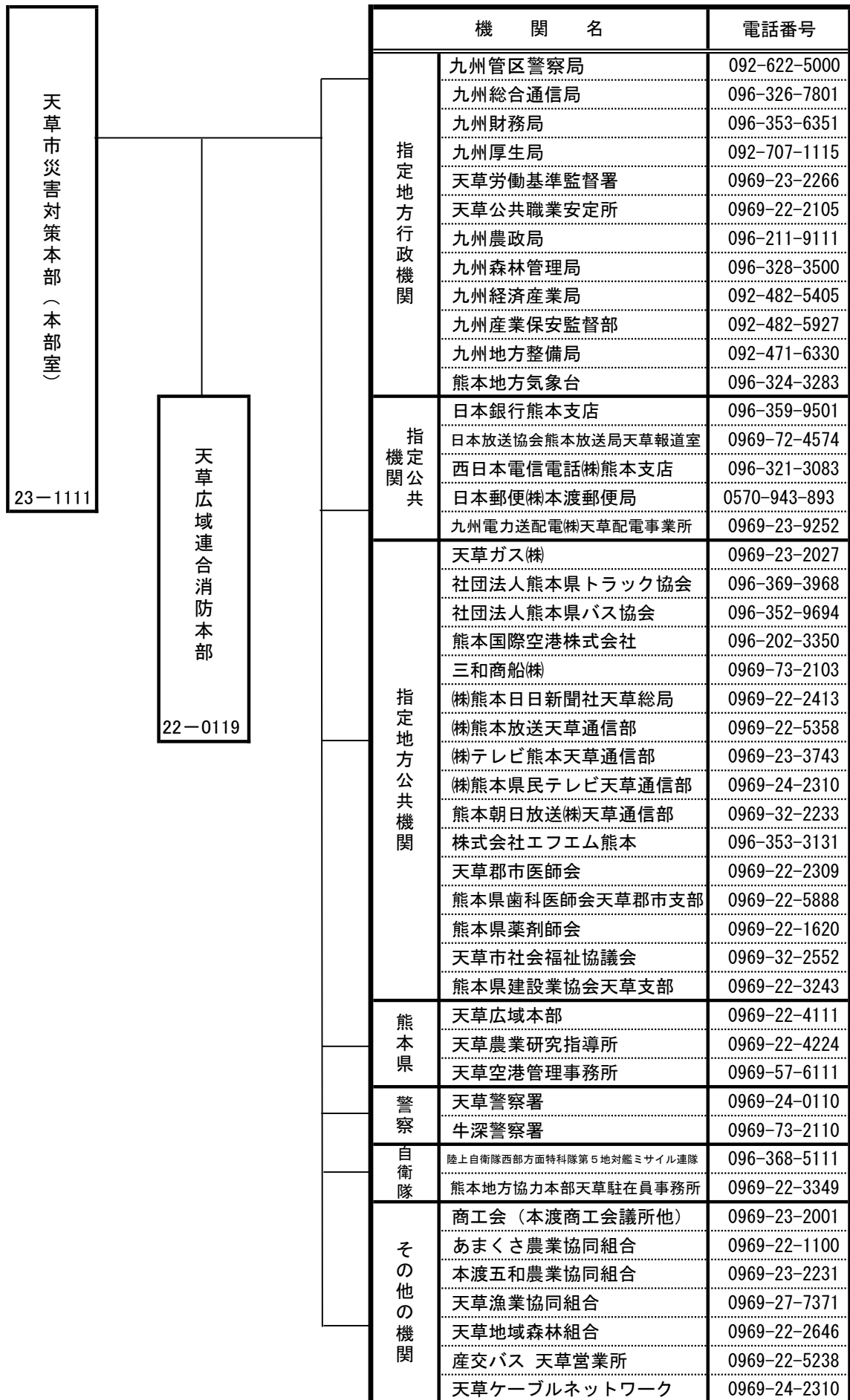
2 天草市の災害対策系統

(1) 防災関係機関の協力系統

天草市の地域において、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、市長は必要があると認めるときは、天草市災害対策本部を設置して防災の推進を図る。

また、天草市防災会議を構成する関係機関は、市内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、災害対策本部と緊密な連絡・協調に努めるものとする。

【防災関係機関の協力系統図】



(2) 天草市災害対策本部

災害の種類は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りなど（基本法第2条）であるが、これに対処するための組織として基本法に基づく天草市災害対策本部と、水災に対処するための水防法に基づく天草市水防本部とがあるが、災害対策の一元的推進を図る観点から、その設置運営については市長において統制する。

3 天草市災害対策本部の組織及び編成

天草市災害対策本部の組織及び編成等は、「天草市災害対策本部条例」及び「天草市災害対策本部条例施行規則」等の定めるところによる。

(1) 設置基準

① 天草市災害対策本部

ア 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（市長判断）

イ 特別警報が発表されたとき

ウ 大津波警報が発表されたとき

エ 震度5強以上の地震が発生したとき

オ 【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したとき

カ 本部が設置された場合には、「配置基準表」（P61）の職員の配置体制をとるものとする。

キ 災害対策本部の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

Ⅰ. 本庁舎 Ⅱ. 天草市民センター Ⅲ. 五和支所 Ⅳ. 新和支所

② 現地災害対策本部

ア 災害地が災害対策本部から遠隔地の場合

イ 本部と地域災害対策部との通信連絡等が円滑に行えない場合

ウ 前記のほか、特に市長が必要であると認めるとき

③ 地域災害対策部

ア 支所の所管区域内で、震度5強以上の地震が発生した場合。

イ 特別警報が発表されたとき

ウ 災害対策本部が設置を指示したとき

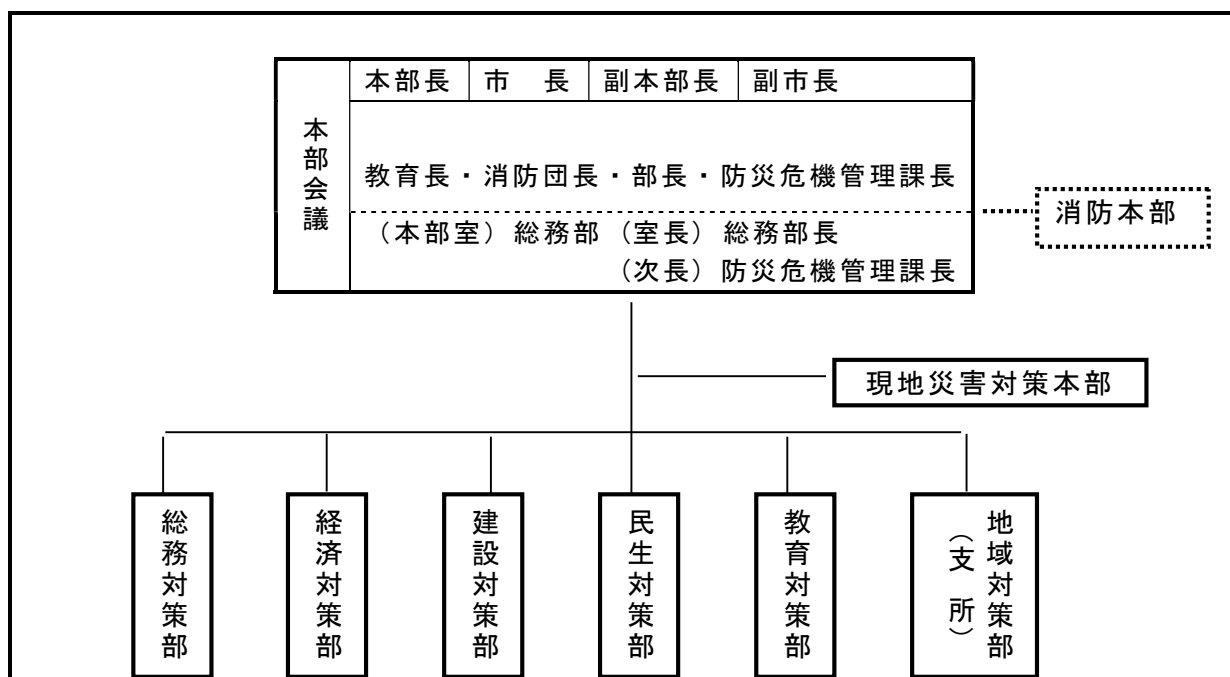
エ 支所の所管区域内に大規模な災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、支所長は、速やかに災害対策本部長に報告するとともに、設置についての指示を仰ぐものとする

(2) 廃止基準

ア 予想された災害の危険が解消したと認められるとき

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき

(3) 災害対策本部の組織と編成



(4) 協議事項

① 本部会議の協議事項

- ア 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- イ 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- ウ 災害救助法の適用、実施に関する事項
- エ その他の重要事項

② 本部室の所掌事務

- ア 本部会議に関する事項
- イ 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- ウ 被害状況等の報告及び公表に関する事項
- エ 各対策部及び各関係機関との連絡調整に関する事項
- オ 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- カ 災害応急措置の業務命令に関する事項
- キ その他本部長の指示する事項

(5) 対策部

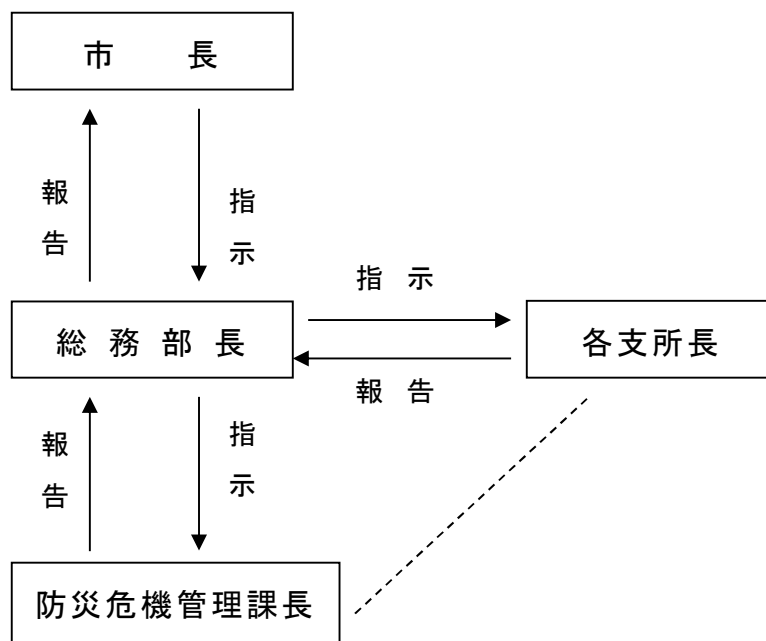
- ① 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは本部に対策部を置く。
- ② 対策部に対策部長、対策副部長、班長、部員を置く。
- ③ 対策部長には、部長及び支所長をもって充て、対策副部長には、部長、水道局長及び課長をもって充て、班長には課長等をもって充て、部員は関係部課等に所属する職員をもって充てる。
- ④ 各対策部は、必要な対策部を設置したときは、その内容を総務対策部長に合議するものとし、総務対策部長はこれに基づく必要な措置をとるものとする。
- ⑤ 本部長が、災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。
- ⑥ 各対策部の職員分掌事務については、次ページの表のとおりとする。

対策部	部 長	副 部 長	班	分 掌 事 務
総 務 対 策 部	総 務 部 長	総合政策部長 地域振興部長 防災危機管理課長	総 務 (防災危機管理課) ◎ (総 務 課) (契約検査課) 災害に応じて ・総括班 ・対策班 ・情報班 ・受援班 を編成	(1) 災害対策本部に関すること。 (2) 各対策部との連絡調整に関すること。 (3) 職員の配置計画に関すること。(全部・課等で対応) (4) 防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 自衛隊・緊急消防援助隊等の派遣要請に関すること。 (6) 気象予警報等の伝達に関すること。 (7) 情報収集及び被害調査・報告に関すること。 (8) 消防及び水防に関すること。 (9) 住民の避難に関すること。 (10) 消防団員との連絡調整に関すること。 (11) 被災者の救出・保護・収容に関すること。 (12) 食料等の備蓄に関すること。 (13) 交通規制計画及び緊急車両の確認・確保に関すること。 (14) 輸送計画(車両・防災消防ヘリコプター)に関すること。 (15) 応急対策物資の購入に関すること。 (16) 応援職員等の受け入れに関すること。 (17) 議会への被害状況報告に関すること。 (18) 議会等の災害視察に関すること。 (19) その他分掌事務に係る庶務に関すること。
			秘 書 広 報 ◎ (秘 書 課)	(1) 本部長及び副本部長の被災地視察に関すること。 (2) 報道機関等との連絡調整に関すること。 (3) 災害状況等の公表に関すること。 (4) 災害記録写真に関すること。
			財 政 ◎ (財 政 課) (財産経営課)	(1) 災害経費の資金計画及び予算措置に関すること。 (2) 大規模災害時の出勤職員の炊き出しに関すること。 (3) 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 庁内電話の確保並びに整備に関すること。 (5) 輸送計画(公用車両確保)に関すること。
			企 画 ◎ (政策企画課) (その他全課)	(1) 災害復旧と諸計画の調整に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 他班の応援に関すること。
			情 報 通 信 ◎ (情報政策課)	(1) 情報通信の確保に関すること。
			出 納 対 策 ◎ (会 計 課)	(1) 義援金等の出納・保管に関すること。 (2) 災害救助基金の出納に関すること。 (3) 応急対策物資の出納に関すること。
			応 援 班 ◎ (議会事務局) (監査事務局) (選管事務局)	(1) 他班の応援に関すること。
			農 林 水 産 ◎ (産業政策課) (農業振興課) (農林整備課) (水産振興課) (農委事務局)	(1) 農林水産業の被害調査に関すること。 (2) 農林水産業の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (3) 水防に関すること。 (4) 応急食糧の供給に関すること。 (5) 輸送計画(船舶)に関すること。 (6) 土地改良区との連絡調整に関すること。 (7) 農業・水産業団体等との連絡調整に関すること。
			商 工 観 光 ◎ (観光振興課) (産業政策課 産業政策係)	(1) 商工業関係の被害調査に関すること。 (2) 労務者の供給に関すること。 (3) 商工業関係の災害予防及び応急対策・振興に関すること。 (4) 被災中小企業者等に対する融資斡旋に関すること。 (5) 観光業関係の被害調査に関すること。 (6) 観光業関係の災害予防及び災害応急対策に関すること。 (7) 観光関係団体との連絡調整に関すること。
			文化財 ◎ (文化課)	(1) 文化財関係の被害調査に関すること。 (2) 文化財所有者の災害予防及び応急対策・振興に関すること。 (3) 文化財関係団体・支援団体等との連絡調整に関すること。 (4) 被災文化財及びその周辺の文化財調査等に関すること。 (5) 災害復旧に係る文化財調査に関すること。

対策部	部 長	副 部 長	班	分 掌 事 務
建設 対策部	建設 部長	水道局長	土 木 ◎（建設総務課） （土木課）	(1) 土木施設等の被害調査に関すること。 (2) 土木施設等の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (3) 水防に関すること。 (4) 交通規制計画に関すること。 (5) 障害物等の除去に関すること。 (6) 災害応急対策資機材の確保及び運用に関すること。
			都 市 計 画 ◎（都市計画課） （建 築 課）	(1) 都市公園等の被害調査に関すること。 (2) 都市公園等の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (3) 住宅応急対策（仮設住宅建設等）に関すること。
			水 道 ◎（水道課）	(1) 水道施設等の被害調査に関すること。 (2) 水道施設等の災害予防及び応急対策に関すること。 (3) 被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給に関すること。
			下 水 道 ◎（下水道課）	(1) 下水道施設等の被害調査に関すること。 (2) 下水道施設等の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。
			応 援 ◎（経営管理課）	(1) 他班の応援に関すること。
民生 対策部	健康 福祉 部長	市民生活部長 病院事業部長	福 祉 ◎（健康福祉政策課） （福 祉 課） （子育て支援課） （高齢者支援課） （健康増進課） （こども家庭課）	(1) 災害弱者（高齢者、施設・保育所入所者等）の把握・避難に関すること。 (2) 避難行動要支援者に関すること。 (3) 災害救助法（他班に属するものを除く。）に関すること。 (4) 応急食糧の供給に関すること。 (5) 生活必需品の供給に関すること。 (6) 民間団体（社会福祉協議会・日赤等）との連絡調整に関すること。 (7) 義援金の受付、配分に関すること。 (8) 災害援護物資等の受付、輸送に関すること。 (9) ボランティアに関すること。 (10) 保健衛生（健康管理）に関すること。 (11) 社会福祉施設の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (12) 被災者の自立支援に関すること。 (13) 食品衛生に関すること。 (14) 被災者生活再建支援法に関すること。 (15) 要配慮者避難所・福祉避難所の設置・運営に関すること。
			環 境 ◎（市民環境課）	(1) 環境施設等の被害調査に関すること。 (2) 飲料水（上水道を除く）に関すること。 (3) 保健衛生（防疫・仮設トイレ設置）に関すること。 (4) 廃棄物処理に関すること。 (5) 生活環境保全に関すること。 (6) 被災動物対策に関すること。 (7) 死体搜索・収容埋葬に関すること。
			市 民 ◎（市 民 課） （納 税 課） （課 税 課） （国保年金課）	(1) 外国人対策に関すること。 (2) 罹災証明書の発行及びそれに伴う住家の被害認定調査に関すること。 (3) 市税の減免等に関すること。 (4) 他班の応援に関すること。
			病 院 ◎（病院事業部） （各市立病院・診療所） （看護専門学校）	(1) 医療衛生施設の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (2) 医療・救護に関すること。 (3) 医療機関の動員及び指示に関すること。 (4) 医薬品、衛生材料の調達及び供給に関すること。
教育 対策部	教育 部長	教育総務課長	教 育 ◎（教育総務課） （教育部全課）	(1) 教育施設等の被害調査に関すること。 (2) 教育施設等の災害予防及び応急対策・復旧に関すること。 (3) 教育対策（学校給食含む）に関すること。 (4) 児童・生徒の避難対策に関すること。 (5) 民間団体（婦人会等）の活用に関すること。
地域 対策部	各支 所長	総務振興課長 まちづくり 推進課長	◎総務振興課 ◎まちづくり推進課 ◎支所全課	(1) 被害調査に関すること。 (2) 本庁各部に対応する災害対策に関すること。 (3) 本部との連絡調整に関すること。 (4) 地域災害対策部に関すること。 (5) 支所の分掌事務に係る応急対策に関すること。 (6) 水防に関すること。

(6) 職員への指示系統

災害対策本部が設置された場合は、次の系統により行うこととし、指示を受けた総務部長及び防災危機管理課長は、「第2節 職員配置計画の3-(4)-①の配置指令の伝達」系統により、各職員への伝達等を行う。



4 関係機関との連携

市は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、市災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家や関係機関等の参加を求めるものとする。

5 災害対策本部室等のスペース確保

市は、国、他県、防災関係機関等からの連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、本部運営を円滑に行う為、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。

なお、本庁舎が被災し、使用不能となる場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設をあらかじめ選定（確保）する。

6 災害対策本部運営要領等の作成

市は、災害等の発生又は発生の恐れがあり、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合、迅速かつ的確に行動できるよう、具体的な対応を取りまとめた災害対策本部運営要領等（災害警戒本部・災害対策本部行動マニュアルなど）を作成するものとする。

なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直すものとする。

第2節 職員配置計画（各部局）

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

1 業務継続性の確保

市は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（ＢＣＰ）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位
- (2) 職員の確保体制
- (3) 職員への支援体制
(安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、子どもの一時預かり等を含む)
- (4) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (5) 電力（非常用電源装置及び燃料を含む。）の確保
- (6) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (7) 重要な行政データのバックアップ
- (8) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2 職員配置体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し活動できるようにあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

3 市職員の配置

災害が発生するおそれ、または発生した場合における市職員の配置は、おおむね次のとおり実施するものとする。

なお、この実施運用については、総務部長が必要に応じ、情報を検討して職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。

(1) 災害発生のおそれのある場合

- ① 総務部長は、次に掲げる場合は予警報伝達計画に基づき、警報又は注意報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動にあたらせるものとする。

ア 災害発生のおそれがある注意報又は警報が、熊本地方気象台又は気象庁から発表されたとき。

【災害発生のおそれのある注意報又は警報】

注 意 報	警 報
● 津波注意報	次の種類の警報が、「1」以上発表されたとき ● 暴風警報 ● 大雨警報 ● 洪水警報 ● 高潮警報 ● 津波警報 ● 大雪警報 ● 暴風雪警報

イ 火山爆発又は地震発生による災害が予想され、これらに関する情報が発表されたとき。

ウ 災害発生のおそれがある異常現象が確認されたとき。

エ その他市長が必要と認め指示したとき。

② 災害警戒本部体制

総務部長は、特に警戒を必要とする場合は災害警戒本部を設置するとともに、必要に応じ関係部・課長等及び支所長を招集し、「災害対策会議」を開催するものとする。

③ 各部・課長等及び支所長は、所属職員の応急措置に関する担回事務及び職員待機要項等をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底しておくものとする。

また、①②によるものの他、職員の配置を必要と認めた場合は、所属職員を配置するものとする。

(2) 災害発生時における動員

① 災害処理関係部・課長等及び支所長は、災害が発生した場合は、所属職員の全部、又は一部を指揮監督して応急措置に従事するほか、市長又は上司の命があった場合は直ちに活動し得る体制を整えておく。

② 災害対策本部が設置されたときは、本部長、副本部長の命を受けて応急措置を行う。

③ 職員は、災害が発生した場合は、速やかに上司と連絡をとり、又は自らの判断で参集し、応急対策に従事する。

④ 職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、課長等の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

(3) 職員の配置基準

【配置基準表】

体 制 区 分		気 象 状 況 等	
第 1 警戒体制	①災害発生のおそれがあるとき（防災危機管理課判断）		
	②次の種類の警報が1以上発表された場合		
	ア 暴風警報 イ 大雨警報 ウ 洪水警報		
	エ 高潮警報 オ 大雪警報 カ 暴風雪警報		
	③震度4の地震が発生したとき		
	④【警戒レベル3】高齢者等避難を発令したとき		
	職員の 待機体制	本 庁	総務部
健康福祉部健康福祉政策課			1名以上
④の場合に限る			
建設部・経済部			各2名以上
			※高潮警報は除く
	支 所	水道局	1名以上
		※高潮警報、大雪警報を除く	
	支 所		各1名以上

災 害 警 戒 本 部 設 置	
第 2 警戒体制	①災害（大規模な災害を除く）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（総務部長判断） ②台風が直撃するおそれがあるとき（総務部長判断） ③土砂災害警戒情報が発表されたとき ④記録的短時間大雨情報が発表されたとき ⑤顕著な大雨に関する情報（線状降水帯発生情報）が発表されたとき ⑥津波注意報又は津波警報が発表されたとき ⑦震度5弱の地震が発生したとき ⑧【警戒レベル4】避難指示を発令したとき

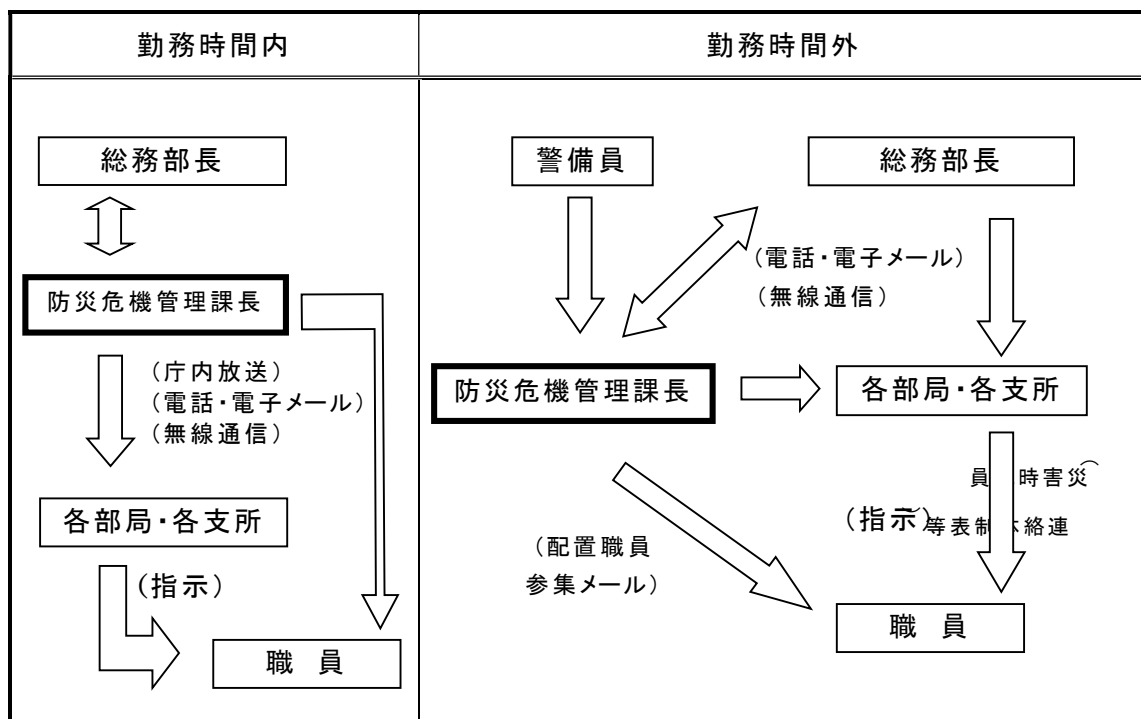
	職員の 待機体制	本 庁	総務部 他部局	8 名以上 各 2 名以上
		支 所		各 3 名以上

災 害 対 策 本 部 設 置				
第 1 非常体制	①大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（市長判断） ②特別警報が発表されたとき ③大津波警報が発表されたとき ④震度 5 強の地震が発生したとき ⑤【警戒レベル 5】緊急安全確保を発令したとき			
	職員の 待機体制	本 庁	総務部 他部局	18 名以上 各 3 名以上
		支 所		各 5 名以上
第 2 非常体制	①大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、全市での対応が必要なとき（市長判断） ②震度 6 弱以上の地震が発生したとき（自動設置）			
	職員の 待機体制	全職員		

(4) 職員の招集

① 配置指令の伝達

職員配置の指令及び配置担当者の招集の伝達は、次の系統により行うものとする。



② 職員の招集・安否確認方法

- ア 職員の招集、又は安否確認に当たっては、最も迅速かつ的確な方法（電話・メール、SNS等）により各部・課長等及び支所長が所属職員を招集するものとする。
- イ 必要に応じて他課（本庁を含む）職員の応援に係る招集連絡については、防災危機管理課から応援職員及びその所属課等の長へ連絡することとする。

③ 配置の解除

職員の配置体制は、次の場合を基準として総務部長が解除を指示するものとする。

- ア 災害発生のおそれのある注意報及び警報が解除されたとき。
- イ 災害発生の危険性がなくなったとき。
- ウ 災害の拡大するおそれがなくなったと確認されたとき。
- エ その他市長が解除の指示をしたとき。

4 職員の応援

市長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各部課等及び各支所に所属する職員を、他の部課等及び支所に派遣することを指示するものとする。

5 職員の派遣

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、市長は、地方自治法第 252 条の 17 および災害対策基本法第 29 条の規定により他の地方公共団体、または国の機関の職員の派遣を要請することができ、また災害対策基本法第 30 条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。

(1) 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第 32 条の規定により市は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、自治省告示(昭和 51 年 3 月自治省告示第 118 号)によるものとする。

(2) 派遣職員に対する給与および経費の負担

① 国から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担は、災害対策基本法施行令第 18 条による。

② 県および市町村から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担は、地方自治法第 252 条の 17 第 3 項による。

6 被災市町村等への職員派遣

(1) 応援職員の派遣

市は、本市以外の地域で大規模な災害発生した場合、熊本県災害対策本部、被災市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災市町村等への応援職員の派遣は、本市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

(2) 応援職員の健康管理等

応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

7 職員の安全確認・健康管理等

市は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 応急措置計画（各部局、関係機関）

1 市長の応急措置

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、応急措置を行わなければならない。

(1) 応急措置についての責任

市長は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施しなければならない。（基本法第62条第1項）

(2) 消防機関の出動命令等

市長は、消防機関に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。（基本法第58条）

(3) 設備、物件の除去等事前の措置

市長は、その災害を拡大させるおそれがある認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。また、これらの指示について警察署長に要求することができる。（基本法第59条）

(4) 警戒区域の設定等

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、住民の生命を守るために特に必要があると認めるとき、次の者は警戒区域を設定して、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限し、もしくは禁止し、住民の退去を命ずることができる。

発 令 者	設 定 の 要 件	根拠法令
本部長（市長）	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	基本法 第63条第1項
警察官・海上保安官	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、もしくは市長から要求があったとき	基本法 第63条第2項
自 衛 隊	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	基本法 第63条第3項
消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2

(5) 工作物等の使用、収用等

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、市の地域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（基本法第64条）

(6) 工作物等の除去保管等

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、又はその他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、その保管、公示、売却、基本法第64条第2項後段、第3項、第4項、第5項、第6項及び同法施行令第25条、第26条、第27条の規定に基づいて行うものとする。

(7) 業務従事命令

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）

(8) 損失補償

市は、前記(5)により市長による工作物等の使用、収用等の処分が行われるときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。(基本法第 82 条)

(9) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市は、市長又は警察官が前記(7)の業務従事命令及び(4)の警戒区域の設定のため、市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を、応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者が、これらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。(基本法第 84 条)

2 市の委員会、委員等の応急措置

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により、応急措置の実施の責任を有する者は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。(基本法第 62 条第 2 項)

第 4 節 災害警備計画（各部局、関係機関）

市は、災害が発生するおそれ、又は発生した場合において、住民の生命、身体及び財産の保護、被災地の公安及び秩序を維持するとともに、災害の拡大を防止するため、警察その他の機関及び市民と協力して、住民の避難誘導、犯罪の防止、交通規制等の応急措置の活動を行う。

第 5 節 応援要請計画（総務部）

県、市等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1 応援要求

(1) 他の市町村長への応援要求

市長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

この場合において、市長は、応援に従事する者に対し、応急措置の実施についての指揮を執るものとする。

なお、応援のために要した費用（交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等の物品費用等）については、市が負担するものとする。

(2) 県知事等に対する応援要求

市長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

なお、応援、又は応急措置のために要した費用については、市が負担するものとする。

2 関係機関との相互連絡

(1) 関係機関の職員の派遣要請

市長等は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

このうち、職員の派遣については、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し要請し、あるいは県知事に対し指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。

なお、当該要請又は斡旋に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ① 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
- ② 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他の職員の派遣について必要な事項

また、県又は他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県又は他の市町村と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(2) 市の受け入れ体制

災害応急対策又は災害復旧のため職員の派遣を受けた際の取り扱いは、地方自治法第 252 条の 17 及び基本法第 32 条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

(3) 災害派遣手当

災害派遣手当は、基本法第 32 条の規定により支給する。

(4) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員には基本法施行令第 18 条の規定、県からの派遣職員には地方自治法第 252 条の 17 第 3 項の規定によるものとする。

(5) 防災会議構成機関（関係機関）

大規模災害発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には緊密な連携と適切な応援協力を図るものとする。

(6) 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市長は、地震等の災害により被災した場合、天草市単独では十分な応急の復旧対策ができないと判断したときは、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」及び「熊本県都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、次の要請を行うものとする。

- ① 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、船舶等の提供
- ④ 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- ⑤ その他、特に市長が必要と判断した事項

(7) 熊本県市町村消防相互応援

市長は、必要があると認めるときは、「熊本県市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき、天草広域連合消防本部以外の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

3 緊急消防援助隊要請要領

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに天草広域連合消防本部消防長と協議を行い、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

応援要請連絡票は、資料編（P 108）参照。

(2) 天草市応援等調整本部

① 市長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、天草市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて天草市応援等調整本部を設置するものとする。

② 応援等調整本部の構成員は、市長又はその委任を受けたもの、天草市派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員又は県内広域応援消防隊の代表とし、市長又はその委任を受けたものを本部長とする。

この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し次の事項をつかさどるものとする。

ア 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること

イ 関係機関との連絡調整に関すること

ウ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること

エ その他の必要な事項に関すること

(3) 熊本県応援等調整本部への派遣

天草市を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県応援等調整本部が設置された場合は、市長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

4 相互応援の強化

市は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等により同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、市は、必要に応じて、被災地に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

5 複合災害に係る応援要請

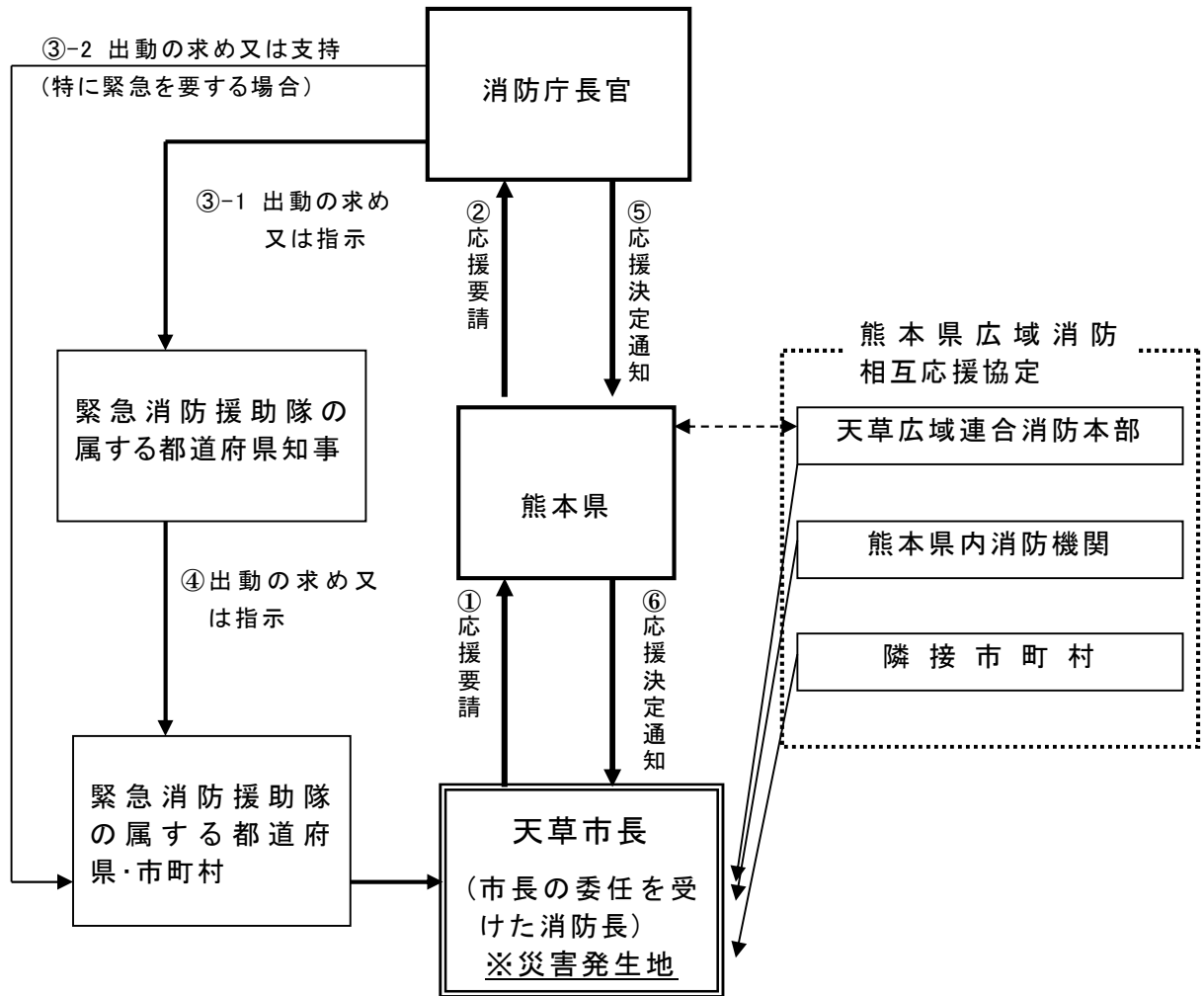
市、関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの応援を早期に要請することも定めておくものとする。

6 応援・受援体制の整備

県、市、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

【緊急消防援助隊応援要請系統図】



※消防組織法の根拠条項

① ②	44 条第 1 項
③-1	求めによる場合 44 条第 1、2 項
	指示による場合 44 条第 5 項
③-2	求めによる場合 44 条第 4 項
	指示による場合 44 条第 5 項
④	求めによる場合 44 条第 3 項
	指示による場合 44 条第 6 項

第 6 節 自衛隊災害派遣要請・要求計画（総務部）

本計画は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

市長にあっては、基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に派遣要求できない旨及び災害の状況の通知ができる。

1 災害派遣要請基準

市長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認め

るときは、災害派遣を要請する。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意する。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。

(2) 緊急性

さし迫った必要性がある。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

2 災害派遣要請要領

市長が自衛隊派遣の必要を認めたときは、次の事項を明確にして、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請を行うよう知事(天草広域本部経由)に対して要請する。

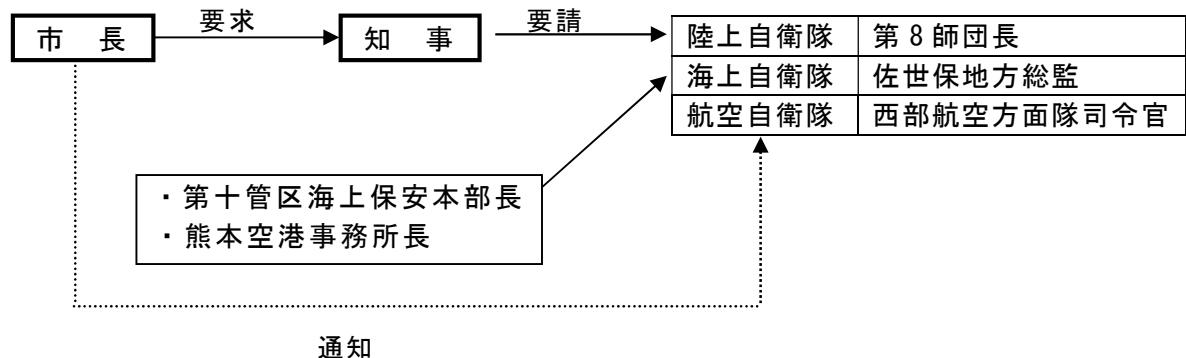
(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) 連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等、参考となるべき事項

【要請・要求系統図】



3 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助 : 行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動 : 林野火災等に対し、航空機等による消火
- (3) 水防活動 : 土のう作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送 : 車両及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開 : 応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫 : 応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動 : 水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食 : 炊事車による炊飯(温食)
- (9) 宿泊活動 : 天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動 : 公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設

4 災害派遣部隊の受入れ措置

自衛隊派遣部隊の受入れに当たっては、市長は自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう留意するとともに、次に掲げるところにより処理する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の便宜を与えること。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の復旧工事等については、別途依頼する。
- (3) 自衛隊の作業に対し、地域住民の積極的な協力が得られるようにする。
- (4) 災害地における作業に関しては、自衛隊指揮者と十分協議して決定する。

5 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、機材の準備については、次のとおりとする。

- (1) 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き、市において準備するものとする。
- (2) 災害救助又は復旧作業等に使用する材料及び消耗品類は、全て市において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品類は全て市に譲り渡されるものでなく、市は、災害の程度、その他事情に応じてできる限り返品又は弁償しなければならない。

6 経費の負担

派遣部隊が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは市の負担とする。

- (1) 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置し、電話の施設費及び当該電話による通話料等
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料
- (4) 活動のため現地で調達した資材等の費用

第7節 予警報等伝達計画（総務部、関係機関）

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を関係機関及び住民に、迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1 予警報等の定義

この計画において、気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象に関する予警報並びに水防に情報の定義は、次に定めるところによる。

(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

【熊本地方気象台が天草市に発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準】

種 類		発 表 基 準
特	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

別 警 報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12時間の降雪の深さが、平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。陸上、外海、内海で平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 雪を伴い、陸上、外海、内海で平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海2.5m以上、外海6.0m以上になると予想される場合。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。市岸線の潮位が有明海側で標高2.7m以上、八代海側（御所浦町除く）で標高2.7m以上、御所浦町で標高2.5m以上、天草灘側で標高2.2m以上になると予想される場合。

注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが平地 3cm 以上、山地 5cm 以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 陸上、外海、内海で平均風速 10m/s 以上になると予想される場合。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 陸上、外海、内海で雪を伴い平均風速 10m/s 以上になると予想される場合。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海 1.5m 以上、外海 2.5m 以上になると予想される場合。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当海岸線の潮位が有明海側で標高 2.3m 以上、八代海側（御所浦町除く）で標高 2.3m 以上、御所浦町で標高 2.1m 以上、天草灘側で標高 1.9m 以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 濃霧によって視程が陸上で 100m 以下、外海・内海で 500m 以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

注 意 報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 実効湿度が 65%以下で最小湿度が 40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 積雪の深さ 100 cm以上で、1. 気温 3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが 30 cm以上のいずれかが予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－2℃から＋2℃と予想される場合。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－2℃から＋2℃と予想される場合。
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。 11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日以降の晩霜で最低気温 3℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が起きたりするおそれがあるときに発表される。 冬期：平地で最低気温が－5℃以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より 4℃以上低い日が 3 日続いたあと、さらに 2 日以上続くと予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害 の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

(注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生危険度を示す指標です。土壌雨量指数基準は、1 km 格子毎に値を設定していますが、別紙資料編にある基準表には各市町村等の区域における基準の最低値を示しています。なお、1 km 格子毎の基準は気象庁ホームページに掲載されています。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標です。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水の危険度を監視することが可能です。

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の4つに大別される。

- ① 災害に結びつくような顕著な現象の発見が予想されるが、警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- ② 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報、警報、注意報を補完するための補完的情報。
- ③ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル（気象庁）の「危険」（紫）が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間に110mm以上）を観測若しくは解析した場合には、さらに強く警戒を呼び掛ける「記録的短時間大雨情報」がある。

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が

の情報に含めて発表)	ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も続く可能性が高いため海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(6) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に「噴火予報」を発表する。

(7) 降灰予報

火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）は、その量に応じて様々な被害をもたらす。降灰予報では量の予測を含めた予報（量的降灰予報）として、噴火を想定した事前の予報（定時）、噴火発生直後の予報（速報）、噴火発生後の制度の良い予報（詳細）を提供する。各情報については、阿蘇火山噴火対策計画を参照。

(8) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(9) 火山現象に関する情報

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、福岡管区气象台が発表する。

① 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

② 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、次のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。

③ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

④ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

⑤噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(10) 緊急地震速報（警報）

- ① 気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他22市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他5市町
	熊本県球磨	人吉市他9町村

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(11) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(12) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象情報が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(13) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(14) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(15) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民

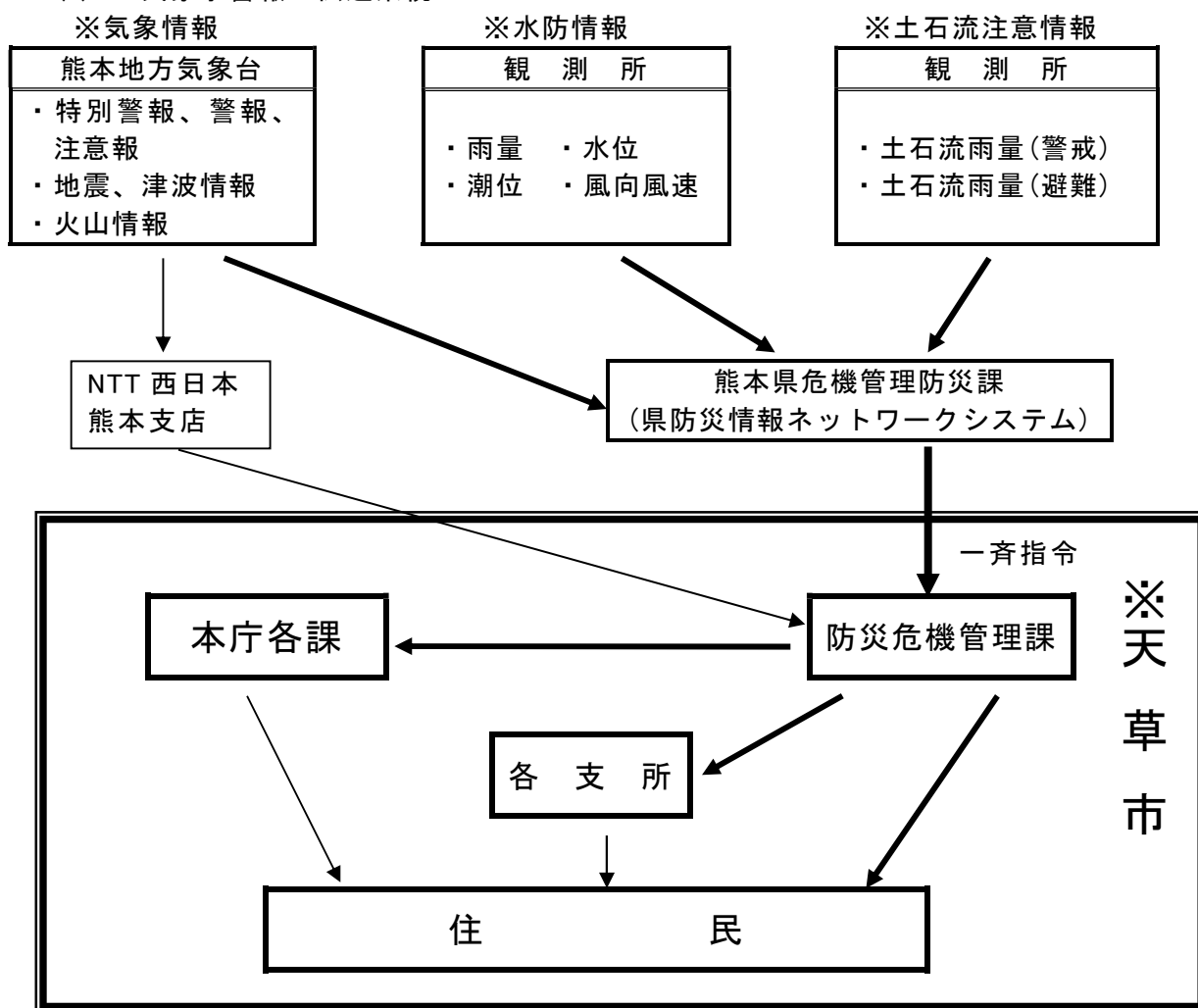
の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発表する。

2 予警報等の伝達系統

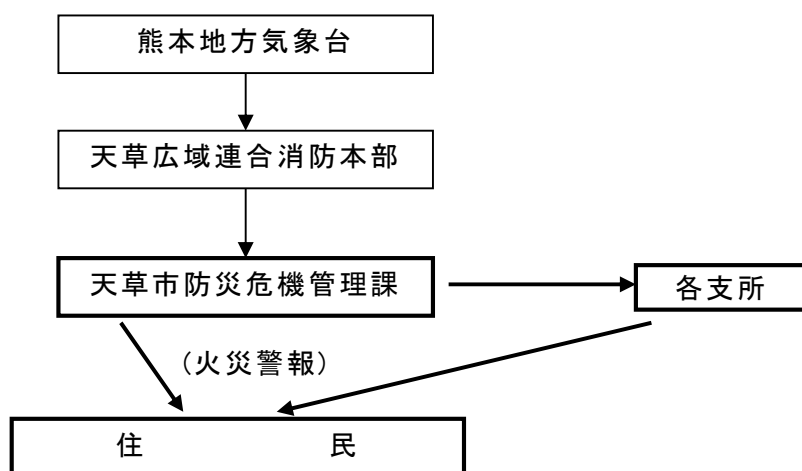
予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

なお、市は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(1) 気象予警報の伝達系統



(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



3 特別警報、警報及び注意報等の発表時における措置

市長は、各関係機関から伝達を受けた警報及び注意報等は防災行政無線等を利用し、庁内各課等及び各支所に伝達するとともに、速やかに住民に徹底するよう努める。

また、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報が発表された場合には、更なる警戒強化と避難指示等の発令に努めるものとする。

特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。

4 予警報等伝達責任者

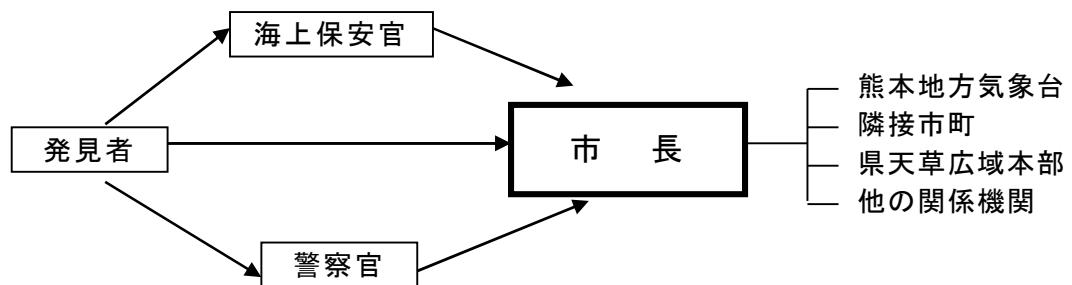
特別警報・警報・注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、本庁、支所及び他の出先機関は、次の基準によって予警報等伝達責任者を定めておくとともに、円滑かつ速やかな伝達が行えるよう予警報等伝達責任者の携帯電話番号を把握しておくなど、緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。

- (1) 本庁防災危機管理課、土木課 各 1 名
- (2) 各支所担当課 各 1 名

5 異常現象発見時における措置

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により市長又は警察官、若しくは海上保安官に通報するものとする。(基本法第 54 条)
- (2) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

【通報系統】



【通報の方法】

市長から熊本地方気象台に対する通報は、電話又は電報によることを原則とする。ただし、地震に関する事項については、文書によっても良いこととする。

(3) 定義

ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

① 気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い竜巻、強い降ひょう等
② 地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	ア 火山地域での地震の多発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等の異常変化 オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化 〔湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等〕 カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ等 キ 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 〔量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等〕
	地震関係	群発地震	数日間にわたり頻繁する有感地震
③ 水象に関する事項	異常潮位	異常波浪	

6 気象等伝達についての応急措置等

(1) 災害発生その他の事情により、気象等の伝達について、本節の 2 及び 3 に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に協力して、特別警報・警報・注意報を市民に周知させるための措置を講ずることとする。

(2) 気象業務法第 15 条及び第 15 条の 2 に基づく西日本電信電話株式会社から、市長あての警報事項の伝達は次のとおりである。

なお、市長はラジオ等を整備し、熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする。

① 特別警報・警報を行ったときは、その警報文の全文

② 特別警報・警報を解除したときは、その旨

③ 特別警報・警報が注意報に切り替えられたときは、その注意報文の全文

第8節 通信施設利用計画（関係機関）

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は次により行う。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

1 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次のうちから実情に即した方法で行うものとする。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、事前に管理者と利用方法等、必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努めるものとする。

(1) 防災行政無線等による通信

災害予警報計画に基づき伝達された警報、注意報並びに収集された災害情報を、防災行政無線通信等により関係機関及び住民に周知するものとする。

(2) 加入電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

また、災害対策関係機関は、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、平常時からN T T西日本熊本支店に連絡し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。緊急を要する通話に当たっては、「非常・緊急」（この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨及び必要な理由をN T T西日本熊本支店に告げるものとする。）をもって呼出し、関係機関に通報するものとする。

なお、非常・緊急電話として取り扱われる機関、及び通話の内容は次のとおりである。

① 気象機関

気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告、又は警報を内容とする市外通話であって、気象機関相互間において行うもの。

② 水防機関

洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又はその警戒若しくは予防のため、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関相互間において行うもの。

③ 消防救助機関

災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの。

④ 輸送確保関係機関

交通施設の災害予防、又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

⑤ 通信確保関係機関

通信施設の災害の予防、又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

⑥ 電力供給関係機関

電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

⑦ 警察機関

秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、警察機関相互間において行うもの。

⑧ 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

災害のための予防、又は救援のため必要な事項を内容とする市外通話であって、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったものが、その災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの。

(3) 電報による通信

災害のための緊急を要する電報発信に当たっては、西日本電信電話株式会社が定める「電報サービス契約約款」(平成11年西企営第2号)の定めるところによることとし、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。

非常・緊急扱いの電報を発着する機関の範囲並びに内容は、普通電話による非常・緊急通話に準じて取り扱う。

(4) 警察電話による通信

警察機関(警察署、派出所、交番、駐在所)を通じて通報するものとする。

(5) 警察無線電話による通信

警察電話による通信に準じて扱うものとする。

(6) 防災行政無線電話による通信

防災行政無線を設置している関係機関相互間において通信を行うものとする。

(7) 移動通信系の活用

県、市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

2 非常通信の利用

災害時において、上記1の(2)から(6)までによるいずれか、又は全部の通信ができないとき、又は困難なときは、次の方法によって非常通信を利用して通信するものとする。

(1) 通信の内容

非常通信を利用することのできる通報の内容は、おおむね次のようなものである。

① 人命の救助に関するもの。

② 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの。

③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。

④ 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に非常通信を行わせる場合の指令及びその他の指令。

⑤ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

⑥ 遭難者の救助に関するもの。

⑦ 非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの。

⑧ 道路、電力設備及び電信電話回線の破壊、又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配並びに運搬要員の確保、その他緊急措置に関するもの。

⑨ 防災機関相互間において発受する災害救援その他緊急措置に関するもの。

⑩ 災害救助法等の規定に基づき、知事からの医療、土木建築工事、又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 利用できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が、自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

① 官庁(公共企業体を含む)及び他の地方自治体

② 日本赤十字社

③ 電力会社

- ④ その他、人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの。
- (3) 利用の方法

非常災害時には、無線局は自局内も繁忙を極めるので、非常通報依頼は次の点に留意すること。

- ① 通報依頼のとき窓口で「非常」と表示のこと。
- ② 通報文一通の字数は、なるべく 200 字以内にまとめること。
- ③ 電話による依頼も受けること。
- ④ 通報文は、適宜の用紙にあて先の住所、氏名及び発信者の住所、氏名(電話番号も併記)を記入する。
- ⑤ 返電の配達方法を協議しておくこと。

(4) 取扱料等

- ① 料金は、原則として無料である。次の電報については、西日本電信電話株式会社扱いでも料金は免除される。

ア 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に対して発するもの。

イ 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係ある機関に対して発するもの。

ウ 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に発するもの。

エ 災害に際し、西日本電信電話株式会社が指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況の通報又は救援を求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話株式会社が定める条件に適合するもの。

- ② 非常災害発生のおそれがある場合は、あらかじめ関係の無線局と利用について協議しておく。

3 通信が途絶した場合における措置

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、九州総合通信局に連絡するものとする。
- (2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して非常通信を行うものとする。
- (3) すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる場合を除き、各種の交通機関を利用し、又は徒歩による使者をもって連絡するものとする。

4 放送要請

災害のため、利用できる通信のすべてが麻痺した場合、又は著しく困難な場合において、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について、緊急に通知、要請、伝達又は警告をするため、基本法第 57 条の規定により、日本放送協会又は民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

なお、放送要請にかかる協定機関及び協定年月日は次のとおりである。

放 送 機 関 名	協 定 年 月 日
日本放送協会熊本放送局	昭和 56 年 5 月 27 日 改正 昭和 60 年 9 月 27 日
(株)熊本放送	昭和 57 年 5 月 1 日 改正 平成 17 年 9 月 26 日
(株)テレビ熊本	昭和 57 年 5 月 1 日 改正 昭和 59 年 6 月 1 日 改正 平成 17 年 9 月 26 日
(株)熊本県民テレビ	昭和 57 年 5 月 1 日
(株)エフエム熊本	平成 17 年 9 月 26 日 (※エフエム中九州 昭和 61 年 2 月 12 日)
熊本朝日放送(株)	平成 元年 11 月 7 日 改正 平成 17 年 9 月 26 日
天草ケーブルネットワーク	平成 15 年 4 月 1 日 (市)

第 9 節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画（各部局、関係機関）

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集、並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取り扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、次のとおりとする。また、県、市は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

1 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたもの。

(2) 人的被害とは、次のとおりである。

① 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

② 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。

③ 重傷者

災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 ヶ月以上の治療を要する見込みの者。

④ 軽傷者

災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 ヶ月未満で治癒できる見込みの者。

(3) 住家の被害とは、次のとおりである。

① 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

② 戸数

独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。

③ 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。

④ 全壊（焼）・流出

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失・流出した部分の面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

⑤ 半壊（焼）

住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

⑥ 床上浸水

住家の床を越えて浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないもの。

⑦ 床下浸水

住家の床上浸水に至らないもの。

⑧ 一部破損

全壊（全焼、流失、埋没を含む）、半壊（半焼、流失、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので、建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除く。

(4) 非住家の被害とは、住家以外の建物で全壊又は半壊の被害を受けた次のものをいう。

① 公共建物

市庁舎、公立保育所、公民館等の公共用に供する建物で全壊又は半壊したもの。

② その他

公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したもの。

(5) 罹災者等とは次のとおりである。

① 罹災世帯

災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別々であれば分けて扱うものとする。

② 罹災者

罹災世帯の構成員とする。

2 実施責任者

(1) 市

市長は、管内の被害情報等を収集し、知事、その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

しかし、通信の途絶等により市長が県（県本庁又は天草広域本部天草地域振興局）に報告することができないときは、直接、国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については、市長が直接、消防庁長官に対して報告するものとする。

(平成 12 年 11 月 22 日付消防災第 98 号・消防情第 125 号消防庁長官による)

(2) 防災関係機関等

市内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害情報等の収集を行うとともに、大臣、知事その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

3 被害報告取扱責任者

市長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、防災危機管理課員 1 名、また報道機関への報告責任者として秘書課員 1 名を、あらかじめ被害報告取扱責任者として定めておくものとする。

4 防災情報共有システムの活用

市は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS 等のデータを活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、市は、避難指示等を発令した場合には、Ｌアラートへ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Ｌアラートの登録及び利活用に努めるものとする。

なお、平時から県、市、関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

5 被害等の調査・報告

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

(1) 総合的な状況の調査・報告

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～クの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119 番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概略的な情報で足りるものとする。

ただし、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は資料編（P 100 ・様式第 1 号）によるものとする。

① 情報の収集内容

- ア 人的被害（行方不明者の数を含む）
- イ 火災の発生状況
- ウ 住家の被災状況
- エ 住民の行動・避難状況
- オ 土砂災害等の発生状況
- カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

- キ 孤立集落の発生状況
- ク 医療救護関係情報
- ケ その他市の業務継続に必要な情報

② 報告等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告（速報・確定）、住民避難等報告、災害年報とするが、至急の場合はその様式にこだわらないものとする。資料編（P 100～105）

ア 県（天草広域本部への報告）

(7) 災害情報

災害の状況及び災害に対してとるべき措置等について、その都度報告するものとする。（様式 1 号）

(イ) 被害状況報告（速報）

災害による被害状況及び応急措置状況を、一定時間（毎日 9 時 30 分及び 14 時 30 分までの 2 回）を置き報告するものとする。（様式 2 号）

(ウ) 被害状況報告（確定）

同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告するものとする。（様式 2 号）

(エ) 住民避難等報告

住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。（様式 4 号）

(オ) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの被害状況について、4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。（様式 5 号）

イ 部門別被害状況報告

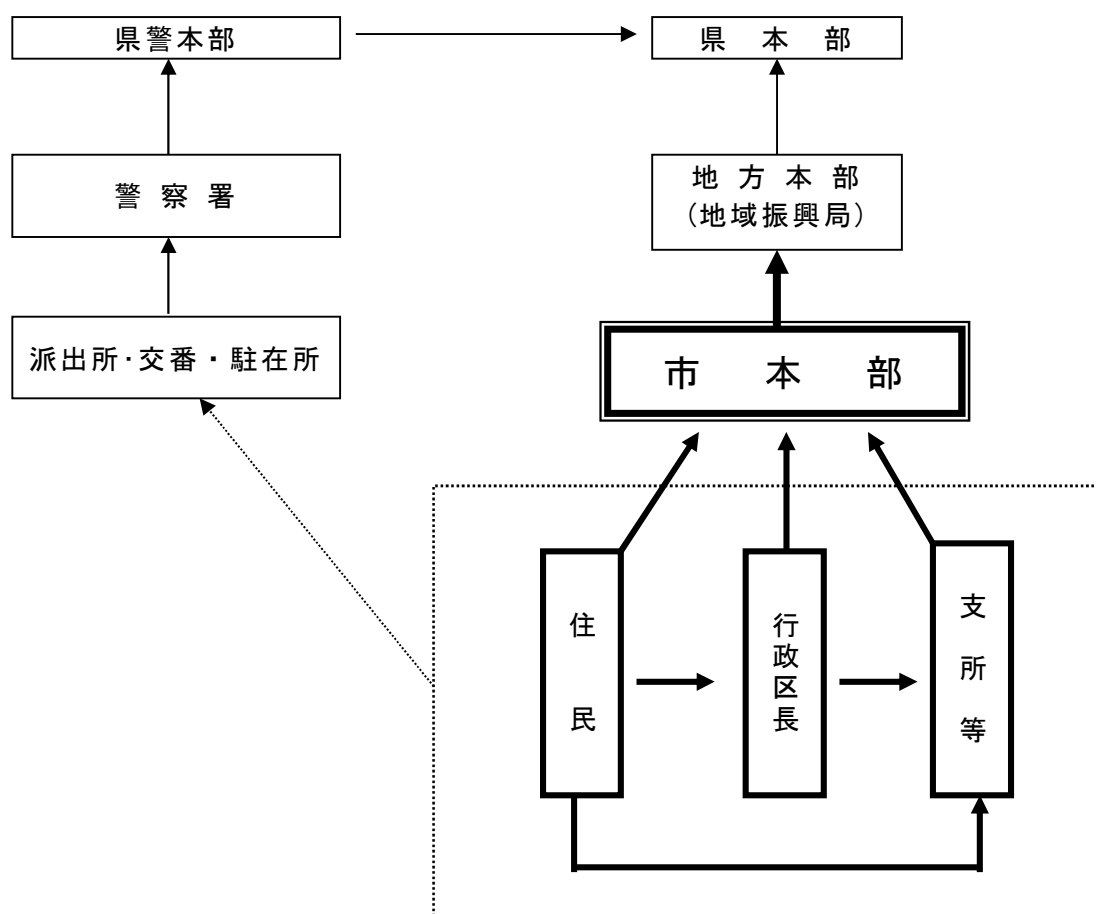
災害による被害状況及び応急措置状況を、各部門別に一定時間を置き報告するものとする。また、同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告するものとする。（各部門別ごとの様式による）

(2) 部門別被害状況調査の責任者及び調査担当者を、下記により定めておく。

部 門	被害状況調査責任者	被害状況調査担当者
総務部関係	総務部長	総務部職員 1 名
総合政策部関係	総合政策部長	総合政策部職員 1 名
地域振興部関係	地域振興部長	地域振興部職員 1 名
健康福祉部関係	健康福祉部長	健康福祉部職員 1 名
市民生活部関係	市民生活部長	市民生活部職員 1 名
経済部関係	経済部長	経済部職員 1 名
観光文化部関係	観光文化部長	観光文化部職員 1 名
建設部関係	建設部長	建設部職員 1 名
教育部関係	教育部長	教育部職員 1 名
病院事業部関係	病院事業部長	病院事業部職員 1 名
水道局関係	水道局長	水道局職員 1 名

- (3) 被害状況の調査に当たっては連絡を密にして、調査の漏れ、重複等のないよう留意し、罹災世帯又は人員等については、現地調査のほか住民票等と照合して的確に行うものとする。

なお、被害状況の報告系統は次のとおりである。



- (4) 被害状況を共有するため、災害対策本部を設置した場合において、各種報告のデータの保管場所については、本部室が指示する。

6 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

7 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

8 防災関係機関等の協力関係

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

9 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに、県(天草広域本部経由)に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第 10 節 広報計画（総務部・関係機関）

市及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1 実施機関

災害対策基本法第 50 条及び第 51 条に規定されている災害応急対策責任者。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の連絡及び交換を行うよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として、本章第 9 節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画による。

4 市における広報活動

市は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、県は、公表に当たっては、警察及び市と連携するとともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

- ① 災害対策本部の設置
- ② 災害の概況（被害の規模・状況等）
- ③ 台風等に関する情報
- ④ 市及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- ⑤ 避難指示等の情報及び避難時の留意事項
- ⑥ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- ⑦ 防疫に関する事項
- ⑧ 火災状況
- ⑨ 医療救護所の開設状況
- ⑩ 給食・給水実施状況
- ⑪ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- ⑫ 道路交通等に関する事項、復旧状況
- ⑬ 一般的な住民生活に関する情報
- ⑭ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ⑮ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ⑯ 住民の安否情報
- ⑰ 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況
- ⑱ 交通規制の状況
- ⑲ 被災者支援に関する情報等（保健医療福祉支援活動団体の情報を含む）
- ⑳ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通

信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

- ① 市広報媒体の利用（市ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等）
- ② 防災行政無線等による広報
- ③ 広報車、船舶等による広報
- ④ 消防団による広報
- ⑤ 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）による広報
- ⑥ 広報紙、チラシ、ポスター等
- ⑦ 指定緊急避難場所への職員の派遣
- ⑧ 自主防災組織等による広報
- ⑨ 携帯電話メールサービスによる広報
- ⑩ 安否情報システムによる広報
- ⑪ その他状況に応じ効果的な方法

5 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

市は、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

① 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、市ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

② 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

6 住民等からの問合せ対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

7 報道機関への対応市は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第 11 節 水防計画（総務部・建設部・経済部・支所・消防機関）

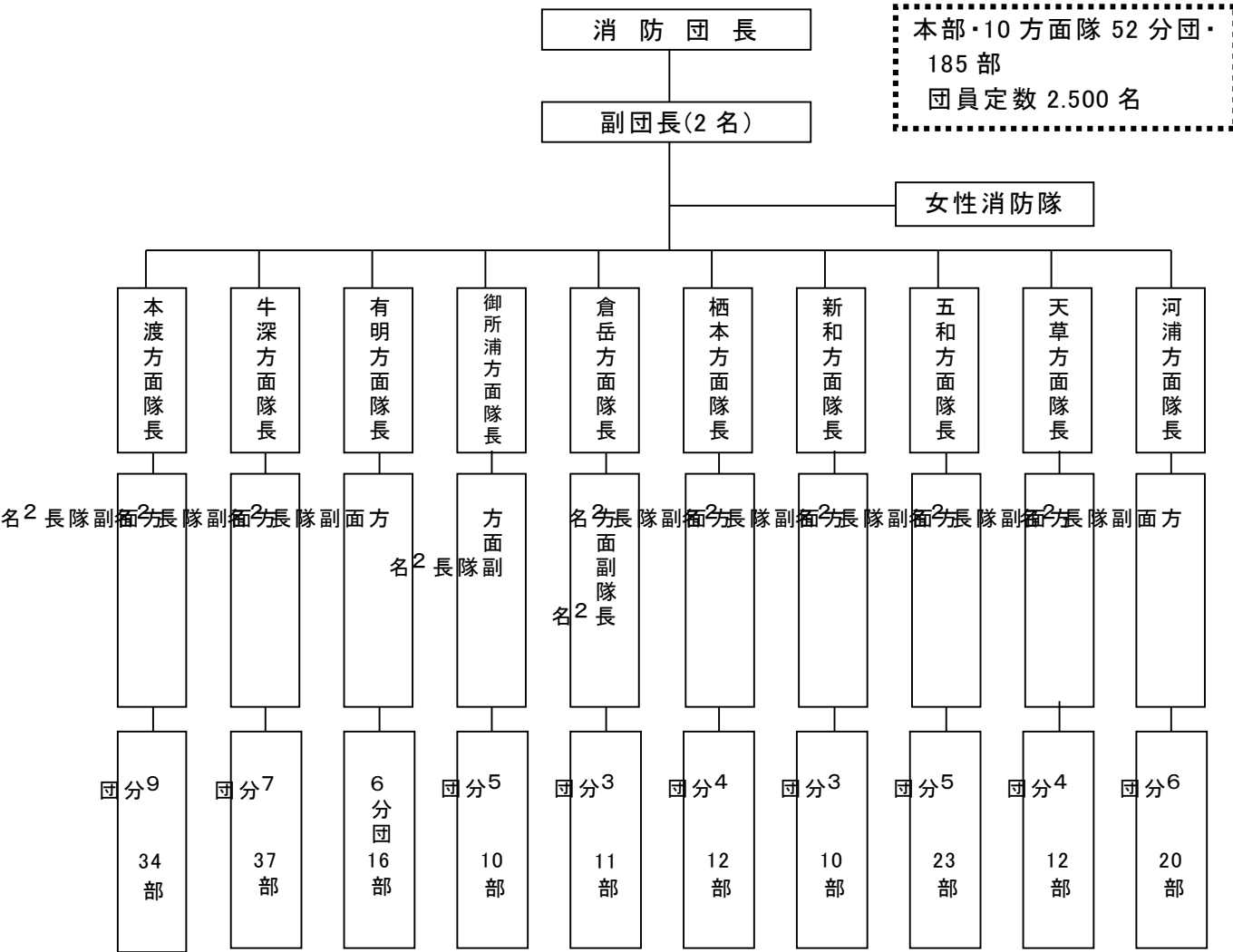
洪水又は高潮による水災を警戒防御し、これによる被害の軽減を図るための水防対策は、「天草市水防計画」によるものとする。

第 12 節 消防計画（総務部・消防機関）

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって公共秩序の保持と福祉の増進を図る。

1 実施機関

- (1) 市は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 7 条に基づき、市の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理を市長が行う。
- (2) 市長は、災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防組織法第 43 条の規定に基づき、市長、消防長又は水防法(昭和 24 年法律第 139 号)に規定する水防管理者に対して、災害防御の措置に関し必要な指示を行う。
- (3) 消防部隊の編成



- (4) 市は、消防体制の整備及び確立を図り、総合的な消防力を向上させるため、消防組織法第 31 条に基づく市町村の消防の広域化を含めた消防体制の強化に努めるものとする。

2 消防活動計画

(1) 出動計画

- ① 災害時の非常事態において、住民の安全、身体及び財産を火災から保護するとともに、被害の拡大を防御するため、市長は、消防団長及び消防長と緊密なる連絡を取り、速やかに適切な措置をとるものとする。
- ② 市長は、消防組織法第 39 条の規定に基づき、隣接市町との相互応援協定を締結し、消防出動態勢の確立を図るものとする。

(2) 異常乾燥時の消防計画

火災気象通報が発表され、火災警報発令の基準に達した場合には、市長は火災警報を発令し、消防署の勤務の強化を要請するとともに、消防団を待機させ、火災発生の予防及び出動態勢を整えるものとする。

(3) 断減水時の消防計画

断減水時における消防活動に支障がないよう、防火水槽等消防水利の整備拡充に努めるとともに、災害発生の場合には、有効に水利を利用できる態勢を整えておく。

(4) 特別警戒計画

年末、年始又は祭礼等特別行事開催時においては、消防団において、地域毎に特別警戒のための編成をし、警戒を実施するものとする。

3 消防応援計画

大規模災害又は特殊災害の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防機関相互の連携等、総合的な消防応援計画については、第 3 章第 5 節「応援要請計画」中の 2 の(7)・熊本県市町村消防相互応援及び同節中の 3「緊急消防援助隊要請要領」によるものとする。

4 消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力

大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防と警察、自衛隊、医療機関は以下のとおり総合的な協力体制の確立を図るものとする。

(1) 消防及び警察の相互協力

消防組織法第 42 条の規定に基づき、消防及び警察の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(2) 消防及び自衛隊の相互協力

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について」(平成 8 年 2 月 7 日消防救第 27 号消防庁救急救助課長通知)に基づき、消防及び自衛隊の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(3) 消防及び医療機関の相互協力

「大規模災害に際しての応急救護活動に係る消防機関及び医療機関の相互協力について」(平成 8 年 5 月 24 日付消防救第 114 号消防庁救急救助課長通知)に基づき、消防機関及び医療機関の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

第 13 節 避難収容対策計画（総務部、健康福祉部、市民生活部、教育委員会）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1 実施責任者

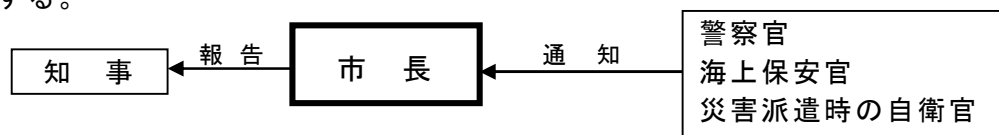
災害から住民の生命、身体を災害から保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行することとする。

なお、市長は、住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、

特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングでの避難を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全 災 害	市長
避難指示	全 災 害	市長(基本法第 60 条)
		警察官(基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条)
		海上保安官(基本法第 61 条)
		災害派遣時の自衛官(自衛隊法第 94 条)
	洪 水 災 害	知事又はその命を受けた職員(水防法第 22 条)
		水防管理者(水防法第 29 条)
	地 す べ り 災 害	知事又はその命を受けた吏員(地すべり等防止法第 25 条)
緊急安全確保	全 災 害	市長

なお、避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。



2 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

市長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、市長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

なお、市は、必要に応じて、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ① 防災行政無線等による伝達周知
- ② Lアラートによる伝達周知
- ③ J－A L E R Tによる伝達周知
- ④ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭およびマイク等により伝達周知
- ⑤ サイレン及び警鐘による伝達周知
- ⑥ 広報車による伝達周知

- ⑦ 携帯電話メールサービスによる伝達周知
- ⑧ 有線放送及び電話等による伝達周知
- ⑨ 報道関係機関を通じての伝達周知

なお、電話回線の不通、停電等を想定した上での伝達方法を定めておき、日頃から非常用電源の点検整備、戸別受信機の電池交換等の維持管理に努めておくものとする。

【報道機関への放送依頼について】

避難情報を住民に周知する場合には、下記の報道機関等へ、別記様式の放送依頼書、資料編（P 106）にて連絡すること。

また、防災担当者は放送依頼を速やかに行うため、下記のＦＡＸ番号を事前に登録し、一括送信できるようにしておくこと。

（ＦＡＸ番号）

日本放送協会熊本放送局（ＮＨＫ）	096-324-6393
（株）熊本放送（ＲＫＫ）	096-355-2031
（株）テレビ熊本（ＴＫＵ）	096-326-2654
（株）熊本県民テレビ（ＫＫＴ）	096-362-3232
熊本朝日放送（株）（ＫＡＢ）	096-359-8281
（株）エフエム熊本（ＦＭＫ）	096-355-5631
県危機管理防災課	096-213-1001
天草広域本部総務振興課	0969-24-2022

- (3) 市長等の避難指示等を実施する者は、おおむね次の内容を明示して実施するものとする。

- ① 避難が必要である状況
- ② 危険区域（要避難対象区域）
- ③ 避難対象者
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難所
- ⑥ 移動方法
- ⑦ 避難時の留意事項

- (4) 市長は、避難指示等を発令した場合、速やかに、その旨を県に報告するものとする。

- (5) 市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、市は、必要に応じ国土交通省及び県に対し、避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る）の解除に関する助言を求めるものとする。

3 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」を参考とする。避難情報の発令基準設定の基本的な考え方と洪水等、土砂災害、高潮、津波の各災害における発令基準設定の考え方は以下のとおり。

- (1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方

ア 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、洪水等と高潮、大河川と中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。

また、市が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

イ 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、

①「防災気象情報の切迫度の高まり」

②「災害リスクのある区域等」

との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。市は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とすることが望ましい。

居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は「旧市界単位」及び「町丁目単位・学区単位」である。

ただし、細分化すればするほど市が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、市の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断することとする。

ウ 発令タイミングの設定

いざというときに市長が躊躇なく発令できるよう、市は、河川事務所・气象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。

警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう市長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することとなる。

なお、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、市は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難に住民に呼び掛けるものとする。

市長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

- ・ 防災気象情報
- ・ 日没や暴風が吹き始める時刻
- ・ ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- ・ 自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- ・ 河川事務所・ダム事務所・气象台等からの情報提供（ホットライン）

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。

また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。

(2) 洪水等

ア 発令対象の災害

[水位周知河川]

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている水位周知河川の増水・氾濫は、避難情報の発令対象とする。

[その他河川等]

その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等の氾濫のうち、地形や土地利用の状況等を基に事前に検討し、以下の３つの条件を満たすことが明らかになった水路等の氾濫については、命の危険を及ぼさないと判断されることから発令対象としなくてもよい。

他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した水路等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうなときに、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。

＜避難情報の発令対象としない水路等の条件＞

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。

なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川の状況や、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。洪水予報河川、水位周知河川に加え、その他河川等の氾濫についても、河川事務所・気象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。ただし、その他河川等のうち、アで水路等の氾濫について発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくても良い。

ウ 発令基準の設定

(7) 水位周知河川

【警戒レベル３】高齢者等避難

- ・ 水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。
- ・ 避難判断水位（レベル３水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。なお、水位周知河川では、避難判断水位（レベル３水位）が設定されていない場合や、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意する。
- ・ 避難判断水位（レベル３水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル３高齢者等避難を発令する。基準とする水位は、氾濫注意水位（レベル２水位）を参考とすることも考えられる。
- ・ 急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位（レベル３水位）が設定できないなど氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）以外の水位が設定されていない河川については、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値））や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル３高齢者等避難の発令の参考とすることも考えら

れる。

- ・ 堤防の決壊要因、台風等の接近等については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示

- ・ 水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令する場合がある。
- ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。
- ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。基準とする水位は、避難判断水位（レベル3水位）や氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。
- ・ 水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合、異常洪水時防災操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・ 水位周知河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、洪水予報河川における場合と同様に、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。
ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・ 水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合（水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合も含む）
- ・ 水防団等からの報告によって堤防に漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合
- ・ 樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該水位周知河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合
- ・ 水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合（水位到達情報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）は必ず発表されるものではない。）

(4) その他河川

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・ その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する場合が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。
- ・ その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準とする水位として、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。
- ・ 水位を観測していない河川においては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値））や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。

- ・ 堤防に軽微な漏水等が発見された場合や台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合は、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示

- ・ その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令すること考えられる。
- ・ 水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。
- ・ 水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合や異常洪水時防災操作の実施予定、台風等の接近については、発令の判断材料とする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・ その他河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・ 河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながるものが想定されるため警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(3)土砂災害

ア 発令対象の災害

事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達 されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることを検討する必要がある。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国・都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難情報を発令することとなる。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなり、避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル３】高齢者等避難

- ・ 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合に警戒レベル３高齢者等避難を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒（赤）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル３高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル３高齢者等避難を発令する。
- ・ ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）（実況値又は２時間先までの予測値が大雨警報の基準以上）となった場合に、警戒レベル３高齢者等避難を発令する。
- ・ 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル３高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

【警戒レベル４】避難指示

- ・ 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル４避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）（実況値又は２時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル４避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル４避難指示を発令する。
- ・ 土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「実況値又は２時間先ま

での予測値が土砂災害警戒情報の基準以上」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の状態になると、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。

- ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって土砂災害警戒情報の発表や土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
- ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする(暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある)。
- ・ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。
- ・ 山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・ 警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・ 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険(紫)」(実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上)または、「災害切迫(黒)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。
- ・ 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。

(4) 高潮

ア 発令対象の災害

原則として居住者等に命の危険を及ぼす以下の高潮を避難情報の発令対象とする。

- ・ 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。

- ・ 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても同様の考え方により浸水のおそれのある区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではない。そのため、市は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、気象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。

なお、高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となることに留意する。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4 避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の指定が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水予測区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・ 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い警戒レベル4 避難指示を発令する可能性がある場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。通常、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された高潮注意報は、警報発表の3～6時間前に発表されるが、台風の接近等により見通しがたつ場合は、当該基準よりも前もって発表することもある。
- ・ 台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。
- ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3 高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・ 台風を要因とする特別警報（暴風、高潮、波浪）の発表は台風上陸 12 時間程度前からであるが、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。

【警戒レベル4】避難指示

- ・ 高潮警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）が発表された場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することを基本とする。高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）の場合は、警報よりも警戒レベル4 避難指示対象区域を広めに発令することになり、対象区域が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、警戒レベル4 避難指示を速やかに判断・発令することが望ましい。また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した発令基準の設定が必要である。
- ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令するような

状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。例えば、高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能が言及されている場合、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に記載される警報級の時間帯及び潮位観測情報を参考にする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・ 高潮における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・ 水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 潮位が危険潮位を超える場合、浸水が発生しているおそれがあることから、その場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・ 既に暴風域に入っていることが想定されることについて、警戒レベル5緊急安全確保の発令とあわせて情報提供すべきである。
- ・ 高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(5) 津波

ア 発令対象の被害

津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるためこれに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある。津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

イ 発令対象区域の設定

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市においては、津波浸水想定を参考とする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市は、都道府県水防部局等が算定した区分毎の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方にに基づき、いざというときに市長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

ウ 発令基準の設定

- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

- ・ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合には、避難指示を発令することとする。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

①大津波警報の発表時

最大クラスの津波※により浸水が想定される地域を対象とする。

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

※ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）

②津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。

ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されるところから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

③津波注意報の発表時

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする津波の高さが高いところで1mと予想されるため、基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されるところから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。

また、海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

【天草市の「避難指示等発令基準」】

	高齢者等避難	避難指示
	避難所開設・自主避難	
	高齢者など避難に時間を要する者が、避難を開始した方がよい状態	避難した方がよい又は被害が発生する恐れ
浸水	避難判断水位（レベル3水位） （浸水想定区域）	氾濫危険水位（レベル4水位） （浸水想定区域）
	【予測】 ① 1時間雨量80ミリ ② 1時間雨量70ミリかつ24時間雨量250ミリ （県モデル基準を準用） 【実降雨】 1時間60ミリ	河川水位8割程度 （浸水想定区域）
		大雨特別警報 （市内全域）
土砂災害		土砂災害警戒情報 （危険箇所） ※「土壌雨量指数の基準以上」及び「土砂災害発生危険ライン警戒1以上」の地域 大雨特別警報 （市内全域）
暴風	台風の進路内	非常に強い台風（44m/s以上～54m/s未満）の直撃又はそれに近い影響 （市内全域）
		暴風特別警報 （市内全域）
高潮	台風の影響による高潮警報 （浸水想定区域）	非常に強い台風の直撃又はそれに近い影響下での高潮警報、高潮特別警報 （市内全域）
津波		津波注意報、津波警報 （浸水想定区域） 大津波警報（特別警報） （市内全域）

4 警戒区域の設定（総務部、関係機関）

市長若しくはその委任を受けた市町村の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。（災害対策基本法第63条）

市長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を市長に通知するものとする。

知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長に代わって実施しなければならない。（災害対策基本法第73条）

5 避難の誘導（総務部、関係機関）

(1) 市

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用して、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ③ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

また、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

(2) 社会福祉施設等

- ① 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

- ② 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(3) 被災者の運送

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県に対して運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への被災者の運送を要請するものとする。

なお、要請に当たっては運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日について県と協議するものとする。

(4) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

県、市は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

6 避難所の開設及び収容

県及び救助実施市が災害救助法を適用した場合の避難所の開設及び収容等の基準の概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容について検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

市は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ定めていた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道

路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、市内では避難所を設置することができない場合には、隣接市町と協議し、収容の委託あるいは隣接市町の建物・土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

(2) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(3) 収容施設等

市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、野外に仮設建物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(4) 住民への周知

市長は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として市職員）を定めるものとする。

なお、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(7) 避難所の管理運営

ア 市は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものし、運営の際は、施設の管理者や他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

- イ 市は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、市の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。
- オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- カ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。
- 特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- キ 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ク 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ケ 市は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- コ 市は、指定避難所等における女性や**子ども**等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や**子ども**等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- サ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有

無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。

シ 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

ス 避難期間が長期化する場合、市及び県は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

セ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

なお、県は、市からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

ソ 市は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

タ 市は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

チ 市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ツ 市は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

7 車中避難者を含む避難所以外における被災者への対応

(1) 市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

(2) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(3) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(4) 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

8 避難行動要支援者に対する対策(健康福祉部)

(1) 安否確認、救助活動

市は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

また、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するもの

とする。

(2) 情報の提供

市は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(3) 生活の支援

① 相談体制の整備

市は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

② 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

9 外国人に対する対策

県及び市は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

10 防火対象物等における避難対策等（各部局、関係機関）

学校、幼稚園、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分行っておくものとする。特に学校においては、次の応急措置等を実施し、幼稚園においても学校に準じるものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

① 教育長は、災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

② 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

③ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

① 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して速やかに実施するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び場所等を考

- 慮して、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。
- ③ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。
- ④ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。
- なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。
- (3) 避難の誘導等
- ① 避難の誘導
- 学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。
- なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。
- ② 避難の順位
- 児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。
- ③ 下校時の危険防止
- 学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。
- ア 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋・堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。
- イ 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。
- ④ 校内保護
- 学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。
- なお、この場合、速やかに市等設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。
- (4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項
- ① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。
- ② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。
- ③ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
- ④ 避難が長期間となる恐れがある場合は、市は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。
- (5) その他の留意事項
- ① 保健衛生
- 学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。
- ② 教育活動の再開
- 学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。
- ③ 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

④ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

⑤ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

- ア 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
- イ 緊急避難場所の指定
- ウ 避難順位および緊急避難場所までの誘導責任者
- エ 児童生徒の携行品
- オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- カ 負傷者の救護方法
- キ 保護者への連絡及び引き渡し方法
- ク 登下校中の避難方法

1 1 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県、市及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

1 2 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該地の都道府県との協議を求めることができる。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 3 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第 14 節 避難行動要支援者避難支援計画（健康福祉部）

災害発生時には、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人などの避難行動要支援者（以下この節では「要支援者」という。）の安全を確保するとともに、要支援者の様態に十分配慮した応急活動を行う。

1 情報の伝達

災害発生時の情報伝達は、市、消防団、消防本部の広報車をはじめ、自治会の有線放送、防災行政無線、更には自主防災組織や消防団等が戸別訪問するなど地域における支援体制を有効に活用しながら情報伝達を行うよう努めるものとする。

2 要支援者の状況把握

市は、行政区長、民生委員児童委員、自主防災組織、ボランティア、消防本部、消防団等と連携・協力しながら、事前に把握している各地区の要支援者の所在情報に基づき安否を迅速に確認するよう努めるものとする。

3 避難誘導

発災直後の避難誘導は、行政が機能するまでの間、地域住民、自主防災組織等による支援体制を活用して、地域と連携を図りながら、地域における避難誘導、支援体制を確立するよう努めるものとする。

4 避難所（福祉避難所）の整備

要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を確保するよう努めるものとする。

介護用品、育児用品など、要支援者の生活の維持のために必要な物資を調達・確保し、必要に応じて供給・分配を行う。また、暑さ寒さ対策、カーテンや間仕切り等によるプライバシーの確保、簡易トイレや障がい者向けのトイレ等を確保する。

5 避難所（福祉避難所）での情報伝達体制の確保

要支援者に対する避難所内部での情報提供は、拡声器等音声による情報提供と併せて、可能な限り掲示やチラシ等文字による情報提供も実施し、情報が伝わらないことのないように努めるものとする。

第 15 節 災害救助法の適用計画（健康福祉部）

一定の程度以上の災害については、災害救助法を適用することとなるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、救助法第 2 条第 1 項及び第 2 項並びに救助法施行令第 1 条の定めるところによる。災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となっている。

- ① 市の区域内の人口に応じ、下表 A 欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したと。
- ② 県の区域内において、1,500 世帯以上の世帯の住家が滅失した場合にあって、市の区域内の人口に応じて下表 B 欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したと。
- ③ 県の区域内において、7,000 世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。
- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- ⑤ 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、県がその所管区域に該当し、市において救助を必要とすると判断されること。

市町村の区域内の人口				A	B
5,000	人未満			30 世帯	15 世帯
5,000	人以上	15,000	人未満	40	20
15,000	人以上	30,000	人未満	50	25
30,000	人以上	50,000	人未満	60	30
50,000	人以上	100,000	人未満	80	40
100,000	人以上	300,000	人未満	100	50
300,000	人以上			150	75

(2) 被災世帯の算定基準

① 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

② 住家の滅失等の認定

第3章第9節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の1定義に基づく。

③ 世帯及び住家の単位

第3章第9節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の1定義に基づく。

(3) 救助法の適用手続

市長は、市における災害の程度が、前記(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに県知事にその旨を報告するものとする。

2 救助の種類、期間等

資料編「災害救助基準」(P21～24)のとおり。

第16節 救出計画（総務部・健康福祉部）

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜査し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

1 実施責任者等

(1) 救出は原則として、市、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。

(2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。

2 救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態に

ある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

(1) 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

- ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ② 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
- ③ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
- ④ 山津波により生き埋めになったような場合
- ⑤ 登山者が多数避難したような場合

(2) 災害のため行方不明

3 救出の方法

(1) 市、消防職員・団員による救出

① 市は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。
なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

② 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ確な救出活動を実施するものとする。

また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。③ 市による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察の応援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は市、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、市と救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

5 職員の安全確保

救出・救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7 応援の手続き

市長において救出作業ができないとき、又は機械・機材等の調達ができない場合、応援を受ける必要があると認めたときは、県知事に対し要請を行うものとする。

8 災害救助法に基づく措置

第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。

第17節 行方不明者等搜索及び遺体收容埋葬計画（健康福祉部）

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

1 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬は、市長が警察、消防機関、海上保安部等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

本市だけでは十分な対応ができない場合は、周辺市町、県、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。

2 遺体の収容

市は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

3 遺体の火葬

次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 遺体安置所の確保
- (5) 作業要員の確保
- (6) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- (7) 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

第 18 節 医療・救護計画（健康福祉部・病院事業部）

大規模・広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応の能力を著しく超えた場合において、市は、日本赤十字社熊本県支部、医師会、災害拠点病院等と緊密な連携を図り、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、「第 28 節 保健衛生計画」と連動し、一体的に実施する。

1 実施機関

罹災者に対する医療、救護及び助産の処置の実施は市長が行う。市だけで処理できない場合は、隣接市町、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 初動体制

- (1) 市は、速やかに被災地の医療情報の収集を開始し、被災地周辺地域及び近隣市町との連絡体制を確立する。
- (2) 市は、医療救護活動が迅速かつ適切にできるよう日本赤十字社熊本県支部、災害拠点病院、天草郡市医師会等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。
- (3) 市は、大規模な災害が発生した場合、病院事業部に部長を長とする医療対策室を置く。

医療対策室は、日本赤十字社熊本県支部、天草郡市医師会の災害医療担当者を招集し、医療に関する情報を共有し、医療救護活動の方針等の調整を行う。

- (4) 災害対策本部は、消防機関等と連携のうえ医療機関の被災状況、傷病者の状況、医療の確保状況等の情報を収集し、地域の関係機関等に対して情報提供を行う。

3 医療・救護の実施

(1) 被災地内医療救護活動

- ① 市長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療・救護班による医療・救護を行う。市のみで対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
- ② 現地に到着した医療・救護班は、救護所においてトリアージ及び医療・救護を行う。
- ③ 被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送を行う。

(2) 傷病者の搬送と収容

- ① 市災害対策本部は、医療・救護班等の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。
- ② 市災害対策本部は、広域搬送の必要が生じることが予想される場合、市外受入れ医療機関並びにヘリコプター等の広域搬送手段を確保する。

4 災害救助法に基づく医療

第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。

5 費用の負担

- (1) 医療救助に要した費用は、災害救助法が適用された場合を除き、市の負担とする。
- (2) 災害救助法第23条の救助費用は、県が支弁する。

6 個別疾患

(1) 難病、人工透析

- ① 市は、あらかじめ難病患者、透析疾患等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
- ② 市は、あらかじめ関係団体と連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

(2) 妊産婦、乳幼児

市は、救急医療を必要とする妊産婦及び未熟児を、治療に必要な施設を有する医療機関等に搬送するため、該当する医療機関等の稼働状況の把握に努めるものとする。

(3) 精神疾患

- ① 市は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。
- ② 市は、被災医療機関の入院患者の受入先の把握及び調整を図る。

※市内の医療機関は、資料編（P 92 ～ 94 ）のとおりである。

第19節 食料調達・供給計画（健康福祉部・経済部・総務部）

市は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行うものとする。

1 実施機関

被災者及び災害応急現地従事者等に対する食料の供給は、市が実施するものとする。市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被

災者に対する食料の供給を行うものとする。

2 米穀の調達・供給

(1) 市備蓄分の供給

市が備蓄している乾燥米飯を供給する。

(2) 国、県からの調達・供給

① 市備蓄分で不足が生じた場合は、県に要請し調達するものとする。

② 応急供給

米穀販売事業者に被災地域への輸送を要請する。

* 九州農政局生産部 096-211-9111

* 関係要領等「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」「緊急食料調達・供給体制整備要綱

3 農畜産物（生産物）応急供給

応急用食料としての農畜産物の調達及び供給については、大規模災害による不足の事態に備え、関係団体等との連絡体制を整備するものとする。災害発生後においては、迅速に農畜産物の需給動向、産地、処理施設、道路等輸送手段の被害状況を把握するとともに、温度管理等特別な配慮が必要な食材については、輸送及び供給後の保管についても適切な措置を講じた上で、必要に応じて関係団体に対して、農畜産物の調達及び被災地域への供給を要請するものとする。

4 生鮮食料品等の流通確保対策

被災地への生鮮食料品等の円滑な確保及び卸売市場流通の確保については、県と連携を図り、対処することとする。

5 炊出しの実施及び食料の配分

(1) 炊出しの実施

市は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、ボランティアと連携して炊出しを行うものとする。

市が多大の被害を受けたことにより、市において炊出しによる食料の供給の実施が困難と認めた時は、県及び近隣市町村に炊出しについて協力を要請するものとする。

(2) 食料の配分

被災住民へ食料の配分に当たっては、避難所の受入人数や備蓄食料の在庫状況に関する派遣職員等からの報告を踏まえ、市の備蓄品を配分することとし、次の事項に留意し、配分するものとする。

① 各避難所等における食料に受入確認及び需給の適正を図るため、責任者の配置

② 住民への事前周知等による公平な配分と避難時の食料等の持参促進

なお、避難生活の長期化に備え、食料等を確保するため、市内の卸業者、スーパー等の大型店、農協等と、災害時の食糧及び生活必需品等の供給についての協定締結に努める。

第 20 節 給水計画（市民生活部・水道局）

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施体制

飲料水供給の実施は、被災市が行うものとする。

2 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加

圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

第3章第6節「自衛隊災害派遣要請・要求計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、消毒のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

3 給水に関する広報

県及び被災市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。

4 飲料水以外の生活用水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

5 応急給水及び応急復旧

(1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第21節 生活必需品供給計画（健康福祉部）

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して生活必需品等を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1 実施機関

(1) 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市が実施するものとする。

(2) 市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

2 災害救助法に基づく生活必需品の供給又は貸与

第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。

3 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ① 寝具類（毛布等）
- ② 衣料（作業着、下着、靴下等）
- ③ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- ④ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- ⑤ 日曜雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレトペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- ⑥ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- ⑦ 燃料
- ⑧ その他（ビニールシート）

4 物資の調達方法

市長は、原則として、罹災者に必要な最小限度の被服、寝具及び生活必需品を災害の状況に応じて、一括購入して調達するものとする。

5 生活必需品の円滑な提供

県及び市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第 22 節 救援物資要請・受入・配分計画（健康福祉部）

大規模な地震・津波災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

また、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1 不足物資の把握

市は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して市のみで対応できない場合は、県に対し救援物資の支援要請を行うものとする。

2 受入・供給体制

(1) 地域内輸送拠点の選定

市は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を地域内輸送拠点として、次のとおりとする。

- ① 天草市有明体育館
- ② 天草市民センター体育館
- ③ 天草市牛深総合体育館

(2) 受入・供給体制の整備

市は、地域内輸送拠点に物資の集積を行う場合には、地域内輸送拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置（災害物流専門家等）、必要な人員の確保、物資受給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取扱い

市は、災害のため企業又は団体等から県を通じて送付された物資は、被災者に配分するものとする。

なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第23節 住宅応急対策計画（健康福祉部、建設部）

災害のため住家が滅失した罹災者に対し、住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、罹災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第3章第13節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法を適用したときは、知事から権限の委任を受けた市長が行うものとする。

2 応急仮設住宅の供与

(1) 賃貸型応急住宅

県及び市は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

(2) 建設型応急住宅

① 建設型応急住宅の建設

市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討にあたっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

また、建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

② 建設型応急住宅の運営管理

市は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市に対し、建設型応急住宅（集会施設を含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型応急住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

3 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が、公営住宅への入居を希望した場合、市長は公営住宅の入居（公営住宅法第 22 条第 1 項に基づく特定入居、又は地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可）について最大限配慮するものとする。

4 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

県と市は、公営住宅などの募集案内の周知について、県や市のホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

5 災害救助法に基づく措置

(1) 災害救助法に基づく措置

第 3 章第 15 節「災害救助法の適用計画」中の 2「救助の種類、期間等」による。

(2) 災害救助法適用による災害応急仮設住宅及び応急修理の場合における労務者の調達については、第 27 節「労務供給計画」に定めるところによる。

第 24 節 交通規制計画及び緊急通行車両確認計画（総務部・建設部）

1 交通規制計画

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の道路施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して、緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

(1) 実施責任者

① 災害時の交通規制は、次ページの区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期すものとする。

区 分	範 囲
道路管理者 国土交通大臣 知 事 市 長 西日本高速道路 熊本県道路公社	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
警 察 公安委員長 警察署長 警察官	1 災害対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 3 道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はおそれがある場合。

② 危険箇所の調査及び報告

ア 調査班は、道路及び橋梁の危険箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無その他災害の状況等を市長に報告しなければならない。

イ 市長は、調査班から報告を受けたときには、その状況を直ちに天草広域本部天草地域振興局及び関係機関に報告するものとする。

③ 応急措置

危険が予想される道路施設については、土木対策部により応急措置を行い、災害の状況により、天草広域本部天草地域振興局並びに建設業者の保有機械その他の協力を得て応急措置の万全を期するものとする。

(2) 交通規制の措置

① 措置要領

ア 降雨予測等から通行規則範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規則予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 道路管理者等は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに警察等関係機関と連携し、必要な規制を実施するものとする。

② 交通規制の実施

ア 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破壊、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限をする必要があると認めるときの交通規制の実施は、市長又は警察が禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置するとともに、必要な場合は迂回道路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するとともに警察署長に連絡するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする

(7) 道路標識を設ける場合

- ・ 通行止め：歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- ・ 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央は又は左側の路端
- ・ 迂回路：回り道のある交差点の手前の左側の路端

(4) 道路標識の構造等

- ・ 道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置し、夜間においても遠方から確認し得るよう照明又は反射装置等を設置するものとする。
- ・ 道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年 総理府・建設省令第3号)に定めるところによる。

イ 異常気象時における橋梁通行規制要領

異常気象時における橋梁通行規制県基準による。

2 緊急通行車両確認計画

市及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

また、市及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(1) 緊急通行車両の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

① 第一段階（初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害に拡大防止のための人員、物資
- ウ 交通規制に必要な人員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- カ 緊急通行に必要な搬送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資
- ② 第二段階（応急対策活動期）
 - ア 前記①の継続
 - イ 食料、水等生命維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への搬送
- ③ 第三段階（復旧活動期）
 - ア 前記②の継続
 - イ 災害復旧に必要な人員、物資
 - ウ 生活必需品
- (2) 災害救助法に基づく措置

公安委員会が、災害対策基本法第 76 条及び災害対策基本法施行令第 33 条の規定に基づく通行の禁止又制限を行った場合、緊急通行のための車両を使用する市は、知事又は県公安委員会に対して、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を申し出るものとする。
- 3 相互の連絡・協力

道路管理者等及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

 - (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
 - (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。
- 4 災害時における車両の移動等

市は、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、市は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第 25 節 輸送計画（総務部・地域振興部）

災害時における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

- 1 実施機関

基本法第 50 条及び第 51 条に規定する応急対策の実施責任者とする。ただし、それぞれの実施機関において処理不可能な場合は、他の輸送機関又は自衛隊に派遣を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。
- 2 輸送力の確保・方法
 - (1) 市において所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて緊急輸送の確保を図るものとする。
 - ① 車両等の確保
 - ア 公共的団体の車両等

- イ 輸送を業とする者の所有車両等
- ウ その他（自家用車両等）
- ② 空中輸送等の確保
 - ア 防災消防ヘリコプター
 - イ 第3章第6節「自衛隊災害派遣要請・要求計画」に定めるところによる。
- ③ 船舶の確保
 - ア 公共的団体の船舶
 - イ 海上輸送を業とする者の所有船舶等
- 3 緊急輸送の体制整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信施設の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- 4 災害救助法に基づく措置

第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」によるものとする。

第26節 民間団体活用計画（健康福祉部・教育部）

災害時における民間団体（社会福祉協議会、青年団、婦人会、日赤地域奉仕団）の応援協力を得て、社会秩序の維持と公共の福祉を確保し、災害応急対策の万全を期するものとする。

- 1 実施機関
 - (1) 民間団体の活用は、市長が市の民間団体の協力を求めて行うものとする。なお本市のみで処理することが不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接市町に連絡し、応援協力を求めて応急処置にあたるものとする。
 - (2) 大規模な災害又は広範囲にわたる災害のときは、あるいは市において処理できない場合は、知事又は県教育委員会に要請するものとする。
- 2 組織の種別及び活動内容等
 - (1) 組織

組織は、社会福祉協議会、青年団、婦人会、日赤地域奉仕団とする。ただし、日赤地域奉仕団は婦人会と重複する。
 - (2) 活動内容

活動の内容は、災害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりとする。

 - ① 災害発生直後（被災者周辺住民による活動）
 - ・ 応急処置
 - ・ 救 出
 - ・ 搬 送
 - ② 緊急対応期（市からの要請後 団体の協力による活動）
 - ・ ボランティア本部の設置
 - ・ 炊き出し
 - ・ 応急復旧
 - ・ 連絡手段の確保（アマチュア無線）
 - ・ 安否確認
 - ・ その他
 - ③ 応急対応期（ボランティアによる機能的活動期）

- ・避難所支援活動
- ・心のケア
- ・協力支援体制の確立
- ・その他
- ④ 復興期（地域ボランティア組織の支援活動）
 - ・活動の撤退準備
 - ・活動記録・報告書の提出（県）
 - ・その他
- (3) 活動範囲

活動の範囲は、災害の規模及び被災の範囲によって異なるが、原則として市内全域とする。
- (4) 活動期間

市の要請により活動開始した時期から撤収までとする。
- 3 経費の負担

民間団体を活用した場合の経費は、市の負担とする。また、市の要請により活動した民間団体の費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用があった場合の経費については市が負担する。

第 27 節 労務供給計画（経済部）

災害時における労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速、かつ円滑な実施を促進するための計画は、次に定めるところによる。

- 1 労務者の確保
 - (1) 供給の要請

市災害対策本部を設置した場合の労務者の要請は、次によるものとする。

 - ① 市長は、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、天草地域振興局長に対し、文書又は口頭をもって要請するものとする。
 - ② 市及び県以外の機関において、災害応急措置の実施について労務者を必要とするときは、当該機関の長は、直接天草公共職業安定所長に要請するものとする。
 - ③ 前記 2 号より労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない
 - ア 求人者名
 - イ 職種及び別所要労務者数
 - ウ 作業場所及び作業内容
 - エ 労働条件
 - オ 宿泊施設の状況
 - カ その他必要事項
- 2 従事命令等による労務者の確保
 - (1) 市長は、災害が発生した場合に、次の事項について応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、各法律に基づく強制命令等により労務の確保を図るものとする。
 - ① 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
 - ② 施設及び整備の応急復旧
 - ③ 清掃、防疫その他の保健衛生
 - ④ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
 - ⑤ 緊急輸送の確保
 - ⑥ その他災害の拡大防止
 - (2) 上記の従事命令等を発する基準等は、次のとおりとする。

作業区分	命令区分	執行者	対象者	根拠法律
災害応急 対策作業	従事命令	知事	①医師、歯科医師並びに薬剤師 ②保健師、助産師並びに看護師 ③土木技術者及び建設技術者 ④大工、左官並びにとび職 ⑤土木業者、建築業者並びにこれらの従業者 ⑥地方鉄道業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送事業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	基本法第 71 条
	従事命令	知事	同 上	救助法第 7 条
	協力命令	知事	救助を要する者及びその近隣者	基本法第 71 条
	協力命令	知事	同 上	救助法第 8 条
災害応急 対策作業 (全般)	従事命令	市長	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第 65 条第 1 項
		警察官、 海上保安官	同 上	基本法第 65 条第 2 項
		警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者	消防法第 29 条第 5 項
消防作業	従事命令	消防吏員 又は消防 団員	火災の現場付近にある者	消防法第 29 条第 5 項
水防作業	従事命令	水防管理 者、消防 機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者	水防法第 17 条

- (3) 災害救助法に基づく措置
資料編「災害救助基準」(P21～24) のとおり。

第 28 節 保健衛生計画（市民生活部・健康福祉部）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配、こころのケア研修等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策

等の実施に当たっては、「第 18 節 医療・救護計画」と連動し、一体的に実施する。

1 防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は住民に対し、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び「防災防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施する。

(1) 実施責任

市長は、知事の指示に従って感染症法又はその他の法律に基づいて、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 防疫組織及び実施方法等

市長は、感染症患者の感染症の予防及び蔓延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所、物件の消毒、その他必要な措置を行うものとする。

① 防疫の実施組織等

ア 防疫班の編成等

市長は、防疫実施のため防疫班を編成する。

イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市長は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周知な計画をたてておく。

② 実施方法

ア 消毒

市長は、知事の指示に基づき、感染症法第 27 条及び施行規則 14 条・16 条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 28 条第 2 項及び施行規則第 15 条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活用水の使用制限

市長は、感染症法第 31 条により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

エ 臨時の予防接種

市長は、知事の指示に従って感染症の蔓延化防止を図るうえで緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第 6 条により臨時に予防接種を行う。

(3) 仮設トイレ設置計画

下水道施設が災害のため被害を受け、下水道施設の使用及び汚水処理が出来なくなった場合は、下水道供用開始区域内の避難場所に仮設トイレを設置し、被災者の便宜を図るものとする。

① 実施機関

被災者に対する仮設トイレの設置は市長が行うものとする。被災の程度により隣接市町、県、その他関係機関の応援を求めて設置する。

② 調達方法

仮設トイレは、民間業者より借り上げるものとする。

(4) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 食品衛生の確保

災害時の食中毒の防止対策及び食中毒発生時の対応については、県知事が行うものとする。

3 健康管理

市長は、被災者に適応した保健指導及び栄養指導（母子、老人、精神、歯科保

健等）を行うが、市のみでの対応が困難な場合には、県知事へ協力要請を行うものとする。

(1) 健康管理活動

市は、災害時保健活動マニュアルを作成し、関係職員を対象とした研修を行うとともに、県が実施する研修にも参加し、健康管理活動の体制を整えるものとする。

(2) エコノミークラス症候群の予防活動

① 県及び市は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。

② 県及び市は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(3) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

① 県及び市は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

② 県及び市は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

4 生活衛生の確保

県及び市は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

5 感染症対策

災害によって被害を受けたことを起因として、感染症により市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼしている又は及ぼす恐れがあり、県の感染症対策本部が設置された場合は、県と連携して取り組むものとする。

第 29 節 災害ボランティア連携計画（健康福祉部、社会福祉協議会）

大規模地震・津波が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は単独又は近隣市町の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

また、県社協は熊本県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）被災地センターを支援する。

さらに、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている N P O 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（N P O ・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1 被災地災害ボランティアセンター

(1) 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

(2) 設置主体

市及び市社協等は、災害状況に応じて被災地センターを市単位又は近隣市町で連携した広域単位で設置する。

市及び市社協等は、関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるような活動場所を確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町や、近隣市町社協等との協力体制を構築しておく。

(3) 役割と機能

- ① 災害対策本部及び県センターとの連絡調整
- ② 地域のボランティア関係団体等との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ③ 被災住民へのボランティア活動による支援情報の発信
- ④ 被災住民の支援ニーズの把握
- ⑤ 支援を行うボランティアの受入（ボランティア活動保険の加入受付を含む。）
- ⑥ ボランティア活動による支援のコーディネート（ボランティア活動と市の実施する救助との調整を含む。）
- ⑦ ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び貸付
- ⑧ 救援物資の仕分け、配布の協力
- ⑨ 現地での支援活動
- ⑩ その他、災害ＶＣの運営に必要な業務

(4) 市の対応

- ① 被災地センターの設置要請
- ② 災害救助法に基づく救助の実施
- ③ 被災地センター本部事務所及び現地事務所の設置場所の確保及び提供
- ④ 被災状況等の情報提供
- ⑤ ボランティア活動に必要な資機材等の確保、救援物資の提供
- ⑥ 被災地センターの運営に要する費用の負担

(5) 組織及び運営体制

- ① 組織
関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。
- ② 運営体制
地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするＮＰＯ等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

(6) 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、市社協等にその活動を引き継いでいく。

(7) 市と市内のＮＰＯ等との連携

大規模又は甚大な災害が発生した場合、市は、被災地センター及び市で活動するＮＰＯ等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

2 県災害ボランティアセンター

(1) 目的

県センターは、熊本県地域防災計画の災害ボランティア連携計画及び熊本県

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書に基づきボランティアの受入体制の確保を図るとともに、被災地センターと連携した救援活動や各種の条件整備を図る。

(2) 設置場所

県センターは、県社協に置く。

(3) 役割と機能

① 関係機関、団体との連絡調整

- ・県災害対策本部との連絡調整（被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、救援活動の情報交換等）
- ・NPO等のボランティア団体ネットワークとの情報共有・連携
- ・全国社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調整

② 被災地センター設置までのボランティア活動参加申出者への対応

③ 被災地センターの設置支援

大規模又は甚大な災害が発生し、被災地センターの設置が必要と県センターが判断した場合において、被災地センターが未設置の場合、県センターは、関係市町村及び市町村社協に対し、被災地センター設置を要請するとともに、設置に向けた助言や支援を行う。

- ・被災地センター設置に向けた市町村等との協議に係る支援
- ・運営スタッフの人員調整など

④ 各種情報収集及び発信

災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行えるよう、支援ニーズ等の情報を集約するとともに、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を確認しながら、適時適切に情報発信する。

- ・被災地センターの活動状況の把握（ボランティア受付数、ニーズ件数のとりまとめ、運営状況など）
- ・マスコミや県民等の問い合わせ対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県センターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信

⑤ 被災地以外からのボランティアの受付と被災地センターへの仲介

⑥ 資材や機材の仲介

被災地センターが必要とする各種資材や機材について、被災地センター自らの調達が困難な場合、要請に応じてその調達に努める。

⑦ ボランティア活動保険のとりまとめ

被災地センター等が、受付けたボランティア保険の集約、保険会社への連絡。

⑧ 県センター運営及びボランティア活動等に係る資金調達

災害ボランティア活動の支援に対する口座開設、共同募金会等への申請、民間寄附金の受付等。

(4) 県の対応

① 連携会議の設置

県は、県内で大規模又は甚大な災害が発生した場合は、県社協及びNPO等のボランティア団体ネットワークとの連携会議を直ちに設置し、円滑な連携体制を確立するものとする。

② 連絡調整窓口の設置

県は、県センターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を健康福祉政策課福祉のまちづくり室に設置する。

県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議のうえ、職員を県センターに常駐させる。

③ 行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や

公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センターに提供する。

④ 他県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況等についてホームページや報道機関を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力を行う。

⑤ ボランティアの活動環境整備

県は、必要に応じ、ボランティアの活動環境の整備に努めるものとする。

(5) 組織及び運営体制

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

(6) 閉所の時期について

県センターは、被災地センターの閉所状況や被災地におけるボランティアに対するニーズの状況を総合的に勘案したうえで閉所するものとする。

第 30 節 廃棄物処理計画（市民生活部・建設部）

災害時における廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。

1 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助や非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する条例等の整備の支援を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

2 実施機関

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定めるもののほか、災害時における被災地の廃棄物処理業務は、市長が実施する。

(2) 被災の程度により、市だけで処理できない場合は、保健所、隣接市町又は県の応援を求めて実施するものとする。

3 被害状況調査、把握体制

(1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備、調査員等を明確にした調査体制を整備する。

(2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、天草保健所へ報告する体制を整備する。

4 廃棄物の収集及び処理方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいう廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいうものであり、災害時におけるこれらの廃棄物の収集及び処理については、法施行令第 3 条「一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準」の規定に基づいて、市長が実施するものとする。

5 災害廃棄物処理計画

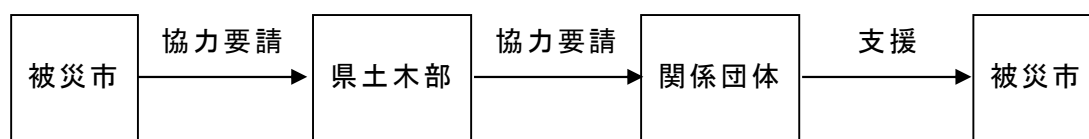
(1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推測するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を行う。

(2) 市は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

- (3) 市は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町へ応援要請を行う。
- (4) 市は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。
- (5) 市は、防疫上食物の残さ等、腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (6) 損壊家屋や流出家屋のガレキ等については、原則として被災者自ら市の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。
- (7) 市は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。

6 堆積土砂処理計画

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 市は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 市は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、市からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



7 し尿の処理

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推定するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処理の対策を樹立する。
- (2) 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町へ応援要請を行う。
- (3) 市は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所の適正管理の対策を行う。
- (4) し尿は、民間業者による収集を行うものとし、処分はし尿処理場で処理することを原則とする。

8 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をと

おして、処理能力の確認を行うものとする。

- (2) 市は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、予備資材の確保に努めるなどの災害時に備える。
- (3) 市は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。
また、廃棄物の収集、運搬処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (4) 市は、要員、資材等の不足により応急復旧が不可能なときには、県へ応援要請を行う。

9 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

10 廃棄物の仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

第31節 文教対策計画（教育委員会）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 市立学校の文教施設の災害応急復旧は、市長が行う。
- (2) 市立学校の幼児、児童・生徒に対する災害応急教育対策は、市教育委員会が行う。
ただし、災害救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会の協力を求めて実施する。

2 応急教育対策

(1) 応急教育実施の予定場所

市教育委員会は、災害の状況により、教育関係機関と連絡を取り、災害の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置するものとする。

- ① 学校施設が罹災した場合は、応急復旧を速やかに行い教育が実施できるようにする。
- ② 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬかれた隣接地域の学校施設、公民館、寺院、その他民有施設等を借り上げて行う。
- ③ 災害の程度によっては、近隣の市町の小・中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

(2) 応急教育の方法

① 教育実施者の確保

市教育委員会は、学校長、天草教育事務所と緊密な連絡を取り、応急教育実施の

ため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

② 教材、学用品等の調達の方法

教材、学用品等の被害を受けた場合、市教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告するものとする。

3 学校給食等の措置

学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合、市長は速やかに被害物資等の状況を県教育委員会に報告するものとする。

4 災害救助法に基づく学用品の支給

第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」によるものとする。

第32節 障害物等除去計画（建設部）

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物並びに山崩れ、がけ崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について必要な措置を定める。

1 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山崩れ、がけ崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとする。市だけで実施不可能な場合又は県知事に対して応援を求め又は実施を要請するものとする。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去はその施設、敷地内の所有者又は管理者が行うものとする。

2 障害物の除去対象及び除去の方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ① 住民の生命、財産を保護するための除去を必要とする場合
- ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のための除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- ④ その他、特に公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ① 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- ② 前記①により実施困難な場合は、第3章第6節「自衛隊災害派遣要請・要求計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- ③ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、措置後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

3 災害救助法に基づく障害物の除去

第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」によるものとする。

4 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、おおむね次のような場所に保管、又は廃棄するものとする。

(1) 保管の場合

除去した工作物の保管は、市長、警察署長又は海上保安部長において、次のような場所に保管する。

なお、市長、警察署長又は海上保安部長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。

- ① 人命、財産に被害を与えない安全な場所
- ② 道路交通の障害とならない場所
- ③ 盗難等の危険のない場所
- ④ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所。

5 障害物の処分方法

市長、警察署長又は海上保安部長が保管する工作物の処分の方法は、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数を要すると認めたときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定によるものとする。

第33節 ダム等管理計画（経済部・建設部）

この計画は、洪水又は、高潮時におけるダム及びひ門等の適切な管理を行うため、ダム、ため池、ひ門等の管理者を把握するとともに、これらの災害時における操作及び応急対策等について定めるものとする。

1 管理責任

ダム、ため池及びひ門等の防災管理は、管理者が、それぞれ管理主任技術者及び責任者等を定めてこれに当たるものとする。

2 管理方法

(1) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池

ため池については、余水吐けの整備、底ひ管等の陥没、漏水の防止、堤体の補強等を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐けの閉そくの原因となるおそれのある物件を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。

特に、貯水量の増加を図るために、余水吐けに土俵等を積むことは、絶対に避けなければならない。

以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に県は文書をもって注意し、県担当者はもちろんのこと、関係市担当者の注意を促し、土地改良区又は水利組合等を啓発する措置を講ずるものとする。

さらに、市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、優先的にハザードマップの作成・周知、耐震化を推進するものとする。また、利用されていないため池については廃止の検討を行うものとする。

なお、大雨特別警報が発表された後においては、管理者が「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領」により点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

また、地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領」及び「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

第 34 節 公共施設応急工事計画（建設部・経済部・健康福祉部・病院事業部・教育委員会）

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の生活の安定を図る。

1 公共土木施設（建設部）

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

(1) 実施機関

① 河川

ア 二級河川は県

イ 準用河川及びその他の普通河川は市

② 海岸

ア 海岸保全区域の県管理区域は県

イ 市管理区域は市

③ 道路

ア 一般国道指定区間は国土交通省

イ その他の一般国道及び県道については県

ウ 市道については市

エ 地域高規格道路については県

オ 松島有料道路については、熊本県道路公社

④ 漁港・港湾

国、県、市それぞれの管理港

⑤ 水道

市

⑥ 下水道

ア 流域下水道施設は県

イ 公共下水道及び都市下水路は市

⑦ 集落排水施設

市

(2) 人員・資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、第 3 章第 26 節「民間団体活用計画」及び第 3 章第 27 節「労務供給計画」の定めるところによって人員の確保を図る。

(3) 応急工事の施行

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事、ま

た、道路橋梁等への積雪時の応急対応は、緊要度を考慮のうえ、次により迅速かつ重点的に実施する。

① 緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早期に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図る。

② その他の交通路

被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、交通上特に重要と認められる市道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に仮設道路が必要な場合に施工しなければならない。

③ 仮締切り工事は、河川、海岸、砂防施設、又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水、又は海水が浸入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれがあるため、緊急に仮締切り工事を施工しなければならない。

④ 下水道、集落排水施設

管渠や排水路については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行い、処理場、ポンプ場については被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れるよう、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

⑤ 路面凍結の恐れや積雪のある道路や橋梁については、融雪剤の散布や除雪機材による交通路の早期復旧に努めるものとする。

2 農地及び農業用施設等（経済部）

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむを得ず応急工事を施行しなければならない場合は、次により行う。

(1) 実施機関

① 農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任において施行が困難な場合は、市長が行うものとする。

② 前記①において実施不可能な場合は、県に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記1の(2)により確保するものとする。

3 社会福祉施設（健康福祉部・病院事業部）

社会福祉施設等が被災し、応急工事を施工しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施工するものとする。

(1) 実施責任

生活保護施設、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設及び国民健康保険施設等の応急工事は、当該施設の管理者又は所有者が実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員・資機材で実施不可能なときは、前記1の(3)に準じて確保するものとする。

(3) 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、工事計画を作成し、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

4 医療衛生施設（健康福祉部・病院事業部）

医療衛生施設が被災し、応急工事を施行しなければ診療が不可能なとき、又は患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

(1) 実施責任

- ① 公的医療施設
県、市又は当該施設の管理者（医療法第 31 条に規定する病院又は診療所）
- ② 保健所
県所管の保健所は県
- ③ その他の医療施設
当該施設の設置者又は管理者
- (2) 人員、資機材の確保
応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記 3 の (2) に準じて確保する。
- (3) 応急工事の実施
応急工事の実施に当たっては、工事計画を作成し、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。
- 5 学校施設（教育委員会）
 - (1) 公立小中学校等における対策
市教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。
また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。
 - ① 被害箇所及び危険箇所の応急修理
被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。
 - ② 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。
 - ③ 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。
 - ④ 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。
 - ⑤ 学校施設の復旧
学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。
 - (2) 私立学校（幼稚園）における対策
私立学校（幼稚園）では、上記 (1) に準じて、学校設置者が実施するものとする。
- 6 その他の公共施設
多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第 35 節 農林水産応急対策計画（経済部）

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため、次のとおり応急対策を実施する。

1 農業

災害により水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため市長は県の出先機関、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び普及対策について指導する。

また、被害発生のおそれがある場合についても被害の未然防止について指導する。

2 林業

災害により造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被害林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。また、被害の発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。

これらの措置を迅速かつ確実に行うため、市長は県出先機関、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にする。

3 水産業

災害によりのり養殖場、魚類養殖場、漁船漁業等に被害発生が予想される場合には、市長は県の出先機関、漁業協同組合及びその他関係機関と迅速に情報交換を行い、被害の発生を未然に防止するよう指導する。

また、被害が発生した場合、早急に関係機関とともに応急対策及び復旧対策にあたる。

第 36 節 電力施設応急対策計画（九州電力送配電㈱天草配電事業所）

本市における電力の供給は、九州電力送配電㈱が行っている。また、災害時における電力施設の応急対策は、次のとおりとする。

1 災害が発生することが予想される場合又は発生した場合は、本市の電力施設の応急対策等について、電力設備の災害対策に万全を期するため、九州電力送配電㈱天草配電事業所は、「非常災害対策部運営基準」の定めに従い、関係機関と緊密な連絡を保ち、迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。

2 応急対策に当たっての留意点

(1) 連絡体制

市に災害対策本部又は九州電力送配電㈱天草配電事業所に非常災害対策部が設置されて、広範囲な停電が発生した場合は、停電情報等の提供及び復旧作業の進捗把握等の総合連絡を緊密に行う。

(2) 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期にわたり、九州電力送配電㈱の広報対応が困難な場合は、市長は防災行政無線等による停電、復旧状況の広報の応援を行う。

第 37 節 都市ガス施設応急対策計画（天草ガス株式会社）

災害時におけるガス施設の応急対策は、次のとおりとする。

1 実施機関

(1) 都市ガス事業者の名称、所在地等

会 社 名	所 在 地	電 話 番 号	供 給 戸 数
天草ガス株式会社	天草市港町 18-6	0969-23-2027	5,300 戸

(2) ガスの生産種別、施設の状況等

生産種別	施設の状況		
	生産施設	供給施設	貯蔵施設
供給ガス種 13A (プロパンエア-13A)	港町工場 ガス発生設備 2基	ガス本支管 延長 94,700m	液化石油ガス貯蓄 2基 有水式ガスホルダー 1基

2 保安体制

(1) 保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第24条第1項及び第64条第1項に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての基本的事項を定めることにより、ガス工作物の保安の確保に万全を期すものとする。

(2) ガス事業者における防災体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、ガス事業者は災害復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを含めた「防災に関する計画」を定め、防災体制の確立を図るものとする。

(3) 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るため、必要な機材を備えておくものとする。

3 ガス事業者と関係機関との連携

(1) 事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を行うものとする。

(2) ガス事業者と消防機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場等での措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。

(3) 消防機関、警察機関及びその他の防災関係機関の管理者と協議の上、連絡専用の加入電話回線整備等の通信設備を整備し、関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

4 広報活動

災害発生後、速やかに報道機関、広報車等を通じ、需要家に対してガスについての注意事項及び協力をお願いの広報を行う。

また、あわせて市、警察、消防等への情報連絡と広報活動への協力をお願いする。

災害発生により供給停止の措置がとられた場合は二次災害防止とともに需要家の不安の解消のため、供給停止地区及び供給継続地区へガスの安全使用に関する周知について広報活動を行う。

第38節 航空機災害応急対策計画（関係機関）

天草空港及び市内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止被害の軽減を図るため、「天草空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき防災関係機関が各種の対策を行い、地域住民等を災害から守ることを目的とする。

1 各関係機関の措置

航空機災害が発生した場合、天草空港管理事務所、県、警察及び消防機関と連携協力し

て応急対策を実施する。

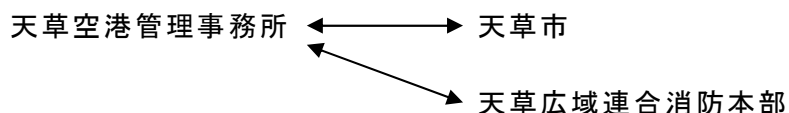
(1) 情報の通信連絡

航空機災害が発生し天草空港管理事務所から通報が合った場合、市長はそれぞれ他の関係機関、地域住民に対し、有線電話、防災行政無線等により必要な情報を伝達する。

- ① 住民に対する情報の伝達
- ② 市及び関係機関が実施する応急対策の概要及び復旧の見通し
- ③ 避難の指示及び避難先の周知
- ④ その他必要な事項

(2) 消防活動及び警戒区域の設定

- ① 天草空港において航空機事故により火災が発生した場合、天草空港管理事務所、天草エアライン株式会社及び消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。
- ② 天草空港及び市内において航空機事故により火災が発生した場合、その災害の規模等により地元消防機関で対処できない場合は、隣接消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求めるものとする。
- ③ 航空機の墜落等により災害が発生した場合、市長、消防機関及び警察は、必要に応じて地域住民の生命、身体の安全を図るとともに応急活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。
- ④ 天草空港管理事務所が締結している消防相互応援協定は次のとおりである。
協定の名称「天草空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」



- ⑤ 天草空港管理事務所は、消防資機材、化学消火薬剤を備蓄するものとする。

(3) 救出救護及び死体の捜索活動

- ① 天草空港において航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合は、天草空港管理事務所、市、天草広域連合消防本部、県及び県警察は、協議に基づき救出隊等を編成し救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出活動を実施するものとする。
- ② 天草空港以外の市内の地域で航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、市、地元消防機関、県及び県警察は、協議に基づき救出隊等を編成し、救出に必要な資機材を投入して迅速に救出活動を実施するものとする。
- ③ 天草空港及び市内において航空機災害により死傷者が発生した場合、県、市、日赤熊本県支部及び地元医師会等で編成する医療班を現地に派遣し応急措置を施した後、最寄りの医療機関に搬送する。
- ④ 天草空港及び市内において航空機災害により死傷者等が発生した場合、市、消防機関、県警察及び自衛隊は、行方不明者の捜索、負傷者の救出及び遺体の収容を実施するものとする。

(4) 交通規制

- ① 天草空港及び市内において航空機災害が発生した場合、県警察及び道路管理者は、応急対策実施に支障があるときは、一時的な交通止規制を行うものとする。
- ② 道路の交通止等規制を実施したときは、関係機関はその旨を交通機関並びに地域住民に対して広報し、協力を求めるものとする。

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号
熊本海上保安部	警備救難課	0964-52-3103
陸上自衛隊第8師団	第3部防衛班	096-343-3141
熊 本 県	危機管理防災課	096-333-2115 096-213-1000(夜間・休日)
日本赤十字社熊本県支部	事業推進課	096-384-2111

天草空港管理事務所		57-6111
(財)小型航空機安全運航センター天草事務所		57-6116
天草エアライン株式会社		57-6000
天草広域連合消防本部	警防課	22-3219
天草警察署	警備課	24-0110
天草郡市医師会	事務局	22-2309

第 39 節 海上災害対策計画（関係機関）

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

1 関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、県警察及び市は連携協力して応急対策を実施するとともに、その他関係団体との協力を求めるものとする。

(1) 市の措置

① 人命の救出、救護

沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救護活動を実施する。

② 初期消火及び延焼防止

③ 沿岸住民に対する被害状況の周知徹底及び警戒

ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の防災行政無線等による周知

イ 火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

④ 沿岸住民に対する避難の指示

⑤ 沿岸地先海面の警戒

排出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれがある地先、海面への巡回監視

⑥ 情報収集及び伝達

⑦ 排出油に係る対策

ア 市は、事故原因者及び海上保安部等の要請に基づき、排出油の除去措置を行う。

イ 排出油の漂着により海岸が汚染され又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため沿岸への漂着油の除去等の応急措置を行う。

ウ 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、天草広域本部天草地域振興局を経由して県知事に報告する。

(2) 関係団体間への要請・協力

油処理剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、市等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう求めるものとする。

第 40 節 建築物・宅地等応急対策計画（建設部）

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、石綿対策体制や、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1 被災建築物への対応

- (1) 県は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び関係マニュアルに基づき、建築物等の倒壊・損壊により露出した吹付け石綿や、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。

ア 使い捨ての防じんマスク（DS2規格もしくは同等の規格）を県庁及び各保健所にそれぞれ常備し、地震発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、環境部局及び保健所から配布するものとする。

マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）等に協力を要請するものとする。

イ 被災市町村及び解体工事・建設業等の業界団体に対して、作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具等又は取替え式防じんマスク（防じんマスクの規格に規定するRS3又はRL3のものに限ること）を着用すること、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。

ウ 被災地域において倒壊・損壊した建築物等から吹付け石綿が露出していないか調査を行う。調査の際は各種台帳（アスベスト調査台帳、建築物確認台帳等）を活用し、可能な限り速やかに実施する。調査は目視、簡易判定及び機器等によって行い、必要に応じてアスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家に同行を求め、実効性を高める。調査の結果、吹付け材が露出しており石綿の飛散が疑われる場合は、当該建築物の所有者又は管理者に連絡し、応急対応を求めるものとする。

エ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付け石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。特に鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、事前調査が適切に実施されているか重点的に確認するものとする。

なお、労働基準監督署と適時合同で立入を行い、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。

エ 被災建築物周辺、避難所周辺、ガレキの仮置き場、解体現場等にて大気中のアスベスト濃度調査を実施するものとする。

- (2) 県及び市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 被災宅地への対応

- (1) 県及び市は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについて、二次災害防止対策を適切に行うものとする。

(2) 特に、大規模災害時には、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続き等について市町村間における情報共有を図るものとする。

(3) 市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向（各部局、教育委員会、関係機関）

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、市内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携のうえ、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

県、市、及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画（建設部・経済部・水道局）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受けて実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、市の管理に属するものは市において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3 対象施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道、集落排水施設、公園並びに管理する施設である。

4 財政措置

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政措置としては、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債の充当

第 3 節 農林水産業施設災害復旧計画（経済部）

農地、農業用施設、林業施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、国庫補助を受けて実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の機関によって施行するものであるが、災害が大規模で、しかも高度な技術を要するもの等については、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

災害復旧の方針は、第 4 章第 1 節「公共土木施設災害復旧計画」の 2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は 3 箇年を原則とし、初年度 30%、2 年度 50%、3 年度 20% の進捗で完了することとされている。
- (4) その他災害復旧の特色として、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

3 対象施設

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律第 2 条に規定する農林水産業施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地
耕作の目的に供される土地
- (2) 農業用施設
農地の利用又は保全上必要な公共的施設
- (3) 林業用施設
林地の利用又は保全上必要な公共的施設
- (4) 漁業用施設
漁場の利用又は保全上必要な公共的施設
- (5) 共同利用施設
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する施設

4 財政措置

農地等の災害復旧事業を実施するための財政措置としては、次のとおりである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債

- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第 2 条第 1 項の規定に基づく融資

第 4 節 その他の災害復旧計画（建設部、教育委員会）

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において災害公営住宅等を整備する。

整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第 8 条第 1 項の規定による）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、低額所得者の罹災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

① 適用災害の規模

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合

(ア) 被災全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ウ) 一市町村の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の 1 割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の 1 割以上のとき。

② 建設及び管理者

災害公営住宅は市が建設し、管理するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは県において建設し管理するものとする。

③ 建設、管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、おおむね次の基準によるものとする。

区 分	基 準 内 容
入居者の条件	ア 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 イ 当該災害発生後 3 年間は月収 25.9 万円以下の世帯であること。 ウ 現に居住し又は同居しようとする親族を有する世帯であること。 エ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設限度戸数	ア 一般災害は滅失戸数の 3 割 イ 激甚災害は滅失戸数の 5 割
補 助 率	ア 一般災害の場合は当該年度の標準工事費の 2/3 イ 激甚災害の場合は当該年度の標準工事費の 3/4
規 模	住宅 1 戸の床面積の合計が 19 平方メートル以上 80 平方メートル以下のものとする。
家 賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

(3) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費若しくは補修に要する費用、又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

(4) 一般被災住宅の融資

一般被災住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資節度を活用して復興に努めるものとする。

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、市立学校にあっては市長が行う。

(2) 復旧方針

公立学校の復旧方針は、第 4 章第 2 節「公共土木施設災害復旧計画」の 2「復旧方針」に準ずる。

(3) 対象施設

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政措置

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政措置は、次のとおりである。

① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

② 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給

④ 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規程による地方債

3 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国県補助事業または市単独事業として次により実施する。

(1) 実施機関 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は県が実施する。

(2) 復旧方針 再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これらの施設の早期完成に努めるものとする。

(3) 対象事業 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

4 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国及び県補助事業及び市単独事業として、国、県、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第 5 節 被災農林漁業の経営安定計画（経済部）

被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要に応じ、補助金の創設や、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。

また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から事業に至るまでの手順を追加する。

なお、被害な甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であること

から、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。

1 天災害資金

天災融資法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2 農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

3 日本政策金融公庫資金

被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要な運転資金を融資する。

4 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5 災害対策のための金融支援

被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

6 1から5の支援は、国、県、市、融資機関及び関係機関が連携して実施する。

第6節 被災中小企業振興計画（経済部）

市は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図るものとする。

災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるものとする。

1 災害復興資金融資

市は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度を活用し、経営の安定と早期復興を図る。

2 償還の延期等

市は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

3 信用補完制度の充実

市は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置を行う。

第7節 被災者自立支援対策計画（総務部、健康福祉部、市民生活部、社会福祉協議会）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1 被災者に対する生活支援等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知るこ

とができる環境の整備に努めるものとする。

2 被災者に対する生活相談

市は、被災者の生活相談に対応するため、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安全を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。

市は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み優先的に相談を実施するよう努める。

3 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、県及び市は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

[他の建物調査の違い]

被災建築物応急危険度判定		被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市（県等が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し、二次災害を軽減・防止	住宅の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

4 被災者台帳の作成等

市は、災害時において、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約し、共有するため、事前に関係課による協議を行い、被災者台帳の様式を定めておくものとする。

災害時に市は、必要に応じて、事前に定めた様式を基に被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

さらに、市は県に対して、県が実施した被災者救助に関する情報を提供するように要請するものとする。

5 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取扱いとは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

6 義えん金品募集配分計画

災害時の被災者に対する義えん金品の募集配分については、市長が行う。

(1) 募集要領

一般住民からの応募については、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図るものとする。

(2) 義えん金品の保管及び分配

個人又は会社、団体等から市長、あるいは知事を経由して送付された被災者に対する義えん金物資は、本庁又は支所においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義えん金物資受付整理簿（様式は別途定める。）にそれぞれ整備して、速やかに被災者に配分する。

7 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

市は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

8 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、被災状況を早急に確認するとともに、県と連携の上、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

(2) 災害見舞金の支給

(3) 災害援護資金の貸付

(4) 生活福祉資金の貸付

(5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(6) 被災者生活再建支援金の支給

第8節 海上災害復旧計画（経済部）

海上災害による油等危険物の流出に伴う災害復旧については、第4章各節によるほか、次のとおりとする。

1 水産業施設復旧（漁港、漁場を含む）

関係団体と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を行うものとする。

2 漁業経営安定対策の実施

被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を行うものとする。

3 中小企業経営安定対策の実施

油流出事故により経営の悪化した中小企業者に対して、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を行うものとする。

4 風評被害対策の実施

油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関係団体等と連携し、誘客・消費拡大等の対策を行うものとする。

5 補償請求

タンカーからの油流出に伴う流出油の防除・清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償補償法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対して、補償請求するものとする。

6 長期的な環境影響調査

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあるから、大気、水質、動植物等への調査を綿密に実施し、その効果を検証し、必要に応じて補完的な対策を行うものとする。

第9節 復興計画（各部局、関係機関）

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、特定大規模災害等を受け、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を市に代わって行うよう、県に要請することができる。

天草市原子力災害対策計画

第1章 総則

第1節 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本市内へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本市においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

第2節 計画の目的

この計画は、九州内に所在する2原子力発電所（※）から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本市における必要な対策について定める。

※ 玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）

川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）

第3節 計画の性格

この計画は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については、地域防災計画の他の計画により対応する。

第4節 計画の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等が見直しが進められている。今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本計画についても、必要な追補、修正等を行っていく。

第2章 防災活動体制

第1節 対策本部等の体制（総務部、関係機関）

市は、別表1に従って、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編の計画を準用する。

市は、天草市防災会議を構成する関係機関等並びに2原子力発電所の所在自治体（以下「所在自治体」という。）との密接な連携体制の確保を図る。

市及び関係機関の業務は、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編の計画における事務又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表2に規定する事

務・業務とする。

(別表 1)

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	①発電事業者又は所在自治体から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②熊本県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が発表された場合の警戒体制（状況に応じて、体制の強化を行う。）
災害警戒本部体制	①発電事業者又は所在自治体から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき ②熊本県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	一般災害に関する災害警戒本部体制（状況に応じて、体制の強化を行う。）
災害対策本部体制	①本市内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制

(別表 2)

機関名	事務又は業務
天草市	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施 4 屋内退避等に関する広報・指示 5 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 6 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 7 住民への原子力災害に関する情報伝達 8 所在県からの避難の受入れに関する協力
熊本県	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発

	2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
機関名	事務又は業務
熊本県	3 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報 8 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市町村への情報伝達及び関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
熊本地方気象台	1 災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説
熊本海上保安部	1 環境放射線モニタリングの支援 2 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
九州地方整備局	1 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
自衛隊	政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施 1 環境放射線モニタリングの支援 2 県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援
日本赤十字社（熊本県支部）	1 健康相談及び医療体制の整備に関する市への協力
放送報道関係機関	1 原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達等
自動車運送機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
海上輸送機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
九州電力株式会社	1 原子力災害に関する状況把握及び情報提供
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力災害対策への協力

第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保（総務部）

市は、国や所在自治体等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

第3章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備（総務部、関係機関）

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行

うため、発電事業者である九州電力株式会社及び所在自治体との情報収集・連絡体制を整備する。

市及び県、関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

2 住民等への情報伝達体制の整備

市及び県は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

市及び県は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

市は、避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備に努める。

市は、県等と連携し、必要に応じ住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう平時から情報収集に努める。

第2節 屋内退避等に係る体制の整備（総務部、健康福祉部、関係機関）

市及び県は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、県及び市は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、市は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

第3節 広域的連携体制の整備（総務部）

市は、所在自治体その他の九州各県等との連携を図るとともに、原子力発電所事故等における広域的な協力応援体制の構築に努める。

また、環境放射線モニタリングや所在県からの避難の受入れ、原子力防災訓練等に関し、平常時から県、所在自治体等と緊密な連携を図る。

第4節 モニタリング体制の整備（市民生活部、健康福祉部）

(1) 環境放射線モニタリング体制の整備

市は、原子力発電所事故等における市内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継続して実施する。

また、所在自治体ほか隣接各県、関係機関との環境放射線モニタリング情報の相互共有、連携体制を構築する。

(2) 食品検査体制の整備

市及び県は、食品の安全性確保を図るため、食品の放射性物質検査体制を整備する。

第5節 健康相談及び医療体制の整備（健康福祉部、病院事業部、関係機関）

市及び県は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等の実施体制を整備する。

市及び県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤投与等の実施体制の整備が図られるよう、市内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。

市及び県は、専門的医療が必要な場合に備えて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第6節 住民等への知識の普及、啓発（総務部）

市は、県、国、所在自治体等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力発電所施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に国、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ 原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
- ⑦ 屋内退避及び避難等に関すること。
- ⑧ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- ⑨ 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- ⑩ 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。
- ⑪ その他原子力防災に関すること。

第7節 防護資機材の確保（市関係部局、関係機関）

市は、県及び関係機関等と連携し、必要な資機材等の確保に努める。

第8節 防災訓練の実施（総務部、関係機関）

市は、県、所在自治体及び関係機関と連携して、原子力防災に関する訓練を実施し、明らかになった課題に関して防災関係マニュアルの改善等を行い、継続的に防災体制の充実を図る。

第4章 災害応急対策計画

第1節 組織体制の確立（総務部）

市は、次の場合に、一般災害対策時に準じて原子力災害対策のための体制をとるものとする。

- ① 警戒体制
 - i 発電事業者又は所在自治体から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき
 - ii 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき
- ② 災害警戒本部体制
 - i 発電事業者又は所在自治体から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき
 - ii 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき
- ③ 災害対策本部体制
 - i 本市内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき

第2節 情報の収集（総務部）

市及び県は、発電事業者及び所在自治体から原子力発電所事故等に関する情報収集を行うとともに、所在自治体における対策の方針及び概要について情報収集を行う。

また、原子力発電所事故等の状況や所在自治体の対応等を把握するために必要と認める場合は、所在自治体のオフサイトセンターに職員を派遣し、原子力災害合同対策協議会での検討状況等を把握する。

この場合において、派遣する職員の安全の確保に十分留意する。

第3節 情報の連絡（総務部、関係機関）

(1) 市から住民への情報伝達

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール、プレスリリース等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。

住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

- ① 事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時
- ② 事故の状況と今後の予測
- ③ 発電事業者における対策状況
- ④ 所在自治体等における対策状況
- ⑤ 屋内退避等が必要となる区域
- ⑥ 県及び市町村の対策状況
- ⑦ 対象住民等がとるべき行動
- ⑧ その他必要な事項

市は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、屋内退避等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、屋内退避等の指示の状況等について、

自治会、消防団、要配慮者に係る施設等へ、電話、FAX等を利用して連絡を行う。

また、応急対策活動状況について継続的に広報する。

(2) 関係機関への情報連絡

市は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係機関に速やかに連絡を行う。

環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容については、継続的に連絡を行う。

(3) 相談窓口の設置

市は、県等と連携し、必要に応じて、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

第4節 住民避難等の防護活動（市関係部局、関係機関）

市及び県は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。

なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険がある場合、市及び県は、国及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、自然災害の状況などを総合的に勘案して、必要と判断した場合は、住民へ避難等を指示する。

この場合、市は、県等と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

① 屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定

② 避難先及び避難所に係る市町村間の調整

住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。市及び県は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

市及び県は、離島等、船舶等による避難が必要と認められる場合は、県の保有する船舶の活用のほか、関係機関に要請して避難用船舶等の確保に努める。

住民避難に当たって、市は、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第5節 緊急時モニタリングの実施（市民生活部、関係機関）

県が行う放射性物質の拡散状況等を把握するためのモニタリングポストでの緊急時モニタリングのデータ収集を行うとともに、市でも移動式放射線測定機器を活用してデータ収集に努める。

また、必要に応じて、市内上空及び海上でのモニタリング又はモニタリング

の支援を国等に要請する。

市及び県は、所在自治体、隣接県及び関係機関との間で、緊急時環境放射線モニタリングデータを相互に共有し、有効活用を図る。

第6節 健康相談及び医療の実施（健康福祉部、病院事業部、関係機関）

市及び県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等を実施する。

市及び県は、必要に応じて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等（健康福祉部、市民生活部、経済部、水道局、関係機関）

市及び県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限等、必要な措置を行う。

第8節 広域的連携（総務部）

市及び県は、所在県からの避難の受入れに関する協力を行う。また、市は、避難を要する住民が広域かつ多数となる等、必要がある場合は、市長会や災害時応援協定を締結している各自治体等に支援要請を行う。

第5章 災害復旧対策計画

第1節 環境放射線モニタリングの実施（市民生活部）

市は、所在自治体における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減（市関係部局）

市は、県等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

- ① 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。
- ② 被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。
- ③ 市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- ④ 市産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- ⑤ 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産

業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

第3節 住民健康相談（健康福祉部、病院事業部、関係機関）

市は、県及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第4節 放射性物質による汚染の除去等（市関係部局、関係機関）

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、県、所在自治体、発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第5節 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、一般災害対策編及び地震・津波災害対策編を準用して対応する。

天草市地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

令和 7 年度修正

熊本県天草市防災会議

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、天草市の市民生活の各分野にわたり、重大な影響を及ぼすおそれのある地震・津波災害に対処するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、本市における防災に関し、県、隣接市町及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、市域における地震・津波災害対策を総合的、かつ、計画的に推進することにより、天草市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

- (1) この計画は、天草市防災会議が作成する「天草市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」として、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災及び平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本市における地震及び津波災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものであり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含するものである。

この計画に定めのない事項及び風水害等の災害対策については、「天草市地域防災計画（一般災害対策編）」に定めるところによる。

- (2) 「天草市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」の策定及び運営に当たっては、国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」及び「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「天草市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) この計画は、地震・津波災害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで、基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

なお、市は、災害時において、地域住民の生命、身体、安全確保、被災者支援、企業活動復旧のために、災害応急業務、復旧業務及び平常時から継続しなければならない重要な業務を実施する責務を負っていることから、これらの業務継続を確保するため、別途、業務継続計画を策定するものとする。
- (4) この計画は、基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な地震・津波災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立

- (4) 地震・津波災害対策事業の推進
- (5) 関係法令の遵守
- 3 南海トラフ地震防災対策推進地域（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）
 南海トラフ特措法第 3 条第 1 項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域は、宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡苓北町である。

第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の責務

(1) 市

市は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の防災関係機関及び地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすために必要がある時は、他の地方公共団体と相互に協力するように努めるとともに、消防機関等の組織の整備、市内の公共的団体等の防災に関する組織、及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(2) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の防災関係機関及び地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるように必要な指導、助言及びその他の適切な措置をとるものとする。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動に協力するものとする。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県、市町村及びその他の防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 処理すべき事務又は業務

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者並びに医療機関の管理者等の南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
天 草 市 天草広域連合消防本部	1 天草市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 南海トラフ地震防災対策計画の作成指導及び写しの受理 5 消防、水防及びその他の応急措置 6 被災者に対する救助及び救護措置 7 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策

		8 防災知識の普及と公共団体及び住民防災組織の育成指導 9 その他市の所掌事務についての防災対策
熊 本 県		1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 南海トラフ地震防災対策計画の作成指導及び届出の受理 5 水防その他の応急措置 6 被災者に対する救助及び救護措置 7 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 8 その他県の所掌事務についての防災対策 9 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
指定 地方 行政 機関	九 州 管 区 警 察 局	1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整にすること 2 広域的な交通規制の指導調整にすること 3 災害時における他管区警察局との連携にすること 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整にすること 5 災害に関する情報の収集及び連絡調整にすること 6 災害時における警察通信の運用にすること 7 津波予報の伝達にすること
	九 州 総 合 通 信 局	1 非常通信体制の整備にすること 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事 4 災害時における電気通信の確保に関する事 5 非常通信の統制、監理に関する事 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
	九 州 財 務 局	1 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関する事 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 4 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
	九 州 厚 生 局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の現地派遣 3 関係機関との連絡調整
	熊 本 労 働 局 (天草労働基準監督署)	工場及び事業所等における労働災害防止対策
	九 州 農 政 局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 4 応急用食料の調達・供給対策 5 主要食糧の安定供給対策

指定 地方 行政 機関	九 州 森 林 管 理 局	1 国有林等の森林治水事業及び防火管理 2 災害応急用材の需給対策
	九 州 経 済 産 業 局	1 災害時における物資の供給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること
	九州産業保安監督部	1 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する こと 2 火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安の確保対策
	九州地方整備局	1 直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること 2 直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること 3 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関する こと 4 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 5 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に 関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 6 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
	九州運輸局熊本運輸支局	1 災害時における陸上・水上輸送の調査及び指導 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
	大 阪 航 空 局 (熊本空港事務所)	遭難航空機の捜索及び救助
	福岡管区気象台 (熊本地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行 うこと 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による 地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、 伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努め ること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助 言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める こと
	第十管区海上保安本部 (熊本海上保安部)	災害時の海上における人命救助及びその他救済を必要とする 場合の援助並びに海上の治安及び警備
	九州地方環境事務所	1 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2 環境監視体制の支援に関すること 3 飼育動物の保護者等に係る支援に関すること
	九 州 防 衛 局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
	九州地方測量部	災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること

自衛隊	陸上自衛隊 (第8師団) 海上自衛隊 (佐世保地方總監部) 航空自衛隊 (西部方面航空隊)	天災地変及びその他の災害に際して、航空機あるいは地上からの情報の収集、伝達及び人命又は財産の保護 (人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)
指定地方公共機関及び指定地方公共機関	日本銀行 (熊本支店)	災害時における金融対策。すなわち預貯金、罹災関係手形及び災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き換えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。
	日本赤十字社 (熊本県支部)	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義えん金品の募集配分
指定公共機関及び指定地方公共機関	日本放送協会 (熊本放送局) (株)熊本日日新聞社 (天草総局) (株)熊本放送 (株)テレビ熊本 (株)熊本県民テレビ 熊本朝日放送(株) (株)エフエム熊本	予警報、災害情報等の災害広報対策
	西日本電信電話(株) (熊本支店)	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	郵便事業(株) (九州支社)	1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
	九州電力(株) (熊本支社、九州電力送配電株式会社熊本支社)	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
	熊本県土地改良事業 団体連合会	1 溜池及び水こう門等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
	ガス供給機関 (天草ガス(株)) (一般社団熊本県LPガス協会)	1 ガス施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガス供給の確保

	自動車運送機関 (公益社団法人 熊本県トラック協会) (一般社団法人 熊本県バス協会) (社団法人 熊本県タクシー協会)	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
	海上輸送機関 (三和商船株) (熊本フェリー株) (熊本県海運組合)	災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
	公益社団法人 熊本県医師会 (天草郡市医師会)	災害時における医療、助産等の救護
	公益社団法人 熊本県看護協会	災害時における医療、助産等の救護
	一般社団法人 熊本県歯科医師会	災害時における歯科医療等の救護
	公益社団法人 熊本県薬剤師会	災害時における薬剤師活動や医薬品供給
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	災害時における住民支援、ボランティア支援
	一般社団法人 熊本県建設業協会	災害時における応急対策
	熊本国際空港株	1 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助 2 飛行場及び空港施設の防災対策 3 災害復旧支援機能の整備 4 災害時における航空輸送への協力
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	天草ケーブルネットワーク株	予警報、災害情報等の災害広報対策
	病院等経営者	1 避難施設の整備及び避難訓練 2 災害時における負傷者等の医療及び助産又は収容者の保護
	社会福祉施設等経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 農林水産関係の被害調査又は協力 2 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林水産家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保又は斡旋
	商工会議所 商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	金融機関 危険物施設、高圧ガス、 火薬類等の管理者	被災事業者等に対する資金融資及びその緊急措置 1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備

レンタカー・タクシー会社・海上タクシー経営者	災害時における自動車、船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者 (医療機関の管理者等)	1 地震防災訓練 2 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 3 従業員等に対する防災教育及び広報 4 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 5 防災組織の整備 6 津波に関する情報の収集、伝達等 7 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 8 地震発生時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置

第4節 天草市の特質と過去の主な地震災害

1 地勢

本市は、熊本県南西部に位置し、周囲を藍く、美しい海に囲まれた天草上島と下島及び御所浦島等で形成されている。

地形は、そのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や農地が開けており、市街地を結ぶように海岸線沿いに国・県道が整備されている。

県内には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、本市の東側に位置する日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がSランク、出水断層帯がAランク、南海トラフがⅢランクと評価されており、特に注意が必要である。

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震 が発生する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区间)	7.2 程度以上	Xランク ※1	不明
布田川断層帯 (宇土区间)	7.0 程度	Xランク ※1	不明
布田川断層帯 (布田川区间)	7.0 程度	Zランク ※2	ほぼ 0-0.001%
日奈久断層帯 (八代海区间)	7.3 程度	S*ランク ※2	ほぼ 0%~16%
日奈久断層帯 (日奈久区间)	7.5 程度	S*ランク ※2	ほぼ 0%~6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区间)	6.8 程度	Xランク ※1	不明
万年山-崩平山断層帯	7.3 程度	Zランク ※2	0.004%以下
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク ※2	1%以下
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク ※2	ほぼ 0%~1%
雲仙断層群 (南東部)	7.1 程度	Xランク ※1	不明
南海トラフ地震	8~9 クラス	Ⅲランク ※3	80%

※1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※2 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる

※4 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%~26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。

[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和7年1月15日）（地震調査研究推進本部 地震調査委員会）]

2 社会的条件とその変化

地震・津波災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものとが、同時複合的に発生することが特徴である。

(1) 人口の分布

本市の人口は、令和2年国勢調査によると75,783人で、旧本渡市に約48%、旧牛深市に約15%となっており、他の旧8町に約37%となっている。今後は、天草市全体の人口は減少し、また市街地への人口集中化が進み、周辺部である農漁村部の人口は減少することが予想される。

(2) 生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は、市民生活に欠かせないものとなっており、今後も益々その依存度、重要性が高くなると考えられる。これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し、市民生活に大きな支障をもたらす、2次被害の危険性もある。

(3) 交通機関の発達

自動車の増加によって、市街地においては朝夕の交通渋滞が慢性化しており、特に災害発生時に交通混乱によって消火・救助活動の妨げとなり、被害が拡大することが予想される。

また、道路、港湾施設等の被害による交通機能の麻痺は、物流に重大な影響を及ぼし、市民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

(4) 防災意識の低下及び組織の弱体化

近年の核家族化の進展により地域のコミュニティ活動が停滞ぎみで、市民の防災意識も低く、自主防災組織率も地区によってばらつきがある。

さらに、消防団については、サラリーマン団員の増加並びに人口減少による団員の確保、高齢化の問題が起きている。

このような社会的災害要因によって、地震・津波による被害が拡大、又は被害の多様化・複合化が考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決して十分でない。

したがって、このような社会的災害要因の変化に注意を払うとともに、各種調査の実施、公共施設の整備、住民・企業への防災意識の普及啓発に努めることが必要である。

3 天草市の過去の主な地震・津波とその被害

○ 744年6月6日（太平16年5月18日）天草郡、八代郡、葦北郡 M:7.0
田地290町、民家流出470軒、死者1,520名

○ 1792年5月21日（寛政4.4.1）雲仙岳 M:6.4

前年10月8日から始まった地震が、11月10日頃から強くなり、4月1日に大地震2回、前山（眉山）の東部が崩れて島原湾に土砂が入り込み、津波を発生させ、対岸の肥後（天草市では、旧本渡市、有明町）に被害を及ぼした。「島原大変・肥後迷惑」

死者は有明海沿岸で、約15,000人・潰家12,000棟

○ 1828年5月26日（文政11.4.13）長崎 M:6.0

出島の周壁が数箇所潰烈。天草で激しかったという。

天草の海中で噴火に似た現象があったという。

○ 1931年12月21日（昭和6年）14時47分 八代海 M:5.5

大矢野島群発地震。22日と26日にM:5.6、5.9の地震

21日、22日の地震により八代町沿岸に多少の被害。

26日の地震により八代郡田浦付近で壁の剥落50～60、堤防亀裂、石垣崩落等の被害。
大矢野島の護岸・堤防決壊。
最大震度：5（牛深）

- 1931年12月22日（昭和6年）22時08分 八代海 M：5.6
被害は、上記の地震と重複。
最大震度：5（牛深）

- 1931年12月26日（昭和6年）10時43分 八代海 M：5.9
被害は、上記の地震と重複。
最大震度：5（牛深）

- 1937年1月27日（昭和12年） 熊本県中部 M：5.1
上益城郡秋津村で、長さ10間（18m）、幅3尺（0.9m）の石橋が崩落。
最大震度：5（牛深）

- 1960年5月24日（昭和35年） 南米チリ沖 M：8 1/4～8 1/2
23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後
ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に來襲して被害を生じた。
大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊本県の天草
方面も潮位のため若干の被害をあった。
本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸
下長尾 扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断

- 1997年3月26日（平成9年） 17時31分 薩摩地方 M：6.3
水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等の被害が発生。
最大震度：4（牛深市、大矢野町、熊本市京町、八代市、松橋町、人吉市、芦北町）

- 1997年5月13日（平成9年） 14時38分 薩摩地方 M：6.2
水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等の被害が
発生。
最大震度：4（大矢野町、八代市、松橋町、人吉市、芦北町）

- 2005年6月3日（平成17年） 午前4時16分頃 天草芦北地方 M：4.8
早朝から地震が発生したが、被害なし。
震度：5弱 上天草市大矢野町
4 上天草市松島町、天草郡五和町
3 上天草市姫戸町、天草郡有明町
2 牛深市、天草郡倉岳町・御所浦町・栖本町・苓北町・河浦町
1 本渡市

- 2016年4月14日（平成28年）午後9時26分 熊本地方 M：6.5
人的被害なし。
震度：5弱 天草市五和町
4 天草市有明町
3 天草市本町、天草市牛深町、天草市新和町、
天草市天草町、天草市本渡町本渡、天草市倉岳町、
天草市河浦町、天草市御所浦町、天草市栖本町

- 2016年4月16日（平成28年）午前1時25分 熊本地方 M：7.3
人的被害なし。

震度 : 6 弱 天草市五和町

- 4 天草市本町、天草市牛深町、天草市天草町、天草市倉岳町、
天草市河浦町、天草市有明町、天草市栖本町
- 3 天草市新和町、天草市本渡町本渡、天草市御所浦町

平成 28 年熊本地震において、日奈久断層帯（高野―白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生。最大震度 7 の揺れがわずか 28 時間以内に 2 度発生した（前震では益城町、本震では益城町と西原村において観測）。

地震発生直後の平成 28 年 4 月 14 日に、県内全 45 市町村に災害救助法が適用され、同月 25 日には激甚災害、同月 28 日には全国で 4 例目の特定非常災害に指定された。

第 5 節 被害想定

この節は、県が平成 23 年度から 2 か年をかけて実施した、地震・津波被害想定調査の結果を要約したものである。

1 地震及び津波の被害想定

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、県や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の集計を行ったところであり、ここでは 2 に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

なお、本県に影響を与えると推測される新しいデータや知見が集まった段階で、今後もそれらを踏まえた地震・津波に関する被害の検討に努めるものとする。

2 地震被害想定調査の前提条件

熊本県が調査で実施する地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

(1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

(2) 津波解析

国が設定している各地震の断諸元と、海域及び陸域の地形モデルを用いて、津波解析を行った。

(3) 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

項 目		調査対象区分	
		地 震	津 波
1. 建物被害	1.1. 液状化	●	
	1.2. 揺れ	●	
	1.3. 急傾斜地崩壊	●	
	1.4. 津波		○
	1.5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2.1. 揺れ	●	
	2.2. 急傾斜地崩壊	●	
	2.3. 津波		○
	2.4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3.1. 上水道	●	○
	3.2. 下水道	●	○
	3.3. 電力施設	●	○
	3.4. 電話・通信施設	●	○
	3.5. ガス（都市ガス）	●	○
	3.6. ガス（LPガス）	●	
	3.7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通輸送施設被害	4.1. 道路（高速道路、一般道路）	●	○
	4.2. 鉄道	●	○
	4.3. 空港（※定性的評価）	●	
	4.4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支障等	5.1. 避難生活者	●	○
	5.2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6.1. 災害廃棄物（瓦礫）の発生	●	○
7. その他の被害	7.1. 災害時要支援者の被災	●	○
	7.2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7.3. 避難施設被害	●	○

(4) 想定シーン

建物および人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

① 発生の季節：冬季

② 発生時刻：夜（午前5時）：多くの人々が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。

夕方（午後6時）：火気使用が最も高い時間帯。

③ 風速設定：火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定(※)。

(※)風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21～23年）を採用

(5) 被害想定結果 別紙のとおり

3 被害想定結果

項目 (注1)			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部運動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値	
想定地震	地震の規模 及びタイプ別	規模	マグニチュード7.9	マグニチュード7.3	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0	マグニチュード7.1	マグニチュード9.0	
		タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型	
		天草地域の 最大想定震度	震度7	震度5強	震度5強	震度5強	震度5強	震度5強	
	津波	津波高(TP. M)	3. 4TP. m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3. 5TP. m	3. 8TP. m	
		津波波高(m)	1. 2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1. 4m	2. 0m	
物的被害	建物被害	全壊棟数	計	2, 300棟	30棟	70棟	140棟	540棟	670棟
			液状化	550棟	30棟	70棟	140棟	160棟	30棟
			揺れ	1, 200棟	－棟	－棟	－棟	－棟	－棟
			急傾斜地崩壊	120棟	－棟	－棟	－棟	－棟	－棟
			津波	390棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	380棟	640棟
		半壊数	地震火災	20棟	－棟	－棟	－棟	－棟	－棟
			計	13, 500棟	40棟	110棟	220棟	7, 100棟	10, 700棟
			液状化	830棟	40棟	110棟	220棟	240棟	40棟
			揺れ	4, 900棟	－棟	－棟	－棟	－棟	10棟
			急傾斜地崩壊	250棟	－棟	－棟	－棟	－棟	10棟
津波	7, 500棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	6, 900棟	10, 700棟			
人的被害	死者数	死者数	計	110人	－人	－人	－人	10人	10人
			揺れ	80人	－人	－人	－人	－人	－人
			急傾斜地崩壊	10人	－人	－人	－人	－人	－人
			津波	10人	－人	－人	－人	10人	10人
			地震火災	－人	－人	－人	－人	－人	－人
		重傷者数	計	340人	－人	－人	－人	140人	230人
			揺れ	170人	－人	－人	－人	－人	－人
			急傾斜地崩壊	10人	－人	－人	－人	－人	－人
			津波	150人	－人	－人	－人	140人	230人
			地震火災	－人	－人	－人	－人	－人	－人
		負傷者数	計	1, 800人	－人	－人	－人	350人	560人
			液状化	1, 400人	－人	－人	－人	－人	－人
			揺れ	10人	－人	－人	－人	－人	－人
			急傾斜地崩壊	370人	－人	－人	－人	－人	－人
			津波	－人	－人	－人	－人	350人	560人

(※) 上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月、国による区分見直しにより、中央構造線断層帯(豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

(注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

(注3) 布田川・日奈久断層帯 中部・南西部運動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

※ 数値が1000未満のものは、一の位、1000以上は10の位を四捨五入している。

※ 数値を四捨五入しているため、合計が合わない可能性がある。

第2章 災 害 予 防 計 画

第1節 市民・事業所の防災力向上計画（市民、市、関係機関）

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を始めとして、市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

1 自助

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分で出来ることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動をとるとものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- ・ 過去の災害の発生状況
- ・ 気象予報警報等の種別と対策
- ・ 防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・ 命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・ 家族等との緊急・安否確認方法
- ・ 就寝場所の安全確保
- ・ 災害情報の入手方法
- ・ 近隣の井戸の位置等の確認
- ・ 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認

ウ 事前の備え

- ・ 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・ 防災メールサービスへの登録
- ・ 最低3日分（推奨1週間分）の水・食料等生活必需品の備蓄（日常備蓄※含む）
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- ・ 非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
※薬の服用の有無や家族の状況に応じて、非常用持ち出し品を準備する。
- ・ 自動車へのこまめな満タン給油

2 共助

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど、積極的なコミュニティづくりを

進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練（市と連携した訓練等）の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（地域住民の安否確認含む。）の把握、市への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練 等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資器材等の備蓄および管理及び使用方法の確認
- カ 危険個所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、市の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に要配慮者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。
また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。
 - ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 事業所の耐震化・耐浪化
 - エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
 - オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施
- (4) 食料・飲料水・生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、県、市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第2節 防災知識普及計画（総務部、教育委員会、関係機関）

1 方針

地震・津波による災害を最小限に食い止めるためには、市、県等の防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震・津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や後援会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2 市職員に対する防災教育（総務部）

地震・津波災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、地震・津波災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は防災業務に従事する市長始め防災担当職員に対して、次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう、簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、市は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ① 天草市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- ④ 防災関係法令の運用
- ⑤ 防災システムの操作方法等
- ⑥ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等の印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

3 住民に対する防災知識の普及（総務部、消防機関）

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるように、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

そのために地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する

情報、南海トラフ地震に関する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

更に、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ① 地震及び津波に関する一般的知識
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 地震・津波災害対策の現状
- ④ 地震・津波被害想定調査結果
- ⑤ 平時の心得（日頃の準備）
 - ア 住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）
 - イ 屋内の整理点検（家具転倒防止等）
 - ウ 火災の防止
 - エ 応急救護
 - オ 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
 - カ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
 - キ 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
 - ク 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
 - ケ 緊急連絡先の確認
 - コ 家族間等による安否の確認方法
 - サ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
 - シ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ス 避難所生活のマナーとルール
 - セ ペットを受入れ可能な避難所
 - ソ ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- ⑥ 地震発生時の心得
 - ア 緊急地震速報を覚知した時の対応行動
 - イ 場所別、状況別の心得
 - ウ 出火防止及び初期消火
 - エ 避難の心得
 - オ 自動車運転者のとるべき措置
- ⑦ 建築物に関する各調査の周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用に努めるものとする。

① 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の活動や会合、

各種研修会、講習会等、幼年消防大会等の機会を活用する。

② 広報媒体等による普及

ア 市広報媒体の利用

イ 講演会、研修会等の開催

③ 防災訓練等における普及

市は、講習会の開催等を通じて、地震・津波災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火・避難・総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及並びに技術の向上への取組みを継続的に実施する。

4 学校教育における防災知識の普及（教育委員会・総務部）

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童・生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童・生徒等及び教職員の生命・身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に学校の種別や児童・生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

① 災害時の身体の安全確保の方法

② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

③ 地震等災害発生のしくみ

④ 防災対策の現状

⑤ 大規模地震発生を想定した避難訓練の充実

なお、大規模地震・津波が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

(3) 私立学校（幼稚園）に対する助言・指導

市は、私立学校（幼稚園）に対して必要に応じて指導、助言を行うものとし、私立学校（幼稚園）は防災意識の普及に努めるものとする。

5 防災上重要な施設の管理者等の指導（総務部・防災関係機関）

市、県及び防災関係機関は、防災上重要な施設及び大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に地震・津波災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとする。特に、出火防止、初期消火及び避難誘導等発災時に対処し得る体制の整備を推進するものとする。

(1) 避難誘導等防災体制の整備

(2) 地震・津波災害の特性及び過去の主な被害事例

(3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

(4) 出火防止及び初期消火等の任務分担

(5) 防災業務従事者の安全確保

(6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生

直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照)

6 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の防災力向上

市は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取引を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

市及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。特に中小企業等の支援に当たっては、県、市町村及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 要配慮者施設の避難訓練等の状況の確認

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

7 外国人に対する防災知識の普及

市は、外国語による標記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど、要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、県は、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため市職員の対応力向上を図るものとする。

8 防災知識の普及時期

市、県及び防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の普及の内容により最も効果のある時期を選んで、住民に対し地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

- * 火山防災の日 8月26日
- * 防災の日 9月1日

* 津波防災の日 11月5日

* 防災とボランティアの日 1月17日

9 防災相談

市、県及び防災関係機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

10 災害記録の保存と災害の教訓の伝承（総務部、関係機関）

市は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第3節 自主防災組織等育成計画（総務部、関係機関等）

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、地震・津波に関する防災意識の高揚及び人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、地震・津波災害に備えるものである。

1 自主防災組織の方針

大規模地震・津波災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、市民、市及び事業者は、地域住民により防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

(1) 市民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことを目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、市民は、平時から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加をするとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

(2) 市は、天草市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、市は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

(3) 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険

性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務がない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(2) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士の活用に努めるものとする。

- ① 地区振興会、町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
- ③ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

(3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(4) 主な活動内容

① 平常時の活動

ア 防災に関する知識の普及

イ 地域一体となった防災訓練の実施・参加（市や関係団体と連携した訓練等）

- ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
- ・被害状況（安否確認含む）の把握、市への情報伝達訓練
- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練

ウ 情報の収集伝達体制の整備

エ 火気使用設備器具等の点検

オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

カ 危険個所の点検・情報共有

・地域の見廻り

・地域防災ハザードマップの作成

キ 避難行動要支援者の把握

ク 地域内にある消防団等の他組織との連携促進

② 災害時の活動

ア 地域内の被害状況等の情報収集及び市への伝達

イ 出火防止・初期消火の実施

ウ 地域内における避難指示等の情報伝達

エ 地域住民の安否確認及び避難誘導

オ 避難行動要支援者等に対する避難支援

カ 救出・救護活動への協力

キ 避難生活における避難場所、避難所の運営等

ク 避難所以外の避難者の情報の把握

ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所の自衛消防組織等

大規模地震・津波発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯

蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業所の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、ＢＣＰの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、市及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、市は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

- ① 中高層建築物、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

- ① 平時の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 施設及び設備等の点検整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施 等
- ② 災害時の活動
 - ア 従業員等の安否確認
 - イ 情報の収集伝達
 - ウ 出火防止、初期消火の実施
 - エ 避難誘導
 - オ 救出・救護の実施及び協力
 - カ 避難生活における避難場所、避難所の運営協力 等

4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を

作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4節 防災訓練計画（総務部・教育委員会・防災関係機関）

市及び各防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加、住民、その他の関係団体の協力を得て、地震・津波など大規模災害を想定した各種の必要な訓練を実施する。

特に、本市は沿岸部であり、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した、住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 実施機関

災害応急対策の実施責任を有する各機関（市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体等）の長が実施するものとする。

2 訓練の種類

市及び防災関係機関は、単独又は共同で次の防災訓練を定期的の実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部・地方災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達訓練（津波情報伝達を含む。）
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

3 住民等の訓練

大規模地震・津波発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出、救護、初期消火及び避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練が必要である。

このため、市及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について、必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓

練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

4 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

5 複合災害想定訓練

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

6 訓練の時期及び場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」等の啓発効果を含めて最も効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容、規模により、最も効果を上げ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たり、市は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は訓練結果の事後評価を行い、課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第5節 地震観測施設等整備計画（総務部・気象庁・文部科学省・県）

本計画は、気象庁（熊本地方気象台）、文部科学省（防災科学技術研究所）及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。

市内における観測施設の状況は、資料編（P 95～97）のとおりである。

第6節 防災業務施設整備計画（総合政策部・関係機関）

大規模地震・津波時の災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備、推進に関する計画である。

1 防災拠点施設

市及び防災関係機関は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においても、その機能を維持されるよう、施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化及び多重性の確保、井戸等による水の確保、非常用電源設備（自立分散型電源設備）の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

なお、県及び市は、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点について、あらかじめ地域防災計画等に定めるよう努めるものとする。

(1) 市庁舎（本庁・支所）

災害時に災害対策本部が設置される等の市内防災業務の拠点施設である市庁舎については、次のとおり整備を行うものとする。

- ① 阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、大地震が発生した場合でも市庁舎の機能を維持できるよう耐震診断に基づく耐震補強を行う。
- ② 停電時にも本来の機能を発揮できるよう非常用電源を整備する。
- ③ 防火区域の整備、内装の不燃化等の防火対策を推進し、さらにスプリンクラー設備、連結散水設備、特殊消火設備等の消火設備の整備を行う。
- ④ その他災害時に、市庁舎としての機能を十分に発揮できるよう本庁舎については、建築基準法及び消防法に基づく所要の改修を行う。

(2) 消防本部・署施設整備計画

消防本部及び署は、災害応急対策の拠点となる施設であり、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震・津波発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

2 通信設備

(1) 市の通信設備

市は、災害時に速やかに、確実な情報を住民に伝達する手段及び本庁、支所の相互通信ができるような防災行政無線システムの早急な整備促進を図る。現在の防災

なお、非常用電源設備等の浸水対策等の停電対策を図るとともに、燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

防災行政無線施設の現況は、資料編（P 98）のとおりでである。

第7節 災害物資・資機材整備・調達計画（総務部、健康福祉部、関係機関）

被災者の応急所対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる食料、飲料水等の物資の備蓄・調達体制の整備について定める。

市は、大規模災害が発生し、物資の調達や輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資を備蓄するとともに、物資の調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、住民・事業者等が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、啓発するものとする。
- (3) 市は、市民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (5) 市は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、県及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。
- (6) 市は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協力の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (7) 市、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市、事業所等との協定締結等により、調達体制の確立に努めるものとする。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

(1) 供給方針

市は、災害発生時に食糧等を確保するため、食糧・生活必需品の備蓄（流通備蓄を含む）に努めるとともに、備蓄で不足すると予想される場合は、速やかに国、県、他の行政機関に対し協力要請等を行う。

- (2) 市内の卸業者、スーパーなどの大型店及び農協等と災害時の食糧・生活必需品等の供給についての協定締結に努める。

(3) 応急給水

市（水道事業者）は、上水道の給水が停止した断水世帯等を想定して、発災直後に断水世帯に対し、給水体制を整備することとする。

(4) 飲料水以外の生活用水の確保

県、市及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

3 食料等の備蓄

災害時の応急的な食料については、備蓄倉庫（庁舎を利用）に次の食料等の備蓄に努め、適正に在庫管理を行うものとする。

- (1) アルファーマ、お粥、パン、ビスケット等 20,000 食
- (2) 飲料水（ペットボトル 500ml 相当） 8,000 本
- (3) 毛布 4,000 枚
- (4) インスタントトイレ（処理袋） 48,000 回分

4 災害用装備資機材の整備充実

(1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。

- ① 救出・救助用資機材
- ② 照明用資機材
- ③ 災害対策用特殊車両

- ④ 交通対策用資機材
- ⑤ 情報収集資機材
- ⑥ その他後方支援用等必要な資機材
- (2) 資機材の調達
防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関や民間事業者との連携
県及び市は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 5 燃料備蓄
県、市及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。
また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。
- 6 物資の管理・輸送等
市は、救援物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。
また、県、市は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第8節 風水害・土砂災害予防計画（建設部・経済部）

大規模地震・津波発生に伴う河川等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、さらには護岸、水門、樋門等のコンクリート構造物の破損による後背地の水害の未然防止及び被害軽減を図るものとする。

- 1 治山対策
本市の林野面積は、462.76 km²で市総面積 683.82 km²の 67%に当たり、各河川の水源地帯となっており、防災上重要な位置を占めている。治山事業は、森林法、地すべり等防止法に基づくもので、森林を造成、維持することにより、山地災害の未然防止などを図っているが、流域保全と局所災害の見地から事業の実施に当たっては砂防、河川事業と連携を保ち、市民の生命・財産等の保全に努める。
- 2 保安林整備対策
森林地帯は無林地状態の山地に比較して、水の調整効果が大きく、洪水時における土砂の流失も少なく、山腹の崩落を防ぐ効果をもっている。しかし、これらの森林が地震によって破壊された場合は、放置すれば前記の保安機能が低下し、又は喪失して国土の荒廃を招くおそれがある。
今後、改植、補植等を実施することで森林の水源涵養機能と土砂流失防止機能の維持増進を図り、災害を未然に防止する。
- 3 山地災害の原因と対策
本市の災害の主な原因は水害であり、豪雨による山地崩壊があるが、その原因のほか、地震

により直接崩落が発生することもあり、又は地震により発生した亀裂に雨水が入り、崩落が発生するなど、地震が主な誘因となることも考えられる。

災害に強い森林の造成及び山地崩壊を未然に防ぐため、県等と協議を行い、対策を図る必要がある。

4 土砂災害対策

(1) 土石流対策

本市は、全体の面積の多くを山地が占めており、急峻な地形が多く、土石流災害が発生しやすい危険渓流が多く存在している。

これらの危険渓流については、県と協議を行いながら順次整備を図っていく。

(2) 地すべり対策

本市における地すべりは、天草諸島一帯に散在する第三紀層地すべりが多い。地質が粘土質の岩石でできているため、侵蝕が早く進み、水を含むと粘土化するため、地震の発生により地すべりを起こす可能性がある。

これらの地すべり危険箇所の対策については、県等と協議を行いながら、危険度の高い箇所から地すべり防止施設の整備を図るとともに、土石流危険箇所と同時に警戒避難体制の整備等ソフト面の対策についても重点的に促進を図る。

5 道路・橋梁対策

(1) 道路対策

本市の道路延長は、2,092.8kmであるが、狭い箇所があるので、年次計画により改良し、特に地震災害による崩土、がけ崩れ等の注意箇所には、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等により整備を図る。

(2) 橋梁対策

市道の橋梁で、老朽橋及び荷重条件の変更を含めて、地震発生の際に交通面での重要度、危険度を検討・勘案し、順次改築・補修及び補強により整備を図る。

6 災害危険箇所等の把握

県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

7 盛土関係

(1) 盛土による災害の防止のための取組み

県及び市町村は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第9節 海岸対策計画（建設部・経済部・総務部）

大規模地震発生後、近距離を震源とする地震では、津波予警報や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、津波被害を防ぐには海岸施設の補強などのハード面並びに住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、津波に備えたハザードマップの作成等が必要である。

1 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を設定する。

県及び市は、当該津波浸水想定を踏まえ、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。そのうち津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、市町村や住民等の意見を踏まえ津波災害特別警戒区域の指定を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を策定し、海岸保全施設、避難施設等の配置、土地利用、警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努める。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

市は、市防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

国（国土交通省）、県及び市は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

(2) 避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せ

ず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

県及び市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

2 海岸対策

(1) 海岸概況

本市は東シナ海、有明海及び不知火海に面する多くの海岸線を有し、海岸法第5条に基づき維持管理されている。

(2) 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設は国土の保全はもとより、市民の生命、財産を守る根幹であり、県、市は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設、防波堤等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設、海岸防災林の整備に努めるものとする。港湾については、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

(3) 海岸保全施設の改良補強計画

市は、従来から整備促進を図ってきたところであるが、阪神・淡路大震災・東北大震災の教訓等、更には「地震・津波被害想定調査」の結果を踏まえ、施設の地震・津波に対する危険性を調査し、危険性が高いと判断される地区については、耐震性の必要性を考慮しながら県と協議を行い、順次整備を図っていくものとする。

(4) 防災業務に従事する者の安全確保

海岸保全施設管理者は、地震発生時の津波襲来に備え、多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や管理方法（緊急点検及び巡視）等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、海岸保全施設の整備に当たっては、行政職員、消防団員など、防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作等の整備を順次進めるものとする。

3 海面監視

(1) 海面監視体制の整備

地震発生後、近距離を震源とする地震では津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。

そこで市では、海岸付近で強い揺れ（震度4以上）を感じた場合、揺れが弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合又は津波警報等が発表された場合においては、安全を考慮した上で直ちに海面監視を行えるよう、あらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等海面監視者の安全を考慮した海面監視体制の整備に努めるものとする。また、沖合に出ている漁船には漁業無線局を通じ、海面の変動を通報するよう呼びかけるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

市は、住民に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ARERT）の活用とともに、同報無線の整備を促進、サイレン、半鐘、携帯電話への一斉メール（防災情報メールサービス、緊急速報メール等）及び津波フラッグ等複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図るものとする。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に配慮するものとする。また、強い揺れを伴わないいわゆる「津波地震」や「遠地地震」、「火山噴火等による津波」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう住民に対して、避難経路及び避難場所の周知をしておくものとし、漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかけるものとする。

4 後背地対策

(1) 安全な土地利用の誘導

津波により被害が予想される場所は、ハザードマップの作成及び危険区域の設定等の手段により、被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

(2) 拠点的公共施設の整備

津波襲来時の拠点となるような庁舎、学校及び病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、津波防止等の十分な対策を施すものとする。

第 10 節 火災予防計画（総務部・建設部・消防機関）

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、市、消防本部及び県は火災予防の徹底に努める。

1 消防力の充実強化

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。

特に、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

(1) 消防力の現況

本市消防力の現況は、資料編（P 90）のとおりである。

(2) 消防施設の整備等

① 消防本部（署）及び消防団車庫等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。

② 地震時の危険物火災、高層建築物火災等の対策として、化学消防自動車、はしご付消防自動車等社会情勢の変化に即応した近代的消防設備の整備を図る。

(3) 消防職員・団員の教育訓練

消防職員・団員の資質の向上と消防技術の習熟のため、計画に基づいて県消防学校等へ派遣し、火災予防に対する教育、操法等の向上に努めるとともに、現地訓練及び総合訓練を実施する。

2 火災予防対策の指導

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に減少すると考えられるので、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて、住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器（消火器、住宅用防災警報器・報知設備）、防災物品（カーテン、じゅうたん等）等の普及促進を図る。

(2) 予防査察

- ① 定期査察
指定された防火対象物及び危険物製造所等を年１回以上実施する。
 - ② 特別査察
特に必要があると認めた場合に実施する。
 - (3) 火災危険区域の設定
地震による火災で大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延焼する原因となるので、市街地・密集地のうち、特に火災の危険度の大きい防火地区を選定し、建築、都市計画、消防面から防火診断を行い、防火対策を樹立するよう指導する。
 - (4) 防火管理
 - ① 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店等の防火対象物において、収容人員が一定以上になる防火対象物には、防火管理者を定めさせる。
 - ② 学校、病院等の特定防火対象物には、収容人員が一定以上になる防火管理者は、定期的に再講習を実施する。
 - (5) 消防用機械・資機材の整備促進
市は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。
 - (6) 火災予防運動の推進
火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を強力に推進しなければならない。全国一斉に実施される春・秋２回の火災予防運動期間中に、消防自動車による広報、報道機関等による火災予防の啓蒙、消防思想の普及徹底を図る。
 - (7) 自主防災組織、幼少年、婦人防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導
日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるように、地域の実情に応じた消防団、自主防災組織幼少年、婦人防火クラブ等の組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。
- 3 火災拡大要因の除去
- (1) 火災危険区域の設定
地震火災が大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延焼するところにあるので、市街地、密集地のうち、特に火災の危険性の大きい区域については、消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導するものとする。
 - (2) 市街地の計画的な不燃化促進
 - ① 避難路沿道建築物の不燃化促進
避難路沿道の建築物の不燃化を促進するために、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。特に周辺市街地の火災危険度が高い路線、利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の地域においては、積極的に防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。
 - ② 防火帯（街路樹、垣根等）の整備指導
市街地の延焼防止や避難者の安全を確保するために、道路整備の中で街路樹の積極的な整備計画を検討することとする。また、垣根等の整備については、地区住民の合意を図りながら、地区計画の決定等を通じて推進するものとする。
 - ③ 防火地域、準防火地域の指定
都市の重要施設が集合し、土地利用度、建築密度が高く火災発生の恐れの高い市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。
 - (3) 市街地開発事業（土地区画整理事業）の推進
市は、様々な市街地開発事業（土地区画整理事業等）により、災害に強いまちづくりを推進するものとする。
 - (4) 建築物の不燃化の促進
市は、火災による人的・物的被害を軽減するため、防災拠点施設等の不燃化を進

めるものとする。

また、各種説明会やパンフレットにより、密集市街地における住宅の不燃化について普及啓発を図るものとする。

4 消防力の強化

(1) 消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。特に消防本部(署)及び消防団車庫等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺及び防災活動拠点等に計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

(2) 広域応援体制の整備

市及び消防本部は、隣接市町、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県及び市及び消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。

さらに、県及び市及び消防本部は、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第11節 危険物等災害予防計画（総務部・消防機関・関係機関）

危険物施設等は取り扱う物質の性質上、大規模地震・津波発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じるおそれがある。

地震・津波に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を行う必要がある。

1 施設等の現況

危険物を消防法に定める数量以上貯蔵又は取り扱う事業所は、消防法の規制対象となるが、本市における施設所等の数は、資料編（P 90）のとおりである。

2 危険物に係る予防対策

市及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者又は占有者への指導を行うものとする。特に消防機関にあつては、立ち入り検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、災害対策に万全を期すよう努めなければならない。

(1) 施設の耐震化の推進

(2) 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施

(3) 自主防災体制の確立

(4) 防災資機材の整備

3 高圧ガス設備等の予防対策

市及び消防機関は、大規模地震・津波に対して高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとし、高圧ガス設備

の所有者、管理者又は占有者は、災害対策に万全を期すよう努めなければならない。

- (1) 高圧ガス設備等の耐震化の推進
- (2) 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施
- (3) 地震等の応急体制の整備
- (4) 防災資機材の整備

4 火薬類に係る予防対策

市及び消防機関は、大規模地震・津波に対して火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵所（「製造事業所等」）の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとし、製造事業所等の所有者、管理者又は占有者は、災害対策に万全を期すよう努めなければならない。

- (1) 製造事業所等の耐震化の推進
- (2) 地震・津波に対する防災教育、防災訓練の実施
- (3) 地震・津波時の応急体制の整備
- (4) 防災資機材の整備

5 保安体制の確立

市及び消防機関は、施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに、当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導する。

6 危険物の輸送

市及び消防機関は、警察の協力を求めて、タンクローリーなどの危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送及び運搬基準の励行等につき指導・取締りを行う。

7 消火薬剤等の緊急輸送対策

市及び消防機関は、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車及びその他の化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第 12 節 建築物等災害予防計画（建設部）

阪神・淡路大震災、東日本大震災の被災状況に鑑み、市民に対し建築物の耐震知識の普及を図るとともに、建築物の新築及び増改築の際の防災対策は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「天草市建築物耐震改修促進計画」、「建築基準法」及び「消防法」によって必要な対策を推進するものとし、既存の建物についても防災対策及び市街地の不燃化の推進等を図る。

市は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、市有施設の耐震化や天井材等の非構造部材の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、市の防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震・津波発生後の円滑な救出、救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

1 防災対策の推進

建築物の所有者等に対して「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「天草市建築物耐震改修促進計画」の周知を図り、耐震診断及び耐震改修を促進するものとする。

2 既存建築物の耐震化

市は、既存建築物の耐震性の向上を図るために、国・県と連携し、次による計画的な既存建築物の耐震改修の実施を促進するものとする。

- (1) 建築物の所有者等に対して耐震診断、耐震改修に係る普及啓発を行うこと。
- (2) 国や県が実施する講習会等の受講により、耐震診断、耐震改修に必要な人材の

育成を図ること。

(3) 耐震相談会を実施するとともに、耐震診断に係る相談窓口を開設すること。

3 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

(1) 防災知識の普及

県、市は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

(2) 落下物による危険防止

県、市は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

県、市は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

(4) 家具等の転倒防止対策

県、市は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

4 宅地の災害予防対策

市は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、県及び市は液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。

第13節 公共施設等災害予防計画

(建設部・健康福祉部・病院事業部・教育委員会・総合政策部・水道局)

生活に密着した公共施設等が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐震化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点等となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

1 道路・橋梁(建設部・経済部)

道路及び橋梁は、震災時に避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。

そのため、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

(1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化(リダンダンシー)を図り、救援・消防活動にも有効な道路の整備を図るものとする。

特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。

(2) 橋梁

震災時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書(耐震基準)に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化の恐れがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、その下部工や基礎工の補強を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、地震発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施するうえで重要である。地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2 河川、砂防、港湾・海岸、漁港(建設部・経済部)

(1) 河川

河川においては、二次災害の可能性の有無により、堤防及びその他の構造物についても耐震計画を次のとおり策定することとする。

① 堤防

二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。

② その他の構造物

補強あるいは改築・新設を行う際には、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

(2) 砂防

砂防ダムにおいては、ダム規模及び二次災害が想定されるものについては、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。

(3) 港湾

港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く関わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の際の危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、通常の地震に耐えられるよう整備する。

また、近年発生する大規模地震・津波に鑑み、通常の地震ばかりでなく大規模地震・津波発生時においても、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾施設が麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが求められている。

(4) 海岸

海岸の保全は、住民の生命、財産を守る根幹であり、これまでも海岸保全施設の新設・改良補強等計画的に整備を推進してきたが、今後の施設整備に当たっては、耐震点検の結果を基に危険度が高く、人命・財産が集積した地区について、耐震性をさらに強化し、逐次施設の整備を行う。

(5) 漁港

漁港施設は、漁港及び漁村の根拠地として地域に密着しており、「漁港漁場整備法」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行っている。

上述の海岸保全施設等の整備に当たっては、市職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等のうち必

要なものについて整備を順次進めるものとする。

3 下水道（水道局）

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効活用をするなどその役割は多方面にわたっている。大規模地震・津波時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、市は、発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、地震・津波に対して必要な対策を行うものとする。

(1) 対象施設

① 管渠

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、当該管渠の重要度や地盤条件等を勘案したうえ、適切な管種や可とう性継ぎ手等の材料を選択し、耐震性の向上を図る。

また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を行うものとする。

② 処理場、ポンプ場

既存施設については、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。

(2) システムとしての対策

すべての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも、最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画とするものとする。

施設が損傷した場合に、機能を代替できるよう重要幹線及び処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等、下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

(3) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

4 社会福祉施設（健康福祉部）

市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

(1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。

(2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設における耐震性その他の安全性の確保を図ること。

(3) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

(4) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

(5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

(6) 施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。

5 医療施設（健康福祉部、病院事業部）

市は、医療施設の安全性を確保するため、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

(1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。

(2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。

(3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。
- 6 学校施設（教育委員会）
 - 大規模地震・津波発生時における児童・生徒等及び教職員の安全を図るため、市立学校（幼稚園含む）について、次に掲げる対策を行うものとする。
 - また、市は、私立学校等に対し、助成制度の利用促進や、指導、助言を行うなどして、非構造部材を含む施設の耐震化の取組みを支援するものとする。
 - (1) 校舎等の耐震性の確保
 - 新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。
 - また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。
 - (2) 設備・備品等の安全管理
 - コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。
 - なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。
- 7 その他の関係施設（総合政策部・市民生活部・水道局）
 - その他の関係施設の防災については、市地域防災計画や関係法令等に基づき、施設の維持管理、改良を行うとともに、計画的に巡視点検を実施するものとする。
 - (1) ダム
 - ダムについては、ダム設計基準等に基づいて耐震設計がなされており、耐震性に優れている施設であると考えるが、電気事業法や河川法に基づく漏水等の計画的な定期点検の実施により、保安管理に万全を期すものとする。
 - なお、地震時におけるダムや水門施設の点検監視は、第3章第25節「ダム等管理計画」によるものとする。
 - (2) 発電等施設
 - 風力発電等の発電所の施設は、電気事業法による技術基準に基づいて耐震設計がなされており、耐震性に優れた施設であると考えられるが、電気事業法に基づく保安点検を計画的に実施し、また施設ごとに十分な検討と分析を行い、保安管理に万全を期するものとする。
- 8 工事中の建築物等に対する措置
 - 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮するものとする。
- 9 ライフライン機能確保
 - 市は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。
 - また、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。
- 10 災害応急対策の担い手の育成
 - 県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第 14 節 給水確保計画（市民生活部・水道局）

1 水道施設の耐震化

- (1) 市は、厚生労働省が定める水道の耐震化計画等策定指針等に沿って具体的な目標を定め、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。
- (2) 市は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。
- (3) 市は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

2 災害時応急体制の整備

- (1) 市は、災害時における給水確保のため、応急給水及び応急復旧活動並びに情報伝達手段に関する行動指針を作成するものとする。
- (2) 市は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行うための体制を整備するものとする。
- (3) 市は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について、平常時から関係機関との協議、調整を行うものとする。

3 災害復旧訓練

水道事業者等は、大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

4 重要施設に関する情報共有

水道事業者等は、県や市と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

5 住民による飲料水の確保

市は、2～3 日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

6 飲料水以外の生活用水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第 15 節 通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社熊本支店）

現代は情報の時代であり、その情報流通の大きな部分を受け持っているのが通信施設である。現代の通信は単に人と人との通話を伝えるだけではなく、各種データ端末やコンピュータ間で多数の情報が交錯しており、通信の不通は社会生活や経済に与える影響が大きい。

このため、大規模地震・津波発生時において途絶しない設備の実現、被災地に殺到する通信への対処方法等の対策の推進を図るものとする。

1 施設の耐震性強化

営業所、交換所等の施設はそのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考としてさらに各施設の耐震強化を図るものとする。

2 通信回線施設の機能の確保

屋外通信回線は、主に電柱及び電話線等からなるが、大規模地震発生時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のために通信ケーブルの地中化を促進するものとする。

また、衛星携帯電話機及び衛星通信機器等の移動無線回線を活用して、緊急情報連絡用の回線の設定に努めるとともに、これらの無線回線を活用したバックアップ対策

の推進を図るものとする。

3 通信路の多ルート化の促進

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、回線系統の多重化を進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって、迂回通信が確保できるよう対策を実施するものとする。

4 災害時優先電話の設定

大規模地震発生時には、各地から多数の電話が殺到することが予想される。このような状況下でも防災関係機関等への非常・緊急通報については、発信規制対象外で利用できるよう災害時優先電話とする。

5 災害対策用資機材・復旧人員の確保

大規模地震発生に備え、災害対策用機器を緊急資機材として確保しておくほか、全国から約1千人の復旧要員を迅速に被災地に派遣できる体制を確立しておく。

6 災害復旧訓練

大規模地震・津波発生を前提とした、初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や通信施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

第16節 電力施設災害予防計画（九州電力送配電㈱天草配電事業所）

大規模地震・津波発生時においても、極力電力供給を維持し、また供給支障・設備被害発生時において安全を確保しつつ迅速に復旧するため、あらかじめ次のような対策を行うものとする。

1 電力施設の耐震計画

電力供給設備の設計基準では、震度6強相当の耐震性能を有することとしており、現在の設備は、これに基づいて設計施工されている。

また、阪神・淡路大震災発生後電力中央研究所において検討した結果、現行耐震基準で妥当であることを確認している。

なお、旧基準により設置されている設備については、すべて補強等により改修済みである。

2 災害時の電力供給確保

電力供給系統の1系等の障害により、著しい電力供給支障が発生するおそれがある場合についても、他系統に切り替えて電力供給の確保ができる対策をとるものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3 緊急用資機材及び人員の確保

災害に備え、緊急用資機材の備蓄、九州電力株式会社熊本支店以外の支社及び他電力会社との応援体制の強化を図るものとする。

4 災害復旧訓練

規模地震・津波発生を前提とした初動体制から対策本部機能確立までの総合的な訓練や電力施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

5 電気による火災・感電（2次災害）の防止対策

電力の送電再開時の電気火災発生、切れた電線の接触による感電等二次災害の未然防止のため、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配布及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）配信等を活用したにより広報活動を行うものとする。

第 17 節 都市ガス施設災害予防計画（天草ガス株）

1 都市ガス施設耐震計画

都市ガスは現代都市において熱源としてのみならず、冷房施設などの動力源としても使用されており、重要なライフライン機能である。予期せぬ不測の事態によって施設が破損し、万一ガスが流出した場合には、二次災害の防止及び被害の拡大防止が要求されるので、以下のような対策を行うものとする。

(1) ガス製造、供給施設の耐震性の確保

ガス製造、供給施設は、そのほとんどに耐震設計がされているが、過去の災害例を参考として、さらに各施設の耐震化を図る。停電時でも機能が損なわれないよう保安電力の確保を図ることとする。

(2) ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要管路については耐震性が考慮されているが、既設管の一部の低圧管（ねずみ鋳鉄管、白ガス管等）については耐震性の低いガス管が使用されており、これらについては工事等の機会を捉えて、ネジ接合鋼管を耐震性の高いポリエチレン管等へ順次敷設替えを行うものとする。

(3) 供給系統の対策

ガス導管網をブロック化し、二次災害防止のためのガス供給停止をブロック単位で行うことによって、供給停止が全体に拡大しないよう対策を行うものとする。

(4) 利用者ガス設備の対策

ガス配管は、建設設備の一つとして建物と同等以上の耐震性が要求される。一般にガス配管は、建物の躯体等に支持材を使用して固定することから、耐震性を向上するには、ガス配管の支持固定が重要な要素となる。

また、一般家庭の場合、震度 5 相当（200 ガル）以上を感知すると遮断する機能をもったマイコンメーターを設置している。

(5) 緊急用資材、人員の確保

災害時に備え緊急用資材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員に付いても、社員及び関連会社社員に周知するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡表やリスト等所要の設備・資料を設置するものとする。

2 機能の確保

(1) ガス施設の災害予防措置

災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関係法令、諸規定等の定めに従い、次のとおり平常時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。

① ガス製造所、ガスホルダー及びガス輸送導管等は、大規模地震に耐えるように設計するとともに、厳しい施行管理と密度の高い設備管理により十分な耐震性を維持する。

② 低圧ガス導管網及び利用者のガス設備に対しても「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）等の技術指針に基づいて敷設する。

③ S I 値や最大加速度値を計測するため、地震計の設置を行う。

(2) 非常体制の整備

大規模地震が発生したときに、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担及び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。

また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票及び利用者リスト等所要の設備資料を設置するものとする。

(3) 防災教育及び防災訓練

① 防災意識高揚を図り、災害の予防及び災害発生時の被害の拡大を防止するため

- の防災に関する専門知識、関係法令、各種規定、基準及び要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。
- ② 防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。
- (4) 防災用資機材の確保及び整備等
- ① 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平常時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。
- ② 災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼動可能な状態に整備しておくものとする。
- ③ 災害復旧用資機材及び利用者の生活支援のための代替熱源の確保のため、あらかじめ社外からの調達体制を整備しておくものとする。
- (5) 関連会社との協力体制の整備
- 災害発生時に関連会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておくものとする。
- (6) 広報活動
- 平常時から利用者に対して、チラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。
- また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確認しておくものとする。

第18節 海上災害予防計画（関係機関）

海上における災害を防止するため、熊本海上保安部をはじめ実勢力のある国、県及び市の機関、その他災害防止活動について実勢力を有する公的機関、民間防災機関及び関係企業等により体制を確立し、それぞれの関係機関は、次のような災害予防措置を実施するものとする。

1 関係機関の協力体制の確立と情報収集・伝達体制の整備

海上における災害に備え、熊本海上保安部は緊急時に各機関が協力できるよう資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、関係機関と緊密な協力体制を樹立する。

熊本海上保安部、県及び市の防災関係機関は、油排出事故等の海上災害が発生した場合には、人命救助や被害の拡大を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全の確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう夜間及び休日等を含めた緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

2 資機材の整備

各関係機関は、防災資機材等の備蓄、整備に努める。

市は、区域内で排出油から保全すべき施設、設備及び海岸等を検討し、必要に応じて資機材等（救難用、消防用、排出油等防除用）の整備、充実を進める。

3 災害防止の指導啓発

熊本海上保安部をはじめ各関係機関は、船舶等の関係者並びに一般に対し安全運航、危険物取扱いに関する心得等について注意喚起するとともに、防災訓練及び各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図る。

4 海上防災の研修及び訓練

市、県及び各関係機関は、沿岸住民の生命、財産及び生活権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を海上災害防止センターの事業等を活

用して実施する。

5 排出油及び回収油等の処理

各関係機関は、排出油の回収、その保管及び処理が適正に行われるように、その方法等を確立しておくものとする。

6 その他

各関係機関は、災害の発生及び拡大の防止のために、それぞれの責務においての必要事項について、措置するものとする。

また、油等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、国、県、市、関係機関団体及び事業所を構成員とする熊本県排出油等防除協議会が設置されている。官民一体となった海上災害への対応のため、その連携の強化を図るものとする。

第 19 節 避難収容計画（総務部、建設部、健康福祉部、市民生活部、教育委員会）

1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

① 広域避難場所の整備計画

市は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地の大火から避難者の生命・身体を保護するために、必要な規模・構造を有する広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする。

② 地震災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、被構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、市は施設管理者に対してこれを要請するものとする。

さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

指定緊急避難場所については、市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定することとし、指定の際は、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成 29 年 3 月）を参考とするものとする。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。なお、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規

模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、市は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

③ 津波災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、指定緊急避難場所については、案内標識、誘導標識及び海拔標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

④ 地域で運営する避難所の指定

市が地域で運営する避難所として指定する場合には、自主防災組織又は区で訓練を行い、住民が安全かつ迅速に避難できる場所を指定するものとし、避難所の運営については、自主防災組織又は区で運営するものとする。

地域の自主防災組織等で開設の必要があると判断したときは、指定の避難所を開設するものとする。

(2) 避難路

① 避難路の整備計画

市は、地域の特性に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地）の整備を検討するものとする。

② 地震発生時に安全な避難路の選定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せて市街地の状況等に応じて、あらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

③ 津波発生時に安全な避難路の選定

市は、津波による危険が予想される地域について、指定緊急避難場所の指定、整備に併せて、沿岸地域の状況等に応じて、あらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車でも安全かつ確実に避難できる方策について検討するものとする。

(3) 避難所の環境整備等

市は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(4) 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 避難指示等の発令基準

(1) 地震発生時の避難指示等の発令基準

市は、地震発生時に、建物の倒壊や火災、その他の危険性から住民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための高齢者等避難、避難指示の発令を行うものとする。

(2) 津波発生時の避難指示等の発令基準

市は、津波警報等の津波に関する予警報が発表されたときは、避難指示を発令し、

迅速かつ正確に、住民、釣り人、海水浴客等に高台への避難を指示する。

(3) 避難指示等の発令に係る助言の要求

市は、避難指示の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3 要配慮者の事前把握（健康福祉部、市民生活部）

(1) 避難行動要支援者

① 市は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した高齢者、障がい者、乳幼児等避難行動要支援者に係る情報の整理等を行うことにより、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

② 市は、民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

③ 市は、民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連携により、災害弱者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

(2) 外国人

市は、大規模地震・津波発生時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会、若しくは雇用主等を通じ外国人の事前把握に努めるものとする。

4 避難誘導の事前措置

(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底

① 市は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 津波避難対象地域

イ 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

エ 避難の指示の伝達方法

オ 避難後の心構え

なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述のア～オの内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

さらに、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。

カ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

キ 津波からの避難誘導

ク 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

ケ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール

(2) 津波警報等の発表及び伝達

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。

また、県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するもの

とする。

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

- ② 警察は、市との連携をもとに平素の活動を通じて、地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、津波警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

- ③ 住民等は、①ア～オの内容、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、大規模地震の発生、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(3) 広域避難及び被災者の運送

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、天草水防区減災対策協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(4) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、大規模スーパー等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市長、消防機関、警察等と緊密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(5) 児童生徒等の対策

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市及び県の相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(6) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、市担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

5 速やかな避難所開設のための体制構築

市は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

6 避難所運営マニュアルの作成等

市は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

さらに、市は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

7 避難所における男女共同参画の推進

県及び市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

8 避難所におけるボランティア等の受入れ

市は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

9 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

10 避難の受入れ

市は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

11 応急仮設住宅建設予定場所の選定（建設部）

市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

12 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの供給などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 市民への啓発

市は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

(4) 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

13 孤立化地域対策

市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の確保を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

14 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

15 施設の災害予防対策の推進

県及び市は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

第20節 避難行動要支援者等支援計画（健康福祉部）

避難行動要支援者の避難支援等の全体的な考え方は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考に本計画の定めるところによる。

1 計画の目的

市は、市内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（この章において、以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（この章において、以下避難支援等という。）について定めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、平時において、基本法 49 条の 10 第 3 項及び第 4 項に基づき、市の関係部局が保有する要介護高齢者や障がい者等の情報や、県知事その他の者に難病患者等の情報を把握・集約し、基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定により、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。ただし、市内に居住の実態のない者、社会福祉施設に入所中の者、長期入院中の者、又は同居家族等による避難支援が可能である等の理由から避難支援を必要としない者は除く。

ア 要介護 3～5 の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳 1・2 級を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳 A を所持する知的障がい者

エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する精神障がい者

オ 市の障害福祉サービスを受けている難病患者

カ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）

キ 上記に準ずる状態にある者又は要配慮者に該当する者で、本人、行政区長又は民生委員から名簿登録の要請があった者

(3) 避難行動要支援者の記載事項

避難行動要支援者名簿については、基本法第 49 条の 10 第 2 項に基づき、次の避難行動要支援者に関する情報を記載し、定期的に更新するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の緊急連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由（障がいの状況等）

キ その他避難支援の実施に必要な事項

(4) 避難支援等関係者等への名簿情報提供

①事前の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防本部、消防団、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域障がい相談支援センター、民生委員、行政区長（自主防災組織の長）、地区振興会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（この章において、以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、又は市条例の定めにより、原則として年 1 回、毎年 4 月から 6 月までの間にあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援体制を整備するものとする。

なお、避難行動要支援者本人の同意を基に、名簿情報を事前に配布する場合には、同意を得られていない者に対して、避難支援等関係者に協力をお願いしながら、電話や個別訪問により、本人や家族に制度の趣旨や内容を説明し、同意を得ることに努めるものとする。

②災害時における名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、名簿情報を提供することができるものとする。

なお、避難支援等の終了後、避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の返却を求めるものとする。

3 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難計画の作成

① 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等関係者、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、個別避難計画に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、地域の避難支援者（この節において、以下「地域支援者」という。）、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとし、地域に即した検討を行うため、これらの地域の関係者が一堂に会し、協議する場を設ける。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定 の危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用 に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は市が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援するものとする。

② 個別避難計画作成の優先順位

市は、個別避難計画の作成に当たって、できるだけ早期に個別避難計画を作成する優先度の高い者から進めていく必要があることから、次のとおり優先して作成する基準を設けて取り組むこととする。

なお、この基準に該当しない場合でも、個別避難計画の作成を妨げるものではない。

ア 浸水想定区域、津波災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域等に居住している場合（特に、津波特別警戒区域、土砂災害特別警戒区域を優先）

イ 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な場合

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況（家族が高齢者、同居家族の一時的な不在や昼間独居等）の場合

(2) 個別避難計画の内容

個別避難計画の内容は、基本法第 49 条の 14 第 3 項に基づき、次の情報を記載し、定期的に更新するものとする。

ア 避難行動要支援者に関する情報（「2—(3) 避難行動要支援者の記載事項」を参照）

イ 緊急時連絡先の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

ウ 地域支援者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

エ 避難支援等の方法

オ 住居等の地図

(3) 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援等関係者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助（家族・親戚）、地域（地域住民）の共助の順で、避難行動要支援者にとってできるだけ身

近な者から地域支援者 1～2 人を定めるものとする。

また、市は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や地域支援者を定めるため、避難支援等関係者のほか、福祉専門職や介護保険事業者、社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、福祉タクシー等事業者、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ福祉タクシー等事業者と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

(4) 避難支援等関係者等への個別避難計画の提供

市は、「2-(4) 避難支援等関係者等への名簿情報提供」と併せて、避難支援等関係者に個別避難計画を提供するものとする。

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用

(1) 情報伝達体制の整備

伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

また、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

(2) 避難支援等関係者による避難支援等

市は、避難支援等関係者に対して、提供した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（この章において、以下「名簿等」という。）を基に、次のような避難支援等の実施を依頼する。

ア 平常時

- ・日ごろからの声掛けや安否確認といった見守り活動により、避難行動要支援者の生活の状況の把握と信頼関係の構築を図る。
- ・各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に関する情報を共有し、地域における避難支援体制の構築を図る。
- ・各行政区や自主防災組織を中心とした地域全体で、避難行動要支援者に関する避難支援等を含めた防災訓練・避難訓練を実施する。

イ 災害時

- ・避難指示等が発令された場合、避難情報の伝達、又は避難所等の安全な場所への避難誘導を実施する。
- ・電話・訪問等による安否確認を実施する。

(3) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助（家族・親戚）、地域（地域住民）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、市は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む。）、自主防災組織、福祉専門職や介護保険事業者、社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ交通事業者（福祉タクシー等）と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

① 関係機関の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、地域支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市は、地域支援者、避難支援等関係者、福祉専門職等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行

うのかという役割分担、避難誘導の経過及び安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識をもっておくものとする。

また、県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・地域障がい相談支援センター等）の連携により、要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

② 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、地域支援者や避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要である。

そのため、市は、避難行動要支援者名簿制度について、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練の実施を通じて、避難行動要支援者の避難支援等に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者や地域支援者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、市は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、地域支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、災害が発生するおそれがある場合にあらかじめ避難する「予防的避難」の普及啓発を図るものとする。

③ 安否確認の体制づくり

市は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから避難行動要支援者と関係する地域支援者や避難支援等関係者、福祉専門職、関係団体（障がい者団体、老人クラブ等）等と連携・協力し、避難所や自宅を巡回するといった方法などにより、地域に居住する避難行動要支援者の安否確認の体制を整備するものとする。

④ 地域支援者等の安全確保の措置

災害時における避難支援については、地域支援者本人又はその家族等の安全が確保されたうえで行われることを前提としており、災害の規模や状況等に応じ、可能な範囲での実施をお願いする。

なお、避難支援等は、あくまでも地域住民の善意により行われるものであり、地域支援者等に法的な義務や責任を課すものではないことを、市は、関係者に対して説明を行うものとする。

また、地域支援者等が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するための緊急の必要があると認められるときに、基本法第65条第1項の規定により、避難支援等に従事したことで、死亡し、負傷し、疾病し若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、基本法第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。

(4) 福祉避難所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設

に加え、旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。

(5) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるものとする。

5 避難行動要支援者の避難支援等の円滑な実施のための方策

(1) 避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、健康福祉部を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

県は、災害時における市町村の避難支援状況等の状況を適宜把握し、必要に応じて助言や支援を行うものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(2) 避難行動要支援者情報の取扱い

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び地域支援者の同意又は市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、基本法に基づき、市内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

さらに、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。

(3) 避難行動要支援者支援マニュアル・避難行動要支援者向けマニュアルの作成

近年の災害での被災状況をみると、特に高齢者や障がい者などは、災害に関する情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、犠牲になるケースが目立っている。

災害発生前、災害発生時のそれぞれの場面において「日頃の備え」と「災害発生時の行動」を具体的に示し、避難行動要支援者と地域支援者が、安全確保のために具体的な支援対策を講じ、災害発生時に適切な行動をとるための総合的、体系的な支援対策として取りまとめたマニュアルを作成し避難行動要支援者・地域支援者に対し配布する。

6 個人情報保護ガイドライン

(1) 個人情報の取扱い

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（この章において、以下「名簿等」という。）に記載された個人情報（この章において、以下「名簿情報」という。）は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障がいや疾病に関する情報といった、極めて秘匿性の高い情報を含んでいる。名簿情報が避難支援に関係のない第三者に知られることで、避難行動要支援者及びその家族が不利益を受けるおそれがある。

そのため、市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者に係る個人情報の保護を図るため、基本法、個人情報の保護に関する法律並びに本項に定める個人情報保護ガイドラインに基づき、名簿情報を適切に取り扱うものとする。

(2) 個人情報の利用

名簿等については、次のことに利用できるものとする。

ア 避難行動要支援者に対する声掛けや安否確認といった日ごろからの見守り活動

イ 地域の関係者間において、避難行動要支援者の避難支援の方法等の確認・検討

ウ 防災訓練・避難訓練

エ 避難行動要支援者に対する災害情報・避難情報の伝達、避難所等安全な場所への避難誘導又は安否確認等

(3) 個人情報の安全確保に関する措置

市は、名簿等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア 名簿等は、紙の台帳及び電子データとして管理するものとし、電子データは定期的にバックアップを行い、機器の故障に備える。

イ 紙の台帳は、施錠できる場所等に保管するものとし、電子データは、コンピュータの利用者を限定することで、不正アクセスの防止を図る。

ウ 関係者へ提供する名簿等は、避難支援等の実施に必要最小限の範囲とする。

エ 関係者に名簿等を提供する際は、名簿情報の漏えい等を防ぐため、制度の趣旨及び個人情報の保護について、説明を行うものとする。

オ 避難行動要支援者に係る避難支援等を、ボランティア団体、障がい者団体及び民間の企業等と連携して行うため、平常時から名簿等を提供しておく必要がある場合は、各団体等と協定を締結したうえで提供を行うものとする。

(4) 名簿取扱者の責務等

名簿等の提供を受けた者（この章において、以下「名簿取扱者」という。）は、基本法第 49 条の 13 に基づき、守秘義務が課せられるため、名簿等の取扱いについては十分に注意するものとする。

(5) 名簿等を提供する場合における配慮

市は、名簿情報の漏えいを防止するため、関係者に名簿等を提供する際に、次のことを説明するものとする。

ア 名簿取扱者（過去に提供を受けた者を含む。）には、基本法により守秘義務が課せられる。正当な理由がなく、名簿情報を第三者へ提供することや、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らすことは禁止されているため、名簿等の取扱いについては、十分に注意すること。

イ 名簿等は、盗難・紛失を避けるため、施錠可能な場所に保管すること。

ウ 名簿等は、必要以上に複写しないこと。

エ 警察署及び消防本部においては、分署等に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は、管轄する地域に限定するとともに、名簿等を取扱う職員を定め、取扱いには十分に注意するよう指導を行うこと。

オ 行政区長、民生委員、消防団等においては、避難支援の実施に関わる地域住民に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は必要最小限の範囲とし、取扱いには十分に注意するよう説明を行うこと。

カ 役職等の交代により名簿取扱者でなくなった場合、名簿等については、次の役職の方に引継ぐか、市に返却すること。

キ 新しい名簿等の提供があった場合、古い名簿等は市に返却すること。

第 21 節 医療・救護体制整備計画（健康福祉部・市民生活部・病院事業部）

大規模な地震・津波災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から、市、県及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1 災害時における医療救護体制の整備

(1) 体制整備の基本的考え方

- ① 市は、平素から災害における情報の収集及び連絡体制の整備に努める。
- ② 市は、平素から機会あるごとに、救急（災害）医療に関係する諸機関・団体等の連携強化に努める。
- ③ 市は、小学校単位等を配慮し、行政区ごとの救護体制の整備を図る。
- ④ 市内全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。
- ⑤ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- ⑥ 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 医療救護体制の整備

- ① 市は、日赤市支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体に対して、あらかじめ災害時における医療救護体制、特に緊急派遣が可能な医療救護班等の編成状況等の把握に努める。
- ② 病院事業部にあっては、あらかじめ各病院ごとの職員による医療救護班等を編成しておく。
- ③ 医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。
- ④ 各機関、団体は災害に備え医療救護班の派遣訓練を行う。また、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷など震災で多発する重篤救急患者の対応研修を実施する。

2 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- (1) 市は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 市は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に関係する機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。

3 災害時における医療ボランティアとの連携

市は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ態勢の確立に努めるものとする。

4 災害時における医薬品及び歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給対策

市は、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と連絡網を整備するものとする。

5 災害時における後方支援体制の確保

市は、被災地域内の医療活動で、対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、市内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。

6 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

市は知事と連携を図り、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

① 市は県と連携を図り、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

② 市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。

(3) 近隣市町村との応援体制

市は、あらかじめ災害時における近隣市町村との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。

7 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第 22 節 災害ボランティア計画（健康福祉部・社会福祉協議会）

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合うしくみづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、市、県及び関係機関の連携のもと、平時から以下の事業を積極的に推進することで体制の整備を図る。

1 地域福祉の推進

市は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、市や市社協は、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

2 関係機関との協働体制の構築

市や市社協等は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市社協との連携が円滑になされるよう、平時から市社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3 災害ボランティアの養成・登録、体制整備

NPO等のボランティア団体ネットワーク、県社協及び市社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県社協及び市社協は、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

また、市社協は、市と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(2) 体制整備

県社協は、災害時に市社協又は複数の市社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市社協を支援する。また、一般ボランティアが十分活動できるようニーズの把握や被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。

市社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

4 ボランティアの受入体制の整備

県社協は、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外の社協やNPO等のボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。市社協においても同様に、平時から他市社協やNPO等のボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、県や市、県社協や市社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

5 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第23節 防災関係機関等における業務継続計画（全部局、防災関係機関等）

県、市及び防災関係機関は、大規模災害発生時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、県及び、市は災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第24節 支援計画（全部局、防災関係機関）

1 支援計画の策定

県、市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時支援ガイドライン」等を参考に、支援計画を策定するものとする。

なお、支援計画の策定にあたっては、県及び市において次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

- (1) 総括（共通）
 - ア 応援要請の手順
 - イ 支援体制
 - (ア) 支援組織の設置
 - (イ) 支援組織の構成、役割
 - ウ 応援の人的・物的資源の管理体制
- (2) 人的支援
 - ア 支援対象業務の整理
 - (ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化
 - (イ) タイムラインによる支援対象業務の全体像の整理
 - (ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
 - イ 支援体制の整備
 - 庁内全体及び各業務担当部局における支援担当者の選定
 - ウ 応援職員の活動環境の確保
 - 応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保
- (3) 物的支援
 - ア 調達先の確認・確保、要請手順
 - イ 受入拠点の確保

ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入れ体制

2 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第 25 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応計画（総務部・関係機関）

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード 8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率は 80%程度とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本市においても、広域な範囲で被害が想定されている。

南海トラフで発生する大規模地震には 1944 年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約 2 年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854 年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約 32 時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。

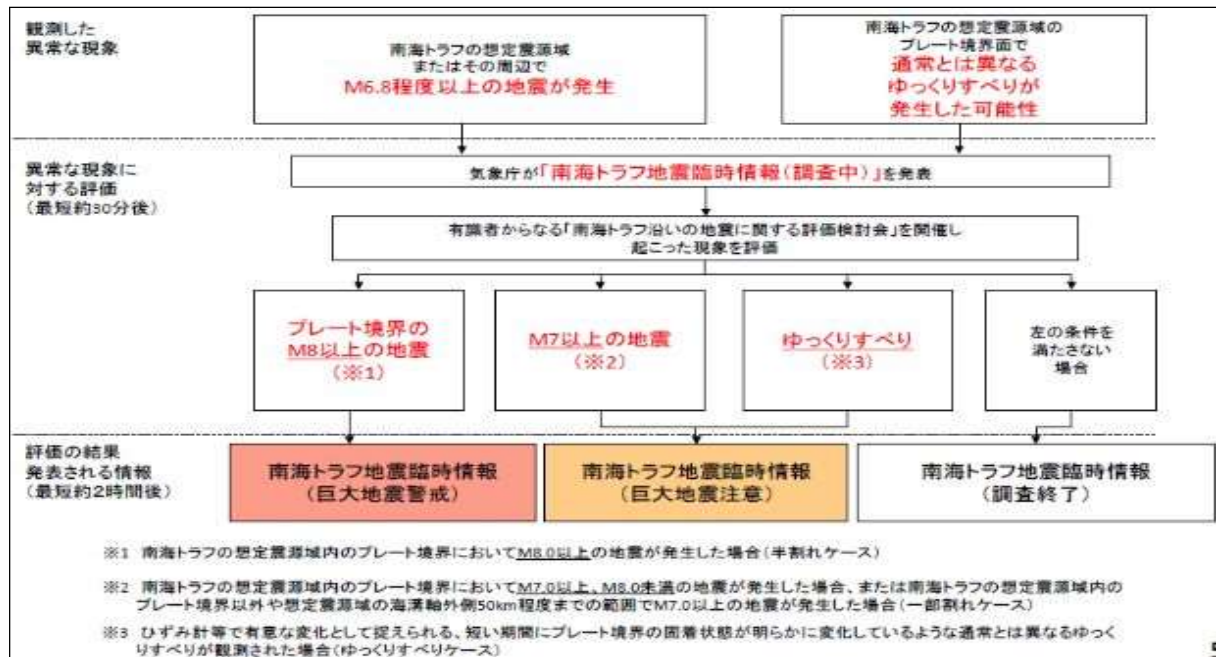
南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明だが（1707 年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した）、東側だけで大規模地震が発生した際、本県においても次の大規模地震に備えることが重要である。

1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



2 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1)市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2)住民等に対する教育・広報

県は、市町村と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに、市町村等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

3 相談窓口の設置

県及び市は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

4 防災訓練

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を次のとおり実施するものとする。

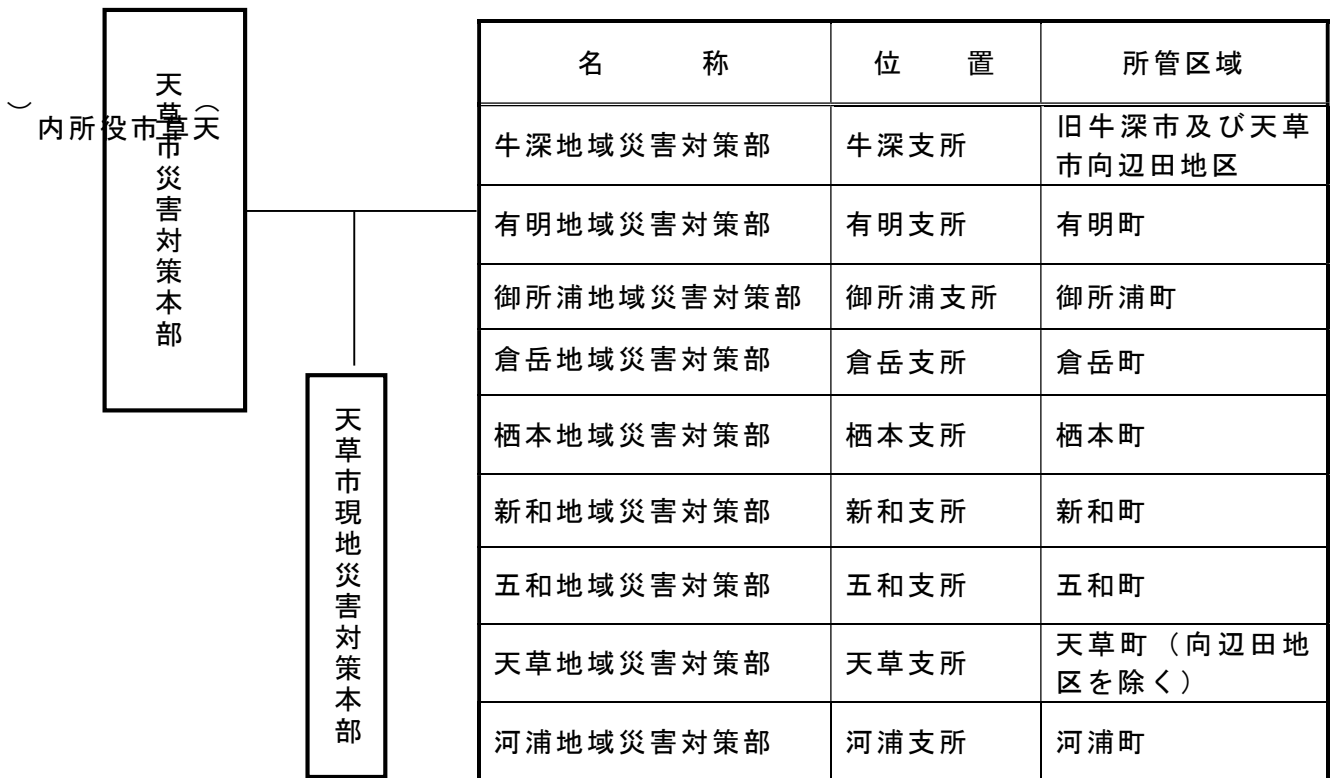
- (1) 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (2) 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 組織計画（各部署、消防団、消防本部）

1 天草市災害対策本部等の組織及び編成

本市の地域に大規模な地震・津波が発生し又は発生するおそれがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、基本法第 23 条及び 23 条の 2 に基づき災害対策本部を設置し、組織及び編成は、「天草市災害対策本部条例」及び「天草市災害対策本部条例施行規則」等の定めるところによる。



(1) 設置基準

① 天草市災害対策本部

- ア 市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合（自動設置）
- イ 市内で大津波警報が発表された場合（自動設置）
- ウ 災害が発生し又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合
- エ 前記のほか、激甚災害等で特に応急対策を実施する必要があると市長が認める場合
- オ 本部が設置された場合には、「第 1 非常体制」（P62 参照）の職員の待機体制をとるものとする。
- カ 災害対策本部の設置場所は、次の順位により確保するものとする。
 - I 本庁舎 II 天草市民センター III 五和支所 IV 新和支所

② 現地災害対策本部

- ア 災害地が災害対策本部から遠隔地の場合。
- イ 本部と地域災害対策部との通信連絡等が円滑に行えない場合。
- ウ 前記のほか、特に市長が必要であると認めるとき。

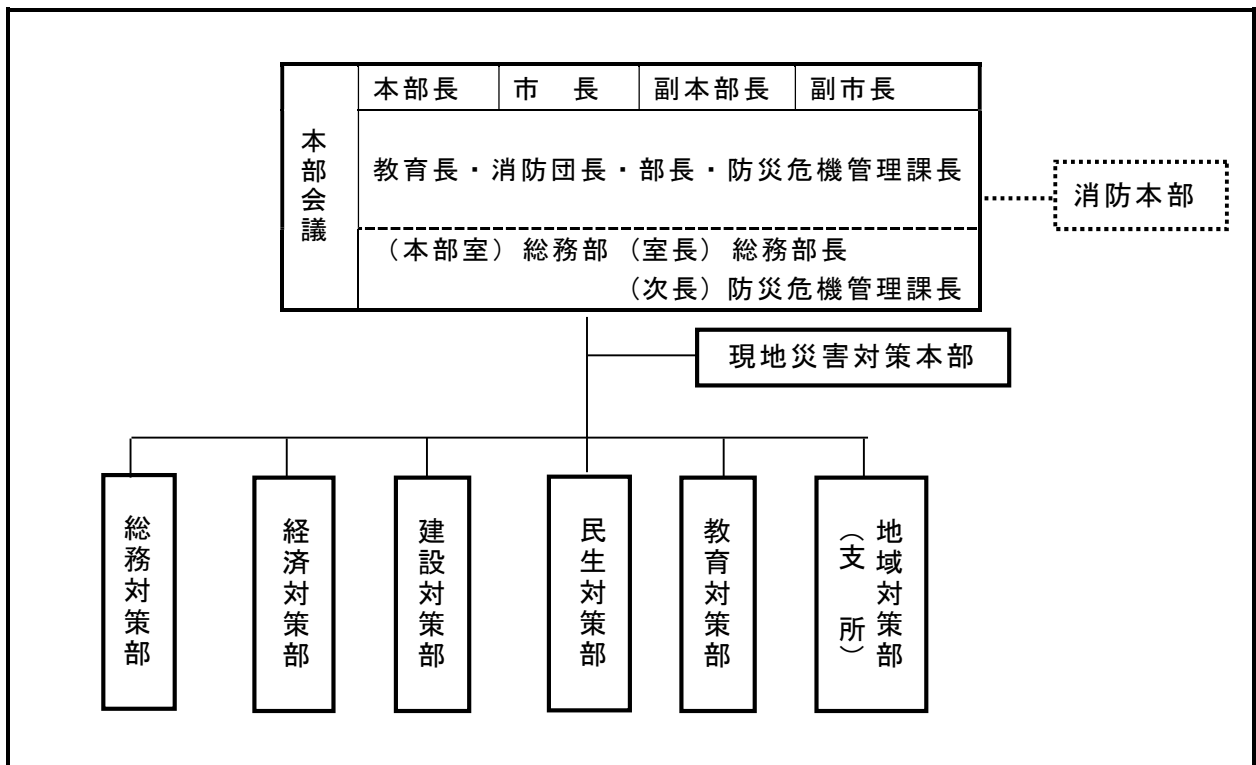
③ 地域災害対策部

- ア 支所の所管区域内で、震度 5 強以上の地震が発生した場合（自動設置）
- イ 支所の所管区域内で大津波警報が発表された場合（自動設置）
- ウ 市災害対策本部が設置を指示した場合
- エ 支所の所管区域内で大規模な災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、支所長は、速やかに災害対策本部長に報告するとともに、設置についての指示を仰ぐものとする。

(2) 廃止基準

- ① 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。
- ② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

(3) 災害対策本部の組織と編成



(4) 協議事項

① 本部会議の協議事項

- ア 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- イ 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- ウ 災害救助法の発動に関する事項
- エ その他の重要事項

② 本部室の所掌事務

- ア 本部会議に関する事項
- イ 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- ウ 被害状況等の報告及び公表に関する事項
- エ 各対策部及び各関係機関との連絡調整に関する事項
- オ 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- カ 災害応急措置の業務命令に関する事項
- キ その他本部長の指示する事項

(5) 対策部

- ① 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは本

部に対策部を置く。

② 対策部に対策部長、対策副部長、班長、部員を置く。

③ 対策部長には、部長及び支所長をもって充て、対策副部長には、部長、水道局長及び課長をもって充て、班長には課長等をもって充て、部員は関係部課等に所属する職員をもって充てる。

④ 各対策部は、必要な対策部を設置したときは、その内容を総務対策部長に合議するものとし、総務対策部長はこれに基づく必要な措置をとるものとする。

⑤ 本部長が、災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

⑥ 各対策部の職員分掌事務については、一般災害対策編第3章第1節（P57～58）に準じるものとする。

(6) 指揮系統

① 市内で震度5強以上の大規模地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合、市長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。

② 市長に事故があった場合は、副市長、総務部長の順位で指揮を執るものとする。

2 非常（緊急）災害現地対策本部との連携

市災害対策本部は、国又は県が非常（緊急）災害対策本部を設置したときは、それぞれの当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

3 関係機関等との連携

市は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、市災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、防災関係機関及び学識経験者の参加を求めるものとする。

4 災害対策本部室等のスペース確保

市は、国、県、他市町、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配置図等について、マニュアル等に定めるものとする。

なお、本庁舎が被災し、使用不能となる場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設をあらかじめ選定（確保）する。

5 災害対策本部運営要領等の作成

市は、災害等の発生又は発生の恐れがあり、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合、迅速かつ的確に行動できるよう、具体的な対応をとりまとめた災害対策本部運営要領等（災害警戒本部・災害対策本部行動マニュアルなど）を作成するものとする。

なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直すものとする。

第2節 職員配置計画（各部局）

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、配置方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1 業務継続性の確保

市は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位
- (2) 職員の確保体制
- (3) 職員への支援体制

(安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、子どもの一時預かり等を含む)

- (4) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (5) 電力（非常用電源装置及び燃料を含む。）の確保
- (6) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (7) 重要な行政データのバックアップ
- (8) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2 組織の体制

地震・津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を行う。

(1) 職員の配置

- ① 地震発生による災害が予想され、これに関する情報が発表された場合

総務部長は、必要に応じ関係部課長及び支所長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し情報の収集にあたらせるものとする。

- ② 第1警戒体制

市内で震度4の地震が発生した場合は、次のような体制をとるものとする。

第1警戒体制	震度状況	・ 震度4の地震が発生したとき	
	待機体制	本 庁	総務部 2名以上 建設部・経済部 各2名以上
		支 所	各1名以上

ア 防災危機管理課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部課等へ連絡するものとする。

なお、各支所等においては、それぞれの地域条件等を考慮して実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。

イ 初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防及び砂防施設等施設の状況の把握は極めて重要であるので、関係各課の職員並びに関係支所の関係職員による調査体制を整備し、市管理の道路、河川及び海岸関係施設の緊急調査を行い、地震情報を収集するものとする。

- ③ 第2警戒体制

市内で震度5弱の地震が発生した場合は、直ちに災害情報を収集できる体制及び関係課職員による警戒体制をとるものとする。

第2警戒体制 (災害警戒本部設置)	震度等	・ 津波注意報又は津波警報が発表されたとき ・ 震度5弱の地震が発生したとき (自動設置)	
	待機体制	本 庁	総務部 8名以上 他部局 各2名以上
		支 所	各3名以上

ア 勤務時間外に市内で震度5弱の地震発生発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係職員は直ちに自主登庁するものとする。

なお、職員が登庁していない課等については、防災危機管理課職員が連絡を行い警戒体制を整えるものとする。

- イ 関係課においては、職員の参集に遺漏がないようあらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。
- ウ 各支所においては、市本庁における職員配置に準じて情報の収集及び伝達体制等を整えるものとする。

④ 第 1 非常体制

市内で震度 5 強の地震が発生、または津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合は、直ちに市長の指示により災害対策本部を設置する。

第 1 非常体制 (災害対策本部設置)	震度等	・ 震度 5 強の地震が発生したとき (自動設置) ・ 大津波警報が発表されたとき (自動設置)	
	待機体制	本 庁	総務部 18 名以上 他部局各課室・出先機関 各 3 名以上
		支 所	各 5 名以上

- ア 勤務時間外に市内で震度 5 強以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、関係職員は直ちに自主登庁するものとする。
- イ 関係課においては、職員の参集に遺漏がないようあらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。
- ウ 各支所においては、市本庁における職員配置に準じて情報の収集及び伝達体制等を整えるものとする。

⑤ 第 2 非常体制

市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、職員全員が対応するものとし、直ちに市長の指示により災害対策本部を設置する。

第 2 非常体制 (災害対策本部設置)	震度等	・ 震度 6 弱以上の地震が発生したとき (自動設置)
	待機体制	全職員

勤務時間外に市内で震度 6 弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、職員は直ちに自主登庁するものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡するとともに、最寄りの市関係機関に出向き、応急活動に従事するものとする。

さらに、登庁が確認できない、連絡が取れない職員については、所属より電話・メール・SNS 等を活用し、安否確認を行うものとする。

なお、支所における参集職員が少なく、応急活動に支障が生じるおそれがあると認められるときは、本庁において人員調整を行う。

⑥ 職員配置体制の長期化

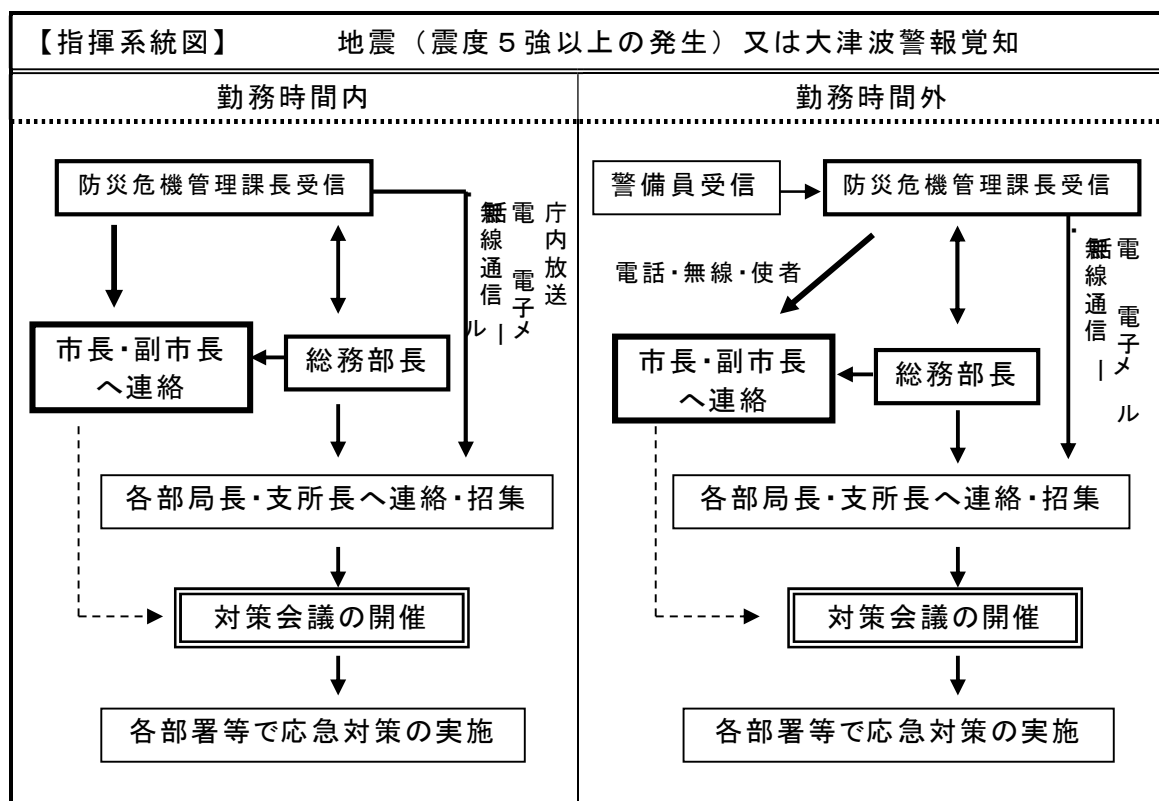
職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、課等の長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

(2) 職員の連絡系統 (下記指揮系統図のとおり)

- ① 市内で震度 5 強以上の大規模地震が発生した場合、防災危機管理課長は、直ちに市長、副市長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。
- また、各部長・支所長等にも速やかに連絡する。
- ② 職員の招集連絡に当たっては、最も迅速かつ的確な方法 (電話・電子メール等) により各部・課長等及び支所長が所属職員を招集するものとする。
- ③ 指揮系統に属する者は、在籍公所を離れる場合は携帯電話を所持するなど、常

に連絡が取れるようにしておく。

- ④ 電話回線途絶等により連絡不能な場合、防災危機管理課長は、無線、使者の派遣等により市長に連絡するものとする。



* 震度５弱以下でも被害が甚大であると認められる場合も同様とする。

(3) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

3 職員の応援

市長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各部課等及び各支所に所属する職員を、他の部課等及び支所に派遣することを指示するものとする。

4 被災市町村等への職員派遣

市は、本市以外の地域で大規模な災害発生した場合、熊本県災害対策本部、被災市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するとともに、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等も考慮するものとする。

また、被災市町村等への応援職員の派遣は、本市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

5 職員の安全確認・健康管理等

市は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとと

もに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 災害警備計画（関係機関）

大規模地震による災害が発生するおそれ、又は発生した場合において、住民の生命・身体及び財産の保護、被災地の公安及び秩序を維持するとともに、災害の拡大を防止するため、警察その他の機関及び市民と協力して、住民の避難誘導、犯罪の防止、交通規制等の応急措置の活動を行う。

第4節 応援要請計画（各部局）

県、市等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1 応援要求

(1) 他の市町村長への応援要求

市長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

この場合において、市長は、応援に従事する者に対し、応急措置の実施についての指揮を執るものとする。

なお、応援のために要した費用（交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等の物品費用等）については、市が負担するものとする。

(2) 県知事等に対する応援要求

市は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあっせんを要請するものとする。

・被災建築物応急危険度判定支援要請

・被災宅地危険度判定支援要請 など

なお、応援、又は応急措置のために要した費用については、市が負担するものとする。

2 関係機関との相互連絡

(1) 関係機関の職員の派遣要請

市長等は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

このうち、職員の派遣については、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し要請し、あるいは県知事に対し指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。

なお、当該要請又は斡旋に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ① 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
- ② 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他の職員の派遣について必要な事項

また、県又は他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県又は他の市町村と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(2) 市の受け入れ体制

災害応急対策又は災害復旧のため職員の派遣を受けた際の取り扱いは、地方自治法第 252 条の 17 及び基本法第 32 条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

(3) 災害派遣手当

災害派遣手当は、基本法第 32 条の規定により支給する。

(4) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員には基本法施行令第 18 条の規定、県からの派遣職員には地方自治法第 252 条の 17 第 3 項の規定によるものとする。

(5) 防災会議構成機関（関係機関）

大規模地震発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には緊密な連携と適切な応援協力を図るものとする。

(6) 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市長は、地震により被災した場合、天草市単独では十分な応急の復旧対策ができないと判断したときは、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成 15 年 7 月 23 日協定）」及び「熊本県都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、次の要請を行うものとする。

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- ⑤ その他、特に市長が必要と判断した事項

(7) 熊本県市町村消防相互応援

市長は、必要があると認めるときは、「熊本県市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき、天草広域連合消防本部以外の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

3 緊急消防援助隊要請要領

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに天草広域連合消防本部消防長と協議を行い、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

応援要請連絡票は、資料編（P 108）参照。

(2) 天草市応援等調整本部

① 市長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、天草市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて天草市応援等調整本部を設置するものとする。

② 応援等調整本部の構成員は、市長又はその委任を受けたもの、天草市派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員又は県内広域応援消防隊の代表とし、市長又はその委任を受けたものを本部長とする。

この場合、当該調整本部は消防庁、後方支援本部と連携し、次の事項をつかさどるものとする。

ア 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること

イ 関係機関との連絡調整に関すること

ウ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること

エ その他の必要な事項に関すること

※ 緊急消防援助隊応援要請系統図は、一般災害対策編第3章第5節「応援要請計画」中の系統図を参照のこと。

(3) 熊本県応援等調整本部への派遣

天草市を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県応援等調整本部が設置された場合は、市長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

4 相互応援の強化

市は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等により同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、市は、必要に応じて、被災地に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

5 複合災害に係る応援要請

市、関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの応援を早期に要請することも定めておくものとする。

6 応援・受援体制の整備

県、市、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請・要求計画（総務部）

本計画は、天災地変その他の災害に対し、生命・財産の保護のため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

市長にあっては、基本法第68条の2に基づき、知事に派遣要求できない旨及び災害の状況の通知ができる。

1 災害派遣要請基準

市長は、天災地変その他の災害に際して生命・財産の保護のため、必要があると認めるときは災害派遣を要請する。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意する。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、生命・財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。

(2) 緊急性

さし迫った必要性がある。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

2 災害派遣要請要領

市長が自衛隊派遣の必要を認めたときは、次の事項を明確にして、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請を行うよう知事(天草広域本部経由)に対して要請する。

派遣要請の様式は、資料編 (P 107) のとおりとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由

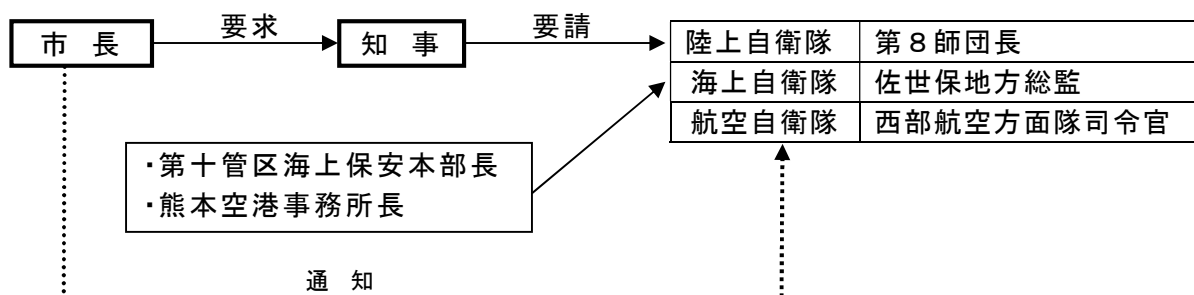
(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

(4) 派遣を希望する区域及び活動内容

(5) 連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等、参考となるべき事項

【要請・要求系統図】



3 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助 : 行方不明者の捜索
- (2) 消火活動 : 林野火災等に対し、航空機等による消火
- (3) 水防活動 : 土のう作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送 : 車両及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開 : 応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫 : 応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動 : 水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食 : 炊事車による炊飯(温食)
- (9) 宿泊活動 : 天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動 : 公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設

4 災害派遣部隊の受入れ措置

自衛隊派遣部隊の受入れに当たっては、市長は自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう留意するとともに、次に掲げるところにより処理する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の便宜を与えること。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の復旧工事等については、別途依頼する。
- (3) 自衛隊の作業に対し、地域住民の積極的な協力が得られるようにする。
- (4) 災害地における作業に関しては、自衛隊指揮者と十分協議して決定する。

5 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、機材の準備については、次のとおりとする。

- (1) 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き、市において準備するものとする。
- (2) 災害救助又は復旧作業等に使用する材料及び消耗品類は、全て市において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品類は全て市に譲り渡されるものでなく、市は、災害の程度、その他事情に応じてできる限り返品又は弁償しなければならない。

6 経費の負担

派遣部隊が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは市の負担とする。

- (1) 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置し、電話の施設費及び当該電話による通話料等
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料
- (4) 活動のため現地で調達した資材等の費用

第6節 地震・津波情報伝達計画（総務部、県、熊本地方気象台）

市、県、熊本地方気象台及び防災関係機関は、地震・津波災害の防止を図るため、地震・津波発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他22市村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他5市村
	熊本県球磨	人吉市他9町村

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 大津波警報・津波警報・津波注意報

- (1) 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけら

れる。

県及び市は、住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）（中略）伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
 - ・津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
 - ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
 - ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。
- (2) 津波警報等の発表並びに解除は例文③の通知形式で構成され、津波警報等の種類、発表基準及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

① 津波注意報・大津波警報・警報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の 高いところで3mを超える 場合	10m超 10m<予想される津波の 最大波の高さ	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
		10m 5m<予想される津波の 最大波の高さ≤10m		
		5m 3m<予想される津波の 最大波の高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の最大波の 高さ高さが高いところで1m を超え、3m以下の場合	3m 1m<予想される津波の 最大波の高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
津波注意報	予想される津波の最大波の 高さ高さが高いところで0.2m 以上、1m以下の場合であ って、津波による災害のおそ れがある場合	1m 0.2m<予想される津波の 最大波の高さ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れて、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。

② 津波予報区

全国には 66 の津波予報区があり、天草市は有明・八代海と熊本県天草灘沿岸に属する。

津波予報区	区 域
有 明 ・ 八 代 海	熊本県（天草市の牛深支所、五和支所、天草支所、河浦支所の管轄地域及び苓北町を除く。） 福岡県（有明海沿岸に限る） 佐賀県（有明海沿岸に限る） 長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。）
熊本県天草灘沿岸	熊本県（天草市の牛深支所、五和支所、天草支所、河浦支所の管轄地域及び苓北町に限る。）

③ 例文

【津波警報等の発表】

大津波警報・津波警報・津波注意報
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表
*****見出し*****
大津波警報・津波警報を発表しました。
ただちに避難してください。
〇〇〇〇
*****本文*****
\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
<大津波警報>
\$〇〇〇〇
津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波警報>
*〇〇〇〇
津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波注意報>
〇〇〇〇
以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます。
〇〇〇〇
*****解説*****
<大津波警報>
大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
<津波警報>
津波による被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
<津波注意報>
海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。
*****震源要素の速報*****
[震源、規模]
〇日〇時〇分頃地震がありました。
震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇k m付近）で、震源の深さは約〇k m、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

【津波警報から津波注意報に切り替え及び一部の津波予報区について解除】

大津波警報・津波警報・津波注意報

令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表

*****見出し*****

津波注意報に切り替えました。

*****本文*****

大津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。

<大津波警報から津波注意報への切り替え>

〇〇〇〇

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。

*****発表状況*****

現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

〇〇〇〇

*****解説*****

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

*****震源要素の速報*****

[震源、規模]

〇日〇時〇分頃地震がありました。

震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇k m付近）で、震源の深さは約〇k m、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

【津波警報及び注意報を解除】

大津波警報・津波警報・津波注意報

令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表

*****見出し*****

津波警報を解除しました。

*****本文*****

津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。

〇〇〇〇

今後若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。

*****発表状況*****

現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸はありません。

*****解説*****

<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

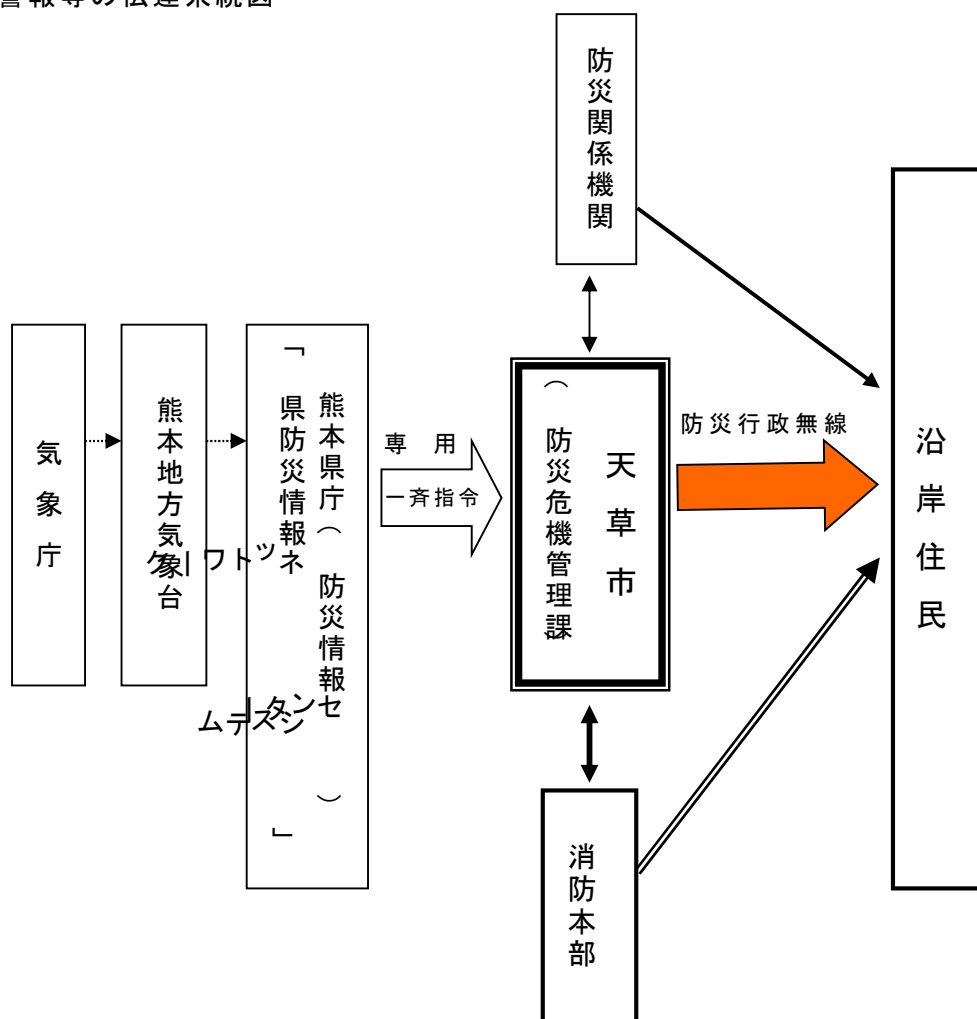
*****震源要素の速報*****

[震源、規模]

〇日〇時〇分頃地震がありました。

震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇k m付近）で、震源の深さは約〇k m、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

(3) 津波警報等の伝達系統図



特別警報が発表された際には、市は住民等へ周知の措置が義務付けられている。

3 地震・津波情報の種類

(1) 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁が防災対策上必要と認めるときに、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう。

なお、この情報は、次の１２種とする。

- ア「震度速報」
- イ「震源に関する情報」
- ウ「震源・震度情報」
- エ「推計震度分布図」
- オ「長周期地震動に関する観測情報」
- カ「遠地地震に関する情報」
- キ「その他の情報」
- ク「大津波警報・津波警報・津波注意報」
- ケ「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」
- コ「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」
- サ「津波観測に関する情報」
- シ「沖合の津波観測に関する情報」

(2) 各種情報の例文

各種情報の例文は、次のとおりである。

① 震度速報

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 気象庁発表
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分頃地震による強い揺れを感じました。
現在、震度3以上が観測されている地域は次のとおりです。
震度6弱 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
震度5強 〇〇〇〇 〇〇〇〇
震度5弱 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
震度4 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
震度3 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
今後の情報に注意してください。

② 津波情報

ア 津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表

[津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名第1波の到達予想時刻・予想される津波の最大波の高さ

<大津波警報>

\$〇〇〇〇津波到達中と推測巨大

\$〇〇〇〇 〇日〇時〇分 巨大

<津波警報>

〇〇〇〇 〇日〇時〇分 高い

<津波注意報>

〇〇〇〇 〇日〇時〇分

警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。到達予想時刻は、予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくることがあります。到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかることがありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください。

[震源、規模]

きょう〇日〇時〇分頃地震がありました。

震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は8を超える巨大地震と推定されます。

イ 津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）

津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表

[各地の満潮時刻・津波到達予想時刻]

津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻は次のとおりです。

予報区名・地点名満潮時刻第1波の到達予想時刻

<大津波警報>

〇〇（津波到達が最も早い場所）

津波到達中と推測

<津波警報>

〇〇（津波到達が最も早い場所）

〇日〇時〇分

<津波注意報>

〇〇（津波到達が最も早い場所）

〇日〇時〇分

[現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸]

<大津波警報>

〇〇〇〇

<津波警報>

〇〇〇〇

<津波注意報>

〇〇〇〇

津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です。

[震源、規模]

きょう〇日〇時〇分頃地震がありました。

震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は8を超える巨大地震と推定されます。

ウ 津波情報（津波観測に関する情報）

津波情報（津波観測に関する情報）
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表

[各地の検潮所で観測した津波の観測地]

〇日〇時〇分現在の、津波の観測地をお知らせします。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。

+印は現在潮位が上昇中であることを表します。

〇〇

第1波到達時刻#〇日〇時〇分押し

これまでの最大波 #観測中

津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達しているおそれがあります。

今後、津波の高さは更に高くなることも考えられます。

[現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸]

<大津波警報>

〇〇〇〇

<津波警報>

〇〇〇〇

<津波注意報>

〇〇〇〇

これら以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください。

[震源、規模]

きょう〇日〇時〇分頃地震がありました。

震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

エ 津波情報（津波に関するその他の情報）
若干の海面変動の可能性のある地震が発生した場合

大津波警報・津波警報・津波注意報
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表
*****見出し*****
津波予報（若干の海面変動）をお知らせします。
*****本文*****
若干の海面変動が予想される沿岸は次のとおりです。
<大津波警報>
\$〇〇〇〇
津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波予報（若干の海面変動）>
〇〇〇〇
これらの沿岸では今後 2、3 時間程度は若干の海面変動が継続する可能性が高いと考えられます。
*****解説*****
<津波予報（若干の海面変動）>
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。
*****震源要素の速報*****
[震源、規模]
〇日〇時〇分頃地震がありました。
震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇 km 付近）で、震源の深さは約〇 km、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

オ 津波情報（沖合の津波観測に関する情報）

津波情報（沖合の津波観測に関する情報）
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表

高い津波を沖合で観測しました。
〇〇〇〇沖〇 km

[沖合で観測した津波の観測地]
〇日〇時〇分現在、沖合の観測地は次のとおりです。

#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
+印は現在潮位が上昇中であることを表します。
沖合での観測地であり、沿岸では津波はさらに高くなります。

〇〇〇〇
第 1 波到達時刻〇日〇時〇分押し
これまでの最大波〇日〇時〇分 1. 〇 m

[沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ]
沿岸での津波到達時刻および津波の高さは以下のとおりと推定されます。
\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
早いところでは、すでに津波が到達していると推定されます。

〇〇〇〇
第 1 波の推定到達時刻〇日〇時〇分
これまでの最大波の推定到達時刻〇日〇時〇分
推定される津波の高さ # 5 m

[震源、規模]
きょう〇日〇時〇分頃地震がありました。
震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇 km 付近）で、震源の深さは約〇 km、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

③ 地震情報（震源・震度に関する情報）

ア 地震情報（震源に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 気象庁発表
きょう〇〇日〇〇時〇〇分頃地震がありました。
震源地は〇〇〇〇地方（北緯〇〇．〇度、東経〇〇．〇度）で、震源の深さは、
約〇〇〇k m、地震の規模（マグニチュード）は、〇．〇と推定されます。
この地震による津波の心配はありません。

イ 地震情報（震源・震度情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 気象庁発表
きょう〇〇日 〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
震源地は〇〇〇〇（北緯〇〇．〇度、東経〇〇．〇度）で、震源の深さは約〇〇
〇k m、地震の規模（マグニチュード）は、〇．〇と推定されます。

【震度 3 以上が観測された地域】

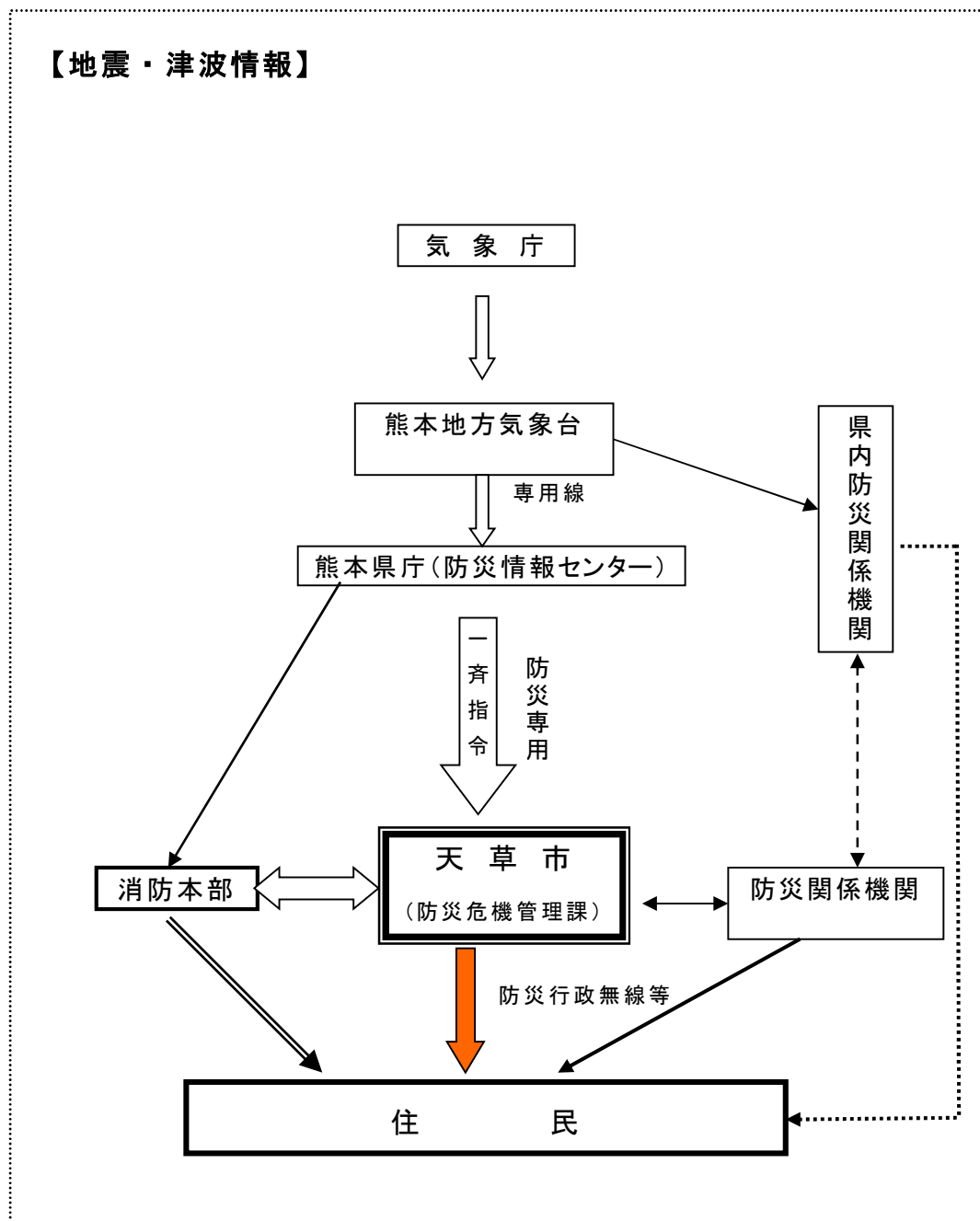
震度 6 弱	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇		
震度 5 強	〇〇〇〇	〇〇〇〇			
震度 5 弱	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
震度 4	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
震度 3	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

【震度 5 弱以上が観測された市町村】

震度 6 弱	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	
震度 5 強	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
震度 5 弱	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

情報 第〇〇号

(3) 地震・津波情報の伝達系統図



特別警報が発表された際には、市は住民等へ周知の措置が義務付けられている。

(4) 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- ① 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- ② 震度が同じであっても、対象となる建物、建造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が計測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- ③ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。

また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。

- ④ 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- ⑤ この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

【気象庁震度階級関連解説表】

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造家屋	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。 眠っている人の一部が目覚ます。	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。 恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。 眠っている人のほとんどが目覚ます。	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。 自転車運転中の人には揺れに気づく人がいる。				
4.5	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。 一部の人は、行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。 テレビが台から落ちることがある。 机など重い家具が倒れることがある。 変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。 据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 多くの墓石が倒れる。 自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。 耐震性の高い建物でも壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 〔一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	山地で落石、小さな崩落が生じることがある。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。 開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、転倒するものがある。 耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。 耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 〔一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、這わないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。 戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、転倒するものが多い。 耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では倒壊するものがある。 耐震性の高い建物でも壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の排水施設に被害が発生することがある。 〔一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
6.5	7	揺れに翻ろうされ自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	〔広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ライフラインの〔 〕内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

4 震度情報の収集

市は大規模地震発生時には、直ちに気象庁や県などが提供する震度情報を把握し、被災状況の予測等を行い、災害発生直後の迅速な初動体制の確立を図るものとする。

5 予報等伝達責任者

市は、地震及び津波に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、本庁のみならず各支所及び市の出先機関は、次の基準によって情報伝達に関する責任者を定めておくものとする。

- (1) 本 庁 : 防災危機管理課 1 名
- (2) 各 支 所 : 防災担当課 1 名
- (3) 市の出先機関 : 1 名

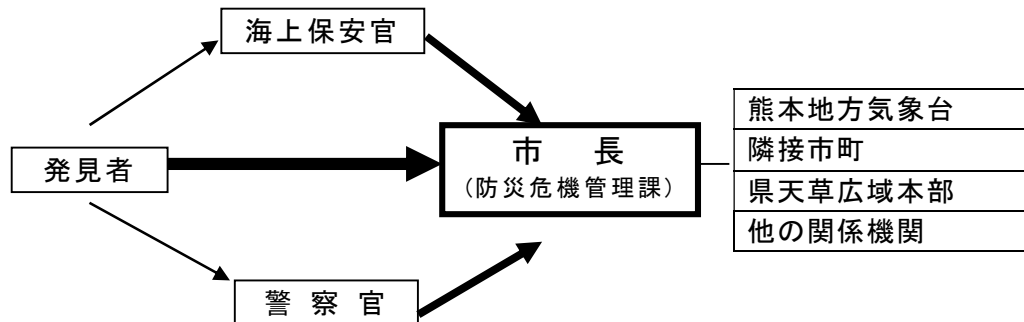
6 異常現象発見時における措置

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により市長又は警察官、若しくは海上保安官に通報するものとする。(基本法第 54 条)

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は熊本地方気象台、県、その他関係機関等に通報しなければならない。

- (2) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

① 系統



② 通報の方法

市長から熊本地方気象台、県又は関係機関等に対する通報は、文書によることが好ましいが、状況により電話又は電報によっても差し支えないこととする。

(3) 定義

ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

地震に関する事項		噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	(7) 火山地域での地震の多発 (イ) 火山地域での鳴動の発生 (ウ) 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 (エ) 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等の異常変化 (オ) 火山地域での湧泉の顕著な異常変化 〔湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等〕 (カ) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ等 (キ) 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 〔量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等〕
	地震関係	群発地震	数日間にわたり頻繁する有感地震

第7節 災害情報収集・伝達計画（総務部、関係機関）

大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1 実施責任者

(1) 県

知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、その概要を県防災会議の委員の属する機関に通報し、速やかに国等関係機関に報告するものとする。

(2) 防災関係機関等

市内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害情報等の収集を行うとともに、大臣、知事、その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(3) 市

市長は、管内の被害情報等を収集し、知事、その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、知事への報告に当たっては初動期は直接県本庁に報告するものとし、知事からの指示に基づき天草広域本部を経由して報告する体制に移行するものとする。

ただし、通信等の途絶により、市長が知事（県本庁又は天草広域本部）に報告することができないときは、直接、消防庁長官に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第速やかに知事に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」の一部が改正され、地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、市長が直接、消防庁長官に対して報告するものとする。（平成 12 年 11 月 22 日付消防災第 98 号・消防情第 125 号消防庁長官による）

2 被害報告取扱責任者

市長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、防災危機管理課職員 1 名、また報道機関への報告責任者として秘書課員 1 名を、あらかじめ被害報告取扱責任者として定めておくものとする。

3 防災情報共有システムの活用

市は、災害予防、災害応急活動の中核拠点として防災危機管理課内で、災害時の迅速かつ的確な対応に努めるものとする。

また、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS 等のデータを活用した情報収集についても検討を行うものとする。

なお、市は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Ｌアラート）（以下、単に「Ｌアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Ｌアラートの登録及び利活用に努めるものとする。

なお、平時から県、市、関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

4 被害等の調査・報告

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

(1) 総合的な状況の調査・報告

災害の当初においては、次に掲げる情報の収集に努め、初期の段階では具体的な被害状況によらず、119 番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概略的な情報で足りるものとする。

ただし、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、報告は、資料編（P 100 様式第 1 号）によるものとする。

① 情報の収集内容

- ア 人的被害（行方不明者の数を含む）
- イ 火災の発生状況
- ウ 住家の被災状況

- エ 住民の行動・避難状況
- オ 津波・土砂災害等の発生状況
- カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- キ 孤立集落の発生状況
- ク 医療救護関係情報
- ケ その他市の業務継続に必要な情報

② 報告等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告（速報・確定）、住民避難等報告、災害年報とするが、至急の場合はその様式にこだわらないものとする。

資料編（P 100 ～ 105）

ア 県（天草広域本部への報告）

(7) 災害情報

災害の状況及び災害に対してとるべき措置等について、その都度報告するものとする。（様式 1 号）

(イ) 被害状況報告（速報）

災害による被害状況及び応急措置状況を一定時間（毎日 10 時及び 15 時までの 2 回）を置き報告するものとする。（様式 2 号）

(ウ) 被害状況報告（確定）

同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告するものとする。（様式 2 号）

(エ) 住民避難等報告

住民の避難状況を一定時間を置いて報告するものとする。（様式 4 号）

(オ) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの被害状況について、4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。（様式 5 号）

イ 部門別被害状況報告

災害による被害状況及び応急措置状況を、各部門別に一定時間を置き報告するものとする。また、同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告するものとする。（各部門別ごとの様式による）

(2) 部門別被害状況調査の責任者及び調査担当者を、下記により定めておく。

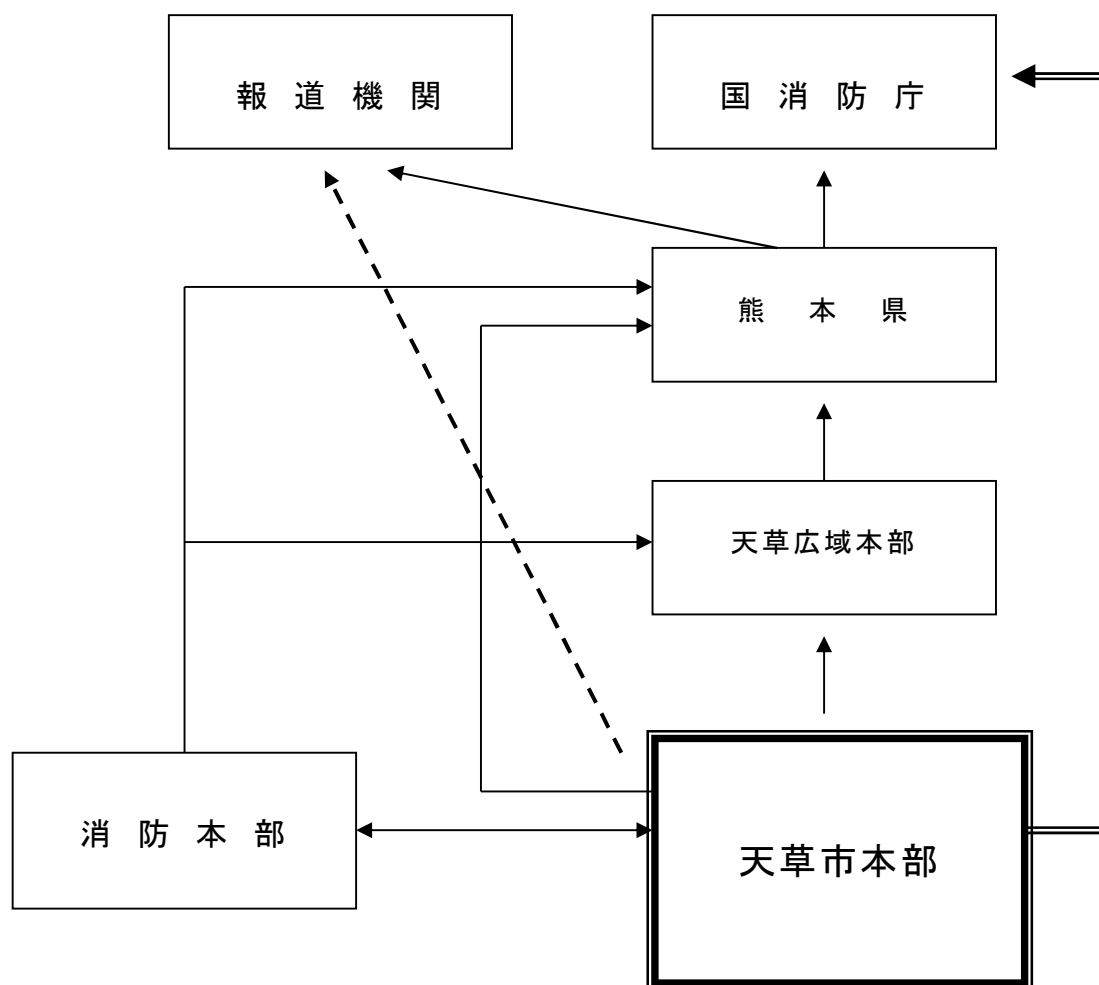
部 門	被害状況調査責任者	被害状況調査担当者
総務部関係	総務部長	総務部職員 1 名
総合政策部関係	総合政策部長	総合政策部職員 1 名
地域振興部関係	地域振興部長	地域振興部職員 1 名
健康福祉部関係	健康福祉部長	健康福祉部職員 1 名
市民生活部関係	市民生活部長	市民生活部職員 1 名
経済部関係	経済部長	経済部職員 1 名
観光文化部関係	観光文化部長	観光文化部職員 1 名
建設部関係	建設部長	建設部職員 1 名
教育部関係	教育部長	教育部職員 1 名
病院事業部関係	病院事業部長	病院事業部職員 1 名
水道局関係	水道局長	水道局職員 1 名

(3) 被害状況の調査に当たっては、連絡を密にして、調査の漏れ、重複等のないよう留意し、罹災世帯又は人員等については、現地調査のほか住民票等と照合して的確に行うものとする。

また、被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。市、県及び防災関係機関は災害が発生した場合には相互に緊密に連

携協力して相互に被害に関する情報交換を行うものとする。

(4) 情報の伝達系統



【消防庁連絡窓口】 TEL 03-5574-0119 FAX 03-5574-0190
* 防災無線 6060 FAX 6069

5 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

6 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

7 防災関係機関等の協力関係

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

8 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに、県(天草広域本部経由)に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第8節 広報計画（総務部・関係機関）

県、市及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1 実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の連絡及び交換を行うよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として、本章第7節 災害情報収集・伝達計画による。

4 市における広報活動等

市は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 広報内容・広報の方法

① 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、県は、公表に当たっては、警察及び市と連携するものとする。

ア 災害対策本部の設置

イ 災害の概況（被害の規模・状況等、余震の状況）

ウ 津波に関する情報

エ 市、消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項

オ 避難指示及び避難時の留意事項

カ 電気、ガス、水道等供給の状況

キ 防疫に関する事項

ク 火災状況

ケ 医療救護所の開設状況

コ 給食・給水実施状況

サ 道路、河川等の公共施設被害状況、復旧状況

シ 住民の安否情報

ス 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況

セ 被災者支援に関する情報等

ソ 道路交通等に関する事項

タ 交通規制の状況

チ 一般的な住民生活に関する情報

ツ 社会秩序の維持及び住民生活の安定に関する事項

テ 二次災害を含む被害の防止に関する事項

ト その他必要な事項

② 広報の方法

広報の実施に当たっては情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて、次の広報手段のうち最もかつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

ア 市広報媒体の利用（市ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等）

イ 防災行政無線等

ウ 広報車・船舶

エ 消防団

オ 報道機関（ラジオ・テレビ・新聞等）

カ 広報紙、チラシ、ポスター、市のホームページ等

キ 指定緊急避難場所への職員の派遣

ク 自主防災組織等

ケ 携帯電話によるメールサービスの活用

コ その他状況に応じた効果的な方法

(2) 報道機関への周知について

報道機関への周知については、総務部秘書課が窓口となり、被災情報等について周知を行う。

また、事前に責任者を定めておくこととする。

5 放送機関における広報（関係機関）

放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

放送事業者は、県、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

6 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

市は、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

① 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、市ホームページ

等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

② 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

7 住民等からの問合せ対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

8 報道機関への対応

県・市は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第9節 避難収容対策計画（総務部・健康福祉部・市民生活部・教育委員会）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合や津波に関する予警報が発表された場合など、住民等の関係者に対し、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。

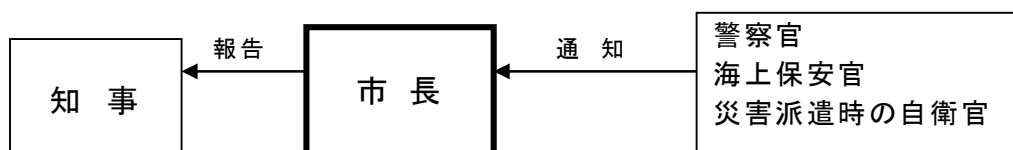
1 実施責任者

住民を災害から保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任者である市長を中心に、相互に連携・協調し、避難を迅速かつ安全に行うものとする。

なお、市長は、住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングでの避難を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全 災 害	市長
避難指示	全 災 害	市長(基本法第 60 条)
		警察官(基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条)
		海上保安官(基本法第 61 条)
		災害派遣時の自衛官(自衛隊法第 94 条)
	洪 水 災 害	知事又はその命を受けた職員(水防法第 29 条)
		水防管理者(水防法第 29 条)
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員(地すべり等防止法第 25 条)
緊急安全確保	全 災 害	市長

なお、避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。



2 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

市長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- ① 避難が必要である状況
- ② 危険区域（要避難対象地域）
- ③ 避難対象者
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難場所
- ⑥ 避難時の注意事項

なお、市は、必要に応じて、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ① 防災行政無線による伝達周知
- ② Lアラートによる伝達周知
- ③ J－A L E R Tによる伝達周知
- ④ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭および拡声器等による伝達周知
- ⑤ サイレンおよび警鐘による伝達周知
- ⑥ 広報車等による伝達周知
- ⑦ 携帯電話メールサービスによる伝達周知
- ⑧ 有線放送および電話等による伝達周知
- ⑨ 報道関係機関を通じた伝達周知

なお、電話回線の不通、停電等を想定し、防災行政無線等の非常用電源の点検整備等を行うとともに、戸別受信機の電池交換等の周知、啓発を行うものとする。

(3) 市長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。

(4) 市長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3 津波に関する避難指示等の基準

津波は 20cm から 30cm 程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合でも危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、沿岸地域に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

避難指示等の基準に関しては、「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月）を参考とし、具体的な判断基準設定の考え方は、次の(1)～(2)のとおりとする。

特に、実施責任者は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化するものとする。

(1) 避難指示等

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

(2) 避難指示の発令対象区域

大津波警報、津波警報、津波注意報により、発令の対象とする区域が異なる。基本的な区分は以下のとおりであり、発令区域をあらかじめ定めておく必要がある。ただし、津波は局所的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

① 大津波警報

最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

② 津波警報

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

③ 津波注意報

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

また、津波の高さは、予想される 1 m より局所的に高くなることも想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

4 警戒区域の設定

市長、若しくはその委任を受けた市の吏員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（基本法第 63 条）

市長からの要求により警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができる。

知事は、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行するものとする。（基本法第 73 条）

5 避難の誘導

(1) 市

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要

支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ③ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。ただし、津波発生のおそれがない場合において、避難時の周囲の状況等により、避難所等への移動を行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。
- ④ 津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。
 - ア できるだけ高い建築物や高台等の指定緊急避難場所へ誘導するものとする。
 - イ 徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。
 - ウ 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることをないよう適切な住民避難を行うこと。

また、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(2) 社会福祉施設等

- ① 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、市等に報告するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。
- ② 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(3) 被災者の運送

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県に対して運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への被災者の運送を要請するものとする。

なお、要請に当たっては運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日について県と協議するものとする。

6 避難所の開設及び収容

県及び救助実施市が災害救助法を適用した場合の避難所の開設及び収容等の基準の概要は次のとおりであり、救助法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容について検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

市は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道

路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

おって、公共施設等の管理者は、大規模災害時には住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとし、また、市町村担当部局等や誘導する場合の指定避難所等を把握しておくものとする。

(2) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(3) 収容施設等

市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、野外に仮設建物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(4) 住民への周知

市は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者(原則として市職員)を定めるものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握・避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員

③ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(7) 避難所の管理運営

ア 市は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有するNPO等との協働についても検討するものとする。

- イ 市は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- ウ 避難者は、避難所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、ＮＰＯ、ボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、市の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。
- オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- カ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- キ 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ク 市は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のための世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- ケ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- コ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- サ 避難期間が長期化する場合、市及び県は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- シ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。
- ス 市は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。
- なお、県は、市からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行う

うものとする。

セ 市は、避難所の衛生環境に支障が生じないように、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

ソ 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

タ 市は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

7 車中避難者を含む避難所以外における被災者への対応

市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

8 避難行動要支援者に対する対策

(1) 安否確認、救助活動

市は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

また、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

(2) 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の受入れ

市は、県が派遣する熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）が、指定避難所、福祉避難所等で実施する高齢者、障がい者等の要配慮者への支援活動に協力するものとする。

(3) 情報の提供

市は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(4) 生活の支援

① 相談体制の整備

市は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

② 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

9 外国人に対する対策

県及び市は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境整備に努めるとともに、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

10 教育機関等における避難対策等（教育委員会）

学校、幼稚園、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分行っておくものとする。特に学校においては、次の応急措置等を実施し、幼稚園においても学校に準じるものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

① 教育長は、地震・津波災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

② 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

③ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

① 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

② 教育長の避難の指示等に際しては、地震・津波災害種別、災害発生の時期及び場所等を考慮して、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

③ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

④ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

① 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

② 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

③ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

ア 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋・堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

イ 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

④ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市等設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

③ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

④ 避難が長期間となる恐れがある場合は、市は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

(5) その他の留意事項

① 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

② 教育活動の再開学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

③ 避難訓練の実施

学校長は、地震・津波災害に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

④ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

⑤ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

ア 地震・津波災害に応じた避難指示等の伝達方法

イ 緊急避難場所の指定

ウ 避難順位および緊急避難場所までの誘導責任者

エ 児童生徒の携行品

オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

カ 負傷者の救護方法

キ 保護者への連絡及び引き渡し方法

ク 登下校中の避難方法

11 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府

県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県、市及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

12 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該地の都道府県との協議を求めることができる。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

13 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

※なお、各地区の避難場所は、資料編（P 8～15）のとおりである。

第 10 節 避難行動要支援者避難支援計画（健康福祉部）

災害発生時には、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人などの避難行動要支援者（以下この節では「要支援者」という。）の安全を確保するとともに、要支援者の様態に十分配慮した応急活動を行う。

1 情報の伝達

災害発生時の情報伝達は、市、消防団、消防本部の広報車をはじめ、自治会の有線放送、防災行政無線、更には自主防災組織や消防団等が戸別訪問するなど地域における支援体制を有効に活用しながら情報伝達を行うよう努めるものとする。

2 要支援者の状況把握

市は、行政区長、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、消防本部、消防団等と連携・協力しながら、事前に把握している各地区の要援護者の所在情報に基づき安否を迅速に確認するよう努めるものとする。

3 避難誘導

発災直後の避難誘導は、行政が機能するまでの間、地域住民、自主防災組織等による支援体制を活用して、地域と連携を図りながら、地域における避難誘導、支援体制を確立するよう努めるものとする。

4 避難所（福祉避難所）の整備

要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を確保するよう努めるものとする。

介護用品、育児用品など、要支援者の生活の維持のために必要な物資を調達・確保し、必要に応じて供給・分配を行う。また、暑さ寒さ対策、カーテンや間仕切り等によるプライバシーの確保、簡易トイレや障がい者向けのトイレ等を確保する。

5 避難所（福祉避難所）での情報伝達体制の確保

要支援者に対する避難所内部での情報提供は、拡声器等音声による情報提供と併せて、可能な限り掲示やチラシ等文字による情報提供も実施し、情報が伝わらないことのないように努めるものとする。

第 11 節 交通規制計画及び緊急通行車両確認計画（総務部、建設部、関係機関）

1 交通規制計画

大規模地震・津波発生時に道路災害が発生するおそれがある場合、又は橋梁等の道路施設に被害が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するために必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策の実施を促進する。

(1) 実施責任者

- ① 災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者等と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期すものとする。

区 分	範 囲
道路管理者等 (国土交通大臣 知 事 市 長 西日本高速道路 熊本県道路公社)	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
警 察 (公安委員長 警察署長 警察官)	(1) 災害対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 (3) 道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はおそれがある場合。

② 危険箇所の調査及び報告

ア 調査班は、道路及び橋梁の危険箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無その他災害の状況等を市長に報告しなければならない。

イ 市長は、調査班から報告を受けたときには、その状況を直ちに天草広域本部天草地域振興局及び関係機関に報告するものとする。

③ 応急措置

危険が予想される道路施設については、土木対策部により応急措置を行い、災害の状況により、天草広域本部天草地域振興局並びに建設業者の保有機械その他の協力を得て応急措置の万全を期するものとする。

(2) 交通規制の措置

① 措置要領

道路管理者は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに警察等関係機関と連携し、必要な規制を実施するものとする。

② 交通規制の実施

ア 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破壊・決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限をする必要があると認めるときの交通規制の実施は、市長又は警察が禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置するとともに、必要な場合は迂回道路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するとともに警察署長に連絡するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

(7) 道路標識を設ける場合

- ・ 通行止め：歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- ・ 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- ・ 迂回路：迂回路のある交差点の手前の左側の路端

(イ) 道路標識の構造等

- ・ 道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置し、夜間においても遠方から確認し得るよう照明、又は反射装置等を設置するものとする。
- ・ 道路標識の寸法及び色彩は、道路標識、区画線及び「道路標識に関する命令（昭和35年 総理府・建設省令第3号）」に定めるところによる。

イ 異常気象時における橋梁通行規制要領

異常気象時における橋梁通行規制県基準による。

2 緊急通行車両確認計画

市及び関係機関は、地震・津波災害が発生した場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

(1) 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

① 第一段階（地震発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害に拡大防止のための人員、物資
- ウ 交通規制に必要な人員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- カ 緊急通行に必要な搬送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

② 第二段階（応急対策活動期）

- ア 前記①の継続
- イ 食料、水等生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への搬送

③ 第三段階（復旧活動期）

- ア 前記②の継続
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

- (2) 緊急通行車両の確認
- ① 市は、公安委員会が基本法第 76 条及び基本法施行令第 33 条の規定に基づき通行の禁止又は制限を行った場合は、市が災害応急対策に使用する車両について、基本法施行令第 33 条の規定による緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を知事又は公安委員会に対して申し出るものとする。
 - ② 市は、地震・津波災害時等のより迅速な災害応急対策を確保するため、前記①の確認の申し出を事前に行っておくものとする。
- (3) 相互の連絡・協力
- 道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。
- ① 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
 - ② 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。
- (4) 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去
- 災害対策基本法第 76 条第 1 項により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間(以下「区域等」という。)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされている。
- この場合、職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、同法第 76 条の 3 第 4 項の規定により、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため次の措置命令及び措置をとることができる。但し、当該措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。
- ① 運転者等に対する措置命令
- 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。
- ② 放置車両等の撤去
- ①の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。
- この場合において、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる
- (5) 災害時における車両の移動等
- 市は、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、市は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第 12 節 輸送計画（総務部・地域振興部・関係機関）

大規模地震・津波発生時における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期するものとする。

1 実施機関

基本法第 50 条及び第 51 条に規定する応急対策の実施責任者とする。ただし、それぞれの実施機関において処理不可能な場合は、他の輸送機関又は自衛隊に派遣を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

2 輸送力の確保・輸送の方法

実施機関が所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて緊急輸送の確保を図るものとする。

① 車両等の確保

- ア 公共的団体の車両等
- イ 輸送を業とする者の所有車両等
- ウ その他（自家用車両等）

② 空中輸送等の確保

- ア 防災消防ヘリコプター
- イ 第 3 章第 5 節「自衛隊災害派遣要請・要求計画」に定めるところによる。

③ 船舶の確保

- ア 公共的団体の船舶
- イ 海上輸送を業とする者の所有船舶等

3 救援物資の調達・輸送体制の構築

市は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。

4 災害救助法に基づく措置

一般災害対策編第 3 章第 15 節「災害救助法の適用計画」中の 2「救助の種類、期間等」によるものとする。

第 13 節 水防計画（総務部・建設部・経済部・各支所・消防機関）

地震・津波により堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。本市の沿岸部のこれらの施設は、軟弱な地層の上に構築されている箇所もあるので、大きな地震動によって被害が発生するおそれがある。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接の被害の後、津波、洪水や高潮（満潮）により、溢水・浸水等の二次被害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制・対策は、「天草市水防計画」に基づいて対応するものとする。

第 14 節 救出計画（総務部・健康福祉部）

大規模地震・津波発生のため生命・身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜査し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

1 実施責任

- (1) 救出は原則として、市、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。

2 救出対象者

救出対象者は、おおむね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震・津波及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
- (2) 大規模地震・津波による行方不明者

3 救出の方法

(1) 市、消防職員・団員による救出

- ① 市は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。
なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
- ② 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ確かな救出活動を実施するものとする。
なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。
- ③ 市による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は市、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、市と救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

5 職員の安全確保

救出・救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7 災害救助法に基づく措置

一般災害対策編第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。

第15節 医療・救護計画（健康福祉部・病院事業部）

大規模地震・津波発生により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応の能力を著しく超えた場合において、市は、日本赤十字社熊本県支部、医師会、災害拠点病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、「第27節 保健衛生計画」と連動し、一体的に実施する。

1 実施機関

罹災者に対する医療、救護及び助産の処置の実施は市長が行う。市だけで処理できない場合は、隣接市町、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 初動体制

- (1) 市は、速やかに被災地の医療情報の収集を開始し、被災地周辺地域及び近隣市町との連絡体制を確立する。
 - (2) 市は、医療救護活動が迅速かつ適切にできるよう日本赤十字社熊本県支部、災害拠点病院、医師会等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。
 - (3) 市は、大規模な災害が発生した場合、病院事業部に部長を長とする医療対策室を置く。医療対策室は、日本赤十字社熊本県支部、医師会の災害医療担当者を招集し、医療に関する情報を共有し、医療救護活動の方針等の調整を行う。
- 3 医療救護の実施
- (1) 被災地内医療救護活動
 - ① 市長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護を行う。市のみで対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
 - ② 現地に到着した医療救護班は、救護所においてトリアージ及び医療救護を行う。
 - ③ 被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送を行う。
 - (2) 傷病者の搬送と収容
 - ① 市は、医療救護班の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。
 - ② 市は、広域搬送の必要が生じることが予想される場合、市外受入れ医療機関並びにヘリコプター等の広域搬送手段を確保する。
- 4 災害救助法に基づく医療
- 一般災害対策編第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。
- 5 費用の負担
- (1) 医療救助に要した費用は、災害救助法が適用された場合を除き、市の負担とする。
 - (2) 災害救助法第23条の救助費用は、県が支弁する。
- 6 個別疾患
- (1) 難病、人工透析
 - ① 市は、あらかじめ難病患者、透析疾患等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
 - ② 市は、あらかじめ関係団体と連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。
 - (2) 妊産婦、乳幼児

市は、救急医療を必要とする妊産婦及び未熟児を、治療に必要な施設を有する医療機関等に搬送するため、該当する医療機関等の稼働状況の把握に努めるものとする。
 - (3) 精神疾患
 - ① 市は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。
 - ② 市は、被災医療機関の入院患者の受入先の把握及び調整を図る。

* 市内の医療機関は、資料編（P 92 ～ 94）のとおりである。

第16節 食料調達・供給計画（総務部・健康福祉部・経済部）

県、市は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

1 実施機関

被災者及び災害応急現地従事者等に対する食料の供給は、市が実施するものとする。

市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行うものとする。

2 米穀の調達・供給

(1) 市備蓄分の供給

市が備蓄している乾燥米飯を供給する。

(2) 国、県からの調達・供給

① 市備蓄分で不足が生じた場合は、県に要請し調達するものとする。

② 応急供給

米穀販売事業者に被災地域への輸送を要請する。

* 九州農政局生産部 096-211-9111

* 関係要領等「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」「緊急食料調達・供給体制整備要綱

3 農畜産物（生産物）応急供給

応急用食料としての農畜産物の調達及び供給については、大規模地震による不足の事態に備え、関係団体等との連絡体制を整備するものとする。災害発生後においては、迅速に需給動向、産地、処理施設、道路等輸送手段の被害状況を把握するとともに、温度管理等特別な配慮が必要な食材については、輸送及び供給後の保管についても適切な措置を講じた上で、必要に応じて関係団体に対して、農畜産物の調達及び被災地域への供給を要請するものとする。

4 生鮮食料品等の流通確保対策

被災地への生鮮食料品等の円滑な確保及び卸売市場流通の確保については、県と連携を図り、対処することとする。

5 炊出しの実施及び食料の配分

(1) 炊出しの実施

市は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、ボランティアと連携して炊出しを行うものとする。

市が多大の被害を受けたことにより、市において炊出しによる食料の供給の実施が困難と認めた時は、県及び近隣市町村に炊出しについて協力を要請するものとする。

(2) 食料の配分

被災住民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 各避難所等における食料に受入確認及び需給の適正を図るため、責任者の配置

② 住民への事前周知等による公平な配分

6 災害時における味噌、醤油の応急供給

供給方法は、市内に所在する業者に連絡し、業者において供給するものとする。

7 災害救助法に基づく措置

一般災害対策編第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。

第17節 給水計画（市民生活部・水道局）

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施体制

飲料水供給の実施は、被災市が行うものとする。

市は、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

2 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、別節「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

3 給水に関する広報

県及び被災市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。

4 飲料水以外の生活用水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

5 復旧支援要請

- (1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第18節 生活必需品供給計画（健康福祉部）

大規模地震・津波発生によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1 実施機関

- (1) 被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品の供給及び貸与は、市が行う。

- (2) 市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に支援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

- 2 災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与
一般災害対策編第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。
- 3 生活必需品等の範囲
 - (1) 範囲
生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。
なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。
 - ① 寝具類（毛布等）
 - ② 衣料（作業着、下着、靴下等）
 - ③ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
 - ④ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
 - ⑤ 日曜雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
 - ⑥ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
 - ⑦ 燃料
 - ⑧ その他（ビニールシート）
- 4 物資の調達方法
市長は、原則として罹災者に必要な最小限度の被服、寝具及び生活必需品を、災害の状況に応じて一括購入して調達するものとする。
- 5 生活必需品の円滑な提供
県及び市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第19節 救援物資要請・受入・配分計画（健康福祉部）

大規模な地震・津波災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

- 1 不足物資の把握
市は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して市のみで対応できない場合は、県に対し救援物資の支援要請を行うものとする。
- 2 受入・供給体制
 - (1) 物資集積拠点の選定
市は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、次のとおりとする。
 - ① 天草市有明体育館
 - ② 天草市体育館
 - ③ 天草市牛深総合体育館
 - (2) 受入・供給体制の整備
市は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該物資集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

県及び市は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送をするため、管理責任者として物流の実務者の配置、必要な人員の確保、物資受給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取扱い

市は、災害のため企業又は団体等から県を通じて送付された物資は、被災者に配分するものとする。

なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第20節 建築物・宅地等応急対策計画（建設部・県）

大規模地震・津波により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、県に協力を要請し、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

1 人材育成の確保

(1) 講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。

(2) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。

2 応急危険度判定活動

(1) 県は市、建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。

(2) 県は市の要請に応じて被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣し、市と連携して判定活動を実施するものとする。

3 被災建築物等への対応

(1) 県、市は、判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行うものとする。

(2) 県及び市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

4 被災宅地への対応

(1) 県及び市は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時には、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。

(2) 市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 21 節 公共施設応急復旧計画（建設部・経済部・健康福祉部・教育委員会）

大規模地震・津波発生により、公共施設等生活に密着した施設が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する必要がある。

1 公共土木施設（建設部）

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

(1) 実施機関

① 河川

ア 二級河川は県

イ 準用河川及びその他の普通河川は市

② 海岸

ア 海岸保全区域の県管理区域は県

イ 市管理区域は市

③ 道路

ア 一般国道指定区間は国土交通省

イ その他の一般国道及び県道については県

ウ 市道については市

エ 地域高規格道路については県

④ 港湾・漁港

国、県、市それぞれの管理港

⑤ 下水道

公共下水道、農業集落排水下水道等の市管理下水道

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、一般災害対策編第 3 章 26 節「民間団体活用計画」及び第 27 節「労務供給計画」の定めるところによって、人員の確保を図る。

(3) 応急工事の施行

① 河川・海岸

地震発生後、速やかに河川・海岸の堤防及び構造物の被災状況を調査し、堤防の漏水や亀裂、沈下、陥没、護岸決壊、破堤等、構造物の破損・損傷、崩壊等の有無を調査しその対策を実施するものとする。

また、断続的に地震が発生することも予想されるため、増破についても考慮したところで、応急及び仮復旧を実施するものとする。

なお、工法については従来の水防工法に加えて、可能な限り考えられる耐震対策を施すものとする。

② 道路・橋梁

被災者への救援活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、応急工事は、緊急度を考慮し、路上障害物の除去及び陥没亀裂等の応急補修を優先し、交通機能の確保を図るものとする。

③ 港湾・漁港

それぞれの港湾・漁港管理者は、公共土木災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに海上交通の確保を図るとともに、緊急輸送に必要な交通路の確保を図るものとする。

④ 下水道

ア 管渠

流水機能を確保するため、陥没や破断、破壊した管渠の入れ替え、マンホー

ルの浮きやズレの補修、管閉塞箇所の土砂浚渫や洗浄、水路護岸崩壊の仮復旧等を優先して行うものとする。

イ 処理場、ポンプ場

被害の状況に応じて、最小限の機能確保を行うため、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

2 農地及び農業用施設等（経済部）

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむを得ず応急工事を施行しなければならない場合は、次により行う。

(1) 実施機関

① 農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において施行が困難な場合は、市長が行うものとする。

② 前記①において実施不可能な場合は、県に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記 1 の (2) により確保するものとする。

(3) 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

3 社会福祉施設（健康福祉部）

社会福祉施設等が被災し、応急工事を施行しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施工するものとする。

(1) 実施責任

生活保護施設、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設及び国民健康保険施設等の応急工事は、当該施設の管理者又は所有者が実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記 1 の (2) に準じて確保するものとする。

4 医療衛生施設（健康福祉部）

医療衛生施設が被災し、応急工事を施行しなければ診療が不可能なとき、又は患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

(1) 実施責任

① 公的医療施設

県、市又は当該施設の管理者（医療法第 31 条に規定する病院または診療所）

② 保健所

県所管の保健所は県

③ その他の医療施設

当該施設の設置者又は管理者

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記 1 の (2) に準じて確保する。

5 学校施設（教育委員会）

(1) 公立小中学校等における対策

市教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

- ① 被害箇所及び危険箇所の応急修理被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。
 - ② 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。
 - ③ 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。
 - ④ 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。
 - ⑤ 学校施設の復旧
学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。
- (2) 私立学校（幼稚園）における対策
私立学校（幼稚園）では、上記(1)に準じて、学校設置者が実施するものとする。
なお、学校施設の災害復旧に関して、県はその手続き等の周知等、必要な支援を行うものとする。
- 6 その他の公共施設
多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第22節 畜産業応急対策計画（経済部）

- 1 家畜飼料・家畜飲料の確保対策
各戸の農家において、確保することを原則とする。
 - (1) 家畜飼料の確保対策
 - ① 災害復旧に長期を要する場合、市は不足量の把握と供給要請について天草広域本部を経由して県知事に行うものとする。
 - ② 市は、県からの要請により天草広域本部が行う受入体制（集積場所・配布計画・人員の配置）の整備及び各畜産農家への配分に協力する。
 - (2) 家畜飲料の確保対策
市は、災害復旧に長期を要する場合、市において湧水、河川流水、貯留水についての確保を図る。
- 2 家畜に対する防疫計画
大規模地震・津波に伴い、家畜の伝染性疾病が発生するおそれのある場合、市はその発生予防及び蔓延防止のため、県が行う被災地域の立入検査、消毒等及び防疫体制の整備の協力を行うものとする。

第23節 通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社熊本支店）

- 1 災害時における情報の収集及び連絡
 - (1) 情報の収集、報告
災害が発生したときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間

の連絡、周知を行う。

(2) 社外関係機関との連絡

必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置と通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

① 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。

② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

③ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

④ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

⑤ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3 災害時における広報

(1) 通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーチ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 対策要員の確保

(1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。

(3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5 グループ会社に対する協力の要請

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

6 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて社外機関に対して応援の要請又は協力を求める。また、平時からあらかじめその措置方法を定めている。

7 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

8 災害復旧

- (1) 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- (2) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

第24節 電力施設応急対策計画（九州電力送配電(株)天草配電事業所）

大規模災害発生時の災害応急復旧については、「九州電力送配電(株)天草配電営業所非常災害対策部運営基準」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。

地震・津波災害は予期せぬ突発的な災害であり、この際統率のとれた情報連絡体制、指揮命令系統の早期確立が肝要との観点から、上記「基準」では特に、初期段階における対応について次の事項を定めている。

1 電力施設応急体制

(1) 初動体制の確立

- ① 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、自動的に非常体制に入り、速やかに対策本部を設置するものとする。
- ② 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、対策要員は以下の行動をとるものとする。
 - ア 供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、当該地域の対策要員は上長との相互連絡を行い、その指示に従い行動することを基本とするが、通信途絶等で上長との連絡がとれない場合は、応急的な安全措置を講じたのち、自動出社とする。
 - イ 九州電力送配電(株)天草配電事業所への出社が困難な場合は、あらかじめ指定した事業所に出社する。なお、対策要員の被災を考慮し、組織責任者の代行者及び対策要員の呼出の優先順位をあらかじめ指定しておくものとする。
- ③ 初動段階（対策部機能確立まで）における情報連絡・指揮命令体制を整備し、早期の対策本部機能の確立に努めるものとする。
- ④ 社屋被災、交通途絶等により、社屋内に対策部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策部の代替箇所を定めておくこととする。

2 応急対策の方法

(1) 対策部の設置

早期に非常災害対策体制を確立し、「九州電力送配電(株)天草配電事業所非常災害対策部運営基準」に従い、応急復旧にあたることとする。

(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力

市災害対策本部等の情報収集は、九州電力送配電(株)天草配電事業所要員を市防災危機管理課に派遣し、関係機関と緊密な連携に努めることとする。

電力復旧は、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に行うものとする。

電力復旧作業に伴う障害物の撤去等については、関係部署と協力することとし、緊急用車両については、あらかじめ車種、台数、横断幕等届けに必要な項目を整備することとする。

(3) 復旧資材の保管

復旧資材の保管場所については、地震発生時の交通網の混乱を考慮し配置するものとする。

(4) 広報活動

被災者の冷静かつ客観的判断に資する停電、復旧状況等の情報について、的確な広報を行う。特に、送電災害時における安全確認についての広報に努めることとする。

なお、停電が広範囲あるいは長期にわたり、九州電力送配電(株)天草営業所での広報対応が困難な場合には、市長は防災行政無線等により停電、復旧状況の広報を行うこととする。

第 25 節 都市ガス施設応急対策計画（天草ガス(株)）

大規模地震・津波災害により都市ガス施設に被害を受けた場合、2次災害の発生を予防し、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能の回復を図るものとする。

1 実施機関

都市ガス施設の応急対策については、天草ガス(株)が行うものとする。

(1) 通常時の連絡先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天草ガス株式会社	天草市港町 18-6	0969-23-2027

(2) 非常災害時の連絡体制

地震・津波の規模に応じて、次の体制をとるものとする。

第 1 次特別出動体制	・ 事業所の所在する地域に震度 4 の地震が発生し、漏洩又は供給支障等の災害が発生した場合 ・ ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合
第 2 次特別出動体制	事業所の所在する地域に震度 5 弱以上の地震が発生又は津波警報等が発令され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合。

(3) 災害対策本部の設置等

第 2 次出動体制が発令されたときは、直ちに天草ガス(株)は社長を本部長とする天草ガス(株)災害対策本部を設置するものとする。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天草ガス(株)災害対策本部	天草市港町 18-6	0969-23-2027

(4) 社員の自動出動

気象庁が発表した地震観測地点の震度が「5 弱」以上の場合は、社員は自動出動するものとする。

なお、動員基準については、災害対策要領に別途定めるものとする。

(5) 非常災害時の救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）に基づき、日本ガス協会九州部会へ救援要請する。

(6) 広報活動

報道機関や広報車等を通じて、需用家に対するガス栓の閉栓等の必要な広報を地震発生時から供給再開時まで、段階的に随時実施する。

なお、供給停止が広範囲あるいは長期にわたり、天草ガス(株)での広報対応が困難な場合には、市長は防災行政無線等により供給停止、復旧状況の広報を行うこととする。

第26節 ダム等管理計画（水道局・建設部・経済部）

この計画は、大規模地震時におけるダム及び樋門等の適切な管理を行うため、ダム、ため池、樋門等の施設及び管理者を把握するとともに、地震後の臨時点検及び応急対策について定めるものとする。

1 対象施設及び管理者

地震後の臨時点検を必要とするダム、ため池及び樋門等の現況は、資料編（P85～89）のとおりである。

2 地震後の臨時点検及び報告

令和3年3月31日国水流第38号国土交通省河川環境課長通達に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。

(1) ダムの基礎地盤あるいは堤体底部に設置した地震計により、観測された地震動の最大加速度が25gal以上である地震

(2) ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階が4以上である地震

3 応急対策の実施

地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領」及び「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

4 関係機関への連絡

2の(1)又は(2)に掲げる地震が観測された場合には、各ダム操作規則及び管理規程等に定められた関係機関に連絡するとともに、関係省庁に連絡するものとする。

第27節 保健衛生計画（市民生活部、健康福祉部）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配、こころのケア研修等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別途定めるガイドラインにより行うものとする。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、「第 15 節 医療・救護計画」と連動し、一体的に実施する。

1 防疫計画

大規模地震・津波発生により被害を受けた地域又は住民に対し、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び「防災防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施する。

(1) 実施責任

市長は、知事の指示に従って感染症法又はその他の法律に基づいて、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 防疫組織及び実施方法等

市長は、感染症患者の感染症の予防及び蔓延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所、物件の消毒、その他必要な措置を行うものとする。

① 防疫の実施組織等

ア 防疫班の編成等

市長は、防疫実施のため防疫班を編成する。

イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市長は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておく。

② 実施方法

ア 消毒

市長は、知事の指示に基づき、感染症法第 27 条及び施行規則 14 条・16 条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 28 条第 2 項及び施行規則第 15 条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活用水の使用制限

市長は、感染症法第 31 条により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

エ 臨時の予防接種

市長は、知事の指示に従って感染症の蔓延化防止を図るうえで、緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第 6 条により臨時に予防接種を行う。

(3) 仮設トイレ設置計画

下水道施設が災害のため被害を受け、下水道施設の使用及び汚水処理ができなくなった場合は、下水道供用開始区域内でマンホールトイレが整備された避難所にはマンホールトイレを、それ以外の避難所には仮設トイレを設置し、避難者の便宜を図るものとする。

① 実施機関

避難者に対するマンホールトイレ及び仮設トイレの設置は市長が行うものとする。被災の程度により隣接市町、県、その他関係機関の応援を求めて設置する。

② 調達方法

マンホールトイレは市が用意し、仮設トイレは、民間業者より借り上げるものとする。

2 食品衛生の確保

災害時の食中毒の防止対策及び食中毒発生時の対応については、県知事が行うものとする。

3 健康管理

市長は、被災者に適応した保健指導及び栄養指導（母子、老人、精神、歯科保健等）を行うが、市のみでの対応が困難な場合には、県知事へ協力要請を行うものとする。

(1) 健康管理活動

市は、災害時保健活動マニュアルを作成し、関係職員を対象とした研修を行うとともに、県が実施する研修にも参加し、健康管理活動の体制を整えるものとする。

(2) エコノミークラス症候群の予防活動

① 県及び市は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。

② 県及び市は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(3) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

① 県及び市は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

② 県及び市は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

4 生活衛生の確保

県及び市は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努めるものとする。

第 28 節 災害ボランティア連携計画（健康福祉部・社会福祉協議会）

大規模地震・津波が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は単独又は近隣市町の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

また、県社協は熊本県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）被災地センターを支援する。

1 被災地災害ボランティアセンター

(1) 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

(2) 設置主体

市及び市社協等は、災害状況に応じて被災地センターを市単位又は複数の市町で連携した広域単位で設置する。

市及び市社協等は関係機関とあらかじめ協議して、複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、平時から近隣市町や、近隣市町社協

等との応援・連携体制を構築しておく。

(3) 役割と機能

- ① 市や県センター、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- ② 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ③ 活動用資材や機材の調達（県センターとの連携）
- ④ ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ ボランティア希望者の配置等
- ⑦ ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援
- ⑧ 現地での支援活動調整（避難所外避難者の状況把握、避難所等の運営支援、ニーズ調査、引越に対する支援など）
- ⑨ ボランティアの健康管理
- ⑩ その他

(4) 市の対応

- ① 連絡調整窓口の設置
- ② 活動場所の提供
- ③ 行政情報の適切な提供
- ④ その他必要な支援

(5) 組織及び運営体制

- ① 組織
関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。
- ② 運営体制
地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

(6) 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、市社協等にその活動を引き継いでいく。

(7) 市と市内のNPO等との連携

大規模又は甚大な災害が発生した場合、市は、被災地センター及び市で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

2 県センター

(1) 目的

県センターは、熊本県地域防災計画の災害ボランティア連携計画及び熊本県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書に基づきボランティアの受入体制の確保を図るとともに、被災地センターと連携した救援活動や各種の条件整備を図る。

(2) 設置場所

県センターは、県社協に置く。

(3) 役割と機能

- ① 関係機関、団体との連絡調整
 - ・ 県災害対策本部との連絡調整（被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、救援活動の情報交換等）
 - ・ NPO等のボランティア団体ネットワークとの情報共有・連携
 - ・ 全国社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調整
- ② 被災地センター設置までのボランティア活動参加申出者への対応
- ③ 被災地センターの設置支援

大規模又は甚大な災害が発生し、被災地センターの設置が必要と県センターが判断した場合において、被災地センターが未設置の場合、県センターは、関係市町村及び市町村社協等に対し、被災地センター設置を要請するとともに、設置に向けた助言や支援を行う。

- ・被災地センター設置に向けた市町村等との協議に係る支援
- ・運営スタッフの人員調整など

④ 各種情報収集及び発信

災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行えるよう、支援ニーズ等の情報を集約するとともに、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を確認しながら、適時適切に情報発信する。

- ・被災地センターの活動状況の把握（ボランティア受付数、ニーズ件数のとりまとめ、運営状況など）
- ・マスコミや県民等の問い合わせ対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県センターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信

⑤ 被災地以外からのボランティアの受付と被災地センターへの仲介

⑥ 資材や機材の仲介

被災地センターが必要とする各種資材や機材について、被災地センター自らの調達が困難な場合、要請に応じてその調達に努める。

⑦ ボランティア活動保険のとりまとめ

被災地センター等が、受付けたボランティア保険の集約、保険会社への連絡。

⑧ 県センター運営及びボランティア活動等に係る資金調達

災害ボランティア活動の支援に対する口座開設、共同募金会等への申請、民間寄附金の受付等。

(4) 県の対応

① 連携会議の設置

県は、県内で大規模又は甚大な災害が発生した場合は、県社協及びNPO等のボランティア団体ネットワークとの連携会議を直ちに設置し、円滑な連携体制を確立するものとする。

② 連絡調整窓口の設置

県は、ボランティアに関する連絡調整窓口を健康福祉政策課に設置する。
また、県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議のうえ、職員を県センター及びNPO等のボランティア団体ネットワークに常駐させる。

③ 行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センターに提供する。

④ 他都道府県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況やボランティアに対するニーズ等についてホームページや報道機関を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力を行う。

⑤ ボランティアの活動環境整備

県は、必要に応じ、ボランティアの活動環境の整備に努めるものとする。

(5) 組織及び運営体制

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

(6) 閉所の時期について

県センターは、被災地センターの閉所状況や被災地におけるボランティアに対するニーズの状況を総合的に勘案したうえで閉所するものとする。

第 29 節 廃棄物処理計画（市民生活部、建設部）

1 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全及び生活再建の後押しを図るため、市はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助や非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する条例等の整備の支援を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

2 実施機関

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定めるもののほか、災害時における被災地の廃棄物処理業務は、市長が実施する。

(2) 被災の程度により、市だけで処理できない場合は、保健所、隣接市町又は県の応援を求めて実施するものとする。

3 被害状況調査、把握

(1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備、調査員等を明確にした調査体制を整備する。

(2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、天草保健所へ報告する体制を整備する。

4 廃棄物の収集及び処理方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいう廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えかす、汚泥、糞尿、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいうものであり、災害時におけるこれらの廃棄物の収集及び処理については、法施行令第 3 条「一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準」の規定に基づいて、市長が実施するものとする。

5 災害廃棄物処理計画

(1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推測するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を行う。

(2) 市は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

(3) 市は、地区住民が交通の妨げになるような所に災害廃棄物を出さないように周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集所を設け、収集への協力を求める。

また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

(4) 市は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。

(5) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。

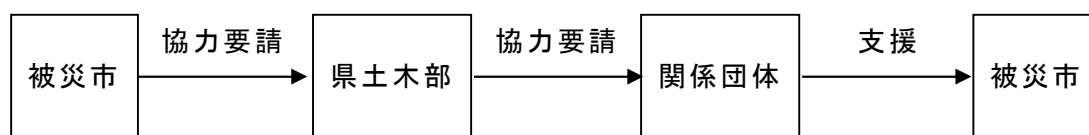
(6) 市は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。

6 堆積土砂処理計画

(1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計

するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。

- (2) 市は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 市町村は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、市からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



7 し尿の処理

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推定するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処理の対策を樹立する。
- (2) 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町へ応援要請を行う。
- (3) 市は、震災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所の適正管理の対策を行う。
- (4) し尿は、民間業者による収集を行うものとし、処分はし尿処理場で処理することを原則とする。

8 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 市は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、予備資材の確保など災害時に備える。
- (3) 市は、震災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。
また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (4) 市は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。

9 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

10 廃棄物の仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

第 30 節 住宅応急対策計画（建設部）

大規模地震・津波発生により住家が滅失し、災害救助法が適用された場合、被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、罹災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第 3 章第 9 節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法を適用したときは、知事から権限の委任を受けた市長が行うものとする。市だけで処理できない場合は、隣接市町、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 応急仮設住宅の供与

(1) 賃貸型応急住宅

県及び市は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

3 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、市長は公営住宅の入居（公営住宅法第 22 条第 1 項に基づく特定入居、又は地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用許可）について最大限配慮するものとする。

4 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

県及び市は、公営住宅などの募集案内の周知について、県や市のホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者周知する方法等の検討を行う。

(2) 建設型応急住宅

①建設型応急住宅の建設

市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

また、建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

②建設型応急住宅の運営管理

市は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市に対し、建設型応急住宅（集会施設を含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型応急住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

第31節 行方不明者等搜索及び遺体收容埋葬計画（総務部・健康福祉部・市民生活部・関係機関）

大規模地震・津波発生により行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の住民生活の安定を図る上からも早急に、関係機関・団体と緊密な連絡を取り、迅速に行方不明者等の搜索及び遺体の埋葬活動を実施する。

1 実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬は、市長が警察、消防機関及び海上保安部の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

市だけでは十分な対応ができない場合、県、周辺市町村及び自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に搜索調整会議を開催するものとする。

2 行方不明者等の搜索

市の行う行方不明者等の搜索に、警察は災害警備活動に付随して協力するものとする。

警察は、行方不明者等の届出受理の適正を期するとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

3 作業班の編成

作業班の編成及び組織は、災害の規模及び現場の状況に応じて、市長が編成するものとする。

4 遺体の取扱い、検視、身元確認等

市は、災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため死体識別等、遺体の一時保存、あるいは検案をおこなうことができない場合に、それらの措置を行うものとする。

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる死体を発見したとき、又は死体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき、死取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。

また、医師会、歯科医師会等との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

市は、当該死体が警察機関から引き渡された後に、必要な措置を行うものとする。

(1) 遺体の措置

① 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理

- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案
- (2) 処理の方法
 - ① 遺体の措置を実施し、又は遺体の措置に要する現品若しくは経費を支給したとき、市長は遺体の処理費支出関係証拠書類及び遺体処理台帳を整備し、保存しておかなければならない。
 - ② 遺体の措置の期間は、原則として災害の発生の日から 10 日以内とする。
- (3) 遺体の収容

市は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。
- (4) 遺体の火葬
 - ① 市は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。
 - ア 火葬場の被災状況の把握
 - イ 死亡者数の把握
 - ウ 火葬相談窓口の設置
 - エ 遺体安置所の確保
 - オ 作業要員の確保
 - カ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
 - キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
 - ク 火葬用燃料の確保
 - ② 市は、市において火葬することが困難な場合は、円滑な火葬の実施を図るため、県に支援を要請するものとする。
- (5) 埋葬

災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが極めて困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合における死体の応急的な埋葬を行う。

 - ① 埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給したとき、市長は埋葬費支出関係証拠書類及び埋葬台帳を整備し、保存しておかなければならない。
 - ② 埋葬の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。
- 5 災害救助法に基づく措置

一般災害対策編第 3 章第 15 節「災害救助法の適用計画」中の 2「救助の種類、期間等」による。

第 32 節 海上災害対策計画（熊本海上保安部）

大規模地震・津波災害発生により船舶、海洋施設及び陸上施設から海上への大量の油流出、大規模な会場火災等が発生するおそれがある場合において、船舶の安全確保、港湾及び沿岸地域における人命、財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

このため、熊本海上保安部は、海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況、排出油等の拡散状況の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに的確な対応をすることとする。

1 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- (1) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けた

ときは、航行警報、安全通報、沿岸域情報提供システム（M I C S）、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者にも周知するものとする。

- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を行ったときは、速やかに航行警報、安全通報及び沿岸域情報提供システム（M I C S）による周知を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知するものとする。
- (3) 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を知ったときは、安全通報、沿岸域情報提供システム（M I C S）並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知するものとする。

2 情報の収集

関係機関との密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集するものとする。

- (1) 海上及び沿岸部における被害状況
 - ① 被災地周辺海域における船舶交通の状況
 - ② 被災地周辺海域における漂流物の状況
 - ③ 船舶、海洋施設及び港湾施設等の被害状況
 - ④ 石油基地等の被害状況
 - ⑤ 水路・航路標識の異状の有無
 - ⑥ 港湾等における遭難者の状況
- (2) 陸上における被害状況
- (3) 震源域付近海域における海底地形変動等の状況
- (4) 関係機関等の対応状況
- (5) その他災害応急対策の実施上必要な事項

3 海難救助活動

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに船艇、航空機により捜索・救助活動を行うものとする。
- (2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火その他の防災措置を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難指示を行うものとする。

4 緊急輸送

- (1) 熊本海上保安部は、防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、可能な限り実施するものとする。
- (2) 熊本海上保安部は、防災関係機関から飲料水、食料等の救援物資の輸送について要請があった場合は、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮し、その要請にあたるものとする。
- (3) ヘリコプターによる負傷者等の輸送に当たって、臨時ヘリポートの使用等、関係機関と緊密な連携を図るものとする。

5 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認められるときは、海上災害救助物品を被災者に対して無償貸与又は譲与するものとする。

6 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、可能な限り医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を提供するものとする。
- (2) その他の支援活動については、その都度第十管区海上保安本部と協議のうえ決定することとする。

7 排出油の防除

船舶又は備蓄タンク等から海上に大量の油等が排出したときは、熊本県排出油防除等協議会の情報共有を図るとともに、その他の防災関係機関等と協力して次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) オイルフェンス展張作業
- (2) 油処理剤散布作業

- (3) 油等回収作業
- (4) 回収油等の処理作業
- (5) 漂着油等の清掃作業
- 8 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を行うものとする。

 - (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努めるものとする。
 - (2) 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
 - (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を行うとともに、港湾及び漁港の管理者、他の防災関係機関等とともに、これらの防除その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるものとする。
 - (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報の提供を行うものとする。
 - (5) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
 - (6) 航路標識が損壊し又は流出したときは、直ちに担当航路標識事務所へ通報し、必要に応じて応急標識の設置に努めさせるものとする。
- 9 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を行うものとする。

 - (1) 危険物積載船については、必要に応じて移動を命じ、又は航泊の制限若しくは禁止を行うものとする。
 - (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行うものとする。
 - (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な措置を講じさせるものとする。
- 10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対して、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。
- 11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を行うものとする。

 - (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取り締まりを行うものとする。
 - (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行うものとする。

第 33 節 金融応急対策計画（九州財務局・日本銀行熊本支店）

大規模地震・津波災害発生時における通貨の円滑な供給の確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営を目的とするものである。

- 1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な要請を行うものとする。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換については、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を行うものとする。
- 2 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送及び通信手段の活用を図るものとする。

3 金融機関の業務運営の確保

関係機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう要請を行うものとする。

また、必要に応じ金融機関相互間の申し合わせ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請するものとする。

日本銀行は、災害の状況に応じ必要の範囲で、適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行うものとする。

4 金融上の措置の実施に係る要請

被災地域の状況に応じ、被災者の便宜を図るため、以下のとおり金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関、証券会社等、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、火災共済協同組合及び電子債権記録機関に要請する。

(1) 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

- ① 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
 - ② 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
 - ③ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
 - ④ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
 - ⑤ 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
 - ⑥ 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
 - ⑦ 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
 - ⑧ 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡素化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
 - ⑨ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
 - ⑩ 罹災証明書を求めている手続きでも、市における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や、罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。
 - ⑪ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
 - ⑫ ①～⑪にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。
 - ⑬ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。
- #### (2) 証券会社等への要請
- ① 届出の印鑑を喪失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。
 - ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。

- ③ 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに応ずること。
- ④ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。
- ⑤ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。
- ⑥ その他、顧客への対応について十分配慮すること。
- (3) 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請
 - ① 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
 - ② 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
 - ③ 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
 - ④ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること。
 - ⑤ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。
- (4) 電子債権記録機関への要請
 - ① 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること。
 - ② 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
 - ③ 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
 - ④ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

5 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、貨幣の引換措置等については、関係機関と協議のうえ、金融機関と協力して、速やか見その周知徹底を図り、住民生活の安定及び災害の復旧に資するものとする。

第 34 節 文教対策計画（教育委員会、総務部）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1 実施機関

(1) 市

- ア 市立学校施設の災害応急復旧は、市長が行う。
- イ 市立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は市教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、又は当該市が災害応急教育対策を実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会は、関係機関の協力を求めるものとする。

- (2) 私立学校施設等の災害応急復旧及び幼児、児童、生徒、学生に対する災害応急教育対策は、学校設置者（又は学校長）が行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 応急教育実施の予定場所

市教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、実施機関は、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置するものとする。

ア 学校施設が被災した場合は、まず応急復旧をすみやかに行うものとする。

イ 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、コミュニティセンター、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。

ウ 災害の状況によっては、近接市町の小・中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

(2) 応急教育の方法

前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。

ア 教育実施者等の確保

市教育委員会は学校、教育事務所及び県教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

イ 教材、学用品等の調達及び配給の方法

(ア) 教材、学用品等の被害を受けた場合は、市教育委員会及び私立学校長は所定の様式に従って県教育委員会に報告する。（災害救助法適用の場合は、市教育委員会は市長を経由して報告）

3 学校給食等の措置

公立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、設置者である市長等から県教育委員会に速報する。県教育委員会は当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき事項を指示するものとする。

(1) 物資等対策

ア 被災市は、すみやかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会はこの報告に基づき、市及び県学校給食会に対し、被害物資の処分方法並びに供給方法等について指示するものとする。

4 災害救助法に基づく学用品の支給

第3章第13節 災害救助法等の適用計画中の2. 救助の種類及び実施方法による。

5 その他の支援措置

市は、災害により、進学や就学が経済的に困難となった児童生徒等に対して、国、県及び関係機関等と連携して、必要に応じ、奨学金や授業料減免等の就学支援を行う。また、これらの支援措置について、市や学校関係者、児童生徒の保護者等に対する周知を図る。

第35節 南海トラフ地震に係る時間差発生等における円滑な避難の確保等（総務部）

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震では約2年間の間隔を置いて発生している。このため、国・県・市町村は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害対応策に係る措置
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達
 - ①南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、「第6節 地震・津波情報伝達計画」に準ずる。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等
 - ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、「第7節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。
 - ②災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「第1節 組織計画」に準ずる。
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
 - ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法、また、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、「第8節 広報計画」に準ずる。
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
 - ①市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制及び災害対策本部等からの指示事項等の伝達については、「第7節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。
 - ②避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第9節 避難収容対策計画」に準ずる。
 - (4) 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
 - (5) 避難対策等
 - ①地域住民等の避難行動等
 - ア 最初の地震の発生後、後発地震の発生に係る措置として、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに間に合わないおそれがある場合においては、後発地震の発生に備え1週間避難を継続するものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
 - イ 地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所等へ避難するものとする。
 - ウ 市は、地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、災害情報が発せられた場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。
 - エ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
 - ②避難所の運営

市における、避難後の救護等の内容については、「第9節 避難収容対策計画」に準

ずる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、「第6節 地震・津波情報伝達計画」に準ずる。

②災害に関する会議の設置運営方法とその他の事項については、「第2節 職員配置計画」に準ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法、また、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、「第8節 広報計画」に準ずる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケース場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の機関が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市のとるべき措置

①市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

②市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向（各部局、教育委員会、関係機関）

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画（建設部・経済部）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受けて実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、市の管理に属するものは市において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3 対象施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園並びに管理する施設である。

4 財政措置

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政措置としては、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産施設災害復旧計画（経済部）

農地、農業用施設、林業施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受けて実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の機関によって施行するものであるが、災害が大規模で、しかも高度な技術を要するもの等については、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

災害復旧の方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進捗は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

3 対象施設

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地
耕作の目的に供される土地
- (2) 農業用施設
農地の利用又は保全上必要な公共的施設
- (3) 林業用施設
林地の利用又は保全上必要な公共的施設
- (4) 漁業用施設
漁場の利用又は保全上必要な公共的施設
- (5) 共同利用施設
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する施設

4 財政措置

農地等の災害復旧事業を実施するための財政措置としては、次のとおりである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 海上災害復旧・復興支援対策計画（熊本海上保安部）

1 市対策計画

大規模地震・津波災害発生による油等危険物の流出に伴う災害復旧については、第4章各節によるほか、次のとおりとする。

(1) 水産業施設復旧（漁港、漁場を含む）

関係団体と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を行うものとする。

(2) 漁業経営安定対策の実施

被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を行うものとする。

(3) 中小企業経営安定対策の実施

油流出事故により経営の悪化した中小企業者に対して、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を行うものとする。

(4) 風評被害対策の実施

油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関係団体等と連携し、誘客・消費拡大等の対策を行うものとする。

(5) 補償請求

タンカーからの油流出に伴う流出油の防除・清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償補償法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対して、補償請求するものとする。

(6) 長期的な環境影響調査

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあるから、大気、水質、動植物等への調査を綿密に実施し、その効果を検証し、必要に応じて補完的な対策を行うものとする。

2 熊本海上保安部対策計画

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関等と連携を図りつつ、次の対策を行うものとする。

(1) 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染防止又は拡大防止のための適切な措置を行うものとする。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を行うものとする。

① 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。

② 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域、工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行うものとする。

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の海面埋立、海洋投入処分等に当たっては、海洋環境保全の観点からの指導、助言を行うとともに関係機関等と協議するものとする。

第5節 その他の災害復旧計画（建設部・教育委員会）

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において災害公営住宅等を整備する。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

① 適用災害の規模

ア 地震、高潮その他の異常な天然現象による場合

(ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 一市町村の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

② 建設及び管理者

災害公営住宅は市が建設し、管理するものとする。

ただし、知事が必要と認めたときは県において建設し、管理するものとする。

③ 建設、管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、おおむね次の基準によるものとする。

区 分	基 準 内 容
入居者の条件	ア 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 イ 当該災害発生後3年間は月収21.425.9万円以下の世帯であること。 ウ 現に居住し又は同居しようとする親族を有する世帯であること。 エ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設限度戸数	ア 一般災害は滅失戸数の3割 イ 激甚災害は滅失戸数の5割
補 助 率	ア 一般災害の場合は当該年度の標準工事費の2/3 イ 激甚災害の場合は当該年度の標準工事費の3/4
規 模	住宅1戸の床面積の合計が19平方メートル以上80平方メートル以下のものとする。
家 賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害(火災にあつては、地震による火災に限る)により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅法第8条第3項の規定により、公営住宅の建設、補修又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般被災住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度を活用して復興に努めるものとする。

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、市立学校にあっては市長が行う。

(2) 復旧方針

公立学校の復旧方針は、第 4 章第 2 節「公共土木施設災害復旧計画」の 2「復旧方針」に準ずる。

(3) 対象施設

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政措置

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政措置は、次のとおりである。

① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

② 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給

④ 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債

3 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国及び県補助事業及び市単独事業として、国、県、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第 6 節 被災中小企業振興計画

市は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図るものとする。

災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるものとする。

1 災害復興資金融資

市は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度を活用し、経営の安定と早期復興を図る。

2 償還の延期等

市は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

3 信用補完制度の充実

市は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置を行う。

第 7 節 被災者自立支援対策計画（総務部・健康福祉部・市民生活部・社会福祉協議会）

大規模地震・津波発生時には、多くの人々が被災し、住宅や財産の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

そこで、こうした災害時の住民生活の安定を図るため、被災者の自立支援のための措置を行うものとする。

1 被災者に対する生活支援等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 被災者に対する生活相談

市は、被災者の生活相談に対応するため、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安全を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。

市は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み優先的に相談を実施するよう努める。

3 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、県及び市は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

[他の建物調査の違い]

被災建築物応急危険度判定		被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市（県等が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し、二次災害を軽減・防止	住宅の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

4 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

5 義えん金品募集配分計画

災害時の被災者に対する義えん金品の募集配分については、市長が行う。

(1) 募集要領

一般住民からの応募については、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて、周知を図るものとする。

(2) 義えん金品の保管及び分配

個人又は会社、団体等から市長、あるいは知事を経由して送付された被災者に対する義えん金物資は、本庁又は支所においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義えん金物資受付整理簿（様式は別途定める。）にそれぞれ整備して、速やかに被災者に配分する。

6 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

市は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市担当者向け研修機会の充実や、業務支援経験職員名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町村の支援体制強化を図るものとする。

7 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

次に、掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、被災状況を早急に確認するとともに、県と連携の上、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 生活福祉資金の貸付
- (5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

第8節 被災農林漁業の経営安定計画（経済部）

被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要に応じ、補助金の創設や、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。

また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から事業に至るまでの手順を追加する。

なお、被害が甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であることから、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。

1 天災害資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2 農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

3 日本政策金融公庫資金

被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の

再建等に必要な運転資金を融資する。

4 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5 災害対策のための金融支援

被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

6 その他

1 から 5 の支援は、国、県、市、融資機関及び関係機関が連携して実施する。

第 9 節 雇用機会確保計画（天草公共職業安定所）

1 計画の方針

大規模地震・津波発生により、被災者が速やかに再起できるよう就職斡旋及び職業訓練対策を定め、被災者の生活の安定確保を図るものとする。

2 実施計画

(1) 地震・津波災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、市の被災状況を勘案のうえ、熊本労働局と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人・休職の動向等を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職への斡旋及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図るものとする。

(2) 離職者の早期再就職を促進するため、次の措置をとるものとする。

① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

③ 職業訓練受講、職業転換給付金制度活用等の指導強化

④ 被災離職者の職業訓練（委託訓練を含む）の実施

第 10 節 復興計画（各部局、関係機関）

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、特定大規模災害等を受け、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を市に代わって行うよう、県に要請することができる。

また、市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。

天 草 市 水 防 計 画

令和 7 年度修正

熊本県天草市防災会議

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、天草市における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

- 1 水防管理団体
水防の責任を有する市町村をいう（法第 2 条第 2 項）。
- 2 指定水防管理団体
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定した団体をいう（法第 4 条）。
- 3 水防管理者
水防管理者である市町村の長をいう（法第 2 条第 3 項）。
- 4 消防機関
消防組織法第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署、消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。
- 5 消防機関の長
本市にあっては、消防長をいう（法第 2 条第 5 項）
- 6 水防団
法第 6 条に規定する水防団をいう。
- 7 水防協力団体
水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人、その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。
- 8 水防警報
国土交通大臣又は知事が、洪水又は高潮・津波により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水、高潮又は津波によって災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。
- 9 水位周知河川
国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。
- 10 水位到達情報
水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、または氾濫発生情報のことをいう。

- 11 水防団待機水位（通報水位）
水防のため、氾濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。
- 12 氾濫注意水位（警戒水位）
河川の水位が相当に上がり、警戒にあたることを必要とする水位をいう（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）。
- 13 避難判断水位
市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
- 14 氾濫危険水位
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。
市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
- 15 洪水特別警戒水位
法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 16 重要水防箇所（重要水防区域）
河川の氾濫又は高潮により、特に重大な災害が予想され、嚴重な水防が必要であると認められる箇所（区域）をいう。
- 17 洪水浸水想定区域
洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により、当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるところとして、国土交通大臣又は県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。
- 18 浸水被害軽減地区
洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

第 3 節 水防責任

市及び居住者等は、水防法等の規定により、次のとおり水防上の責任及び義務を果たさなければならない。

1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第 3 条）

主な事務は、次のとおり。

- (1) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (2) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (3) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (4) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示（法第 15 条の 2）
- (5) 消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (6) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (7) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (8) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）

- (9) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - (10) 公用負担（法第28条）
 - (11) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
 - (12) 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - (13) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - (14) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - (15) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
 - (16) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - (17) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
 - (18) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- 2 居住者等の義務
- ① 水防への従事（法第24条）
 - ② 水防通信への協力（法第27条）
- 3 水防協力団体の義務
- (1) 決壊の通報（法第25条）
 - (2) 決壊後の処置（法第26条）
 - (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
 - (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 安全配慮

洪水、内水、高潮又は津波等いずれの場合においても、危険を伴う水防活動に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門（閘門）操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

- 1 当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
- 2 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- 3 作業時の安否確認のために、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
- 4 作業時には、最新の気象情報等が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。
- 5 その他、地域の実情に応じた安全確保に配慮すること。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能であることがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第2章 水 防 組 織

第1節 水防本部

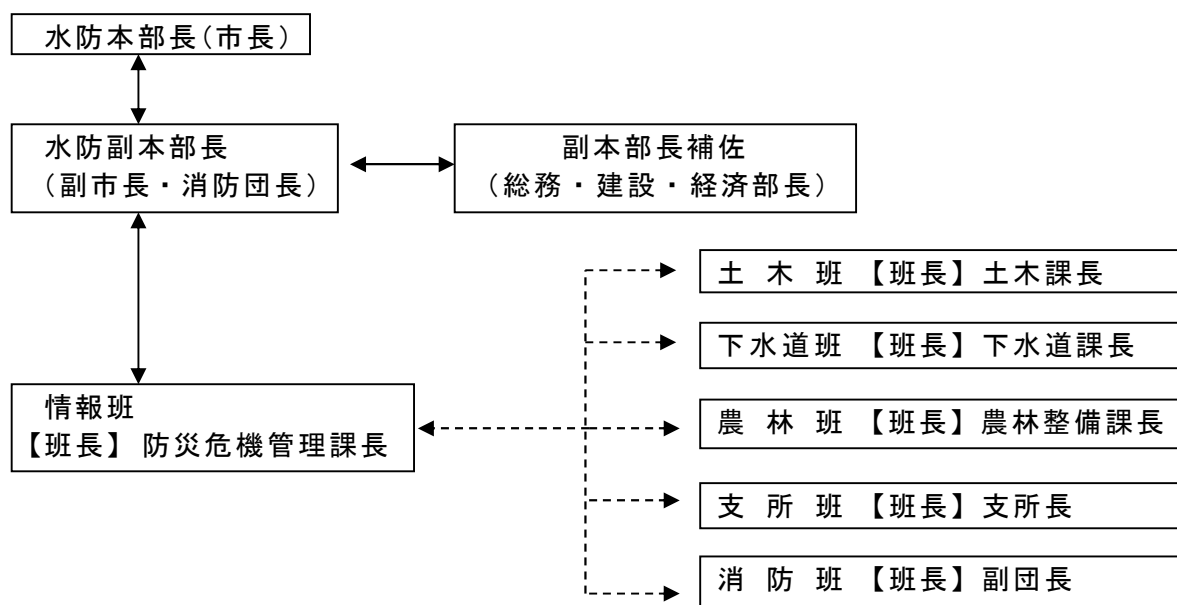
市は、熊本地方気象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水、内水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときから、洪水、内水、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、水防本部を設置し水防業務を行う。

1 水防本部の組織

水防本部の組織については、大規模な災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合と水防本部長が必要と認める場合には、下記組織表に基づき各班を編成し、本部各班長は水防本部長の指揮を受け、所轄する施設の水防に関する業務の遂行にあたるものとする。

職員配置については、災害対策本部編成（一般災害対策編第3章第1節）を準用する。

水防本部長が洪水又は高潮のおそれがあると判断した場合は、水防対策会議を開催する。



第2節 水防管理団体

1 指定水防管理団体

市は、水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係がある団体として、知事が指定した指定水防団体である。

2 水防計画の策定

水防管理者は、水防法第32条第2項の規定により、当該団体の水防協議会又は防

災会議に諮り、県の水防計画に基づいた計画を定め、知事と協議するものとする。

3 水防訓練

- (1) 水防法第32条の2による指定水防管理団体の水防訓練は、毎年、出水期前に行うものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

- (2) 水防訓練は、通信・連絡・出勤・警戒、水防（工法）作業、水門等の操作、避難等について行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。

第3章 重要水防区域

水防区域のうち、重要水防区域及び重要水防箇所、防災重点ため池の詳細は資料編（P83～89）のとおりである。

第4章 気象予警報等・観測・通信連絡

第1節 気象予警報

1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

熊本気象台長は、気象等の状況により洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用 気象警報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２
水防活動用 洪水警報	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

第2節 雨量・潮位・水位の観測及び通報

- 1 水防管理者は、気象予警報の通知を受けたときは速やかに情報（熊本県統合型防災情報システム等）の収集に努め、周知を図るものとする。
- 2 水防管理者は、水防の必要を生じた時から絶えず情報及び状況に注意し、巡視係（河川・港湾班）に河川の水位並びに海岸の潮位の変動を監視させるものとする。
- 3 水位、潮位の観測者は、次の場合は直ちに水防管理者に報告しなければならない。
 - (1) 通報水位、潮位に達した時及びその後1時間毎の水位、潮位
 - (2) 警戒水位、潮位に達した時及びその後1時間毎の水位、潮位
 - (3) 警戒水位、潮位を下がった時
 - (4) 通報水位、潮位を下がった時
- 4 水位・潮位の通報様式は、次のとおりとする。資料編（P 109）

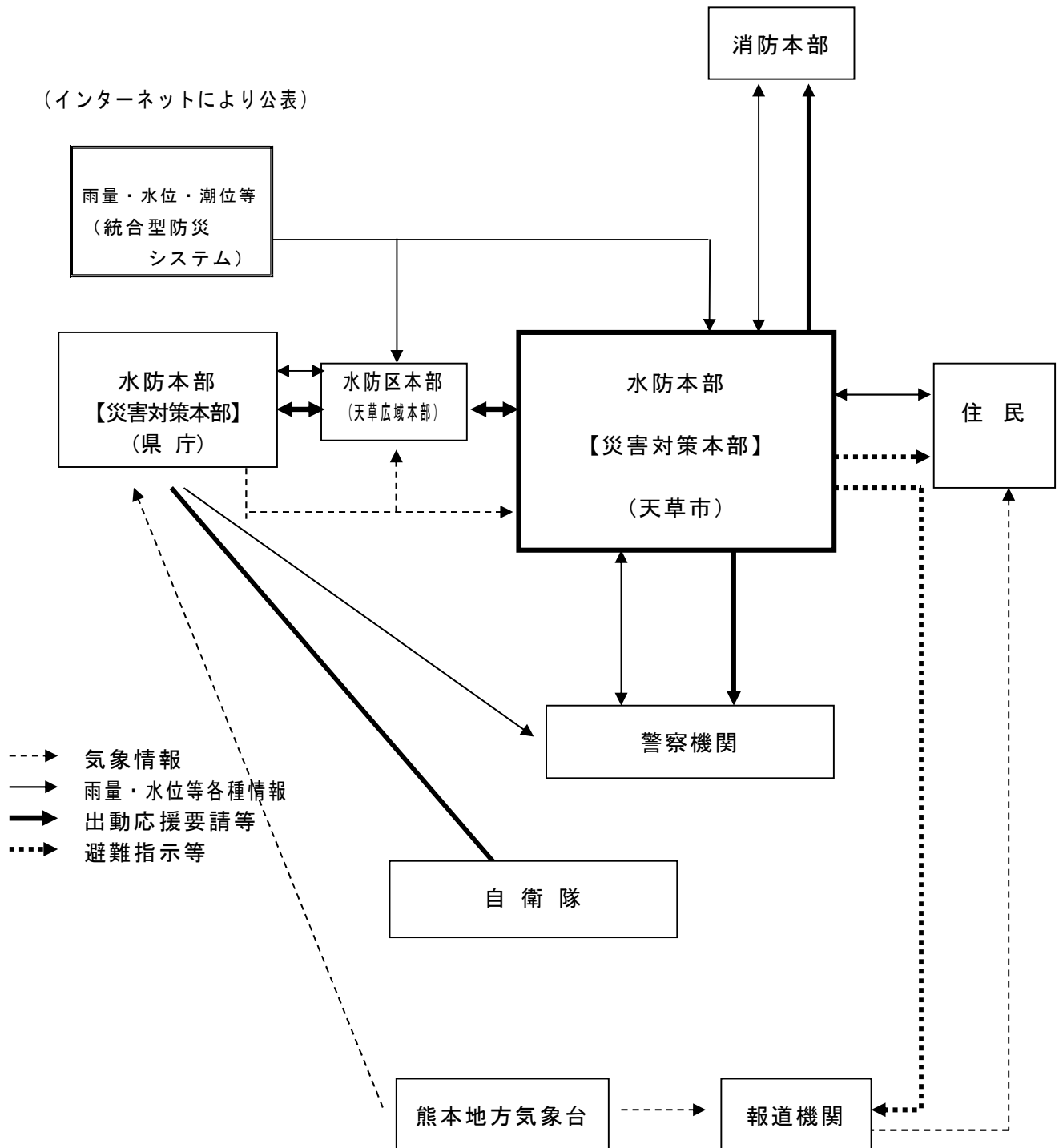
【通報様式】

観 測 場 所	天草市 町 番地
日 時	令和 年 月 日 時 分
水 位 ・ 潮 位	m cm
増 減 傾 向	増 ・ 減
観 測 者 職 氏 名	
その他参考資料	

第3節 水防情報等の連絡系統

水防における通信連絡は、下記系統図により無線・有線通信網により行うものとし、連絡に当たっては確実を期するものとする。

【連絡系統図】



第5章 水位到達情報・水防警報

第1節 水位周知河川における水位到達情報

1 県知事が行う水位到達情報の通知

水防区本部長は、県知事が指定した水位周知河川について、水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）等に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して関係水防管理者及び水防本部長に通知するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。

水防本部長は、水防区本部長から水位到達情報の通知を受けたときは、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 （警戒レベル2相当情報[洪水]）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達したとき
氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報[洪水]）	基準地点の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達したとき
氾濫危険情報 （警戒レベル4相当情報[洪水]）	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき
氾濫発生情報 （警戒レベル5相当情報[洪水]）	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

第2節 水防警報

1 県知事が行う水防警報

水防区本部長は、法第16条に基づき知事が指定した河川について、水防警報をしたときは、直ちに関係水防管理者へ通知するとともに水防本部長へ通知するものとする。なお、確実を期すため着信確認を行うものとする。

水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。

(1) 水防警報の種類と発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、または、水	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。

	防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動はやめることはできない旨を警告するもの。	
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備（高齢者等においては避難）をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、避難判断水位に達し更に上昇し氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。
厳重警戒	洪水により堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及び河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、氾濫危険水位に達し更に上昇し氾濫するおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にとられず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。
準備	
出 動	
警戒	
厳 重 警戒	

(2) 県知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	観測局名	区 域
町山口川	県本渡	左岸：天草市本渡町字出来村 1937 の 1 地先から海まで
		右岸：天草市本渡町井出 4315 番地から海まで
一町田川	一町田	左岸：天草市河浦町河浦字田重 5779 番の 2 地先から海まで
		右岸：天草市河浦町河浦字石山 5342 番の 3 地先から海まで
広瀬川	広瀬川	左岸：天草市本渡町本泉字野田 151 番の 1 地先から海まで
		右岸：天草市本渡町本戸馬場字一ノ勢 1969 番の 2 地先から海まで
大宮地川	大宮地川	左岸：碓石川合流点から海まで
		右岸：碓石川合流点から海まで
流合川	小宮地	左岸：須駄道川合流点から海まで
		右岸：須駄道川合流点から海まで
内野川	内野川	左岸：山浦川合流点から海まで
		右岸：山浦川合流点から海まで
今富川	今富川	左岸：天草市河浦町今富 3081 番 1 地先の片白橋上流端から海まで
		右岸：天草市河浦町今富 2932 番 1 地先の片白橋上流端から海まで
下津深江川	下田北	左岸：下山川合流点から海まで
		右岸：下山川合流点から海まで
河内川	河内川	左岸：阿草河内川合流点から海まで
		右岸：阿草河内川合流点から海まで

(3) 水防警報対象量水標の設定水位と条件

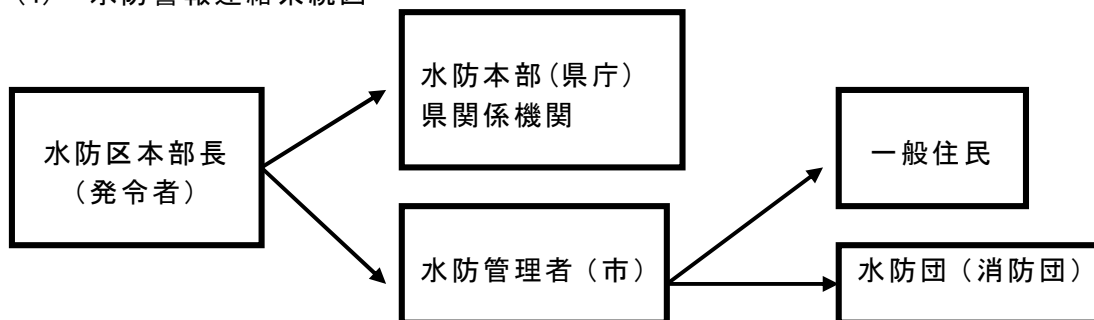
河川名	観測所名	地 先 名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘 要
町山口川	県本渡	本渡町下川 原	1.40 (5.86)	1.52 (5.98)	1.52 (5.98)	1.55 (6.01)	観測所水位 (TP 表示)
一町田川	一町田	河浦町一町 田	0.96 (2.16)	2.27 (3.47)	3.13 (4.33)	3.35 (4.55)	観測所水位 (TP 表示)
広瀬川	広瀬川	本渡町本戸 馬場	0.80 (6.72)	2.08 (8.00)	2.53 (8.45)	3.13 (9.05)	観測所水位 (TP 表示)
大宮地川	大宮地川	新和町大宮 地	1.88 (4.50)	2.41 (5.03)	2.82 (5.44)	3.08 (5.70)	観測所水位 (TP 表示)
流合川	小宮地	新和町小宮 地	3.00 (1.57)	3.14 (1.71)	3.42 (1.99)	3.49 (2.06)	観測所水位 (TP 表示)
内野川	内野川	五和町二江	3.94 (2.19)	4.18 (2.43)	4.18 (2.43)	4.45 (2.70)	観測所水位 (TP 表示)
今富川	今富川	河浦町崎津	1.79 (3.16)	1.86 (3.23)	1.86 (3.23)	2.03 (3.40)	観測所水位 (TP 表示)
下津深江 川	下田北	天草町下田 北	1.04 (4.65)	2.29 (5.90)	2.29 (5.90)	2.54 (6.15)	観測所水位 (TP 表示)
河内川	河内川	栖本町馬場	2.36 (1.82)	2.75 (2.21)	3.32 (2.78)	3.51 (2.97)	観測所水位 (TP 表示)

なお、水位計の欠測等により水位情報の通知及び周知ができない状況であることが判明した場合は、速やかに原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、関係機関及び水防監理者に報告すること。

また、欠測が長期に及ぶことが見込まれる場合は、具体的な復旧期日を定めて関係機関等に周知すること。

発 令	水 位 条 件
待機・準備	水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を突破すると思われるとき
出動・警戒	はん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき
嚴重警戒	避難判断水位に達し、なお水位が上昇し、堤防から水があふれるおそれがあると思われるとき
解除	はん濫注意水位以下に下がり、再び増水のおそれがないと思われるとき

(4) 水防警報連絡系統図



(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測局名	水防警報発令者	連絡方法 (予備方法)	水防管理者
町山口川	県本渡	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
一町田川	一町田	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
広瀬川	広瀬川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
大宮地川	大宮地川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
流合川	小宮地	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
内野川	内野川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
今富川	今富川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
下津深江川	下田北	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
河内川	河内川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長

第6章 水 防 活 動

水防管理者は、次に示す基準により消防機関にあらかじめ定めた計画に従って、待機・準備・出動・警戒及び水防作業等の水防活動を適切に行わせるものとする。

第1節 待機・準備・出動

1 待 機

水防管理者は、次の場合、消防機関に待機を要請するものとする。

- (1) 水防警報河川にあつては、「待機」の水防警報が発表されたとき。
- (2) その他の河川にあつては、水防団待機水位に達した通知を受けた後、気象情報、水防情報（雨量・潮位・水位）を十分監視して、県水防計画に定めた氾濫注意水位に達すると思われるとき。

2 準 備

水防管理者は、次の場合、消防機関に対し、出動の準備を要請するものとする。

- (1) 水防警報河川にあつては、「準備」の水防警報が発表されたとき。
- (2) その他の河川にあつては、河川の水位が、県水防計画に定められた氾濫注意水位を突破し、なお水位の上昇があり、かつ、気象情報、水防情報（雨量・潮位・水位）を十分監視して、警戒の必要が予測されるとき。

3 出 動

水防管理者は、潮位又は河川の水位が、水防計画に定められた警戒潮位・水位を超え、なお潮位・水位の上昇があり、かつ気象情報、水防情報（雨量・潮位・水位）を十分監視して、警戒の必要が予測されるときは水防機関に対し出動の要請を行う。

第2節 警戒・水防作業・解除

1 監視及び警戒

水防管理者は、出動命令（要請）を発したときから、消防機関の長は出動命令（要請）を受け、出動したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、堤防の異常（漏水・亀裂・崩壊・越水等）の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するものとし、その旨天草広域本部へ報告するものとする。

また、水防上緊急の必要がある場合、水防管理者及び消防機関の長は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの撤去を命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防の現場にある者を、水防に従事させることができる。

なお、水防管理者の出動命令については、水防に従事する者の安全に十分に配慮したうえで行うものとする。

2 水防作業

水防工法は、その目的と資材・人員等に応じて、最も適切なものを選定して水防作業を実施しなければならない。

3 非常事態の発生と応援等

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合、水防管理者は直ちにその旨を天草広域本部、並びに氾濫のおそれのある隣接地域の水防管理者等に通報しなければ

ならない。

水防のための緊急の必要があるときは水防管理者は他の水防管理者等に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

また、水防上必要があるときは所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

4 解 除

(1) 水防警報河川にあっては、「解除」の水防警報の発表があったとき。

(2) その他の河川にあっては、氾濫注意水位以下に下がって、再び、増水のおそれなくなったとき。

第 7 章 水防資材の備蓄配置

水防管理者は、河川及び海岸における水防活動が十分に行えるよう資材備蓄倉庫等を設置し、資機材を備蓄するものとする。

水防備蓄資機材は、資料編（P 99）のとおりとする。

【倉庫 1 箇所の備蓄基準】

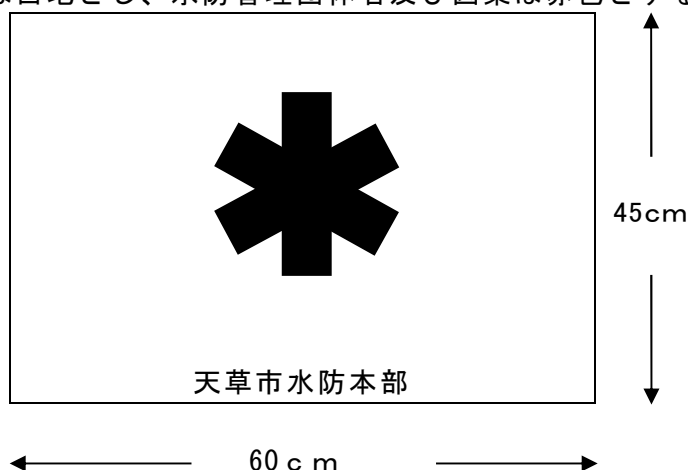
資機材名	備 蓄 数	資機材名	備 蓄 数
土 の う	10,000 袋	ハンマー	10 丁／両口 3.6kg
杭 木	200 本	トラロープ	20 巻／100m
鉄 杭	200 本	ブルーシート	10 枚／10m×10m
番 線	1 巻／100m	厚板（コンパネ）	20 枚／90cm×180cm
番 線 切	5 丁	バール	10 丁
掛 矢	10 個	の こ	10 丁
な た	10 丁	ス コ ッ プ	50 丁
ツ ル ハ シ	50 丁		

第 8 章 水防標識及び信号

第 1 節 水防標識

- 1 水防法第 18 条、第 19 条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は次のとおりとする。

※標旗は白地とし、水防管理団体名及び図案は赤色とする。



- 2 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第 2 節 水防信号

- 1 水防法第 20 条第 1 項の規定による水防信号は次のとおりとする。

	警 鐘 信 号			サイレン信号			
(第 1 信号) 警戒信号	○休止	○休止	○休止	5 秒 ○	15 秒 休止	5 秒 ○	15 秒 休止
(第 2 信号) 出動信号	○○○	○○○	○○○	5 秒 ○	6 秒 休止	5 秒 ○	6 秒 休止
(第 3 信号) 協力信号	○○○○○	○○○○○	○○○○○	10 秒 ○	5 秒 休止	10 秒 ○	5 秒 休止
(第 4 信号) 避難信号	乱 打			1 分 ○	5 秒 休止	1 分 ○	5 秒 休止

- (1) 第 1 信号 警戒潮位・水位に達したことを知らせるもの。
- (2) 第 2 信号 消防機関に属する全員に出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第 3 信号 水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第 4 信号 区域内の住民が避難することを知らせるもの。

備考

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 9 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第 41 条の規定により水防管理団体が負担するものとする。

また、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。ただし、その金額及び負担の方法は双方の協議のうえ決定する。

第 2 節 公用負担

- 1 水防法第 28 条の規定により水防のため緊急に必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は、次の権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木、その他の資材の使用及び収用
 - (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
 - (4) 工作物、その他の障害物の処分

公 用 負 担 命 令 権 限 証

住 所

氏 名

上記の者は、天草市における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

令和 年 月 日

天草市水防管理者 天草市長

印

- 2 水防法第 28 条第 2 項の規定により公用負担の権限を行使した場合は、次の証票を 2 通作成してその 1 部を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負担内容（使用・収用・処分等）	期 間	備 考

住 所

氏 名

令和 年 月 日

命令者

天草市水防管理者 天草市長

印

第10章 水 防 報 告

- 1 水防管理者は、水防活動が終了したときは速やかに次の事項を取りまとめ、第1号様式により天草広域本部を経由して、県知事に報告するとともにこれを保管する。
 - (1) 天候の状況
 - (2) 出水の状況
 - (3) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
 - (4) 堤防、その他の施設等の異常の有無
 - (5) 水防作業の状況
 - (6) 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
 - (7) 公用負担の種類及び数量
 - (8) 応援の状況
 - (9) 一般住民の出動状況
 - (10) 警察の援助状況
 - (11) 現地指導員の職・氏名
 - (12) 避難のための立退きの状況
 - (13) 水防関係者の死傷の状況
 - (14) 叙勲者及びその功績の状況
 - (15) 今後の水防上考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- 2 水防実施状況報告書の記載要領
 - (1) 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 - (2) 天草広域本部に箇所ごとの報告書を2部提出すること。資料編（P 110～111）

第11章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

- 1 国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。
- 2 市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- ② 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ③ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- 3 水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。
- また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。
- 市は、市地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 4 水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。
- さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- 市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 5 水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- 市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第12章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理団体は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、県及び水防管理団体は、水防協力団体に対しその業務の実施に関し、必要

な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

- (1) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (2) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (3) 水防に関する調査研究
- (4) 水防に関する知識の普及、啓発
- (5) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

令和 7 年度

天草市地域防災計画
天草市水防計画

資 料 編

熊本県天草市防災会議

目 次

(資 料 編)

1. 天草市防災会議条例	資-	1
2. 天草市災害対策本部条例	資-	3
3. 天草市災害対策本部条例施行規則	資-	4
4. 指定避難所(指定緊急避難場所)一覧表	資-	8
5. 自主防災組織結成一覧表	資-	16
6. 地区防災計画作成一覧表	資-	20
7. 災害救助基準	資-	21
8. 災害等の発生状況	資-	25
9. 火災の発生状況	資-	28
10. 急傾斜地	資-	29
11. 土石流危険溪流	資-	52
12. 土石流氾濫実績	資-	74
13. 地すべり箇所一覧表	資-	76
14. 山腹崩壊危険箇所	資-	77
15. 重要水防区域(河川)	資-	83
16. 重要水防区域(海岸)	資-	84
17. 重要水防箇所・重要水防施設	資-	85
18. 防災重点ため池	資-	86
19. 消防力の現況及び危険物製造所等の現況	資-	90
20. 消防団管轄区域	資-	91
21. 医療機関等一覧	資-	92
22. 気象・地震観測局	資-	95
23. 防災行政無線局数	資-	98
24. 水防資機材一覧表	資-	99
25. 災害報告書様式	資-	100
26. 避難所職員の報告書様式	資-	103
27. 避難指示等放送依頼様式	資-	106
28. 自衛隊派遣要請の要求様式	資-	107
29. 緊急消防援助隊応援要請連絡票	資-	108
30. 雨量・潮位・水位通報様式	資-	109
31. 水防実施状況報告書	資-	110
32. 土砂災害警戒区域指定一覧	資-	112
33. 天草市防災体制	資-	171
34. 災害協定等一覧	資-	172
35. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	資-	176
36. 県管理河川浸水想定区域内の要配慮者利用施設	資-	178

天草市防災会議条例

平成18年 3 月27日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、天草市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 天草市地域防災計画及び天草市水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平25条例5・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員50人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (3) 熊本県の知事の部内の職員
 - (4) 熊本県警察の警察官
 - (5) 天草広域連合消防本部及び消防署の職員
 - (6) 消防団の団員
 - (7) 市の教育委員会の教育長
 - (8) 市長の部内の職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が防災上必要と認める者

- 6 関係行政機関の職員及び関係団体の代表たる委員の任期は、その職に在る期間とする。
- 7 その他の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

天草市災害対策本部条例

平成18年 3 月 27 日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、天草市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部の職員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成25年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

天草市災害対策本部条例施行規則

平成 18 年 3 月 27 日

規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天草市災害対策本部条例(平成 18 年天草市条例第 15 号)第 5 条の規定に基づき、天草市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第 2 条 本部は、天草市役所内に置く。

(副本部長)

第 3 条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

(本部員)

第 4 条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、消防団長、教育長、部長、水道局長、議会事務局長、総務部防災危機管理課長(以下「防災危機管理課長」という。)及び災害対策本部長(以下「本部長」という。)が指名する者をもって充てる。

2 本部員は本部長の命を受け、その所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事務を推進し、所属職員を指揮監督する。

(本部長等の職務代理)

第 5 条 本部長及び副本部長に共に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代理する。

(本部組織)

第 6 条 本部に本部会議及び本部室を置く。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部に対策部を置く。

(本部会議)

第 7 条 前条第 1 項の本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- (2) 自衛隊等の派遣要請に関する事項

(3) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の発動に関する事項

(4) 前 3 号に準ずる重要事項

2 本部会議は、必要の都度、必要な範囲で本部長が招集する。

3 本部会議にやむを得ない事情により出席できない本部員は、代理者を出席させるものとする。

4 本部長は、本部会議の議長となる。

(本部室の事務)

第 8 条 第 6 条第 1 項の本部室は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 本部会議に関する事項

(2) 災害情報の収集及び伝達に関する事項

(3) 被害状況等の報告及び公表に関する事項

(4) 各対策部及び各関係機関との連絡調整に関する事項

(5) 自衛隊等の派遣要請に関する事項

(6) 災害応急措置の業務命令に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、本部長の指示する事項

(本部室の組織)

第 9 条 本部室に本部室長(以下「室長」という。)、本部室次長(以下「次長」という。)及び本部室員(以下「室員」という。)を置く。

2 室長は、総務部長をもって充てる。

3 次長は、防災危機管理課長をもって充てる。

4 室員は、総務部防災危機管理課所属の職員及び総務部所属の職員のうちから本部長が指名した者をもって充てる。

(室長等の職務)

第 10 条 室長は、本部長の命を受け、本部室を統括する。

2 次長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 室長は、室員を必要の都度、必要の範囲で招集することができる。

4 前項の規定による招集にやむを得ない事情により出席できない室員は、代理者を出席させるものとする。

5 室員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(対策部の名称等)

第 11 条 第 6 条第 2 項の対策部の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務対策部
- (2) 経済対策部
- (3) 建設対策部
- (4) 民生対策部
- (5) 教育対策部
- (6) 地域対策部

2 対策部の所掌事務は、各部及び支所、教育委員会、天草広域連合消防本部並びに消防団の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事務とする。

3 各対策部は、必要な対策を樹立したときは、内容を本部室に合議するものとし、本部室は、これに基づく必要な措置をとるものとする。

(対策部の組織)

第 12 条 対策部に対策部長、対策副部長、班長及び部員を置く。

2 対策部長は部長及び支所長をもって充て、対策副部長は部長、水道局長及び課長をもって充て、班長は課長等をもって充てる。

3 部員は、関係部課等に所属する職員をもって充てる。

(対策部長等の職務)

第 13 条 対策部長は、本部長の命を受け、対策部を統括する。

2 対策副部長は、対策部長を補佐し、対策部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 班長は、対策部長の命を受け、対策部の担当事務を分掌する。

4 部員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(被害速報)

第 14 条 災害が発生した場合は、室長は、防災計画に定める様式により、直ちに熊本県天草地域振興局長に報告しなければならない。

2 室長は、直ちに前項による報告を取りまとめ、本部会議等に報告するとともに、室員その他に周知するものとする。

(事務処理の原則)

第 15 条 この規則に定めるものを処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するものとし、かつ、関係機関と十分連絡協調しなければならない。

(他の法令との関係)

第 16 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより事務を処理しなければならない。

(雑則)

第 17 条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 17 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 39 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【本渡地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所 地震・津波・高潮	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次				
1	本渡南地区コミュニティセンター	○					590	本渡南地区
2	本渡南小学校体育館		○		○		430	
3	本渡児童センター	○					210	
4	複合施設こらす	○					90	
5	天草市民センター	○					2,000	
6	本渡老人福祉センター		◎				—	
7	南公園					●	—	
8	川原新町区高台(自治公民館隣接)					●	—	
9	本渡北地区コミュニティセンター	○					410	本渡北地区
10	本渡中学校体育館			○	○		670	
11	本渡北小学校体育館		○		○		370	
12	天草拓心高校体育館			○	○		500	
13	本渡北幼稚園			○	○		380	
14	わくわく本渡児童館	○					340	
15	広瀬公園					●	—	
16	亀場幼稚園			○	○		330	亀場地区
17	天草工業高校体育館			○	○		1,080	
18	本渡看護専門学校体育館		○		○		160	
19	稜南中学校体育館	○			○	○	690	
20	楠浦地区コミュニティセンター	○					320	楠浦町
21	稜南中学校体育館	○			○	○	690	
22	楠浦小学校体育館		○		○		180	
23	戸宇土地区コミュニティセンター	○					320	戸宇土町
24	仮保自治公民館	◎					30	
25	志柿地区コミュニティセンター	○					320	志柿地区 下浦地区
26	本渡東中学校体育館	○			○	○	390	
27	本渡東小学校体育館		○		○	○	240	
28	瀬戸保育園			○	○		100	
29	志柿町瀬戸地区コミュニティセンター	◎(台風時)					100	
30	瀬戸町区自治公民館	◎					30	
31	知ヶ崎集会所	◎					20	
32	金焼体育館			○	○		260	
33	松崎区自治公民館	◎					30	本 町
34	前小手区自治公民館	◎					30	
35	本町地区コミュニティセンター	○					320	
36	本町体育館			○	○	○	260	佐伊津町
37	本町小学校体育館		○		○	○	220	
38	佐伊津地区コミュニティセンター	○					330	
39	佐伊津体育館			○	○		260	
40	佐伊津小学校体育館		○		○	○	220	宮地岳町
41	金ヶ丘団地集会所			○	○		20	
42	宮地岳地区コミュニティセンター	○					380	
43	旧宮地岳体育館			○	○	○	280	
	計						12,890	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	天草中央保健福祉センター(こらす内)

※指定緊急避難場所…災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所。

※指定一般避難所………災害の危険性があり、避難した方や災害により家に戻られなくなった方に必要な期間、滞在していただく臨時的施設。

※指定福祉避難所(要配慮者避難所)……要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所。

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【牛深地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所 地震・津波・高潮	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次				
1	茂串区普門院付近高台					●	—	牛深町
2	茂串体育館	◎			○		255	
3	牛深中学校体育館			○	○		222	
4	須口地区健康管理増進施設			○	○		68	
5	サテライト施設うしぶか(旧牛深幼稚園)			○	○		74	
6	牛深小学校体育館			○	○		189	
7	牛深市民病院駐車場					●	—	
8	うしぶか公園					●	—	
9	加世浦区公民館			○	○		22	
10	真浦区公民館			○	○		13	
11	牛深総合センター		○				298	
12	市牛深支所	○					90	
13	通天公園					●	—	
14	天附体育館	○					130	
15	鬼塚公民館			◎	◎		17	
16	牛深総合体育館			○	○		840	久玉町
17	生涯学習センター			○	○		91	
18	久玉地区コミュニティセンター	○					92	
19	牛深東小学校体育館			○	○		81	
20	牛深東中学校体育館			○	○	○	156	
21	内の原体育館跡地					●	—	
22	山の浦生活改善センター			○	○		20	
23	内の原公民館	◎					17	
24	大の浦公民館	◎					12	
25	吉田1区公民館			◎	◎		14	
26	サテライト施設おにき	○					21	魚貫町
27	魚貫地区コミュニティセンター			○	○		57	
28	福津生活改善センター					○	18	
29	池田公民館	○					10	深海町
30	深海地区コミュニティセンター	○					68	
31	深海体育館			○	○		119	
32	浅海生活改善センター			○	○		41	二浦町
33	二浦地区コミュニティセンター	○					48	
34	二浦体育館			○	○		121	
35	早浦生活改善センター			○	○		11	
36	魚浦グラウンド					●	—	
37	姫の河内集会所			○	○		8	
38	向辺田公民館	◎					12	
	計						3,235	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	市牛深支所
2	牛深地区コミュニティセンター(2次)

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【有明地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所 地震・津波・高潮	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次				
1	楠甫地区コミュニティセンター	○					70	楠甫地区
2	楠甫体育館		○		○	○	110	
3	蛤里地区集会所			○	○		10	
4	蛤里高台					●	—	
5	大浦地区コミュニティセンター	○					30	大浦地区
6	大楠体育館		○		○	○	120	
7	前島高台					●	—	
8	須子地区コミュニティセンター(大会議室)	○					20	須子地区
9	須子桜公園広場					●	—	
10	須子体育館		○		○		120	
11	きのどん様高台					●	—	
12	赤崎地区コミュニティセンター	○					50	赤崎地区
13	有明体育館		○		○	○	250	
14	赤崎体育館			○	○		110	
15	祇園山高台					●	—	
16	上津浦地区コミュニティセンター	○					80	上津浦地区
17	リップランド芝生広場					●	—	
18	下津江センター			○	○		10	
19	浦和体育館		○		○	○	110	
20	下津浦地区コミュニティセンター	○					50	下津浦地区
21	下津浦平地広場					●	—	
22	権六山高台					●	—	
23	小島子上地区集会所			○	○		10	島子地区
24	功德寺高台					●	—	
25	島子地区コミュニティセンター	○					50	
26	島子体育館		○		○		110	
27	島子八幡宮広場					●	—	
28	沖ノ田高台					●	—	
	計						1,310	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	有明町民センター

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【御所浦地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所 地震・津波・高潮	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次				
1	御所浦小学校体育館			○	○		200	御所浦地区
2	御所浦中学校体育館			○	○		400	
3	市御所浦支所	○					30	
4	唐木崎自治公民館			○	○		15	
5	御所浦苑付近					●	—	
6	祇園社					●	—	
7	御所浦交流センター	○					90	御所浦南地区
8	大浦神社境内					●	—	
9	牧島地区コミュニティセンター			○	○		10	牧島地区
10	勇志国際高等学校	○					100	
11	牧島神社境内					●	—	
12	旧御所浦北中学校			○	○		60	御所浦北地区
13	御所浦北地区コミュニティーセンター	○					25	
14	杉浦自治公民館			○	○		15	
15	崎浦自治公民館			○	○		15	
16	山の上の旧御所浦北小学校跡地					●	—	嵐口地区
17	御所浦診療所	○					20	
18	越地自治公民館			○	○		15	
19	旧嵐口小学校跡地					●	—	
	計						995	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	御所浦保健福祉センター

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【倉岳地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所 地震・津波・高潮	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次				
1	浦地区コミュニティセンター	○			○		142	浦地区
2	浦体育館		○		○		230	
3	浦グラウンド(浦地区コミュニティセンター)					●	—	
4	浦6区公民館			○			50	
5	浦1区公民館			○			40	
6	浦2区公民館			○			40	
7	松尾公民館			○			40	
8	浦5区公民館			○			30	
9	倉岳小学校体育館			○	○		240	棚底地区
10	倉岳小学校グラウンド					●	—	
11	倉岳中学校体育館		○				260	
12	天草高校倉岳校グラウンド					●	—	
13	倉岳老人福祉センター	○					136	
14	棚底地区コミュニティセンター			○	○		270	
15	棚底2区公民館			○			60	
16	棚底4区公民館			○			40	
17	棚底5区公民館			○			60	
18	宮田地区コミュニティセンター	○			○		190	宮田地区
19	宮田体育館		○		○		250	
20	宮田八幡宮					●	—	
21	宮田5区公民館			○			40	
22	宮田1区公民館			○			30	
23	宮田2区公民館			○			30	
	計						2,178	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	倉岳支所

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【栖本地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次		地震・津波・高潮		
1	栖本地区コミュニティセンター		○			○	570	河内地区
2	大河内公民館			○	○		20	
3	中河内公民館			○	○		30	
4	下河内公民館			○	○		20	
5	市栖本支所	○					690	栖本地区
6	栖本福祉会館	○					760	
7	打田公民館			○	○		20	
8	栖本小学校体育館			○	○		310	
9	村公民館			○	○		30	
10	山浦公民館			○	○	○	20	
11	川下公民館			○	○		20	
12	湯上公民館			○	○		20	
13	西真寺			○	○		50	
14	栖本中学校体育館			○	○		500	
15	円性寺			○	○	○	300	
16	浜公民館			○	○		20	
17	法真寺			○	○	○	30	
18	栖本体育館			○	○		630	
19	古江公民館			○	○	○	20	
20	稚児崎公民館			○	○		20	
	計						4,080	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	栖本福祉会館

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【新和地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所 地震・津波・高潮	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次				
1	小宮地地区コミュニティセンター	○					163	小宮地地区
2	新和体育館			○	○		338	
3	新和小学校体育館			○	○		152	
4	ひだまり館			○	○		330	
5	新和保健福祉総合センター			○	○		201	
6	新和グラウンド					●	—	
7	作物選別所					●	—	
8	宮南地区コミュニティセンター	○					51	大宮地地区
9	宮南体育館			○	○		174	
10	宮南グラウンド					●	—	
11	立運動広場					●	—	
12	小宮地地区コミュニティセンター	○					163	
13	大宮地地区コミュニティセンター			○	○		53	
14	大宮地体育館			○	○		131	
15	高見公民分館			○	○		7	
16	大宮地グラウンド					●	—	大多尾地区
17	元零吟庵付近高台					●	—	
18	大多尾地区コミュニティセンター	○					51	
19	新和B & G海洋センター			○	○		429	
20	小峰公民分館付近高台					●	—	
21	海潮寺付近高台					●	—	
22	天附公民分館			○	○		7	
23	長野公民分館			○	○		7	中田地区
24	小宮地地区コミュニティセンター	○(台風時)					163	
25	中田地区コミュニティセンター	○(大雨時)					57	
26	新和中学校体育館			○	○		351	
27	オダイシサン広場					●	—	
28	池田林業跡地					●	—	
29	中田十五宮社付近高台					●	—	
30	碓石地区コミュニティセンター	○					57	碓石地区
31	新和中学校体育館			○	○		351	
32	碓石グラウンド					●	—	
	計						2,229	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	新和保健福祉総合センター

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【五和地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次		地震・津波・高潮		
1	御領地区コミュニティセンター	○					160	御領地区
2	小串公民館			○	○	●	20	
3	在郷公民館			○	○		20	
4	五和小学校屋上					●	—	
5	五和中学校屋上					●	—	
6	五和中学校体育館			○	○		340	
7	旧御領小学校グラウンド					●	—	
8	石本家等利用者駐車場					●	—	
9	五和農業情報センター		○				40	
10	鬼池地区コミュニティセンター	○					60	鬼池地区
11	友辻公民館			○	○		10	
12	鬼池体育館			○	○		100	
13	通詞島多目的集会所			○	○		80	二江地区
14	五和漁村センター		○				130	
15	君川水公民館			○	○		30	
16	田向公民館			○	○		20	
17	五和歴史民俗資料館			○	○	○	10	
18	五和漁村広場					●	—	
19	二江地区コミュニティセンター	○				○	70	
20	下方公民館			○	○		20	手野地区
21	五和西体育館			○	○		130	
22	山浦公民館			○	○		10	
23	手野地区コミュニティセンター	○					40	
24	手野体育館			○	○		120	
25	大渡公民館			○	○		10	
26	地域交流センターおおくす		○			○	90	手野・城河原
27	城河原地区コミュニティセンター	○					30	城河原地区
28	田代公民館			○	○		20	
29	打越公民館			○	○		20	
30	城河原体育館			○	○		90	
	計						1,670	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	御領地区コミュニティセンター

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【天草地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所 地震・津波・高潮	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次				
1	福連木地区コミュニティセンター	○					45	福連木地区
2	福連木体育館			○	○		112	
3	旧福連木山村広場					●	—	
4	下田北地区コミュニティセンター	○			○		225	下田北地区
5	下田北運動広場					●	—	
6	下田南地区コミュニティセンター	○					35	下田南地区
7	下田南運動広場					●	—	
8	下田南体育館			○	○		112	
9	市天草支所		○				28	高浜地区
10	高浜地区コミュニティセンター	○					70	
11	天草小学校体育館			○	○		130	
12	天草小学校グラウンド					●	—	
13	天草勤労者体育館			○	○		212	大江地区
14	大江地区コミュニティセンター	○					66	
15	天草交流センター体育館			○	○		90	
16	大江シルバーコミュニティセンター	○				○	37	
17	大江農村広場					●	—	
	計						1,162	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	高浜地区コミュニティセンター

指定一般避難所(指定緊急避難場所)一覧表

【河浦地区】

※●はグラウンドなどの屋外施設 ※◎は地域管理の避難所

	名 称	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所 地震・津波・高潮	収容人員	地区
		第1次	第2次	第3次				
1	新合地区コミュニティセンター	○					96	新合地区
2	新合体育館(旧新合小体育館)			○	○		199	
3	新合地区コミュニティセンター前広場					●	—	
4	市河浦支所	○				○	264	一町田地区
5	河浦小学校体育館			○	○		250	
6	河浦中学校体育館			○	○		340	
7	河浦病院高台					●	—	
8	河浦中央体育館			○	○		902	
9	一町田体育館	○					288	富津地区
10	路木十五社宮	◎				◎	200	
11	富津地区コミュニティセンター	○					247	
12	チャペルの鐘展望公園高台					●	—	宮野河内地区
13	今富地域交流施設			○	○	○	199	
14	宮野河内地区コミュニティセンター	○					215	
15	宮野河内体育館(旧宮野河内中体育館)			○	○		190	
16	大蓮寺			○	○		30	
17	上平十五社宮高台					●	—	
	計						3,420	

指定福祉避難所(要配慮者避難所)

1	天草西保健福祉センター

自主防災組織結成一覧表

令和7年4月1日現在

	組 織 名	郵便番号	代表者	住 所	結成年月日	世帯数	人口
本 渡	1 瀬戸町防災会	863-0042	村上 泰三	瀬戸町45	H7.12.21	97	221
	2 中村区防災会	863-0048	堀田 俊光	中村町18-7	H8.3.1	253	706
	3 柗宇土町防災会	863-0045	山下 常照	柗宇土町1941-2	H8.4.1	270	639
	4 広瀬区自治会内防災部	863-0001	山崎 公任	本渡町広瀬200-20	H8.4.1	174	427
	5 宮地岳町南部防災会	863-1161	吉田 清人	宮地岳町1757-1	H8.4.1	45	118
	6 宮地岳町北部防災会	863-1161	田中 一行	宮地岳町3841	H8.4.1	61	142
	7 宮地岳町中部防災会	863-1161	山下 浩平	宮地岳町5439-1	H8.4.1	57	148
	8 宮地岳町西部防災会	863-1161	吉田 茂	宮地岳町5717-3	H8.4.1	56	120
	9 亀場町西地区防災会	863-0043	岩崎 光正	亀場町亀川1953-8	H8.4.1	544	1,361
	10 土手区防災会	863-0023	山田 誠治	中央新町2-3	H8.4.1	105	179
	11 佐伊津町寺の尾区防災会	863-2171	佐藤 健二	佐伊津町5405-2	H8.4.1	39	105
	12 佐伊津町上在郷区防災会	863-2171	北内 国一	佐伊津町3983	H8.4.10	61	168
	13 佐伊津町下在郷区防災会	863-2171	立田 哲郎	佐伊津町4861	H8.10.1	27	75
	14 佐伊津町金ヶ丘区防災会	863-2171	洲崎 登志男	佐伊津町5842-7	H8.10.1	136	387
	15 佐伊津町洲の崎区防災会	863-2171	金子 範明	佐伊津町2482	H8.10.1	63	161
	16 佐伊津町堀の内区防災会	863-2171	寺下 高志	佐伊津町2374	H8.10.1	79	268
	17 佐伊津町町区防災会	863-2171	青柳 隆士	佐伊津町2242	H8.10.1	39	93
	18 佐伊津町宮口区防災会	863-2171	澤田 猛	佐伊津町2161	H8.10.1	48	133
	19 佐伊津町元区防災会	863-2171	青柳 新作	佐伊津町2096	H8.10.1	30	95
	20 佐伊津町三軒屋区防災会	863-2171	島中 勝司	佐伊津町2068	H8.10.1	29	76
	21 佐伊津町浜洲区防災会	863-2171	濱洲 英星	佐伊津町1943	H8.10.1	107	280
	22 佐伊津町松原区防災会	863-2171	金子 俊二	佐伊津町1981	H8.10.1	38	107
	23 佐伊津町明瀬区防災会	863-2171	板橋 章	佐伊津町289	H8.10.1	165	448
	24 佐伊津町ほんどの森防災会	863-2171	佐藤 比呂志	佐伊津町1121-6	H8.10.1	96	299
	25 旭町区防災会	863-2172	中田 英俊	旭町111	H10.4.1	109	295
	26 馬場区防災会	863-0002	丸田 光二	本渡町本戸馬場1266	H8.9.1	159	390
	27 亀川東地区防災会	863-0043	前田 則男	亀場町亀川263-1	H8.11.20	990	2,320
	28 志柿町仲の塩屋区防災会	863-0041	松本 幸裕	志柿町349	H8.12.1	82	169
	29 志柿町間伏区防災会	863-0041			H8.12.1		
	30 志柿町江川舟江区防災会	863-0041			H8.12.1		
	31 志柿町東宇土区防災会	863-0041	福田 栄俊	志柿町2236	H8.12.1	50	122
	32 志柿町西宇土区防災会	863-0041			H8.12.1		
	33 志柿町村区防災会	863-0041	松本 太一	志柿町2719-1	H8.12.1	72	163
	34 志柿町下区防災会	863-0041			H8.12.1		
	35 志柿町横辺田区防災会	863-0041	松本 太一	志柿町2719-1	H8.12.1	69	153
	36 志柿町野添区防災会	863-0041			H8.12.1		
	37 志柿町大松戸区防災会	863-0041	有江 慶太	志柿町4659-1	H8.12.1	61	119
	38 志柿町日高野区防災会	863-0041			H8.12.1		
	39 志柿町知ヶ崎区防災会	863-0041	山田 俊一	志柿町5311-7	H8. 9. 7	310	683
	40 志柿町瀬戸上区防災会	863-0041	長島 幸治	志柿町6778	H8.12. 7	81	184
	41 志柿町瀬戸中央区防災会	863-0041	福島 英次	志柿町6353	H18.3.27	91	186
	42 志柿町加志区防災会	863-0041	江崎 良二	志柿町6030-46	H8.12. 1	107	255
	43 志柿町仲ノ浦区防災会	863-0041	富田純一郎	志柿町5399-29	H8.12. 1	144	362
	44 志柿町塚田区防災会	863-0041	佐藤 公人	志柿町4707-15	H8.12. 1	53	141
	45 志柿町焼野区防災会	863-0041			H8.12. 1		
	46 楠浦町自主防災会	863-0044	鬼塚 清武	楠浦町10334	H9. 1.19	1,011	2,448
	47 本町下河内自主防災会	863-0006	森 弘生	本町下河内874-9	H9. 7.12	289	488
	48 今釜新町区自主防災会	863-0013	津田 素道	今釜新町3672-1	H9. 9. 1	327	694
	49 大矢崎自主防災会	863-0011	中上 徹	北浜町2670-9	H9. 9.21	734	1,637
	50 山仁田区自主防災会	863-0002	青木 和夫	本渡町本戸馬場2587-27	H9. 4. 1	367	945
	51 牛の首区民防災会	863-0049	山下 司	北原町8-12	H9. 4. 1	573	1,427
	52 城下区防災会	863-0016	金子 久美子	城下町2-13	H9. 9. 1	99	182
	53 本泉区自主防災会	863-0004	倉田 栄司	本渡町本泉317-1	H10.4. 1	232	661
	54 食場地区自主防災会	863-0046	大野 武道	亀場町食場1610-10	H10.9. 4	264	648
	55 茂木根地区自主防災会	863-0001	浦島 幸成	本渡町広瀬953-65	H10.4. 1	499	1,366
	56 下浦金焼校区自主防災会	861-6551	菅原 一照	下浦町8684	H12.5.19	133	377
	57 今釜区防災会	863-0012	前田 明人	今釜町3-3	H18.4.1	547	1,251
	58 鶴ノ宇土地区防災会	863-0007	高瀧 良吉	本町本6863-8	H19.6.1	76	171
	59 平床地区防災会	863-0007	松下 靖文	本町本4387	H19.6.1	44	97
	60 福岡地区防災会	863-0007	松下 浩	本町本1070-2	H19.6.1	58	119
	61 横久保地区防災会	863-0005	木下 信夫	本町新休78-8	H19.6.1	65	200
	62 本町寺領地区防災会	863-0007	磨田 峰男	本町本791-1	H19.6.1	96	243
	63 柗ノ原上区防災会	863-0006	松浦 絹雄	本町下河内 1492	H19.6.1	100	164
	64 柗ノ原下区防災会	863-0006	森 法則	本町下河内 1903	H19.6.1	32	78
	65 新休地区防災会	863-0005	松元 健雄	本町新休799-6	H19.7.1	83	206
	66 山口4区地域自主防災会	863-0003	横田 民之	本渡町本渡1667-2	H29.7.28	376	899
	67 松崎区防災会	861-6551	金子 浩幸	下浦町1305-1	R1.9.1	34	80
	68 前小手区防災会	861-6551	吉田 強	下浦町4443	R1.12.2	20	54
	69 川原新町・下川原地区自主防災会	863-0036	緒方 和雄	川原新町51	R1.11.29	322	769
	70 柿塚区防災会	861-6551	湯貫 秋男	下浦町7687-2	R2.2.5	35	80
	71 江須区自主防災会	861-6551	金子 誠也	下浦町2267-2	R2.2.13	18	43

自主防災組織結成一覧表

令和7年4月1日現在

	組 織 名	郵便番号	代表者	住 所	結成年月日	世帯数	人口
	72 大門口区自主防災会	863-0015	野口 俊夫	大浜町16-16	R2.4.1	107	208
	73 小松原町自主防災会	863-0019	里見 喜久男	小松原町9-1	R5.4.12	298	618
	74 亀場地区自主防災会	863-0043	井上 数馬	亀場町亀川1698	R6.6.13	1,798	4,329
牛 深	75 牛深町岡東地区自主防災会	863-1901	池島 大松	牛深町1553-19	H15.3	772	1,415
	76 牛深町岡一地区自主防災会	863-1901	辰巳 力生	天草市牛深町2286	H15.3	82	168
	77 牛深町岡二地区自主防災会	863-1901	横山 欣也	天草市牛深町2226-3	H15.3	47	79
	78 牛深町岡三地区自主防災会	863-1901	濱 幸弘	牛深町2392	H15.3	68	115
	79 牛深町岡四地区自主防災会	863-1901	宮本 建志	牛深町2487	H15.3	43	79
	80 牛深町船津地区自主防災会	863-1901	生嶋 伴英	牛深町2714-2	H15.3	115	186
	81 牛深町真浦地区自主防災会	863-1901	高山 誠一	牛深町2843	H15.3	94	140
	82 牛深町加世浦地区自主防災会	863-1901	鍛柄 直介	天草市牛深町2915-63	H15.3	390	623
	83 牛深町宮崎地区自主防災会	863-1901	川上 竹光	牛深町3215	H15.3	329	583
	84 牛深町鬼塚地区自主防災会	863-1901	井上 洋市	牛深町2039-77	H15.3	290	562
	85 牛深町須口地区自主防災会	863-1901	磯口 正志	牛深町1131-1	H15.3	414	781
	86 牛深町茂串地区自主防災会	863-1901	川畑 公作	牛深町698-3	H15.3	267	449
	87 牛深町天附地区自主防災会	863-1901	杉本 卓穂	牛深町3435-4	H15.3	396	676
	88 牛深町元下須地区自主防災会	863-1901	花田 敬一	牛深町3479-7	H15.3	98	157
	89 久玉町吉田一地区自主防災会	863-1902	川邊 栄喜	久玉町284-6	H15.3	193	392
	90 久玉町吉田二地区自主防災会	863-1902	山本 一彦	久玉町5706-19	H15.3	158	265
	91 久玉町大脇地区自主防災会	863-1902	引地 勝則	久玉町1411-81	H15.3	335	557
	92 久玉町上揚地区自主防災会	863-1902	坂田 稔	天草市久玉町1881-1	H15.3	83	149
	93 久玉町村田地区自主防災会	863-1902	榎田 和寿	久玉町1425	H15.3	105	220
	94 久玉町かじや地区自主防災会	863-1902	猪原 圭吾	天草市久玉町2881	H15.3	36	61
	95 久玉町明石地区自主防災会	863-1902	明石 タエ	久玉町2895	H15.3	131	216
	96 久玉町中の浦地区自主防災会	863-1902	松下 耕治	久玉町5119	H15.3	38	68
	97 久玉町大の浦地区自主防災会	863-1902	田中 英史	久玉町4702	H15.3	39	60
	98 久玉町山の浦地区自主防災会	863-1902	田中 秀明	天草市久玉町3460	H15.3	119	207
	99 久玉町内の原地区自主防災会	863-1902	池田 義晴	久玉町637-1	H15.3	124	225
	100 深海町浅海地区自主防災会	863-1721	土手 稔	深海町4925	H15.3	244	385
	101 深海町下平地区自主防災会	863-1721	川上 泰明	天草市深海町2246-4	H15.3	78	133
	102 深海町船津地区自主防災会	863-1721	山下 進一	深海町882	H15.3	117	221
	103 深海町東多々良地区自主防災会	863-1721	平下 篤雄	天草市深海町791-1	H15.3	71	142
	104 深海町中浦地区自主防災会	863-1721	平田 守二	天草市深海町1953	H15.3	105	209
	105 魚貴町一地区自主防災会	863-1511	濱崎 邦康	天草市魚貴町338-31	H15.3	124	200
	106 魚貴町二地区自主防災会	863-1511	高石 光明	魚貴町1722	H15.3	136	236
	107 魚貴町浦越地区自主防災会	863-1511	福本 浩二	天草市魚貴町3219-3	H15.4	99	173
	108 魚貴町池田地区自主防災会	863-1511	唐田 孝幸	天草市魚貴町4686-10	H15.3	36	64
	109 魚貴町福津地区自主防災会	863-1511	福本 伸人	天草市魚貴町3566-2	H15.3	24	53
	110 二浦町亀浦地区自主防災会	863-1432	宮下 正利	二浦町亀浦1583	H15.3	203	348
	111 二浦町早浦地区自主防災会	863-1431	石本 三盛	二浦町早浦586-2	H15.4	69	119
有 明	112 有明町赤崎1区自主防災会	861-7201	井手尾 博之	有明町赤崎945	H23.4.1	24	52
	113 有明町赤崎2区自主防災会	861-7201	井手尾 孝幸	有明町赤崎1442-1	H20.4.1	44	98
	114 有明町赤崎3区自主防災会	861-7201	園田 一郎	有明町赤崎328	H8.7.1	81	152
	115 有明町赤崎5区自主防災会	861-7201	濱崎 武志	有明町赤崎又1840	H21.4.1	64	114
	116 有明町赤崎6区自主防災会	861-7201	前田 泰秀	有明町赤崎2056-5	H22.10.1	50	113
	117 有明町赤崎7区自主防災会	861-7201	萩原 真一	有明町赤崎2650	H22.4.1	23	64
	118 下津浦地区自主防災会	861-7312	鏡 秀寿	有明町下津浦2502-2 下津浦地区コミュニティセン ター	H18.6.21	164	338
	119 楠甫地区自主防災会	861-7204	田中 直	有明町楠甫4629-7 楠甫地区コミュニティセン ター	H20.4.1	224	448
	120 大浦地区自主防災会	861-7203	松本 雄	有明町大浦1723-1 大浦地区コミュニティセン ター	H20.4.1	249	516
	121 須子地区自主防災会	861-7202	山田 家隆	有明町須子2082-3 須子地区コミュニティセン ター	H20.4.24	208	382
	122 上津浦自主防災会	861-7311	島田 征一郎	有明町上津浦3706-4 上津浦地区コミュニティセン ター	H20.5.16	323	736
	123 島子地区自主防災会	861-7314	中島 芳記	有明町大島子2669 島子地区コミュニティセン ター	H20.4.1	575	1,194
御 所 浦	124 御所浦南地区自主防災会	866-0313	黒田 忠廣	御所浦町御所浦6196-2 御所浦南地区コミュニティー ター	H24.4.1	132	251
	125 嵐口地区自主防災会	866-0313	竹部 正徳	御所浦町御所浦2895-14 嵐口地区コミュニティセン ター	H24.4.1	347	763
	126 御所浦北地区自主防災会	866-0303	亀平 恒喜	御所浦町横浦383番地6 御所浦北地区コミュニティー ター	H24.4.1	254	553
	127 柁の木自主防災会	866-0334	松崎 恒和	御所浦町牧島2270	R2.1.3	27	58
倉 岳	128 倉岳町浦1区自主防災会	861-6401	蓮田 壽光	倉岳町浦4379番地2	H13.10.1	49	105
	129 倉岳町浦2区自主防災会	861-6401	登尾 耕嗣	倉岳町浦1796番地	H13.10.1	25	50
	130 倉岳町浦3区自主防災会	861-6401	蓮田 宗宏	倉岳町浦1418番地	H13.10.1	40	81
	131 倉岳町浦4区自主防災会	861-6401	小浦 松徳	倉岳町浦4552番地6	H13.10.1	42	92
	132 倉岳町浦5区自主防災会	861-6401	清水 直	倉岳町浦421番地	H13.10.1	71	147
	133 倉岳町浦6区自主防災会	861-6401	高田 幹鶴	倉岳町浦1254番地23	H13.10.1	38	75
	134 倉岳町棚底1区自主防災会	861-6402	永田 博文	倉岳町棚底1815番地1	H13.10.1	149	282
	135 倉岳町棚底2区自主防災会	861-6402	福田 久典	倉岳町棚底2165番地	H13.10.1	60	132
	136 倉岳町棚底3区自主防災会	861-6402	池田 龍二	倉岳町棚底1727番地1	H13.10.1	73	150
	137 倉岳町棚底4区自主防災会	861-6402	松森 守哉	倉岳町棚底1985番地2	H13.10.1	119	240
	138 倉岳町棚底5区自主防災会	861-6402	春木 重昭	倉岳町棚底27番地1	H13.10.1	60	142
	139 倉岳町宮田1区自主防災会	861-6403	緒方 祝	倉岳町宮田3532番地	H13.10.1	42	93

自主防災組織結成一覧表

令和7年4月1日現在

	組 織 名	郵便番号	代表者	住 所	結成年月日	世帯数	人口
栖本	140 倉岳町宮田2区自主防災会	861-6403	中村 一成	倉岳町宮田又2437番地	H13.10.1	109	219
	141 倉岳町宮田3区自主防災会	861-6403	藤川 範幸	倉岳町宮田1372番地7	H13.10.1	91	166
	142 倉岳町宮田4区自主防災会	861-6403	福原 新吉	倉岳町宮田1293番地2	H13.10.1	93	170
	143 倉岳町宮田5区自主防災会	861-6403	原田 三千隆	倉岳町宮田227番地	H13.10.1	90	184
	144 大河内自主防災会	861-6302	松本 丈二	栖本町河内1010	H16.3.31	41	98
	145 中河内自主防災会	861-6302	渡邊 章	栖本町河内5220	H16.3.31	75	142
	146 下河内自主防災会	861-6302	黒川 作一	栖本町河内5926	H16.3.31	61	136
	147 打田自主防災会	861-6301	前田 義光	栖本町打田797	H16.3.31	54	129
	148 村自主防災会	861-6303	井立 正	栖本町馬場2560	H16.3.31	163	374
	149 山浦自主防災会	861-6303	佐藤 巖	栖本町馬場1762	H16.3.31	56	104
	150 川下自主防災会	861-6303	渡邊 享	栖本町馬場3417	H16.3.31	107	217
	151 湯船原上自主防災会	861-6305	猪原 清	栖本町湯船原2222	H16.3.31	73	153
	152 湯船原下自主防災会	861-6305	猪原 光司	栖本町湯船原1076	H16.3.31	79	191
	153 浜自主防災会	861-6305	大崎 貫司	栖本町湯船原769-4	H16.3.31	56	125
	154 古江自主防災会	861-6304	福富 貴芳	栖本町古江388	H16.3.31	63	157
新和	155 稚児崎自主防災会	861-6304	嶋村 恒晴	栖本町古江833-2	H16.3.31	38	76
	156 立地区自主防災会	863-0101	松岡 邦安	新和町小宮地11760	H11.6.1	35	67
	157 棒の鶴地区自主防災会	863-0101	森下 良二	新和町小宮地2323	H19.4.1	44	84
	158 中央区自主防災会	863-0103	小田 真澄	新和町大宮地2362	H20.5.27	25	54
	159 馬場下地区自主防災会	863-0101	尾田 正	新和町小宮地137-123	H21.7.15	96	217
	160 長野地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0102	山下 克雄	新和町大多尾4190	H22.8.1	29	63
	161 平地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0101	吉岡 淳子	新和町小宮地1355-5	H22.10.1	69	154
	162 碓石上地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-1111	米田 伸二	新和町碓石1638-1	H29.2.26	63	117
	163 碓石下地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-1111	山口 浩一	新和町碓石1786	H29.2.26	41	91
	164 上釜地区守り・防災ネットワーク連絡会	863-0103	杉谷 猪熊	新和町大宮地4724-4	H22.6.1	19	45

自主防災組織結成一覧表

令和7年4月1日現在

	組 織 名	郵便番号	代表者	住 所	結成年月日	世帯数	人口
	165 中地区防災ネットワーク会	863-0102	浦田 正次	新和町大多尾2642	H23.5.1	40	82
	166 宮地浦地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0101	松岡 健剛	新和町小宮地9376	H23.4.1	52	101
	167 渡ノ浦地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0101	駒崎 勝友	新和町小宮地793-3 107号室	H24.1.11	45	83
	168 諏訪地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0101	蓑田 勝哉	新和町小宮地5410	H24.3.13	52	121
	169 小峰地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0102	池田 達也	新和町大多尾333	H23.4.1	21	43
	170 東地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-1112	無田 保幸	新和町中田2227	H24.3.15	29	60
	171 村中地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-1112	岡崎 久夫	新和町中田1423	H23.4.1	18	34
	172 馬場上地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0101	横山 浩	新和町小宮地3722	H24.8.1	45	98
	173 大宮 地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0103	船元 隆也	新和町大宮地4481-2	H24.3.15	27	51
	174 西地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-1112	小川 利明	新和町中田406-1	H24.9.14	22	31
	175 高二地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0101	松田 泰	新和町小宮地10534	H24.9.21	50	100
	176 中山地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0103	落合 淑英	新和町大宮地2943	H24.9.24	13	29
	177 大多尾中央地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0102	松尾 藤六	新和町大多尾3558	H24.9.28	62	133
	178 浦方新開地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0102	伊原 政司	新和町大多尾2844-14	H24.12.23	55	125
	179 浦方先地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0102	岩本 七海	新和町大多尾2525-2	H25.1.8	51	101
	180 切越地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0101	松田 洋典	新和町小宮地7344-1	H25.1.21	75	134
	181 下釜地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0101	野崎 幸雄	新和町小宮地4857-1	H25.2.7	29	60
	182 下大多尾地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0102	益田 幸四郎	新和町大多尾2129-14	H25.2.12	48	113
	183 港地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-1112	脇坂 晃	新和町中田2390	H25.2.22	42	73
	184 天程地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0102	木戸 正光	新和町大多尾4576-8	H25.2.26	37	69
	185 中浪地区見守り・防災ネットワーク連絡会	863-0103	中村 大策	新和町大宮地4096	H25.4.1	30	51
五和	186 手野地区自主防災会	863-2424	石津 司	五和町手野1丁目825	H19.12.7	421	981
	187 御領地区自主防災会	863-2201	池田 秋彦	五和町御領6417	H14.9.1	1,004	2,057
	188 城河原地区自主防災会	863-2114	井下 克也	五和町手野1丁目367-1	H19.4.1	383	853
	189 鬼地地区自主防災会	863-2331	高辻 武浩	五和町鬼地1174	H19.7.31	415	845
	190 二江地区自主防災会	863-2421	勝木 渡	五和町二江2752	H21.3.23	1,141	2,312
天草	191 諏訪地区自主防災会	863-2805	中田 正満	天草町高浜北757番地	H15.7.1	93	151
	192 内野自主防災会	863-2805	牧野 和昭	天草町高浜北1984番地	H18.2.16	19	34
	193 白木自主防災会	863-2804	永田 信仁	天草町高浜南2627番地	H18.3.16	89	149
	194 中向自主防災会	863-2804	倉田 康昭	天草町高浜南716番地2	H18.4.1	52	97
	195 高浜元向地区自主防災会	863-2804	濱田 正市	天草町高浜南399	H29.10.20	41	71
	196 下田北地区自主防災会	863-2803	西本 彰	天草町下田北534-1	H26.2.13	227	417
	197 下田南地区自主防災会	863-2802	中村 敬司	天草町下田南3040-1	H27.2.24	88	163
	198 上河内自主防災会	863-2804	田中 光徳	天草町高浜南5563番地4	H19.6.10	49	83
	199 福連木地区自主防災会	863-2806	平松 和徳	天草町福連木3645-2	H19.7.31	149	282
	200 大江地区自主防災会	863-2801	嶋田 順一	天草町大江7480-5	H22.4.16	385	724
河浦	201 新合地区自主防災会	863-1216	石元 英徳	河浦町新合15	H18.4.1	251	542
	201-1 市平区自主防災会	863-1216	小浦 正美	河浦町新合1217	R18.1.9	66	138
	201-2 下津留区自主防災会	863-1216	毛利 真一	河浦町新合1292	R1.10.1	29	72
	201-3 上津留自主防災会	863-1216	大久保 修一	河浦町新合82-2	R2.2.1	110	235
	201-4 立原区自主防災会	863-1211	仁田窪 輝雄	河浦町立原1489	R2.4.1	46	97
	202 一町地区自主防災会	863-1201	松川 國廣	河浦町今田3572-10	H18.4.1	900	1,828
	202-1 倉田地区自主防災会	863-1202	宮本 充志	河浦町河浦5004-1	R2.4.1	135	279
	202-2 下田地区自主防災会	863-1202	吉田 章司	河浦町河浦1843番地	R2.4.1	110	254
	202-3 葛河内地区自主防災会	863-1202	平野 和正	河浦町河浦519-2	R2.4.1	51	104
	202-4 板之内地区自主防災会	863-1201	幸川 道雄	河浦町今田1205	R2.4.1	48	90
	202-5 中村地区自主防災会	863-1202	池添 領	河浦町河浦4848-4	R2.4.1	48	99
	202-6 平野区自主防災会	863-1202	吉岡 成喜	河浦町河浦2312-1	R4.1.7	88	204
	202-7 古江区自主防災会	863-1214	石井 誠三	河浦町久留2318	R4.4.1	28	57
	202-8 白木河内区自主防災会	863-1215	清水 孝徳	河浦町白木河内53-1	R4.4.1	102	205
	202-9 主留区自主防災会	863-1215	山下 徳康	河浦町久留3096-2	R5.5.1	28	52
	202-10 路木区自主防災会	863-1213	宮本 保雄	河浦町路木3056-1	R6.4.1	60	124
	202-11 久留区自主防災会	863-1214	磯崎 宗博	河浦町久留363-2	R7.3.30	64	158
	203 富津地区自主防災会	863-1203	山下 剛広	河浦町今富979	H18.12.1	363	658
	203-1 大川内区自主防災会	863-1203	倉田 和英	河浦町今富2798-1	R3.9.1	28	45
	203-2 船津区自主防災会	863-1204	岩下 安喜	河浦町今富513-15	R3.4.1	72	149
	203-3 志茂区自主防災会	863-1203	山下 美佐男	河浦町今富992	R3.11.1	23	53
	203-4 西河内区自主防災会	863-1203	中山 一弥	河浦町今富1700	R3.11.1	20	29
	203-5 下町区自主防災会	863-1204	海付 正弘	河浦町崎津300-3	R4.8.15	57	88
	203-6 小島区自主防災会	863-1203	大平 定幸	河浦町今富875-1	R6.4.7	51	114
	204 宮野河内自主防災会	863-1212	森田 茂司	河浦町宮野河内842	H18.4.1	429	758
	204-1 本郷北区自主防災会	863-1212	蒔平 信男	河浦町宮野河内337-6	R4.4.1	43	86
	204-2 本郷南区自主防災会	863-1212	田中 剛	河浦町宮野河内337-6	R4.4.1	49	102
	204-3 西高根区自主防災会	863-1212	三宅 一成	河浦町宮野河内763-1	R4.4.1	44	89
	204-4 女岳区自主防災会	863-1212	嶋崎 廣樹	河浦町宮野河内2270-4	R4.4.1	27	44
	204-5 女岳外区自主防災会	863-1212	三宅 芳徳	河浦町宮野河内2883-4	R4.4.1	17	26
	204-6 松崎区自主防災会	863-1212	松崎 政治	河浦町宮野河内71-3	R5.4.15	11	24

地区防災計画作成一覧

No.	計画名称	作成団体名	地区	当初計画作成日 (市防災会議承認の日)	最終更新日
1	今釜区地区防災計画	今釜区自主防災会	本渡	令和4年6月10日	—
2	諏訪地区地区防災計画	諏訪地区自主防災会	天草	令和7年6月19日	—
3	下田北地区防災計画	下田北地区自主防災会	天草	令和7年6月19日	—

令和 4 年 度 災 害 救 助 基 準

令和 4 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	- 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 - 避難に当たっての輸送費は別途計上 - 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000 円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	- 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 - 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 - 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 - 基本額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 - 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	- 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。 - 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) - 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 - 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 - 規模 建設型仮設住宅に準じる - 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	- 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 - 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 （災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700 円 中学生生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 ままでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

風水害等の発生状況

* 人的被害・住家欄の()は、熊本県全体数

年月日	被害の種類	被害の地域	人的被害			住家被害					被害額 (千円)	備考
			死者・行方不明者数	重傷者数	軽傷者数	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		
S 5. 7. 17～18	台風による風害	県下全域、特に天草甚大	(8)	(25)		(409)	(515)					最大風速 23m
S17. 8. 27	台風による風潮害	八代・有明海岸	(20)	(99)		(5,659)	(10,707)		(237)	(949)		
S25. 9. 13	台風による風水害	県下全域	(3)	(9)		(124)	(233)		(1,971)	(3,763)		ギジア台風
S26. 8. 20～21	台風による潮害	県下全域、特に天草地方				(14)	(3)		(2)	(43)		天草海岸線の県道はすべて流出
S29. 6. 29～30	豪雨による水害	県下全域	(6)			(4,136)						本渡 258mm
S37. 1月上・下旬	雪 害	県下全域	(8)				(1)	(4)				牛深 23cm 農林被害甚大
S40. 8. 6	台風による風害	県下全域	(7)	(201)		(6,219)			(2,321)		(10,482,602)	牛深 1,014mm
S42. 5月～10月	干ばつ	県下全域									(18,359,973)	天草地方飲料水不足
S45. 4月～7月	長雨による水害	県下全域					(1)	(1)	(19)	(512)	(4,830,745)	牛深 1189.5mm
S45. 8. 14	台風による風害	県下全域、特に天草地方		(3)	(75)	(140)	(720)	(13,145)	(258)	(792)	(8,553,781)	最大瞬間風速 牛深 44m
S46. 8. 5	台風による風害	県下全域、特に天草地方	(6)	(3)	(15)	(45)	(65)	(401)	(1,474)	(3,918)	(10,332,341)	
S47. 7. 3～6	豪雨による水害	天草上島	(123)	(98)	(213)	(577)	(396)	(871)	(7,297)	(30,286)	(48,076,463)	竜ヶ岳町 最大時間雨量 130mm 総雨量 526mm
S51. 6. 22～25	豪雨による水害	県下全域			(3)		(4)	(13)	(73)	(1,073)	(4,042,994)	牛深 216mm
S51. 7. 18～19	台風9号による風水害	天草地方	(1)	(1)		(2)	(4)	(108)	(49)	(838)	(4,140,034)	本渡 323mm
S51. 9. 10～13	台風17号による風水害	県下全域、特に天草地方		(8)	(18)	(21)	(86)	(7,629)	(151)	(670)	(19,498,774)	牛深 215. 5mm
S53. 7月～9月	干ばつ	県下全域									(2,782,655)	
S57. 7月	豪雨による水害	県下全域	(24)	(9)	(51)	(83)	(149)	(395)	(6,072)	(21,207)	(97,902,527)	老岳640mm 河浦103mm/h
S60. 8. 31	台風13号による風水害	県下全域、特に天草・芦北地方	(12)	(16)	(66)	(11)	(56)	(4,890)	(145)	(246)	(14,230,013)	最大瞬間風速 牛深 40. 9m
H 3. 9. 27	台風19号による風害	県下全域	(4)	(65)	(344)	(207)	(1,682)	(133,319)	(1)	(13)	(91,148,638)	
H 11. 9. 23～24	台風18号	県下全域	(16)	(26)	(289)	(145)	(1,673)	(60,032)	(884)	(1,041)	(108,615,839)	最大瞬間風速 牛深 66. 2m
H18.7.21～23	豪雨(平成18年7月豪雨)による水害								4	48	175	1,555,745 避難勧告 本渡(楠浦町観音地区) 河浦(一町田中村・富津船津)
H18.9.17～18	台風13号による風水害			(2)			(1)	3			266,966	
R2.7.3～4	令和2年7月豪雨 線状降水帯の発生による水害、土砂災害	県下全域 特に球磨地方 天草市においては、牛深、御所浦地域を中心に土砂災害等が発生			4		大規模半壊 2 半壊 18	準半壊 58 一部損壊 78	144	278	(345,972,714)	熊本県で初めての大雨特別警報が天草市を含む県内16市町村で発表 ※災害救助法適用 総降水量 牛深 471.0mm
R2.9.6～7	令和2年台風第10号	9月7日に天草市最接近 ※特別警報級の台風との気象庁による最大限の警戒の呼び掛け		2	2			2				避難所開設 102箇所 避難者 4,906人
R3.8.11～19	令和3年8月の大雨	前線の影響により長期の大雨 ※梅雨末期のような大雨の予想との事前報道有り				1	大規模半壊 1 半壊 1	一部損壊 38				8月10日～19日 本渡 944mm 観測地すべり災害発生により大矢崎地区に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令(21世帯41人) 大雨により亀川ダム緊急放流実施

地震・津波とその被害

- 744 年 6 月 6 日（太平 16 年 5 月 18 日）天草郡、八代郡、葦北郡 M : 7.0
田地 290 町、民家流出 470 軒、死者 1,520 名
- 1792 年 5 月 21 日（寛政 4. 4. 1）雲仙岳 M : 6.4
前年 10 月 8 日から始まった地震が、11 月 10 日頃から強くなり、4 月 1 日に大地震 2 回、前山（眉山）の東部が崩れて島原湾に土砂が入り込み、津波を発生させ、対岸の肥後（天草市では、旧本渡市、有明町）に被害を及ぼした。「島原大変・肥後迷惑」
死者は有明海沿岸で、約 15,000 人・潰家 12,000 棟
- 1828 年 5 月 26 日（文政 11. 4. 13）長崎 M : 6.0
出島の周壁が数箇所潰烈。天草で激しかったという。
天草の海中で噴火に似た現象があったという。
- 1931 年 12 月 21 日（昭和 6 年）14 時 47 分 八代海 M : 5.5
大矢野島群発地震。22 日と 26 日に M : 5.6、5.9 の地震
21 日、22 日の地震により八代町沿岸に多少の被害。
26 日の地震により八代郡田浦付近で壁の剥落 50~60、堤防亀裂、石垣崩落等の被害。
大矢野島の護岸・堤防決壊。
最大震度 : 5（牛深）
- 1931 年 12 月 22 日（昭和 6 年）22 時 08 分 八代海 M : 5.6
被害は、上記の地震と重複。
最大震度 : 5（牛深）
- 1931 年 12 月 26 日（昭和 6 年）10 時 43 分 八代海 M : 5.9
被害は、上記の地震と重複。
最大震度 : 5（牛深）
- 1937 年 1 月 27 日（昭和 12 年）熊本県中部 M : 5.1
上益城郡秋津村で、長さ 10 間（18m）、幅 3 尺（0.9m）の石橋が崩落。
最大震度 : 5（牛深）
- 1960 年 5 月 24 日（昭和 35 年）南米チリ沖 M : 8 1/4~8 1/2
23 日 04 時 11 分 20 秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後
ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に來襲して被害を生じた。
大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24 日 08 時頃、熊本県の天草
方面も潮位のため若干の被害をあった。
本渡市 床上浸水 3 戸、床下浸水 3 戸
下長尾 扉門決壊 1、バス路線浸水一時交通遮断
- 1997 年 3 月 26 日（平成 9 年）17 時 31 分 薩摩地方 M : 6.3
水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等の被害が発生。
最大震度 : 4（牛深市、大矢野町、熊本市京町、八代市、松橋町、人吉市、芦北町）
- 1997 年 5 月 13 日（平成 9 年）14 時 38 分 薩摩地方 M : 6.2
水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等の被害が発生。
最大震度 : 4（大矢野町、八代市、松橋町、人吉市、芦北町）
- 2005 年 6 月 3 日（平成 17 年）午前 4 時 16 分頃 天草芦北地方 M : 4.8
早朝から地震が発生したが、被害なし。
震度 : 5 弱 上天草市大矢野町
4 上天草市松島町、天草郡五和町
3 上天草市姫戸町、天草郡有明町
2 牛深市、天草郡倉岳町・御所浦町・栖本町・苓北町・河浦町
1 本渡市
- 2016 年 4 月 14 日（平成 28 年）午後 9 時 26 分 熊本地方 M : 6.5
人的被害なし。

震度 : 5 弱 天草市五和町

4 天草市有明町

3 天草市本町、天草市牛深町、天草市新和町、
天草市天草町、天草市本渡町本渡、天草市倉岳町、
天草市河浦町、天草市御所浦町、天草市栖本町

○ 2016 年 4 月 16 日（平成 28 年）午前 1 時 25 分 熊本地方 M:7.3

人的被害なし。

震度 : 6 弱 天草市五和町

4 天草市本町、天草市牛深町、天草市天草町、天草市倉岳町、
天草市河浦町、天草市有明町、天草市栖本町

3 天草市新和町、天草市本渡町本渡、天草市御所浦町

平成 28 年熊本地震において、日奈久断層帯（高野—白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生。最大震度 7 の揺れがわずか 28 時間以内に 2 度発生した（前震では益城町、本震では益城町と西原村において観測）。

地震発生直後の平成 28 年 4 月 14 日に、県内全 45 市町村に災害救助法が適用され、同月 25 日には激甚災害、同月 28 日には全国で 4 例目の特定非常災害に指定された。

火災（大火）の発生状況

[illegible]

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

I 自然

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
1	平床		本町	宇土野	350	42	40	5		市道	400	
2	平床	2	本町	田原	350	42	39	12		県道	360	
3	平床	3	本町	平床	240	45	42	7		県道	230	
4	二又		本町	二又	540	45	33	16		県道	390	
5	寺領		本町	寺領	160	41	15	10		県道	90	
6	栢ノ原	1	本町	栢ノ原	90	36	26	5		県道	90	H2.3.28
7	栢ノ原	3	本町	栢ノ原	200	40	36	6		市道	210	
8	道面		本町	道面	270	36	36	10		市道	100	
9	新休		本町		50	30	35		養護学校			
10	天草学園上		本町	樹道	120	39	40		天草学園			
11	市の瀬橋東		本町		210	31	60	6	九電変電所	県道	30	
12	本泉	2	本渡町	本泉	220	39	20	7		市道	100	
13	本泉	1	本渡町	本泉	180	39	20	5		市道	100	
14	山仁田		本渡町	山仁田	250	32	30	11	公民館	市道	200	
15	広瀬	2	本渡町	上ノ山	220	40	30	9				H7.3.22
16	広瀬	3	本渡町	茂木根	230	45	20	10		市道	100	S58.10.22
17	広瀬	1	本渡町	上ノ山	70	45	15	5		市道	20	
18	広瀬	4	本渡町	志登平	200	45	20	7				
19	志登平		本渡町	大矢崎	300	50	30	21	保育園	市道	330	
20	大矢崎	1	本渡町	大矢崎	200	50	30	11		市道	150	
21	大矢崎	2	本渡町	大矢崎	240	40	30	15		市道	160	
22	在郷		佐伊津町	井原迫	220	45	20	16	立田医院	市道	100	S53.10.20
23	明徳寺上		本渡町		190	45	30	1	明徳寺	市道	200	
24	城下		本渡町	城下町	400	35	30	19	公民館	市道	400	
25	城ノ平	2	本渡町	下川原	400	50	20	36		市道	300	H5.3.17
26	城ノ平	1	本渡町	下川原	140	50	20	6				
27	下川原		本渡町	下川原	200	50	30	14		市道	200	
28	内柿	2	本渡町	内柿	500	35	30	30		市道	200	
29	内柿	1	本渡町	内柿	120	35	30	6		市道	80	
30	山の口	2	本渡町	山の口	120	35	40	7		市道	80	
31	山の口	1	本渡町	山の口	180	30	11	6	公民館	市道	100	
32	半河内		本渡町	半河内	210	45	40	4	公民館	県道	180	
33	中山口上	3	本渡町	中山口	400	37	60	9		その他の道路	240	
34	中山口				300	35	30	7				
35	川原	1	川原町		100	30	20	7				
36	川原	2	川原町		100	30	25	6				
37	緑山		本渡町	緑山	180	40	40	14		その他B	1	
38	大河内		本渡町	大河内	280	30	30	18				
39	古川町		古川町		120	40	25	6				
40	乙女蛇	2	本渡町	乙女蛇	200	50	40	40		市道	370	
41	山の手	2	本渡町	山の手	260	40	20	14		市道	150	
42	諏訪		諏訪町		470	30	32	70	慈眼院			H3.3.26
43	乙女蛇池上	1	本渡町	乙女蛇	140	30	20	11				
44	乙女蛇池上	2	本渡町	乙女蛇	80	32	25	14				
45	南	2	南町		170	30	20	20				S62.1.27
46	南	1	浄南町		180	30	20	19		市道	130	H3.3.26
47	浄南町西		浄南町		110	37	15	5	変電所	市道	180	
48	浄南		浄南町		130	50	15	11		市道	90	H5.3.17
49	浄南	2	浄南町		140	45	13	8	天理教	市道	200	
50	天草ユース下		本渡町		50	34	20	6		市道	90	
51	通山		亀場町	通山	170	35	30	9	小学校			
52	通山橋北		亀場町	通山	110	33	35	6		市道	30	
53	友尻		亀場町	友尻	150	35	30	9		市道	30	
54	長野		栢宇土町	長野	600	35	30	26	公民館	市道	410	
55	長野西		栢宇土町	長野	140	41	30	5		市道	100	
56	大地		栢宇土町	大地	100	35	25	5	小学校	国道	40	
57	久々山平床		栢宇土町	久々山平床	210	32	40	5				
58	久々山		栢宇土町	久々山	180	45	60	8		市道	180	
59	迫	2	栢宇土町	迫	110	33	35	1	迫公民館			
60	内目		楠浦町	内目	230	35	20	10		市道	160	
61	大門(亀島)		楠浦町	大門	600	40	30	28		県道	400	H6.3.11
62	今村		楠浦町	今村	180	45	15	6		県道	40	
63	楠浦郵便局東		楠浦町	船津	190	36	25	5				
64	舟津	1	楠浦町	舟津	230	50	20	8		市道	130	S63.7.21
65	舟津	2	楠浦町	舟津	120	45	15	5				
66	舟津	B	楠浦町	舟津・釜・大友尻	170	45	20	27		市道	150	S63.7.21
67	舟津	A	楠浦町	舟津	150	60	20	12				S61.1.23
68	辺田	H	楠浦町		350	40	30	8		市道	150	H5.3.17
69	辺田	2	楠浦町		120	40	10	5		県道	80	
70	立浦	2	楠浦町	立浦	150	50	6	6		市道	30	
71	立浦	3	楠浦町	立浦	140	35	10	6				
72	観音北		楠浦町	観音	130	34	20	5		県道	160	
73	樫の実鶴公民館上		宮地岳町	樫の実鶴	120	35	35	1	樫の実鶴公民館	市道	120	
74	屋形	2	宮地岳町	村	120	65	40	5		県道	20	
75	宮地岳橋北		宮地岳町	村	70	34	50		駐在所	県道	30	
76	中岳	1	宮地岳町	中岳	250	45	35	7		国道	30	
77	中岳	3	宮地岳町	中岳	70	35	8	3	公民館	県道	80	
78	中の塩屋		志柿町	中の塩屋	70	30	15	5		市道	70	
79	志柿		志柿町		170	60	30	15		県道	60	S58.10.20

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

I 自然

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
80	江川		志柿町		250	45	30	10		県道	40	
81	西宇土南		志柿町	西宇土	170	45	70	5		市道	150	
82	八坂神社東		志柿町	野添	80	34	20	5		国道	130	
83	大松戸		志柿町	大松戸	250	30	30	12		その他の道路	250	
84	ひばりヶ丘		志柿町		60	45	25	2	ホテル			
85	瀬戸北		瀬戸町		160	30	40	13				
86	瀬戸		瀬戸町		300	45	40	15	瀬戸公民館			H1.3.15
87	加志		志柿町		300	45	20	18		市道	300	H3.3.26
88	仲ノ浦		志柿町		150	45	30	6		市道	150	
89	上小手		志柿町		280	35	6	5		市道	70	
90	平床		下浦町		210	45	20	5		市道	110	
91	船場	1	下浦町		200	65	30	20		市道	200	
92	船場	2	下浦町		210	45	25	7		市道	140	
93	村		下浦町		80	35	9	4	西外園公民館	県道	80	
94	金焼	2	下浦町		150	60	15	5	郵便局	市道	80	
95	崎野	1	下浦町		140	65	30	5	公民館			
96	崎野	2	下浦町		290	45	20	5				
97	間伏		志柿町	間伏	200	30	20	5	公民館	市道	200	
98	松崎西	2	下浦町	松崎	120	31	15	3	本渡ケアサービス	市道	20	
99	後迫		深海町		620	60	30	24		県道	150	不明
100	下平		深海町		600	70	10	17	勝楽寺	県道	150	S62.9.17
101	舟津	2	深海町		200	50	20	5		市道	180	
102	舟津		深海町		830	70	30	92	公民館	県道	400	
103	多々良		深海町		600	60	30	42		市道	250	
104	中の迫		深海町		500	70	30	37	深海駐在所深海支所	県道	280	
105	浦河内		深海町		850	70	15	45	徳勝寺	市道	100	S62.1.27
106	若	(A)	深海町		200	70	40	15		市道	100	
107	若	(B)	深海町		350	80	30	22	旧深海中学校	県道	240	
108	浅海	4	深海町		130	40	15	4	おれんじ保育園			
109	浅海	(A)	深海町		1590	60	30	80		県道	140	S53.7.13
110	浅海	(B)	深海町		400	70	50	23		県道	260	
111	浅海	(2)	深海町		220	60	30	8		市道	100	
112	浅海	(C)	深海町		280	60	30	13		県道	280	
113	山の浦	(A)	久玉町		425	60	50	19		県道	100	S52.10.13
114	山の浦	(B)	久玉町		900	70	60	42		市道	200	S52.10.13
115	山の浦	(C)	久玉町		400	60	60	23		市道	50	S52.10.13
116	大の浦	(A)	久玉町		550	50	15	13		市道	250	S62.1.27
117	大の浦	(B)	久玉町		500	60	20	17		市道	300	S62.1.27
118	中の浦		久玉町		300	70	20	10		市道	270	
119	中浦	8	久玉町		180	40	30	9		県道	200	
120	明石		久玉町		460	50	40	24		市道	130	
121	鍛冶屋		久玉町		750	70	20	108	鍛冶屋公民館	市道	600	
122	久玉	9	久玉町		120	45	30	7		県道	80	
123	上揚		久玉町		600	60	50	51		市道	230	
124	久玉中学校横		久玉町		220	35	40	1	牛深東中学校	河川	220	
125	久玉中学校前		久玉町		110	45	15	1	牛深東中学校	市道	120	
126	久玉	3	久玉町		270	40	30	8	無量寺	国道	80	
127	村田		久玉町		300	55	35	22		市道	270	
128	脇の田		久玉町		780	65	30	75		国道	80	
129	吉田	(A)	久玉町		150	60	30	11		市道	120	
130	吉田	3	久玉町		80	40	25	10		市道	90	
131	吉田	(B)	久玉町		300	45	20	20		市道	200	
132	寺の迫		久玉町		320	50	40	21	松本内科眼科	市道	210	
133	新久玉		久玉町		310	70	10	6				
134	新久玉	5	久玉町		160	60	40	5	ケアセンター鶴丸	市道	120	
135	新久玉	6	久玉町		360	37	32	20		市道	80	
136	牛深警察署上		久玉町		270	33	16	8	牛深警察署			
137	岡東		牛深町		1700	50	10	70	愛憐幼稚園	国道	100	H5.3.13
138	岡三岡四		牛深町		710	45	30	77	正光寺	市道	350	S45.3.17
139	鬼塚	2	牛深町		120	45	20	11		県道	40	
140	岡四		牛深町		580	40	40	52	船津郵便局	市道	70	S49.10.5
141	舟津加世浦		牛深町		1870	45	40	238	静禅寺	県道	180	S45.3.17
142	天附		牛深町		1180	70	15	173	天附簡易郵便局	市道	300	S55.1.12
143	後向		牛深町		550	60	15	66	旧天附中学校	市道	480	S55.1.12
144	荒木川		牛深町		710	60	30	50	旧天附中学校	市道	270	S55.1.12
145	元下須		牛深町		870	60	20	87	天附小学校	市道	200	S55.1.12
146	出の串	1	牛深町		150	35	40	7		市道	50	
147	小崎		牛深町		420	60	35	18		市道	400	
148	亀崎	1	牛深町		80	40	10	11		市道	60	
149	鬘掃除	(A)	牛深町		470	50	35	11		市道	350	
150	鬘掃除	(B)	牛深町		200	60	30	7		市道	110	
151	正平		牛深町		270	50	40	9		市道	70	
152	下ノ倉		牛深町		110	40	35	8		市道	320	
153	砂月		牛深町		480	40	30	50		市道	280	
154	米淵(A)		牛深町		220	60	30	11		市道	80	
155	小森		牛深町		360	60	30	20		市道	270	
156	米淵	1	牛深町		90	40	55	5		市道	120	
157	春這		牛深町		520	45	60	12		市道	450	
158	黒田		牛深町		300	60	20	25		市道	150	S55.1.12

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

I 自然

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
159	後浜		牛深町		1000	50	40	104		市道	800	H3.3.26
160	宮崎		牛深町		510	60	15	108	牛深区検察庁	市道	200	
161	鬼塚	3	牛深町		84	40	15	9				
162	鬼塚	4	牛深町		46	40	10	7				
163	鬼塚		牛深町		800	45	30	80	しろはと保育園	市道	330	
164	鬼塚	5	牛深町		70	35	25	5				
165	淵の浦		牛深町		945	60	40	84	牛深中学校	県道	250	S62.1.27
166	須口	2	牛深町		860	60	15	65	牛深須口簡易郵便局	県道	350	
167	須口		牛深町		430	45	20	55		市道	260	S49.5.28
168	えびす憩いの広場上	1	牛深町		250	40	16	11		市道	80	S49.5.28
169	小浦	(B)	牛深町		220	60	30	11		県道	200	
170	小浦	(A)	牛深町		550	60	40	36		県道	150	
171	茂串		牛深町		400	50	50	42	茂串老年倶楽部	県道	190	S52.1.13
172	秋葉神社横		牛深町		300	45	30	26	もぐし海のこども園	市道	350	
173	新貝		牛深町		550	50	50	42	旧茂串小学校	県道	400	S58.2.8
174	黒万		牛深町		240	65	40	15		市道	160	
175	琵琶の首		魚貴町		120	45	30	5	魚貴小学校	市道	100	
176	ゴットン川原		魚貴町		330	50	20	43	慈眼庵	市道	150	S54.4.24
177	魚貴		魚貴町		270	60	40	84	魚貴多目的集会所	市道	250	
178	高手		魚貴町		350	60	20	50	牛深支所魚貴出張所	県道	250	
179	浦越		魚貴町		290	60	50	40	魚貴町交流促進センター	県道	220	
180	浦越	(B)	魚貴町		200	60	40	11		市道	200	
181	福津		魚貴町		180	60	10	11	生活改善センター	市道	150	
182	池田小学校上		魚貴町		100	50	10	1	魚貴町池田いきいきふれあい館	市道	40	
183	池田		魚貴町		300	50	40	17	魚貴崎簡易郵便局	市道	200	
184	白石		二浦町		150	70	30	0	二浦小学校	市道	40	
185	早浦	(A)	二浦町		200	60	15	5		県道	200	
186	二浦郵便局上		二浦町		130	31	12	3	二浦郵便局	県道	100	
187	早浦	(B)	二浦町		180	60	30	8		市道	200	
188	浄水場前		久玉町		40	50	10	1	内の原浄水場	市道	40	
189	中の浦	(B)	久玉町		300	60	30	6	高齢者活動促進施設	市道	280	
190	新久玉	(B)	久玉町		170	60	25	6		市道	130	
191	須口	(B)	牛深町		150	45	20	16		市道	70	S49.5.28
192	琵琶の首	(B)	魚貴町		85	50	20	7		市道	90	
193	ゴットン川原	(B)	魚貴町		530	50	20	60		市道	330	
194	浦越	(C)	魚貴町		620	60	50	42		県道	300	
195	仏崎		魚貴町		110	70	50	4	魚貴レストハウス	市道	70	
196	多目的公園横		牛深町		130	40	20	9		県道	30	
197	衛生センター		有明町		180	38	40		衛生センター			
198	蛤里	(1)	有明町	蛤里	350	45	12	9		市道	70	S61.12.23
199	蛤里	(2)	有明町	蛤里	360	45	25	13	公民館	市道	420	H2.3.28
200	蛤里	5	有明町		190	42	24	7		市道	70	
201	黒州		有明町	黒洲	270	75	10	9		国道	30	
202	水車		有明町	水車	350	45	30	10		市道	380	
203	釘島		有明町	釘島	340	45	12	8		国道	40	
204	楠甫公民館上		有明町		120	42	28	1	楠甫公民館	河川	70	
205	下村	(1)	有明町	下村	200	35	15	5	公民館	県道	170	
206	下村	(2)	有明町	下村	200	30	15	11		県道	50	
207	江の浦		有明町	江の浦	240	30	25	13	下村集会場	県道	100	
208	中津浦		有明町	中津浦	500	30	40	17		市道	450	
209	山浦	(1)	有明町	山浦	350	40	30	17		市道	360	
210	山浦	(2)	有明町	山浦	290	45	30	5	学校	市道	101	
211	楠甫郵便局上		有明町		190	36	22	5	楠甫郵便局	県道	110	
212	木場		有明町	木場	280	40	25	9	公民館	市道	350	
213	下毛	2	有明町		235	38	25	9		県道	100	
214	下毛		有明町	下毛	320	45	15	10		市道	320	
215	赤岩	(1)	有明町	赤岩	150	45	10	6		県道	80	
216	赤岩	(2)	有明町	赤岩	150	55	20	5		市道	110	
217	神の元		有明町	神の元	280	30	10	5		県道	60	
218	向村		有明町	向村	340	45	10	17		市道	120	
219	大楠小学校前	2	有明町		100	37	16		サンタマリア館	県道	50	
220	大間崎		有明町		160	42	18	5		県道	70	
221	大間崎		有明町	大間崎	390	30	35	16		県道	430	
222	大浦漁協上		有明町		180	47	24	7		県道	100	
223	大間崎		有明町		95	47	14	2	三浦医院	県道	120	
224	瀬の上		有明町	瀬の上	170	60	15	5	三浦医院			
225	日当		有明町		210	39	26	12	日当集会所	県道	200	
226	阿蘇宮下		有明町		160	38	24	3	阿蘇宮	市道	160	
227	天草東高校		有明町		230	32	26		天草東高校	河川	150	
228	勢溜		有明町	勢溜	160	50	15	6		市道	70	
229	有明東中学校上		有明町		185	31	24		有明東中学校			
230	須子		有明町		90	33	20	6				
231	須子		有明町		120	36	16	6		国道	20	
232	大久保		有明町	大久保	260	45	20	12	公民館	市道	80	
233	町民体育館横		有明町		180	30	16	4	町民体育館			
234	八反田		有明町		310	30	32		老人ホーム麗洋苑			
235	須子神社横		有明町		250	36	34	9		市道	100	
236	拍持		有明町	拍持	260	35	20	10		市道	110	
237	御幸ヶ浜	2	有明町		155	34	36	2	民宿	国道	120	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

I 自然

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
238	御幸ヶ浜	3	有明町		240	33	18	4	民宿	国道	70	
239	赤崎神社下		有明町		80	39	12	6		市道	80	
240	堂の迫		有明町	堂の迫	380	60	10	11	学校			
241	佐平屋敷1		有明町	佐平屋敷1	280	45	6	10		市道	260	
242	佐平屋敷2		有明町	佐平屋敷1	220	45	30	8		市道	50	
243	西山浦		有明町	西山浦	150	40	8	7		市道	350	
244	山浦		有明町	山浦	220	45	15	7		市道	550	
245	赤崎小学校上		有明町		150	43	54	2	赤崎小学校			
246	天神平		有明町	天神平	300	45	30	38	老人ホーム	市道	390	S61.12.23
247	赤崎		有明町		75	34	12	6		市道	80	
248	西迫川横		有明町		80	48	24	12		河川	80	
249	開田		有明町	開田	400	30	20	5		市道	280	
250	小谷		有明町	小谷	220	50	10	7		市道	270	
251	上津浦永田		有明町		130	42	40	1	ホテル	国道	150	
252	丸山		有明町	丸山	260	45	30	11		県道	160	
253	正覚寺		有明町		150	39	56		正覚寺			
254	内山		有明町		220	34	36	11		市道	600	
255	本村		有明町	本村	220	40	13	7		市道	170	
256	晩田		有明町	晩田	230	45	15	9		市道	230	
257	谷合		有明町		100	39	24	5		県道	70	
258	有明西中学校上		有明町		180	40	30	6	有明西中学校	市道	150	
259	権六		有明町	権六	1080	45	20	57	有明西中学校	市道	710	
260	砂尾		有明町	砂尾	220	45	30	7	公民館	県道	210	
261	八天宮下		有明町		215	35	48	7		県道	100	
262	宮本		有明町	宮本	410	35	20	12	公民館	県道	260	
263	野田		有明町	野田	140	45	15	6		県道	50	
264	仏田		有明町		290	39	60	7		市道	200	
265	鯨道	(1)	有明町	鯨道	130	30	8	7				
266	鯨道	(2)	有明町	鯨道	60	60	5	2	公民館			
267	春葉山		有明町	春葉山	270	45	30	11		市道	220	
268	中村		有明町	中村	150	45	6	7		市道	50	
269	小島子		有明町		130	34	28	1	鷺口集会場			
270	海老養殖場前		有明町		130	32	26	11				
271	大浦漁港東		御所浦町	音戸浦	100	45	30	9		県道	50	
272	大浦	(A)	御所浦町	大浦	330	60	15	8		県道	150	S61.10.13
273	大浦漁港中央	2	御所浦町	大浦	270	39	40	27		県道	50	
274	大浦	(B)	御所浦町	大浦	650	60	12	44		県道	300	
275	元浦		御所浦町	元浦	150	60	10	13		県道	140	H5.3.29
276	唐木崎	(A)	御所浦町	唐木崎	170	60	15	12		市道	150	H5.3.17
277	唐木崎	(B)	御所浦町	唐木崎	200	30	10	12		市道	100	
278	唐木崎港中央		御所浦町	唐木崎	60	33	18	1	称念寺	県道	60	
279	唐木崎港東		御所浦町	唐木崎	500	39	20	8	唐木崎公民館	県道	500	
280	本郷漁港南		御所浦町	古屋敷	100	30	10		老人センター	県道	100	
281	古屋敷	(A)	御所浦町	古屋敷	240	50	20	23	病院	県道	140	S59.1.10
282	古屋敷	(B)	御所浦町	古屋敷	240	60	30	15		市道	100	
283	向		御所浦町	向	205	50	30	23	民宿	県道	20	H5.3.17
284	本郷		御所浦町	本郷	260	60	20	16	御所浦町役場	市道	200	H1.1.17
285	本郷漁港北東	1	御所浦町	本郷	30	42	20		図書館	県道	30	
286	中瀬戸橋南東	1	御所浦町	洲の田	220	36	25	26		県道	30	
287	中瀬戸橋北東	1	御所浦町	洲の田	110	45	10	3	ホテル	県道	110	
288	嵐口	(A)	御所浦町	嵐口	300	60	20	60		県道	70	S59.1.10
289	前島橋西		御所浦町	嵐口	310	39	40	14		県道	250	
290	嵐口	(B)	御所浦町	嵐口	120	60	30	8		県道	180	S63.7.21
291	嵐口	(C)	御所浦町	嵐口	110	45	12	8		県道	95	
292	前島		御所浦町	前島	240	32	60	2	御所浦漁村センター	市道	150	
293	与一ヶ浦港北		御所浦町	与一ヶ浦	140	34	40	8		市道	140	
294	与一ヶ浦港中央		御所浦町	与一ヶ浦	310	32	60	30	御所浦北診療所	市道	200	
295	与一ヶ浦	(A)	御所浦町	与一ヶ浦	135	60	8	7				S63.7.21
296	与一ヶ浦	(B)	御所浦町	与一ヶ浦	135	55	30	9		市道	100	
297	横浦島南	1	御所浦町	横浦	70	45	40		御所浦北保育所			
298	横浦島南	2	御所浦町	横浦	80	30	20	7	NTT横浦島水底線陸上室	市道	60	
299	横浦	(A)	御所浦町	横浦	360	70	15	50		市道	150	
300	横浦漁港中央		御所浦町	横浦	600	60	10	89	横浦島コミュニティーセンター	市道	300	
301	横浦	(B)	御所浦町	横浦	330	60	25	20		市道	240	H10.3.30
302	割石		御所浦町	割石	80	31	30		御所浦北中学校			
303	牧本		御所浦町	牧本	600	70	15	40	牧島郵便局	市道	600	
304	牧島漁港横		御所浦町	長浦	420	37	30	17		市道	400	
305	牧の島小学校東		御所浦町	長浦	190	35	60	4	牧島小学校			
306	牧の島小学校北		御所浦町	長浦	110	33	70	3	牧島小学校			
307	牧の島小学校西		御所浦町	長浦	150	36	65	1	牧島小学校			
308	長浦漁港北	1	御所浦町	樫の浦	110	36	40	1	長浦公民館	市道	50	
309	長浦漁港北	2	御所浦町	樫の浦	110	39	40	5	長浦公民館	市道	110	
310	招崎東		御所浦町	田の尻	180	39	40	8		市道	100	
311	柁ノ木港西		御所浦町	柁ノ木	100	36	40	6		市道	80	
312	柁ノ木	(A)	御所浦町	柁ノ木	210	60	25	20	公民館	県道	200	
313	柁ノ木	(B)	御所浦町	柁ノ木	240	60	30	23		市道	220	
314	県漁連東		御所浦町	嵐口	90	38	50	7		県道	90	
315	南風留		御所浦町	本郷	170	39	20	13		市道	150	
316	平野		倉岳町	平野	280	60	20	6		市道	280	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

I 自然

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
317	岩下		倉岳町	岩下	300	30	15	5		市道	250	
318	中原		倉岳町	中原	280	45	10	9				
319	名桐		倉岳町	名桐	330	45	8	6		市道	120	
320	小浦	(B)	倉岳町	小浦	260	40	30	2	公民館	市道	350	
321	小浦	(A)	倉岳町	小浦	250	45	20	8		市道	220	
322	尾串		倉岳町	尾串	350	40	30	6		国道	370	
323	鳴川		倉岳町	鳴川	250	45	30	3	公民館	国道	100	
324	登尾		倉岳町	登尾	200	45	10	5		市道	280	
325	松尾		倉岳町	松尾	140	30	35	6	公民館	市道	150	
326	引地		倉岳町	引地	220	40	15	8	浦郵便局	市道	200	
327	中浦		倉岳町	中浦	180	30	20	5		市道	200	
328	山崎	2	倉岳町	山崎	110	32	25	1	水道施設	河川	50	
329	葉山	(A)	倉岳町	葉山	200	30	17	5		市道	100	
330	曙東		倉岳町	曙	130	45	10	17		市道	210	
331	曙		倉岳町	曙	250	45	12	9		市道	250	
332	才津原		倉岳町	才津原	240	30	20	5		市道	150	
333	小辻湯		倉岳町	小辻湯	160	58	35	6		市道	130	
334	大宮田		倉岳町	大宮田	200	45	7	17		市道	150	
335	西ノ原	(B)	倉岳町	西ノ原	170	30	10	5	学校	市道	40	
336	池田		倉岳町	浜田	300	45	13	40	公民館	市道	470	
337	阿保		栖本町	阿保	250	45	40	6		国道	50	
338	猪子田	(A)	栖本町	猪子田	180	30	15	15				
339	猪子田	(B)	栖本町	猪子田	340	30	30	10		市道	200	
340	下平		栖本町	下平	470	30	20	9		国道	50	
341	柱松		栖本町	柱松	350	30	20	5	公民館	国道	200	
342	中	(B)	栖本町	中	350	35	20	12		市道	300	
343	久木山	B	栖本町	久木山	300	35	20	6		国道	100	
344	はじヶ平		栖本町	はじヶ平	160	45	10	13		国道	100	S62.1.27
345	浜		栖本町	大崎	690	45	25	31	寺	市道	100	S62.1.27
346	本丸	(A)	栖本町	本丸	200	45	15	6		国道	100	S62.1.27
347	本丸	(B)	栖本町	本丸	200	45	10	8	寺	市道	150	
348	本丸	(C)	栖本町	本丸	150	45	20	3	学校	国道	200	
349	湯船原下		栖本町	湯船原	50	60	25	0	寺	国道	600	
350	梅迫		栖本町	梅迫	400	40	30	6	梅寿荘デイサービス	市道	400	
351	八瀬		栖本町	八瀬	150	35	15	6		市道	100	
352	樋の口		栖本町	樋の口	300	40	25	7		市道	200	
353	清水		栖本町	清水	150	45	20	6				S62.1.27
354	中野		栖本町	中野	300	30	20	10		県道	480	
355	大平		栖本町	大平	250	40	60	8	学校	県道	200	
356	松の尾		栖本町	松の尾	650	40	40	6		県道	150	
357	大河内	(1)	栖本町	大河内	380	40	30	14		県道	300	
358	大原	(2)	栖本町	大原	200	45	40	7		市道	150	
359	大原		栖本町	大原	150	50	50	6		県道	200	
360	中ノ門	1	栖本町	中ノ門	150	35	30	7		市道	200	
361	宗土岐		栖本町	宗土岐	200	40	40	8		市道	300	
362	大工の浦		栖本町	大工の浦	250	35	40	12		市道	200	
363	権現地		栖本町	権現地	380	35	40	12	学校	県道	300	
364	坂の下		栖本町	坂の下	100	45	15	5		市道	100	
365	中松尾		栖本町	中松尾	200	30	20	6		市道	100	
366	寺の迫		栖本町	寺の迫	180	30	25	10		国道	100	S62.1.27
367	家下尾		栖本町	家下尾	230	45	15	6		県道	40	
368	下久保		栖本町	下久保	200	30	20	7		市道	100	
369	中梅津		栖本町	中梅津	170	40	20	8		県道	100	
370	下梅津		栖本町	下梅津	200	35	15	8		市道	200	
371	塩浜		栖本町	塩浜	300	30	30	5		市道	150	S59.1.10
372	栖本港		栖本町	柳田	350	37	100	5		県道	350	
373	白戸		栖本町	白戸	270	30	30	6		県道	100	
374	下白戸		栖本町	下白戸	170	40	35	5		市道	150	
375	本浦		新和町	本浦	330	60	20	7		県道	200	
376	本浦	2	新和町	馬場下	160	50	10	5		市道	100	
377	体育館横		新和町	切越	70	37	30		体育館			
378	中村		新和町	平	300	40	10	5		市道	300	
379	南平		新和町	平・馬場下	200	30	8	6				
380	小平		新和町	馬場上	170	40	10	6		市道	80	
381	切越		新和町	切越	90	34	40	7		市道	120	
382	黒崎		新和町	黒崎	300	50	15	5		市道	250	
383	諏訪	1	新和町	久保	200	50	10	6		市道	100	
384	浦		新和町	宮路浦	200	30	10	5				
385	小島		新和町	赤崎	160	30	10	8				
386	高根		新和町	高根	240	55	25	6		市道	100	
387	高根	2	新和町	高根	80	45	30	4	高根分館	市道	80	
388	二本木		新和町	二本木	200	30	18	7		市道	100	
389	二本木	2	新和町	二本木	130	41	130	1	町立宮南小学校	その他の道路	180	
390	立	2	新和町	立	80	40	10	5		市道	50	
391	立	1	新和町	立	100	30	6	5		市道	100	
392	立		新和町	立	200	45	15	9		市道	100	H11.3.31
393	野崎		新和町	野崎	280	30	10	8		県道	180	
394	高見		新和町	中央	250	30	15	5		市道	210	
395	中浪		新和町	中浪	180	40	30	5		市道	120	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

I 自然

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
396	浪床		新和町	中浪	180	45	100	7	公民館	市道	180	
397	天附	2	新和町	天附	180	55	10	4		市道	180	
398	新田	1	新和町	新田	130	32	25	5		市道	60	
399	平山		新和町	平山	80	30	25	5		市道	110	
400	横島		新和町	横島	115	40	20	9		市道	100	
401	長野		新和町	長野	150	45	15	6		市道	150	
402	前田		新和町	前田	150	60	20	20		市道	250	
403	松尾		新和町	松尾	130	50	15	4	学校	市道	150	
404	棚田	1	新和町	大多尾	100	40	12	8		市道	100	
405	棚田	3	新和町	大多尾	200	40	15	30	郵便局	市道	60	
406	野田崎	1	新和町	大多尾	55	45	12	11		市道	100	
407	野田崎	2	新和町	大多尾	100	45	12	9		市道	100	
408	小峰		新和町	小峰	250	50	30	7		市道	200	
409	碓石		新和町	碓石	180	50	25	5				
410	毛正田	2	新和町	毛正田	145	35	10	4	寺			
411	平山		新和町	早田	240	35	15	6		県道	100	
412	大淵		新和町	大淵	150	35	25	5		県道	25	
413	中田	1	新和町	港	135	60	30	5		河川	120	
414	中田	2	新和町	港	250	45	20	38		県道	100	S45.3.17
415	赤石		新和町	赤石	250	50	20	9		市道	295	H1.10.4
416	村中		新和町	村中	250	50	20	7	村中集会場	県道	265	
417	山下		新和町	西区	600	55	30	24		県道	150	S51.4.6
418	沖の丸		五和町	引坂	450	45	40	24	本渡五和農協引坂出張所	国道	50	
419	引坂上		五和町	引坂	170	45	25	5		市道	30	
420	松原		五和町	松原	750	50	20	22	引坂自治公民館	市道	150	
421	友辻		五和町	友	450	35	15	29		国道	80	S55.7.1
422	野田		五和町	宮津	150	45	10	6		市道	260	
423	城		五和町	城	150	45	10	5				S58.2.8
424	宮津		五和町	城	200	60	7	8		市道	80	S63.7.21
425	後浜		五和町	本郷	200	45	20	9		市道	220	
426	田中		五和町	本郷	330	40	15	12	鬼池小学校	市道	350	
427	鬼池中		五和町	本郷	280	55	20	9		市道	250	
428	天満宮南		五和町	本郷	420	30	20	10	天満宮	市道	250	
429	立石		五和町		450	50	15	22		市道	200	S60.5.4
430	古里		五和町	原	150	50	10	5	古里地域学習センター	市道	120	
431	大島		五和町	大島	600	50	40	26	浄真寺	市道	500	S52.10.13
432	若宮		五和町	向	640	70	20	19	五和東中学校	市道	460	S53.7.21
433	新開		五和町		140	40	20	9		市道	200	
434	大塘		五和町		330	40	10	10		市道	260	
435	長崎鼻		五和町		50	40	12	0	緑地利用休養センター	市道	50	
436	登		五和町		350	40	10	7		国道	80	
437	浜田		五和町	一ト尾 他	480	50	15	20		市道	160	S60.5.4
438	馬場		五和町	馬場	270	70	10	20		市道	170	S60.11.4
439	堀		五和町		250	70	15	14		市道	270	
440	大明神		五和町		170	70	15	12		市道	100	
441	大明神		五和町		150	70	20	6		市道	60	
442	栢川		五和町		40	80	12	5		市道	40	
443	浦園		五和町	浦園	85	40	20	5		県道	100	
444	貝津	(B)	五和町	貝津	150	70	15	11		県道	85	
445	貝津	(A)	五和町	貝津	130	55	12	5		市道	30	S59.1.10
446	小串		五和町	小串	350	50	10	20		市道	200	S61.12.23
447	小串	(C)	五和町	小串	190	50	5	5		市道	120	
448	松の内		五和町	須の脇	220	60	15	17	松の内公民館	県道	220	S56.2.17
449	明神丸		五和町	明神丸	340	50	30	40	桑野医院	県道	230	
450	中須		五和町	中須	320	60	50	17		市道	260	S58.2.8
451	田向		五和町	田向	480	35	50	18		市道	250	S63.7.21
452	寺田		五和町		300	40	80	11		市道	250	
453	下方		五和町		270	40	60	11		市道	300	
454	丸木場		五和町	丸木場	270	50	15	5	円教寺	市道	120	
455	小峰		五和町		310	35	40	6	五和西中学校	市道	150	
456	西瓜木場		五和町		470	40	15	10	一ノ谷地域学習センター	県道	430	
457	中の井出		五和町	平ノ迫	200	50	25	2	手野小学校	県道	60	
458	志田原		五和町	志田原	600	45	20	19		県道	90	H6.3.11
459	佃		五和町	打越	150	40	14	6		市道	100	
460	打越	1	五和町	打越	30	34	10	0	打越公民館	市道	10	
461	上野原		五和町		300	45	20	6		市道	200	
462	釜ヶ原		五和町		370	45	20	7		市道	400	
463	浦仁田		五和町		200	70	7	8		市道	200	
464	南風ノ元B	B	五和町		190	50	12	9		市道	100	
465	田代		五和町		110	45	30	2	田代公民館			
466	荒河内		五和町		210	50	7	6				
467	荒河内	(B)	五和町		170	60	10	5				
468	荒河内	(A)	五和町		200	45	15	5				
469	大野		五和町	大野	400	35	20	14				
470	上野口		五和町		220	40	10	5		市道	240	
471	野口	(C)	五和町		220	40	20	9		市道	80	
472	野口	(B)	五和町		110	60	15	5		市道	180	
473	野口	(A)	五和町		65	35	15	5		市道	90	
474	岩下		五和町		270	50	25	7	農民健康促進センター	県道	250	H6.3.11

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

I 自然

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
475	里		五和町		600	50	20	12	大渡公民館	市道	400	
476	大渡		五和町		300	45	20	6		市道	300	
477	小峰		五和町		200	40	5	5		市道	130	
478	後平		五和町		500	35	30	29	手野郵便局	市道	530	
479	丹蔵		五和町		500	45	20	19				S60.5.4
480	橋柿		五和町		1080	40	40	46	松尾神社	県道	410	
481	田向		五和町		150	60	5	8		県道	50	
482	二江		五和町	元村	1100	50	40	104	旅館竹内	県道	660	S45.3.17
483	東雲寺上		五和町		100	70	30	2	東雲寺	市道	120	
484	西三		五和町		220	55	10	14	光照寺	市道	30	S58.2.8
485	西三	2	五和町		150	60	10	5		国道	150	S58.2.8
486	通詞島		五和町	通詞島	230	70	20	27				S55.7.1
487	通詞島東		五和町	通詞島	480	70	10	43		市道	140	
488	寺田		五和町		280	40	40	11		市道	200	
489	川向		天草町	川向	120	45	20	7		市道	100	
490	村中	(A)	天草町	村中	200	45	20	12	村中自治公民館	市道	300	
491	村中	(B)	天草町	川向	300	40	15	8	福連木小学校	市道	200	
492	志田原		天草町	志田原	300	55	20	7	志田原公民館	市道	150	
493	コリウ公民館上		天草町	石立	120	30	50	4	石立公民館			
494	下田町民センター		天草町		430	40	70	30	天草町町民センター	県道	430	
495	長畑		天草町	上長畑	200	50	15	11	北医院	県道	100	H7.3.22
496	宮の本		天草町	宮の本	240	45	40	30	宮の本公民館	国道	200	S59.9.4
497	鬼海ヶ浦	1	天草町	鬼海ヶ浦	85	33	50	5		国道	90	
498	鬼海ヶ浦	B	天草町	鬼海ヶ浦	100	50	20	5		市道	100	
499	浜	(A)	天草町	浜	150	40	20	6		国道	100	
500	中村	(A)	天草町	中村	150	30	20	12		市道	300	
501	中村	(B)	天草町	中村	200	60	40	6	布教所	市道	200	
502	上野		天草町	上野	200	40	20	5		市道	200	
503	佃		天草町	佃	220	45	20	11		国道	200	
504	浜	(B)	天草町	浜	150	60	10	8		国道	100	
505	皿山		天草町	皿山	40	38	22	2	皿山自治公民館	市道	40	
506	内野		天草町	内野	300	65	20	13	天草西高等学校	市道	300	
507	大河内		天草町	大河内	200	40	30	8		県道	200	
508	諏訪	(B)	天草町	諏訪・上駄床	150	70	15	6		市道	150	S63.7.21
509	峯平		天草町	峰平	400	30	15	8		市道	400	
510	諏訪	(A)	天草町	諏訪	250	60	20	8		市道	250	S63.7.21
511	元向		天草町	元向	300	75	15	43	天草中央公民館	県道	242	S48.1.6
512	白木河内		天草町	白木	200	50	30	10		市道	200	
513	乙		天草町	乙	100	35	40	6		市道	120	
514	松下	(A)	天草町	通山・坂の下	480	70	25	44	高浜小学校	県道	200	H6.3.11
515	松下	(B)	天草町	通山	300	60	15	15	高浜駐在所	県道	100	H6.3.11
516	上河内	B	天草町	松下	150	50	30	7		市道	150	
517	上河内	A	天草町	上河内	300	45	30	16		市道	300	
518	恵美須崎	(A)	天草町	宮前	200	60	20	26		県道	200	H7.3.22
519	恵美須崎	(B)	天草町	宮前	200	50	20	6		県道	200	
520	西平	(B)	天草町	西平	150	50	20	5		市道	100	
521	西平	(C)	天草町	西平	100	40	30	5		市道	100	
522	西平	(A)	天草町	西平	200	50	50	7		市道	200	
523	西平		天草町	西平	150	40	40	6		市道	150	
524	道向		天草町	道向	150	35	10	6		市道	150	
525	美頭		天草町	美頭	200	30	10	15		市道	200	
526	黒勘根		天草町	野中	300	50	15	7		国道	200	
527	田淵	(A)	天草町	越崎	200	50	20	8		市道	100	
528	田淵	(B)	天草町	野中	120	40	10	7		国道	200	
529	里		天草町	里	300	40	20	8	もみじ保育園	市道	100	
530	西		天草町	西	300	50	20	24	西公民館	市道	190	S57.9.4
531	桑鶴		天草町	桑鶴	250	40	15	13		市道	300	S57.9.4
532	浜里		天草町	浜里	150	55	20	14	大江小学校	市道	150	
533	新田		天草町	新田	100	55	20	7		市道	100	
534	横浜		天草町	横浜	150	50	30	7	横浜公民館	市道	100	
535	唐崎		天草町	唐崎	200	40	30	8		県道	200	
536	軍ヶ浦	D	天草町	軍ヶ浦	500	45	20	45		市道	500	S57.9.4
537	軍ヶ浦	C	天草町	軍ヶ浦	250	50	20	17		市道	100	
538	軍ヶ浦	1	天草町	軍ヶ浦	90	40	50	9		国道	90	
539	軍ヶ浦	B	天草町	軍ヶ浦	200	60	15	8		国道	100	
540	軍ヶ浦	A	天草町	軍ヶ浦	100	50	15	7		国道	100	
541	向辺田		天草町	向辺田	200	40	40	12		市道	70	
542	松崎		河浦町	松崎	300	45	30	11		市道	150	
543	西高根1区		河浦町	西高根	350	50	20	11		県道	100	
544	西高根2区		河浦町	西高根	200	50	30	9		県道	100	
545	舟津1区		河浦町	船津	150	50	10	9		市道	100	
546	舟津2区		河浦町	船津	150	50	20	7		県道	100	S55.1.12
547	船津南		河浦町	船津	150	39	23	8	消防団第1分団第3部	県道	70	
548	本郷		河浦町	本郷	370	45	30	18	宮野河内郵便局	県道	200	
549	越地		河浦町	本郷	150	45	20	5		県道	150	
550	上平北		河浦町	上平	80	30	56	10				
551	上平		河浦町	平	190	50	20	5				S53.7.13
552	平床南	1	河浦町	平床	290	38	37	8		県道	70	
553	平床		河浦町	平床	300	45	50	11		県道	300	

様式1－1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

Ⅰ 自然

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
554	倉田		河浦町	平床	430	50	15	33	松本医院	県道	350	
555	平野		河浦町	平野	320	45	50	0	県立河浦高校	市道	320	
556	葛河内		河浦町		320	30	20	11	消防団第4分団第1部	県道	100	
557	今村南		河浦町	今村	60	44	32	1	集会所	県道	30	
558	板之河内分館上		河浦町	板之河内	40	51	10	0	板之河内分館	県道	40	
559	板之河内分校上		河浦町	板之河内	80	34	20	0	旧一町田小学校板之河内分校	市道	80	
560	金山		河浦町		250	30	20	6		市道	300	
561	小河内	1	河浦町		240	45	15	8		市道	200	
562	小河内	2	河浦町		250	50	30	8		市道	250	
563	中村		河浦町		370	40	30	21	河浦郵便局	県道	300	
564	下田	1	河浦町	下田	200	48	36	6		市道	60	
565	下田	2	河浦町	下田	180	36	25	6	下田公民館	市道	180	
566	小掘里	1	河浦町		100	45	30	6		市道	100	
567	小掘里	2	河浦町		190	50	20	5		市道	120	
568	馬場橋東	3	河浦町	馬場	100	32	20	3	信福寺			
569	馬場		河浦町	馬場	250	60	30	7		市道	260	
570	一本松		河浦町	一本松	150	60	70	9		国道	150	
571	白木河内		河浦町		310	50	30	7	消防団第5分団第1部	国道	100	
572	大友		河浦町	大友	290	30	75	9		国道	230	
573	久留		河浦町	久留	190	34	20	6				
574	主留	2	河浦町	主留	260	45	20	9	消防団第5分団第2部	市道	140	
575	竹崎南		河浦町	竹崎	100	39	32	1	特養老人ホーム 実相園	国道	30	
576	小島3区		河浦町	和田	420	45	20	27	消防団第6分団第3部	国道	150	H6.3.11
577	小島中央		河浦町	小島	340	42	30	17		市道	100	S63.3.31
578	小島2区		河浦町	尾崎 他	240	50	30	15		市道	250	
579	片白		河浦町	片白	150	50	40	5		市道	200	
580	西河内4区		河浦町	西河内	120	60	30	5		市道	120	
581	西河内2区		河浦町	西河内	350	45	50	12		市道	200	
582	西河内3区		河浦町	西河内	520	50	30	39	西河内公民館	市道	450	
583	月ヶ浦		河浦町		350	50	50	11	旧富津中学校	市道	350	
584	向江		河浦町	向江	780	45	30	41	公民館	国道	660	
585	崎津1区		河浦町		150	60	30	21		市道	150	
586	崎津2区		河浦町	村上	1050	60	40	163	病院、郵便局	国道	800	
587	小高浜		河浦町	小高浜	200	60	20	8		国道	50	

Ⅰ 人工

様式1－1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
1	山の手		本渡町		300	45	36	18				
2	乙女蛇		本渡町	乙女蛇	280	40	20	6		市道	100	
1	久玉		久玉町		150	40	15	7	養護老人ホーム明照園	市道	40	
2	し尿処理場上		久玉町		90	60	20	1	牛深し尿処理場			
3	新久玉	4	久玉町		130	60	30	8		市道	40	
4	岡東	2	牛深町		160	60	20	10	老人福祉センター	市道	300	
5	亀浦	1	二浦町		110	70	30	5		県道	110	
1	大楠小学校前		有明町		230	30	32	1	大楠小学校	市道	120	
2	町役場横		有明町		420	30	20	1	有明町役場			
1	河浦病院南		河浦町	三軒屋	200	45	15	5	河浦病院			

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
1	寺之尾公民館北		佐伊津町	寺ノ尾	50	34	10	1				
2	三井田橋北		佐伊津町	上在郷	60	37	15	1		市道	90	
3	原		佐伊津町	堀の内	60	34	20	1				
4	洲添川北		佐伊津町		50	32	25	4		市道	80	
5	法泉寺橋北		本渡町	本泉	90	39	20	2				
6	本泉	3	本渡町	本泉	60	40	25	1		市道	20	
7	一の瀬橋北		本渡町	下向	70	41	60	1		市道	60	
8	戸ノ原公民館東		本町	戸の原	100	31	30	1				
9	戸ノ原上奥		本町	戸の原	60	37	15	2				
10	道面北		本町	道面	50	30	15	1		県道	60	
11	横久保		本町	横久保	50	45	20	1		その他の道路	10	
12	本町公民館北		本町	寺領	60	31	15	1				
13	本町公民館南		本町	寺領	70	45	20	3				
14	福岡橋横		本町	福岡	80	31	30	1		県道	120	
15	樋ノ口橋北西		本町	福岡	130	39	60	1				
16	田原		本町	下平床	140	38	70	1		県道	200	
17	下平床公民館西	1	本町	下平床	55	30	20	1		市道	80	
18	下平床公民館西	2	本町	下平床	60	30	20	1		市道	40	
19	下平床公民館西	3	本町	下平床	50	30	20	1		市道	60	
20	平床上公民館北		本町	鉢	160	32	60	4		市道	50	
21	平床上	1	本町		80	30	40	1		県道	50	
22	平床上	2	本町		90	34	80	1		市道	100	
23	板木		本町	板木	85	45	50	1		市道	80	
24	鶴中央		本町	鶴	50	31	15	1		県道	30	
25	鶴奥		本町	鶴	60	34	10	1				
26	上鶴	1	本町	上鶴	70	34	20	1		県道	20	
27	上鶴	2	本町	上鶴	80	32	25	2				
28	洗切		戸宇土町	洗切	60	30	10	1		市道	70	
29	鶴右岸		本町	上鶴	90	39	40	1				
30	鶴下		本町	上鶴	90	40	50	1				
31	門前橋横		本町	街道	45	41	30	1		市道	20	
32	本泉橋横		本渡町		100	34	20	2		県道	140	
33	本渡斎場南	1	本渡町	山の口	50	30	35	1				
34	本渡斎場南	2	本渡町	山の口	60	36	25	1		市道	90	
35	荒田橋西	1	本渡町		55	34	20	1				
36	荒田橋西	2	本渡町		100	37	30	1				
37	荒田橋西	3	本渡町		60	37	15	2				
38	戸田代橋西	1	戸宇土町	黒仁田	50	30	15	1		県道	50	
39	戸田代橋西	2	戸宇土町	黒仁田	50	34	30	1		県道	60	
40	半河内東		戸宇土町	半河内	70	36	25	2		県道	50	
41	半河内西		戸宇土町	半河内	140	36	40	3		県道	130	
42	戸田代橋西	3	戸宇土町	黒仁田	70	49	40	1				
43	黒仁田	1	戸宇土町	黒仁田	50	30	20	1				
44	黒仁田	2	戸宇土町	黒仁田	70	36	40	1		市道	100	
45	黒仁田橋横		戸宇土町	黒仁田	60	30	20	1				
46	戸田代橋北		戸宇土町	黒仁田	65	30	15	1		県道	80	
47	溝端	1	本渡町	溝端	60	37	15	1				
48	溝端	2	本渡町	溝端	80	40	25	1		県道	40	
49	溝端	3	本渡町	溝端	230	30	10	4				
50	中山口上	2	本渡町	中山口	70	51	25	1				
51	上川原奥		本渡町	中山口	50	34	20	1		市道	50	
52	間伏川下		志柿町	中の塩屋	80	30	40	2		市道	100	
53	東宇土	1	志柿町	東宇土	100	31	30	3		市道	40	
54	東宇土	2	志柿町	東宇土	55	34	30	1				
55	野添東		志柿町	野添	100	37	30	2				
56	野添	2	志柿町	野添	70	40	25	1				
57	八坂神社西		志柿町	野添	35	37	15	1				
58	ひばりヶ丘北		志柿町		45	45	20	1				
59	ひばりヶ丘南		志柿町		60	45	20	1				
60	仲ノ浦	2	志柿町	仲ノ浦	45	30	15	4				
61	知ヶ崎団地南	1	志柿町	知ヶ崎	50	37	15	3				
62	知ヶ崎団地南	2	志柿町	知ヶ崎	60	34	20	1		国道	20	
63	本渡東中学校南西		志柿町	知ヶ崎	100	30	10	2				
64	塚田		志柿町	塚田	45	30	15	1				
65	後小手		下浦町		50	35	35	3		市道	30	
66	上船場	1	下浦町		120	30	10	2		市道	60	
67	上船場	2	下浦町		40	37	15	1				
68	船場中央		下浦町		160	36	25	1		市道	100	
69	松崎西	1	下浦町	松崎	40	45	20	2				
70	下浦第1小学校東		下浦町	松崎	60	34	20	2				
71	東外園		下浦町		50	32	25	1				
72	湯貫	1	下浦町	湯貫	40	34	20	2				
73	湯貫	2	下浦町	湯貫	35	31	15	1				
74	湯貫	3	下浦町	湯貫	100	30	25	2				
75	湯貫	4	下浦町	湯貫	80	40	25	3				
76	柿塚	1	下浦町	柿塚	50	30	20	1		市道	30	
77	柿塚	3	下浦町	柿塚	50	40	25	1		市道	20	
78	金焼3区	1	下浦町		90	34	20	2				
79	金焼3区	2	下浦町		90	41	30	2				
80	白戸		下浦町	白戸	50	30	15	2		市道	30	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
81	白戸西		下浦町		60	39	40	1		市道	40	
82	崎野	3	下浦町		210	30	20	3		市道	160	
83	戸の崎		下浦町	戸の崎	60	30	10	1				
84	亀川橋北		亀場町	通山	190	31	30	2		河川	120	
85	長野東		杵宇土町	長野	80	31	15	3		市道	110	
86	道目木湖北	1	杵宇土町	道目木	210	35	60	4		国道	40	
87	道目木湖北	2	杵宇土町	道目木	50	36	50	2				
88	道目木湖西		杵宇土町	道目木	70	32	25	1				
89	迫	1	杵宇土町	迫	90	36	50	1				
90	黒仁田奥		杵宇土町	黒仁田	60	34	40	1		市道	100	
91	八久保	1	杵宇土町	八久保	160	39	20	2				
92	八久保	2	杵宇土町	八久保	80	36	40	1				
93	梶山		杵宇土町	梶山	60	34	20	2		市道	90	
94	寺の尾		杵宇土町	寺の尾	50	42	45	1				
95	迫上	1	杵宇土町		70	41	35	1				
96	迫上	2	杵宇土町		80	39	20	1				
97	仮俣	1	杵宇土町	仮俣	110	39	40	1		県道	130	
98	仮俣	2	杵宇土町	仮俣	90	41	35	1				
99	仮俣	3	杵宇土町	仮俣	90	38	35	2				
100	樫の実鶴下		宮地岳町	樫の実鶴	140	36	50	2		市道	50	
101	樫の実鶴奥		宮地岳町	樫の実鶴	50	45	20	1				
102	長迫	1	宮地岳町	長迫	130	35	35	2		市道	100	
103	長迫公民館北東		宮地岳町	横野	210	45	60	2				
104	仏法寺東		宮地岳町	横野	80	41	30	1				
105	長迫川奥		宮地岳町	横野	100	40	25	2				
106	長迫公民館北		宮地岳町	横野	80	31	30	1				
107	長迫	2	宮地岳町	長迫	80	40	25	1				
108	平		宮地岳町	平	60	30	25	1				
109	市古木		宮地岳町	市古木	60	51	10	1				
110	市古木奥	1	宮地岳町	市古木	110	40	70	2				
111	市古木奥	2	宮地岳町	市古木	50	34	20	2				
112	市古木奥	3	宮地岳町	市古木	160	35	45	4		市道	40	
113	市古木川南	1	宮地岳町		80	45	30	1				
114	市古木川南	2	宮地岳町		90	38	35	1				
115	市古木川南	3	宮地岳町		100	36	25	1				
116	市古木川南	4	宮地岳町		50	31	15	1		市道	40	
117	中岳橋西		宮地岳町	中岳	60	30	20	1		市道	40	
118	中岳橋南		宮地岳町	中岳	70	31	30	2		国道	80	
119	中岳橋東		宮地岳町	中岳	100	34	20	3				
120	樫の木		宮地岳町	樫の木	130	30	30	2		県道	80	
121	豆木場		宮地岳町	豆木場	95	30	25	2				
122	見付河内		宮地岳町	見付河内	60	31	15	1				
123	豆木場橋東		宮地岳町	豆木場	110	30	20	3		県道	130	
124	屋形下	1	宮地岳町	屋形	240	35	35	4		国道	60	
125	屋形下	2	宮地岳町	屋形	80	40	55	1		国道	70	
126	宇土下		亀場町	宇土	90	31	60	2				
127	宇土川奥	1	亀場町	宇土	50	34	20	1				
128	宇土川奥	2	亀場町	宇土	50	37	15	1		市道	40	
129	宇土川東	1	亀場町	宇土	60	31	15	1		市道	40	
130	宇土川東	2	亀場町	宇土	60	39	20	1		市道	40	
131	宇土川東	3	亀場町	宇土	60	36	40	1		市道	40	
132	今村北		楠浦町	今村	80	34	15	2				
133	錦島	1	楠浦町	錦島	60	30	15	1		県道	15	
134	錦島	2	楠浦町	錦島	70	39	20	1		県道	60	
135	錦島	3	楠浦町	錦島	60	30	15	4				
136	大久保		楠浦町		110	48	50	1				
137	後家		楠浦町	後家	70	45	20	2				
138	横頭	1	楠浦町	横頭	100	34	20	2		市道	110	
139	横頭	2	楠浦町	横頭	80	31	15	3				
140	方原下		楠浦町	方原下	70	31	15	1		県道	60	
141	方原		楠浦町	方原	110	35	35	2		県道	10	
142	大平浜	1	楠浦町	大平	90	37	15	1		県道	50	
143	大平浜	2	楠浦町	大平	50	30	20	1		県道	20	
144	立浦北		楠浦町	立浦	215	34	20	3				
145	西宇土	2	志柿町	西宇土	200	39	65	1		市道	220	
146	亀場町南	1	亀場町		90	37	15	4				
147	上川原東			上川原	50	45	15	3		市道	30	
148	中山口上	4	本渡町	中山口	70	30	15	1				
149	白石		下浦町		110	39	20	2				
150	金焼	3	下浦町	2区	70	45	15	1				
151	西外園	2	下浦町		130	48	20	1		市道	120	
152	亀場町南	2	亀場町		80	30	10	2				
153	下河内				60	34	30	1		市道	70	
154	金之入		宮地岳町		80	37	30	1				
155	豆木場	2	宮地岳町	豆木場	50	41	30	1				
156	迫	3	杵宇土町	迫	130	37	45	1		市道	140	
157	道目木		杵宇土町	道目木	40	39	20	1				
158	門口橋西		杵宇土町	久久山平床	180	36	150	1		河川	130	
159	銚		本町	銚	200	46	30	2		市道	400	
160	鶴		本町	鶴	200	30	8	2				

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
161	杵ノ原	2	本町	杵ノ原	100	35	25	4		市道	70	
162	宇土		亀場町		80	40	35	4		市道	80	
163	立浦	1	楠浦町	立浦	130	70	8	4		市道	30	
164	観音		楠浦町	観音	200	75	30	4				
165	樫の実鶴		宮地岳町	樫の実鶴	240	60	30	4		市道	220	
166	屋形	1	宮地岳町	屋形	140	45	30	4		市道	110	
167	村	1	宮地岳町	村	120	50	30	4				
168	村	2	宮地岳町	平	320	55	30	4		県道	30	
169	中岳	2	宮地岳町	中岳	80	35	20	3		市道	40	
170	間伏		志柿町	間伏	150	35	30	1				
171	江浦須森		下浦町		110	65	20	4		市道	20	
172	石場		下浦町		140	45	10	2		県道	80	
173	金焼	1	下浦町		60	55	15	2		県道	70	
174	太田		二浦町		70	60	10	2		市道	50	
175	上出河内		二浦町		90	60	30	3		その他の道路	110	
176	中出河内		二浦町		70	80	10	2				
177	亀浦	2	二浦町		30	60	30	2		県道	50	
178	浜田		二浦町		20	40	10	1				
179	白石	1	二浦町		50	60	20	2		その他の道路	70	
180	白石	2	二浦町		35	60	20	1				
181	春道		二浦町		70	50	15	2				
182	八良木		魚貫町		25	30	15	1		その他の道路	20	
183	福津	1	魚貫町		20	70	15	1		その他の道路	20	
184	福津	2	魚貫町		60	60	7	2		その他の道路	15	
185	福津	3	魚貫町		50	40	7	2		河川	50	
186	福津	4	魚貫町		80	45	50	4		市道	80	
187	福津	6	魚貫町		130	60	10	1		市道	40	
188	福津	7	魚貫町		35	50	20	1		市道	50	
189	福津	8	魚貫町		30	65	10	1		市道	30	
190	福津	9	魚貫町		35	75	5	1		河川	40	
191	浦越	1	魚貫町		50	60	15	2				
192	浦越	3	魚貫町		30	70	20	1		県道	60	
193	浦越	4	魚貫町		60	70	20	2		県道	15	
194	魚貫隧道上		魚貫町		100	60	20	4		県道	90	
195	浦越	5	魚貫町		60	65	20	3		市道	60	
196	浦越	6	魚貫町		40	40	20	1		県道	25	
197	里浦	1	魚貫町		40	50	25	1		市道	40	
198	里浦	2	魚貫町		40	30	17	2		市道	40	
199	里浦	3	魚貫町		30	60	20	1		河川	30	
200	里浦	4	魚貫町		40	80	10	1				
201	里浦	5	魚貫町		30	50	15	2				
202	池田	1	魚貫町		50	60	15	1				
203	池田	2	魚貫町		50	75	15	2				
204	池田	3	魚貫町		50	70	20	1		市道	70	
205	池田	4	魚貫町		100	70	20	2		市道	90	
206	池田	5	魚貫町		40	50	20	1		市道	70	
207	池田	6	魚貫町		25	60	10	1		市道	20	
208	里浦湾	1	魚貫町		30	60	15	1				
209	池田の池		魚貫町		60	40	10	1		市道	75	
210	里浦湾	2	魚貫町		30	70	20	1		市道	30	
211	里浦湾	3	魚貫町		80	40	20	4				
212	里浦湾	4	魚貫町		40	70	15	2				
213	銭亀	1	魚貫町		30	80	10	1		市道	50	
214	銭亀	2	魚貫町		30	60	10	1		市道	25	
215	魚貫		牛深町		25	60	13	1		県道	20	
216	中山		二浦町		60	75	20	3		市道	30	
217	早浦	1	二浦町		40	75	20	3		河川	30	
218	早浦	2	二浦町		90	60	15	2				
219	早浦	3	二浦町		30	70	10	1		その他の道路	10	
220	早浦	4	二浦町		40	60	10	2		市道	50	
221	中良木		久玉町		20	70	5	1		その他の道路	10	
222	出河内		久玉町		40	80	10	1		市道	50	
223	出河内橋上		久玉町		70	50	15	3		市道	80	
224	内の原	2	久玉町		60	60	15	2				
225	内の原	3	久玉町		100	40	20	4				
226	内の原	4	久玉町		70	40	10	2		市道	100	
227	浅海湾		深海町		30	75	10	1		県道	40	
228	深海湾	2	深海町		40	60	25	1		県道	70	
229	下平	1	深海町		80	15	40	4		その他の道路	30	
230	下平	2	深海町		70	40	20	2		河川	30	
231	辰ヶ越	1	牛深町		40	40	25	1		市道	50	
232	中浦	12	久玉町		20	40	10	1		市道	25	
233	辰ヶ越	2	牛深町		93	45	25	1		市道	80	
234	辰ヶ越	3	牛深町		50	45	30	2		市道	10	
235	辰ヶ越	4	牛深町		90	45	50	1		河川	90	
236	辰ヶ越	5	牛深町		50	40	30	1		市道	65	
237	吉田	1	久玉町		70	30	30	1		市道	20	
238	吉田	2	久玉町		40	40	50	1		市道	50	
239	茂串	1	牛深町		50	50	30	2		河川	50	
240	茂串	2	牛深町		30	45	15	1		市道	20	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
241	茂串	3	牛深町		40	45	30	1		県道	80	
242	茂串	4	牛深町		40	35	20	3		県道	20	
243	小浦		牛深町		60	45	20	1		市道	20	
244	茂串湾	1	牛深町		40	45	25	2				
245	吉田	5	久玉町		40	40	20	3		市道	40	
246	久玉	1	久玉町		60	35	15	3		市道	60	
247	久玉	6	久玉町		50	35	15	1				
248	久玉	7	久玉町		40	40	13	1				
249	久玉	8	久玉町		35	40	20	3		県道	50	
250	明石		久玉町		80	45	25	2		県道	50	
251	新田	1	久玉町		40	50	20	1		県道	30	
252	新田	2	久玉町		90	45	30	3		県道	110	
253	新田	3	久玉町		140	45	25	4		市道	50	
254	新田	4	久玉町		60	45	35	2		市道	20	
255	新田	5	久玉町		130	50	15	4		市道	90	
256	新田	6	久玉町		25	50	15	1				
257	新田	7	久玉町		30	40	20	2				
258	中浦	1	久玉町		30	45	25	1		その他の道路	35	
259	中浦	2	久玉町		120	45	25	3				
260	中浦	4	久玉町		150	45	10	3		県道	120	
261	中浦	5	久玉町		170	40	50	3		県道	240	
262	中浦	6	久玉町		50	45	35	1				
263	中浦	7	久玉町		40	50	20	1		県道	40	
264	中浦	9	久玉町		30	45	30	1		河川	30	
265	大野浦	1	久玉町		90	40	30	4		河川	100	
266	大野浦	2	久玉町		46	40	20	2		その他の道路	60	
267	中浦	10	久玉町		110	40	25	3		市道	120	
268	中浦	11	久玉町		40	45	20	1		市道	30	
269	新久玉	1	久玉町		60	40	15	2		市道	20	
270	新久玉	2	久玉町		30	60	15	1		市道	20	
271	新久玉	3	牛深町		20	50	10	1		市道	10	
272	岡東	1	牛深町		20	40	15	1		その他の道路	30	
273	岡東	3	牛深町		65	50	20	1		市道	60	
274	岡東	4	牛深町		40	40	12	4				
275	須口	1	牛深町		20	45	20	1				
276	鬼塚	1	牛深町		55	40	25	2				
277	えびす憩いの広場上	2	牛深町		80	45	35	1		市道	80	
278	黒田	1	牛深町		40	30	15	2		市道	20	
279	春這	1	牛深町		30	35	20	1				
280	米渕	2	牛深町		40	40	30	1		市道	50	
281	米渕	3	牛深町		48	40	35	2		市道	50	
282	米渕	4	牛深町		20	55	10	1		市道	20	
283	砂月湾		牛深町		35	40	30	1		市道	50	
284	枇杷首入口		牛深町		25	40	15	1				
285	出の串	4	牛深町		50	35	20	2		市道	30	
286	深海漁港	2	深海町		100	45	10	4		市道	40	
287	深海漁港	3	深海町		45	40	35	2		市道	20	
288	亀崎	3	牛深町		50	45	25	3		市道	30	
289	蟹掃除	2	牛深町		25	45	30	1		市道	40	
290	上ノ倉	1	牛深町		60	45	40	2		市道	60	
291	上ノ倉	3	牛深町		15	35	25	1				
292	上ノ倉	4	牛深町		50	35	30	2				
293	内の原	1	久玉町		110	60	15	4		市道	50	
294	牛深八幡宮北		牛深町		28	45	12	4				
295	哉多良		牛深町		40	45	30	2		県道	10	
296	明石	(B)	久玉町		280	50	40	3		市道	100	
297	亀崎		牛深町		90	45	25	4		市道	20	
298	米渕	(B)	牛深町		220	40	40	4				
299	黒田	2	牛深町		50	45	25	4		市道	50	
300	えびす憩いの広場上	(B)	牛深町		30	70	10	1		市道	40	
301	無線漁協同組合上		牛深町		60	50	30	1	牛深漁業無線局	市道	70	
302	井出迫		牛深町		70	40	30	4		市道	50	
303	唐干田		魚貴町		130	60	20	3		市道	100	
304	椎葉		二浦町		50	60	50	2		市道	50	
305	中浦	(B)	久玉町		20	45	25	1		その他の道路	20	
306	大浦漁港	1	有明町	大浦	30	30	6	1				
307	大浦漁港	2	有明町	大浦	25	32	5	1				
308	山浦	1	有明町	山浦	125	41	14	2		市道	30	
309	山浦	2	有明町	山浦	110	30	20	2				
310	山浦	3	有明町	山浦	110	34	42	3		市道	110	
311	大浦	1	有明町	大浦	100	37	36	1		国道	150	
312	大浦	2	有明町	大浦	65	34	20	1		市道	70	
313	大浦	4	有明町	大浦	55	39	8	1		県道	10	
314	大間崎	3	有明町		60	32	12	1				
315	大楠小学校前	3	有明町		75	45	18	2		県道	80	
316	大浦池		有明町		38	30	8	1				
317	小畦橋		有明町	小畦	215	37	35	4		国道	220	
318	海老養殖場北西	1	有明町		70	48	10	1				
319	海老養殖場北西	2	有明町		65	36	20	1				
320	海老養殖場北西	3	有明町		95	38	20	1				

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
321	八千古島		有明町		75	36	27	2		市道	80	
322	大楠干拓	1	有明町		140	41	38	2		市道	150	
323	楠浦漁港		有明町		155	34	25	2		市道	160	
324	大楠干拓	2	有明町		60	32	12	4				
325	蛤 里	1	有明町	蛤 里	125	42	25	2		市道	80	
326	蛤 里	2	有明町	蛤 里	30	40	10	1				
327	蛤 里	3	有明町	蛤 里	40	48	10	1		市道	40	
328	蛤 里	4	有明町	蛤 里	100	36	14	1		市道	80	
329	蛤 里	6	有明町	蛤 里	110	37	12	3				
330	蛤 里	7	有明町	蛤 里	150	33	28	1		市道	60	
331	仏崎観音		有明町	蛤 里	165	38	35	1		市道	10	
332	黒洲	1	有明町	黒洲	45	37	10	1		市道	10	
333	黒洲	2	有明町	黒洲	130	34	22	2		市道	70	
334	黒洲	3	有明町	黒洲	65	45	20	1		市道	30	
335	黒洲	4	有明町	黒洲	75	34	10	1		市道	30	
336	黒洲	5	有明町	黒洲	120	36	10	3		市道	150	
337	下毛	3	有明町	下毛	70	35	18	2		河川	80	
338	下毛	4	有明町	下毛	45	43	14	1				
339	楠浦公民館北		有明町		50	36	30	1		河川	60	
340	山浦	1	有明町	山浦	120	38	70	2		市道	120	
341	下村	1	有明町	下村	50	41	14	2				
342	下村	2	有明町	下村	80	35	22	2		市道	100	
343	下村	3	有明町	下村	40	32	12	1		県道	50	
344	松島町境	1	有明町	江の浦	45	32	20	1		河川	50	
345	松島町境	2	有明町	江の浦	34	37	12	1		市道	20	
346	松島町境	3	有明町	江の浦	40	36	20	1		市道	20	
347	江の浦	1	有明町	江の浦	50	34	32	2		県道	30	
348	江の浦	2	有明町	江の浦	30	38	10	1				
349	下村	4	有明町	下村	50	32	32	3		市道	60	
350	下村	5	有明町	下村	110	33	20	2		市道	130	
351	中津浦		有明町	中津浦	100	42	100	2		市道	100	
352	須子	4	有明町	須子	105	30	14	3		国道	110	
353	須子東区集会所上		有明町	須子	75	44	24	1		市道	75	
354	須子	2	有明町	須子	105	38	14	1		市道	20	
355	庄屋口橋		有明町	須子	60	37	6	2		市道	20	
356	須子漁港前		有明町	須子	50	34	22	2				
357	赤崎山浦	1	有明町	山浦	130	36	15	1		市道	90	
358	赤崎山浦	2	有明町	山浦	65	42	8	1				
359	赤崎山浦	3	有明町	山浦	40	38	10	1		市道	20	
360	赤崎山浦	4	有明町	山浦	120	39	54	2				
361	開田	1	有明町	開田	35	37	12	1				
362	開田	2	有明町	開田	65	37	24	1		市道	40	
363	開田	3	有明町	開田	60	35	14	1		市道	60	
364	開田	4	有明町	開田	45	35	42	2				
365	開田	5	有明町	開田	60	34	34	2		市道	40	
366	大野		有明町	前大野	60	37	33	1		市道	80	
367	御幸ヶ浜	1	有明町	赤崎	160	36	45	1				
368	八幡社横		有明町	赤崎	50	52	20	1		市道	50	
369	東迫川		有明町	赤崎	55	31	18	1		市道	60	
370	赤崎	2	有明町	赤崎	110	36	42	1		河川	100	
371	赤崎	3	有明町	赤崎	25	36	10	1		市道	25	
372	赤崎	4	有明町	赤崎	50	35	18	1		市道	50	
373	天満宮横		有明町	赤崎	220	32	26	4		市道	150	
374	上水場横		有明町	赤崎	120	38	46	2		市道	80	
375	赤崎	6	有明町	赤崎	50	43	24	1		河川	70	
376	有明総合グラウンド北		有明町	下津江	35	43	12	3				
377	四郎ヶ浜		有明町	下津江	30	34	10	2		国道	30	
378	下津江	1	有明町	下津江	40	32	10	3				
379	下津江	2	有明町	下津江	80	32	12	4		市道	100	
380	下津江	3	有明町	下津江	50	36	18	2		市道	10	
381	下津江	4	有明町	下津江	70	40	10	3		市道	80	
382	下津江	5	有明町	美ノ越	90	34	24	1		市道	70	
383	下津江	6	有明町	美ノ越	90	40	15	1		河川	90	
384	前大野	1	有明町	前大野	50	34	15	2				
385	前大野	2	有明町	前大野	35	39	8	1		市道	35	
386	美ノ越	1	有明町	美ノ越	90	33	22	2		市道	100	
387	美ノ越	2	有明町	美ノ越	60	39	24	3		河川	100	
388	美ノ越	3	有明町	美ノ越	75	35	14	1		国道	50	
389	上津浦永田	1	有明町	美ノ越	110	32	24	2				
390	美ノ越	4	有明町	美ノ越	100	39	26	2		市道	100	
391	内山川		有明町	内山	190	34	62	1		市道	190	
392	本村		有明町	内山	50	31	14	3		河川	60	
393	向村		有明町	向村	60	31	23	2		県道	70	
394	沢迫池		有明町	横浜	150	36	22	2		県道	100	
395	上津浦港		有明町	横浜	30	30	10	1		市道	30	
396	谷合	2	有明町	谷合	130	30	30	2		河川	150	
397	谷合	3	有明町	谷合	90	37	23	4				
398	谷合	4	有明町	谷合	180	31	18	3		河川	80	
399	山川		有明町	山川	230	35	42	2		県道	70	
400	八天宮横		有明町	山川	55	38	32	1		市道	55	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
401	下津浦		有明町	山浦	90	35	40	1		市道	130	
402	山浦	1	有明町	山浦	110	37	26	1		市道	110	
403	山浦	2	有明町	山浦	80	34	32	2		市道	70	
404	山浦	3	有明町	山浦	100	31	25	1		河川	50	
405	栗嶋宮上		有明町	山浦	60	35	40	2		市道	50	
406	山浦	4	有明町	山浦	160	38	45	2		市道	120	
407	山浦	5	有明町	山浦	75	39	42	1		市道	90	
408	山浦	6	有明町	山浦	75	40	16	1				
409	平山	1	有明町	平山	75	46	44	1		市道	60	
410	平山	2	有明町	平山	85	35	24	1				
411	荻ノ平	1	有明町	荻ノ平	70	37	40	1		県道	10	
412	荻ノ平	2	有明町	荻ノ平	190	30	17	2		市道	70	
413	荻ノ平	3	有明町	荻ノ平	80	33	14	2				
414	荻ノ平	4	有明町	荻ノ平	60	36	28	1				
415	荻ノ平	5	有明町	荻ノ平	70	36	44	1		市道	50	
416	宮本	1	有明町	宮本	90	38	46	1		県道	80	
417	下津浦港		有明町	鯨道	60	42	10	1		国道	50	
418	鯨道		有明町	鯨道	110	40	30	3		国道	110	
419	福井田	1	有明町	福井田	55	34	12	1				
420	福井田	2	有明町	福井田	40	38	10	1				
421	福井田	3	有明町	福井田	45	31	12	1				
422	福井田	4	有明町	福井田	120	41	28	4		河川	120	
423	山仁田		有明町	山仁田	50	34	10	2		市道	50	
424	鷺口	1	有明町	鷺口	43	38	18	1				
425	鷺口	2	有明町	鷺口	130	37	32	2				
426	小島子	1	有明町	鷺口	50	32	12	1		国道	30	
427	小島子	2	有明町	鷺口	35	31	24	1		国道	35	
428	小島子	3	有明町	鷺口	110	34	20	2				
429	小島子	4	有明町	鷺口	70	34	24	2				
430	小島子	6	有明町	鷺口	80	36	20	1		市道	90	
431	小島子	7	有明町	鷺口	60	31	14	1		市道	50	
432	小島子	8	有明町	鷺口	85	36	16	1		市道	70	
433	小島子	9	有明町	鷺口	100	41	18	1		市道	100	
434	小島子	10	有明町	鷺口	80	32	40	1		市道	80	
435	鷺口川河口		有明町	鷺口	120	42	18	2		国道	60	
436	海老養殖場前	1	有明町	鷺口	140	37	12	3		国道	140	
437	海老養殖場前	3	有明町	鷺口	160	36	33	1				
438	海老養殖場前	4	有明町	鷺口	90	31	30	1				
439	海老養殖場前	5	有明町	鷺口	45	34	12	1				
440	村中池前		有明町	上	30	39	8	1				
441	観音堂下	2	有明町	上	70	41	44	1		市道	70	
442	上	1	有明町	上	25	31	6	1				
443	上	2	有明町	上	70	37	18	1		市道	70	
444	八幡宮下		有明町	上	110	32	10	1		市道	10	
445	大島子		有明町	大矢	110	30	25	1		市道	110	
446	大矢	1	有明町	大矢	70	38	18	3		国道	60	
447	大矢	2	有明町	大矢	70	32	12	1		市道	50	
448	大矢	3	有明町	大矢	60	37	15	1		市道	60	
449	大矢	4	有明町	大矢	50	36	5	1				
450	大矢	5	有明町	大矢	100	36	16	2		国道	60	
451	宮本	2	有明町	宮本	60	40	30	1		河川	80	
452	山浦	4	有明町	山浦	40	40	20	1		市道	10	
453	赤崎	6	有明町	赤崎	50	41	14	2		市道	60	
454	杉の浦		有明町	杉の浦	200	30	30	4		市道	220	
455	山浦	(3)	有明町	山浦	150	47	20	2		市道	170	
456	砥石川		有明町	砥石川	250	30	15	4		市道	100	
457	平山		有明町	平山	70	45	12	3				
458	横峯		有明町	横峯	100	40	15	4		市道	100	
459	中瀬戸橋北東	2	御所浦町	嵐口	50	36	40	1		県道	50	
460	中瀬戸橋北東	3	御所浦町	嵐口	70	34	20	3				
461	越地東		御所浦町	越地	110	36	50	1		市道	110	
462	江口		御所浦町	江口	130	31	70	2				
463	田の尻		御所浦町	田の尻	50	30	40	1				
464	鳴川下		御所浦町	唐木崎	110	42	40	1		県道	130	
465	中瀬戸橋南東	2	御所浦町	洲の田	100	43	75	3		河川	120	
466	中瀬戸橋西	1	御所浦町	長浦	50	31	30	1		市道	50	
467	中瀬戸橋西	2	御所浦町	長浦	60	40	25	2				
468	中瀬戸橋西	3	御所浦町	長浦	60	45	20	3				
469	牧の島トンネル東		御所浦町	長浦	50	40	25	2		市道	50	
470	牧の島トンネル西		御所浦町	長浦	200	36	40	3				
471	長浦漁港東		御所浦町	櫻の浦	180	45	20	3		市道	180	
472	田の水	1	御所浦町	田の水	50	48	20	4		市道	50	
473	田の水	2	御所浦町	田の水	40	37	30	1		市道	20	
474	田の水	3	御所浦町	田の水	100	45	20	3		市道	30	
475	牧向東	1	御所浦町	牧向	90	36	25	2		市道	60	
476	牧向東	2	御所浦町	牧向	70	36	25	3		市道	70	
477	大通越		御所浦町	大通越	50	31	10	1				
478	柁ノ木港東		御所浦町	柁ノ木	150	45	50	2		市道	150	
479	ヤキ崎南		御所浦町		200	41	35	1		市道	150	
480	与一ヶ浦港南		御所浦町	与一ヶ浦	100	35	55	1				

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
481	牧向西		御所浦町	牧向	170	30	20	3		市道	170	
482	西ノ原	2	倉岳町	西ノ原	260	44	55	2		河川	260	
483	西ノ原	3	倉岳町	西ノ原	100	30	45	4		河川	50	
484	小崎	3	倉岳町	小崎	80	41	30	1				
485	小崎	2	倉岳町	小崎	80	42	40	1				
486	山崎	3	倉岳町	山崎	200	34	20	2				
487	宮崎		倉岳町	宮崎	90	37	15	1		市道	100	
488	中浦	2	倉岳町	中浦	30	34	20	2				
489	引地	2	倉岳町	引地	70	30	20	1				
490	引地	3	倉岳町	引地	80	37	15	1				
491	藤川	2	倉岳町	藤川	90	30	60	1		市道	90	
492	岩下	2	倉岳町	岩下	100	45	60	1		河川	80	
493	中原	2	倉岳町	中原	30	31	10	1				
494	名桐	2	倉岳町	名桐	50	34	20	1				
495	名桐	3	倉岳町	名桐	30	34	20	1				
496	赤仁田	2	倉岳町	名桐	30	32	25	1				
497	名桐	4	倉岳町	名桐	150	36	25	4				
498	曲迫	2	倉岳町	曲迫	40	34	20	1		市道	40	
499	小串		倉岳町	小串	45	34	30	1		河川	50	
500	小浦	3	倉岳町	小浦	80	34	30	2		市道	50	
501	目玉	2	倉岳町	目玉	100	32	25	1		市道	100	
502	目玉	3	倉岳町	目玉	50	31	15	1				
503	鳴川上		倉岳町	鳴川	50	34	30	2		市道	50	
504	鳴川	2	倉岳町	鳴川	40	31	15	1		市道	10	
505	赤仁田		倉岳町	大仁田	240	35	30	3		市道	100	
506	大窪		倉岳町	大窪	350	30	15	4		市道	150	
507	大谷		倉岳町	大谷	300	35	30	2				
508	曲迫		倉岳町	曲迫	130	30	15	1		市道	100	
509	小串川		倉岳町	小串川	400	30	10	3		市道	300	
510	目玉		倉岳町	目玉	400	40	10	4		市道	200	
511	大野		倉岳町	大野	200	45	10	2		市道	100	
512	藤川		倉岳町	藤川	250	60	12	3		市道	250	
513	家久栄		倉岳町	家久栄	240	30	30	1				
514	葉山	(B)	倉岳町	葉山	250	45	10	4				
515	西ノ原	(A)	倉岳町	西ノ原	80	30	20	3				
516	境目		倉岳町	境目	250	45	10	3		市道	300	
517	梅ノ木		倉岳町	梅ノ木	180	30	25	3		市道	60	
518	宗土岐	3	栖本町	宗土岐	80	38	70	1		市道	120	
519	宗土岐	2	栖本町	宗土岐	30	34	20	1				
520	山浦	4	栖本町	山浦	40	45	12	1				
521	山浦	3	栖本町	山浦	110	35	55	1		市道	120	
522	山浦	2	栖本町	山浦	170	37	30	2		市道	100	
523	中村		栖本町	中村	60	34	60	1		河川	20	
524	中門		栖本町	中門	40	36	100	1		市道	110	
525	大河内下	4	栖本町	大河内下	35	39	8	1				
526	大河内下	3	栖本町	大河内下	70	40	15	1				
527	大河内下	2	栖本町	大河内下	160	45	18	1		県道	10	
528	大河内上	1	栖本町	大河内上	110	39	20	1		河川・市道	80・70	
529	大河内上	2	栖本町	大河内上	40	36	10	1				
530	黒地	1	栖本町	黒地	40	40	10	1		市道	20	
531	中野		栖本町	中野	50	40	15	1		県道	50	
532	清水	2	栖本町	清水	90	36	10	3				
533	中村	2	栖本町	中村	100	50	12	2		市道	150	
534	中村	1	栖本町	中村	160	36	35	2		市道	120	
535	東		栖本町	東	40	53	8	1				
536	塩浜	5	栖本町	塩浜	80	30	5	1				
537	塩浜	3	栖本町	塩浜	120	34	15	4		県道	170	
538	塩浜	2	栖本町	塩浜	70	40	10	1		市道	50	
539	梅津停留所前	2	栖本町		70	33	14	1		市道	50	
540	梅津停留所前	1	栖本町		70	38	20	1		市道	70	
541	馬場南		栖本町		110	33	25	1		市道	150	
542	馬場西		栖本町		25	34	8	1		市道	20	
543	龍ノ口	2	栖本町	龍ノ口	45	34	12	1				
544	山浦		栖本町	山浦	40	35	18	1				
545	火の玉	2	栖本町	山浦	70	39	12	1		市道	40	
546	火の玉	1	栖本町	山浦	60	45	8	1				
547	火の玉	3	栖本町	山浦	50	34	20	1		市道	30	
548	井手尾		栖本町	井手尾	200	40	25	2		市道	20	
549	中	(A)	栖本町	松葉	240	45	25	3		市道	200	S61.12.23
550	久木山	A	栖本町	久木山	250	40	10	4		国道	250	S59.1.10
551	平木場	2	栖本町	平木場	100	30	30	4				
552	平木場	1	栖本町	平木場	150	40	20	3		県道	200	
553	小平		栖本町	小平	100	35	30	1		県道	200	
554	大河内	(2)	栖本町	大河内	350	30	30	4		県道	150	
555	中ノ門	2	栖本町	中ノ門	150	35	50	3		市道	100	
556	五反田	1	栖本町	五反田	100	45	30	4		県道	100	
557	五反田	2	栖本町	五反田	160	45	15	1		県道	200	
558	上火の玉		栖本町	上火の玉	150	35	15	3		市道	200	
559	大久保		栖本町	大久保	120	35	20	2				
560	竜の口		栖本町	竜の口	200	35	40	4				

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
561	亀の迫		栖本町	亀の迫	160	40	20	4		市道	100	
562	畠田		栖本町	畠田	200	30	30	3		市道	200	
563	下松尾		栖本町	下松尾	150	30	20	3		国道	600	
564	上久保		栖本町	上久保	220	45	30	4		国道	100	
565	三の塩浜		栖本町	三の塩浜	180	50	30	4		市道	100	
566	上柳田		栖本町	上柳田	150	40	30	4		県道	100	
567	櫻浦	1	新和町	櫻浦	60	45	20	1		市道	70	
568	櫻浦	2	新和町	櫻浦	80	45	30	2		その他の道路	30	
569	流合川口		新和町		80	42	40	2		市道	100	
570	新田	2	新和町	新田	50	37	15	1		市道	40	
571	立石		新和町		120			1				
572	立	3	新和町		50	45	10	1				
573	立	4	新和町		50	45	20	2				
574	久保	1	新和町	久保	50	34	10	1		市道	20	
575	久保	2	新和町	久保	50	45	15	1		市道	30	
576	久保	3	新和町	久保	70	45	15	2				
577	二本木	3	新和町	二本木	100	35	35	1				
578	宮地浦		新和町	宮地浦	45	34	20	1				
579	宮地浦湾		新和町		70	40	25	3				
580	馬場上	3	新和町	馬場上	170	35	35	1				
581	馬場下	1	新和町	馬場下	50	45	10	1				
582	馬場下	2	新和町	馬場下	60	34	10	4		県道	100	
583	馬場下	3	新和町	馬場下	50	45	20	1				
584	小宮地北		新和町		50	31	15	1				
585	馬場上	2	新和町	馬場上	50	45	20	1				
586	棒の鶴		新和町	棒の鶴	70	40	50	1				
587	観音崎		新和町		50	45	30	3		その他の道路	90	
588	中田港		新和町		70	52	45	1		その他の道路	80	
589	東	1	新和町	東	30	39	20	1		県道	40	
590	東	2	新和町	東	70	53	30	1		県道	80	
591	東	3	新和町	東	110	36	50	1		市道	30	
592	東	4	新和町	東	80	34	20	1				
593	東	5	新和町	東	60	30	20	3		市道	120	
594	東	6	新和町	東	70	34	40	2		市道	60	
595	東	7	新和町	東	50	37	15	1				
596	東	8	新和町	東	50	39	20	1		その他の道路	50	
597	村中	1	新和町	村中	50	37	15	1				
598	村中	2	新和町	村中	45	41	30	2				
599	村中	3	新和町	村中	50	37	15	1				
600	村中	4	新和町	村中	50	37	15	1				
601	砂原		新和町	村中	50	39	20	1				
602	村中	5	新和町	村中	50	45	30	1		市道	80	
603	西	1	新和町	西	60	45	30	2		市道	40	
604	西	2	新和町	西	50	31	40	1		県道	20	
605	赤城山下	1	新和町	蛍目	40	34	10	1		その他の道路	30	
606	赤城山下	2	新和町	蛍目	35	34	20	1				
607	碓石上	1	新和町	蛍目	140	31	30	2		その他の道路	130	
608	蛍目	2	新和町	蛍目	70	34	15	1				
609	赤木場橋上		新和町	蛍目	60	51	50	2		県道	80	
610	蛍目	3	新和町	蛍目	50	45	10	1		県道	30	
611	蛍目	4	新和町	蛍目	40	37	15	1		県道	30	
612	蛍目	5	新和町	蛍目	50	45	15	1		県道	10	
613	蛍目	6	新和町	蛍目	40	34	20	1		その他の道路	40	
614	碓石上	2	新和町	碓石上	40	45	15	1		市道	80	
615	碓石上	3	新和町	碓石上	60	32	25	1		市道	40	
616	碓石	2	新和町		50	45	10	1				
617	碓石下	4	新和町	碓石下	60	34	20	1				
618	碓石	3	新和町		60	31	60	1				
619	碓石下	5	新和町	碓石下	50	40	25	1		県道	30	
620	中浪	2	新和町	中浪	120	35	70	2		県道	130	
621	中浪	3	新和町	中浪	50	34	20	1		河川	80	
622	中央		新和町	中央	60	34	20	1		市道	70	
623	宮地橋		新和町	大宮	70	45	80	1		県道	80	
624	村中	7	新和町	村中	50	34	10	1				
625	切越		新和町	切越	60	37	15	3				
626	赤古場		新和町	赤古場	120	34	15	2		県道	110	
627	村中北		新和町	村中	40	34	15	1		県道	30	
628	小宮路	1	新和町	宮地浦	40	34	20	1		市道	30	
629	小宮路	2	新和町	宮地浦	40	37	15	1		市道	40	
630	西本浦		新和町	馬場下	100	40	10	4		市道	100	
631	柱崎		新和町	柱崎	200	40	15	4		市道	200	
632	馬場上		新和町	馬場上	210	45	5	4		市道	210	
633	葛根尾		新和町	馬場上	180	30	5	3		河川	50	
634	諏訪	2	新和町	寒の平	150	40	10	4		市道	150	
635	赤崎		新和町	赤崎	180	50	10	4				S61.12.23
636	寺迫		新和町	高根	260	50	20	4		市道	150	
637	二垣		新和町	二垣	140	50	20	1		市道	140	
638	中野		新和町	中浪	250	40	20	2				
639	長野		新和町	長野	150	45	15	4		市道	150	
640	田渕		新和町	田渕	100	40	12	2		県道	20	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共の建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
641	大石		新和町	大石	70	60	15	3		市道	70	
642	春野		新和町	春野	100	45	35	4		市道	145	
643	春野	2	新和町	春野	70	35	10	2		市道	100	
644	城平	1	新和町	城迫	90	40	12	2		市道	90	
645	城平	2	新和町	城迫	100	40	12	3		市道	150	
646	城平	3	新和町	城迫	135	45	20	3		市道	100	
647	毛正田	1	新和町	毛正田	110	30	10	1				
648	雁山口		新和町	碓石下	25	60	5	1				
649	上清田		新和町	大淵	110	50	15	4				
650	知連迫		新和町	東	110	55	18	2		市道	30	
651	御領東	2	五和町		50	65	15	1		国道	10	
652	下御領		五和町		40	65	15	1				
653	古里東		五和町	大島	120	50	10	4		市道	90	S63.7.21
654	大島下		五和町	大島	40	70	10	1				
655	鬼池南	1	五和町		30	40	30	1		市道	40	
656	鬼池南	2	五和町		40	25	20	1		市道	50	
657	鬼池南	3	五和町		50	45	20	2		市道	50	
658	城下	1	五和町	宮津	60	50	7	2		県道	10	
659	城下	2	五和町	宮津	80	50	5	3		県道	10	
660	友辻南		五和町	友辻	60	50	30	1		県道	80	
661	友辻中		五和町	友辻	100	70	5	2		県道	100	
662	御領西		五和町		40	40	8	1	引坂地区営農配水池	県道	40	
663	釘原口		五和町		30	70	8	1		市道	20	
664	登下		五和町	登	120	65	5	4		市道	100	
665	上山の木		五和町	山の木	70	70	10	3				
666	大明神東		五和町	大明神	70	65	6	1				
667	大明神中		五和町	大明神	140	60	5	2		市道	20	
668	北山浦	2	五和町	北山浦	60	35	10	1		市道	50	
669	北山浦	3	五和町	北山浦	40	60	10	1				
670	北山浦	4	五和町	北山浦	50	45	15	1		市道	30	
671	北山浦口		五和町	北山浦	60	40	15	1		市道	20	
672	中山浦	1	五和町	中山浦	50	40	10	1				
673	中山浦	2	五和町	中山浦	40	60	7	2				
674	中山浦	3	五和町	中山浦	60	35	20	1		市道	70	
675	打越上	1	五和町	打越	90	45	20	1		その他の道路	120	
676	上南山浦	1	五和町	南山浦	80	40	10	1	弘法大師堂	その他の道路	50	
677	上南山浦	2	五和町	南山浦	30	45	15	1	弘法大師堂			
678	南山浦		五和町	南山浦	60	60	15	1		その他の道路	60	
679	中山浦	4	五和町	中山浦	60	30	15	2		市道	40	
680	西杵川		五和町	杵川	40	50	15	1		市道	20	
681	黒崎南		五和町	黒崎	90	65	15	4		市道	50	
682	黒崎	1	五和町	黒崎	60	75	5	4				
683	貝津西	1	五和町	貝津西	60	40	9	1		市道	30	
684	稲置座		五和町	稲置座	50	40	16	1		市道	40	
685	貝津西	2	五和町	貝津西	40	65	10	1		県道	10	
686	浦園口		五和町	浦園	120	50	20	4		市道	80	
687	浦園西	1	五和町	浦園	50	45	7	1		市道	10	
688	浦園西	2	五和町	浦園	50	60	10	1		市道	30	
689	山浦境		五和町		40	40	10	1				
690	南山浦口	1	五和町	南山浦	50	40	7	1				
691	南山浦口	2	五和町	南山浦	50	50	10	2		県道	30	
692	鳥越水源北		五和町		50	50	5	1				
693	下南山浦	1	五和町	南山浦	50	50	10	1				
694	下南山浦	2	五和町	南山浦	40	40	6	1		市道	10	
695	御領越	1	五和町		60	35	15	1				
696	打越	2	五和町	打越	30	35	15	1				
697	打越	3	五和町	打越	70	65	7	2				
698	上野原東	1	五和町	上野原	30	60	5	1				
699	上野原東	2	五和町	上野原	30	45	10	1				
700	上野原東	3	五和町	上野原	30	30	10	1		その他の道路	25	
701	打越北		五和町	打越	60	30	15	4		その他の道路	50	
702	下打越		五和町	打越	40	30	20	1		市道	60	
703	井手	1	五和町		40	40	20	1		河川	50	
704	井手	2	五和町		30	30	20	1				
705	井手	3	五和町		30	35	20	1				
706	平河内	1	五和町	平河内	30	45	15	1		その他の道路	50	
707	平河内	2	五和町	平河内	30	45	10	1		市道	30	
708	平河内	3	五和町	平河内	30	40	15	1				
709	中平河内	1	五和町	平河内	40	45	25	1		市道	70	
710	中平河内	2	五和町	平河内	30	40	25	1		市道	40	
711	平河内	4	五和町	平河内	60	45	15	1				
712	西平河内		五和町	平河内	40	35	20	1		市道	50	
713	城河原北		五和町	城河原	40	40	7	1				
714	城河原		五和町	城河原	30	35	20	1		県道	70	
715	日の出上		五和町	日の出	150	40	10	4		河川	130	
716	内野橋口		五和町		80	35	20	3				
717	小花谷上		五和町	小花谷	60	35	20	1		その他の道路	10	
718	城木場南		五和町		30	40	10	1		市道	30	
719	青ノ迫池下		五和町	浦仁田	50	45	20	1		市道	60	
720	城河原南	1	五和町	城河原	30	35	20	1		市道	20	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
721	城河原南	2	五和町	城河原	40	40	15	3		河川	20	
722	塚原		五和町	塚原	40	40	20	1		市道	30	
723	荒河内下		五和町		30	35	10	1		その他の道路	15	
724	田代口		五和町	田代	60	40	60	1		市道	50	
725	城木場西	1	五和町		30	40	20	1	五和ダム管理所			
726	市ノ平	1	五和町	市ノ平	50	30	10	1		市道	50	
727	市ノ平	2	五和町	市ノ平	110	30	8	3				
728	田代中		五和町	市ノ平	30	45	15	1				
729	田代下	1	五和町	市ノ平	150	40	25	4		市道	130	
730	田代下	2	五和町	市ノ平	40	35	15	1		市道	50	
731	上中野		五和町	中野	40	35	20	2		水路	40	
732	下り尾池上		五和町	中野	50	45	35	2		その他の道路	60	
733	中ノ野	1	五和町	中ノ野	30	35	12	1				
734	中ノ野	2	五和町	中ノ野	40	30	12	1				
735	城河原東		五和町	城河原	80	45	10	3				
736	城河原北		五和町	城河原	30	40	10	1		市道	10	
737	中山		五和町	城河原	40	60	10	1		県道	30	
738	荒河内西		五和町		30	45	8	1		市道	10	
739	須良道口		五和町	須良道	40	45	20	1		河川	60	
740	須良道上		五和町	須良道	50	55	6	1		県道	30	
741	須良道	1	五和町	須良道	40	45	10	1		県道	20	
742	須良道	2	五和町	須良道	110	35	20	3		県道	80	
743	上野口南		五和町		90	30	5	2		河川	100	
744	野口中		五和町	野口	40	35	15	1				
745	平久保		五和町	平久保	80	30	10	2		その他の道路	40	
746	井手南	1	五和町		30	34	20	1		その他の道路	40	
747	井手南	2	五和町		40	40	25	1		その他の道路	40	
748	志岐道上	3	五和町	志岐道	40	40	20	1		河川	50	
749	上大渡	1	五和町	大渡	40	60	15	1	簡易水道施設	その他の道路	30	
750	上大渡	2	五和町	大渡	60	75	15	1		市道	30	
751	志岐道上	1	五和町	志岐道	60	35	15	1		市道	60	
752	志岐道上	2	五和町	志岐道	50	40	20	1		市道	40	
753	西瓜木場下	1	五和町	西瓜木場	90	50	20	2		その他の道路	50	
754	西瓜木場下	2	五和町	西瓜木場	90	60	20	2		その他の道路	90	
755	西瓜木場上		五和町	西瓜木場	40	40	10	1		その他の道路	30	
756	志岐道西		五和町	志岐道	60	40	20	1		県道	50	
757	志岐道中		五和町	志岐道	70	35	10	2				
758	志岐道東	1	五和町	志岐道	110	40	30	2				
759	志岐道東	2	五和町	志岐道	90	40	20	2				
760	志岐道川下		五和町		50	45	30	1		その他の道路	30	
761	内野川西	1	五和町		40	45	30	1		河川	65	
762	内野川西		五和町		50	40	20	1				
763	南下内野	1	五和町		40	45	30	1		県道	40	
764	南下内野	2	五和町		50	40	30	1		県道	15	
765	志田の原		五和町	志田の原	60	45	15	1		県道	10	
766	下小峰	1	五和町	小峰	40	30	10	1		市道	40	
767	下小峰	2	五和町	小峰	50	45	12	1		市道	50	
768	小峰中		五和町	小峰	90	40	20	3		市道	60	
769	下丸木場		五和町	丸木場	30	45	15	2		市道	40	
770	橋柿南	1	五和町	橋柿	60	50	30	3		河川	40	
771	山浦西		五和町	山浦	80	60	15	1		市道	100	
772	山浦南		五和町	山浦	60	40	12	4				
773	山浦中		五和町	山浦	50	50	15	1				
774	大久保		五和町	大久保	160	45	15	1				
775	下大久保	1	五和町	大久保	50	60	15	1		河川	35	
776	下大久保	2	五和町	大久保	50	45	20	1				
777	下大久保	3	五和町	大久保	40	50	15	1		市道	50	
778	大久保東		五和町	大久保	40	40	10	1		市道	40	
779	二江南		五和町		40	50	25	1				
780	田向中		五和町	田向	40	70	15	1		市道	60	
781	下方南		五和町	下方	40	45	20	1		市道	60	
782	下方西		五和町	下方	90	65	15	3		市道	40	
783	九両上		五和町	九両	50	50	5	3		市道	60	
784	九両下		五和町	九両	30	50	10	1		市道	30	
785	古賀ノ原西		五和町		50	65	20	1		県道	80	
786	二江上		五和町		90	45	10	3				
787	新開		五和町		70	80	10	3				
788	小峰		五和町		50	35	35	1		市道	90	
789	三治		五和町	打越	150	40	10	4		市道	20	
790	開キ		五和町		140	35	20	4		市道	170	
791	平の下		五和町		70	60	7	3				
792	平の下		五和町		60	40	10	2				
793	南風ノ元	A	五和町		250	50	12	3		市道	150	
794	田代		五和町		80	45	30	2		市道	10	
795	中山南		五和町	城河原	40	50	20	1				
796	岩下		五和町		80	45	15	3	東明寺			
797	上迫平		五和町		170	60	15	4		市道	50	
798	志岐道		五和町		150	40	12	3		県道	150	
799	丹蔵		五和町		50	30	20	1				
800	山浦		五和町		90	50	20	2		市道	70	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
801	九両		五和町		40	40	10	1				
802	内野川西		五和町		50	40	20	2		県道	50	
803	浜平	1	天草町	浜平	130	41	30	3		市道	130	
804	浜平	2	天草町	浜平	85	36	33	3		市道	90	
805	内山		天草町	内山	90	50	70	2		県道	90	
806	松の平公民館上		天草町	松の平	60	30	32	1		市道	60	
807	奥山谷		天草町	松の平	160	37	52	1		県道	100	
808	石立	2	天草町	石立	180	30	22	3				
809	石立	1	天草町	石立	90	37	43	1				
810	小次郎迫	1	天草町		50	36	44	1		市道	10	
811	小次郎迫	2	天草町		90	40	40	2				
812	志田原	2	天草町	志田原	90	31	64	1				
813	志田原	3	天草町	志田原	125	35	80	2		県道	30	
814	六本木	1	天草町	六本木	260	32	62	3		県道	100	
815	六本木	2	天草町	六本木	90	32	24	3		県道	90	
816	佐世布川内	1	天草町	佐世布川内	120	35	20	1				
817	佐世布川内	2	天草町	佐世布川内	70	34	30	1		市道	100	
818	皆迫	1	天草町	皆廻	90	37	40	3				
819	皆迫	2	天草町	皆廻	100	39	32	4		県道	100	
820	竹道	1	天草町	竹道	60	36	16	1				
821	竹道	2	天草町	竹道	120	34	40	1				
822	皆廻		天草町	皆廻	80	36	30	2		県道	90	
823	牧		天草町	牧	70	30	20	1		市道	70	
824	鬼海ヶ浦	A	天草町	鬼海ヶ浦	100	70	15	4		国道	100	
825	下田南小体育館上		天草町	佃	45	32	30	2		市道	30	
826	久欄野	1	天草町	久欄野	85	40	20	1		市道	40	
827	久欄野	2	天草町	久欄野	80	43	55	1		市道	80	
828	久欄野	3	天草町	久欄野	80	34	78	1		市道	80	
829	内野	2	天草町	内野	120	44	50	4		市道	130	
830	白木河内	2	天草町	白木河内	120	32	50	2				
831	白木河内	3	天草町	白木河内	100	36	55	3		国道	70	
832	庵河内	1	天草町	庵河内	70	39	40	1		県道	70	
833	庵河内	2	天草町	庵河内	60	36	32	1				
834	庵河内	3	天草町	庵河内	60	37	30	1				
835	大河内	2	天草町	大河内	300	32	70	4		県道	300	
836	二区		天草町	西平・二区	80	35	28	2		市道	80	
837	越崎		天草町	越崎	170	34	20	3		その他の道路	50	
838	軍ヶ浦	2	天草町	軍ヶ浦	85	45	50	3		国道	90	
839	松林		天草町	松林	140	41	50	2				
840	宮迫		天草町	宮迫	65	45	50	3		市道	70	
841	庵河内	4	天草町	庵河内	130	37	80	3		市道	40	
842	小戸橋横		河浦町	金山	65	38	23	1		その他の道路	50	
843	板之河内橋西		河浦町	板之河内	100	33	32	1				
844	尾崎迫北		河浦町	板之河内	120	36	22	2				
845	中間橋北		河浦町	奥中	55	45	13	1				
846	桑木迫	1	河浦町	桑木迫	45	35	21	1				
847	桑木迫	2	河浦町	桑木迫	35	36	13	1				
848	銭瓶西	1	河浦町	銭瓶	70	31	15	2				
849	銭瓶西	2	河浦町	銭瓶	60	42	26	2		その他の道路	70	
850	銭瓶奥	1	河浦町	銭瓶	60	40	40	1				
851	銭瓶奥	2	河浦町	銭瓶	60	35	60	1				
852	銭瓶奥	3	河浦町	銭瓶	50	42	30	1		河川	30	
853	銭瓶南	1	河浦町	銭瓶	130	35	30	1		河川	130	
854	銭瓶南	2	河浦町	銭瓶	70	44	22	2				
855	板之河内北		河浦町	板之河内	70	37	13	2				
856	覚衝橋北	1	河浦町	板之河内	90	39	40	1		市道	90	
857	覚衝橋北	2	河浦町	板之河内	50	34	26	1				
858	板之河内橋北		河浦町	板之河内	60	38	30	2				
859	山口橋北	1	河浦町	今村	40	40	35	1		市道	40	
860	山口橋北	2	河浦町	今村	75	33	45	1				
861	美縄		河浦町	美縄	100	38	55	1		市道	80	
862	立原橋北		河浦町		40	31	13	1		国道	40	
863	立原橋北		河浦町		170	40	15	3		国道	80	
864	立原公民館東		河浦町	其河内	85	35	30	2		国道	90	
865	立原公民館北		河浦町	其河内	90	48	32	1		その他の道路	60	
866	立原公民館西		河浦町	其河内	40	31	15	2		国道	10	
867	若宮神社東		河浦町	村迫	60	30	20	1		その他の道路	60	
868	若宮神社東		河浦町	村迫	60	36	22	2		その他の道路	60	
869	村迫奥	1	河浦町	村迫	55	42	20	1		その他の道路	70	
870	村迫奥	1	河浦町	村迫	50	51	30	1		その他の道路	50	
871	松崎東		河浦町	松崎	100	40	50	1		その他の道路	150	
872	松崎公民館下	1	河浦町	松崎	140	37	40	3		市道	110	
873	松崎公民館下	2	河浦町	松崎	70	56	30	3		市道	70	
874	松崎公民館下	3	河浦町	松崎	70	40	20	1		その他の道路	50	
875	川端橋南		河浦町	村迫	70	42	28	1		その他の道路	50	
876	大丸	1	河浦町	大丸	50	37	20	1		その他の道路	50	
877	大丸	2	河浦町	大丸	65	40	22	1		その他の道路	70	
878	津留北		河浦町	津留	115	40	38	3		国道	120	
879	津留		河浦町	津留	80	40	30	2				
880	津留西		河浦町	津留	55	30	20	1				

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
881	新合小学校東		河浦町	帯取	50	42	33	1		その他の道路	50	
882	山川	1	河浦町	山川	100	44	40	3		その他の道路	80	
883	山川	2	河浦町	山川	60	46	25	2		県道	10	
884	十の原東		河浦町		60	42	50	1		その他の道路	50	
885	赤木		河浦町	赤木	70	44	40	1				
886	梅の木北		河浦町	西高根	50	34	23	1		県道	50	
887	梅の木	1	河浦町	西高根	45	46	42	2		県道	20	
888	梅の木	2	河浦町	西高根	50	40	33	1		その他の道路	60	
889	牧ノ根橋西		河浦町	西高根	40	38	24	1				
890	牧ノ根橋北		河浦町	西高根	50	51	23	1		県道	20	
891	西高根東		河浦町	西高根	80	46	28	2				
892	西高根南		河浦町	西高根	70	40	40	1				
893	宇土迫	1	河浦町	宇土迫	60	40	62	1				
894	宇土迫	2	河浦町	宇土迫	50	40	20	1		市道	60	
895	市之瀬	1	河浦町	市之瀬	80	37	42	1				
896	市之瀬	2	河浦町	市之瀬	90	40	60	1				
897	小塚	1	河浦町	小塚	100	36	33	1				
898	小塚	2	河浦町	小塚	80	36	25	1		その他の道路	50	
899	小塚	3	河浦町	小塚	85	44	42	2				
900	市之瀬南		河浦町	市之瀬	70	39	30	1				
901	平床南	2	河浦町	平床	100	36	23	1		その他の道路	100	
902	平山橋東		河浦町	秋平	60	34	16	1				
903	倉谷	1	河浦町	倉谷	50	42	22	1		その他の道路	60	
904	倉谷	2	河浦町	倉谷	140	37	24	3		その他の道路	60	
905	倉谷	3	河浦町	倉谷	105	36	30	1				
906	益田	1	河浦町	益田	50	43	30	2		県道	50	
907	益田	2	河浦町	益田	50	43	24	1		市道	50	
908	益田	3	河浦町	益田	80	42	22	1		県道	80	
909	益田	4	河浦町	益田	50	35	20	1				
910	益田	5	河浦町	益田	140	33	28	1				
911	町田川曲		河浦町		90	37	40	1		その他の道路	90	
912	八幡宮南東		河浦町	倉田	85	41	23	4		河川	20	
913	日当下	1	河浦町	日当下	170	44	43	2		河川	30	
914	日当上	1	河浦町	日当上	40	40	35	1		河川	40	
915	日当上	2	河浦町	日当上	120	34	45	1		河川	120	
916	前田橋北東		河浦町	日当上	120	40	70	2		市道	120	
917	迫白橋西		河浦町	長林	80	40	24	1		その他の道路	80	
918	長林迫		河浦町	長林	80	42	20	1		その他の道路	60	
919	大山		河浦町	大山	60	36	37	1				
920	前田橋南		河浦町	葛河内	110	38	44	1		河川	50	
921	葛河内		河浦町	葛河内	50	47	30	1				
922	日当下	2	河浦町	日当下	90	44	28	1		河川	90	
923	日当下	3	河浦町	日当下	100	41	35	2		河川	70	
924	平畑		河浦町	平畑	80	31	32	2				
925	一町田小学校西		河浦町	中村	70	32	15	4		市道	60	
926	馬場橋東	1	河浦町	馬場	170	38	25	3		県道	180	
927	馬場橋東	2	河浦町	馬場	60	36	30	1		県道	90	
928	鳥井尾東	1	河浦町	鳥井尾	60	39	24	1				
929	鳥井尾東	2	河浦町	鳥井尾	40	36	23	1		その他の道路	40	
930	河浦大橋東		河浦町	一本松	70	36	28	2		国道	70	
931	町立病院西		河浦町	三軒屋	70	39	40	2		国道	70	
932	三軒屋北東		河浦町	三軒屋	45	30	20	1		その他の道路	50	
933	三軒屋東	1	河浦町	三軒屋	90	47	65	1				
934	三軒屋東	2	河浦町	三軒屋	110	39	33	3				
935	野平	1	河浦町	野平	70	42	23	1				
936	野平	2	河浦町	野平	80	31	30	1		その他の道路	50	
937	中村	1	河浦町	中村	80	42	32	1		その他の道路	10	
938	中村	2	河浦町	中村	110	39	32	2				
939	三軒屋南		河浦町	三軒屋	90	37	60	1			70	
940	竹崎	1	河浦町	竹崎	120	34	26	2		国道	120	
941	竹崎	2	河浦町	竹崎	40	43	22	1		国道	40	
942	竹崎	3	河浦町	竹崎	90	49	48	2		国道	50	
943	水越		河浦町	水越	50	38	25	1				
944	小島奥		河浦町	小島	80	45	30	2				
945	小島神社上		河浦町	小島	160	46	42	2		国道	170	
946	大川内公民館北		河浦町	大川内	110	34	42	1				
947	大川内公民館南		河浦町	大川内	80	34	37	3		市道	80	
948	西河内1区		河浦町	西河内1区	150	45	50	3				
949	梨木迫南		河浦町	梨木迫南	130	42	25	4		市道	130	
950	梨木迫南	1	河浦町	富津	80	50	40	1		その他の道路	80	
951	梨木迫南	2	河浦町	富津	120	40	35	2		市道	120	
952	富津	1	河浦町	富津	30	40	20	1				
953	富津	3	河浦町	富津	80	34	30	1		市道	50	
954	富津小学校西		河浦町	富津	150	30	24	2		市道	150	
955	下町	1	河浦町	下町	140	42	50	2		市道	50	
956	下町	2	河浦町	下町	90	55	46	1		市道	90	
957	中之河内橋東		河浦町	久留	160	40	40	1		河川	160	
958	久留橋西		河浦町	久留	80	35	45	1				
959	水の浦	1	河浦町	水の浦	60	34	30	1		国道	70	
960	水の浦	2	河浦町	水の浦	100	34	40	1		国道	100	

様式1－1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
961	主留	1	河浦町	主留	140	37	15	2		市道	60	
962	主留	3	河浦町	主留	70	32	25	1				
963	主留南		河浦町	主留	70	39	16	1		その他の道路	70	
964	大古江		河浦町	大古江	100	45	40	3				
965	大古江上		河浦町	大古江	60	40	42	2				
966	古江		河浦町	古江	50	44	40	1				
967	向新田		河浦町	向新田	70	40	50	2		国道	50	
968	本郷北		河浦町	本郷北	75	35	60	2				
969	本郷南	1	河浦町	本郷南	80	39	18	3				
970	本郷南	2	河浦町	本郷南	40	37	20	1				
971	本郷南	3	河浦町	本郷南	50	35	20	1				
972	本郷南	4	河浦町	本郷南	50	32	12	1				
973	四名田		河浦町		90	45	35	1		市道	90	
974	丸山		河浦町	丸山	80	45	20	3				

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所番号	箇所名	箇所名	町村	小字	長さ	傾斜度	高さ	人家戸数	公共的建物	公共施設		指定年月日
										種類	数	
1	黒田	3	牛深町		45	45	30	1		その他の道路	40	
2	黒田	4	牛深町		45	45	8	3		市道	70	
3	クバカバ		二浦町		75	75	6	1		市道	10	
4	山の浦	1	久玉町		70	70	15	1		その他の道路	30	
5	深海漁港	1	深海町		40	40	15	1				
6	猪子田		栖本町	猪子田	45	45	8	1		市道	50	
7	塩浜		栖本町	塩浜	51	51	25	1		県道	30	

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅲ)調査表

箇所 番号	箇所 名	箇所 名	町 村	小 字	長 さ	傾 斜 度	高 さ	市 町 村 人 口	公 共 施 設	
									種 類	数
1	上在郷		佐伊津町	上在郷	210	36	22		市道	100
2	佐伊津町		佐伊津町		200	40	10			
3	西の久保		本渡町	西の久保	110	31	30			
4	中山口上	4	本渡町	中山口	100	39	12			
5	上川原西		本渡町	多々羅	260	32	25			
6	本渡町東		本渡町		90	41	15			
7	瀬戸東		瀬戸町		120	39	40			
8	江川東		志柿町	江川	190	39	45		市道	50
9	中の塩屋西		志柿町	中の塩屋	110	35	35			
10	中の塩屋東		志柿町	中の塩屋	100	32	25			
11	本泉	4	本渡町	本泉	210	36	50			
12	下河内西	1	本町		280	42	45		河川	40
13	下河内西	2	本町		200	33	13		河川	50
14	福岡		本町	福岡	330	36	75		河川	300
15	福岡上		本町	福岡	210	39	65			
16	下平床西		本町	下平床	590	32	100		河川	600
17	下平床中		本町	下平床	410	55	140		河川	250
18	福岡西		本町	福岡	420	39	105		河川	350
19	下鶴	1	本町	下鶴	210	35	60		河川	50
20	下鶴	2	本町	下鶴	120	40	50		河川	50
21	鶴北		本町	鶴	460	44	90		河川	460
22	鶴中央東		本町	鶴	230	42	50		河川	230
23	鶴中央西		本町	鶴	300	38	55		河川	300
24	上鶴	4	本町	上鶴	370	35	80		河川	40
25	山の口	3	本渡町	山の口	100	34	30		市道	100
26	山の口	4	本渡町	山の口	310	36	50		その他の道路	300
27	町山口川右岸		本渡町		120	30	50		県道	120
28	とくさ口		本渡町		450	35	60		河川	200
29	戸田代口		本渡町	戸田代	200	33	45		河川	200
30	戸田代	1	本渡町	戸田代	320	36	80		河川	300
31	戸田代	2	本渡町	戸田代	180	32	40		河川	180
32	半河内口		本渡町	半河内	310	34	50		県道	300
33	半河内中		本渡町	半河内	170	42	45		県道	150
34	半河内西右岸		本渡町	半河内	200	35	35		県道	200
35	黒仁田口	1	栢宇土町	黒仁田	100	47	25			
36	黒仁田口	2	栢宇土町	黒仁田	200	31	30			
37	長野北		栢宇土町		110	35	35			
38	道目木口		栢宇土町	道目木	230	30	190		河川	180
39	栢宇土北山		栢宇土町		110	41	70		市道	120
40	亀川右岸		栢宇土町		70	38	55		河川	40
41	海老宇土		栢宇土町		230	41	60		河川	220
42	榎の実鶴口		宮地岳町	榎の実鶴	130	39	60		河川	130
43	屋形西		宮地岳町	屋形	310	35	60		国道	100
44	村口		宮地岳町	村	520	35	60		河川	500
45	市古木北		宮地岳町	市古木	200	45	25		河川	100

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅲ)調査表

箇所 番号	箇所 名	箇所 名	町 村	小 字	長 さ	傾 斜 度	高 さ	市 町 村 人 口	公 共 施 設	
									種 類	数
46	市古木中	1	宮地岳町	市古木	110	36	40		河川	110
47	市古木中	2	宮地岳町	市古木	220	37	30		県道	40
48	市古木中	3	宮地岳町	市古木	80	40	25			
49	泊木場口		宮地岳町	市古木	160	37	30			
50	平上		宮地岳町	平	90	30	15		河川	30
51	日隠		宮地岳町	中岳	70	30	25		国道	90
52	豆木場	3	宮地岳町	豆木場	120	45	30			
53	屋形南	1	宮地岳町	下屋形	110	38	35			
54	屋形南	2	宮地岳町	下屋形	100	45	40		国道	20
55	上方原	1	楠浦町	方原	230	31	50		県道	180
56	上方原	2	楠浦町	方原	430	32	60			
57	上方原口		楠浦町	方原	250	30	35			
58	方原東	1	楠浦町	方原	120	30	50			
59	方原東	2	楠浦町	方原	140	33	65			
60	方原東	3	楠浦町	方原	270	34	80		県道	
61	東大平口		楠浦町	東大平	510	34	120		河川	400
62	楠浦橋南		楠浦町		240	34	30		河川	100
63	方原河口縁		楠浦町		300	36	25			
64	食場南		亀場町	食場	230	38	50		河川	200
65	亀川左岸		亀場町	食場	190	30	55		河川	15
66	大門中		楠浦町	大門	110	32	25			
67	平床東		下浦町	平床	160	41	35			
68	船場	3	下浦町	船場	150	53	50			
69	西外園	3	下浦町		150	31	15		県道	140
70	湯貫口		下浦町	湯貫	150	40	50		市道	40
71	柿塚南		下浦町	柿塚	140	35	35			
72	新田上		下浦町	新田	240	35	45		河川	240
73	金焼西		下浦町	2区	160	30	20		県道	140
1	うしぶか公園上		牛深町	鬼塚	80	36	62	5		
2	須口西	1	牛深町	須口	770	36	42	5		
3	須口西	2	牛深町	須口	360	40	40	5	市道	300
4	須口中	1	牛深町	須口	130	38	22	5		
5	須口中	2	牛深町	須口	140	35	22	5		
6	哉多良上		牛深町	哉多良	180	55	48	5	県道	80
7	井手迫上		牛深町	井出迫	120	34	48	5	市道	120
8	小浦東		牛深町	小浦	85	32	42	5	市道	40
9	小浦西		牛深町	小浦	140	35	34	5		
10	茂串	5	牛深町		95	43	12	5	県道	10

土石流危険溪流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	発 生 流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 連 害 施 弱 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
1			明瀬	佐伊津町	明瀬	0.21	0.12	0.03	10.0	37	13			無	無	150	無	無
2	広瀬川	広瀬川	大矢崎	広瀬町	大矢崎	0.20	0.02	0.01	15.0	60	21			無	無	150	無	無
3	広瀬川	広瀬川	下河内	本町	下河内	0.06	0.02	0.00	8.0	3	1	酒井病院 医療提供施設 医療法人	下河内自治公民館,県道44 号線0.05km	無	無	150	無	無
4	広瀬川	広瀬川	平(東)	新休	平	0.32	0.06	0.01	4.0	37	13		県道44号線0.12km	無	無	150	無	無
5	広瀬川	広瀬川	平(西)	新休	平	0.24	0.12	0.04	3.0	37	13			無	無	150	無	無
6	広瀬川	広瀬川	本	本町	本	0.07	0.03	0.02	5.0	11	4		寺領自治公民館,県道44号 線0.06km	無	無	150	無	無
7	広瀬川	平床川	宇土野	平床	万所	0.85	0.80	0.22	7.0	9	3		下平床自治公民館,県道44 号線0.15km	無	無	150	無	無
8	広瀬川	葛子川	葛子川	福岡	福岡	2.15	1.01	0.34	10.0	139	49		福岡自治公民館,県道44号 線0.64km	有1	無	150	無	有
9	広瀬川	広瀬川	新休	本町	新休	0.20	0.02	0.02	5.0	3	1	県立天草養護学校 その他 B 熊本県		無	無	150	無	無
10	広瀬川	広瀬川	一の瀬	本町	一の瀬	0.18	0.02	0.00	5.0	23	8		県道44号線0.05km	無	無	150	無	無
11	広瀬川	広瀬川	水の平	本戸馬場	水の平	0.45	0.10	0.01	6.0	14	5		県道44号線0.06km	無	無	150	無	無
12		小松原川	牛の首	本戸馬場	牛の首	0.09	0.03	0.01	10.0	34	12			無	無	150	無	無
13		小松原川	馬場	本渡町	本戸馬場	0.11	0.03	0.01	3.0	45	16		県道44号線0.06km	無	無	150	無	無
14	町山口川	町山口川	下川原(西)	本渡町	下川原	0.23	0.04	0.02	6.0	26	9			無	無	150	無	無
15	町山口川	町山口川	下川原(東)	本渡町	内柿	0.08	0.02	0.00	8.0	40	14			無	無	150	無	無
16	町山口川	町山口川	内柿1	本渡町	内柿	0.20	0.03	0.00	6.0	74	26			無	無	150	無	無
17	町山口川	町山口川	内柿2	本渡町	内柿	0.20	0.03	0.01	10.0	17	6			無	無	150	無	無
18	町山口川	町山口川	山の口1	本渡町	山の口	0.17	0.05	0.03	7.0	14	5			無	無	150	無	無
19	町山口川	町山口川	山の口2	本渡町	山の口	0.17	0.04	0.02	7.0	23	8			無	無	150	無	無
20	町山口川	町山口川	山の口3	本渡町	山の口	0.39	0.16	0.11	15.0	26	9		県道24号線0.12km	無	無	150	無	無
21	町山口川	町山口川	中山口	本渡町	中山口	0.20	0.05	0.01	6.0	77	27		延命寺,県道24号線0.1km	無	無	150	無	無
22	町山口川	大河内川	上川原1	川原町	上川原	0.60	0.09	0.01	5.0	20	7			無	無	150	無	無
23	町山口川	大河内川	大河内	川原町	上川原	0.41	0.13	0.08	10.0	287	101			有1	無	150	無	無
24	町山口川	町山口川	山の手1	諏訪町	山の手	0.41	0.07	0.01	8.0	310	109		金慶寺,旅館宏陽館,天草拘 置所,熊本地方裁判所 天草 支部	無	無	150	無	無
25	町山口川	町山口川	山の手2	諏訪町	山の手	0.20	0.03	0.00	6.0	51	18	はまゆう保育園 児童福祉 施設 社会福祉法人	山ノ手公民館,熊本地方法務 局 天草支局,金慶寺	無	無	150	無	無
26	町山口川	町山口川	南	本渡町	本渡	0.20	0.08	0.07	6.0	62	22		水道施設	無	無	150	無	無
27	町山口川	町山口川	本渡	本渡町	本渡	0.60	0.03	0.02	7.0	48	17			無	無	150	無	無
28	亀川	亀川	寺中	亀場町	亀川	0.14	0.04	0.01	4.0	17	6			無	無	150	無	無
29	亀川	亀川	寺中(南)	亀場町	寺中	0.30	0.12	0.07	7.0	108	38	愛隣保育園 児童福祉施設 社会福祉法人		有1	無	150	無	無
30	亀川	亀川	寺中(北)	亀場町	寺中	0.62	0.16	0.13	10.0	116	41	おおどうクリニック 医療提 供施設 医療法人		無	無	150	無	無
31	亀川	亀川	通山	亀場町	通山	0.16	0.06	0.04	5.0	85	30		市立亀場小学校	無	無	150	無	無
32	亀川	亀川	食場	亀場町	食場	0.15	0.03	0.02	4.0	40	14		国道266号線0.06km	無	無	150	無	無
33	亀川	亀川	友尻	亀場	友尻	0.13	0.05	0.05	8.0	26	9		友尻警報局	無	無	150	無	無
34	亀川	亀川	長野	栢宇土町	長野	0.70	0.21	0.10	15.0	9	3		栢宇土町長野自治会館	無	無	150	無	無
35	亀川	亀川	大迫	栢宇土町	大迫	0.15	0.02	0.01	15.0	26	9		国道266号線0.1km	無	無	150	無	無

土石流危険溪流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	発 生 流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 害 連 害 施 設 者	公 共 記 以 外 の 設 等 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
36	亀川	亀川	宇津木川	栢宇土町	宇津木	0.55	0.48	0.27	15.0	54	19		宇津木自治公民館,国道266号線0.15km	有1	無	150	無	有
37	亀川	亀川	大地1	栢宇土町	大地	0.16	0.06	0.05	15.0	9	3		市立栢宇土小学校,国道266号線0.09km	無	無	150	無	無
38	亀川	亀川	迫	栢宇土町	迫	0.53	0.08	0.02	5.0	0	0		迫自治公民館	無	無	150	無	無
39	亀川	亀川	大野	栢宇土町	大野	1.28	0.77	0.48	6.0	3	1		NTT道目木電話中継室,国道266号線0.05km	無	無	150	無	無
40	亀川	亀川	大地南	栢宇土町	大地	1.35	1.27	0.56	8.0	26	9		国道266号線0.2km	有1	無	150	無	有
41	亀川	宇土川	宇土	亀場町	宇土	0.88	0.39	0.20	6.0	23	8			無	無	150	無	無
42	亀川	宇土川	食場	亀場町	食場	0.39	0.06	0.03	8.0	97	34		国道266号線0.16km	無	無	150	無	無
43	方原川	方原川	寺中1	楠浦町	寺中	0.49	0.16	0.12	2.0	23	8		県道278号線0.09km	無	無	150	無	無
44	方原川	方原川	寺中2	楠浦町	寺中	0.20	0.04	0.03	1.3	17	6		県道278号線0.04km	無	無	150	無	無
45	方原川	方原川	横頭1	楠浦町	横頭	0.68	0.38	0.29	2.0	48	17		県道278号線0.09km	有2	無	150	無	無
46	方原川	方原川	方原上	楠浦町	方原上	0.16	0.03	0.01	1.0	9	3		方原自治公民館,県道278号線0.06km	無	無	150	無	無
47	方原川	方原川	方原(東)	楠浦町	方原上	0.85	0.39	0.12	3.0	14	5		県道278号線0.18km	無	無	150	無	無
48		大平川	大平	楠浦町	大平	1.85	0.70	0.13	2.0	17	6			有1	無	150	無	有
49			観音	楠浦町	観音	0.37	0.10	0.03	1.5	14	5		観音区自治公民館	無	無	150	無	無
50	大宮地川	中岳川	中岳1	宮地岳町	中岳	0.26	0.04	0.03	6.0	6	2		中岳自治公民館,国道266号線0.03km	無	無	150	無	無
51		間伏川	間伏1	志柿町	間伏	0.08	0.03	0.01	10.0	11	4		間伏区自治公民館	無	無	150	無	無
52		間伏川	間伏2	志柿町	間伏	1.15	0.72	0.30	15.0	34	12		間伏区自治公民館	有1	無	150	無	無
53	江川	江川	東宇土	志柿町	南宇土	0.51	0.08	0.01	6.0	17	6		東宇土公民館	無	無	150	無	無
54	江川	江川	宇土(東)	志柿町	宇土	0.30	0.06	0.05	10.0	14	5			無	無	150	無	無
55	江川	江川	宇土(中)	志柿町	宇土	0.39	0.07	0.05	7.5	14	5			無	無	150	無	無
56	江川	江川	宇土	志柿町	宇土	0.27	0.08	0.03	6.0	17	6			無	無	150	無	無
57	江川	江川	宇土(西)	志柿町	宇土	0.12	0.04	0.03	5.0	26	9		西宇土公民館	無	無	150	無	無
58	江川	江川	志柿	志柿町	志柿	0.26	0.07	0.06	10.0	23	8			無	無	150	無	無
59			野添	志柿町	野添	0.10	0.03	0.01	6.0	17	6			無	無	150	無	無
60			大松戸	志柿町	大松戸	0.72	0.20	0.05	10.0	26	9		ホテルあまくさ,国道324号線0.05km	無	無	150	無	無
61			城辺田1	志柿町	城辺田	0.19	0.06	0.02	6.0	6	2		民宿河丁,ビジネスホテル河丁,国道324号線0.08km	無	無	150	無	無
62			城辺田2	志柿町	城辺田	0.28	0.03	0.01	6.0	28	10		ホテルローレンス,国道324号線0.08km	無	無	150	無	無
63			瀬戸東	志柿町	城辺田	0.21	0.06	0.03	6.0	26	9		ホテルローレンス	無	無	150	無	無
64			瀬戸中	志柿町	城辺田	0.19	0.03	0.01	4.0	11	4		ホテルローレンス	無	無	150	無	無
65			城辺田3	志柿町	城辺田	0.37	0.17	0.10	10.0	0	0		市立本渡衛生センター,国道324号線0.06km	無	無	150	無	無
66			瀬戸(北)	志柿町	城辺田	0.07	0.03	0.02	4.0	116	41		民宿武田,HOTEL77,国道324号線0.16km	無	無	150	無	無
67			瀬戸(中)	瀬戸町	瀬戸	0.21	0.05	0.05	7.0	179	63	市立瀬戸幼稚園	市立瀬戸小学校,志柿町公民館,瀬戸分館	無	無	150	無	無
68			加志	瀬戸町	加志	0.13	0.04	0.01	2.0	23	8		市立瀬戸小学校	無	無	150	無	無
69			仲の浦1	志柿町	仲の浦	0.36	0.06	0.02	5.0	20	7			無	無	150	無	無

土石流危険渓流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番号	水系名	河川名	溪流名	町名	字名	溪流長	流域面積	発生流域面積	川幅	人口	人家戸数	関連災害施設弱者	公共施設以外の	砂防施設有無	土石流災害	警戒避難基準雨量	安全な避難場所	砂防指定地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
70			知が崎1	志柿町	知が崎	0.23	0.11	0.01	10.0	6	2	本渡ひまわり保育園 児童福祉施設 社会福祉法人		無	無	150	無	無
71			知が崎2	志柿町	知が崎	0.04	0.01	0.00	2.0	0	0	本渡ひまわり保育園 児童福祉施設 社会福祉法人		無	無	150	無	無
72			知が崎3	志柿町	知が崎	0.05	0.01	0.00	3.0	6	2	本渡ひまわり保育園 児童福祉施設 社会福祉法人		無	無	150	無	無
73		小手川	前小手	下浦町	前小手	0.45	0.21	0.10	10.0	17	6			無	無	150	無	無
74			本郷	下浦町	本郷	0.40	0.09	0.04	7.0	11	4		国道266号線0.05km	無	無	150	無	無
75			村	下浦町	村	0.59	0.08	0.01	10.0	26	9		国道266号線0.08km	無	無	150	無	無
76		湯貫川	湯貫川4	下浦町	湯貫	0.41	0.15	0.03	10.0	3	1		湯貫自治公民館	無	無	150	無	無
77			金焼二	下浦町	金焼二	0.16	0.02	0.00	10.0	11	4		集会場	無	無	150	無	無
78			金焼三	下浦町	金焼三	0.80	0.10	0.02	12.0	17	6			無	無	150	無	無
79	—	測ヶ浦川	測浦(上)	牛深町	測浦	0.35	0.10	0.09	0.8	102	39			無	無	150	須口公園	無
80	—	測ヶ浦川	測浦(中)	牛深町	測浦	0.85	0.23	0.21	1.1	409	157		消防格納庫,天草温泉旅館 主要地方道牛深天草線0.13km	無	無	150	須口公園	無
81	—	—	測浦(下)	牛深町	測浦	0.32	0.09	0.08	1.0	89	34		牛深中学校 主要地方道牛深天草線0.08km	無	無	150	須口公園	無
82	—	—	鬼塚	牛深町	鬼塚	0.35	0.08	0.07	0.3	86	33	しろはと保育園 児童福祉施設 社会福祉法人	主要地方道牛深天草線0.08km	無	無	150	鬼塚公民館	無
83	—	—	岡	牛深町	岡	0.04	0.01	0.01	0.4	13	5			無	無	150	むつみ公園	無
84	—	—	東岡	牛深町	岡	0.35	0.07	0.06	0.3	154	59	愛隣幼稚園 幼稚園 学校法人	国道266号線0.09km	有	無	150	山王コミュニティセンター	有
85	—	—	諏訪迫	牛深町	諏訪迫	0.29	0.06	0.04	0.9	146	56		国道266号線0.1km	無	無	150	老人福祉センター	無
86	—	—	新久玉第一	久玉町	新久玉	0.45	0.12	0.10	0.8	117	45	ケアセンター鶴丸 老人福祉施設 医療法人,小松医院 医療提供施設 医療法人	国道266号線0.12km	無	無	150	総合体育館	無
87	—	—	新久玉第二	久玉町	新久玉	0.29	0.03	0.03	0.8	39	15		国道266号線0.09km	無	無	150	総合体育館	無
88	—	—	吉田	久玉町	吉田	0.31	0.06	0.05	0.7	50	19			無	無	150	正光寺	無
89	久玉川	久玉川	久玉(1)	久玉町	久玉	0.71	0.16	0.05	0.8	107	41		国道266号線0.11km	無	無	150	くたまふれあいセンター	無
90	久玉川	久玉川	久玉(2)	久玉町	久玉	0.24	0.04	0.02	0.9	63	24			無	無	150	くたまふれあいセンター	無
91	久玉川	久玉川	寺山(下)	久玉町	寺山	0.88	0.48	0.40	1.7	81	31	久玉保育園 児童福祉施設法人,コミュニティ児童館 児童福祉施設 法人,子育て支援センター 児童福祉施設 法人	国道266号線0.12km	有	無	150	くたまふれあいセンター	有
92	久玉川	久玉川	寺山(上)	久玉町	寺山	0.85	0.14	0.12	2.2	76	29	久玉保育園 児童福祉施設法人,コミュニティ児童館 児童福祉施設 法人,子育て支援センター 児童福祉施設 法人	国道266号線0.12km	無	無	150	くたまふれあいセンター	無
93	久玉川	久玉川	久玉(3)	久玉町	久玉	0.26	0.04	0.03	1.4	52	20		久玉小学校 久玉公民館	無	無	150	くたまふれあいセンター	無
94	—	—	大の浦	久玉町	大の浦	0.28	0.02	0.02	1.0	23	9			無	無	150	大の浦公民館	無
95	—	—	山の浦(1)	久玉町	山の浦	0.62	0.32	0.27	1.4	47	18		消防格納庫,主要地方道本渡牛深線0.15km	無	無	150	旧山の浦小学校	無
96	—	—	山の浦(2)	久玉町	山の浦	0.39	0.14	0.14	1.4	125	48		山の浦簡易郵便局,山之浦生活改善センター,主要地方道本渡牛深線0.12km	無	無	150	旧山の浦小学校	無
97	—	—	山の浦(3)	久玉町	山の浦	0.31	0.08	0.08	1.3	99	38		山之浦簡易郵便局,主要地方道本渡牛深線0.08km	無	無	150	旧山の浦小学校	無
98	—	—	山の浦(4)	深海町	山の浦	0.23	0.05	0.05	0.7	91	35		山之浦簡易郵便局,主要地方道本渡牛深線0.07km	無	無	150	旧山の浦小学校	無
99	—	—	山の浦(5)	深海町	山の浦	0.30	0.04	0.04	0.6	31	12		主要地方道本渡牛深線0.09km	無	無	150	旧山の浦小学校	無
100	—	—	山の浦(8)	深海町	山の浦	0.74	0.70	0.15	1.6	5	2	なごさ寮 知的障害者施設市	主要地方道本渡牛深線0.05km	無	無	150	旧山の浦小学校	無
101	—	—	山の浦(9)	深海町	山の浦	0.34	0.08	0.08	0.7	5	2	なごさ寮 知的障害者施設市	主要地方道本渡牛深線0.06km	無	無	150	旧山の浦小学校	無

土石流危険溪流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番号	水系名	河川名	溪流名	町名	字名	溪流長	流域面積	発生流域面積	川幅	人口	人家戸数	関連災害施設者	公共施設以外の	砂防施設有無	土石流災害	警戒避難基準雨量	安全な避難場所	砂防指定地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
102	—	—	山の浦(10)	深海町	山の浦	0.34	0.05	0.05	1.2	5	2	なぎさ寮 知的障害者施設市	主要地方道本渡牛深線0.06km	無	無	150	旧山の浦小学校	無
103	—	—	山の浦(11)	深海町	山の浦	0.41	0.08	0.08	1.3	5	2	なぎさ寮 知的障害者施設市		無	無	150	旧山の浦小学校	無
104	—	—	測上	深海町	測上	0.59	0.14	0.14	1.1	26	10		主要地方道本渡牛深線0.11km	無	無	150	無	無
105	大山川	大山川	浅海(下)	深海町	浅海	0.52	0.10	0.08	0.9	63	24		主要地方道本渡牛深線0.07km	無	無	150	無	有
106	—	—	浅海(中)	深海町	浅海	0.27	0.06	0.06	0.9	81	31		浅海簡易郵便局、円光寺、主要地方道本渡牛深線0.08km	無	無	150	無	無
107	—	—	浅海(上)	深海町	浅海	0.39	0.08	0.07	1.3	52	20		浅海生活改善センター、主要地方道本渡牛深線0.08km	無	無	150	無	無
108	浦河内川	浦河内川	中浦(下)	深海町	中浦	0.18	0.03	0.03	1.3	23	9		県道深海線0.08km	無	無	150	浦河内公民館	無
109	中の迫川	中の迫川	中浦(中)	深海町	中浦	0.55	0.14	0.13	2.4	0	29		中の迫生活改善センター、主要地方道本渡牛深線0.07km	無	無	150	旧深海中学校	無
110	中の迫川	中の迫川	中浦(上)	深海町	中浦	1.06	0.53	0.50	1.6	0	26		中の迫生活改善センター、主要地方道本渡牛深線0.08km	有1	無	150	旧深海中学校	有
111	深海川	深海川	東多々良(西)	深海町	東多々良	0.88	0.42	0.40	1.8	99	38		深海小学校、つるや旅館、旅館松屋、公民館、深海郵便局、深海駐在所、天草市役所牛深支所、深海出張所、消防格納庫、深海電話交換局、主要地方道本渡牛深線0.09km	有2	無	150	深海八幡宮	有
112	深海川	深海川	東多々良(東)	深海町	東多々良	0.49	0.21	0.21	1.2	188	72	ふかみ保育園 児童福祉施設	旅館利恵、主要地方道本渡牛深線0.12km	無	無	150	舟津公民館	無
113	—	—	下平(下)	深海町	下平	0.77	0.23	0.21	1.9	31	12		主要地方道本渡牛深線0.14km	有1	無	150	深海町下平生き生きふれあい館	有
114	—	—	下平(中)	深海町	下平	0.67	0.25	0.24	2.5	34	13		主要地方道本渡牛深線0.07km	無	無	150	深海町下平生き生きふれあい館	無
115	下平川	下平川	下平(上)	深海町	下平	0.85	0.62	0.50	2.7	34	13		主要地方道本渡牛深線0.07km	無	無	150	深海町下平生き生きふれあい館	無
116	早浦川	内の原川	松山	久玉町	松山	1.19	0.50	0.29	1.6	42	16			無	無	150	旧内の原小学校	無
117	高取川	高取川	早浦(中)	二浦町	早浦	0.50	0.06	0.05	0.9	18	7			無	無	150	早浦地区生活改善センター	無
118	高取川	—	早浦第一	二浦町	早浦	0.44	0.10	0.09	1.3	18	7			無	無	150	早浦地区生活改善センター	無
119	高取川	高取川	早浦(上)	二浦町	早浦	0.35	0.09	0.08	0.7	18	7			無	無	150	早浦地区生活改善センター	無
120	亀浦川	亀浦川	早浦(下)	二浦町	早浦	0.37	0.05	0.05	0.7	26	10			無	無	150	早浦地区生活改善センター	無
121	亀浦川	—	春道(上)	二浦町	春道	0.31	0.06	0.05	1.3	0	0	牛深保養院 医療提供施設 医療法人	主要地方道牛深天草線0.03km	無	無	150	旧魚浦中学校	無
122	亀浦川	—	春道(下)	二浦町	春道	0.45	0.05	0.05	0.8	0	0	牛深保養院 医療提供施設 医療法人	主要地方道牛深天草線0.03km	無	無	150	旧魚浦中学校	無
123	—	—	亀浦(上)	二浦町	亀浦	0.40	0.14	0.11	1.0	26	10		消防格納庫	無	無	150	二浦地区多目的施設	無
124	—	—	亀浦(下)	二浦町	亀浦	0.74	0.21	0.20	2.5	29	11		主要地方道牛深天草線0.09km	無	無	150	二浦地区多目的施設	無
125	—	—	椎場(上)	二浦町	椎場	0.56	0.36	0.30	1.8	16	6			無	無	150	二浦地区多目的施設	無
126	—	—	池田第一	魚貴町	池田	0.50	0.13	0.13	2.4	3	1		魚貴町池田いきいきふれあい館	無	無	150	魚貴崎レスハウス	無
127	—	—	池田第二	魚貴町	池田	0.61	0.04	0.04	1.0	3	1		魚貴町池田いきいきふれあい館	無	無	150	魚貴崎レスハウス	無
128	桜川	桜川	福津第一	魚貴町	福津	0.72	0.12	0.11	1.7	16	6		福津生活改善センター	無	無	150	無	無
129	桜川	桜川	福津第三	魚貴町	福津	0.28	0.05	0.04	1.2	13	5		福津生活改善センター、十五社	無	無	150	無	無
130	桜川	桜川	福津	魚貴町	福津	0.14	0.01	0.01	0.5	26	10			無	無	150	無	無
131	—	新町川	魚貴	魚貴町	魚貴	1.22	0.60	0.53	2.2	117	45		魚貴小学校、主要地方道牛深天草線0.08km	無	無	150	無	有
132	—	新町川	魚貴第一	魚貴町	魚貴	0.54	0.11	0.11	1.4	44	17		魚貴小学校	無	無	150	無	無
133	—	新町川	魚貴第二	魚貴町	魚貴	0.81	0.28	0.24	1.3	44	17		魚貴小学校	無	無	150	無	無
134	—	—	黒石	魚貴町	黒石	0.23	0.05	0.05	0.6	44	17			無	無	150	無	無

土石流危険渓流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	発 生 流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 害 連 害 施 設 者	公 左 共 記 以 設 外 等 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
135	—	—	茂串	牛深町	茂串	0.93	0.41	0.36	1.6	190	73		消防格納庫,茂串簡易郵便局,茂串公民館,主要地方道牛深天草線0.13km	無	無	150	須口公園	無
136	—	楠甫川	楠甫1	有明町	楠甫	0.10	0.01	0.01	0.5	0	0		上天草衛生施設組合衛生センター	無	無	150	無	無
137	—	江の浦川	下村	有明町	下村	0.10	0.06	0.03	0.5	0	0		楠甫公民館,有明町役場楠甫支所	無	無	150	無	無
138	—	江の浦川	江の浦谷	有明町	江の浦	0.16	0.03	0.02	3.0	9	3		江の浦集会所,県道59号線60m	無	無	150	楠甫小学校	無
139	楠甫川	中津浦川	中津浦谷	有明町	中津浦	0.19	0.03	0.03	0.8	36	12		中津浦地区集会所	無	無	150	楠甫小学校	無
140	楠甫川	山浦川	第二山浦谷	有明町	山浦	0.22	0.05	0.05	4.0	15	5			無	無	150	楠甫小学校	無
141	楠甫川	楠甫川	楠迫川	有明町	下毛	0.63	0.28	0.12	2.0	21	7		県道59号線110m	無	無	150	楠甫小学校	無
142	楠甫川	楠甫川	釜谷	有明町	下毛	0.18	0.05	0.01	1.5	27	9		県道59号線70m	無	無	150	楠甫小学校	無
143	楠甫川	楠甫川	小畦谷	有明町	小畦谷	0.06	0.03	0.02	0.5	15	5		県道59号線50m	無	無	150	大楠小学校	無
144	—	迫川	迫川	有明町	大浦	0.03	0.01	0.01	0.5	30	10		白当集会所	無	無	150	大浦公民館	無
145	—	馬越川	馬越川	有明町	赤崎	0.15	0.02	0.01	1.0	9	3		民宿ちどり荘,民宿秀丸荘,国道324号線40m	無	無	150	赤崎小学校	無
146	—	東迫川	東迫川	有明町	山浦	1.03	0.60	0.26	4.0	27	9		山浦集会所	有1	無	150	無	有
147	—	東迫川	東迫川左支川	有明町	山浦	0.42	0.22	0.11	2.0	24	8		山浦集会所	無	無	150	無	無
148	—	東迫川	園田谷	有明町	赤崎	0.21	0.02	0.02	2.0	15	5			無	無	150	赤崎小学校	無
149	—	西迫川	赤崎川1	有明町	赤崎	0.08	0.01	0.01	1.5	21	7		六区公民館	無	無	150	無	無
150	—	西迫川	開田谷	有明町	開田	0.18	0.05	0.03	0.5	12	4		有明町公民館開田分館	無	無	150	無	無
151	—	西迫川	鳥越川	有明町	開田	0.73	0.42	0.20	3.0	15	5		有明町公民館開田分館	有1	無	150	無	有
152	—	赤崎川	赤崎川2	有明町	赤崎	0.15	0.02	0.00	0.5	27	9		天草消防組合有明分署,国道324号線70m	無	無	150	無	無
153	—	下津江川	下津江谷	有明町	下津江	0.13	0.02	0.00	0.5	18	6		民宿まるみや,NTT赤崎電話交換局,国道324号線60m	無	無	150	下津江センター	無
154	上津浦川	稗田川	第二向村谷	有明町	向村	0.12	0.02	0.02	0.5	9	3		有明町公民館,282号線70m	無	無	150	無	無
155	上津浦川	稗田川	第三向村谷	有明町	向村	0.08	0.04	0.03	0.8	15	5		上津浦公民館	無	無	150	無	無
156	上津浦川	稗田川	第四向村谷	有明町	向村	0.10	0.03	0.02	1.0	36	12		浄閑山法林寺	無	無	150	無	無
157	上津浦川	上津浦川	江河内川	有明町	晩田	2.00	1.02	0.35	4.0	15	5			無	無	150	無	有
158	上津浦川	上津浦川	上津浦川	有明町	晩田	0.97	1.14	0.30	3.0	36	12			無	無	150	無	有
159	上津浦川	上津浦川	山川川	有明町	山川	0.57	0.15	0.04	4.0	15	5		県道282号線150m	無	無	150	浦和小学校	無
160	下津浦川	下津浦川	権六谷1	有明町	権六	0.12	0.04	0.02	0.8	12	4		有明西中学校	無	無	150	無	無
161	下津浦川	山浦川	長尾川	有明町	山浦	1.12	0.44	0.19	4.0	6	2		公民館	無	無	150	無	無
162	下津浦川	山浦川	山浦川	有明町	山浦	0.42	0.79	0.57	3.0	15	5			有1	無	150	無	有
163	下津浦川	萩の平川	宮本谷	有明町	宮本	0.25	0.08	0.06	1.0	15	5		公民館,県道282号線80m	無	無	150	下津浦公民館	無
164	下津浦川	萩の平川	草摘川	有明町	萩の平	0.85	0.32	0.22	3.0	27	9			有1	無	150	無	有
165	下津浦川	萩の平川	ヤマンド	有明町	萩の平	0.61	0.22	0.11	2.0	15	5		県道282号線70m	無	無	150	無	無
166	下津浦川	下津浦川	権六谷2	有明町	拂田	0.19	0.04	0.01	2.0	15	5			無	無	150	無	無
167	—	福井田川	山仁田川	有明町	小島子	0.72	0.17	0.08	2.0	15	5			無	無	150	小島子上公民館	無
168	—	福井田川	桑鶴川	有明町	小島子	0.17	0.04	0.01	0.8	15	5			無	無	150	小島子上公民館	無

土石流危険渓流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	発 生 流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 害 連 害 施 設 者	公 左 記 以 外 等 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
169	—	鷺口川	鷺口川	有明町	鷺口	1.13	0.38	0.08	4.0	36	12			無	無	150	無	有
170	—	—	割石谷	御所浦町	割石	0.08	0.05	0.03	2	0	0		御所浦北小学校、御所浦北中学校	無	無	150	無	無
171	—	—	杉浦谷	御所浦町	与一ヶ浦	0.07	0.04	0.04	2	86	29	御所浦町北診療所 医療提供施設 御所浦町	杉浦区自治公民館	無	有	150	無	無
172	—	—	与一が浦谷	御所浦町	与一ヶ浦	0.03	0.03	0.03	1	39	13			無	無	150	無	無
173	—	—	浦谷	御所浦町	与一ヶ浦	0.08	0.02	0.02	2	27	9		御所浦北簡易郵便局	無	無	150	無	無
174	—	—	与一が浦	御所浦町	与一ヶ浦	0.05	0.02	0.02	1	24	8		崎浦公民館	無	無	150	無	無
175	—	—	横浦谷	御所浦町	横浦	0.05	0.05	0.05	1	50	17			無	無	150	無	無
176	—	—	三蔵が迫	御所浦町	横浦	0.08	0.01	0.01	1	47	16		横浦島コミュニティセンター	無	無	150	無	無
177	—	—	打越谷	御所浦町	牧島	0.3	0.11	0.05	2	18	6			無	無	150	無	無
178	—	—	梶の木谷B	御所浦町	梶木	0.03	0.02	0.02	1	30	10			無	無	150	無	無
179	—	—	朴の木谷	御所浦町	牧本	0.07	0.03	0.03	1	24	8			無	無	150	無	無
180	—	—	森の迫	御所浦町	牧本	0.04	0.03	0.03	1	47	16			無	無	150	無	無
181	—	—	中の迫	御所浦町	牧本	0.04	0.02	0.02	1	45	15			無	無	150	無	無
182	—	—	第一牧本谷	御所浦町	牧本	0.03	0.02	0.02	2	18	6			無	無	150	無	無
183	—	—	第二牧本谷	御所浦町	牧本	0.07	0.02	0.02	1	21	7			無	無	150	無	無
184	—	—	長浦川	御所浦町	長浦	0.3	0.25	0.11	2	12	4		牧島小学校	無	無	150	無	無
185	—	—	ナキ迫	御所浦町	長浦	0.16	0.08	0.03	2	6	2		牧島小学校	有1	無	150	無	無
186	—	—	檜の浦1	御所浦町	檜の浦	0.06	0.03	0.03	1	3	1		ペンション	無	無	150	無	無
187	—	—	檜の浦2	御所浦町	檜の浦	0.38	0.18	0.05	3	18	6		長浦公民館	無	無	150	無	無
188	—	—	檜の浦3	御所浦町	檜の浦	0.35	0.04	0.02	2	18	6		長浦公民館	無	無	150	無	無
189	—	—	大岩谷	御所浦町	嵐口	0.07	0.02	0.02	1	27	9		県道333号線0.08km	無	無	150	無	無
190	—	—	第二大岩谷	御所浦町	嵐口	0.14	0.03	0.03	1	27	9		県道333号線0.12km	無	無	150	無	無
191	—	—	第二古場谷	御所浦町	嵐口	0.15	0.06	0.06	1	27	9		県道333号線0.08km	無	無	150	無	無
192	—	—	古場谷	御所浦町	嵐口	0.12	0.05	0.05	1	24	8		県道333号線0.09km	無	無	150	無	無
193	—	—	越地	御所浦町	越地	0.36	0.36	0.28	2	166	56		御所浦町公民館越地分館	有4	無	150	無	無
194	—	—	第一江の口谷	御所浦町	江の口	0.72	0.23	0.23	3	12	4		江の口ポンプ場	無	無	150	無	無
195	—	—	田の尻川	御所浦町	田の尻	0.6	0.43	0.4	3	12	4		外平地区公民館	無	無	150	無	無
196	—	—	烏帽子1	御所浦町	烏帽子	0.07	0.03	0.03	2	24	8			無	無	150	無	無
197	—	—	大浦1	御所浦町	大浦	0.07	0.02	0.02	1	30	10			無	無	150	無	無
198	—	—	大浦2	御所浦町	大浦	0.04	0.01	0.01	2	15	5			無	無	150	無	無
199	—	—	第二大浦谷	御所浦町	大浦	0.04	0.02	0.02	2	77	26			無	無	150	無	無
200	—	—	第一大浦谷	御所浦町	大浦	0.17	0.13	0.12	2	68	23			有3	有H12.8.18	150	無	有
201	—	—	第四眞浦谷	御所浦町	大浦	0.06	0.02	0.02	2	27	9		御所浦南小学校、県道333号線0.07km	有2	無	150	無	無
202	—	—	第三眞浦谷	御所浦町	大浦	0.03	0.02	0.02	2	24	8		御所浦南小学校、県道333号線0.07km	有1	無	150	無	無
203	—	—	第二眞浦谷	御所浦町	大浦	0.15	0.06	0.02	2	45	15		御所浦南小学校、県道333号線0.07km	無	無	150	無	無

土石流危険渓流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	発 生 流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 害 連 害 施 設 者	公 左 共 記 以 設 外 等 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
204	—	—	第一眞浦谷	御所浦町	大浦	0.07	0.03	0.02	2	9	3		御所浦南小学校, 県道333号線0.06km	有1	無	150	無	有
205	—	—	大浦3	御所浦町	大浦	0.12	0.04	0.01	1	36	12		県道333号線0.06km	無	無	150	無	無
206	—	—	第二元浦谷	御所浦町	元浦	0.24	0.05	0.05	2	33	11		県道333号線0.05km	無	無	150	無	無
207	—	—	第一元浦谷	御所浦町	元浦	0.06	0.1	0.1	2	27	9		県道333号線0.04km	無	無	150	無	無
208	—	—	第三元浦谷	御所浦町	元浦	0.2	0.02	0.02	1	18	6		県道333号線0.07km	無	無	150	無	無
209	—	—	唐木崎川	御所浦町	唐木崎	0.41	0.55	0.42	3	30	10		県道333号線0.17km	無	無	150	無	無
210	—	—	御所浦迫	御所浦町	唐木崎	0.18	0.07	0.07	2	21	7		県道333号線0.02km	無	無	150	無	無
211	—	—	山の神谷	御所浦町	古屋敷	0.24	0.08	0.08	2	80	27		開発総合センター, 老人憩いの家, 県道333号線0.06km	無	無	150	無	無
212	—	—	古屋敷川	御所浦町	古屋敷	0.29	0.75	0.37	4	190	64		開発総合センター, 老人憩いの家, 県道333号線0.06km	有3	無	150	無	有
213	—	—	御所川	御所浦町	本郷	0.83	0.46	0.31	5	169	57		御所浦郵便局, 県道333号線0.09km	有1	無	150	無	無
214	—	—	洲の田川	御所浦町	州の田	0.9	0.69	0.43	5	80	30		御所浦中学校, 浄水場, 県道333号線0.12km	有1	無	150	無	有
215	砥石川	砥石川	砥石川	倉岳町	境目	1.8	0.69	0.23	5.5	232	78	くらたけ小松医院 医療提供施設 医療法人, 障がい者支援センターリンク 障がい者支援施設 NPO法人	宮田第5分館, 倉岳郵便局, 国道266号線0.24km	有6	有S47.7.6	150	無	有
216	西ノ原川	西ノ原川	西ノ原川右支川	倉岳町	西ノ原	0.38	0.11	0.07	1.5	30	10		旅館ニューくらたけ, 国道266号線0.05km	有1	無	150	無	無
217	西ノ原川	西ノ原川	西ノ原川	倉岳町	西ノ原	0.54	0.17	0.14	4	151	51		旅館ニューくらたけ, 国道266号線0.05km	有1	有S47.7.6	150	無	無
218	宮田川	宮田川	宮田川	倉岳町	西ノ原	0.68	0.2	0.1	2	33	11		旅館ニューくらたけ, 水道施設, 国道266号線0.05km	有3	有S47.7.6	150	無	無
219	—	—	大宮田	倉岳町	大宮田	0.28	0.09	0.01	0.5	15	5		国道266号線0.05km	無	無	150	無	無
220	—	—	坂田川	倉岳町	小辻湯	0.67	0.28	0.17	4.5	30	10		国道266号線0.15km	有7	有S47.7.6	150	無	無
221	—	—	坂田川左支川	倉岳町	小辻湯	0.34	0.09	0.07	2	30	10		国道266号線0.15km	無	有S47.7.6	150	無	無
222	小島川	小島川	小島川	倉岳町	才津原	0.58	0.32	0.29	3	110	37		教良木地区才津原調整池, 宮田地区浄水槽, 水道施設, 国道266号線0.16km	有1	有S47.7.6	150	無	有
223	棚底川	棚底川	棚底川	倉岳町	山崎	1.2	1.17	0.89	4.5	18	6		水道施設, 国道266号線0.05km	有10	有S47.7.6	150	無	有
224	棚底川	棚底川	棚底川左支川	倉岳町	山崎	0.92	0.36	0.28	3.5	15	5		水道施設, 国道266号線0.05km	有7	有S47.7.6	150	無	有
225	南平川	南平川	南平川	倉岳町	南平	0.62	0.12	0.12	4	27	9		国道266号線0.08km	有2	有S47.7.6	150	無	有
226	—	—	柿戸川	倉岳町	中浦	0.79	0.12	0.12	4	48	16		国道266号線0.07km	有2	有S47.7.6	150	無	無
227	—	—	中浦川	倉岳町	中浦	0.3	0.07	0.07	4	30	10		国道266号線0.07km	有1	有S47.7.6	150	無	無
228	柿戸川	柿戸川	竿方川	倉岳町	中浦	0.42	0.08	0.08	4	42	14		国道266号線0.06km	有3	有S47.7.6	150	無	有
229	浦川	浦川	第一松尾谷	倉岳町	松尾	0.18	0.05	0.03	2	30	10			有2	有S47.7.6	150	無	無
230	浦川	浦川	第二松尾谷	倉岳町	松尾	0.17	0.07	0.07	3	15	5		光蓮寺	有2	有S47.7.6	150	無	無
231	浦川	浦川	平野	倉岳町	平野	0.1	0.03	0.02	1	15	5			無	有S47.7.6	150	無	無
232	浦川	浦川	中原谷	倉岳町	中原	0.29	0.05	0.04	1	24	8		浦三区中原分館, 正受庵, 浦小学校	無	有S47.7.6	150	無	無
233	浦川	浦川	中原	倉岳町	中原	0.11	0.02	0.01	1	3	1		東漸庵	無	有S47.7.6	150	無	無
234	浦川	名桐川	大谷川	倉岳町	大谷	1.06	0.27	0.19	3	27	9		県道59号線0.42km	有1	有S47.7.6	150	無	無
235	浦川	小浦川	小浦川右支川	倉岳町	小浦	1.16	0.31	0.1	4	9	3		浦四区小浦分館	有1	有S47.7.6	150	無	有
236	—	—	鳴川1	倉岳町	鳴川	0.43	0.17	0.11	4	3	1		鳴川公民館, 国道266号線0.08km	無	無	150	無	無

土石流危険溪流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	発 生 流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 害 連 害 施 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
237	—	—	第二塩浜川	栖本町	塩浜	0.07	0.06	0.04	1	16	5			無	無	150	無	無
238	—	—	塩浜川	栖本町	塩浜	0.17	0.05	0.04	1	6	2		塩浜加圧所	無	有S47.7.6	150	無	無
239	—	—	梅津川右支川	栖本町	梅津	0.2	0.05	0.01	2	28	9		川下公民館, 県道283号線 0.08km	無	無	150	無	無
240	—	—	梅津川	栖本町	梅津	0.67	0.31	0.07	3	22	7		川下公民館, 国道266号線 0.04km, 県道283号線、0.08km	有1	無	150	無	無
241	—	—	梅津川右支川	栖本町	梅津	0.39	0.09	0	2	19	6		国道266号線0.08km, 県道283 号線、0.08km	無	無	150	無	無
242	白洲川	白洲川	寺迫川	栖本町	上久保	0.2	0.04	0.04	1	19	6			無	無	150	栖本小学 校	無
243	白洲川	白洲川	松尾川	栖本町	松尾	0.25	0.11	0	1	28	9			無	無	150	栖本小学 校	無
244	河内川	権現地川	権現地川	栖本町	打田下	0.71	0.24	0.06	2	19	6		県道34号線0.06km	有1	無	150	栖本小学 校	無
245	河内川	大工の浦川	大工の浦川	栖本町	打田中	0.55	0.61	0.25	3	28	9		県道34号線0.2km	有1	無	150	栖本小学 校	有
246	河内川	河内川	五反田川	栖本町	打田上	0.22	0.04	0.04	2	31	10		県道34号線0.12km	有1	有S47.7.6	150	栖本小学 校	有
247	河内川	小ヶ倉川	小倉川	栖本町	大平	1.55	0.96	0.3	5	9	3		中河内公民館, 県道34号線 0.11km	有9	有S47.7.6	150	河内小学 校	有
248	河内川	河内川	大平1	栖本町	大平	0.26	0.04	0.02	1	3	1		栖本町公民館, 町立体育館, 県道34号線0.07km	無	無	150	無	有
249	河内川	河内川	麦田原川右支川	栖本町	麦田原	0.32	0.08	0.02	1	19	6		県道34号線0.08km, 県道282 号線、0.04km	無	無	150	無	無
250	河内川	宮川	宮川	栖本町	竹内	1.55	0.65	0.1	4	63	20		県道34号線0.37km	有1	有S47.7.6	150	無	有
251	アミダ川	アミダ川	アミダ川	栖本町	古江	1.95	1	0.46	5	19	6			有2	有S47.7.6	150	無	有
252	稚児崎川	稚児崎川	稚児崎川	栖本町	春	2.05	0.7	0.1	5	22	7		国道266号線0.03km	有4	有S47.7.6	150	無	有
253	大宮地川	大宮地川	浪床1	新和町	浪床	0.86	0.62	0.13	5.0	19	6		公民館分館	有1	無	150	無	無
254	大宮地川	碓石川	早田	新和町	早田	0.31	0.08	0.00	2.5	16	5		碓石郵便局, 県道326号線 0.06km	無	無	150	無	無
255	大宮地川	碓石川	碓石上2	新和町	碓石上	0.09	0.01	0.01	1.5	16	5		県道326号線0.04km	無	無	150	無	無
256	大宮地川	碓石川	碓石下2	新和町	碓石下	0.35	0.07	0.02	1.5	16	5		農業構造改善センター, 県道 326号線0.16km	無	無	150	無	無
257	大宮地川	碓石川	大淵1	新和町	大淵	0.19	0.07	0.03	2.0	19	6		県道326号線0.06km	無	無	150	無	無
258	大宮地川	大宮地川	中浪3	新和町	中浪	0.30	0.15	0.07	2.0	19	6			無	無	150	無	無
259	大宮地川	大宮地川	八幡1	新和町	八幡	0.22	0.23	0.21	2.5	3	1		公民館	有1	無	150	無	無
260	流合川	流合川	棒の鶴(東)	新和町	棒の鶴	0.93	0.20	0.06	1.8	45	14		県道289号線0.17km	無	無	150	無	無
261	流合川	流合川	棒の鶴(西)	新和町	棒の鶴	0.67	0.17	0.06	3.5	45	14		県道289号線0.15km	無	無	150	無	無
262	流合川	流合川	棒の鶴(東)	新和町	棒の鶴	0.11	0.03	0.02	0.5	16	5			無	無	150	無	無
263	流合川	流合川	小宮地	新和町	小宮地	0.26	0.05	0.00	1.0	26	8			無	無	150	無	無
264	流合川	切越川	切越(南)	新和町	切越	0.55	0.23	0.11	1.5	42	13			無	無	150	無	無
265	流合川	切越川	切越(北)	新和町	切越	0.39	0.12	0.08	1.5	65	20			無	無	150	無	無
266	流合川	流合川	久保	新和町	久保	0.35	0.14	0.07	1.8	6	2		新和町久保加圧所	無	無	150	無	無
267	流合川	流合川	寒の平(南)	新和町	寒の平	0.33	0.12	0.06	1.5	26	8			無	無	150	無	無
268		浜田川	浜田	新和町	大多尾	0.33	0.06	0.03	1.8	65	20		大多尾小学校(体育館)	無	無	150	無	無
269		松尾川	松尾(東)	新和町	大多尾	0.22	0.06	0.06	10.0	90	28			有1	無	150	無	無
270			松尾(西)	新和町	大多尾	0.18	0.04	0.02	1.3	16	5		県道289号線0.07km	無	無	150	無	無
271		棚田川	棚田	新和町	大多尾	0.56	0.21	0.07	2.0	36	11		新和町役場(大多尾出張 所), 県道289号線0.38km	有1	無	150	無	有

土石流危険溪流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	発 生 流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 連 害 施 弱 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
272			上大多尾	新和町	大多尾	0.11	0.09	0.06	1.8	236	73		浦方地区公民館	無	無	150	無	無
273		春野川	下大多尾(北)	新和町	下大多尾	0.51	0.19	0.08	2.3	48	15		下大多尾農業構造改善セン ター	無	無	150	無	無
274		春野川	下大多尾(南)	新和町	下大多尾	0.64	0.36	0.23	2.5	45	14			有1	無	150	無	有
275		春野川	下大多尾	新和町	下大多尾	0.55	0.27	0.02	3.0	39	12		下大多尾加圧所	無	無	150	無	無
276		立川川	立川	新和町	立	0.73	0.40	0.12	4.0	19	6			有1	無	150	無	無
277		高根川	高根	新和町	高根	0.40	0.08	0.05	1.5	26	8			無	無	150	無	無
278		赤崎川	赤崎1	新和町	赤崎	0.65	0.16	0.11	1.8	16	5			無	無	150	無	無
279			赤崎2	新和町	赤崎	0.39	0.12	0.02	2.0	36	11			有1	無	150	無	有
280			宮地浦1	新和町	宮地浦	0.66	0.42	0.25	3.5	19	6			有5	無	150	無	無
281			宮地浦2	新和町	宮地浦	0.25	0.07	0.03	2.0	29	9			無	無	150	無	無
282	宇土川	宇土川	中田1	新和町	中田	0.17	0.08	0.05	1.5	16	5			無	無	150	無	無
283	中田川	中田川	村中3	新和町	村中	0.10	0.02	0.02	1.5	6	2		村中集荷農事集会所.県道 326号線0.05km	無	無	150	無	無
284			大島	五和町	大島	0.21	0.03	0.00	4.0	27	9			無	無	169	大島分校 公民館	無
285			古里川	五和町	鬼池 大島	0.36	0.11	0.01	3.0	45	15		国道324号0.10km	無	無	169	大島分校 公民館	無
286	内野川	内野川	中須	五和町	二江 中須	0.29	0.08	0.05	5.0	57	19			無	無	169	二江保育 所	無
287	内野川	荒川	若蔵	五和町	荒河内 若 蔵	2.00	1.14	0.68	5.0	21	7		田代公民館	有1	無	169	無	無
288	内野川	荒川	田代-2	五和町	荒河内 田 代	0.20	0.03	0.03	5.0	0	0		田代公民館.市道田代線 0.15km	無	無	169	無	無
289	内野川	荒川	荒河内	五和町	荒河内 荒 河内	0.52	0.15	0.05	2.0	21	7		観音寺	無	無	169	無	無
290	内野川	内野川	中ノ井手	五和町	井手 中ノ 井手	0.31	0.06	0.01	5.0	15	5			無	無	169	手野小学 校	無
291		弥太郎川	弥太郎川	五和町	二江 二江	1.45	0.68	0.16	4.0	208	69		二江小学校 西三公民館.上 方公民館.観音堂.国道324号 0.20km.本渡五和線、0.25km.	有1	無	169	無	無
292	下津深江川	下津深江川	下石立(新)	天草町	福連木 下 石立	0.23	0.04	0.02	5.0	16	6		国道324号0.07km	無	無	169	無	無
293	下津深江川	下津深江川	下石立(下)	天草町	福連木 下 石立	0.27	0.08	0.06	3.0	16	6			有1	無	169	無	無
294	下津深江川	下津深江川	下石立(上)	天草町	福連木 下 石立	0.22	0.03	0.01	3.0	16	6			無	無	169	無	無
295	下津深江川	下津深江川	下石立	天草町	福連木 下 石立	0.82	0.33	0.20	4.0	13	5		コクリョウ公民館.石立神社	無	無	169	無	無
296	下津深江川	下津深江川	上石立	天草町	福連木 福 連木	0.43	0.09	0.09	2.0	13	5			無	無	169	無	無
297	下津深江川	下津深江川	村中(中)	天草町	福連木 村 中	0.16	0.02	0.01	4.0	19	7		福連木小学校.郵便局	無	無	169	福連木支 所	無
298	下津深江川	下津深江川	村中(下)	天草町	福連木 村 中	0.09	0.01	0.01	6.0	13	5			無	無	169	福連木支 所	無
299	下津深江川	下津深江川	村中	天草町	福連木 村 中	0.25	0.04	0.02	2.0	0	0		電話交換施設	無	無	169	無	無
300	下津深江川	下津深江川	志田原川	天草町	福連木 志 田原	0.71	0.23	0.19	2.0	24	9		志田原公民館	有1	無	169	無	有
301	下津深江川	下津深江川	下田北-1	天草町	下田北 下 田北	0.41	0.06	0.06	3.0	0	0		下田北小学校	無	無	169	無	無
302	下津深江川	下津深江川	山川	天草町	下田北 宮 ノ木	0.91	0.35	0.22	5.0	184	69		宮の本公民館	有2	無	169	下田北小 学校	無
303	下津深江川	下津深江川	下田北-2	天草町	下田北 下 田北	0.54	0.07	0.07	2.0	13	5			無	無	169	無	有
304		鬼海ヶ浦川	鬼海ヶ浦(上)	天草町	下田南 鬼 海ヶ浦	1.15	0.52	0.40	4.0	56	21		鬼海公民館	無	無	169	無	無
305		鬼海ヶ浦川	鬼海ヶ浦(中)	天草町	下田南 鬼 海ヶ浦	1.03	0.39	0.30	2.0	56	21			無	無	169	無	無

土石流危険溪流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	発 生 流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 連 害 施 弱 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
306		新田川	鬼海ヶ浦(下)	天草町	下田南 鬼 海ヶ浦	0.64	0.22	0.07	2.0	43	16			無	無	169	無	無
307	小田床川	小田床川	中村(下)	天草町	下田南 中 村	0.67	0.12	0.05	2.0	67	25		天満宮	無	無	169	無	無
308	小田床川	小田床川	白石川	天草町	下田南 中 村	0.67	0.22	0.16	2.5	64	24			無	無	169	無	無
309	小田床川	小田床川	上野(下)	天草町	下田南 上 野	0.92	0.64	0.37	5.0	19	7		中野公民館	無	無	169	無	無
310	小田床川	小田床川	上野(上)	天草町	下田南 上 野	0.68	0.23	0.11	2.0	16	6			無	無	169	無	無
311	小田床川	小田床川	佃(上)	天草町	下田南 佃	0.62	0.16	0.16	3.0	5	2		下田南小学校	無	無	169	下田南小 学校体育 館	無
312	小田床川	小田床川	佃(下)	天草町	下田南 佃	0.34	0.05	0.05	1.5	19	7			無	無	169	無	無
313	小田床川	小田床川	浜	天草町	下田南 浜	0.32	0.04	0.03	6.0	21	8			無	無	169	無	無
314	高浜川	大河内川	大河内	天草町	大河内	0.25	0.05	0.04	3.0	13	5			無	無	169	無	無
315	高浜川	倉川	白木川支川	天草町	白木	0.11	0.02	0.00	6.0	51	19		白木公民館	無	無	169	無	無
316	高浜川	倉川	白木	天草町	白木	0.17	0.03	0.03	3.0	24	9			無	無	169	無	無
317	高浜川	倉川	峰平	天草町	峰平	0.20	0.04	0.01	8.0	24	9	高浜幼稚園 幼稚園	高浜小学校	無	無	169	無	無
318	高浜川	上河内川	上河内	天草町	上河内	0.36	0.08	0.08	3.0	56	21			無	無	169	大江小学 校	無
319	大江川	大江川	西	天草町	西	0.48	0.10	0.03	2.0	32	12			無	無	169	無	無
320	大江川	大江川	大迫川	天草町	里	0.66	0.18	0.02	6.0	21	8			無	無	169	無	無
321	大江川	大江川	里(下)	天草町	里	0.48	0.11	0.05	2.0	16	6			無	無	169	無	無
322			軍ヶ浦(1)	天草町	軍ヶ浦	0.14	0.02	0.02	2.0	21	8			無	無	169	無	無
323			軍ヶ浦(2)	天草町	軍ヶ浦	0.16	0.03	0.02	2.0	53	20			無	無	169	無	無
324			軍ヶ浦(3)	天草町	軍ヶ浦	0.22	0.03	0.02	1.5	35	13			無	無	169	無	無
325			軍ヶ浦(4)	天草町	軍ヶ浦	0.27	0.11	0.05	3.0	35	13			無	無	169	無	無
326			軍ヶ浦(6)	天草町	軍ヶ浦	0.30	0.09	0.05	2.0	45	17			無	無	169	無	無
327			軍ヶ浦(7)	天草町	軍ヶ浦	0.14	0.01	0.01	4.0	16	6		軍浦神社 国道389号0.10km	無	無	169	無	無
328			軍ヶ浦(8)	天草町	軍ヶ浦	0.14	0.03	0.02	6.0	13	5			無	無	169	無	無
329	—	—	下町	河浦町	下町	0.07	0.01	0.01	0.5	127	46	崎津保育園 児童福祉施設	中町区公民館 崎津カトリック 教会 みなと屋旅館	無	無	130	富津中学 校	無
330	今富川	今富川	崎津(下)	河浦町	崎津	0.13	0.03	0.03	1.5	66	24		豊津郵便局	無	無	130	富津中学 校	無
331	今富川	今富川	崎津(上)	河浦町	崎津	0.19	0.04	0.01	1.0	61	22		崎津駐在所	無	無	130	富津小学 校	無
332	今富川	今富川	西川内	河浦町	西川内	0.25	0.07	0.07	1.6	3	1		今富地域交流施設(体育館)	無	無	130	志茂公民 館	無
333	今富川	西川内川	西川内(下)	河浦町	西川内	0.25	0.04	0.04	1.0	52	19			無	無	130	志茂公民 館	無
334	今富川	西川内川	西川内(中)	河浦町	西川内	0.30	0.09	0.09	2.0	17	6			無	無	130	志茂公民 館	有
335	今富川	西川内川	西川内(上)	河浦町	西川内	0.20	0.04	0.04	1.0	19	7		西河内公民館	無	無	130	志茂公民 館	無
336	今富川	大川内川	大川内	河浦町	大川内	0.39	0.06	0.06	2.0	41	15			無	無	130	志茂公民 館	無
337	今富川	大川内川	片白	河浦町	片白	0.14	0.03	0.02	0.8	14	5			無	無	130	志茂公民 館	無
338	今富川	今富川	向江(上)	河浦町	向江	0.74	0.34	0.24	2.5	132	48		富津公民館	無	無	130	富津中学 校	無
339	—	—	向江(下)	河浦町	向江	0.38	0.08	0.07	2.5	14	5		みなとや別館	無	無	130	富津中学 校	無
340	小島川	太良川	小島(1)	河浦町	小島	0.98	0.57	0.53	1.2	0	27		小島公民館	有1	無	130	無	有

土石流危険溪流(Ⅰ)一覧表

【人家 5 戸以上】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	発 生 流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 害 連 害 施 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
341	小島川	太良川	太良川	河浦町	小島	0.81	0.44	0.41	2.0	0	28		小島公民館	有	無	130	無	有
342	小島川	小島川	太良川(2)	河浦町	小島	0.16	0.02	0.02	1.0	0	6			無	無	130	無	無
343	小島川	小島川	太良川(3)	河浦町	小島	0.26	0.03	0.03	2.0	0	8		河浦方面隊第6分団第3部 (小島)消防詰所	無	無	130	無	無
344	—	—	太良川(4)	河浦町	小島	0.12	0.01	0.01	2.0	44	16		国道389号線0.12km	無	無	130	無	無
345	一町田川	一町田川	竹崎	河浦町	竹崎	0.60	0.23	0.23	2.0	3	1	特別養護老人ホーム実相 園 老人福祉施設 社会福 祉法人	国道389号線0.06km	無	無	130	無	無
346	一町田川	一町田川	釜	河浦町	釜	0.57	0.10	0.10	2.5	55	20		国道389号線0.17km	無	無	130	町民体育 館	無
347	一町田川	小堀里川	小堀里川	河浦町	下田	0.24	0.08	0.07	2.0	22	8			有	無	130	町民体育 館	有
348	一町田川	一町田川	下田(1)	河浦町	下田	0.18	0.02	0.02	0.8	6	2		下田公民館	無	無	130	一町田小 学校	無
349	一町田川	一町田川	下田(2)	河浦町	下田	0.71	0.37	0.19	2.5	17	6			無	無	130	一町田小 学校	無
350	一町田川	一町田川	中村	河浦町	中村	0.15	0.04	0.01	1.0	50	18	一町田保育園 児童福祉施 設 河浦中央児童館	河浦郵便局,河浦駐在所,安 養寺	無	無	130	一町田小 学校	無
351	一町田川	今田川	銭瓶(1)	河浦町	銭瓶	0.53	0.29	0.29	2.5	0	0		銭瓶公民館,主要地方道牛 深天草線0.11km	無	無	130	板之河内 中向分館	無
352	一町田川	一町田川	津留(1)	河浦町	津留	0.75	0.32	0.21	2.0	72	26		新合郵便局,新合駐在所,大 神宮,新合電話交換局,国道 266号線0.19km	無	無	130	新合公民 館	無
353	一町田川	一町田川	津留(2)	河浦町	津留	0.59	0.12	0.04	1.0	0	27		新合郵便局,天神宮,新合電 話交換局,国道266号線 0.19km	無	無	130	新合公民 館	無
354	一町田川	一町田川	津留(3)	河浦町	津留	0.52	0.09	0.06	1.8	0	18		上津留公民館,三神社,国道 266号線0.13km	無	無	130	新合公民 館	無
355	一町田川	中岳川	下平床	河浦町	下平床	0.33	0.05	0.01	1.5	3	1		平床公民館,一般県道新合 高浜港線0.03km	無	無	130	下津留公 民館	無
356	一町田川	一町田川	馬場(3)	河浦町	馬場	0.39	0.09	0.09	2.5	8	3		信福寺,主要地方道牛深天 草線0.09km	無	無	130	一町田小 学校	無
357	一町田川	久留川	中の河内(上)	河浦町	中の河内	0.17	0.02	0.02	1.0	0	5			無	無	130	一町田小 第一分校	無
358	一町田川	久留川	中の河内(下)	河浦町	中の河内	0.20	0.04	0.03	0.5	0	5			無	無	130	一町田小 第一分校	無
359	—	—	水の浦	河浦町	水の浦	0.41	0.09	0.09	2.0	14	5		国道266号線0.11km	無	無	130	主留公民 館	無
360	古江川	古江川	大古江	河浦町	大古江	0.58	0.15	0.13	2.5	14	5		国道266号線0.17km	無	無	130	古江公民 館	無
361	早浦川	早浦川	向新田	河浦町	向新田	0.37	0.25	0.17	0.8	22	8		国道266号線0.08km	無	無	130	路木公民 館	無
362	—	—	乗田	河浦町	乗田	0.73	0.29	0.29	2.0	19	7		乗田集会所,主要地方道本 渡牛深線0.10km	無	無	130	上平公民 館	無
363	前田川	前田川	前田川(下)	河浦町	上平	0.66	0.12	0.12	1.5	0	13		主要地方道本渡牛深線 0.05km	無	無	130	上平公民 館	無
364	前田川	前田川	前田川(上)	河浦町	上平	1.25	0.56	0.51	2.0	0	13		主要地方道本渡牛深線 0.05km	有	無	130	上平公民 館	有
365	—	—	上平(下)	河浦町	上平	0.45	0.12	0.12	0.7	17	6		主要地方道本渡牛深線 0.08km	無	無	130	上平公民 館	無
366	—	—	上平(上)	河浦町	上平	0.15	0.03	0.03	1.0	36	13		主要地方道本渡牛深線 0.15km	無	無	130	上平公民 館	無
367	—	—	本郷南	河浦町	本郷南	0.15	0.04	0.03	0.5	3	1	救護施設天草園 その他A 社会福祉法人	主要地方道本渡牛深線 0.07km	無	無	130	上平公民 館	無
368	—	本郷川	本郷川(下)	河浦町	本郷北	0.98	0.37	0.37	2.5	0	11		宮野河内小学校,NTT交換 局,主要地方道本渡牛深線 0.07km	無	無	130	健康管理 センター	無
369	—	本郷川	本郷川(上)	河浦町	本郷北	0.48	0.26	0.26	2.0	0	11		宮野河内小学校,NTT交換 局,主要地方道本渡牛深線 0.07km	無	無	130	健康管理 センター	無
370	—	—	宮野河内	河浦町	宮野河内	0.22	0.05	0.03	1.0	39	14		宮野河内郵便局,主要地方 道本渡牛深線0.05km	無	無	130	宮野河内 公民館	無
371	—	—	元浦川	河浦町	本郷北	1.42	0.34	0.33	3.5	17	6		諏訪神社,主要地方道本渡 牛深線0.10km	無	無	130	大蓮寺	無
372	西高根川	西高根川	角落川	河浦町	本郷北	1.33	0.43	0.30	2.5	0	5			無	無	130	西高根公 民館	無

土石流危険渓流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番号	水系名	河川名	渓流名	町名	字名	渓流長	流域面積	流域面積	川幅	人口	人家戸数	関連災害 連害施設者	公共施設 以外等	砂防施設 有無	土石流災害	警戒避難 基準雨量	安全な避難 場所	砂防指定地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
1	広瀬川	広瀬川	山仁田1	本戸馬場	山仁田	0.13	0.01	0.00	8.0	3	1			無	無	150	無	無
2	広瀬川	平床川	下平床	本町	下平床	0.22	0.11	0.06	8.0	9	3		県道44号線0.04km	無	無	150	無	無
3	広瀬川	平床川	田原1	本町	田原	0.66	0.22	0.11	10.0	6	2		県道44号線0.1km	無	無	150	無	無
4	広瀬川	平床川	田原2	本町	田原	0.35	0.04	0.01	10.0	9	3		県道44号線0.04km	無	無	150	無	無
5	広瀬川	平床川	蔭林	本町	蔭林	0.79	0.50	0.25	10.0	6	2			無	無	150	無	無
6	広瀬川	平床川	松の塚川	本町	松の塚	0.82	0.18	0.03	10.0	3	1			無	無	150	無	有
7	広瀬川	平床川	松の塚川	本町	松の塚	1.20	0.81	0.41	12.0	6	2			無	無	150	無	有
8	広瀬川	広瀬川	二又	本町	二又	0.19	0.06	0.02	5.0	9	3		県道292号線0.07km	無	無	150	無	無
9	広瀬川	広瀬川	下鶴1	鶴	下鶴	0.08	0.03	0.02	15.0	6	2		県道292号線0.07km	無	無	150	無	無
10	広瀬川	広瀬川	下鶴2	鶴	下鶴	0.63	0.17	0.07	10.0	9	3		県道292号線0.02km	無	無	150	無	無
11	広瀬川	広瀬川	下鶴3	鶴	下鶴	1.22	0.28	0.07	15.0	3	1		県道292号線0.07km	無	無	150	無	無
12	広瀬川	広瀬川	中鶴	鶴	中鶴	0.53	0.12	0.04	15.0	3	1			無	無	150	無	無
13	広瀬川	広瀬川	すあみだ川	鶴	中鶴	1.46	0.60	0.25	7.0	11	4		県道292号線0.05km	無	無	150	無	無
14	広瀬川	広瀬川	鶴	鶴	鶴	1.14	0.35	0.10	12.0	9	3		県道292号線0.03km	無	無	150	無	無
15	町山口川	平首川	平首1	本渡町	平首	0.20	0.05	0.03	15.0	3	1			無	無	150	無	無
16	町山口川	平首川	平首2	本渡町	平首	0.10	0.02	0.02	8.0	6	2			無	無	150	無	無
17	町山口川	半河内川	半河内東	本渡町	半河内	0.20	0.08	0.05	6.0	3	1		県道24号線0.05km	無	無	150	無	有
18	町山口川	黒仁田川	黒仁田東	本渡町	黒田	0.09	0.01	0.01	5.0	3	1			無	無	150	無	無
19	町山口川	黒仁田川	黒仁田西	本渡町	黒田	0.24	0.05	0.03	7.0	6	2			無	無	150	無	無
20	町山口川	黒仁田川	黒仁田	本渡町	黒田	0.10	0.06	0.06	10.0	3	1			無	無	150	無	無
21	町山口川	黒仁田川	中野	本渡町	中野	0.82	0.31	0.06	8.0	6	2		県道24号線0.11km	無	無	150	無	無
22	町山口川	町山口川	平首	本渡町	平首	0.71	0.21	0.06	8.0	6	2		県道24号線0.1km	無	無	150	無	無
23	町山口川	町山口川	山の口南1	本渡町	山の口	0.52	0.12	0.07	10.0	9	3		県道24号線0.1km	無	無	150	無	無
24	町山口川	町山口川	山の口南2	本渡町	山の口	0.16	0.03	0.01	7.0	9	3		県道24号線0.1km	無	無	150	無	無
25	町山口川	町山口川	溝端1	本渡町	溝端	0.24	0.04	0.00	8.0	6	2			無	無	150	無	無
26	町山口川	大河内川	上川原2	川原町	上川原	0.35	0.11	0.03	10.0	3	1			無	無	150	無	無
27	亀川	亀川	長野	戸宇土町	長野	0.18	0.03	0.01	10.0	3	1			無	無	150	無	無
28	亀川	亀川	大迫(西)	戸宇土町	大迫	0.14	0.10	0.05	15.0	9	3		国道266号線0.08km	無	無	150	無	無
29	亀川	亀川	大地2	戸宇土町	大地	0.31	0.10	0.09	5.0	9	3		国道266号線0.06km	無	無	150	無	無
30	亀川	亀川	久々山	戸宇土町	久々山	0.16	0.14	0.02	10.0	9	3			無	無	150	無	無
31	亀川	亀川	久々山平床	戸宇土町	久々山平床	0.16	0.06	0.06	6.0	3	1			無	無	150	無	無
32	亀川	亀川	平床1	戸宇土町	平床	0.38	0.11	0.10	10.0	11	4		国道266号線0.15km	無	無	150	無	無
33	亀川	亀川	平床2	戸宇土町	平床	0.34	0.05	0.01	10.0	3	1		国道266号線0.04km	無	無	150	無	無
34	亀川	亀川	宇津木1	戸宇土町	宇津木	0.17	0.03	0.01	10.0	6	2			無	無	150	無	無
35	亀川	亀川	宇津木2	戸宇土町	宇津木	0.38	0.17	0.10	10.0	3	1			無	無	150	無	無
36	亀川	宇土川	宇土1	亀場町	宇土	0.96	0.75	0.53	10.0	11	4			有	無	150	無	無

土石流危険渓流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番号	水系名	河川名	溪流名	町名	字名	溪流長	流域面積	流域面積	川幅	人口	人家戸数	災害連 害弱者 施設者	左記以外 の公共施設等	砂防施設有無	土石流災害	警戒避難 基準雨量	安全な避難場所	砂防指定地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
37	亀川	宇土川	宇土2	亀場町	宇土	0.39	0.10	0.04	4.0	3	1			無	無	150	無	無
38	亀川	宇土川	宇土3	亀場町	宇土	0.69	0.13	0.01	12.0	3	1			無	無	150	無	無
39	亀川	宇土川	宇土4	亀場町	宇土	0.60	0.10	0.02	12.0	6	2			無	無	150	無	無
40	亀川	宇土川	春登1	亀場町	春登	0.39	0.06	0.03	12.0	3	1			無	無	150	無	無
41	亀川	宇土川	春登2	亀場町	春登	0.28	0.07	0.03	15.0	9	3			無	無	150	無	無
42			新田	楠浦町	新田	0.12	0.03	0.00	10.0	6	2			無	無	150	無	無
43	方原川	方原川	横頭2	楠浦町	横頭	0.11	0.03	0.02	1.5	3	1		県道278号線0.05km	無	無	150	無	無
44	方原川	方原川	横頭3	楠浦町	横頭	0.24	0.05	0.05	1.5	6	2		県道278号線0.09km	無	無	150	無	無
45	方原川	方原川	方原下1	楠浦町	方原下	1.34	0.99	0.27	1.5	11	4		県道278号線0.11km	無	無	150	無	無
46	方原川	方原川	方原下2	楠浦町	方原下	0.26	0.13	0.03	2.0	6	2		県道278号線0.09km	無	無	150	無	無
47	方原川	方原川	方原下3	楠浦町	方原下	0.04	0.02	0.01	3.0	6	2		県道278号線0.04km	無	無	150	無	無
48	方原川	方原川	方原1	楠浦町	方原	0.15	0.02	0.01	3.0	3	1		県道278号線0.03km	無	無	150	無	無
49	方原川	方原川	方原2	楠浦町	方原	0.05	0.05	0.03	2.0	11	4		県道278号線0.24km	無	無	150	無	無
50	方原川	方原川	方原(西)	楠浦町	方原上	1.06	0.67	0.29	3.5	11	4			有3	無	150	無	有
51	方原川	方原川	横頭南	楠浦町	横頭南	0.06	0.02	0.00	2.0	6	2			無	無	150	無	無
52	大宮地川	大宮地川	豆木場1	宮地岳町	豆木場	0.32	0.06	0.02	15.0	6	2		県道287号線0.09km	無	無	150	無	無
53	大宮地川	大宮地川	豆木場2	宮地岳町	豆木場	0.11	0.08	0.02	6.0	6	2			無	無	150	無	無
54	大宮地川	大宮地川	豆木場3	宮地岳町	豆木場	0.30	0.08	0.04	7.0	9	3			無	無	150	無	無
55	大宮地川	大宮地川	豆木場4	宮地岳町	豆木場	0.07	0.04	0.01	10.0	3	1			無	無	150	無	無
56	大宮地川	大宮地川	豆木場5	宮地岳町	豆木場	0.14	0.03	0.01	5.0	6	2		県道278号線0.04km	無	無	150	無	無
57	大宮地川	大宮地川	豆木場6	宮地岳町	豆木場	0.07	0.03	0.00	10.0	9	3			無	無	150	無	無
58	大宮地川	大宮地川	長平越	宮地岳町	長平越	0.20	0.04	0.03	8.0	6	2		国道266号線0.11km	無	無	150	無	無
59	大宮地川	大宮地川	上樫の美鶴	宮地岳町	上樫の美鶴	0.21	0.03	0.00	10.0	3	1			無	無	150	無	無
60	大宮地川	長迫川	長迫	宮地岳町	長迫	0.25	0.07	0.02	8.0	3	1			無	無	150	無	無
61	大宮地川	長迫川	横野	宮地岳町	横尾	0.15	0.03	0.02	8.0	3	1			無	無	150	無	無
62	大宮地川	長迫川	横野下	宮地岳町	横尾下	0.33	0.06	0.01	7.0	3	1			無	無	150	無	無
63	大宮地川	長迫川	開野	宮地岳町	開野	0.98	0.69	0.26	20.0	6	2			無	無	150	無	無
64	大宮地川	長迫川	長迫	宮地岳町	長迫	0.68	0.08	0.05	8.0	3	1			無	無	150	無	無
65	大宮地川	長迫川	村	宮地岳町	村	0.18	0.04	0.00	10.0	9	3			無	無	150	無	無
66	大宮地川	市古木川	市古木1	宮地岳町	市古木	0.13	0.02	0.01	7.0	3	1			無	無	150	無	無
67	大宮地川	市古木川	市古木2	宮地岳町	市古木	0.51	0.22	0.06	10.0	11	4			無	無	150	無	無
68	大宮地川	市古木川	市古木3	宮地岳町	市古木	0.27	0.09	0.04	7.0	3	1			無	無	150	無	無
69	大宮地川	市古木川	市古木4	宮地岳町	市古木	0.39	0.28	0.17	8.0	3	1			無	無	150	無	無
70	大宮地川	市古木川	平	宮地岳町	市古木	0.20	0.03	0.03	7.0	3	1			無	無	150	無	無
71	大宮地川	中岳川	八窪1	宮地岳町	八窪	0.18	0.15	0.10	10.0	3	1			無	無	150	無	無
72	大宮地川	中岳川	八窪2	宮地岳町	八窪	0.27	0.07	0.02	10.0	3	1			無	無	150	無	無

土石流危険溪流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番号	水系名	河川名	溪流名	町名	字名	溪流長	流域面積	流域面積	川幅	人口	人家戸数	災害連署施設者	左記以外等の公共施設等	砂防施設有無	土石流災害	警戒避難基準雨量	安全な避難場所	砂防指定地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
73	大宮地川	中岳川	中岳2	宮地岳町	中岳	0.34	0.08	0.07	10.0	3	1			無	無	150	無	無
74	大宮地川	中岳川	中岳3	宮地岳町	中岳	0.45	0.12	0.03	8.0	9	3			無	無	150	無	無
75		大松戸川	大松戸川	志柿町	日高野	0.38	0.16	0.02	8.0	9	3			無	無	150	無	無
76			仲の浦2	志柿町	仲の浦	0.16	0.03	0.01	3.0	3	1			無	無	150	無	無
77			塚田	志柿町	塚田	0.70	0.29	0.11	8.0	9	3			無	無	150	無	無
78		小手川	小手川	下浦町	前小手	0.16	0.04	0.01	10.0	3	1			無	無	150	無	無
79		湯貫川	北外園	下浦町	北外園	0.31	0.12	0.04	10.0	3	1			無	無	150	無	無
80		湯貫川	湯貫	下浦町	湯貫	0.26	0.05	0.02	8.0	3	1			無	無	150	無	無
81		湯貫川	湯貫川1	下浦町	湯貫	0.39	0.11	0.06	10.0	9	3			無	無	150	無	無
82		湯貫川	湯貫川2	下浦町	湯貫	0.47	0.19	0.05	6.0	9	3			無	無	150	無	無
83		湯貫川	湯貫川3	下浦町	湯貫	0.47	0.20	0.06	10.0	11	4			無	無	150	無	無
84		湯貫川	東外園	下浦町	東外園	0.11	0.09	0.02	10.0	6	2		県道283号線0.08km	無	無	150	無	無
85			東外園	下浦町	東外園	0.25	0.09	0.02	10.0	3	1		国道266号線0.05km	無	無	150	無	無
86			外園	下浦町	外園	0.35	0.09	0.04	12.0	3	1			無	無	150	無	無
87			石場	下浦町	石場	0.37	0.18	0.04	10.0	3	1		県道283号線0.04km	無	無	150	無	無
88	久玉川	久玉川	村田	一	村田	0.16	0.02	0.02	0.4	8	3			無	無	150	くたまふれあいセンター	無
89	久玉川	久玉川	久玉川(4)	久玉町	久玉	0.51	0.14	0.13	1.5	3	1		国道266号線・0.05km	無	無	150	くたまふれあいセンター	無
90	一	一	山の浦(6)	久玉町	山の浦	0.26	0.10	0.10	1.2	5	2		主要地方道本渡牛深線: 0.06km	無	無	150	旧山の浦小学校	無
91	一	一	山の浦(7)	久玉町	山の浦	0.26	0.06	0.04	1.4	3	1		主要地方道本渡牛深線: 0.08km	無	無	150	旧山の浦小学校	無
92	早浦川	一	中良木	久玉町	中良木	0.52	0.13	0.10	1.9	3	1			無	無	150	無	無
93	高取川	一	白石	一	白石	0.29	0.06	0.04	1.2	5	2		主要地方道牛深天草線: 0.04km	無	無	150	早浦地区生活改善センター	無
94	亀浦川	亀浦川	春道	二浦町	春道	0.90	0.52	0.46	3.0	3	1			無	無	150	二浦地区多目的施設	無
95	亀浦川	一	春道第一	二浦町	春道	0.60	0.09	0.09	2.2	10	4			無	無	150	旧亀浦中学校	無
96	亀浦川	亀浦川	太田(西)	二浦町	太田	0.41	0.14	0.14	0.6	3	1			無	無	150	無	無
97	亀浦川	亀浦川	太田(東)	二浦町	太田	0.66	0.22	0.22	1.2	10	4			無	無	150	無	無
98	亀浦川	一	出河内	二浦町	出河内	0.60	0.20	0.20	1.7	3	1			無	無	150	無	無
99	一	一	椎場第一	二浦町	椎場	0.39	0.05	0.05	1.2	3	1			無	無	150	二浦地区多目的施設	無
100	一	一	椎場第二	二浦町	椎場	0.37	0.09	0.09	1.8	3	1			無	無	150	二浦地区多目的施設	無
101	桜川	桜川	福津第四	魚貴町	福津	0.32	0.10	0.10	3.0	5	2			無	無	150	無	無
102	桜川	桜川	八良木	魚貴町	福津	0.35	0.05	0.05	0.7	3	1			無	無	150	無	無
103	桜川	桜川	蔭平川	一	八良木	0.35	0.09	0.08	1.3	8	3			無	無	150	旧亀浦中学校	無
104	一	一	黒石第一	一	黒石	0.46	0.12	0.11	1.1	3	1		主要地方道牛深天草線: 0.03km	無	無	150	無	無
105	一	一	辰ヶ越第一	一	辰ヶ越	0.74	0.15	0.14	1.4	8	3			無	無	150	牛深高等学校	無
106	一	一	辰ヶ越第二	一	辰ヶ越	0.68	0.17	0.15	1.4	8	3		主要地方道牛深天草線: 0.09km	無	無	150	牛深高等学校	無
107	一	楠甫川	楠甫川2	有明町	楠甫	0.11	0.01	0.01	1.5	3	1			無	無	150	無	無

土石流危険渓流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 連 害 施 弱 設 者	公 左 記 施 設 以 外 の	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
108	一	江の浦川	福浦ノ谷	有明町	水車	0.10	0.02	0.01	1.5	12	4			無	無	150	無	無
109	一	江の浦川	第二江の浦谷	有明町	江の浦	0.19	0.06	0.03	0.5	9	3			無	無	150	楠甫小学校	無
110	一	江の浦川	井手の迫	有明町	江の浦	0.16	0.03	0.02	1.0	3	1		県道59号線・50m	無	無	150	無	無
111	一	江の浦川	別当澤	有明町	江の浦	0.31	0.08	0.03	4.0	12	4		県道59号線・80m	無	無	150	楠甫小学校	無
112	楠甫川	中津浦川	中津浦	有明町	中津浦	0.07	0.02	0.02	0.5	3	1			無	無	150	無	無
113	楠甫川	楠甫川	第一山浦谷	有明町	山浦	0.45	0.17	0.17	2.0	3	1			無	無	150	楠甫小学校	無
114	楠甫川	楠甫川	木場谷	有明町	下毛	0.14	0.03	0.01	3.0	12	4		県道59号線・60m	無	無	150	楠甫小学校	無
115	楠甫川	楠甫川	下毛谷	有明町	下毛	0.10	0.02	0.01	4.0	3	1		県道59号線・60m	無	無	150	楠甫小学校	無
116	一	大浦川	山浦川1	有明町	山浦	0.05	0.01	0.01	2.0	3	1			無	無	150	無	無
117	一	東迫川	山浦川2	有明町	山浦	0.18	0.03	0.02	1.5	6	2			無	無	150	無	無
118	一	西迫川	西迫川	有明町	開田	1.10	0.82	0.43	6.0	12	4			有2	無	150	無	有
119	一	西迫川	西迫谷	有明町	開田	0.12	0.04	0.02	2.0	3	1			無	無	150	無	無
120	上津浦川	稗田川	向村川	有明町	向村	0.05	0.01	0.01	1.0	3	1		県道282号線・50m	無	無	150	無	無
121	上津浦川	稗田川	第一向村谷	有明町	向村	0.11	0.02	0.01	1.0	12	4		県道282号線・80m	無	無	150	無	無
122	下津浦川	下津浦川	中越川	有明町	権六	0.13	0.04	0.03	0.5	6	2			無	無	150	無	無
123	下津浦川	山浦川	下津浦	有明町	下津浦	0.24	0.10	0.06	1.0	3	1			無	無	150	無	無
124	下津浦川	山浦川	第一平谷	有明町	下津浦	0.14	0.07	0.05	0.5	6	2			無	無	150	無	無
125	下津浦川	山浦川	第二平谷	有明町	山浦	0.12	0.02	0.02	0.5	3	1			無	無	150	無	無
126	下津浦川	山浦川	山浦川3	有明町	山浦	0.21	0.06	0.06	0.5	6	2			無	無	150	無	無
127	下津浦川	山浦川	平山川	有明町	平山	0.22	0.08	0.06	1.0	3	1			無	無	150	無	無
128	下津浦川	山浦川	中平山谷	有明町	平山	0.21	0.08	0.08	1.0	3	1			無	無	150	無	無
129	下津浦川	山浦川	平山川右支川	有明町	平山	0.50	0.20	0.18	3.0	6	2			無	無	150	無	無
130	下津浦川	山浦川	平山川	有明町	平山	0.40	0.35	0.25	5.0	12	4			無	無	150	無	無
131	下津浦川	山浦川	平山川左支川	有明町	平山	0.57	0.27	0.22	2.0	6	2			無	無	150	無	無
132	下津浦川	萩の平川	渡井の迫	有明町	下津浦	0.15	0.11	0.05	0.5	3	1			無	無	150	無	無
133	下津浦川	萩の平川	榎の丸谷	有明町	萩の平	0.17	0.05	0.02	0.8	3	1			無	無	150	無	無
134	下津浦川	萩の平川	クグヤマ谷	有明町	萩の平	0.67	0.24	0.10	4.0	6	2			無	無	150	無	無
135	下津浦川	萩の平川	草積川	有明町	萩の平	0.32	0.21	0.08	3.0	12	4		県道282号線・60m	無	無	150	無	無
136	下津浦川	萩の平川	高尾川	有明町	萩の平	1.16	0.33	0.09	4.0	9	3		県道282号線・40m	無	無	150	無	無
137	下津浦川	萩の平川	観石川	有明町	宮本	0.65	0.34	0.19	2.0	12	4			無	無	150	下津浦公民館	無
138	下津浦川	下津浦川	清水迫	有明町	拂田	0.27	0.12	0.04	1.0	6	2			無	無	150	無	無
139	一	福井田川	中村川	有明町	中村	0.06	0.02	0.01	0.5	9	3			無	無	150	無	無
140	一	鷺口川	尾柳迫川	有明町	鷺口	0.48	0.21	0.09	0.8	6	2			無	無	150	無	無
141	一	一	大通越谷	御所浦町	大通越	0.16	0.06	0.05	2.0	3	1			無	無	150	無	無
142	一	一	椋木	御所浦町	椋木	0.12	0.04	0.03	1.0	12	4			無	無	150	無	無
143	一	一	第三牧本谷	御所浦町	牧本	0.10	0.03	0.02	1.0	9	3			無	無	150	無	無

土石流危険渓流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 連 害 施 弱 設 者	公 左 記 以 外 の 施 設	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
144	—	—	舟隠1	御所浦町	舟隠	0.14	0.04	0.04	2.0	3	1			無	無	150	無	無
145	—	—	舟隠2	御所浦町	舟隠	0.07	0.02	0.02	1.0	6	2			無	無	150	無	無
146	—	—	檜の浦谷	御所浦町	檜の浦	0.20	0.02	0.01	2.0	12	4			無	無	150	無	無
147	—	—	田の水川	御所浦町	田の水	0.30	0.05	0.00	1.0	12	4			無	無	150	無	無
148	—	—	第二牧向谷	御所浦町	牧向	0.27	0.04	0.03	2.0	9	3			無	無	150	無	無
149	—	—	第三牧向谷	御所浦町	牧向	0.10	0.02	0.01	1.0	9	3			無	無	150	無	無
150	—	—	牧向谷	御所浦町	牧向	0.23	0.03	0.03	3.0	9	3			有1	有S47	150	無	無
151	—	—	田の尻	御所浦町	田の尻	0.17	0.14	0.11	3.0	3	1			無	無	150	無	無
152	—	—	第三江の口谷	御所浦町	江の口	0.22	0.07	0.04	1.0	6	2			無	無	150	無	無
153	—	—	第二江の口谷	御所浦町	江の口	0.47	0.22	0.22	2.0	9	3			無	無	150	無	無
154	—	—	烏帽子2	御所浦町	烏帽子	0.20	0.04	0.04	2.0	3	1			無	無	150	無	無
155	—	—	今浦谷	御所浦町	大浦	0.07	0.03	0.02	2.0	9	3		県道333号線、0.04km	無	無	150	無	無
156	—	—	梅実迫	御所浦町	唐木崎	0.21	0.07	0.07	2.0	3	1		県道333号線、0.04km	無	有H13	150	無	無
157	—	—	唐木崎	御所浦町	唐木崎	0.10	0.02	0.02	1.0	3	1		県道333号線、0.03km	無	無	150	無	無
158	—	—	向工平谷	御所浦町	唐木崎	0.08	0.05	0.02	2.0	12	4			無	無	150	無	無
159	—	—	阿房川	倉岳町	阿房	0.44	0.23	0.12	1.5	3	1			無	有S47	150	無	無
160	—	—	梅ノ木川	倉岳町	梅の木	0.24	0.12	0.06	2.2	9	3		国道266号線、0.04km	有2	有S47.7.6	150	無	無
161	—	—	梅ノ木川左支川	倉岳町	梅の木	0.29	0.09	0.07	1.3	9	3		国道266号線、0.04km	無	有S47.7.6	150	無	無
162	—	—	才津原下川	倉岳町	才津原	0.54	0.15	0.03	2.0	6	2		国道266号線、0.08km	無	有S47.7.6	150	無	無
163	坂田川	坂田川	才津原第二支川	倉岳町	才津原	0.24	0.08	0.08	1.3	12	4		国道266号線、0.08km	有3	有S47.7.6	150	無	有
164	坂田川	坂田川	才津原第一支川	倉岳町	才津原	0.40	0.05	0.05	2.0	12	4		国道266号線、0.08km	無	無	150	無	有
165	芋洗川	芋洗川	芋洗川	倉岳町	小崎	0.49	0.24	0.22	3.0	3	1		国道266号線、0.06km	有1	有S47.7.6	150	天草高校倉岳校	有
166	棚底川	棚底川	棚底谷	倉岳町	山崎	0.15	0.03	0.01	1.0	9	3		国道266号線、0.05km	無	無	150	無	無
167	棚底川	棚底川	山崎	倉岳町	山崎	1.17	0.36	0.31	4.0	3	1			有1	有S47.7.6	150	無	無
168	浦川	浦川	松尾	倉岳町	松尾	0.17	0.06	0.04	2.0	9	3		県道59号線、0.04km	有1	有S47.7.6	150	無	無
169	浦川	浦川	第二藤の子谷	倉岳町	藤川	0.09	0.08	0.07	2.0	3	1			有2	有S47.7.6	150	浦地区コミュニティセンター	無
170	浦川	浦川	登尾谷	倉岳町	登尾	0.47	0.32	0.08	5.0	6	2			有1	有S47.7.6	150	無	無
171	浦川	浦川	荒平谷	倉岳町	荒平	0.54	1.61	1.00	5.0	3	1			有8	有S47.7.6	150	無	有
172	浦川	平野川	平野川	倉岳町	平野	0.26	0.29	0.12	3.0	9	3			有2	有S47.7.6	150	無	有
173	浦川	浦川	平野谷	倉岳町	平野	0.32	0.05	0.01	2.0	12	4			無	無	150	無	無
174	浦川	岩下川	岩下川	倉岳町	岩下	0.82	0.37	0.14	4.0	9	3			有1	有S47.7.6	150	浦地区コミュニティセンター	有
175	浦川	名桐川	大迫川	倉岳町	大窪	0.11	0.23	0.08	3.0	3	1			有1	有S47.7.6	150	浦地区コミュニティセンター	有
176	浦川	大迫川	大迫谷	倉岳町	大窪	0.14	0.04	0.04	1.0	9	3			有1	有S47.7.6	150	浦地区コミュニティセンター	無
177	浦川	大迫川	大窪谷	倉岳町	大窪	0.45	0.11	0.09	2.0	6	2			無	有S47.7.6	150	浦地区コミュニティセンター	無
178	浦川	大迫川	大窪	倉岳町	大窪	0.33	0.07	0.06	2.0	3	1			無	有S47.7.6	150	無	無
179	浦川	名桐川	名桐川	倉岳町	大谷	0.45	0.28	0.14	4.0	9	3		県道59号線、1.42km	有3	有S47.7.6	150	無	有

土石流危険溪流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番号	水系名	河川名	溪流名	町名	字名	溪流長	流域面積	流域面積	川幅	人口	人家戸数	災害連害施設者	左記以外等の公共施設等	砂防施設有無	土石流災害	警戒避難基準雨量	安全な避難場所	砂防指定地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
180	浦川	名桐川	名桐川左支川	倉岳町	大谷	0.84	0.40	0.19	5.0	9	3		県道59号線、1.19km	有4	有S477.6	150	無	無
181	浦川	名桐川	大谷谷	倉岳町	大谷	0.52	0.12	0.08	3.0	9	3		県道59号線、0.85km	有2	有S477.6	150	無	無
182	浦川	名桐川	大谷	倉岳町	大谷	0.44	0.06	0.02	2.0	9	3		県道59号線、0.68km	有1	有S477.6	150	無	無
183	浦川	小串川	小串川	倉岳町	小串	1.35	0.80	0.30	5.0	9	3			有1	有S477.6	150	無	無
184	浦川	小串川	小串川支川	倉岳町	小串	0.98	0.27	0.23	3.0	3	1			有1	有S477.6	150	無	有
185	浦川	小浦川	小浦川	倉岳町	小浦	0.60	0.32	0.19	4.0	6	2			無	有S477.6	150	無	有
186	浦川	小浦川	小浦川左支川	倉岳町	小浦	0.19	0.09	0.09	4.0	6	2			有2	有S477.6	150	無	無
187	—	—	尾串	倉岳町	尾串	0.06	0.03	0.02	1.0	3	1		国道266号線、0.03km	無	無	150	無	無
188	—	—	鳴川2	倉岳町	鳴川	0.31	0.13	0.07	4.0	3	1			無	有S477.6	150	無	無
189	—	—	白戸	栖本町	白戸	0.08	0.02	0.01	1.0	6	2		県道283号線、0.1km	無	無	150	無	有
190	白洲川	白洲川	第一平ノ口谷	栖本町	平ノ口	0.13	0.01	0.01	1.0	6	2			無	無	150	栖本小学校	無
191	白洲川	白洲川	第二平ノ口谷	栖本町	平ノ口	0.22	0.04	0.03	1.0	13	4			無	無	150	栖本小学校	無
192	白洲川	白洲川	平野口川	栖本町	平ノ口	0.29	0.11	0.08	2.0	13	4			無	無	150	栖本小学校	無
193	白洲川	白洲川	龍ノ口	栖本町	龍ノ口	0.89	0.19		2.0	3	1			無	無	150	無	有
194	河内川	河内川	春の窪谷	栖本町	宗土岐	0.59	0.09	0.04	2.0	9	3			無	無	150	無	無
195	河内川	宗土岐川	宗土岐川	栖本町	宗土岐	1.50	1.45	0.82	5.0	13	4			有1	有S477.6	150	無	有
196	河内川	赤木野川	赤木野川	栖本町	宗土岐	0.95	0.48	0.16	4.0	6	2			有2	無	150	無	有
197	河内川	—	第一山浦川	栖本町	山浦	0.66	0.16	0.12	2.0	9	3			有2	無	150	無	無
198	河内川	—	第二山浦川	栖本町	山浦	0.68	0.19	0.11	3.0	6	2			無	無	150	無	無
199	河内川	—	第三山浦川	栖本町	山浦	0.55	0.14	0.11	2.0	9	3			有1	無	150	無	無
200	河内川	河内川	早稲田川	栖本町	中村	0.70	0.40	0.13	2.0	9	3			無	無	150	河内小学校	無
201	河内川	河内川	早稲田川左支川	栖本町	中村	0.62	0.34	0.18	3.0	13	4		県道282号線、0.03km	有1	無	150	河内小学校	無
202	河内川	河内川	中ノ門谷	栖本町	中門	0.28	0.05	0.05	2.0	6	2			無	無	150	河内小学校	無
203	河内川	河内川	中の門川	栖本町	中門	0.28	0.07	0.07	1.0	13	4			有1	無	150	河内小学校	無
204	河内川	河内川	第二中ノ門谷	栖本町	中門	0.70	0.51	0.40	3.0	6	2			無	無	150	河内小学校	無
205	河内川	河内川	田十郎川	栖本町	大河内下	0.39	0.17	0.00	3.0	6	2		県道34号線、0.03km	有2	無	150	無	無
206	河内川	河内川	下谷	栖本町	大河内下	0.42	0.10	0.03	1.0	9	3		県道34号線、0.07km	無	無	150	無	無
207	河内川	河内川	上高山谷	栖本町	大河内下	0.43	0.13	0.08	2.0	6	2		県道34号線、0.05km	無	無	150	無	無
208	河内川	河内川	上谷	栖本町	河内	0.39	0.10	0.03	2.0	6	2		県道34号線、0.08km	無	無	150	無	無
209	河内川	河内川	尾形尾谷	栖本町	大河内上	0.39	0.09	0.05	1.0	3	1			無	無	150	無	無
210	河内川	河内川	尾形尾川	栖本町	大河内上	1.30	1.07	0.40	3.0	9	3			有1	有S477.6	150	無	無
211	河内川	河内川	大平2	栖本町	大平	0.35	0.04	0.03	1.0	13	4		県道34号線、0.09km	無	無	150	無	有
212	河内川	河内川	麦田原川	栖本町	中村	0.40	0.15	0.09	2.0	9	3		県道34号線、0.08km	有2	有S477.6	150	河内小学校	無
213	河内川	河内川	黒地川	栖本町	黒地	0.30	0.32	0.31	3.0	9	3		県道34号線、0.06km	無	有S477.6	150	無	無
214	河内川	中野川	中野川	栖本町	中野	1.28	0.82	0.65		9	3		県道34号線、0.08km	有3	有S477.6	150	無	有
215	河内川	河内川	弟々子川	栖本町	平木場	1.12	0.57	0.23	3.0	6	2			有1	有S477.6	150	公民館湯上分館	有

土石流危険渓流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	流 域 面 積	流 域 面 積	川 幅	人 口	人 家 戸 数	関 災 連 害 施 弱 設 者	公 左 記 以 外 の 共 設 等	砂 防 施 設 有 無	土 石 流 災 害	警 戒 避 難 基 準 雨 量	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
216	河内川	河内川	清水1	栖本町	清水	0.23	0.05	0.01	1.0	9	3			無	無	150	無	有
217	河内川	河内川	清水2	栖本町	清水	0.16	0.04	0.03	2.0	6	2			有	無	150	無	有
218	河内川	河内川	樋の口川	栖本町	樋の口	0.39	0.11	0.04	2.0	3	1			有	無	150	栖本中学校	無
219	河内川	河内川	山下川	栖本町	樋の口	0.52	0.17	0.08	2.0	3	1			有	無	150	栖本中学校及び体育館	無
220	—	—	江湖谷	栖本町	古江	0.15	0.04	0.02	1.0	6	2		国道266号線、0.07km	無	無	150	栖本町民体育館	有
221	アミダ川	アミダ川	前田谷	栖本町	中	0.29	0.06	0.06	2.0	9	3			有	無	150	無	有
222	アミダ川	アミダ川	松葉川	栖本町	松葉	0.49	0.16	0.05	2.0	13	4			有	無	150	無	無
223	大宮地川	大宮地川	大宮1	新和町	大宮	0.17	0.02	0.02	2.0	3	1		県道26号線0.05km	無	無	150	無	無
224	大宮地川	大宮地川	大宮2	新和町	大宮	0.17	0.02	0.02	2.0	3	1			無	無	150	無	無
225	大宮地川	大宮地川	中央	新和町	中央	0.23	0.09	0.09	2.0	6	2			無	無	150	無	無
226	大宮地川	大宮地川	浪床2	新和町	浪床	0.21	0.08	0.08	3.5	3	1			無	無	150	無	無
227	大宮地川	碓石川	碓石下1	新和町	碓石下	0.35	0.15	0.11	4.8	6	2			無	無	150	無	無
228		八久保川	碓石	新和町	碓石	0.16	0.02	0.01	1.0	3	1			無	無	150	無	無
229	大宮地川	碓石川	蟹目	新和町	蟹目	0.37	0.01	0.01	0.5	6	2			無	無	150	無	無
230	大宮地川	大宮地川	碓石上1	新和町	碓石上	0.26	0.05	0.01	1.0	3	1			無	無	150	無	無
231	大宮地川	碓石川	碓石下3	新和町	碓石	0.41	0.13	0.09	3.5	3	1		県道326号線0.04km	無	無	150	無	無
232	大宮地川	碓石川	大淵2	新和町	大淵	0.10	0.04	0.04	1.5	13	4		県道326号線0.06km	無	無	150	無	無
233	大宮地川	大宮地川	中浪1	新和町	中浪	0.56	0.15	0.03	4.0	10	3		県道287号線0.15km	無	無	150	無	無
234	大宮地川	大宮地川	中浪2	新和町	中浪	0.18	0.04	0.02	1.5	6	2			無	無	150	無	無
235	大宮地川	大宮地川	中浪4	新和町	中浪	0.91	0.12	0.02	2.8	3	1		県道287号線0.05km	無	無	150	無	無
236	大宮地川	大宮地川	八幡2	新和町	大宮地	0.24	0.08	0.02	2.0	3	1			無	無	150	無	無
237	大宮地川	大宮地川	大宮下	新和町	大宮下	0.40	0.11	0.03	2.8	6	2			無	無	150	無	無
238	流合川	流合川	柱崎	新和町	柱崎	0.78	0.02	0.01	2.0	10	3			無	無	150	無	無
239	流合川	流合川	平	新和町	平	0.14	0.04	0.01	1.5	6	2			無	無	150	無	無
240	流合川	流合川	棒の鶴(西)	新和町	棒の鶴	0.35	0.06	0.01	1.5	10	3			無	無	150	無	無
241	流合川	流合川	棒の鶴1	新和町	棒の鶴	0.38	0.06	0.00	1.8	3	1			無	無	150	無	無
242	流合川	流合川	棒の鶴2	新和町	棒の鶴	0.23	0.04	0.02	2.0	13	4			無	無	150	無	無
243	流合川	小平川	小平川	新和町	馬場上	0.70	0.27	0.14	2.8	10	3			無	無	150	無	無
244	流合川	流合川	切越1	新和町	切越	0.18	0.04	0.00	1.0	13	4			無	無	150	無	無
245	流合川	流合川	切越2	新和町	切越	0.56	0.19	0.05	2.5	6	2			無	無	150	無	無
246	流合川	流合川	切越3	新和町	切越	0.65	0.12	0.06	1.5	13	4		県道289号線0.07km	無	無	150	無	無
247	流合川	流合川	黒崎	新和町	黒崎	0.65	0.11	0.02	1.3	3	1			無	無	150	無	無
248	流合川	流合川	寒の平(北)	新和町	寒の平	0.44	0.09	0.03	1.5	6	2			無	無	150	無	無
249	流合川	流合川	寒の平1	新和町	寒の平	0.22	0.05	0.02	1.3	3	1			無	無	150	無	無
250	流合川	流合川	寒の平2	新和町	寒の平	0.26	0.14	0.08	1.8	3	1			無	無	150	無	無
251	流合川	流合川	寒の平3	新和町	寒の平	0.23	0.19	0.14	2.3	6	2			無	無	150	無	無

土石流危険渓流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番号	水系名	河川名	溪流名	町名	字名	溪流長	流域面積	流域面積	川幅	人口	人家戸数	災害連 害弱者 施設者	左記以外 の施設等	砂防施設有無	土石流災害	警戒避難 基準雨量	安全な避難 場所	砂防指定地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
252			檜の浦	新和町	檜の浦	0.98	0.33	0.08	4.0	6	2			無	無	150	無	無
253			新田1	新和町	新田	0.03	0.01	0.01	0.5	6	2			無	無	150	無	無
254			新田2	新和町	新田	0.05	0.02	0.02	0.5	6	2			無	無	150	無	無
255			大多尾 (中)	新和町	大多尾	0.40	0.17	0.02	1.8	3	1			無	無	150	無	無
256		小峰川	小峰	新和町	小峰	0.36	0.07	0.03	3.0	6	2			無	無	150	無	無
257		立川	立	新和町	立	0.18	0.04	0.04	1.5	13	4			無	無	150	無	無
258			浦1	新和町	浦	0.50	0.06	0.02	1.5	3	1			無	無	150	無	無
259			浦2	新和町	浦	0.82	0.22	0.10	3.0	3	1			無	無	150	無	無
260		宮地浦 川	宮地浦 (北)	新和町	宮地浦	0.52	0.14	0.06	1.8	10	3		県道26号線0.03km	無	無	150	無	無
261		宮地浦 川	宮地浦 (南)	新和町	宮地浦	0.69	0.46	0.14	2.0	3	1			無	無	150	無	無
262			小宮地1	新和町	小宮地	0.18	0.05	0.02	1.0	6	2		県道26号線0.06km	無	無	150	無	無
263			小宮地2	新和町	小宮地	0.43	0.15	0.04	1.5	6	2		県道26号線0.09km	無	無	150	無	無
264	宇土川	宇土川	中田2	新和町	中田	0.05	0.01	0.01	10.0	3	1			無	無	150	無	無
265	田導寺 川	田導寺 川	東	新和町	東	0.01	0.01	0.01	1.0	6	2			無	無	150	無	無
266	田導寺 川	田導寺 川	田導寺	新和町	中田	0.40	0.10	0.04	3.0	10	3			無	無	150	無	無
267	田導寺 川	田導寺 川	村中1	新和町	村中	0.64	0.31	0.15	1.5	6	2			無	無	150	無	無
268	中田川	中田川	村中2	新和町	村中	0.05	0.01	0.01	4.0	3	1		県道326号線0.04km	無	無	150	無	無
269	中田川	中田川	村中4	新和町	村中	0.08	0.02	0.02	1.8	6	2		県道326号線0.05km	無	無	150	無	無
270	中田川	中田川	村中5	新和町	村中	0.04	0.02	0.02	1.0	10	3		県道326号線0.04km	無	無	150	無	無
271	中田川	中田川	村中6	新和町	村中	0.04	0.02	0.02	1.3	3	1		県道326号線0.04km	無	無	150	無	無
272	中田川	中田川	村中7	新和町	村中	0.21	0.05	0.03	1.8	3	1		県道326号線0.06km	無	無	150	無	無
273	中田川	中田川	西1	新和町	西	0.45	0.15	0.07	2.0	3	1		県道326号線0.07km	無	無	150	無	無
274			西2	新和町	西	0.35	0.31	0.14	2.5	6	2		県道26号線0.07km	無	無	150	無	無
275			横島	新和町	横島	0.12	0.06	0.01	3.5	3	1			無	無	150	無	無
276	中洲川	中洲川	北山浦	五和町	北山浦	0.60	0.11	0.01	6.0	3	1			無	無	163	無	無
277			大島-2	五和町	大島	0.10	0.01	0.00	2.0	12	4			無	無	163	無	無
278	引坂川	引坂川	小平川	五和町	鬼池 引 坂	0.13	0.01	0.00	4.0	3	1			無	無	163	無	無
279			須ノ脇	五和町	二江 二 江	0.35	0.06	0.06	2.0	12	4		国道324号、0.09km	無	無	163	二江小学 校	無
280	内野川	内野川	下内野	五和町	下内野 下内野	0.22	0.03	0.02	8.0	9	3			無	無	163	五和西中 学校	無
281	内野川	内野川	木場	五和町	下内野 木場	0.29	0.03	0.01	6.0	3	1			無	無	163	無	無
282	内野川	内野川	小峰	五和町	下内野 小峰	0.38	0.12	0.00	1.5	6	2			無	無	163	無	無
283	内野川	田代川	田代	五和町	荒河内 田代	0.26	0.06	0.02	3.0	3	1		市道田代線、0.05km	無	無	163	無	無
284	内野川	平川	須良道-2	五和町	荒河内 須良道	0.22	0.05	0.01	4.0	3	1			無	無	163	無	無
285	内野川	平川	須良道-1	五和町	荒河内 須良道	0.23	0.03	0.03	4.0	6	2			無	無	163	無	無
286	内野川	志岐道 川	志岐道 (南)	五和町	井手 志 岐道	0.26	0.06	0.00	5.0	6	2			無	無	163	無	無
287	内野川	志岐道 川	大波	五和町	井手 大 渡	0.94	0.28	0.05	5.0	6	2			無	無	163	無	無

土石流危険渓流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番号	水系名	河川名	溪流名	町名	字名	溪流長	流域面積	流域面積	川幅	人口	人家戸数	災害連害施設者	左記以外等の公共施設等	砂防施設有無	土石流災害	警戒避難基準雨量	安全な避難場所	砂防指定地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
288	内野川	志岐道川	志岐道(北)	五和町	井手 志岐道	0.24	0.04	0.00	8.0	6	2		坂瀬川・鬼池港線、0.09km	無	無	163	無	無
289	内野川	内野川	小峰(南)	五和町	下内野小峰	0.44	0.10	0.00	4.0	3	1			無	無	163	無	無
290	内野川	内野川	小峰(北)	五和町	下内野小峰	0.55	0.13	0.03	5.0	3	1		本渡・五和線、0.06km	無	無	163	無	無
291	内野川	下内野川	橋柿	五和町	下内野下内野	1.07	0.50	0.38	4.0	3	1			無	無	163	無	有
292	内野川	内野川	橋柿-2	五和町	下内野橋柿	0.20	0.03	0.03	6.0	3	1		本渡・五和線、0.04km	無	無	163	無	無
293	内野川	内野川	柳原	五和町	下内野下内野	0.42	0.08	0.06	2.0	6	2		本渡・五和線、0.05km	無	無	163	無	無
294	内野川	内野川	九両	五和町	下内野九両	0.44	0.24	0.19	2.0	9	3			無	無	163	無	無
295	内野川	内野川	下内野	五和町	下内野下内野	0.39	0.11	0.10	2.0	3	1		本渡・五和線、0.07km	無	無	163	無	無
296	下津深江川	下津深江川	佐世保迫	天草町	福連木福連木	0.74	0.50	0.42	6.0	3	1			無	無	169	無	無
297	下津深江川	下津深江川	皆廻(東)	天草町	福連木皆廻	0.60	0.33	0.24	4.0	8	3		牛浦・天草線、0.07km	無	無	169	無	無
298	下津深江川	下津深江川	皆廻	天草町	福連木皆廻	0.23	0.03	0.02	4.0	10	4		牛浦・天草線、0.05km	無	無	169	無	無
299	下津深江川	下津深江川	村中(上)	天草町	福連木村中	0.98	0.43	0.27	3.0	5	2		本渡・下田線、0.12km	無	無	169	福連木支所	無
300	小田床川	小田床川	中村	天草町	下田南中村	0.23	0.03	0.02	1.5	11	4		国道389号、0.06km	無	無	169	無	無
301	小田床川	小田床川	中村(上)	天草町	下田南中村	0.07	0.01	0.01	4.0	5	2			無	無	169	無	無
302	小田床川	小田床川	上野	天草町	下田南上野	0.09	0.02	0.02	4.0	3	1			無	無	169	無	無
303	高浜川		大庵	天草町	大庵	0.31	0.05	0.02	4.0	3	1			無	無	169	無	無
304	高浜川	高浜川	皿山	天草町	皿山	1.05	0.73	0.44	5.0	8	3			無	無	169	無	無
305	高浜川	大河内川	大河内西	天草町	大河内	0.11	0.02	0.02	3.0	8	3		県道280号線、0.07km	無	無	169	無	有
306	高浜川	大河内川	大河内東	天草町	大河内	0.70	0.20	0.03	2.0	8	3		県道280号線、0.10km	無	無	169	無	無
307	高浜川	倉川	白木	天草町	白木	0.18	0.03	0.02	5.0	11	4		国道389号、0.07km	無	無	169	無	無
308	大江川	大迫川	大迫川支川	天草町	野中	0.36	0.02	0.02	3.0	3	1			無	無	169	無	無
309	大江川	大江川	里(上)	天草町	里	0.06	0.01	0.01	1.5	5	2			無	無	169	無	無
310			軍ヶ浦(11)	天草町	軍ヶ浦	0.22	0.04	0.04	4.0	10	4			無	無	169	無	無
311			軍ヶ浦(9)	天草町	軍ヶ浦	0.26	0.02	0.02	1.5	5	2		国道389号、0.01km	無	無	169	無	無
312			軍ヶ浦(10)	天草町	軍ヶ浦	0.25	0.02	0.02	6.0	3	1		国道389号、0.05km	無	無	169	無	無
313			軍ヶ浦上	天草町	軍ヶ浦	0.18	0.02	0.01	5.0	5	2		国道389号、0.07km	無	無	169	無	無
314			軍ヶ浦下	天草町	軍ヶ浦	0.16	0.02	0.01	6.0	8	3		国道389号、0.09km	無	無	169	無	無
315	一	一	番所の鼻	河浦町	番所の鼻	0.31	0.06	0.04	1.8	11	4			無	無	130	富津中学校	無
316	今富川	今富川	潟(下)	河浦町	潟	0.17	0.02	0.02	1.0	6	2			無	無	130	富津小学校	無
317	一町田川	丸塚川	小川内	河浦町	小川内	0.37	0.12	0.08	1.5	11	4			無	無	130	町民会館	無
318	一町田川	葛河内川	葛河内(1)	河浦町	葛河内	0.57	0.12	0.12	0.8	8	3		一般県道新合高浜港線：0.09km	無	無	130	葛河内公民館	有
319	一町田川	葛河内川	葛河内(2)	河浦町	葛河内	0.24	0.04	0.04	1.0	8	3		一般県道新合高浜港線：0.04km	無	無	130	葛河内公民館	無
320	一町田川	葛河内川	葛河内(3)	河浦町	葛河内	0.47	0.10	0.10	1.5	11	4		一般県道新合高浜港線：0.07km	無	無	130	葛河内公民館	無
321	一町田川	倉谷川	倉谷(1)	河浦町	倉谷	0.34	0.07	0.07	1.5	6	2			無	無	130	今村公民館	無
322	一町田川	倉谷川	倉谷(2)	河浦町	倉谷	0.56	0.17	0.17	1.0	3	1			無	無	130	今村公民館	無
323	一町田川	今田川	今村(1)	河浦町	今村	0.32	0.07	0.07	1.5	3	1			無	無	130	今村上集会所	有

土石流危険溪流(Ⅱ)一覧表

【人家 5 戸未満】

番号	水系名	河川名	溪流名	町名	字名	溪流長	流域面積	流域面積	川幅	人口	人家戸数	災害連 害弱者 施設者	公左記 以外 の 施設等	砂防 施設 有無	土 石 流 災 害	警戒 避難 基準 雨量	安全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
324	一町田川	今田川	桑木迫	河浦町	桑木迫	0.50	0.12	0.08	1.0	3	1		主要地方道牛深天草線: 0.06km	無	無	130	板之河内 中向分館	有
325	一町田川	今田川	銭瓶(2)	河浦町	銭瓶	0.63	0.12	0.09	1.5	3	1		主要地方道牛深天草線: 0.04km	無	無	130	板之河内 中向分館	無
326	一町田川	今田川	板ノ河内 北	河浦町	板ノ河 内	1.18	0.23	0.14	2.5	6	2		主要地方道牛深天草線: 0.04km	無	無	130	板之河内 中向分館	無
327	一町田川	今田川	板ノ河内 南	河浦町	板ノ河 内	0.61	0.08	0.08	2.0	3	1		主要地方道牛深天草線: 0.07km	無	無	130	板之河内 中向分館	無
328	一町田川	山口川	山口	河浦町	山口	0.18	0.03	0.03	1.5	6	2			無	無	130	今村上集 会所	無
329	一町田川	山口川	今村(2)	河浦町	今村	0.43	0.10	0.05	1.0	3	1			無	無	130	今村上集 会所	無
330	一町田川	今田川	平山川	河浦町	秋の平	0.83	0.60	0.56	2.0	8	3			有1	無	130	今村公民 館	無
331	一町田川	一町田川	小塚(1)	河浦町	小塚	0.43	0.09	0.07	1.0	8	3			無	無	130	益田公民 館	無
332	一町田川	一町田川	小塚(2)	河浦町	小塚	0.75	0.13	0.09	1.0	6	2			無	無	130	下津留公 民館	無
333	一町田川	一町田川	小塚(3)	河浦町	小塚	1.00	0.42	0.23	2.5	3	1			無	無	130	下津留公 民館	有
334	一町田川	一町田川	一ノ瀬	河浦町	一ノ瀬	0.11	0.02	0.02	1.0	3	1			無	無	130	新合公民 館	無
335	一町田川	一町田川	常取	河浦町	常取	0.41	0.09	0.04	1.0	8	3		国道266号線:0.12km	無	無	130	新合公民 館	無
336	一町田川	一町田川	津留(5)	河浦町	津留	0.39	0.29	0.25	1.0	6	2			無	無	130	新合小学 校	無
337	一町田川	一町田川	津留(4)	河浦町	津留	0.65	0.17	0.13	1.6	8	3			無	無	130	新合小学 校	無
338	一町田川	一町田川	大丸(下)	河浦町	大丸	1.16	0.36	0.27	2.2	11	4		国道266号線:0.04km	無	無	130	新合小学 校	無
339	一町田川	一町田川	大丸(上)	河浦町	大丸	0.95	0.43	0.36	2.5	3	1		国道266号線:0.10km	無	無	130	新合小学 校	無
340	一町田川	一町田川	其河内(1)	河浦町	其河内	0.46	0.21	0.15	1.5	3	1			無	無	130	立原公民 館	無
341	一町田川	一町田川	其河内(2)	河浦町	其河内	0.45	0.15	0.09	2.5	3	1		国道266号線:0.07km	無	無	130	立原公民 館	無
342	一町田川	山川	山川	河浦町	山川	0.29	0.07	0.03	1.5	3	1		一般県道宮野河内新合 線:0.06km	無	無	130	健康管理 センター	無
343	一町田川	一町田川	平床(上)	河浦町	平床	0.64	0.18	0.12	1.2	11	4		一般県道新合高浜港線: 0.10km	無	無	130	下津留公 民館	無
344	一町田川	一町田川	平床(下)	河浦町	平床	0.26	0.05	0.03	1.6	11	4		一般県道新合高浜港線: 0.10km	無	無	130	下津留公 民館	無
345	一町田川	一町田川	馬場(1)	河浦町	馬場	0.78	0.15	0.15	1.4	6	2			無	無	130	河浦中学 校	無
346	一町田川	一町田川	馬場(2)	河浦町	馬場	0.44	0.08	0.08	1.5	6	2		主要地方道牛深天草線: 0.08km	無	無	130	河浦中学 校	無
347	一町田川	一町田川	馬場(4)	河浦町	馬場	0.47	0.09	0.09	1.5	3	1		主要地方道牛深天草線: 0.07km	無	無	130	一町田小 学校	無
348	一町田川	一町田川	馬場(5)	河浦町	馬場	0.42	0.08	0.08	2.0	3	1		主要地方道牛深天草線: 0.07km	無	無	130	一町田小 学校	無
349	一町田川	一町田川	馬場(6)	河浦町	馬場	0.32	0.05	0.05	1.5	3	1		主要地方道牛深天草線: 0.06km	無	無	130	一町田小 学校	無
350	一町田川	一町田川	丸山	河浦町	丸山	0.32	0.04	0.04	0.6	8	3		主要地方道牛深天草線: 0.06km	無	無	130	町民会館	無
351	一町田川	一町田川	本松(下)	河浦町	本松	0.25	0.04	0.04	1.2	8	3		国道389号線:0.04km	無	無	130	町民体育 館	無
352	一町田川	一町田川	本松(中)	河浦町	本松	0.32	0.07	0.07	1.5	6	2		国道389号線:0.05km	無	無	130	町民体育 館	無
353	一町田川	一町田川	本松(上)	河浦町	本松	0.32	0.06	0.03	1.5	11	4		国道389号線:0.07km	無	無	130	町民体育 館	無
354	一町田川	白木河 内川	野平	河浦町	野平	0.76	0.38	0.21	2.0	6	2		国道266号線:0.09km	無	無	130	町民体育 館	無
355	一町田川	白木河 内川	白木河内 (南)	河浦町	白木河 内	0.36	0.07	0.07	2.0	3	1			無	無	130	町民体育 館	無
356	一	一	黒崎	河浦町	黒崎	0.55	0.12	0.12	1.5	3	1		主要地方道牛深天草線: 0.09km	無	無	130	上平公民 館	無
357	西高根川	西高根川	西高根 (下)	河浦町	宮野河 内	0.16	0.02	0.02	1.0	11	4			無	無	130	西高根公 民館	無
358	西高根川	西高根川	西高根 (上)	河浦町	宮野河 内	0.20	0.02	0.01	1.5	3	1			無	無	130	西高根公 民館	無
359	一	松崎川	松崎	河浦町	松崎	0.49	0.12	0.02	2.0	8	3			無	無	130	松崎公民 館	無

土石流危険渓流に準ずる渓流

【人家 なし】

番号	水系名	河川名	渓流名	町名	字名	渓流長	流域面積	流域面積	川幅	人口	人家戸数	災害弱者 関連施設者	左記以外の 公共施設等	砂防施設有無	土石流災害	警戒避難基準雨量	安全な避難場所	砂防指定地
						(km)	(km ²)	(km ²)	(m)	(人)	(戸)					(mm)		
1		茂木根川	茂木根1	広瀬	茂木根		0.17	0.10		0	0							
2		茂木根川	茂木根2	広瀬	茂木根		0.90	0.10		0	0							
3		茂木根川	茂木根3	広瀬	茂木根		0.20			0	0							
4		茂木根川	茂木根4	広瀬	茂木根		0.40	0.10		0	0							
5		茂木根川	茂木根5	広瀬	茂木根		0.20			0	0							
6	広瀬川	広瀬川	山仁田2	本戸馬場	山仁田		0.50			0	0							
7	広瀬川	広瀬川	本泉1	本渡町	本泉		0.40			0	0							
8	広瀬川	広瀬川	本泉2	本渡町	本泉		0.90			0	0							
9	広瀬川	広瀬川	本泉3	本渡町	本泉		0.20			0	0							
10		小松原川	西の久保1	本戸馬場	西の久保		0.30	0.10		0	0							
11		小松原川	西の久保2	本戸馬場	西の久保		0.30			0	0							
12		小松原川	西の久保3	本戸馬場	西の久保		0.30	0.10		0	0							
13		小松原川	西の久保4	本戸馬場	西の久保		0.12	0.30		0	0							
14		小松原川	西の久保5	本戸馬場	西の久保		0.30	0.10		0	0							
15		小松原川	西の久保6	本戸馬場	西の久保		0.20	0.10		0	0							
16	町山口川	町山口川	山の口3	本渡町	山の口		0.10	0.10		0	0							
17	町山口川	町山口川	山の口南3	本渡町	山の口		0.12	0.20		0	0							
18	町山口川	町山口川	溝端2	本渡町	溝端		0.28	0.12		0	0							
19	町山口川	町山口川	溝端3	本渡町	溝端		0.10			0	0							
20	町山口川	股川	中山口1	本渡町	中山口		0.20	0.10		0	0							
21	町山口川	股川	中山口2	本渡町	中山口		0.33	0.22		0	0							
22	町山口川	股川	中山口3	本渡町	中山口		0.80	0.40		0	0							
23	町山口川	股川	中山口4	本渡町	中山口		0.30	0.20		0	0							
24	町山口川	股川	中山口5	本渡町	中山口		0.20	0.10		0	0							
25	町山口川	股川	中山口6	本渡町	中山口		0.30	0.10		0	0							
26	町山口川	股川	中山口7	本渡町	中山口		0.30	0.20		0	0							
27			大門	楠浦町	大門		0.10			0	0							

土石流氾濫実績

[熊 本 県]

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	死 者 ・ 行 方 不 明 者	負 傷 者	人 家 戸 数	災 害 関 連 施 設 者	公 共 施 設 等 左 記 以 外 の	災 害 発 生 年 月 日 時	砂 防 指 定 地 有 無	砂 防 設 備 等 有 無	地 域 防 災 計 画 有 無
						km	名	名	戸						
1	—	—	杉浦谷	御所浦町	与一ヶ浦								無	無	無
2	—	—	第一大浦谷	御所浦町	大浦							H12.8.18	無	無	無
3	—	—	牧向谷	御所浦町	牧向							S47	無	無	無
4	—	—	梅実迫	御所浦町	唐木崎							H13	無	無	無
5	砥石川	砥石川	砥石川	倉岳町	境目	1.80						S47.7.6	無	無	無
6	西ノ原川	西ノ原川	西ノ原川	倉岳町	西ノ原	0.54						S47.7.6	無	無	無
7	宮田川	宮田川	宮田川	倉岳町	西ノ原	0.68						S47.7.6	無	無	無
8	—	—	坂田川	倉岳町	小辻湯	0.67						S47.7.6	無	無	無
9	—	—	坂田川左支川	倉岳町	小辻湯	0.34						S47.7.6	無	無	無
10	小島川	小島川	小島川	倉岳町	才津原	0.58						S47.7.6	無	無	無
11	棚底川	棚底川	棚底川	倉岳町	山崎	1.20						S47.7.6	無	無	無
12	棚底川	棚底川	棚底川左支川	倉岳町	山崎	0.92						S47.7.6	無	無	無
13	南平川	南平川	南平川	倉岳町	南平	0.62						S47.7.6	無	無	無
14	—	—	柿戸川	倉岳町	中浦	0.79						S47.7.6	無	無	無
15	—	—	中浦川	倉岳町	中浦	0.30						S47.7.6	無	無	無
16	柿戸川	柿戸川	竿方川	倉岳町	中浦	0.42						S47.7.6	無	無	無
17	浦川	浦川	第一松尾谷	倉岳町	松尾	0.18						S47.7.6	無	無	無
18	浦川	浦川	第二松尾谷	倉岳町	松尾	0.17						S47.7.6	無	無	無
19	浦川	浦川	平野	倉岳町	平野	0.10						S47.7.6	無	無	無
20	浦川	浦川	中原谷	倉岳町	中原	0.29						S47.7.6	無	無	無
21	浦川	浦川	中原	倉岳町	中原	0.11						S47.7.6	無	無	無
22	浦川	名桐川	大谷川	倉岳町	大谷	1.06						S47.7.6	無	無	無
23	浦川	小浦川	小浦川右支川	倉岳町	小浦	1.16						S47.7.6	無	無	無
24	—	—	阿房川	倉岳町	阿房	0.44						S47	無	無	無
25	—	—	梅ノ木川	倉岳町	梅の木	0.24						S47.7.6	無	無	無
26	—	—	梅ノ木川左支川	倉岳町	梅の木	0.29						S47.7.6	無	無	無
27	—	—	才津原下川	倉岳町	才津原	0.54						S47.7.6	無	無	無
28	坂田川	坂田川	才津原第二支川	倉岳町	才津原	0.24						S47.7.6	無	無	無
29	芋洗川	芋洗川	芋洗川	倉岳町	小崎	0.49						S47.7.6	無	無	無
30	棚底川	棚底川	山崎	倉岳町	山崎	1.17						S47.7.6	無	無	無
31	浦川	浦川	松尾	倉岳町	松尾	0.17						S47.7.6	無	無	無

土石流氾濫実績

[熊 本 県]

番 号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	町 名	字 名	溪 流 長	死 者 ・ 行 方 不 明 者	負 傷 者	人 家 戸 数	災 害 関 連 施 設 者	左 記 以 外 の 公 共 施 設 等	災 害 発 生 年 月 日 時	砂 防 指 定 地 有 無	砂 防 設 備 等 有 無	地 域 防 災 計 画 有 無
						km	名	名	戸						
32	浦川	浦川	第二藤の子谷	倉岳町	藤川	0.09						S47.7.6	無	無	無
33	浦川	浦川	登尾谷	倉岳町	登尾	0.47						S47.7.6	無	無	無
34	浦川	浦川	荒平谷	倉岳町	荒平	0.54						S47.7.6	無	無	無
35	浦川	平野川	平野川	倉岳町	平野	0.26						S47.7.6	無	無	無
36	浦川	岩下川	岩下川	倉岳町	岩下	0.82						S47.7.6	無	無	無
37	浦川	名桐川	大迫川	倉岳町	大窪	0.11						S47.7.6	無	無	無
38	浦川	大迫川	大迫谷	倉岳町	大窪	0.14						S47.7.6	無	無	無
39	浦川	大迫川	大窪谷	倉岳町	大窪	0.45						S47.7.6	無	無	無
40	浦川	大迫川	大窪	倉岳町	大窪	0.33						S47.7.6	無	無	無
41	浦川	名桐川	名桐川	倉岳町	大谷	0.45						S47.7.6	無	無	無
42	浦川	名桐川	名桐川左支川	倉岳町	大谷	0.84						S47.7.6	無	無	無
43	浦川	名桐川	大谷谷	倉岳町	大谷	0.52						S47.7.6	無	無	無
44	浦川	名桐川	大谷	倉岳町	大谷	0.44						S47.7.6	無	無	無
45	浦川	小串川	小串川	倉岳町	小串	1.35						S47.7.6	無	無	無
46	浦川	小串川	小串川支川	倉岳町	小串	0.98						S47.7.6	無	無	無
47	浦川	小浦川	小浦川	倉岳町	小浦	0.60						S47.7.6	無	無	無
48	浦川	小浦川	小浦川左支川	倉岳町	小浦	0.19						S47.7.6	無	無	無
49	—	—	鳴川2	倉岳町	鳴川	0.31						S47.7.6	無	無	無
50	—	—	塩浜川	栖本町	塩浜	0.17						S47.7.6	無	無	無
51	河内川	河内川	五反田川	栖本町	打田上	0.22						S47.7.6	無	無	無
52	河内川	小ヶ倉川	小倉川	栖本町	大平	1.55						S47.7.6	無	無	無
53	河内川	宮川	宮川	栖本町	竹内	1.55						S47.7.6	無	無	無
54	アミダ川	アミダ川	アミダ川	栖本町	古江	1.95						S47.7.6	無	無	無
55	稚児崎川	稚児崎川	稚児崎川	栖本町	春	2.05						S47.7.6	無	無	無
56	河内川	宗土岐川	宗土岐川	栖本町	宗土岐	1.50						S47.7.6	無	無	無
57	河内川	河内川	尾形尾川	栖本町	大河内上	1.30						S47.7.6	無	無	無
58	河内川	河内川	麦田原川	栖本町	中村	0.40						S47.7.6	無	無	無
59	河内川	河内川	黒地川	栖本町	黒地	0.30						S47.7.6	無	無	無
60	河内川	中野川	中野川	栖本町	中野	1.28						S47.7.6	無	無	無
61	河内川	河内川	弟々子川	栖本町	平木場	1.12						S47.7.6	無	無	無

地すべり箇所一覧表

	防止区域名	町 名	指定面積 (ha)	河川への影響	保全対象人家戸数					国道	県道	防止区域 指 定	概成	中断	施工中	未着手	保全済み 人家戸数
					A,B	C	D	E	合計								
1	外友	倉岳町	5.44		3	2			5		460	1	1				5
2	上河内	天草町	14.79	344,000	69	82	4	68	223	750		1	1				223
3	久玉	久玉町	6.70		54	5			59			1	1				59
4	中岳	有明町	10.00	54,000	6				6			1	1				6
5	大多尾	新和町	50.06	105,000	147	27			174		680	1	1				174
6	恵美須崎	天草町	11.71		6				6			1	1				6
7	開田	有明町	9.60	114,000	9				9			1	1				9
8	丸木場	五和町	6.70	495,000	5	7	1	9	22		840	1	1				22
9	本町	本町本	5.94		5	8			13		130	1				1	
10	横浦	御所浦町	11.06		28	71			99			1	1				99
11	下津江	有明町	9.88	36,000	3				3			1	1				3
12	城山	本渡町	5.16		123	45			168		280	1	1				168
13	広瀬	本渡町	18.78	805,000	6				6			1	1				6
14	梅津	栖本町	10.62	158,000	6	2		3	11		440	1	1				11
15	西平	天草町	92.87	384,000	39				39			1		1			
16	須子	有明町	9.92	65,000	31	15			46			1		1			
17	大矢崎	本渡町	10.18		64				64			1	1				64
18	楠甫	有明町	6.07	365,000	20	4		4	28		660	1	1				28
19	大島	五和町	7.05		73	57			130			1	1				130
20	下大多尾	新和町	6.98		9				9			1		1			
21	立	新和町	7.46		10				10			1		1			
22	荒平	倉岳町	7.10	42,000	2				2			1	1				2
23	尻無尾	志柿町	6.07	90,000	1				1			1	1				1
24	中野々平	本渡町	7.05	170,000	4				4		780	1		1			
25	小浦	倉岳町	5.13	8,000								1				1	
26	峯平	天草町	5.40	36,000	12				12	60		1		1			
27	魚貫	魚貫町	5.68		36	10			46			1	1				46
28	東宇土	志柿町	5.18	312,000	8	1		1	10			1	1				10
29	辻	栖本町	7.56	90,000	5			4	9			1		1			
30	金焼	下浦町	7.22	352,000	37				37			1	1				37
31	横島	新和町	6.11		18				18			1		1			
32	宇土	本町本	47.41	644,000	11				11			1	1				11
33	女岳出	河浦町	9.33		30				30			1			1		
34	柿塚	下浦町			24				24	200						1	
35	上柿塚	下浦町			11				11							1	
36	洗切	本町			6				6							1	
37	上久保	栖本町			32				32	320						1	
38	火の玉	栖本町			67			13	80							1	
39	下	栖本町			4				4							1	
40	嵐口	御所浦町			54	83			137							1	
41	赤崎山浦A	有明町			7				7							1	
42	赤崎山浦B	有明町			5				5							1	
43	宮地浦	新和町			8				8							1	
44	立(A)	新和町			30				30							1	
45	松の平	天草町			14				14		110					1	
46	宮田	倉岳町			12				12							1	
47	河内	栖本町							10							1	
48	浦	倉岳町	25.00		24				24			1			1		
49	棚底	倉岳町	19.00									1			1		

地すべり危険箇所以外の現況表

	防止区域名	町 名	指定面積 (ha)	河川への影響	保全対象人家戸数					国道	県道	防止区域 指 定	概成	中断	施工中	未着手	保全済み 人家戸数
					A,B	C	D	E	合計								
1	大地		77.48	220,000	14	20			34			1			1		

山 腹 崩 壊 危 険 箇 所

番号	位 置			地区名	直接保全対象施設			備考
	町	大字	字		人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路	
1	栖本	打田	五反田	五反田	11		県道・市道	山腹崩壊 危険地区
2	栖本	河内	大原	大原	30		市道	
3	五和	二江	コクソウダ	コクソウダ	20		市道	
4	新和	碓石	タガワケ	タガワケ	20		市道	
5	河浦	河浦	トウボシタ	トウボシタ	10		市道	
6	久玉	本郷	小脇	小脇	23		市道	
7	牛深		白瀬B	白瀬B	8		市道	
8	本町	本	ニシシモダ	ニシシモダ	10	1	県道・市道	崩壊土砂流出 危険地区
9	有明	上津浦	カリマタ	カリマタ	36	1	県道・市道	
10	御所浦		ハナの浦	ハナの浦	20	1	県道	
11	倉岳	浦	西川内	西川内	43	1	県道・市道	
12	栖本	河内	山ノ浦C	山ノ浦C	22		県道	
13	栖本	河内	阿草河内	阿草河内	12		県道・市道	
14	天草	高浜	皿山B	皿山B	12	1	市道	
15	河浦	今田	チャエンバラ	チャエンバラ	11	3	県道・市道	
16	倉岳	棚底	オグシ	オグシ	10		市道	
17	河浦	今田	トドロキヒラ	トドロキヒラ	10		県道・林道	
18	河浦	河浦	カクマタヤマ	カクマタヤマ	45		市道	
19	天草	下田南	イワヤマ	イワヤマ	10		国道・市道	
20	天草	高浜南	大河内	大河内	100		国道・県道・市道	
21	御所浦	御所浦	崎ノ浦	崎ノ浦	49	1	県道・林道	
22	本渡	本渡	樋ノ場	樋ノ場	7		県道	
23	天草		西平	西平	27	1	市道	地すべり 危険地区
24	新和		雁山口	雁山口	2		県道・市道	
25	有明		中津浦	中津浦	5		市道	

重要水防区域

【河川】

	ランク	水系名	河川名	地先名	延長	危険状況	水防工法
1	A	亀川	亀川	亀場町食場	右岸 0m 左岸 280m	堤防高不足	積土のう工
2	A	町山口川	町山口川	港町～川原町	右岸 800m 左岸 800m	堤防高不足	積土のう工
3	A	広瀬川	広瀬川	本渡町広瀬～本戸馬場	右岸 130m 左岸 450m	堤防高不足	積土のう工
4	A	上津浦川	上津浦川	有明町上津浦	右岸 1,000m 左岸 1,200m	堤防高不足	積土のう工
5	A	楠甫川	楠甫川	有明町楠甫	右岸 152m 左岸 152m	堤防高不足	積土のう工
6	A	大宮地川	大宮地川	新和町大宮地	右岸 200m 左岸 0m	堤防高不足	積土のう工
7	A	下津深江川	下津深江川	天草町下田北	右岸 300m 左岸 800m	堤防断面不足	筵張工
8	A	高浜川	高浜川	天草町高浜南	右岸 0m 左岸 100m	堤防断面不足	積土のう工
1	B	亀川	亀川	亀場町食場	右岸 100m 左岸 100m	堤防高不足	積土のう工
2	B	町山口川	町山口川	本渡町本渡	右岸 200m 左岸 200m	堤防断面不足	筵張工
3	B	久玉川	久玉川	久玉町	右岸 580m 左岸 470m	堤防高不足	積土のう工
4	B	上津浦川	稗田川	有明町上津浦	右岸 930m 左岸 930m	堤防高不足	積土のう工
5	B	下津浦川	下津浦川	有明町下津浦	右岸 0m 左岸 700m	堤防高不足	積土俵
6	B	中田川	中田川	新和町中田	右岸 400m 左岸 400m	堤防高不足	積土のう工
7	B	中洲川	中洲川	五和町御領	右岸 600m 左岸 600m	堤防断面不足	筵張工
8	B	中洲川	貝洲川	五和町御領	右岸 600m 左岸 1,100m	堤防高不足	積土俵
9	B	大江川	大江川	天草町大江	右岸 1,600m 左岸 1,240m	堤防高不足	積土俵筵張
10	B	路木川	路木川	河浦町路木	右岸 200m 左岸 0m	堤防高不足	積土俵
11	B	一町田川	今田川	河浦町今田	右岸 400m 左岸 0m	堤防高不足	積土のう工
12	B	一町田川	一町田川	河浦町河浦	右岸 1,300m 左岸 1,700m	堤防高不足	積土のう工
13	B	一町田川	白木河内川	河浦町白木河内	右岸 1,200m 左岸 1,700m	堤防高不足	積土のう工
14	B	一町田川	葛河内川	河浦町河浦	右岸 800m 左岸 800m	堤防高不足	積土のう工
15	B	内野川	内野川	五和町二江	右岸 250m 左岸 400m	堤防高不足	筵張工
1	C	下津浦川	下津浦川	有明町下津浦	右岸 200m 左岸 200m	堤防高不足	積土のう工
2	C	楠甫川	楠甫川	有明町楠甫	右岸 300m 左岸 300m	堤防断面不足	積土のう工
3	C	目玉川	目玉川	倉岳町棚底	右岸 600m 左岸 400m	堤防高不足	積土のう工
4	C	河内川	河内川	栖本町馬場	右岸 600m 左岸 600m	堤防高不足	積土俵
5	C	河内川	河内川	栖本町河内	右岸 1,600m 左岸 1,600m	堤防断面不足	積土俵
6	C	内野川	内野川	五和町手野	右岸 1,350m 左岸 350m	堤防高不足	積土のう工
7	C	大宮地川	大宮地川	新和町大宮地	右岸 700m 左岸 0m	漏水	筵張工
8	C	大宮地川	碓石川	新和町碓石	右岸 500m 左岸 500m	堤防断面不足	積土のう工
9	C	高浜川	高浜川	天草町高浜北	右岸 300m 左岸 300m	堤防断面不足	積土のう工
10	C	高浜川	大河内川	天草町高浜北	右岸 500m 左岸 500m	堤防高不足	積土のう工
11	C	今富川	今富川	河浦町崎津～今富	右岸 1,100m 左岸 910m	堤防高不足	積土俵筵張

【海岸】

	ランク	沿岸区分	海岸名	地先名	延長(m)	予想される危険	水防工法
1	A	有明海沿岸	下津江海岸	有明町上津浦	328	越波	積み土俵
1	B	八代海沿岸	船場海岸	下浦町船場	445	決壊	積み土俵
2	B	八代海沿岸	東外園海岸	下浦町東外園	1,646	越波	積み土俵
3	B	有明海沿岸	志柿海岸	志柿町	180	越波	積み土俵
4	B	天草西海岸	里浦海岸	魚貫町	350	越波	積み土俵
5	B	天草西海岸	四名田海岸	河浦町今富	60	越波	積み土俵
1	C	八代海沿岸	塔の崎海岸	下浦町	200	決壊	積み土俵
2	C	八代海沿岸	大門港海岸	下浦町～楠浦町	440	越波	積み土俵
3	C	八代海沿岸	戸ノ崎海岸	下浦町	500	越波	積み土俵
4	C	天草西海岸	井出迫海岸	牛深町下須島	300	越波	積み土俵
5	C	天草西海岸	米淵海岸	牛深町下須島	200	越波	積み土俵
6	C	天草西海岸	首海岸	魚貫町	566	越波	積み土俵
7	C	有明海沿岸	小仏海岸	有明町楠浦	1,100	越波	積み土俵
8	C	八代海沿岸	中形浦海岸	倉岳町宮田	300	越波	積み土俵
9	C	八代海沿岸	荒新開海岸	新和町大宮地～小宮地	300	漏水決壊	積み土俵
10	C	天草西海岸	高浜港海岸	天草町高浜北	500	越波	積み土俵
11	C	天草西海岸	砂月海岸	牛深町下須島	540	越波	積み土俵
12	C	有明海沿岸	美越海岸	有明町上津浦	60	越波	積み土俵
13	C	八代海沿岸	江崎海岸	下浦町	40	越波	積み土俵
14	C	八代海沿岸	観音海岸	楠浦町	20	越波	積み土俵
15	C	天草西海岸	早浦海岸	二浦町早浦	40	越波	積み土俵
16	C	天草西海岸	大田迫海岸	五和町二江	10	越波	積み土俵

重要水防箇所

【水門】

	名 称	河川名・海岸名	地 先 名	危険状況	管 理 者
1	楠甫川防潮水門	楠甫川	有明町楠甫	浸 水	熊本県
2	荒新開海岸水門	荒新開海岸	新和町小宮地	浸 水	熊本県
3	中田川入江水門	中田川	新和町中田	浸 水	熊本県
4	中田川入江樋門	中田川	新和町中田	浸 水	熊本県

【道路】

	路 線 名	地 先 名	延 長(m)	危険状況	水防工法
1	国道324号	有明町蛤	200	冠 水	遮 断
2	本渡牛深	新和町小宮地	400	冠 水	遮 断
3	本渡牛深	深海町浅海	200	冠 水	遮 断
4	本渡五和	五和町二江	200	冠 水	遮 断
5	国道266号	河浦町白木河内	600	冠 水	遮 断
6	国道389号	河浦町白木河内	200	冠 水	遮 断
7	牛深天草	河浦町一町田	200	冠 水	遮 断

重要水防施設

【ダム】

	名 称	河 川 名	位 置	管 理 者
1	方原ダム	方原川	楠浦町	本渡土地改良区理事長
2	亀川ダム	亀川	栢宇土町	天草広域本部土木部長
3	上津浦ダム	上津浦川	有明町	〃
4	路木ダム	路木川	河浦町	〃
5	五和ダム	古道川	五和町	五和町土地改良区
6	五和東部ダム	横尾川	五和町	〃

防災重点ため池

	名称	所在地
1	温水溜池	有明町大島子607 外3筆
2	稚児崎ため池	栖本町古江1421-2
3	古江ため池	栖本町古江1487
4	大権寺ため池	倉岳町棚底1463-1
5	馬込ため池	天草町下田南2043
6	本泉ため池	本渡町本泉276外
7	天中山ため池	河浦町新合1952
8	昭和ため池	新和町小宮地2259
9	室ノ迫2ため池	河浦町新合171
10	中山ため池	河浦町河浦514
11	宮前ため池	二浦町亀浦1557
12	上小場ため池	二浦町早浦493
13	早浦ため池	二浦町早浦1271
14	松山ため池	深海町6584
15	和佐田(A)ため池	久玉町内の原74
16	和佐田(B)ため池	久玉町内の原347
17	木場原ため池	久玉町内の原2578
18	江越ため池	久玉町新田2665
19	中浦ため池	久玉町中浦4425-6
20	栢ノ通ため池	新和町小宮地1849
21	大杉ため池	新和町小宮地2899
22	鶴屋橋ため池	新和町小宮地3438
23	下切1号ため池	新和町小宮地7362
24	下切2号ため池	新和町小宮地7377-1
25	下切3号ため池	新和町小宮地7376-2
26	久保1号ため池	新和町小宮地5950-2
27	久保2号ため池	新和町小宮地6281
28	寒の平ため池	新和町小宮地5532
29	下の迫ため池	新和町小宮地5563-2
30	三郎替ため池	新和町碓石1065
31	塩浜ため池	栖本町馬場3218-2
32	上揚ため池	倉岳町棚底1117-2
33	塔尾ため池	倉岳町棚底2717
34	才津原1ため池	倉岳町宮田3588-2
35	米ノ山ため池	倉岳町宮田395
36	砥石川ため池	倉岳町宮田1750-30
37	尾崎野ため池	志柿町宇土1842
38	鳥越池	有明町大浦3596-1
39	泉池	有明町大浦2248

	名称	所在地
40	木場浦 1 池	有明町大浦2093
41	木場浦 2 池	有明町大浦1931-1
42	沢橋の池	有明町大浦497-1
43	長谷 2 池	有明町須子2563
44	長谷 1 池	有明町須子2568
45	赤間池	有明町須子2396
46	平野池	有明町須子1347
47	大畑池	有明町須子747-2
48	山の神池	有明町須子1666
49	上谷合池	有明町上津浦4200
50	中葉山池	有明町上津浦4065
51	本村池	有明町上津浦4032-1
52	内山池	有明町上津浦3965
53	萩の平池	有明町下津浦3830
54	阿別当池	有明町下津浦1319-1
55	鯨道池	有明町小島子349-2
56	蛸目池	五和町御領1595 外3筆
57	野頭池	五和町御領5742
58	池尾池	五和町御領7578
59	昭八池	五和町鬼池1491
60	有都池	五和町手野一丁目2723
61	勝負の平池	五和町手野一丁目1954-1
62	番遠サ池	五和町城河原三丁目1787-1
63	内平池(1)	五和町城河原二丁目2761-1
64	井手の平池	五和町城河原二丁目1827
65	青の迫池	五和町城河原一丁目1843-2
66	一手池	五和町城河原一丁目681
67	桜の迫池	五和町城河原一丁目櫻ノ迫2797
68	桑ノ鶴ため池	宮地岳町桑鶴2778
69	上ノ山堤ため池	亀場町食場1184外
70	広瀬 1 号ため池	本渡町広瀬343-1外
71	広瀬 2 号ため池	本渡町広瀬528
72	正寛田 3 ため池	本渡町本泉412
73	丸尾ため池	本渡町本戸馬場764
74	河内山ため池	本渡町本戸馬場1669
75	宇津木ため池	本渡町本渡3135-2
76	金剛林ため池	本渡町本渡3361
77	椎木迫ため池	本渡町本渡2187-1
78	宇土ため池	本町下河内457-2
79	寺領ため池	本町本856-1
80	以下の尾 1 ため池	佐伊津町1696

	名称	所在地
81	西原池	五和町御領字西原5312
82	小峰池	五和町手野二丁目字小峰1963
83	一の谷池	五和町手野一丁目一ノ谷4182-2
84	元浦1号ため池	新和町小宮地字本浦53-3
85	堤の前ため池	新和町小宮地字堤/前1512
86	村中池	有明町大島子字園田2225
87	小崎ため池	倉岳町棚底字小崎2660-1
88	才津原 2 ため池	倉岳町宮田字大曲3480
89	須駄道池	新和町小宮地字長染756-1
90	白木池	新和町小宮地字平山7778
91	下寺中1号池	新和町小宮地字石原7486
92	滝の元池	新和町小宮地字岩坪6875-2
93	野田池	新和町大多尾字清水1288-1
94	犬渚ため池	新和町碓石字大渚2078
95	丸野池	宮地岳町字林内5304
96	緑山池	本渡町本渡甲字緑山2385-1
97	黒岩池	本町新休字黒岩527
98	貝津池1	五和町御領字中洲2927
99	貝津池2	五和町御領字西河内2687-3
100	帆崎ため池	佐伊津町字帆崎345
101	野頭池	五和町御領5726 - 1
102	西原池1	五和町御領5407
103	西原池2	五和町御領5306-5
104	一尾池	五和町御領7894
105	山ノ田池	五和町御領7108
106	一の谷池	五和町手野一丁目4182-2
107	志田の原池1	五和町手野一丁目後平3421
108	志田の原池2	五和町手野一丁目4741
109	舟の尾池	五和町手野一丁目840
110	楠原池	五和町城河原三丁目1295
111	野口池	五和町城河原三丁目字野口1705
112	亀の甲池	五和町城河原二丁目字石炭2281
113	寺堤池	五和町城河原二丁目字下り尾1388-1
114	勝負の平池	五和町手野一丁目字勝負平1957-6
115	本戸道池	五和町城河原二丁目字本戸道19
116	柏の木池	五和町城河原三丁目字中山685
117	野首池	五和町城河原一丁目字平/下685
118	新堤池	五和町城河原一丁目字浦仁田524
119	野口池	五和町城河原三丁目字野口1720-1
120	岩坂池	五和町城河原三丁目字上野原80-1
121	門下池	五和町城河原一丁目字門下3835

	名称	所在地
122	大田ため池	二浦町亀浦字餅ヶ倉2273-1
123	大坪ため池	久玉町本郷字大坪1578-2
124	竹の内池	栖本町河内5260-7
125	水車池	有明町大浦4241
126	中平山池	有明町下津浦332-3
127	柳池	新和町小宮地字柳5260
128	山川池	有明町上津浦（白地4345付近）
129	貝津池	五和町御領宇田原2771
130	南迫 2 池	佐伊津町字南の迫169

消防力の現況及び危険物製造所等の現況

(1) 消防力の現況

【令和7年4月1日現在】

常 備 消 防				非 常 備 消 防 (消 防 団)				
署 所 名	管轄区域	保 有 機 材		方面隊	分団数	団員数	保 有 機 材	
		機 材 名	台数				機材名	台数
消防本部 (15名) 新規採用職員(6名) 指令課 (12名)	市 全 域	査察車	1	本 部		33		
		防火広報車	1					
		防災研修車	1					
		防災指導車	1					
		災害対応支援車	1					
		連絡車	2					
中央消防署 (43名) 空港消防係3名 経験者新規採用職員1名 含む	本渡地区	小型水槽付ポンプ車	1	本 渡	9	475	ポンプ車	1
		水槽付ポンプ車	1				積載車	33
		化学車	1				指令車	1
		救助工作車	1				ポンプ	33
		高規格救急車	3					
		はしご車	1					
	栖本地区	水槽車	1	栖 本	4	132	ポンプ車	1
		指揮車	1				積載車	12
		拠点機能形成車	1				ポンプ	12
		資機材搬送車	1					
		小型救助車	1					
		人員輸送車	1					
中 央 消 防 署	有明分署 (10名)	小型水槽付ポンプ車	1	有 明	6	190	積載車	16
		高規格救急車	1				ポンプ	16
	御所浦分署 (10名)	小型動力ポンプ積載車	1	御所浦	5	121	積載車	10
		消防救急艇	1				ポンプ	10
		救急車	1					
	倉岳分署 (10名)	小型水槽付ポンプ車	1	倉 岳	3	123	積載車	11
		高規格救急車	1				ポンプ	11
	新和分署 (8名)	小型水槽付ポンプ車	1	新 和	3	124	積載車	11
		高規格救急車	1				ポンプ	11
	五和分署 (8名)	小型水槽付ポンプ車	1	五 和	5	287	積載車	23
		高規格救急車	1				指令車	1
南 消 防 署 (21名)	牛深地区	はしご車	1	牛 深	7	405	ポンプ	23
		水槽付ポンプ消防車	1				積載車	37
		高規格救急車	2				ポンプ	37
		指揮車	1					
		連絡車	1					
南 消 防 署	西天草分署 (10名)	水槽付ポンプ自動車	1	天 草	4	145	積載車	12
		高規格救急車	1				ポンプ	13
	河浦分署 (10名)	水槽付ポンプ自動車	1	河 浦	6	230	積載車	20
		高規格救急車	1				資機材搬送車	1
		連絡車	1				ポンプ	20
計	163名		43	10	52	2,265	ポンプ車	2
							積載車	185
							指令車・広報車	2
							資機材搬送車	6
							ポンプ	186

(2) 危険物製造所等の現況

令和7年4月1日現在

(単位 : 箇所)

貯 蔵 所	屋内貯蔵所	20	取 扱 所	給油取扱所	92
	屋外タンク貯蔵所	57		第1種販売取扱所	3
	地下タンク貯蔵所	39		第2種販売取扱所	0
	移動タンク貯蔵所	31		一般取扱所	27
	屋外貯蔵所	5		移送取扱所	0
	屋内タンク貯蔵所	3			
	簡易タンク貯蔵所	0			
	計	155		計	122

消防団管轄区域

方面隊	分団	部数	区 域
本 渡	1分団	6部	本渡町・港町・太田町・南新町・中央新町・栄町・川原町・古川町・諏訪町・南町 浄南町・今釜新町・今釜町・小松原町・浜崎町・城下町・船之尾町・大浜町・東浜町 北浜町・川原新町・山の手町・丸尾町・中村町・八幡町・北原町
	2分団	3部	亀場町・東町
	3分団	3部	杵宇土町
	4分団	2部	志柿町・瀬戸町
	5分団	4部	下浦町
	6分団	5部	楠浦町
	7分団	4部	本町
	8分団	4部	佐伊津町・旭町
	9分団	3部	宮地岳町
		(34部)	
牛 深	1分団	5部	牛深町(岡・岡東・須口区・茂串地区)
	2分団	5部	牛深町(船津・真浦・加世浦区・宮崎・鬼塚地区)
	3分団	4部	牛深町(天附・元下須地区)
	4分団	9部	久玉町
	5分団	6部	深海町
	6分団	3部	二浦町・河浦町(綿打・四名田地区)・天草町(向辺田地区)
	7分団	5部	魚貫町
		(37部)	
有 明	1分団	2部	楠浦
	2分団	3部	大浦
	3分団	2部	須子
	4分団	2部	赤崎
	5分団	3部	上津浦・下津浦
	6分団	4部	大島子・小島子
		(16部)	
御 所 浦	1分団	2部	御所浦(村向・古屋敷・唐木崎地区)
	2分団	2部	御所浦(元浦・大浦地区)
	3分団	1部	牧島
	4分団	2部	横浦
	5分団	2部	御所浦(脇・竹地・越地・外平地区)
	女性消防部		御所浦町全域
		(10部)	
倉 岳	1分団	3部	浦
	2分団	4部	棚底
	3分団	4部	宮田
		(11部)	
栖 本	1分団	4部	馬場・打田
	2分団	3部	河内
	3分団	3部	湯船原
	4分団	2部	古江
		(12部)	
新 和	1分団	3部	中田・碓石・大宮地
	2分団	3部	小宮地
	3分団	4部	大多尾
		(10部)	
五 和	1分団	5部	御領
	2分団	4部	鬼池
	3分団	5部	二江
	4分団	5部	手野
	5分団	4部	城河原
		(23部)	
天 草	1分団	2部	福連木
	2分団	2部	下田
	3分団	4部	高浜
	4分団	4部	大江(向辺田地区を除く)
		(12部)	
河 浦	1分団	4部	宮野河内
	2分団	3部	新合・立原
	3分団	2部	今田・河浦十三野地区
	4分団	5部	河浦(十三野地区を除く)
	5分団	3部	白木河内・久留・路木
	6分団	3部	崎津(綿打地区を除く) 今富(四名田地区を除く)
		(20部)	
10方面隊	52分団	185部	

医療機関等一覧（令和7年4月1日現在）

●本渡地区

【病院】

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	天草地域医療センター	亀場町食場 8 5 4 - 1	24-4111
2	天草第一病院	今釜新町 3 4 1 3 - 6	24-3777
3	天草病院	佐伊津町 5 7 8 9	23-6111
4	ニュー天草病院	太田町 2 - 1	22-3191
5	天草中央総合病院	東町 1 0 1	22-0011
6	酒井病院	本町下河内 9 6 4	22-4181

【診療所】

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	永芳医院	栄町 1 2 - 3 1	23-1166
2	開内科医院	下浦町 2 0 9 0 - 1	23-0561
3	天草ふれあいクリニック	丸尾町 1 6 - 3 4	24-1400
4	うらた眼科	亀場町亀川 1 1 0	22-1431
5	おおどうクリニック	亀場町亀川 1 7 3 1 - 1	22-5156
6	宮崎内科胃腸科医院	亀場町亀川 2 5 4	24-3133
7	天草地域健診センター	亀場町食場 1 1 8 1 - 1	24-4166
8	鬼塚クリニック	亀場町食場 9 8 4 - 1	24-3636
9	産科・婦人科本原クリニック	古川町 1 0 - 2 5	24-1175
10	さかいクリニック	港町 1 6 - 1 1	22-4133
11	あしはら医院	今釜町 8 - 1 3	23-4988
12	木山・中村クリニック	小松原町 1 6 - 1 3	23-4412
13	こくまい耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック	中村町 5 - 2 5	22-8733
14	中山内科・循環器内科クリニック	太田町 8 - 8	25-1711
15	大塚泌尿器科クリニック	東浜町 1 4 - 1 5	22-2325
16	東整形外科	南新町 3 - 2 1	24-3131
17	おくむら皮膚科	南新町 4 - 1 3	22-1488
18	とりや耳鼻科	南新町 7 - 1 5 パサージュみなみ 2F	22-6655
19	荘田医院	南町 1 - 2 7	22-2497
20	福本医院	楠浦町 2 5 9	23-3533
21	かわはら眼科クリニック	八幡町 7 - 2 6	25-1515
22	あまくさ乳腺クリニック	八幡町 1 6 - 2 0	23-1102
23	やました医院	北原町 2 - 1	27-0131
24	毛利内科	本町下河内 8 4 3 - 1	22-3468
25	稲村医院	本渡町本渡 8 4 8 - 6	23-8168
26	十万山クリニック	本渡町広瀬 5 - 2 1	24-7700
27	やの眼科	亀場町食場 7 4 0	24-7310
28	三宅皮膚科クリニック	八幡町 7 - 18	66-9331
29	わせだ直子レディースクリニック	港町 16 - 31	24-8711
30	在宅とつながるクリニック天草	宮地岳町 1734 - 2	28-0515
31	尾上医院	大浜町 8 - 10	22-4433
32	天草総合内科・内視鏡クリニック	亀場町亀川 1680	22-1155
33	本渡クリニック	亀場町亀川 254	33-8800
34	まえかわ整形外科	東町 7 - 43	32-5225

【歯科】

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	松田歯科医院	栄町 1 0 - 3 5	22-2432
2	新田歯科医院	亀場町亀川 1 4 6 - 1 0	23-4182
3	布井歯科	亀場町亀川 1 7 3 2 - 1 7	22-3300
4	蓑田歯科医院	太田町 2 1 - 9	24-1010
5	青木歯科医院	大浜町 3 4 8 - 5	24-5222
6	スマイル歯科 矯正歯科クリニック	大浜町 9 - 2 9	24-4534
7	槌本歯科医院	中央新町 3 - 3	23-5582
8	ファミリー歯科	東浜町 1 0 - 1 三貴ビル 2 F	22-2300
9	中嶋歯科医院	東浜町 1 3 - 1 6	24-3231
10	伊東歯科医院	南新町 1 3 - 2	23-1551

11	みなみ歯科医院	南新町 3-19	22-5511
12	中村歯科医院	南新町 7-8	23-5252
13	広瀬みのだ歯科	八幡町 4-10	24-2060
14	アップル歯科クリニック	本渡町本戸馬場 991-3	27-0118
15	小田歯科医院	本渡町本渡 2570-24	23-7733
16	つばさ歯科クリニック	川原町 22-7	66-9889
17	Aya小児・矯正歯科クリニック	本渡町広瀬 176-28	66-9170
18	せどデンタルオフィス	志柿町 6685-2	66-9096
19	にしきど歯科医院	東浜町 19-4-1	33-9760
20	じん歯科クリニック	中村町 2-18	27-5200
21	天草訪問歯科クリニック	本町新休 181	24-8880

●牛深地区

【病院】

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	福本病院	牛深町 1522-46	73-3131
2	天草市立牛深市民病院	牛深町 3050	73-4171
3	うしぶか心愛病院	二浦町亀浦 3198	72-9553

【診療所】

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	うしぶか皮膚科・形成外科クリニック	牛深町 1498-25	74-1122
2	松本医院	牛深町 2525	72-2035
3	佐藤クリニック	牛深町 3460-102	73-3155
4	中邑医院	久玉町 1411-133	74-0370
5	松本内科・眼科医院	久玉町 5716-6	72-2833
6	小松医院	牛深町 1498-27	72-6111

【歯科】

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	小島歯科医院	牛深町 1545-2	78-8065
2	うらた歯科医院	牛深町 2502-2	72-2146
3	深川歯科医院	牛深町 2669	72-2855
4	いるか歯科医院	牛深町 2039-12	72-6055

●有明地区

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	天草厚生病院	有明町小島子 1360	25-6111
2	島子ごとう医院	有明町大島子 1990-1	52-0111
3	はまさき歯科医院	有明町大浦 1565	54-0401
4	塩田歯科医院	有明町大島子 2380-1	52-0897
5	オーラルケアサポートさくら	有明町大島子 3044-1	25-6377

●御所浦地区

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	天草市立御所浦北診療所	御所浦町横浦 750-13	67-2162
2	天草市立御所浦診療所	御所浦町御所浦 2081-13	67-2007
3	大岩クリニック（休止中）	御所浦町御所浦 3100-6	67-3888

●倉岳地区

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	くらたけ小松医院	倉岳町宮田 1133-6	64-3737

● 栖本地区

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	天草市立栖本病院	栖本町馬場 2 5 6 0 - 1 4	66-2165
2	本原内科小児科医院	栖本町湯船原 7 3 5 - 1	66-2010
3	松本歯科医院	栖本町馬場 2 5 6 0 - 5	66-3000

● 新和地区

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	天草市立新和病院	新和町小宮地 7 6 3 - 3	46-2003
2	岡田歯科医院	新和町小宮地 5 3 4 - 3	46-3705

● 五和地区

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	天草セントラル病院	五和町御領 9 0 9 3	32-2111
2	中村こども・内科クリニック	五和町二江 1 4 7 7 - 5 7	33-0144
3	長野内科小児科医院	五和町御領 6 4 5 4	32-2323
4	市丸医院	五和町城河原 3 丁目 4 5 7	34-0036
5	楽洋クリニック	五和町二江 4 4 8 8 - 5	33-2020
6	田崎歯科医院	五和町御領 6 4 8 7	32-0347
7	山本歯科医院	五和町二江 4 7 2 9	33-0336

● 天草地区

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	森口歯科医院	天草町高浜北 9 7 5 - 1	42-0821

● 河浦地区

No.	施設名称	施設所在地	施設電話番号
1	天草市立河浦病院	河浦町白木河内 2 2 3 - 1 1	76-1151
2	松本医院	河浦町河浦 3 1 1 0 - 1 2	76-0039
3	野田医院	河浦町河浦 4 7 7 8 - 3	76-0067
4	生田医院	河浦町宮野河内 4 7 - 5	78-0331
5	内崎歯科医院	河浦町河浦 4 8 2 2 - 1	76-1553
6	生田歯科医院	河浦町白木河内 2 2 0 - 1	77-0039

水 位 観 測 局 一 覧 表

No	観測局名	所 在 地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	河川名	管理者	備 考
1	県本渡	本渡町下川原	1.40	1.52	1.52	1.55	町山口川	県河川課	
2	広瀬川	本渡町本戸馬場2997-5	0.80	2.08	2.53	3.13	広瀬川	県河川課	
3	内野川	五和町二江	3.94	4.18	4.18	4.45	内野川	県河川課	
4	下田北	天草町下田北562-1	1.04	2.29	2.29	2.54	下津深江川	県河川課	
5	一町田	河浦町 一町田川右岸	0.96	2.27	3.13	3.35	一町田川	県河川課	
6	今富川	河浦町崎津	1.79	1.86	1.86	2.03	今富川	県河川課	
7	大宮地	新和町大宮地4316-3	1.88	2.41	2.82	3.08	大宮地川	県河川課	
8	小宮地	新和町小宮地137-144	3.00	3.14	3.42	3.49	流合川	県河川課	
9	河内川	栖本町馬場	2.36	2.75	3.32	3.51	河内川	県河川課	

潮 位 観 測 局 一 覧 表

No	観測局名	所 在 地	警戒潮位	管理者	備 考
1	本渡港	港町１０－２２	※1	県港湾課	
2	大門港	楠浦町２５６－１０	※1	県港湾課	
3	中田港	新和町宮地字丸出８９１１－３	※1	県港湾課	
4	鬼池港	五和町鬼池５０９３地先	※1	県港湾課	
5	高浜港	天草町高浜字恵美須 ５８４１－１番地地先	※1	県港湾課	
6	牛深港	加世浦地内	3.36	県河川課	兼雨量

※1 水位データが潮位の影響を受けるため設定を行っていない。

風 向・風 速 観 測 局 一 覧 表

No	観測局名	所 在 地	管 理 者	備 考
1	瀬戸橋	亀場町亀川	県河川課	瀬戸大橋
2	牛深港	加世浦地内	県河川課	兼雨量、潮位
3	本渡港	港町１０－２２	県港湾課	兼潮位
4	大門港	楠浦町２５６－１０	県港湾課	兼潮位
5	中田港	新和町宮地字丸出８９１１－３	県港湾課	兼潮位
6	鬼池港	五和町鬼池５０９３地先	県港湾課	兼潮位
7	高浜港	天草町高浜字恵美須５８４１－１番地地先	県港湾課	兼潮位

【気象庁・文部科学省・県震度観測施設一覧表】

	観測局名称	測定器名称	回 線	所 在 地	管 理
1	天草市本町	津波地震早期検知網	専用線	本町本 815 (本町小学校)	気 象 庁
2	天草市牛深町	計測震度計	公衆回線	牛深町 286 (牛深特別地域気象観測所)	〃
3	本渡	計測震度計	〃	本渡町本渡 2547-2	文部科学省
4	新和	〃	〃	新和町小宮地 658 (新和支所内)	〃
5	天草	〃	〃	天草町高浜 (天草中学校付近)	〃
6	牛深	〃	〃	牛深町 2286－103 (牛深支所内)	〃
7	有明	〃	〃	有明町赤崎 3383 (有明支所内)	熊 本 県
8	御所浦	〃	〃	御所浦町御所浦 3527 (御所浦支所内)	〃
9	倉岳	〃	〃	倉岳町棚底 1919 (倉岳支所内)	〃
10	栖本	〃	〃	栖本町馬場 179 (栖本支所内)	〃
11	五和	〃	〃	五和町御領 2943 (五和支所内)	〃
12	河浦	〃	〃	河浦町河浦 5253 (河浦支所内)	〃

防災行政無線施設現況

地区名	同 報 系				移 動 系				戸別受信機	その他
	統制台 (遠隔制御装置)	中継局	再送信局 (屋外子局兼用)	屋外子局	統制台 (副統制台)	中継局	再送信局	陸 上 移動局		
本 渡	1	1	(1)	87	1	1		94	11,648	
牛 深	(1)	1		39	(1)	1	1	20	5,550	
有 明	(1)	1		35	(1)	1	1	13	1,836	
御所浦	(1)	1	1	18	(1)	1	1	13	1,142	
倉 岳	(1)			15	(1)			9	1,081	
栖 本	(1)			20	(1)			9	795	
新 和	(1)	1	1	15	(1)	1		14	1,183	
五 和	(1)		(1)	52	(1)		1	15	2,835	
天 草	(1)	1	(2)	47	(1)	1	3	13	1,215	
河 浦	(1)			26	(1)			12	1,672	
天草広域連 合消防本部	(1)				(1)			1	5	
計	1 (10)	6	2 (4)	354	1 (10)	6	7	213	28,962	

水防倉庫及び備蓄資機材現況

地区別	倉庫所在地	必 要 備 蓄 品														
		土のう袋	坑木	鉄杭	コンパネ	ハール	掛矢	のこ	なた	スコップ	ツルハシ	ハンマー	トラロープ	番線	番線切	ブルーシート
		袋	本	本	枚	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	巻	巻	丁	枚
本 渡	土木倉庫(今釜新町)	11,700	195	256	20	14	10	10	10	50	50	13	31	4	6	40
牛 深	支所内	149,600	752	320	22	11	45	29	40	109	105	32	45	8	8	134
有 明	支所内	12,880	210	170	20	10	10	10	11	50	50	13	32	2	5	30
御所浦	支所内	12,880	98	170	21	10	10	10	14	61	50	13	32	4	5	32
倉 岳	支所内	9,800	110	170	22	10	14	10	10	50	50	13	32	2	5	30
栖 本	支所内	9,900	95	170	20	10	15	10	16	57	50	13	30	2	5	30
新 和	支所内	10,000	175	170	22	10	10	10	10	50	50	13	30	2	6	30
五 和	支所内	14,000	95	170	20	11	27	33	27	119	50	14	30	3	5	35
天 草	支所内	12,560	180	170	22	11	71	10	83	91	52	27	40	4	7	34
河 浦	支所内	12,500	95	170	22	11	10	10	10	50	50	13	30	2	5	28
計		255,820	2,005	1,936	211	108	222	142	231	687	557	164	332	33	57	423

(様式1 号)

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害状況は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出勤等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載すること。 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出勤等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他の公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

(様式第2号-1)

被害状況報告

天草市

報告者名:

災害名		

現在

区 分		市町村名		天草市															計	摘 要	
1	人的被害	死 者	人																		
		うち 災害関連死者	人																		
		行方不明者	人																		
		2		重傷者	人																
		3		軽傷者	人																
4		分類未確定	人																		
5																					
6	住家被害	全 壊	棟																		
世帯																					
7			人																		
8																					
9		半 壊	棟																		
世帯																					
10			人																		
11																					
12		床上浸水	棟																		
世帯																					
13			人																		
14																					
15		床下浸水	棟																		
世帯																					
16			人																		
17																					
18		一部損壊	棟																		
世帯																					
19			人																		
20																					
21		分類未確定	棟																		
世帯																					
22			人																		
23																					
24	非住家	公共建物	棟																		
25		その他	棟																		
26		分類未確定	棟																		
27	罹災世帯数	世帯																			
28	罹災者数	人																			
29	災害警戒本部等設置日時																				
30	災害警戒本部等廃止日時																				
31	災害対策本部設置日時																				
32	災害対策本部廃止日時																				
33	消防職員出動延人数																				
34	消防団出動延人数																				

[illegible]

住 民 避 難 等 報 告 書

市町村名(担当者名)	天草市	
報告日・時間	月 日	時 分

地区名	種別	原因	避難所名 避難場所名	世帯数	人数	左のうち 車中避難者数	避難者名簿 作成の有無	避難指示等日時		帰宅、解除等日時	

※種別欄には、高齢者等避難(高齢者等)、避難指示(指示)、警戒区域設定(設定)、自主避難(自主)のいずれかを記載すること。
解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載するものとする。

様式5号

区 分		災 害 名 発生年月日							計
人的被害	死 者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行 方 不 明	人							
	重 傷 者	人							
	軽 傷 者	人							
住 家 被 害	全 壊	棟							
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
	床 下 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
	一 部 破 損	棟							
		世帯							
		人							
	非住家	公 共 建 物	棟						
		そ の 他	棟						
	罹 災 世 帯 数		世帯						
	罹 災 者 数		人						
	県 地 方 災 害 対 策 本 部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
			解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
	災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
	消 防 職 員 出 動 延 人 員								
消 防 団 員 出 動 延 人 員									

避難所配置職員の事務分掌

- 1 避難所の開設、管理運営に関すること。
- 2 避難者の収容、保護に関すること。
- 3 災害の情報収集に関すること。
- 4 本庁、支所との連絡調整に関すること。

◎ 避難者数及び災害情報等については、下記の内容を随時、本庁又は支所へ報告すること。

報告の方法……FAX又は電話

災 害 情 報 報 告 書	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
災 害 発 生 場 所	天草市 町
情 報 提 供 者 氏 名	(電話 ー)
災害の種別・内容	
受 信 者	
本庁・支所への連絡	未・済 (月 日 午前・午後 時 分) 連絡相手氏名_____。

住 民 避 難 等 報 告 書											
避難場所名	地区名	避難日時	世帯	人 員			帰宅日時	本庁・支所への連絡			
				男	女	計		避難連絡日時	相手氏名	帰宅連絡日時	相手氏名
		月 日 :					月 日 :	/ :		/ :	
		月 日 :					月 日 :	/ :		/ :	
		月 日 :					月 日 :	/ :		/ :	
		月 日 :					月 日 :	/ :		/ :	
		月 日 :					月 日 :	/ :		/ :	
		月 日 :					月 日 :	/ :		/ :	
		月 日 :					月 日 :	/ :		/ :	
		月 日 :					月 日 :	/ :		/ :	

1. 実施の種類	① 緊急安全確保 ② 避難指示 ③ 高齢者等避難
2. 実施の内容	○ 実施日時 : 時 分 ○ 実施市町村 : 天草市 フリガナ ○ 対象地区 : 対象世帯数(世帯) 対象人員 (人) ○ 避難場所 :
3. 避難が必要な理由等	

資-100

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

天草市長

自衛隊の災害派遣の要請について（要求）

このことについて、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由

（1）災害の状況

（2）派遣要請を要求する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域

4 派遣を希望する活動内容及び人員等

（1）活動内容

（2）人員等

5 その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

天草市長

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

資-102

【通報様式】

雨量・潮位・水位の観測通報報告書

観 測 場 所	天草市 町 番地
日 時	年 月 日 時 分
水 位 ・ 潮 位	m cm
増 減 傾 向	増 ・ 減
観 測 者 職 氏 名	
そ の 他 参 考 資 料	

第 表

水防実施状況報告書

(管理団体で水防箇所毎に作成するもの)

(作成責任者)

印

管理団体名									指定・非指定の別								
水防実施時の台風名、豪雨名等									報告年月日		年 月 日						
場 所		川 左岸 地先 m							所要経費	人件費		管理団体名		県 分		合 計	
		右岸									手当	円	円	円			
日 時		自 月 日 時									その他	円	円	円			
		至 月 日 時								計	円	円	円				
出動実員数		水防団員		消防団員		その他		計		物件費	資材費	円	円	円			
		人		人		人		人			器材費	円	円	円			
水防活動の 概況及工法		工法 箇所 m								使用材料	燃料費	円	円	円			
		出水位									雑費	円	円	円			
		警戒水位									その他	円	円	円			
		雨量									計	円	円	円			
									合計		円	円	円				
水防の結果	施設等	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口		かます・俵	俵	俵	俵				
	効果	m	ha	ha	戸	m	m	人		むしろ	枚	枚	枚				
	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人		なわ	kg	kg	kg				
										丸太	本	本	本				
										その他							

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者出動状況		水防功労者の氏名年齢所属及びその他の功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況	
現場指導者氏名		水防活動に関する自己批判	
水防関係者の死傷		備 考	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1	間伏1	(207-1-051)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
2	東宇土	(207-1-053)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
3	宇土(東)	(207-1-054)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
4	宇土(中)	(207-1-055)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
5	宇土	(207-1-056)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
6	宇土(西)	(207-1-057)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
7	志柿	(207-1-058)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
8	野添	(207-1-059)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
9	大松戸	(207-1-060)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
10	城辺田1	(207-1-061)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
11	城辺田2	(207-1-062)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
12	瀬戸東	(207-1-063)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
13	瀬戸中	(207-1-064)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
14	城辺田3	(207-1-065)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
15	瀬戸(北)	(207-1-066)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
16	瀬戸(中)	(207-1-067)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
17	加志	(207-1-068)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
18	仲の浦1	(207-1-069)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
19	知が崎1	(207-1-070)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
20	知が崎2	(207-1-071)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
21	知が崎3	(207-1-072)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
22	大松戸川	(207-2-075)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
23	仲の浦2	(207-2-076)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
24	塚田-1	(207-2-077-1)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
25	塚田-2	(207-2-077-2)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第214号	平成20年3月19日	
26	下川原(西)	(207-1-014)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
27	下川原(東)	(207-1-015)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
28	内柿1	(207-1-016)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
29	内柿2	(207-1-017)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
30	山の口1-1	(207-1-018-1)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
31	山の口1-2	(207-1-018-2)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
32	山の口2	(207-1-019)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
33	山の口3	(207-1-020)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
34	山の手2	(207-1-025)	天草市	諏訪町	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
35	南	(207-1-026)	天草市	南町	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
36	本渡-1	(207-1-027-1)	天草市	南町	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
37	本渡-2	(207-1-027-2)	天草市	南町	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
38	平首	(207-2-022)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
39	山の口南1	(207-2-023)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
40	山の口南2	(207-2-024)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
41	溝端1	(207-2-025)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
42	山の口3	(207-3-016)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
43	山の口南3	(207-3-017)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
44	溝端2	(207-3-018)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
45	溝端3	(207-3-019)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
46	城ノ平1	(207-1-026)	天草市	船之尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
47	下川原-1	(207-1-027-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
48	下川原-2	(207-1-027-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
49	内柿2-1	(207-1-028-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
50	内柿2-2	(207-1-028-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
51	内柿2-3	(207-1-028-3)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
52	内柿1	(207-1-029)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
53	古川町	(207-1-039)	天草市	古川町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
54	乙女蛇2	(207-1-040)	天草市	山の手町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
55	山の手2-1	(207-1-041-1)	天草市	山の手町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
56	山の手2-2	(207-1-041-2)	天草市	山の手町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
57	山の手2-3	(207-1-041-3)	天草市	山の手町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
58	諏訪-1	(207-1-042-1)	天草市	南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
59	諏訪-2	(207-1-042-2)	天草市	諏訪町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
60	諏訪-3	(207-1-042-3)	天草市	諏訪町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
61	乙女蛇池上1	(207-1-043)	天草市	南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
62	乙女蛇池上2-1	(207-1-044-1)	天草市	南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
63	乙女蛇池上2-2	(207-1-044-2)	天草市	南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
64	乙女蛇池上2-3	(207-1-044-3)	天草市	南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
65	南2	(207-1-045)	天草市	南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
66	浄南町西-1	(207-1-047-1)	天草市	浄南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
67	浄南町西-2	(207-1-047-2)	天草市	浄南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
68	天草ユース下	(207-1-050)	天草市	浄南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
69	山の手-1	(207-1-001(人)-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
70	山の手-2	(207-1-001(人)-2)	天草市	山の手町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
71	乙女蛇	(207-1-002(人))	天草市	山の手町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
72	山の口2	(207-1-030)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
73	山の口1	(207-1-031)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
74	本渡斎場南1	(207-2-033)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
75	本渡斎場南2	(207-2-034)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
76	溝端1	(207-2-047)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
77	溝端2	(207-2-048)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
78	溝端3-1	(207-2-049-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
79	溝端3-2	(207-2-049-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
80	本渡町東-1	(207-3-006-1)	天草市	浄南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
81	本渡町東-2	(207-3-006-2)	天草市	浄南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
82	山の口3	(207-3-025)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
83	山の口4-1	(207-3-026-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
84	山の口4-2	(207-3-026-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
85	町山口川右岸	(207-3-027)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
86	とくさ口ー1	(207-3-028-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
87	とくさ口ー2	(207-3-028-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第235号	平成21年3月24日	
88	湯貫川4ー1	(207-1-076-1)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
89	湯貫川4ー2	(207-1-076-2)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
90	金焼2	(207-1-077)	天草市	下浦町	土石流	○		熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
91	金焼3	(207-1-078)	天草市	下浦町	土石流	○		熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
92	北外園	(207-2-079)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
93	湯貫	(207-2-080)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
94	湯貫川1	(207-2-081)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
95	湯貫川2ー1	(207-2-082-1)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
96	湯貫川2ー2	(207-2-082-2)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
97	湯貫川3	(207-2-083)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
98	東外園	(207-2-084)	天草市	下浦町	土石流	○		熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
99	東外園	(207-2-085)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
100	外園	(207-2-086)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
101	石場	(207-2-087)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
102	広瀬4ー5	(207-1-018-5)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
103	広瀬4ー6	(207-1-018-6)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
104	東外園	(207-2-071)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
105	湯貫1ー1	(207-2-072-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
106	湯貫1ー2	(207-2-072-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
107	湯貫2ー1	(207-2-073-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
108	湯貫2ー2	(207-2-073-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
109	湯貫3ー1	(207-2-074-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
110	湯貫3ー2	(207-2-074-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
111	湯貫3ー3	(207-2-074-3)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
112	湯貫4ー1	(207-2-075-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
113	湯貫4ー2	(207-2-075-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
114	柿塚1	(207-2-076)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
115	柿塚3	(207-2-077)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
116	金焼3区1	(207-2-078)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
117	金焼3区2ー1	(207-2-079-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
118	金焼3区2ー2	(207-2-079-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
119	白戸ー1	(207-2-080-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
120	白戸ー2	(207-2-080-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
121	白戸ー3	(207-2-080-3)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
122	崎野3ー1	(207-2-082-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
123	崎野3ー2	(207-2-082-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
124	崎野3ー3	(207-2-082-3)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
125	崎野3ー4	(207-2-082-4)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
126	崎野3ー5	(207-2-082-5)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
127	崎野3ー6	(207-2-082-6)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
128	崎野3ー7	(207-2-082-7)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
129	戸の崎ー1	(207-2-083-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
130	戸の崎ー2	(207-2-083-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
131	戸の崎ー3	(207-2-083-3)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
132	白石	(207-2-149)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
133	金焼3	(207-2-150)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
134	西外園2	(207-2-151)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
135	石場ー1	(207-2-172-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
136	石場ー2	(207-2-172-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
137	西外園3ー1	(207-3-069-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
138	西外園3ー2	(207-3-069-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
139	湯貫口	(207-3-070)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
140	柿塚南	(207-3-071)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
141	新田上ー1	(207-3-072-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
142	新田上ー2	(207-3-072-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
143	新田上ー3	(207-3-072-3)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
144	新田上ー4	(207-3-072-4)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
145	金焼西ー1	(207-3-073-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
146	金焼西ー2	(207-3-073-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第68号	平成24年1月20日	
147	間伏2	(207-1-052)	天草市	志柿町	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
148	前小手	(207-1-073)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
149	本郷	(207-1-074)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
150	村	(207-1-075)	天草市	下浦町	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
151	宇土1	(207-2-036)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
152	新田	(207-2-042)	天草市	亀場町亀川	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
153	小手川	(207-2-078)	天草市	下浦町	土石流	○		熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
154	茂木根1ー1	(207-3-001-1)	天草市	本渡町広瀬	土石流	○		熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
155	茂木根1ー2	(207-3-001-2)	天草市	本渡町広瀬	土石流	○		熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
156	茂木根1ー3	(207-3-001-3)	天草市	本渡町広瀬	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
157	茂木根1ー4	(207-3-001-4)	天草市	本渡町広瀬	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
158	茂木根2ー1	(207-3-002-1)	天草市	本渡町広瀬	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
159	茂木根2ー2	(207-3-002-2)	天草市	本渡町広瀬	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
160	茂木根2ー3	(207-3-002-3)	天草市	本渡町広瀬	土石流	○		熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
161	茂木根4	(207-3-004)	天草市	本渡町広瀬	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
162	中山口1	(207-3-020)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
163	中山口2ー1	(207-3-021-1)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
164	中山口2ー2	(207-3-021-2)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
165	中山口3	(207-3-022)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
166	中山口4	(207-3-023)	天草市	本渡町本渡	土石流	○		熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
167	中山口5	(207-3-024)	天草市	本渡町本渡	土石流	○		熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
168	中山口6ー1	(207-3-025-1)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
169	中山口6-2	(207-3-025-2)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
170	中山口7	(207-3-026)	天草市	本渡町本渡	土石流	○		熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
171	大門	(207-3-027)	天草市	亀場町亀川	土石流	○		熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
172	広瀬4-1	(207-1-018-1)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
173	広瀬4-2	(207-1-018-2)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
174	広瀬4-3	(207-1-018-3)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
175	広瀬4-4	(207-1-018-4)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
176	大矢崎1-1	(207-1-020-1)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
177	大矢崎1-2	(207-1-020-2)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
178	食場南	(207-3-064)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
179	亀川左岸	(207-3-065)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成24年3月27日	
180	平床-1	(207-1-001-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
181	平床-2	(207-1-001-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
182	平床-3	(207-1-001-3)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
183	平床2-1	(207-1-002-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
184	平床2-2	(207-1-002-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
185	平床3-1	(207-1-003-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
186	平床3-2	(207-1-003-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
187	平床3-3	(207-1-003-3)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
188	二又-1	(207-1-004-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
189	二又-2	(207-1-004-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
190	寺領-1	(207-1-005-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
191	寺領-2	(207-1-005-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
192	友尻-1	(207-1-053-1)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
193	友尻-2	(207-1-053-2)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
194	本町公民館北-1	(207-2-012-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
195	本町公民館北-2	(207-2-012-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
196	本町公民館南-1	(207-2-013-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
197	本町公民館南-2	(207-2-013-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
198	福岡橋横	(207-2-014)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
199	樋ノ口橋北西	(207-2-015)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
200	田原	(207-2-016)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
201	下平床公民館西1-1	(207-2-017-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
202	下平床公民館西1-2	(207-2-017-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
203	下平床公民館西2-1	(207-2-018-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
204	下平床公民館西2-2	(207-2-018-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
205	下平床公民館西3-1	(207-2-019-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
206	下平床公民館西3-2	(207-2-019-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
207	下平床公民館西3-3	(207-2-019-3)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
208	下平床公民館北	(207-2-020)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
209	平床上1	(207-2-021)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
210	平床上2-1	(207-2-022-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
211	平床上2-2	(207-2-022-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
212	板木	(207-2-023)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
213	鶴中央	(207-2-024)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
214	鶴奥	(207-2-025)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
215	上鶴1	(207-2-026)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
216	上鶴2	(207-2-027)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
217	洗切	(207-2-028)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
218	鶴右岸	(207-2-029)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
219	鶴下	(207-2-030)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
220	道目本湖北1-1	(207-2-086-1)	天草市	柵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
221	道目本湖北1-2	(207-2-086-2)	天草市	柵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
222	黒仁田奥	(207-2-090)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
223	八久保1-1	(207-2-091-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
224	八久保1-2	(207-2-091-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
225	八久保2	(207-2-092)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
226	梶山	(207-2-093)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
227	西宇土2	(207-2-145)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
228	亀場町南2-1	(207-2-152-1)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
229	亀場町南2-2	(207-2-152-2)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
230	亀場町南2-3	(207-2-152-3)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
231	銚	(207-2-159)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
232	鶴-1	(207-2-160-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
233	鶴-2	(207-2-160-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
234	鶴-3	(207-2-160-3)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
235	福岡	(207-3-014)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
236	福岡上	(207-3-015)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
237	下平床西-1	(207-3-016-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
238	下平床西-2	(207-3-016-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
239	下平床中	(207-3-017)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
240	福岡西-1	(207-3-018-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
241	福岡西-2	(207-3-018-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
242	下鶴1-1	(207-3-019-1)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
243	下鶴1-2	(207-3-019-2)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
244	下鶴1-3	(207-3-019-3)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
245	下鶴2	(207-3-020)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
246	鶴北	(207-3-021)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
247	鶴中央東	(207-3-022)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
248	鶴中央西	(207-3-023)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
249	上鶴4	(207-3-024)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第542号	平成24年4月3日	
250	中山口	(207-1-021)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
251	上川原1	(207-1-022)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
252	友尻	(207-1-033)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
253	宇土	(207-1-041)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
254	食場-1	(207-1-042-1)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
255	食場-2	(207-1-042-2)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
256	平首1	(207-2-015)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
257	平首2	(207-2-016)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
258	半河内東	(207-2-017)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
259	黒仁田東	(207-2-018)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
260	黒仁田西	(207-2-019)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
261	黒仁田	(207-2-020)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
262	中野	(207-2-021)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
263	上川原2-1	(207-2-026-1)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
264	上川原2-2	(207-2-026-2)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
265	上川原2-3	(207-2-026-3)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
266	宇土2	(207-2-037)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
267	宇土3-1	(207-2-038-1)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
268	宇土3-2	(207-2-038-2)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
269	宇土4	(207-2-039)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
270	春登1	(207-2-040)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
271	春登2	(207-2-041)	天草市	亀場町食場	土石流	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
272	中山口上3	(207-1-033)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
273	中山口-1	(207-1-034-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
274	中山口-2	(207-1-034-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
275	川原1-1	(207-1-035-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
276	川原1-2	(207-1-035-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
277	川原2-1	(207-1-036-1)	天草市	本渡町本渡・川原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
278	川原2-2	(207-1-036-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
279	緑山-1	(207-1-037-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
280	緑山-2	(207-1-037-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
281	大河内	(207-1-038)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
282	通山	(207-1-051)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
283	通山橋北	(207-1-052)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
284	中山口上2	(207-2-050)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
285	上川原奥-1	(207-2-051-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
286	上川原奥-2	(207-2-051-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
287	亀川橋北-1	(207-2-084-1)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
288	宇土川奥1	(207-2-127)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
289	宇土川奥2	(207-2-128)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
290	宇土川東1	(207-2-129)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
291	宇土川東2	(207-2-130)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
292	宇土川東3	(207-2-131)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
293	上川原東	(207-2-147)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
294	中山口上4	(207-2-148)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
295	宇土	(207-2-162)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
296	中山口上4	(207-3-004)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第543号	平成24年4月3日	
297	淵の浦-3	(209-1-067-3)	天草市	牛深町淵浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第38号	平成25年1月15日	
298	淵浦(上)-1	(209-1-001-1)	天草市	牛深町淵浦	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
299	淵浦(上)-2	(209-1-001-2)	天草市	牛深町淵浦	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
300	淵浦(中)	(209-1-002)	天草市	牛深町淵浦	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
301	東岡	(209-1-006)	天草市	牛深町岡東	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
302	寺山(下)	(209-1-013)	天草市	久玉町久玉	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
303	山の浦(8)	(209-1-022)	天草市	深海町浅海	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
304	山の浦(9)	(209-1-023)	天草市	深海町浅海	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
305	山の浦(10)	(209-1-024)	天草市	深海町浅海	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
306	山の浦(11)	(209-1-025)	天草市	深海町浅海	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
307	東多々良(東)	(209-1-034)	天草市	深海町東多々良	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
308	春道(上)	(209-1-043)	天草市	二浦町亀浦	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
309	春道(下)	(209-1-044)	天草市	二浦町亀浦	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
310	竹崎-1	(533-1-017-1)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
311	竹崎-2	(533-1-017-2)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
312	中村-1	(533-1-022-1)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
313	中村-2	(533-1-022-2)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
314	本郷南	(533-1-039)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
315	浦河内-1	(209-1-007-1)	天草市	深海町中浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
316	浦河内-2	(209-1-007-2)	天草市	深海町中浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
317	浦河内-3	(209-1-007-3)	天草市	深海町中浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
318	浦河内-4	(209-1-007-4)	天草市	深海町中浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
319	浦河内-5	(209-1-007-5)	天草市	深海町中浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
320	浅海4-1	(209-1-010-1)	天草市	深海町浅海	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
321	浅海4-2	(209-1-010-2)	天草市	深海町浅海	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
322	浅海4-3	(209-1-010-3)	天草市	深海町浅海	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
323	寺の迫-1	(209-1-034-1)	天草市	久玉町吉田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
324	寺の迫-2	(209-1-034-2)	天草市	久玉町吉田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	
325	新久玉5-1	(209-1-036-1)	天草市	久玉町新久玉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
326	新久玉5-2	(209-1-036-2)	天草市	久玉町新久玉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
327	岡東-1	(209-1-039-1)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
328	岡東-2	(209-1-039-2)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
329	岡東-3	(209-1-039-3)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
330	岡東-4	(209-1-039-4)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
331	岡東-5	(209-1-039-5)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
332	岡東-6	(209-1-039-6)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
333	岡東-7	(209-1-039-7)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
334	岡東-8	(209-1-039-8)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
335	岡東-9	(209-1-039-9)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
336	岡三岡四	(209-1-040)	天草市	牛深町岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
337	岡四-1	(209-1-042-1)	天草市	牛深町岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
338	岡四-2	(209-1-042-2)	天草市	牛深町岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
339	岡四-3	(209-1-042-3)	天草市	牛深町岡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
340	荒木川-1	(209-1-046-1)	天草市	牛深町元下須	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
341	荒木川-2	(209-1-046-2)	天草市	牛深町元下須	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
342	荒木川-3	(209-1-046-3)	天草市	牛深町元下須	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
343	洲の浦-1	(209-1-067-1)	天草市	牛深町洲浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
344	洲の浦-2	(209-1-067-2)	天草市	牛深町洲浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
345	洲の浦-4	(209-1-067-4)	天草市	牛深町洲浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
346	洲の浦-5	(209-1-067-5)	天草市	牛深町洲浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
347	秋葉神社横-1	(209-1-074-1)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
348	秋葉神社横-2	(209-1-074-2)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
349	久玉	(209-1-001(人))	天草市	久玉町久玉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
350	瀬の上-1	(523-1-028-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
351	瀬の上-2	(523-1-028-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
352	八反田-1	(523-1-038-1)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
353	八反田-2	(523-1-038-2)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
354	八反田-3	(523-1-038-3)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
355	松尾	(529-1-029)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
356	中須	(530-1-033)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
357	長畑	(532-1-007)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
358	倉田-1	(533-1-013-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
359	倉田-2	(533-1-013-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
360	倉田-3	(533-1-013-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
361	町立病院南-1	(533-1-001(人)-1)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
362	町立病院南-2	(533-1-001(人)-2)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
363	町立病院南-3	(533-1-001(人)-3)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成25年3月1日
364	下河内	(207-1-003)	天草市	本町下河内	土石流	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
365	新休	(207-1-009)	天草市	本町新休	土石流	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
366	杉浦谷-1	(526-1-002-1)	天草市	御所浦町横浦	土石流	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
367	杉浦谷-2	(526-1-002-2)	天草市	御所浦町横浦	土石流	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
368	古屋敷川	(526-1-043)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
369	砥石川	(527-1-001)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
370	松尾川	(528-1-007)	天草市	栖本町馬場	土石流	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
371	新休	(207-1-009)	天草市	本町新休	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
372	在郷-1	(207-1-022-1)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
373	在郷-2	(207-1-022-2)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
374	在郷-3	(207-1-022-3)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
375	在郷-4	(207-1-022-4)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
376	古屋敷(A)-1	(526-1-011-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
377	古屋敷(A)-2	(526-1-011-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
378	古屋敷(A)-3	(526-1-011-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
379	古屋敷(A)-4	(526-1-011-4)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
380	古屋敷(A)-5	(526-1-011-5)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
381	古屋敷(A)-6	(526-1-011-6)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
382	古屋敷(A)-7	(526-1-011-7)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
383	古屋敷(A)-8	(526-1-011-8)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
384	古屋敷(A)-9	(526-1-011-9)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
385	古屋敷(A)-10	(526-1-011-10)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
386	古屋敷(A)-11	(526-1-011-11)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
387	前島	(526-1-022)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
388	横浦島南2-1	(526-1-028-1)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
389	横浦島南2-2	(526-1-028-2)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
390	横浦島南2-3	(526-1-028-3)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
391	横浦島南2-4	(526-1-028-4)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
392	境目-1	(527-2-035-1)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
393	境目-2	(527-2-035-2)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第195号	平成25年3月8日
394	平(東)	(207-1-004)	天草市	本町新休本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
395	平(西)	(207-1-005)	天草市	本町新休本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
396	本	(207-1-006)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
397	宇土野	(207-1-007)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
398	葛子川	(207-1-008)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
399	大河内	(207-1-023)	天草市	本渡町本渡	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
400	寺中(南)	(207-1-029)	天草市	亀場町亀川	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
401	寺中(北)	(207-1-030)	天草市	亀場町亀川	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
402	通山	(207-1-031)	天草市	亀場町亀川	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
403	食場	(207-1-032)	天草市	亀場町亀川	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
404	下平床	(207-2-002)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
405	田原1-1	(207-2-003-1)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
406	田原1-2	(207-2-003-2)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
407	田原2	(207-2-004)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
408	蔭林	(207-2-005)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日
409	松の塚川(松の塚川1) (207-2-006)		天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
410	松の塚川(松の塚川2-1)(207-2-007-1)		天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
411	松の塚川(松の塚川2-2)(207-2-007-2)		天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
412	松の塚川(松の塚川2-3)(207-2-007-3)		天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
413	二又	(207-2-008)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
414	下鶴1	(207-2-009)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
415	下鶴2	(207-2-010)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
416	下鶴3	(207-2-011)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
417	中鶴-1	(207-2-012-1)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
418	中鶴-2	(207-2-012-2)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
419	すあみだ川	(207-2-013)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
420	鶴	(207-2-014)	天草市	本町本	土石流	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
421	半河内	(207-1-032)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
422	荒田橋西1	(207-2-035)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
423	荒田橋西2-1	(207-2-036-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
424	荒田橋西2-2	(207-2-036-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
425	荒田橋西3-1	(207-2-037-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
426	荒田橋西3-2	(207-2-037-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
427	戸田代橋西1-1	(207-2-038-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
428	戸田代橋西1-2	(207-2-038-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
429	戸田代橋西2	(207-2-039)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
430	半河内東	(207-2-040)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
431	半河内西	(207-2-041)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
432	戸田代橋西3	(207-2-042)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
433	黒仁田1	(207-2-043)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
434	黒仁田2-1	(207-2-044-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
435	黒仁田2-2	(207-2-044-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
436	黒仁田橋横	(207-2-045)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
437	戸田代橋北	(207-2-046)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
438	戸田代口-1	(207-3-029-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
439	戸田代口-2	(207-3-029-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
440	戸田代1	(207-3-030)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
441	戸田代2	(207-3-031)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
442	半河内口-1	(207-3-032-1)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
443	半河内口-2	(207-3-032-2)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
444	半河内中	(207-3-033)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
445	半河内西右岸	(207-3-034)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
446	黒仁田口1	(207-3-035)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
447	黒仁田口2	(207-3-036)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第290号	平成25年3月26日	
448	中の塩屋	(207-1-078)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
449	志柿-1	(207-1-079-1)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
450	志柿-2	(207-1-079-2)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
451	江川	(207-1-080)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
452	西宇土南	(207-1-081)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
453	八坂神社東	(207-1-082)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
454	大松戸-1	(207-1-083-1)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
455	大松戸-2	(207-1-083-2)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
456	大松戸-3	(207-1-083-3)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
457	ひばりヶ丘-1	(207-1-084-1)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
458	ひばりヶ丘-2	(207-1-084-2)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
459	瀬戸北	(207-1-085)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
460	瀬戸	(207-1-086)	天草市	志柿町瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
461	加志	(207-1-087)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
462	仲ノ浦	(207-1-088)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
463	上小手	(207-1-089)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
464	船場1-1	(207-1-091-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
465	船場1-2	(207-1-091-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
466	村	(207-1-093)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
467	金焼2	(207-1-094)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
468	崎野1-1	(207-1-095-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
469	崎野1-2	(207-1-095-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
470	崎野1-3	(207-1-095-3)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
471	崎野1-4	(207-1-095-4)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
472	崎野2-1	(207-1-096-1)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
473	崎野2-2	(207-1-096-2)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
474	崎野2-3	(207-1-096-3)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
475	崎野2-4	(207-1-096-4)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
476	間伏	(207-1-097)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
477	松崎西2	(207-1-098)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
478	間伏川下	(207-2-052)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
479	東宇土1	(207-2-053)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
480	東宇土2	(207-2-054)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
481	野添東	(207-2-055)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
482	野添2	(207-2-056)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
483	八坂神社西	(207-2-057)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
484	ひばりヶ丘北	(207-2-058)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
485	ひばりヶ丘南	(207-2-059)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
486	仲ノ浦2	(207-2-060)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
487	知ヶ崎団地南1	(207-2-061)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
488	知ヶ崎団地南2	(207-2-062)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
489	本渡東中学校南西	(207-2-063)	天草市	志柿町下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	
490	塚田-1	(207-2-064-1)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
491	塚田-2	(207-2-064-2)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
492	後小手	(207-2-065)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
493	上船場1	(207-2-066)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
494	上船場2	(207-2-067)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
495	船場中央	(207-2-068)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
496	松崎西1	(207-2-069)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
497	下浦第1小学校東	(207-2-070)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
498	間伏(間伏2)	(207-2-170)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
499	江浦須森	(207-2-171)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
500	金焼1	(207-2-173)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
501	瀬戸東	(207-3-007)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
502	江川東	(207-3-008)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
503	中の塩屋西	(207-3-009)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
504	中の塩屋東-1	(207-3-010-1)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
505	中の塩屋東-2	(207-3-010-2)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
506	船場3	(207-3-068)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成25年3月29日
507	大矢崎	(207-1-002)	天草市	本渡町広瀬	土石流	○		熊本県告示第255号	平成26年3月25日
508	大矢崎2-1	(207-1-021-1)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第255号	平成26年3月25日
509	大矢崎2-2	(207-1-021-2)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第255号	平成26年3月25日
510	大矢崎2-3	(207-1-021-3)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第255号	平成26年3月25日
511	大矢崎2-4	(207-1-021-4)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第255号	平成26年3月25日
512	大矢崎2-5	(207-1-021-5)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第255号	平成26年3月25日
513	権現地川	(528-1-008)	天草市	栖本町打田	土石流	○		熊本県告示第813号	平成26年8月15日
514	大工の浦川	(528-1-009)	天草市	栖本町打田	土石流	○		熊本県告示第813号	平成26年8月15日
515	五反田川	(528-1-010)	天草市	栖本町打田	土石流	○		熊本県告示第813号	平成26年8月15日
516	瀧ノ口	(528-2-005)	天草市	栖本町馬場	土石流	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
517	春の窪谷	(528-2-006)	天草市	栖本町河内	土石流	○		熊本県告示第813号	平成26年8月15日
518	宗土岐川	(528-2-007)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
519	赤木野川	(528-2-008)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
520	第一山浦川	(528-2-009)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
521	第二山浦川	(528-2-010)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
522	第三山浦川	(528-2-011)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
523	中野川	(528-2-026)	天草市	栖本町湯船原	土石流	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
524	中野-1	(528-1-018-1)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
525	中野-2	(528-1-018-2)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
526	中野-3	(528-1-018-3)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
527	宗土岐	(528-1-025)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
528	大工の浦-1	(528-1-026-1)	天草市	栖本町打田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
529	大工の浦-2	(528-1-026-2)	天草市	栖本町打田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
530	大工の浦-3	(528-1-026-3)	天草市	栖本町打田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
531	権現地-1	(528-1-027-1)	天草市	栖本町打田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
532	権現地-2	(528-1-027-2)	天草市	栖本町打田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
533	坂の下-1	(528-1-028-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
534	坂の下-2	(528-1-028-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
535	坂の下-3	(528-1-028-3)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
536	宗土岐3-1	(528-2-001-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
537	宗土岐3-2	(528-2-001-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
538	宗土岐2	(528-2-002)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
539	山浦4	(528-2-003)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
540	山浦3	(528-2-004)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
541	山浦2-1	(528-2-005-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
542	山浦2-2	(528-2-005-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
543	中野-1	(528-2-014-1)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
544	中野-2	(528-2-014-2)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
545	中野-3	(528-2-014-3)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
546	瀧ノ口2	(528-2-026)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
547	山浦	(528-2-027)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
548	火の玉2	(528-2-028)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
549	火の玉1	(528-2-029)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
550	火の玉3-1	(528-2-030-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
551	火の玉3-2	(528-2-030-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
552	火の玉3-3	(528-2-030-3)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
553	小平(鬼平)	(528-2-036)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
554	五反田1	(528-2-039)	天草市	栖本町打田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
555	五反田2	(528-2-040)	天草市	栖本町打田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
556	上火の玉	(528-2-041)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
557	大久保-1	(528-2-042-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
558	大久保-2	(528-2-042-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
559	竜の口-1	(528-2-043-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
560	竜の口-2	(528-2-043-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
561	竜の口-3	(528-2-043-3)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
562	竜の口-4	(528-2-043-4)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
563	竜の口-5	(528-2-043-5)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
564	竜の迫-1	(528-2-044-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
565	竜の迫-2	(528-2-044-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
566	竜の迫-3	(528-2-044-3)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
567	竜の迫-4	(528-2-044-4)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
568	畠田-1	(528-2-045-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
569	畠田-2	(528-2-045-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
570	畠田-3	(528-2-045-3)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
571	畠田-4	(528-2-045-4)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
572	畠田-5	(528-2-045-5)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
573	畠田-6	(528-2-045-6)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第813号	平成26年8月15日
574	第二塩浜川	(528-1-001)	天草市	栖本町馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
575	塩浜川	(528-1-002)	天草市	栖本町馬場	土石流	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
576	梅津川右支川(梅津川右支川1)(528-1-003)		天草市	栖本町馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
577	梅津川	(528-1-004)	天草市	栖本町馬場	土石流	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
578	梅津川右支川(梅津川右支川2)(528-1-005)		天草市	栖本町馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
579	寺迫川	(528-1-006)	天草市	栖本町馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
580	白戸	(528-2-001)	天草市	栖本町馬場	土石流	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
581	第一平ノ口谷	(528-2-002)	天草市	栖本町馬場	土石流	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
582	第二平ノ口谷	(528-2-003)	天草市	栖本町馬場	土石流	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
583	平野口川	(528-2-004)	天草市	栖本町馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
584	白戸西	(207-2-081)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
585	中松尾-1	(528-1-029-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
586	中松尾-2	(528-1-029-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
587	寺の迫-1	(528-1-030-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
588	寺の迫-2	(528-1-030-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
589	家下尾	(528-1-031)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
590	下久保	(528-1-032)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
591	中梅津	(528-1-033)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
592	下梅津-1	(528-1-034-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
593	下梅津-2	(528-1-034-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
594	下梅津-3	(528-1-034-3)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
595	塩浜	(528-1-035)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
596	栖本港	(528-1-036)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
597	白戸-1	(528-1-037-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
598	白戸-2	(528-1-037-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
599	白戸-3	(528-1-037-3)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
600	白戸-4	(528-1-037-4)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
601	白戸-5	(528-1-037-5)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
602	下白戸-1	(528-1-038-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
603	下白戸-2	(528-1-038-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
604	下白戸-3	(528-1-038-3)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
605	塩浜5	(528-2-019)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
606	塩浜3-1	(528-2-020-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
607	塩浜3-2	(528-2-020-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
608	塩浜2-1	(528-2-021-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
609	塩浜2-2	(528-2-021-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
610	塩浜2-3	(528-2-021-3)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
611	塩浜2-4	(528-2-021-4)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
612	梅津停留所前2	(528-2-022)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
613	梅津停留所前1	(528-2-023)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
614	馬場南	(528-2-024)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
615	馬場西	(528-2-025)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
616	下松尾-1	(528-2-046-1)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
617	下松尾-2	(528-2-046-2)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
618	上久保	(528-2-047)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
619	上柳田	(528-2-049)	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
620	塩浜	(528-2-002(人))	天草市	栖本町馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1080号	平成26年11月7日	
621	淵浦(下)	(209-1-003)	天草市	牛深町鬼塚牛深町須口	土石流	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
622	鬼塚	(209-1-004)	天草市	牛深町鬼塚	土石流	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
623	岡	(209-1-005)	天草市	牛深町岡三牛深町岡四	土石流	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
624	諏訪迫	(209-1-007)	天草市	久玉町吉田二	土石流	○		熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
625	新久玉第一-1	(209-1-008-1)	天草市	久玉町吉田二久玉町吉田一	土石流	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
626	新久玉第一-2	(209-1-008-2)	天草市	久玉町吉田二久玉町吉田一	土石流	○		熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
627	新久玉第二	(209-1-009)	天草市	久玉町吉田二久玉町吉田二	土石流	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
628	里(下)	(532-1-030)	天草市	天草町大江	土石流	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
629	崎津(上)-1	(533-1-003-1)	天草市	河浦町崎津	土石流	○		熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
630	崎津(上)-2	(533-1-003-2)	天草市	河浦町崎津	土石流	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
631	吉田(B)-1	(209-1-033-1)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
632	吉田(B)-2	(209-1-033-2)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
633	新久玉-1	(209-1-035-1)	天草市	久玉町吉田一久玉町吉田二	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
634	新久玉-2	(209-1-035-2)	天草市	久玉町吉田一久玉町吉田二	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
635	新久玉-3	(209-1-035-3)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
636	新久玉6-1	(209-1-037-1)	天草市	久玉町吉田二	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
637	新久玉6-2	(209-1-037-2)	天草市	久玉町吉田二	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
638	新久玉6-3	(209-1-037-3)	天草市	久玉町吉田二	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
639	牛深警察署上-1	(209-1-038-1)	天草市	久玉町吉田二牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
640	牛深警察署上-2	(209-1-038-2)	天草市	久玉町吉田二	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
641	鬼塚2-1	(209-1-041-1)	天草市	牛深町岡三牛深町岡四	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
642	鬼塚2-2	(209-1-041-2)	天草市	牛深町岡三牛深町岡四	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
643	舟津加世浦-1	(209-1-043-1)	天草市	牛深町加世浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
644	舟津加世浦-2	(209-1-043-2)	天草市	牛深町加世浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
645	舟津加世浦-3	(209-1-043-3)	天草市	牛深町加世浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
646	舟津加世浦-4	(209-1-043-4)	天草市	牛深町加世浦牛深町宮崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
647	舟津加世浦-5	(209-1-043-5)	天草市	牛深町加世浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
648	舟津加世浦-6	(209-1-043-6)	天草市	牛深町加世浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
649	舟津加世浦-7	(209-1-043-7)	天草市	牛深町加世浦牛深町真浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
650	舟津加世浦-8	(209-1-043-8)	天草市	牛深町真浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
651	舟津加世浦-9	(209-1-043-9)	天草市	牛深町真浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
652	舟津加世浦-10	(209-1-043-10)	天草市	牛深町真浦牛深町船津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
653	後浜-1	(209-1-061-1)	天草市	牛深町宮崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
654	後浜-2	(209-1-061-2)	天草市	牛深町宮崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
655	後浜-3	(209-1-061-3)	天草市	牛深町宮崎牛深町加世浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
656	後浜-4	(209-1-061-4)	天草市	牛深町宮崎牛深町加世浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
657	後浜-5	(209-1-061-5)	天草市	牛深町加世浦牛深町宮崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
658	後浜-6	(209-1-061-6)	天草市	牛深町加世浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
659	後浜-7	(209-1-061-7)	天草市	牛深町加世浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
660	鬼塚3	(209-1-063)	天草市	牛深町鬼塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
661	鬼塚4	(209-1-064)	天草市	牛深町鬼塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
662	鬼塚-1	(209-1-065-1)	天草市	牛深町鬼塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
663	鬼塚-2	(209-1-065-2)	天草市	牛深町鬼塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
664	鬼塚-3	(209-1-065-3)	天草市	牛深町鬼塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
665	鬼塚-4	(209-1-065-4)	天草市	牛深町鬼塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
666	鬼塚5	(209-1-066)	天草市	牛深町鬼塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
667	えびす憩いの広場上1	(209-1-070)	天草市	牛深町須口	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
668	新久玉(B)-1	(209-1-092-1)	天草市	牛深町東久玉町吉田二	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
669	新久玉(B)-2	(209-1-092-2)	天草市	久玉町吉田二	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
670	多目的公園横	(209-1-098)	天草市	牛深町鬼塚牛深町岡三	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
671	新久玉4-1	(209-1-003(人)-1)	天草市	久玉町吉田一久玉町吉田二	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
672	新久玉4-2	(209-1-003(人)-2)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
673	新久玉4-3	(209-1-003(人)-3)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
674	岡東2	(209-1-004(人))	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
675	新久玉1	(209-2-096)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
676	新久玉2	(209-2-097)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
677	新久玉3	(209-2-098)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
678	岡東1	(209-2-099)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
679	岡東3	(209-2-100)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
680	岡東4	(209-2-101)	天草市	牛深町岡東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
681	鬼塚1-1	(209-2-103-1)	天草市	牛深町岡三	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
682	鬼塚1-2	(209-2-103-2)	天草市	牛深町岡三	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
683	えびす憩いの広場上2	(209-2-104)	天草市	牛深町須口	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
684	牛深八幡宮北	(209-2-121)	天草市	牛深町宮崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
685	えびす憩いの広場上(B) (209-2-127)		天草市	牛深町須口	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
686	井出迫	(209-2-129)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
687	うしぶか公園上	(209-3-001)	天草市	牛深町鬼塚牛深町岡三	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
688	中田2-1	(529-1-040-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
689	中田2-2	(529-1-040-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
690	里-1	(532-1-041-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
691	里-2	(532-1-041-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
692	里-3	(532-1-041-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
693	里-4	(532-1-041-4)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
694	里-5	(532-1-041-5)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1087号	平成26年11月14日	
695	阿房川-1	(527-2-001-1)	天草市	倉岳町吉田栖本町古江	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
696	阿房川-2	(527-2-001-2)	天草市	倉岳町吉田栖本町古江	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
697	阿房川-3	(527-2-001-3)	天草市	倉岳町吉田栖本町古江	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
698	アミダ川-1	(528-1-015-1)	天草市	栖本町古江	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
699	アミダ川-2	(528-1-015-2)	天草市	栖本町古江	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
700	権児崎川	(528-1-016)	天草市	栖本町古江	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
701	弟々子川	(528-2-027)	天草市	栖本町湯船原	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
702	清水1	(528-2-028)	天草市	栖本町湯船原	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
703	清水2	(528-2-029)	天草市	栖本町湯船原	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
704	樋之口川	(528-2-030)	天草市	栖本町湯船原	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
705	山下川	(528-2-031)	天草市	栖本町湯船原	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
706	江湖谷	(528-2-032)	天草市	栖本町古江	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
707	前田谷	(528-2-033)	天草市	栖本町古江	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
708	松葉川	(528-2-034)	天草市	栖本町古江	土石流	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
709	阿保-1	(528-1-001-1)	天草市	栖本町古江倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
710	阿保-2	(528-1-001-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
711	猪子田(A)-1	(528-1-002-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
712	猪子田(A)-2	(528-1-002-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
713	猪子田(B)-1	(528-1-003-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
714	猪子田(B)-2	(528-1-003-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
715	猪子田(B)-3	(528-1-003-3)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
716	下平-1	(528-1-004-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
717	下平-2	(528-1-004-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
718	下平-3	(528-1-004-3)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
719	下平-4	(528-1-004-4)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
720	下平-5	(528-1-004-5)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
721	柱松-1	(528-1-005-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
722	柱松-2	(528-1-005-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
723	柱松-3	(528-1-005-3)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
724	柱松-4	(528-1-005-4)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
725	中(B)-1	(528-1-006-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
726	中(B)-2	(528-1-006-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
727	中(B)-3	(528-1-006-3)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
728	中(B)-4	(528-1-006-4)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
729	中(B)-5	(528-1-006-5)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
730	中(B)-6	(528-1-006-6)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
731	中(B)-7	(528-1-006-7)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
732	久木山B-1	(528-1-007-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
733	久木山B-2	(528-1-007-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
734	はじヶ平-1	(528-1-008-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
735	はじヶ平-2	(528-1-008-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
736	浜-1	(528-1-009-1)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
737	浜-2	(528-1-009-2)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
738	浜-3	(528-1-009-3)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
739	浜-4	(528-1-009-4)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考	
			市町村名		町・大字	警戒				特別警戒
740	本丸(A)-1	(528-1-010-1)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
741	本丸(A)-2	(528-1-010-2)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
742	本丸(A)-3	(528-1-010-3)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
743	本丸(C)-1	(528-1-012-1)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
744	本丸(C)-2	(528-1-012-2)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
745	湯船原下	(528-1-013)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
746	梅迫-1	(528-1-014-1)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
747	梅迫-2	(528-1-014-2)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
748	八瀬	(528-1-015)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
749	樋の口-1	(528-1-016-1)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
750	樋の口-2	(528-1-016-2)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
751	樋の口-3	(528-1-016-3)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
752	樋の口-4	(528-1-016-4)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
753	樋の口-5	(528-1-016-5)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
754	清水	(528-1-017)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
755	清水2	(528-2-015)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
756	中村2-1	(528-2-016-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
757	中村2-2	(528-2-016-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
758	中村2-3	(528-2-016-3)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
759	中村1-1	(528-2-017-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
760	中村1-2	(528-2-017-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
761	中村1-3	(528-2-017-3)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
762	東	(528-2-018)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
763	井手尾-1	(528-2-031-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
764	井手尾-2	(528-2-031-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
765	井手尾-3	(528-2-031-3)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
766	中(A)-1	(528-2-032-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
767	中(A)-2	(528-2-032-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
768	久木山A-1	(528-2-033-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
769	久木山A-2	(528-2-033-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
770	平木場2	(528-2-034)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
771	平木場1-1	(528-2-035-1)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
772	平木場1-2	(528-2-035-2)	天草市	栖本町湯船原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
773	猪子田-1	(528-2-001(人)-1)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
774	猪子田-2	(528-2-001(人)-2)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1104号	平成26年11月21日	
775	中の浦-1	(209-1-020-1)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
776	中の浦-2	(209-1-020-2)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
777	中の浦-3	(209-1-020-3)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
778	中の浦-4	(209-1-020-4)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
779	中の浦-5	(209-1-020-5)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
780	中浦8	(209-1-021)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
781	明石-1	(209-1-022-1)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
782	明石-2	(209-1-022-2)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
783	明石-3	(209-1-022-3)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
784	鍛冶屋-1	(209-1-023-1)	天草市	久玉町明石久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
785	鍛冶屋-2	(209-1-023-2)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
786	鍛冶屋-3	(209-1-023-3)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
787	久玉9-1	(209-1-024-1)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
788	久玉9-2	(209-1-024-2)	天草市	久玉町かじや久玉町上橋	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
789	中の浦(B)-1	(209-1-091-1)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
790	中の浦(B)-2	(209-1-091-2)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
791	中の浦(B)-3	(209-1-091-3)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
792	中浦12-1	(209-2-059-1)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
793	中浦12-2	(209-2-059-2)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
794		(209-2-074-1)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
795		(209-2-074-2)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
796		(209-2-075-1)	天草市	久玉町かじや久玉町上橋	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
797		(209-2-075-2)	天草市	久玉町かじや久玉町上橋	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
798		(209-2-075-3)	天草市	久玉町かじや久玉町上橋	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
799		(209-2-075-4)	天草市	久玉町かじや久玉町上橋	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
800		(209-2-076-1)	天草市	久玉町かじや久玉町上橋	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
801		(209-2-076-2)	天草市	久玉町かじや久玉町上橋	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
802		(209-2-077)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
803		(209-2-078)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
804		(209-2-079)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
805		(209-2-080-1)	天草市	久玉町かじや久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
806		(209-2-080-2)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
807		(209-2-080-3)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
808		(209-2-081)	天草市	久玉町明石久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
809		(209-2-082)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
810		(209-2-083-1)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
811		(209-2-083-2)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
812		(209-2-084-1)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
813		(209-2-084-2)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
814		(209-2-085)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
815		(209-2-086)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
816		(209-2-087)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
817		(209-2-088)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
818		(209-2-089)	天草市	久玉町かじや久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
819		(209-2-090-1)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
820		(209-2-090-2)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
821		(209-2-091-1)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
822		(209-2-091-2)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
823	大野浦1	(209-2-092)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
824	大野浦2-1	(209-2-093-1)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
825	大野浦2-2	(209-2-093-2)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
826	大野浦2-3	(209-2-093-3)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
827	大野浦2-4	(209-2-093-4)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
828	大野浦2-5	(209-2-093-5)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
829	中浦10-1	(209-2-094-1)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
830	中浦10-2	(209-2-094-2)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
831	中浦10-3	(209-2-094-3)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
832	中浦10-4	(209-2-094-4)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
833	中浦11-1	(209-2-095-1)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
834	中浦11-2	(209-2-095-2)	天草市	久玉町中の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
835	明石(B)	(209-2-123)	天草市	久玉町明石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
836	中浦(B)-1	(209-2-132-1)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
837	中浦(B)-2	(209-2-132-2)	天草市	久玉町かじや	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1178号	平成26年12月12日	
838	明瀬	(207-1-001)	天草市	佐伊津町	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
839	一の瀬	(207-1-010)	天草市	本渡町本戸馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
840	水の平-1	(207-1-011-1)	天草市	本渡町本戸馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
841	水の平-2	(207-1-011-2)	天草市	本渡町本戸馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
842	山仁田1	(207-2-001)	天草市	本渡町本戸馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
843	本泉1-1	(207-3-007-1)	天草市	本渡町本戸馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
844	本泉1-2	(207-3-007-2)	天草市	本渡町本戸馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
845	本泉2-1	(207-3-008-1)	天草市	本渡町本泉	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
846	本泉2-2	(207-3-008-2)	天草市	本渡町本泉	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
847	本泉3	(207-3-009)	天草市	本渡町本泉	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
848	西の久保1-1	(207-3-010-1)	天草市	本渡町本戸馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
849	西の久保1-2	(207-3-010-2)	天草市	本渡町本戸馬場	土石流	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
850	柵ノ原1-1	(207-1-006-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
851	柵ノ原1-2	(207-1-006-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
852	柵ノ原1-3	(207-1-006-3)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
853	柵ノ原1-4	(207-1-006-4)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
854	柵ノ原1-5	(207-1-006-5)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
855	柵ノ原3-1	(207-1-007-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
856	柵ノ原3-2	(207-1-007-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
857	道面-1	(207-1-008-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
858	道面-2	(207-1-008-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
859	市の瀬橋東	(207-1-011)	天草市	本渡町本戸馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
860	本泉2-1	(207-1-012-1)	天草市	本渡町本泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
861	本泉2-2	(207-1-012-2)	天草市	本渡町本泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
862	本泉2-3	(207-1-012-3)	天草市	本渡町本泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
863	本泉1-1	(207-1-013-1)	天草市	本渡町本泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
864	本泉1-2	(207-1-013-2)	天草市	本渡町本泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
865	本泉1-3	(207-1-013-3)	天草市	本渡町本渡町本戸馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
866	山仁田1	(207-1-014-1)	天草市	本渡町本戸馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
867	山仁田2	(207-1-014-2)	天草市	本渡町本戸馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
868	山仁田3	(207-1-014-3)	天草市	本渡町本戸馬場本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
869	山仁田4	(207-1-014-4)	天草市	本渡町本戸馬場本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
870	山仁田5	(207-1-014-5)	天草市	本渡町本戸馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
871	寺之尾公民館北-1	(207-2-001-1)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
872	寺之尾公民館北-2	(207-2-001-2)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
873	寺之尾公民館北-3	(207-2-001-3)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
874	寺之尾公民館北-4	(207-2-001-4)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
875	三井田橋北-1	(207-2-002-1)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
876	三井田橋北-2	(207-2-002-2)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
877	三井田橋北-3	(207-2-002-3)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
878	原-1	(207-2-003-1)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
879	原-2	(207-2-003-2)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
880	原-3	(207-2-003-3)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
881	原-4	(207-2-003-4)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
882	原-5	(207-2-003-5)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
883	洲添川北-1	(207-2-004-1)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
884	洲添川北-2	(207-2-004-2)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
885	法泉寺橋北-1	(207-2-005-1)	天草市	本渡町本戸馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
886	法泉寺橋北-2	(207-2-005-2)	天草市	本渡町本戸馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
887	本泉3-1	(207-2-006-1)	天草市	本渡町本泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
888	本泉3-2	(207-2-006-2)	天草市	本渡町本泉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
889	一の瀬橋北	(207-2-007)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
890	柵ノ原公民館東-1	(207-2-008-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
891	柵ノ原公民館東-2	(207-2-008-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
892	柵ノ原上奥-1	(207-2-009-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
893	柵ノ原上奥-2	(207-2-009-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
894	柵ノ原上奥-3	(207-2-009-3)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
895	柵ノ原上奥-4	(207-2-009-4)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
896	柵ノ原上奥-5	(207-2-009-5)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
897	道面北-1	(207-2-010-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
898	道面北-2	(207-2-010-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
899	横久保	(207-2-011)	天草市	本町新休	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
900	門前橋横-1	(207-2-031-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
901	門前橋横-2	(207-2-031-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
902	門前橋横-3	(207-2-031-3)	天草市	本町下河内本町新休	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
903	本泉橋横	(207-2-032)	天草市	本渡町本戸馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
904	下河内-1	(207-2-153-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
905	下河内-2	(207-2-153-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
906	柵ノ原2-1	(207-2-161-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
907	柵ノ原2-2	(207-2-161-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村 市町村名 町・大字		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等 警戒 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考
908	上在郷-1	(207-3-001-1)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
909	上在郷-2	(207-3-001-2)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
910	上在郷-3	(207-3-001-3)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
911	佐伊津町	(207-3-002)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
912	西の久保	(207-3-003)	天草市	本渡町本戸馬場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
913	本泉4-1	(207-3-011-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
914	本泉4-2	(207-3-011-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
915	下河内西1	(207-3-012)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
916	下河内西2-1	(207-3-013-1)	天草市	本町新休	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
917	下河内西2-2	(207-3-013-2)	天草市	本町新休	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
918	下河内西2-3	(207-3-013-3)	天草市	本町新休	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1190号	平成26年12月19日	
919	登-1	(530-1-019-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
920	登-2	(530-1-019-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
921	登-3	(530-1-019-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
922	登-4	(530-1-019-4)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
923	浜田-1	(530-1-020-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
924	浜田-2	(530-1-020-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
925	浜田-3	(530-1-020-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
926	浜田-4	(530-1-020-4)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
927	馬場	(530-1-021)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
928	堀-1	(530-1-022-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
929	堀-2	(530-1-022-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
930	大明神(大明神(1))-1	(530-1-023-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
931	大明神(大明神(1))-2	(530-1-023-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
932	大明神(大明神(2))-1	(530-1-024-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
933	大明神(大明神(2))-2	(530-1-024-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
934	杵川	(530-1-025)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
935	浦園-1	(530-1-026-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
936	浦園-2	(530-1-026-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
937	貝津(B)	(530-1-027)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
938	貝津(A)-1	(530-1-028-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
939	貝津(A)-2	(530-1-028-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
940	小串-1	(530-1-029-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
941	小串-2	(530-1-029-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
942	小串-3	(530-1-029-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
943	小串(C)-1	(530-1-030-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
944	小串(C)-2	(530-1-030-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
945	釘原口-1	(530-2-013-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
946	釘原口-2	(530-2-013-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
947	登下	(530-2-014)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
948	上山の木	(530-2-015)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
949	大明神東	(530-2-016)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
950	大明神中-1	(530-2-017-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
951	大明神中-2	(530-2-017-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
952	大明神中-3	(530-2-017-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
953	中山浦1-1	(530-2-022-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
954	中山浦1-2	(530-2-022-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
955	中山浦2-1	(530-2-023-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
956	中山浦2-2	(530-2-023-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
957	中山浦2-3	(530-2-023-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
958	中山浦3-1	(530-2-024-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
959	中山浦3-2	(530-2-024-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
960	打越上1	(530-2-025)	天草市	五和町城河原1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
961	上山山浦1-1	(530-2-026-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
962	上山山浦1-2	(530-2-026-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
963	上山山浦2	(530-2-027)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
964	南山浦-1	(530-2-028-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
965	南山浦-2	(530-2-028-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
966	南山浦-3	(530-2-028-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
967	中山浦4	(530-2-029)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
968	西杵川-1	(530-2-030-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
969	西杵川-2	(530-2-030-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
970	黒崎南-1	(530-2-031-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
971	黒崎南-2	(530-2-031-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
972	黒崎南-3	(530-2-031-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
973	黒崎1-1	(530-2-032-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
974	黒崎1-2	(530-2-032-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
975	黒崎1-3	(530-2-032-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
976	黒崎1-4	(530-2-032-4)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
977	貝津西1	(530-2-033)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
978	稲置座	(530-2-034)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
979	貝津西2	(530-2-035)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
980	浦園口	(530-2-036)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
981	浦園西1	(530-2-037)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
982	浦園西2-1	(530-2-038-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
983	浦園西2-2	(530-2-038-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
984	山浦境	(530-2-039)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
985	南山浦口2	(530-2-041)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
986	御領越1-1	(530-2-045-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
987	御領越1-2	(530-2-045-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第60号	平成27年1月23日	
988	山仁田川	(523-1-032)	天草市	有明町小島子	土石流	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
989	桑鶴川	(523-1-033)	天草市	有明町小島子	土石流	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
990	鷺口川	(523-1-034)	天草市	有明町大島子	土石流	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
991	中村川	(523-2-033)	天草市	有明町小島子	土石流	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名		市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
	(番号)		市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
992	尾柳迫川-1	(523-2-034-1)	天草市	有明町大島子	土石流	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
993	尾柳迫川-2	(523-2-034-2)	天草市	有明町大島子	土石流	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
994	鯨道(2)-1	(523-1-070-1)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
995	鯨道(2)-2	(523-1-070-2)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
996	春葉山	(523-1-071)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
997	中村-1	(523-1-072-1)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
998	中村-2	(523-1-072-2)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
999	中村-3	(523-1-072-3)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1000	小島子	(523-1-073)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1001	海老養殖場前-1	(523-1-074-1)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1002	海老養殖場前-2	(523-1-074-2)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1003	福井田2	(523-2-115)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1004	福井田3	(523-2-116)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1005	福井田4	(523-2-117)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1006	山仁田-1	(523-2-118-1)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1007	山仁田-2	(523-2-118-2)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1008	山仁田-3	(523-2-118-3)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1009	山仁田-4	(523-2-118-4)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1010	鷺口1	(523-2-119)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1011	鷺口2-1	(523-2-120-1)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1012	鷺口2-2	(523-2-120-2)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1013	小島子1	(523-2-121)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1014	小島子2	(523-2-122)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1015	小島子3	(523-2-123)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1016	小島子4	(523-2-124)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1017	小島子6	(523-2-125)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1018	小島子7	(523-2-126)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1019	小島子8	(523-2-127)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1020	小島子9-1	(523-2-128-1)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1021	小島子9-2	(523-2-128-2)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1022	小島子10-1	(523-2-129-1)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1023	小島子10-2	(523-2-129-2)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1024	鷺口川河口	(523-2-130)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1025	海老養殖場前1	(523-2-131)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1026	海老養殖場前3-1	(523-2-132-1)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1027	海老養殖場前3-2	(523-2-132-2)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1028	海老養殖場前4	(523-2-133)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1029	海老養殖場前5	(523-2-134)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1030	村中池前	(523-2-135)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1031	観音堂下2	(523-2-136)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1032	上2	(523-2-138)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1033	八幡宮下	(523-2-139)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1034	大島子-1	(523-2-140-1)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1035	大島子-2	(523-2-140-2)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1036	大島子-3	(523-2-140-3)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1037	大島子-4	(523-2-140-4)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1038	大島子-5	(523-2-140-5)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1039	大島子-6	(523-2-140-6)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1040	大矢1	(523-2-141)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1041	大矢2	(523-2-142)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1042	大矢3	(523-2-143)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1043	大矢4	(523-2-144)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1044	大矢5	(523-2-145)	天草市	有明町大島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第207号	平成27年3月6日	
1045	寺中1	(207-1-043)	天草市	楠浦町寺中楠浦町中原	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1046	寺中2	(207-1-044)	天草市	楠浦町寺中楠浦町中原	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1047	横頭1-1	(207-1-045-1)	天草市	楠浦町横頭楠浦町寺中	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1048	横頭1-2	(207-1-045-2)	天草市	楠浦町横頭楠浦町寺中	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1049	大平	(207-1-048)	天草市	楠浦町大平楠浦町立浦	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1050	観音	(207-1-049)	天草市	楠浦町観音	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1051	横頭2	(207-2-043)	天草市	楠浦町横頭	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1052	横頭3-1	(207-2-044-1)	天草市	楠浦町横頭	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1053	横頭3-2	(207-2-044-2)	天草市	楠浦町横頭	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1054	横頭南	(207-2-051)	天草市	楠浦町東大平	土石流	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1055	今村-1	(207-1-062-1)	天草市	楠浦町今村楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1056	楠浦郵便局東-1	(207-1-063-1)	天草市	楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1057	楠浦郵便局東-2	(207-1-063-2)	天草市	楠浦町舟津楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1058	舟津1-1	(207-1-064-1)	天草市	楠浦町舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1059	舟津1-2	(207-1-064-2)	天草市	楠浦町舟津楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1060	舟津1-3	(207-1-064-3)	天草市	楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1061	舟津2-1	(207-1-065-1)	天草市	楠浦町舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1062	舟津2-2	(207-1-065-2)	天草市	楠浦町舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1063	舟津2-3	(207-1-065-3)	天草市	楠浦町舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1064	舟津2-4	(207-1-065-4)	天草市	楠浦町舟津楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1065	舟津2-5	(207-1-065-5)	天草市	楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1066	舟津B-1	(207-1-066-1)	天草市	楠浦町舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1067	舟津B-2	(207-1-066-2)	天草市	楠浦町舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1068	舟津B-3	(207-1-066-3)	天草市	楠浦町舟津楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1069	舟津A-1	(207-1-067-1)	天草市	楠浦町辺田楠浦町舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1070	舟津A-2	(207-1-067-2)	天草市	楠浦町辺田楠浦町舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1071	舟津A-3	(207-1-067-3)	天草市	楠浦町舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1072	辺田H-1	(207-1-068-1)	天草市	楠浦町下門	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1073	辺田H-2	(207-1-068-2)	天草市	楠浦町下門	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1074	辺田H-3	(207-1-068-3)	天草市	楠浦町下門楠浦町辺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1075	辺田H-4	(207-1-068-4)	天草市	楠浦町辺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1076	辺田H-5	(207-1-068-5)	天草市	楠浦町辺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1077	辺田H-6	(207-1-068-6)	天草市	楠浦町辺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1078	辺田2	(207-1-069)	天草市	楠浦町辺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1079	立浦2-1	(207-1-070-1)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1080	立浦2-2	(207-1-070-2)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1081	立浦2-3	(207-1-070-3)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1082	立浦2-4	(207-1-070-4)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1083	立浦2-5	(207-1-070-5)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1084	立浦3-1	(207-1-071-1)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1085	立浦3-2	(207-1-071-2)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1086	立浦3-3	(207-1-071-3)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1087	立浦3-4	(207-1-071-4)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1088	立浦3-5	(207-1-071-5)	天草市	楠浦町大平楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1089	立浦3-6	(207-1-071-6)	天草市	楠浦町大平	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1090	立浦3-7	(207-1-071-7)	天草市	楠浦町大平楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1091	立浦3-8	(207-1-071-8)	天草市	楠浦町大平楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1092	観音北-1	(207-1-072-1)	天草市	楠浦町観音	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1093	観音北-2	(207-1-072-2)	天草市	楠浦町観音	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1094	今村北-1	(207-2-132-1)	天草市	楠浦町釜楠浦町今村	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1095	今村北-2	(207-2-132-2)	天草市	楠浦町釜楠浦町大友尻	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1096	錦島1	(207-2-133)	天草市	楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1097	錦島3-1	(207-2-135-1)	天草市	楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1098	錦島3-2	(207-2-135-2)	天草市	楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1099	大久保-1	(207-2-136-1)	天草市	楠浦町大久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1100	大久保-2	(207-2-136-2)	天草市	楠浦町大久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1101	大久保-3	(207-2-136-3)	天草市	楠浦町下門	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1102	後家	(207-2-137)	天草市	楠浦町後家	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1103	横頭1-1	(207-2-138-1)	天草市	楠浦町横頭	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1104	横頭1-2	(207-2-138-2)	天草市	楠浦町横頭楠浦町寺中	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1105	横頭1-3	(207-2-138-3)	天草市	楠浦町寺中	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1106	横頭2-1	(207-2-139-1)	天草市	楠浦町横頭	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1107	横頭2-2	(207-2-139-2)	天草市	楠浦町横頭	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1108	横頭2-3	(207-2-139-3)	天草市	楠浦町横頭	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1109	横頭2-4	(207-2-139-4)	天草市	楠浦町横頭	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1110	横頭2-5	(207-2-139-5)	天草市	楠浦町横頭	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1111	大平浜1-1	(207-2-142-1)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1112	大平浜1-2	(207-2-142-2)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1113	大平浜1-3	(207-2-142-3)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1114	大平浜1-4	(207-2-142-4)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1115	大平浜1-5	(207-2-142-5)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1116	大平浜1-6	(207-2-142-6)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1117	大平浜2-1	(207-2-143-1)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1118	大平浜2-2	(207-2-143-2)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1119	大平浜2-3	(207-2-143-3)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1120	立浦北-1	(207-2-144-1)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1121	立浦北-2	(207-2-144-2)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1122	立浦北-3	(207-2-144-3)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1123	立浦北-4	(207-2-144-4)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1124	立浦北-5	(207-2-144-5)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1125	立浦北-6	(207-2-144-6)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1126	立浦1-1	(207-2-163-1)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1127	立浦1-2	(207-2-163-2)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1128	立浦1-3	(207-2-163-3)	天草市	楠浦町立浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1129	観音-1	(207-2-164-1)	天草市	楠浦町観音	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1130	観音-2	(207-2-164-2)	天草市	楠浦町観音	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1131	観音-3	(207-2-164-3)	天草市	楠浦町観音	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1132	東大平口-1	(207-3-061-1)	天草市	楠浦町東大平	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1133	東大平口-2	(207-3-061-2)	天草市	楠浦町東大平	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1134	東大平口-3	(207-3-061-3)	天草市	楠浦町東大平	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1135	楠浦橋南-1	(207-3-062-1)	天草市	楠浦町久保楠浦町中原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1136	楠浦橋南-2	(207-3-062-2)	天草市	楠浦町中原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1137	方原河口縁-1	(207-3-063-1)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1138	方原河口縁-2	(207-3-063-2)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1139	方原河口縁-3	(207-3-063-3)	天草市	楠浦町久保	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第260号	平成27年3月20日	
1140	吉田	(209-1-010)	天草市	久玉町吉田一	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1141	茂串-1	(209-1-057-1)	天草市	牛深町茂串	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1142	茂串-2	(209-1-057-2)	天草市	牛深町茂串	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1143	辰ヶ越第二	(209-2-019)	天草市	牛深町茂串	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1144	脇の田-1	(209-1-030-1)	天草市	久玉町吉田一久玉町大脇	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1145	脇の田-2	(209-1-030-2)	天草市	久玉町大脇	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1146	脇の田-3	(209-1-030-3)	天草市	久玉町大脇	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1147	脇の田-4	(209-1-030-4)	天草市	久玉町大脇久玉町村田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1148	脇の田-5	(209-1-030-5)	天草市	久玉町大脇	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1149	須口2-1	(209-1-068-1)	天草市	牛深町須口	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1150	須口2-2	(209-1-068-2)	天草市	牛深町須口	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1151	須口2-3	(209-1-068-3)	天草市	牛深町須口	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1152	須口2-4	(209-1-068-4)	天草市	牛深町須口牛深町鬼塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1153	小浦(B)-1	(209-1-071-1)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1154	小浦(B)-2	(209-1-071-2)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1155	小浦(B)-3	(209-1-071-3)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1156	小浦(B)-4	(209-1-071-4)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1157	小浦(A)	(209-1-072)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1158	茂串-1	(209-1-073-1)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1159	茂串-2	(209-1-073-2)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村 市町村名 町・大字		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等 警戒 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考
1160	茂串-3	(209-1-073-3)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1161	茂串-4	(209-1-073-4)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1162	茂串-5	(209-1-073-5)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1163	茂串-6	(209-1-073-6)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1164	新貝-1	(209-1-075-1)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1165	新貝-2	(209-1-075-2)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1166	新貝-3	(209-1-075-3)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1167	小浦-1	(209-2-070-1)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1168	小浦-2	(209-2-070-2)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1169	茂串湾1-1	(209-2-071-1)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1170	茂串湾1-2	(209-2-071-2)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1171	茂串湾1-3	(209-2-071-3)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1172	茂串湾1-4	(209-2-071-4)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1173	吉田5-1	(209-2-072-1)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1174	吉田5-2	(209-2-072-2)	天草市	久玉町吉田一・牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1175	吉田5-3	(209-2-072-3)	天草市	久玉町吉田一・牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1176	吉田5-4	(209-2-072-4)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1177	吉田5-5	(209-2-072-5)	天草市	久玉町吉田一	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1178	哉多良-1	(209-2-122-1)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1179	哉多良-2	(209-2-122-2)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1180	哉多良上	(209-3-006)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1181	井手迫上-1	(209-3-007-1)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1182	井手迫上-2	(209-3-007-2)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1183	井手迫上-3	(209-3-007-3)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1184	小浦東	(209-3-008)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1185	小浦西	(209-3-009)	天草市	牛深町茂串	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1186	西川内(下)	(533-1-005)	天草市	河浦町今富	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1187	西川内(上)	(533-1-007)	天草市	河浦町今富	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1188	大川内	(533-1-008)	天草市	河浦町今富	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1189	片白	(533-1-009)	天草市	河浦町今富	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1190	片白-1	(533-1-038-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1191	片白-2	(533-1-038-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1192	片白-3	(533-1-038-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1193	片白-4	(533-1-038-4)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1194	片白-5	(533-1-038-5)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1195	西河内4区	(533-1-039)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1196	西河内2区	(533-1-040)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1197	西河内3区-1	(533-1-041-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1198	西河内3区-2	(533-1-041-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1199	西河内3区-3	(533-1-041-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1200	西河内3区-4	(533-1-041-4)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1201	西河内3区-5	(533-1-041-5)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1202	西河内3区-6	(533-1-041-6)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1203	大川内公民館北-1	(533-2-105-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1204	大川内公民館北-2	(533-2-105-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1205	大川内公民館北-3	(533-2-105-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1206	大川内公民館北-4	(533-2-105-4)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1207	大川内公民館北-5	(533-2-105-5)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1208	大川内公民館北-6	(533-2-105-6)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1209	大川内公民館南-1	(533-2-106-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1210	大川内公民館南-2	(533-2-106-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1211	西河内1区	(533-2-107)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第303号	平成27年3月24日	
1212	小倉川	(528-1-011)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1213	大平1	(528-1-012)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1214	麦田原川右支川	(528-1-013)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1215	宮川	(528-1-014)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1216	早稲田川	(528-2-012)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1217	早稲田川左支川	(528-2-013)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1218	中ノ門谷	(528-2-014)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1219	中の門川	(528-2-015)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1220	第二中ノ門谷	(528-2-016)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1221	田十郎川	(528-2-017)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1222	下谷	(528-2-018)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1223	上山山谷-1	(528-2-019-1)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1224	上山山谷-2	(528-2-019-2)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1225	上谷	(528-2-020)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1226	尾形尾谷	(528-2-021)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1227	尾形尾川	(528-2-022)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1228	大平2	(528-2-023)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1229	麦田原川	(528-2-024)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1230	黒地川	(528-2-025)	天草市	栖本町河内	土石流	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1231	天草学園上-1	(207-1-010-1)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1232	天草学園上-2	(207-1-010-2)	天草市	本町下河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1233	大平-1	(528-1-019-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1234	大平-2	(528-1-019-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1235	大平-3	(528-1-019-3)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1236	大平-4	(528-1-019-4)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1237	大平-5	(528-1-019-5)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1238	大平-6	(528-1-019-6)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1239	大平-7	(528-1-019-7)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1240	大平-8	(528-1-019-8)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1241	大平-9	(528-1-019-9)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1242	大平-10	(528-1-019-10)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1243	松の尾-1	(528-1-020-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1244	松の尾-2	(528-1-020-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1245	松の尾-3	(528-1-020-3)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1246	松の尾-4	(528-1-020-4)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1247	大河内-1-1	(528-1-021-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1248	大河内-1-2	(528-1-021-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1249	大河内-1-3	(528-1-021-3)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1250	大原-2	(528-1-022)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1251	大原	(528-1-023)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1252	中ノ門1-1	(528-1-024-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1253	中ノ門1-2	(528-1-024-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1254	中村-1	(528-2-006-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1255	中村-2	(528-2-006-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1256	中門	(528-2-007)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1257	大河内下4-1	(528-2-008-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1258	大河内下4-2	(528-2-008-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1259	大河内下4-3	(528-2-008-3)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1260	大河内下4-4	(528-2-008-4)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1261	大河内下3	(528-2-009)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1262	大河内下2	(528-2-010)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1263	大河内上1-1	(528-2-011-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1264	大河内上1-2	(528-2-011-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1265	大河内上1-3	(528-2-011-3)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1266	大河内2-1	(528-2-012-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1267	大河内2-2	(528-2-012-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1268	黒地1-1	(528-2-013-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1269	黒地1-2	(528-2-013-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1270	黒地1-3	(528-2-013-3)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1271	黒地1-4	(528-2-013-4)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1272	黒地1-5	(528-2-013-5)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1273	黒地1-6	(528-2-013-6)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1274	黒地1-7	(528-2-013-7)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1275	黒地1-8	(528-2-013-8)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1276	黒地1-9	(528-2-013-9)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1277	大河内-2-1	(528-2-037-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1278	大河内-2-2	(528-2-037-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1279	大河内-2-3	(528-2-037-3)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1280	大河内-2-4	(528-2-037-4)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1281	大河内-2-5	(528-2-037-5)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1282	中ノ門2-1	(528-2-038-1)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1283	中ノ門2-2	(528-2-038-2)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1284	中ノ門2-3	(528-2-038-3)	天草市	栖本町河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第304号	平成27年3月24日	
1285	大谷川	(527-1-020)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1286	小浦川右支川	(527-1-021)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1287	鳴上1	(527-1-022)	天草市	倉岳町棚底	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1288	大迫川	(527-2-017)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1289	大迫谷	(527-2-018)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1290	大窪谷	(527-2-019)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1291	大窪	(527-2-020)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1292	名桐川	(527-2-021)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1293	名桐川左支川	(527-2-022)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1294	大谷谷	(527-2-023)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1295	大谷	(527-2-024)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1296	小串川	(527-2-025)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1297	小串川支川	(527-2-026)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1298	小浦川	(527-2-027)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1299	小浦川左支川	(527-2-028)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1300	尾串	(527-2-029)	天草市	倉岳町棚底	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1301	鳴川2	(527-2-030)	天草市	倉岳町棚底	土石流	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1302	名桐-1	(527-1-004-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1303	名桐-2	(527-1-004-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1304	小浦(B)	(527-1-005)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1305	小浦(A)-1	(527-1-006-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1306	小浦(A)-2	(527-1-006-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1307	小浦(A)-3	(527-1-006-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1308	小浦(A)-4	(527-1-006-4)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1309	小浦(A)-5	(527-1-006-5)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1310	小浦(A)-6	(527-1-006-6)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1311	小浦(A)-7	(527-1-006-7)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1312	尾串	(527-1-007)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1313	鳴川-1	(527-1-008-1)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1314	鳴川-2	(527-1-008-2)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1315	名桐3-1	(527-2-014-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1316	名桐3-2	(527-2-014-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1317	名桐3-3	(527-2-014-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1318	名桐3-4	(527-2-014-4)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1319	赤仁田2-1	(527-2-015-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1320	赤仁田2-2	(527-2-015-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1321	名桐4-1	(527-2-016-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1322	名桐4-2	(527-2-016-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1323	名桐4-3	(527-2-016-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1324	曲迫2-1	(527-2-017-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1325	曲迫2-2	(527-2-017-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1326	曲迫2-3	(527-2-017-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1327	小浦3	(527-2-019)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1328	目玉2	(527-2-020)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1329	鳴川上	(527-2-022)	天草市上天草市	倉岳町棚底及び倉町大道	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	上天草市と重複
1330	鳴川2	(527-2-023)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1331	大窪-1	(527-2-025-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1332	大窪-2	(527-2-025-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1333	大谷	(527-2-026)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1334	曲迫	(527-2-027)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1335	目玉-1	(527-2-029-1)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1336	目玉-2	(527-2-029-2)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1337	目玉-3	(527-2-029-3)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第808号	平成27年9月18日	
1338	長平越	(207-2-058)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第14号	平成28年1月8日	
1339	長迫(長迫1)	(207-2-060)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第14号	平成28年1月8日	
1340	横野	(207-2-061)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第14号	平成28年1月8日	
1341	仮保1-8	(207-2-097-8)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1342	迫	(207-1-038)	天草市	栢宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1343	久々山平床	(207-2-031)	天草市	栢宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1344	上程の美穂(上程の実験)(207-2-059)		天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1345	横野下	(207-2-062)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1346	開野-1	(207-2-063-1)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1347	開野-2	(207-2-063-2)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1348	開野-3	(207-2-063-3)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1349	開野-4	(207-2-063-4)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1350	長迫(長迫2)	(207-2-064)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1351	迫2-1	(207-1-059-1)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1352	迫2-2	(207-1-059-2)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1353	迫2-3	(207-1-059-3)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1354	道目木湖北2-1	(207-2-087-1)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1355	道目木湖北2-2	(207-2-087-2)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1356	道目木湖西-1	(207-2-088-1)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1357	道目木湖西-2	(207-2-088-2)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1358	道目木湖西-3	(207-2-088-3)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1359	道目木湖西-4	(207-2-088-4)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1360	迫1-1	(207-2-089-1)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1361	迫1-2	(207-2-089-2)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1362	迫1-3	(207-2-089-3)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1363	迫1-4	(207-2-089-4)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1364	迫1-5	(207-2-089-5)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1365	迫1-6	(207-2-089-6)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1366	迫1-7	(207-2-089-7)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1367	迫1-8	(207-2-089-8)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1368	迫1-9	(207-2-089-9)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1369	迫1-10	(207-2-089-10)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1370	迫1-11	(207-2-089-11)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1371	迫1-12	(207-2-089-12)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1372	迫1-13	(207-2-089-13)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1373	迫1-14	(207-2-089-14)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1374	迫1-15	(207-2-089-15)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1375	仮保1-1	(207-2-097-1)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1376	仮保1-2	(207-2-097-2)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1377	仮保1-3	(207-2-097-3)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1378	仮保1-4	(207-2-097-4)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1379	仮保1-5	(207-2-097-5)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1380	仮保1-6	(207-2-097-6)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1381	仮保1-7	(207-2-097-7)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1382	仮保1-9	(207-2-097-9)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1383	仮保1-10	(207-2-097-10)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1384	仮保1-11	(207-2-097-11)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1385	仮保1-12	(207-2-097-12)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1386	仮保2-1	(207-2-098-1)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1387	仮保2-2	(207-2-098-2)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1388	仮保2-3	(207-2-098-3)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1389	仮保2-4	(207-2-098-4)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1390	仮保2-5	(207-2-098-5)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1391	仮保2-6	(207-2-098-6)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1392	仮保2-7	(207-2-098-7)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1393	仮保2-8	(207-2-098-8)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1394	仮保2-9	(207-2-098-9)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1395	仮保3-1	(207-2-099-1)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1396	仮保3-2	(207-2-099-2)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1397	仮保3-3	(207-2-099-3)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1398	仮保3-4	(207-2-099-4)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1399	仮保3-5	(207-2-099-5)	天草市	栢宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1400	長迫1-1	(207-2-102-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1401	長迫1-2	(207-2-102-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1402	長迫公民館北東-1	(207-2-103-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1403	長迫公民館北東-2	(207-2-103-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1404	長迫公民館北東-3	(207-2-103-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1405	長迫公民館北東-4	(207-2-103-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1406	長迫公民館北東-5	(207-2-103-5)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考	
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒				
1407	長迫公民館北東-6	(207-2-103-6)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1408	仏法寺東	(207-2-104)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1409	長迫川奥-1	(207-2-105-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1410	長迫川奥-2	(207-2-105-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1411	長迫川奥-3	(207-2-105-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1412	長迫川奥-4	(207-2-105-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1413	長迫公民館北-1	(207-2-106-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1414	長迫公民館北-2	(207-2-106-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1415	長迫公民館北-3	(207-2-106-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1416	長迫2-1	(207-2-107-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1417	長迫2-2	(207-2-107-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1418	長迫2-3	(207-2-107-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1419	長迫2-4	(207-2-107-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1420	長迫2-5	(207-2-107-5)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1421	長迫2-6	(207-2-107-6)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1422	長迫2-7	(207-2-107-7)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1423	迫3-1	(207-2-156-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1424	迫3-2	(207-2-156-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1425	道目木-1	(207-2-157-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1426	道目木-2	(207-2-157-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1427	門口橋西-1	(207-2-158-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1428	門口橋西-2	(207-2-158-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1429	門口橋西-3	(207-2-158-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1430	村1-1	(207-2-167-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1431	村1-2	(207-2-167-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1432	村1-3	(207-2-167-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1433	村1-4	(207-2-167-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1434	道目木口-1	(207-3-038-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1435	道目木口-2	(207-3-038-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1436	道目木口-3	(207-3-038-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1437	亀川右岸	(207-3-040)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1438	海老宇土-1	(207-3-041-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1439	海老宇土-2	(207-3-041-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1440	海老宇土-3	(207-3-041-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第15号	平成28年1月8日	
1441	平野	(527-1-017)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第35号	平成28年1月12日	
1442	中原谷	(527-1-018)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第35号	平成28年1月12日	
1443	中原	(527-1-019)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第35号	平成28年1月12日	
1444	松尾-1	(527-2-010-1)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第35号	平成28年1月12日	
1445	第二藤の子谷	(527-2-011)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第35号	平成28年1月12日	
1446	荒平谷-4	(527-2-013-4)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第35号	平成28年1月12日	
1447	平野谷	(527-2-015)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第35号	平成28年1月12日	
1448	中原-2	(527-1-003-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第35号	平成28年1月12日	
1449	南平川	(527-1-011)	天草市	倉岳町棚底	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1450	柿戸川-1	(527-1-012-1)	天草市	倉岳町棚底倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1451	中浦川	(527-1-013)	天草市	倉岳町棚底倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1452	竿方川-1	(527-1-014-1)	天草市	倉岳町棚底倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1453	第一松尾谷	(527-1-015)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1454	第二松尾谷	(527-1-016)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1455	登尾谷	(527-2-012)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1456	荒平谷-1	(527-2-013-1)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1457	荒平谷-2	(527-2-013-2)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1458	荒平谷-3	(527-2-013-3)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1459	荒平谷-5	(527-2-013-5)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1460	平野川-1	(527-2-014-1)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1461	岩下川	(527-2-016)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1462	平野-1	(527-1-001-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1463	平野-2	(527-1-001-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1464	平野-3	(527-1-001-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1465	平野-4	(527-1-001-4)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1466	岩下	(527-1-002)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1467	中原-1	(527-1-003-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1468	中原-3	(527-1-003-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1469	中原-4	(527-1-003-4)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1470	中原-5	(527-1-003-5)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1471	中原-6	(527-1-003-6)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1472	中原-7	(527-1-003-7)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1473	登尾-1	(527-1-009-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1474	登尾-2	(527-1-009-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1475	登尾-3	(527-1-009-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1476	登尾-4	(527-1-009-4)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1477	登尾-5	(527-1-009-5)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1478	松尾-1	(527-1-010-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1479	松尾-2	(527-1-010-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1480	松尾-3	(527-1-010-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1481	引地-1	(527-1-011-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1482	引地-2	(527-1-011-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1483	中浦	(527-1-012)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1484	中浦2	(527-2-007)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1485	引地3-1	(527-2-009-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1486	引地3-2	(527-2-009-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1487	藤川2-1	(527-2-010-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1488	藤川2-2	(527-2-010-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1489	岩下2-1	(527-2-011-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1490	岩下2-2	(527-2-011-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1491	岩下2-3	(527-2-011-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1492	中原2	(527-2-012)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1493	名桐2	(527-2-013)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1494	赤仁田-1	(527-2-024-1)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1495	赤仁田-2	(527-2-024-2)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1496	赤仁田-3	(527-2-024-3)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1497	赤仁田-4	(527-2-024-4)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1498	赤仁田-5	(527-2-024-5)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1499	大野	(527-2-030)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1500	藤川	(527-2-031)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1501	家久栄	(527-2-032)	天草市	倉岳町浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第36号	平成28年1月12日	
1502	牛の首	(207-1-012)	天草市	本渡町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1503	大迫	(207-1-035)	天草市	杵宇土町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1504	久々山	(207-2-030)	天草市	杵宇土町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1505	平床1-1	(207-2-032-1)	天草市	杵宇土町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1506	西の久保2	(207-3-011)	天草市	本渡町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1507	西の久保3	(207-3-012)	天草市	本渡町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1508	西の久保4-1	(207-3-013-1)	天草市	本渡町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1509	西の久保4-2	(207-3-013-2)	天草市	本渡町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1510	西の久保5	(207-3-014)	天草市	本渡町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1511	西の久保6	(207-3-015)	天草市	本渡町	土石流	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1512	明徳寺上-4	(207-1-023-4)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1513	浄南2-2	(207-1-049-2)	天草市	浄南町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1514	上川原西-3	(207-3-005-3)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第176号	平成28年2月26日	
1515	馬場	(207-1-013)	天草市	本渡町北原町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1516	長野(長野1)-1	(207-1-034-1)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1517	長野(長野1)-2	(207-1-034-2)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1518	宇津木川	(207-1-036)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1519	大地1	(207-1-037)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1520	大地南-1	(207-1-040-1)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1521	大地南-2	(207-1-040-2)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1522	大地南-3	(207-1-040-3)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1523	長野(長野2)	(207-2-027)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1524	大迫(西)-1	(207-2-028-1)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1525	大迫(西)-2	(207-2-028-2)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1526	大地2	(207-2-029)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1527	平床1-2	(207-2-032-2)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1528	平床2	(207-2-033)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1529	宇津木1	(207-2-034)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1530	宇津木2-1	(207-2-035-1)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1531	宇津木2-2	(207-2-035-2)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1532	明徳寺上-1	(207-1-023-1)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1533	明徳寺上-2	(207-1-023-2)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1534	明徳寺上-3	(207-1-023-3)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1535	明徳寺上-5	(207-1-023-5)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1536	明徳寺上-6	(207-1-023-6)	天草市	本渡町本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1537	城下-1	(207-1-024-1)	天草市	城下町船之尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1538	城下-2	(207-1-024-2)	天草市	本渡町城下町船之尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1539	城下-3	(207-1-024-3)	天草市	船之尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1540	城下-4	(207-1-024-4)	天草市	城下町船之尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1541	城ノ平2-2	(207-1-025-2)	天草市	船之尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1542	城ノ平2-3	(207-1-025-3)	天草市	船之尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1543	南1-1	(207-1-046-1)	天草市	南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1544	南1-2	(207-1-046-2)	天草市	南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1545	南1-3	(207-1-046-3)	天草市	南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1546	浄南-1	(207-1-048-1)	天草市	浄南町南新町太田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1547	浄南2-1	(207-1-049-1)	天草市	浄南町太田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1548	長野-1	(207-1-054-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1549	長野-2	(207-1-054-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1550	長野-3	(207-1-054-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1551	長野-4	(207-1-054-4)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1552	長野-5	(207-1-054-5)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1553	長野西-1	(207-1-055-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1554	長野西-2	(207-1-055-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1555	長野西-3	(207-1-055-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1556	長野西-4	(207-1-055-4)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1557	長野西-5	(207-1-055-5)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1558	大地-1	(207-1-056-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1559	大地-2	(207-1-056-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1560	久々山平床-1	(207-1-057-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1561	久々山平床-2	(207-1-057-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1562	久々山平床-3	(207-1-057-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1563	久々山-1	(207-1-058-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1564	久々山-2	(207-1-058-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1565	久々山-3	(207-1-058-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1566	久々山-4	(207-1-058-4)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1567	久々山-5	(207-1-058-5)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1568	久々山-6	(207-1-058-6)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1569	久々山-7	(207-1-058-7)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1570	久々山-8	(207-1-058-8)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1571	久々山-9	(207-1-058-9)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
	(番号)		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1572	久々山-10	(207-1-058-10)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1573	久々山-11	(207-1-058-11)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1574	久々山-12	(207-1-058-12)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1575	久々山-13	(207-1-058-13)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1576	久々山-14	(207-1-058-14)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1577	久々山-15	(207-1-058-15)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1578	内目-1	(207-1-060-1)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1579	内目-2	(207-1-060-2)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1580	内目-3	(207-1-060-3)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1581	内目-4	(207-1-060-4)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1582	内目-5	(207-1-060-5)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1583	内目-6	(207-1-060-6)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1584	内目-7	(207-1-060-7)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1585	内目-8	(207-1-060-8)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1586	内目-9	(207-1-060-9)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1587	内目-10	(207-1-060-10)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1588	内目-11	(207-1-060-11)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1589	内目-12	(207-1-060-12)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1590	大門(亀島)-1	(207-1-061-1)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1591	大門(亀島)-2	(207-1-061-2)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1592	長野東-1	(207-2-085-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1593	長野東-2	(207-2-085-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1594	長野東-3	(207-2-085-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1595	長野東-4	(207-2-085-4)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1596	長野東-5	(207-2-085-5)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1597	宇土下-1	(207-2-126-1)	天草市	亀場町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1598	宇土下-2	(207-2-126-2)	天草市	亀場町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1599	宇土下-3	(207-2-126-3)	天草市	亀場町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1600	上川原西-1	(207-3-005-1)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1601	上川原西-2	(207-3-005-2)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1602	長野北-1	(207-3-037-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1603	長野北-2	(207-3-037-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1604	長野北-3	(207-3-037-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1605	大門中	(207-3-066)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第177号	平成28年2月26日	
1606	中岳2	(207-2-073)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第178号	平成28年2月26日	
1607	中岳1	(207-1-050)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1608	村(村)1	(207-2-065)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1609	市古木1	(207-2-066)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1610	市古木2	(207-2-067)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1611	市古木3	(207-2-068)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1612	市古木4	(207-2-069)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1613	平	(207-2-070)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1614	八窪1	(207-2-071)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1615	八窪2	(207-2-072)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1616	中岳3	(207-2-074)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1617	桜の実鶴公民館上-1	(207-1-073-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1618	桜の実鶴公民館上-2	(207-1-073-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1619	宮地岳橋北-1	(207-1-075-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1620	宮地岳橋北-2	(207-1-075-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1621	宮地岳橋北-3	(207-1-075-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1622	宮地岳橋北-4	(207-1-075-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1623	中岳1	(207-1-076)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1624	中岳3	(207-1-077)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1625	桜の実鶴下-1	(207-2-100-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1626	桜の実鶴下-2	(207-2-100-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1627	桜の実鶴下-3	(207-2-100-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1628	桜の実鶴下-4	(207-2-100-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1629	桜の実鶴下-5	(207-2-100-5)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1630	桜の実鶴下-6	(207-2-100-6)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1631	桜の実鶴下-7	(207-2-100-7)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1632	桜の実鶴下-8	(207-2-100-8)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1633	桜の実鶴奥-1	(207-2-101-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1634	桜の実鶴奥-2	(207-2-101-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1635	桜の実鶴奥-3	(207-2-101-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1636	平-1	(207-2-108-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1637	平-2	(207-2-108-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1638	平-3	(207-2-108-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1639	市古木	(207-2-109)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1640	市古木奥1-1	(207-2-110-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1641	市古木奥1-2	(207-2-110-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1642	市古木奥1-3	(207-2-110-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1643	市古木奥2-1	(207-2-111-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1644	市古木奥2-2	(207-2-111-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1645	市古木奥2-3	(207-2-111-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1646	市古木奥2-4	(207-2-111-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1647	市古木奥3-1	(207-2-112-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1648	市古木奥3-2	(207-2-112-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1649	市古木川南1	(207-2-113)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1650	市古木川南2	(207-2-114)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1651	市古木川南3-1	(207-2-115-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1652	市古木川南3-2	(207-2-115-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1653	市古木川南4-1	(207-2-116-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1654	市古木川南4-2	(207-2-116-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1655	中岳橋西	(207-2-117)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1656	中岳橋南-1	(207-2-118-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1657	中岳橋南-2	(207-2-118-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1658	中岳橋東	(207-2-119)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1659	金之入-1	(207-2-154-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1660	金之入-2	(207-2-154-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1661	金之入-3	(207-2-154-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1662	金之入-4	(207-2-154-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1663	豆木場2-1	(207-2-155-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1664	豆木場2-2	(207-2-155-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1665	豆木場2-3	(207-2-155-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1666	豆木場2-4	(207-2-155-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1667	樫の実鶴-1	(207-2-165-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1668	樫の実鶴-2	(207-2-165-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1669	樫の実鶴-3	(207-2-165-3)	天草市	宮地岳町宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1670	樫の実鶴-4	(207-2-165-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1671	村2-1	(207-2-168-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1672	村2-2	(207-2-168-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1673	村2-3	(207-2-168-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1674	村2-4	(207-2-168-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1675	村2-5	(207-2-168-5)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1676	中岳2	(207-2-169)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1677	樫の実鶴口	(207-3-042)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1678	市古木北	(207-3-045)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1679	市古木中1	(207-3-046)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1680	市古木中2	(207-3-047)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1681	市古木中3	(207-3-048)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1682	泊木場口-1	(207-3-049-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1683	泊木場口-2	(207-3-049-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1684	平上	(207-3-050)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1685	日隠	(207-3-051)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1686	豆木場3	(207-3-052)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第179号	平成28年2月26日	
1687	第一平谷	(523-2-018)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第180号	平成28年2月26日	
1688	第二平谷	(523-2-019)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第180号	平成28年2月26日	
1689	中平山谷-1	(523-2-022-1)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第180号	平成28年2月26日	
1690	中平山谷-2	(523-2-022-2)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第180号	平成28年2月26日	
1691	渡井の迫-1	(523-2-026-1)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第180号	平成28年2月26日	
1692	草積川-2	(523-2-029-2)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第180号	平成28年2月26日	
1693	宮本-5	(523-1-066-5)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第180号	平成28年2月26日	
1694	宮本-7	(523-1-066-7)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第180号	平成28年2月26日	
1695	長尾川	(523-1-026)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1696	山浦川	(523-1-027)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1697	宮本谷	(523-1-028)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1698	草摘川	(523-1-029)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1699	ヤマンド	(523-1-030)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1700	山浦川3	(523-2-020)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1701	平山川(平山川1)	(523-2-021)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1702	平山川右支川-1	(523-2-023-1)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1703	平山川右支川-2	(523-2-023-2)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1704	平山川(平山川2)	(523-2-024)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1705	平山川左支川	(523-2-025)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1706	渡井の迫-2	(523-2-026-2)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1707	樫の丸谷	(523-2-027)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1708	クグヤマ谷	(523-2-028)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1709	草積川-1	(523-2-029-1)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1710	高尾川	(523-2-030)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1711	観石川	(523-2-031)	天草市	有明町下津浦	土石流	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1712	晩田-1	(523-1-060-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1713	晩田-2	(523-1-060-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1714	晩田-3	(523-1-060-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1715	晩田-4	(523-1-060-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1716	八天宮下-1	(523-1-065-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1717	八天宮下-2	(523-1-065-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1718	八天宮下-3	(523-1-065-3)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1719	八天宮下-4	(523-1-065-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1720	宮本-1	(523-1-066-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1721	宮本-2	(523-1-066-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1722	宮本-3	(523-1-066-3)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1723	宮本-4	(523-1-066-4)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1724	宮本-6	(523-1-066-6)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1725	宮本-8	(523-1-066-8)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1726	野田	(523-1-067)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1727	山川	(523-2-094)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1728	八天宮横-1	(523-2-095-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1729	八天宮横-2	(523-2-095-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1730	下津浦	(523-2-096)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1731	山浦1(山浦5)	(523-2-097)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1732	山浦2(山浦6)	(523-2-098)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1733	山浦3(山浦7)	(523-2-099)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1734	栗嶋宮上	(523-2-100)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1735	山浦4(山浦8)	(523-2-101)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1736	山浦5(山浦9)-1	(523-2-102-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1737	山浦5(山浦9)-2	(523-2-102-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1738	山浦6(山浦10)	(523-2-103)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1739	平山1-1	(523-2-104-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1740	平山1-2	(523-2-104-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1741	平山2-1	(523-2-105-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1742	平山2-2	(523-2-105-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1743	萩ノ平1(萩ノ平1)-1	(523-2-106-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1744	萩ノ平1(萩ノ平1)-2	(523-2-106-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1745	萩ノ平1(萩ノ平1)-3	(523-2-106-3)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1746	萩ノ平2(萩ノ平2)-1	(523-2-107-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1747	萩ノ平2(萩ノ平2)-2	(523-2-107-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1748	萩ノ平3(萩ノ平3)	(523-2-108)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1749	萩ノ平4(萩ノ平4)	(523-2-109)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1750	萩ノ平5(萩ノ平5)	(523-2-110)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1751	宮本1-1	(523-2-111-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1752	宮本1-2	(523-2-111-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1753	宮本2-1	(523-2-146-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1754	宮本2-2	(523-2-146-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1755	山浦4(山浦11)-1	(523-2-147-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1756	山浦4(山浦11)-2	(523-2-147-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1757	山浦4(山浦11)-3	(523-2-147-3)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1758	砥石川-1	(523-2-151-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1759	砥石川-2	(523-2-151-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1760	砥石川-3	(523-2-151-3)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1761	砥石川-4	(523-2-151-4)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1762	平山-1	(523-2-152-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1763	平山-2	(523-2-152-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1764	平山-3	(523-2-152-3)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1765	平山-4	(523-2-152-4)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1766	横峯-1	(523-2-153-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1767	横峯-2	(523-2-153-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1768	横峯-3	(523-2-153-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第181号	平成28年2月26日	
1769	出の串1-1	(209-1-048-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1770	出の串1-2	(209-1-048-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1771	小崎-1	(209-1-049-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1772	小崎-2	(209-1-049-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1773	亀崎1-1	(209-1-050-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1774	亀崎1-2	(209-1-050-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1775	亀崎1-3	(209-1-050-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1776	髷掃除(A)-1	(209-1-051-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1777	髷掃除(A)-2	(209-1-051-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1778	髷掃除(A)-3	(209-1-051-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1779	髷掃除(A)-4	(209-1-051-4)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1780	髷掃除(A)-5	(209-1-051-5)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1781	髷掃除(B)-1	(209-1-052-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1782	髷掃除(B)-2	(209-1-052-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1783	正平-1	(209-1-053-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1784	正平-2	(209-1-053-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1785	正平-3	(209-1-053-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1786	下ノ倉	(209-1-054)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1787	砂月-1	(209-1-055-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1788	砂月-2	(209-1-055-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1789	砂月-3	(209-1-055-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1790	砂月-4	(209-1-055-4)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1791	砂月-5	(209-1-055-5)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1792	米洲(A)-1	(209-1-056-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1793	米洲(A)-2	(209-1-056-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1794	米洲(A)-3	(209-1-056-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1795	小森-1	(209-1-057-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1796	小森-2	(209-1-057-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1797	小森-3	(209-1-057-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1798	小森-4	(209-1-057-4)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1799	米洲1	(209-1-058)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1800	春這-1	(209-1-059-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1801	春這-2	(209-1-059-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1802	春這-3	(209-1-059-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1803	春這-4	(209-1-059-4)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1804	春這-5	(209-1-059-5)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1805	春這1-1	(209-2-106-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1806	春這1-2	(209-2-106-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1807	米洲2-1	(209-2-107-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1808	米洲2-2	(209-2-107-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1809	米洲3-1	(209-2-108-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1810	米洲3-2	(209-2-108-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1811	米洲4	(209-2-109)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1812	砂月湾-1	(209-2-110-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1813	砂月湾-2	(209-2-110-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1814	枇杷首入口-1	(209-2-111-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1815	枇杷首入口-2	(209-2-111-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1816	出の串4-1	(209-2-112-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1817	出の串4-2	(209-2-112-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1818	深海漁港2(出の串2)	(209-2-113)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1819	深海漁港3(出の串3)-1 (209-2-114-1)		天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1820	深海漁港3(出の串3)-2 (209-2-114-2)		天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1821	亀崎3-1	(209-2-115-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1822	亀崎3-2	(209-2-115-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	
1823	髷掃除2	(209-2-116)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
					警戒	特別警戒			
1824	上ノ倉1	(209-2-117)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1825	上ノ倉3-1	(209-2-118-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1826	上ノ倉3-2	(209-2-118-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1827	上ノ倉4-1	(209-2-119-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1828	上ノ倉4-2	(209-2-119-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1829	亀崎-1	(209-2-124-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1830	亀崎-2	(209-2-124-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1831	亀崎-3	(209-2-124-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1832	米淵(B)-1	(209-2-125-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1833	米淵(B)-2	(209-2-125-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1834	深海漁港1(出の串5)	(209-2-005(人))	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第182号	平成28年2月26日
1835	須良道-2	(530-2-009)	天草市	五和町城河原	土石流	○	○	熊本県告示第183号	平成28年2月26日
1836	荒河内(B)-1	(530-1-050-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成28年2月26日
1837	塚原-2	(530-2-072-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成28年2月26日
1838	田代(田代2)-1	(530-2-144-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第183号	平成28年2月26日
1839	若蕨	(530-1-004)	天草市	五和町城河原	土石流	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1840	田代-2	(530-1-005)	天草市	五和町城河原	土石流	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1841	荒河内	(530-1-006)	天草市	五和町城河原	土石流	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1842	田代	(530-2-008)	天草市	五和町城河原	土石流	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1843	須良道-1	(530-2-010)	天草市	五和町城河原	土石流	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1844	釜ヶ原-1	(530-1-045-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1845	釜ヶ原-2	(530-1-045-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1846	釜ヶ原-3	(530-1-045-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1847	釜ヶ原-4	(530-1-045-4)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1848	釜ヶ原-5	(530-1-045-5)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1849	浦仁田-1	(530-1-046-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1850	浦仁田-2	(530-1-046-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1851	浦仁田-3	(530-1-046-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1852	南風ノ元BB-1	(530-1-047-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1853	南風ノ元BB-2	(530-1-047-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1854	田代(田代1)	(530-1-048)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1855	荒河内-1	(530-1-049-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1856	荒河内-2	(530-1-049-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1857	荒河内-3	(530-1-049-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1858	荒河内(B)-2	(530-1-050-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1859	荒河内(A)-1	(530-1-051-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1860	荒河内(A)-2	(530-1-051-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1861	青ノ迫池下	(530-2-069)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1862	城河原南1	(530-2-070)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1863	城河原南2-1	(530-2-071-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1864	城河原南2-2	(530-2-071-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1865	塚原-1	(530-2-072-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1866	塚原-3	(530-2-072-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1867	荒河内下	(530-2-073)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1868	田代口	(530-2-074)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1869	城木場西1-2	(530-2-075-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1870	城木場西1-3	(530-2-075-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1871	城木場西1-4	(530-2-075-4)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1872	市ノ平1-1	(530-2-076-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1873	市ノ平1-2	(530-2-076-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1874	市ノ平2-1	(530-2-077-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1875	市ノ平2-2	(530-2-077-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1876	市ノ平2-3	(530-2-077-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1877	田代中	(530-2-078)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1878	田代下1-1	(530-2-079-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1879	田代下1-2	(530-2-079-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1880	田代下2	(530-2-080)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1881	上中野	(530-2-081)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1882	下り尾池上-1	(530-2-082-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1883	下り尾池上-2	(530-2-082-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1884	荒河内西-1	(530-2-088-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1885	荒河内西-2	(530-2-088-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1886	荒河内西-3	(530-2-088-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1887	須良道口-1	(530-2-089-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1888	須良道口-2	(530-2-089-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1889	須良道上	(530-2-090)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1890	須良道1	(530-2-091)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1891	須良道2-1	(530-2-092-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1892	須良道2-2	(530-2-092-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1893	平の下(平の下1)	(530-2-141)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1894	平の下(平の下2)-1	(530-2-142-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1895	平の下(平の下2)-2	(530-2-142-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1896	南風ノ元A	(530-2-143)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1897	田代(田代2)-2	(530-2-144-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第184号	平成28年2月26日
1898	小平川	(530-2-003)	天草市	五和町鬼池	土石流	○	○	熊本県告示第265号	平成28年3月11日
1899	友辻-1	(530-1-004-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第265号	平成28年3月11日
1900	大島	(530-1-001)	天草市	五和町御領	土石流	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日
1901	古里川	(530-1-002)	天草市	五和町鬼池五和町御領	土石流	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日
1902	北山浦	(530-2-001)	天草市	五和町御領	土石流	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日
1903	大島-2	(530-2-002)	天草市	五和町御領	土石流	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日
1904	沖の丸-1	(530-1-001-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日
1905	沖の丸-2	(530-1-001-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日
1906	沖の丸-3	(530-1-001-3)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日
1907	引坂上-1	(530-1-002-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名		市町村	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考	
	(番号)	市町村名	町・大字		警戒	特別警戒				
1908	引坂上ー2	(530-1-002-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1909	松原ー1	(530-1-003-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1910	松原ー2	(530-1-003-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1911	松原ー3	(530-1-003-3)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1912	松原ー4	(530-1-003-4)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1913	松原ー5	(530-1-003-5)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1914	松原ー6	(530-1-003-6)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1915	松原ー7	(530-1-003-7)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1916	松原ー8	(530-1-003-8)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1917	友辻ー2	(530-1-004-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1918	友辻ー3	(530-1-004-3)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1919	友辻ー4	(530-1-004-4)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1920	友辻ー5	(530-1-004-5)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1921	友辻ー6	(530-1-004-6)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1922	友辻ー7	(530-1-004-7)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1923	友辻ー8	(530-1-004-8)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1924	野田ー1	(530-1-005-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1925	野田ー2	(530-1-005-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1926	野田ー3	(530-1-005-3)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1927	城ー1	(530-1-006-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1928	城ー2	(530-1-006-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1929	城ー3	(530-1-006-3)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1930	宮津	(530-1-007)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1931	後浜	(530-1-008)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1932	田中ー1	(530-1-009-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1933	田中ー2	(530-1-009-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1934	鬼池中	(530-1-010)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1935	天満宮南ー1	(530-1-011-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1936	天満宮南ー2	(530-1-011-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1937	立石ー1	(530-1-012-1)	天草市	五和町鬼池五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1938	立石ー2	(530-1-012-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1939	古里	(530-1-013)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1940	大島ー1	(530-1-014-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1941	大島ー2	(530-1-014-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1942	大島ー3	(530-1-014-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1943	大島ー4	(530-1-014-4)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1944	大島ー5	(530-1-014-5)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1945	大島ー6	(530-1-014-6)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1946	若宮ー1	(530-1-015-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1947	若宮ー2	(530-1-015-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1948	若宮ー3	(530-1-015-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1949	若宮ー4	(530-1-015-4)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1950	若宮ー5	(530-1-015-5)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1951	若宮ー6	(530-1-015-6)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1952	新開(新開1)ー1	(530-1-016-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1953	新開(新開1)ー2	(530-1-016-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1954	大塘ー1	(530-1-017-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1955	大塘ー2	(530-1-017-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1956	長崎鼻	(530-1-018)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1957	登ー5	(530-1-019-5)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1958	登ー6	(530-1-019-6)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1959	登ー7	(530-1-019-7)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1960	御領東2ー1	(530-2-001-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1961	御領東2ー2	(530-2-001-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1962	御領東2ー3	(530-2-001-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1963	下御領	(530-2-002)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1964	古里東	(530-2-003)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1965	大島下ー1	(530-2-004-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1966	大島下ー2	(530-2-004-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1967	鬼池南1	(530-2-005)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1968	鬼池南2ー1	(530-2-006-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1969	鬼池南2ー2	(530-2-006-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1970	鬼池南3	(530-2-007)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1971	城下1ー1	(530-2-008-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1972	城下1ー2	(530-2-008-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1973	城下2ー1	(530-2-009-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1974	城下2ー2	(530-2-009-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1975	城下2ー3	(530-2-009-3)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1976	友辻南ー1	(530-2-010-1)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1977	友辻南ー2	(530-2-010-2)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1978	友辻南ー3	(530-2-010-3)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1979	友辻中	(530-2-011)	天草市	五和町鬼池	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1980	御領西	(530-2-012)	天草市	五和町鬼池五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1981	釘原口ー3	(530-2-013-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1982	釘原口ー4	(530-2-013-4)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1983	北山浦2ー1	(530-2-018-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1984	北山浦2ー2	(530-2-018-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1985	北山浦2ー3	(530-2-018-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1986	新開(新開2)	(530-2-137)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第266号	平成28年3月11日	
1987	下内野(下内野1)	(530-2-005)	天草市	五和町手野	土石流	○		熊本県告示第267号	平成28年3月11日	
1988	中ノ井手	(530-1-007)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1989	木場	(530-2-006)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1990	小峰	(530-2-007)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1991	小峰(南)	(530-2-014)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
	(番号)	市町村名	町・大字	警戒		特別警戒				
1992	小峰(北)	(530-2-015)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1993	丸木場-1	(530-1-037-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1994	丸木場-2	(530-1-037-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1995	丸木場-3	(530-1-037-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1996	丸木場-4	(530-1-037-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1997	小峰(小峰1)	(530-1-038)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1998	西瓜木場-1	(530-1-039-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
1999	西瓜木場-2	(530-1-039-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2000	西瓜木場-3	(530-1-039-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2001	西瓜木場-4	(530-1-039-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2002	西瓜木場-5	(530-1-039-5)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2003	丹蔵(丹蔵1)-1	(530-1-062-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2004	丹蔵(丹蔵1)-2	(530-1-062-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2005	丹蔵(丹蔵1)-3	(530-1-062-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2006	丹蔵(丹蔵1)-4	(530-1-062-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2007	丹蔵(丹蔵1)-5	(530-1-062-5)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2008	北山浦3	(530-2-019)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2009	北山浦4-1	(530-2-020-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2010	北山浦4-2	(530-2-020-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2011	北山浦4-3	(530-2-020-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2012	北山浦4-4	(530-2-020-4)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2013	北山浦4-5	(530-2-020-5)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2014	北山浦4-6	(530-2-020-6)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2015	北山浦口-1	(530-2-021-1)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2016	北山浦口-2	(530-2-021-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2017	北山浦口-3	(530-2-021-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2018	内野川西1	(530-2-111)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2019	内野川西(内野川西2)-1 (530-2-112-1)		天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2020	内野川西(内野川西2)-2 (530-2-112-2)		天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2021	内野川西(内野川西2)-3 (530-2-112-3)		天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2022	下小峰1-1	(530-2-116-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2023	下小峰1-2	(530-2-116-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2024	下小峰1-3	(530-2-116-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2025	下小峰1-4	(530-2-116-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2026	下小峰1-5	(530-2-116-5)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2027	下小峰2-1	(530-2-117-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2028	下小峰2-2	(530-2-117-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2029	下小峰2-3	(530-2-117-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2030	小峰中-1	(530-2-118-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2031	小峰中-2	(530-2-118-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2032	下丸木場-1	(530-2-119-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2033	下丸木場-2	(530-2-119-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2034	山浦西	(530-2-121)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2035	山浦南-1	(530-2-122-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2036	山浦南-2	(530-2-122-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2037	山浦南-3	(530-2-122-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2038	山浦南-4	(530-2-122-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2039	山浦南-5	(530-2-122-5)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2040	山浦中	(530-2-123)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2041	大久保-1	(530-2-124-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2042	大久保-2	(530-2-124-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2043	下大久保1-1	(530-2-125-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2044	下大久保1-2	(530-2-125-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2045	下大久保1-3	(530-2-125-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2046	下大久保2	(530-2-126)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2047	下大久保3-1	(530-2-127-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2048	下大久保3-2	(530-2-127-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2049	大久保東-1	(530-2-128-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2050	大久保東-2	(530-2-128-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2051	小峰(小峰2)	(530-2-138)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2052	丹蔵(丹蔵2)-1	(530-2-149-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2053	丹蔵(丹蔵2)-2	(530-2-149-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2054	山浦-1	(530-2-150-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2055	山浦-2	(530-2-150-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2056	内野川西(内野川西3)	(530-2-152)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第268号	平成28年3月11日	
2057	打越北-2	(530-2-051-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第269号	平成28年3月11日	
2058	西平河内-3	(530-2-062-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第269号	平成28年3月11日	
2059	中の井出(中の井手)-1 (530-1-040-1)		天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2060	中の井出(中の井手)-2 (530-1-040-2)		天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2061	中の井出(中の井手)-3 (530-1-040-3)		天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2062	志田原-1	(530-1-041-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2063	志田原-2	(530-1-041-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2064	志田原-3	(530-1-041-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2065	志田原-4	(530-1-041-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2066	佃	(530-1-042)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2067	打越1	(530-1-043)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2068	上野原-1	(530-1-044-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2069	上野原-2	(530-1-044-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2070	上野原-3	(530-1-044-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2071	上野原-4	(530-1-044-4)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2072	貝津西1-2	(530-2-033-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2073	貝津西1-3	(530-2-033-3)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2074	貝津西1-4	(530-2-033-4)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2075	貝津西1-5	(530-2-033-5)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名		市町村	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考	
	(番号)	市町村名	町・大字		警戒	特別警戒				
2076	貝津西1－6	(530-2-033-6)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2077	南山浦口2－2	(530-2-041-2)	天草市	五和町御領	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2078	打越2－1	(530-2-046-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2079	打越2－2	(530-2-046-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2080	打越3－1	(530-2-047-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2081	打越3－2	(530-2-047-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2082	上野原東1－1	(530-2-048-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2083	上野原東1－2	(530-2-048-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2084	上野原東2－1	(530-2-049-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2085	上野原東2－2	(530-2-049-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2086	上野原東2－3	(530-2-049-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2087	上野原東3－1	(530-2-050-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2088	上野原東3－2	(530-2-050-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2089	打越北－1	(530-2-051-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2090	下打越－1	(530-2-052-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2091	下打越－2	(530-2-052-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2092	下打越－3	(530-2-052-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2093	下打越－4	(530-2-052-4)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2094	下打越－5	(530-2-052-5)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2095	井手1－1	(530-2-053-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2096	井手1－2	(530-2-053-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2097	井手2	(530-2-054)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2098	井手3－1	(530-2-055-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2099	井手3－2	(530-2-055-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2100	井手3－3	(530-2-055-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2101	平河内1	(530-2-056)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2102	平河内2	(530-2-057)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2103	平河内3	(530-2-058)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2104	中平河内1	(530-2-059)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2105	中平河内2－1	(530-2-060-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2106	中平河内2－2	(530-2-060-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2107	中平河内2－3	(530-2-060-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2108	中平河内2－4	(530-2-060-4)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2109	中平河内2－5	(530-2-060-5)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2110	中平河内2－6	(530-2-060-6)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2111	中平河内2－7	(530-2-060-7)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2112	中平河内2－8	(530-2-060-8)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2113	平河内4－1	(530-2-061-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2114	平河内4－2	(530-2-061-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2115	西平河内－1	(530-2-062-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2116	西平河内－2	(530-2-062-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2117	城河原北(城河原北1)	(530-2-063)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2118	城河原－1	(530-2-064-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2119	城河原－2	(530-2-064-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2120	日の出上－1	(530-2-065-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2121	日の出上－2	(530-2-065-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2122	内野橋口	(530-2-066)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2123	小花谷上－1	(530-2-067-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2124	小花谷上－2	(530-2-067-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2125	中ノ野1	(530-2-083)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2126	中ノ野2	(530-2-084)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2127	城河原東	(530-2-085)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2128	志田の原－1	(530-2-115-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2129	志田の原－2	(530-2-115-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2130	三治－1	(530-2-139-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2131	三治－2	(530-2-139-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2132	開き－1	(530-2-140-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2133	開き－2	(530-2-140-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2134	開き－3	(530-2-140-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2135	開き－4	(530-2-140-4)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2136	開き－5	(530-2-140-5)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第270号	平成28年3月11日	
2137	山崎2－1	(527-1-013-1)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2138	山崎2－2	(527-1-013-2)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2139	葉山(A)－1	(527-1-014-1)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2140	葉山(A)－2	(527-1-014-2)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2141	葉山(A)－3	(527-1-014-3)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2142	曙東	(527-1-015)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2143	曙	(527-1-016)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2144	才津原－1	(527-1-017-1)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2145	才津原－2	(527-1-017-2)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2146	才津原－3	(527-1-017-3)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2147	小辻湯	(527-1-018)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2148	大宮田	(527-1-019)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2149	西ノ原(B)	(527-1-020)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2150	池田－1	(527-1-021-1)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2151	池田－2	(527-1-021-2)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2152	西ノ原2	(527-2-001)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2153	西ノ原3	(527-2-002)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2154	小崎3	(527-2-003)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2155	小崎2	(527-2-004)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2156	山崎3	(527-2-005)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2157	宮崎	(527-2-006)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2158	葉山(B)	(527-2-033)	天草市	倉岳町棚底	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2159	西ノ原(A)	(527-2-034)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
2160	梅ノ木－1	(527-2-036-1)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2161	梅ノ木－2	(527-2-036-2)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2162	梅ノ木－3	(527-2-036-3)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2163	梅ノ木－4	(527-2-036-4)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2164	梅ノ木－5	(527-2-036-5)	天草市	倉岳町宮田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2165	阿保－3	(528-1-001-3)	天草市	倉岳町宮田栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2166	下平－6	(528-1-004-6)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2167	下平－7	(528-1-004-7)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2168	下平－8	(528-1-004-8)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2169	下平－9	(528-1-004-9)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2170	はじヶ平－3	(528-1-008-3)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2171	中村1－4	(528-2-017-4)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2172	中(A)－3	(528-2-032-3)	天草市	栖本町古江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第347号	平成28年3月25日	
2173	第三向村谷	(523-1-020)	天草市	有明町上津浦	土石流	○		熊本県告示第348号	平成28年3月25日	
2174	権六谷1	(523-1-025)	天草市	有明町上津浦	土石流	○		熊本県告示第348号	平成28年3月25日	
2175	権六谷2	(523-1-031)	天草市	有明町上津浦	土石流	○		熊本県告示第348号	平成28年3月25日	
2176	向村川	(523-2-014)	天草市	有明町上津浦	土石流	○		熊本県告示第348号	平成28年3月25日	
2177	中越川	(523-2-016)	天草市	有明町上津浦	土石流	○		熊本県告示第348号	平成28年3月25日	
2178	第二向村谷	(523-1-019)	天草市	有明町上津浦	土石流	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2179	第四向村谷	(523-1-021)	天草市	有明町上津浦	土石流	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2180	江河内川	(523-1-022)	天草市	有明町上津浦	土石流	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2181	上津浦川	(523-1-023)	天草市	有明町上津浦	土石流	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2182	山山川	(523-1-024)	天草市	有明町上津浦	土石流	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2183	第一向村谷	(523-2-015)	天草市	有明町上津浦	土石流	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2184	下津浦	(523-2-017)	天草市	有明町上津浦	土石流	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2185	清水迫	(523-2-032)	天草市	有明町上津浦	土石流	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2186	向村(向村1)－1	(523-1-022-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2187	向村(向村1)－2	(523-1-022-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2188	向村(向村1)－3	(523-1-022-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2189	向村(向村1)－4	(523-1-022-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2190	向村(向村1)－5	(523-1-022-5)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2191	丸山－1	(523-1-056-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2192	丸山－2	(523-1-056-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2193	正覚寺－1	(523-1-057-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2194	正覚寺－2	(523-1-057-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2195	正覚寺－3	(523-1-057-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2196	内山－1	(523-1-058-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2197	内山－2	(523-1-058-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2198	本村(本村1)－1	(523-1-059-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2199	本村(本村1)－2	(523-1-059-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2200	本村(本村1)－3	(523-1-059-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2201	本村(本村1)－4	(523-1-059-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2202	本村(本村1)－5	(523-1-059-5)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2203	本村(本村1)－6	(523-1-059-6)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2204	本村(本村1)－7	(523-1-059-7)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2205	本村(本村1)－8	(523-1-059-8)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2206	本村(本村1)－9	(523-1-059-9)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2207	谷合	(523-1-061)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2208	有明西中学校上－1	(523-1-062-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2209	有明西中学校上－2	(523-1-062-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2210	権六－1	(523-1-063-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2211	権六－2	(523-1-063-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2212	権六－3	(523-1-063-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2213	権六－4	(523-1-063-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2214	権六－5	(523-1-063-5)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2215	権六－6	(523-1-063-6)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2216	権六－7	(523-1-063-7)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2217	権六－8	(523-1-063-8)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2218	砂尾－1	(523-1-064-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2219	砂尾－2	(523-1-064-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2220	砂尾－3	(523-1-064-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2221	払田－1	(523-1-068-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2222	払田－2	(523-1-068-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2223	払田－3	(523-1-068-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2224	払田－4	(523-1-068-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2225	払田－5	(523-1-068-5)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2226	払田－6	(523-1-068-6)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2227	払田－7	(523-1-068-7)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2228	鯨道(1)	(523-1-069)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2229	内山川－1	(523-2-086-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2230	内山川－2	(523-2-086-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2231	本村(本村2)－1	(523-2-087-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2232	本村(本村2)－2	(523-2-087-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2233	向村(向村2)－1	(523-2-088-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2234	向村(向村2)－2	(523-2-088-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2235	沢迫池－1	(523-2-089-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2236	沢迫池－2	(523-2-089-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2237	沢迫池－3	(523-2-089-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2238	沢迫池－4	(523-2-089-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2239	沢迫池－5	(523-2-089-5)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2240	上津浦港－1	(523-2-090-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2241	上津浦港－2	(523-2-090-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2242	上津浦港－3	(523-2-090-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2243	上津浦港－4	(523-2-090-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
2244	谷合2	(523-2-091)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2245	谷合3-1	(523-2-092-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2246	谷合3-2	(523-2-092-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2247	谷合3-3	(523-2-092-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2248	谷合3-4	(523-2-092-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2249	谷合3-5	(523-2-092-5)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2250	谷合4-1	(523-2-093-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2251	谷合4-2	(523-2-093-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2252	谷合4-3	(523-2-093-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2253	下津浦港-1	(523-2-112-1)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2254	下津浦港-2	(523-2-112-2)	天草市	有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2255	鯨道-1	(523-2-113-1)	天草市	有明町小島子有明町下津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2256	鯨道-2	(523-2-113-2)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2257	鯨道-3	(523-2-113-3)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2258	福井田1-1	(523-2-114-1)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2259	福井田1-2	(523-2-114-2)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2260	福井田1-3	(523-2-114-3)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2261	福井田1-4	(523-2-114-4)	天草市	有明町小島子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第349号	平成28年3月25日	
2262	方原上	(207-1-046)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成28年3月25日	
2263	方原下3	(207-2-047)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成28年3月25日	
2264	方原2-1	(207-2-049-1)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成28年3月25日	
2265	豆木場1	(207-2-052)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成28年3月25日	
2266	豆木場4	(207-2-055)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成28年3月25日	
2267	大野	(207-1-039)	天草市	杵宇土町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2268	方原(東)	(207-1-047)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2269	方原下1-1	(207-2-045-1)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2270	方原下1-2	(207-2-045-2)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2271	方原下1-3	(207-2-045-3)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2272	方原下1-4	(207-2-045-4)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2273	方原下2	(207-2-046)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2274	方原1	(207-2-048)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2275	方原2-2	(207-2-049-2)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2276	方原(西)	(207-2-050)	天草市	楠浦町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2277	豆木場2	(207-2-053)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2278	豆木場3	(207-2-054)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2279	豆木場5	(207-2-056)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2280	豆木場6	(207-2-057)	天草市	宮地岳町	土石流	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2281	今村-1	(207-1-062-3)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2282	屋形2	(207-1-074)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2283	桜の木	(207-2-120)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2284	豆木場-1	(207-2-121-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2285	豆木場-2	(207-2-121-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2286	豆木場-3	(207-2-121-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2287	豆木場-4	(207-2-121-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2288	豆木場-5	(207-2-121-5)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2289	豆木場-6	(207-2-121-6)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2290	見付河内-1	(207-2-122-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2291	見付河内-2	(207-2-122-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2292	見付河内-3	(207-2-122-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2293	豆木場橋東-1	(207-2-123-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2294	豆木場橋東-2	(207-2-123-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2295	豆木場橋東-3	(207-2-123-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2296	豆木場橋東-4	(207-2-123-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2297	屋形下1-1	(207-2-124-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2298	屋形下1-2	(207-2-124-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2299	屋形下2	(207-2-125)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2300	方原下-1	(207-2-140-1)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2301	方原下-2	(207-2-140-2)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2302	方原下-3	(207-2-140-3)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2303	方原下-4	(207-2-140-4)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2304	方原下-5	(207-2-140-5)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2305	方原下-6	(207-2-140-6)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2306	方原下-7	(207-2-140-7)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2307	方原-1	(207-2-141-1)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2308	方原-2	(207-2-141-2)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2309	方原-3	(207-2-141-3)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2310	方原-4	(207-2-141-4)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2311	方原-5	(207-2-141-5)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2312	方原-6	(207-2-141-6)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2313	屋形1-1	(207-2-166-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2314	屋形1-2	(207-2-166-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2315	屋形1-3	(207-2-166-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2316	屋形1-4	(207-2-166-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2317	屋形西-1	(207-3-043-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2318	屋形西-2	(207-3-043-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2319	村口-1	(207-3-044-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2320	村口-2	(207-3-044-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2321	村口-3	(207-3-044-3)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2322	村口-4	(207-3-044-4)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2323	屋形南1-1	(207-3-053-1)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2324	屋形南1-2	(207-3-053-2)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2325	屋形南2	(207-3-054)	天草市	宮地岳町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2326	上方原1-1	(207-3-055-1)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2327	上方原1-2	(207-3-055-2)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
2328	上方原2-1	(207-3-056-1)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2329	上方原2-2	(207-3-056-2)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2330	上方原2-3	(207-3-056-3)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2331	上方原2-4	(207-3-056-4)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2332	上方原2-5	(207-3-056-5)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2333	上方原口-1	(207-3-057-1)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2334	上方原口-2	(207-3-057-2)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2335	上方原口-3	(207-3-057-3)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2336	上方原口-4	(207-3-057-4)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2337	上方原口-5	(207-3-057-5)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2338	上方原口-6	(207-3-057-6)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2339	上方原口-7	(207-3-057-7)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2340	方原東1-1	(207-3-058-1)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2341	方原東1-2	(207-3-058-2)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2342	方原東1-3	(207-3-058-3)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2343	方原東2	(207-3-059)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2344	方原東3-1	(207-3-060-1)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2345	方原東3-2	(207-3-060-2)	天草市	楠浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第351号	平成28年3月25日	
2346	志岐道(南)	(530-2-011)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2347	大波	(530-2-012)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2348	志岐道(北)	(530-2-013)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2349	大野-1	(530-1-052-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2350	大野-2	(530-1-052-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2351	大野-3	(530-1-052-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2352	大野-4	(530-1-052-4)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2353	野口	(530-1-053)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2354	野口(C)-1	(530-1-054-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2355	野口(C)-2	(530-1-054-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2356	野口(C)-3	(530-1-054-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2357	野口(C)-4	(530-1-054-4)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2358	野口(B)-1	(530-1-055-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2359	野口(B)-2	(530-1-055-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2360	野口(A)-1	(530-1-056-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2361	野口(A)-2	(530-1-056-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2362	岩下(岩下1)-1	(530-1-057-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2363	岩下(岩下1)-2	(530-1-057-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2364	里-1	(530-1-058-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2365	里-2	(530-1-058-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2366	里-3	(530-1-058-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2367	里-4	(530-1-058-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2368	里-5	(530-1-058-5)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2369	里-6	(530-1-058-6)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2370	里-7	(530-1-058-7)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2371	大渡-1	(530-1-059-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2372	大渡-2	(530-1-059-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2373	大渡-3	(530-1-059-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2374	大渡-4	(530-1-059-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2375	後平-1	(530-1-061-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2376	後平-2	(530-1-061-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2377	後平-3	(530-1-061-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2378	後平-4	(530-1-061-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2379	城河原北(城河原北2)	(530-2-086)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2380	中山-1	(530-2-087-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2381	中山-2	(530-2-087-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2382	上野口南-1	(530-2-093-1)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2383	上野口南-2	(530-2-093-2)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2384	上野口南-3	(530-2-093-3)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2385	野口中	(530-2-094)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2386	平久保-1	(530-2-095-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2387	平久保-2	(530-2-095-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2388	井手南1-1	(530-2-096-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2389	井手南1-2	(530-2-096-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2390	井手南2	(530-2-097)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2391	志岐道上3-1	(530-2-098-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2392	志岐道上3-2	(530-2-098-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2393	志岐道上3-3	(530-2-098-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2394	上大渡1-1	(530-2-099-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2395	上大渡1-2	(530-2-099-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2396	上大渡1-3	(530-2-099-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2397	上大渡2	(530-2-100)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2398	志岐道上1	(530-2-101)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2399	志岐道上2-1	(530-2-102-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2400	志岐道上2-2	(530-2-102-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2401	西瓜木場下1	(530-2-103)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2402	西瓜木場下2	(530-2-104)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2403	西瓜木場上	(530-2-105)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2404	志岐道西-1	(530-2-106-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2405	志岐道西-2	(530-2-106-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2406	志岐道中-1	(530-2-107-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2407	志岐道中-2	(530-2-107-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2408	志岐道中-3	(530-2-107-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2409	志岐道中-4	(530-2-107-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2410	志岐道中-5	(530-1-107-5)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2411	志岐道東1-1	(530-2-108-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
2412	志岐道東1-2	(530-2-108-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2413	志岐道東2-1	(530-2-109-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2414	志岐道東2-2	(530-2-109-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2415	志岐道川下	(530-2-110)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2416	中山南	(530-2-145)	天草市	五和町城河原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2417	岩下(岩下2)	(530-2-146)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2418	上迫平	(530-2-147)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2419	志岐道-1	(530-2-148-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2420	志岐道-2	(530-2-148-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成28年3月25日	
2421	浜平	(531-2-024)	苓北町天草市	都呂々天草町下田北	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成28年3月25日	苓北町と重複
2422	寺田(寺田1)-3	(530-1-035-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第380号	平成28年3月25日	
2423	橋柿-11	(530-1-063-11)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第380号	平成28年3月25日	
2424	西三-1	(530-1-067-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第380号	平成28年3月25日	
2425	田向中-3	(530-2-130-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第380号	平成28年3月25日	
2426	中須	(530-1-003)	天草市	五和町二江	土石流	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2427	弥太郎川	(530-1-008)	天草市	五和町二江	土石流	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2428	須ノ脇	(530-2-004)	天草市	五和町二江	土石流	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2429	橋柿	(530-2-016)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2430	橋柿-2	(530-2-017)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2431	柳原	(530-2-018)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2432	九両	(530-2-019)	天草市	五和町手野	土石流	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2433	下内野(下内野2)	(530-2-020)	天草市	五和町二江	土石流	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2434	松の内-1	(530-1-031-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2435	松の内-2	(530-1-031-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2436	松の内-3	(530-1-031-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2437	松の内-4	(530-1-031-4)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2438	明神丸	(530-1-032)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2439	田向(田向1)-1	(530-1-034-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2440	田向(田向1)-2	(530-1-034-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2441	田向(田向1)-3	(530-1-034-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2442	田向(田向1)-4	(530-1-034-4)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2443	田向(田向1)-5	(530-1-034-5)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2444	田向(田向1)-6	(530-1-034-6)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2445	田向(田向1)-7	(530-1-034-7)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2446	寺田(寺田1)-1	(530-1-035-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2447	寺田(寺田1)-2	(530-1-035-2)	天草市	五和町二江五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2448	寺田(寺田1)-4	(530-1-035-4)	天草市	五和町二江五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2449	寺田(寺田1)-5	(530-1-035-5)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2450	下方-1	(530-1-036-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2451	下方-2	(530-1-036-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2452	橋柿-1	(530-1-063-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2453	橋柿-2	(530-1-063-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2454	橋柿-3	(530-1-063-3)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2455	橋柿-4	(530-1-063-4)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2456	橋柿-5	(530-1-063-5)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2457	橋柿-6	(530-1-063-6)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2458	橋柿-7	(530-1-063-7)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2459	橋柿-8	(530-1-063-8)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2460	橋柿-9	(530-1-063-9)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2461	橋柿-10	(530-1-063-10)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2462	橋柿-12	(530-1-063-12)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2463	橋柿-13	(530-1-063-13)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2464	橋柿-14	(530-1-063-14)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2465	橋柿-15	(530-1-063-15)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2466	橋柿-16	(530-1-063-16)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2467	橋柿-17	(530-1-063-17)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2468	田向(田向2)-1	(530-1-064-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2469	田向(田向2)-2	(530-1-064-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2470	田向(田向2)-3	(530-1-064-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2471	田向(田向2)-4	(530-1-064-4)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2472	田向(田向2)-5	(530-1-064-5)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2473	二江-1	(530-1-065-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2474	二江-2	(530-1-065-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2475	二江-3	(530-1-065-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2476	二江-4	(530-1-065-4)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2477	二江-5	(530-1-065-5)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2478	東雲寺上-1	(530-1-066-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2479	東雲寺上-2	(530-1-066-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2480	東雲寺上-3	(530-1-066-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2481	西三-2	(530-1-067-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2482	西三-2-1	(530-1-068-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2483	西三-2-2	(530-1-068-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2484	西三-2-3	(530-1-068-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2485	西三-2-4	(530-1-068-4)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2486	西三-2-5	(530-1-068-5)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2487	西三-2-6	(530-1-068-6)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2488	西三-2-7	(530-1-068-7)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2489	西三-2-8	(530-1-068-8)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2490	通詞島-2	(530-1-069-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2491	通詞島-3	(530-1-069-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2492	通詞島東-1	(530-1-070-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2493	通詞島東-2	(530-1-070-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2494	通詞島東-3	(530-1-070-3)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2495	通詞島東-4	(530-1-070-4)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村 市町村名 町・大字		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等 警戒 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考
2496	通詞島東一5	(530-1-070-5)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2497	寺田(寺田2)一1	(530-1-071-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2498	寺田(寺田2)一2	(530-1-071-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2499	南下内野1	(530-2-113)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2500	南下内野2一1	(530-2-114-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2501	南下内野2一2	(530-2-114-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2502	橋柿南1	(530-2-120)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2503	二江南	(530-2-129)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2504	田向中一1	(530-2-130-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2505	田向中一2	(530-2-130-2)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2506	下方南	(530-2-131)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2507	下方西	(530-2-132)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2508	九両上	(530-2-133)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2509	九両下一1	(530-2-134-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2510	九両下一2	(530-2-134-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2511	古賀ノ原西	(530-2-135)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2512	二江上	(530-2-136)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2513	九両一1	(530-2-151-1)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2514	九両一2	(530-2-151-2)	天草市	五和町手野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成28年3月25日	
2515	久玉(2)	(209-1-012)	天草市	久玉町	土石流	○		熊本県告示第402号	平成28年3月29日	
2516	天附一5	(209-1-044-5)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第402号	平成28年3月29日	
2517	久玉(1)	(209-1-011)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2518	寺山(上)	(209-1-014)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2519	久玉(3)	(209-1-015)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2520	久玉川(4)	(209-2-002)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2521	上揚一1	(209-1-025-1)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2522	上揚一2	(209-1-025-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2523	上揚一3	(209-1-025-3)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2524	久玉中学校前(牛深東中学校前)	(209-1-026)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2525	久玉中学校前(牛深東中学校前)	(209-1-027)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2526	久玉3	(209-1-028)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2527	村田	(209-1-029)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2528	天附一1	(209-1-044-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2529	天附一2	(209-1-044-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2530	天附一3	(209-1-044-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2531	天附一4	(209-1-044-4)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2532	天附一6	(209-1-044-6)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2533	天附一7	(209-1-044-7)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2534	天附一8	(209-1-044-8)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2535	天附一9	(209-1-044-9)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2536	天附一10	(209-1-044-10)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2537	天附一11	(209-1-044-11)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2538	天附一12	(209-1-044-12)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2539	天附一13	(209-1-044-13)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2540	天附一14	(209-1-044-14)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2541	天附一15	(209-1-044-15)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2542	天附一16	(209-1-044-16)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2543	後向一1	(209-1-045-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2544	後向一2	(209-1-045-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2545	後向一3	(209-1-045-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2546	元下須一1	(209-1-047-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2547	元下須一2	(209-1-047-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2548	元下須一3	(209-1-047-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2549	元下須一4	(209-1-047-4)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2550	元下須一5	(209-1-047-5)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2551	元下須一6	(209-1-047-6)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2552	黒田一1	(209-1-060-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2553	黒田一2	(209-1-060-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2554	須口一1	(209-1-069-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2555	須口一2	(209-1-069-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2556	須口一3	(209-1-069-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2557	須口一4	(209-1-069-4)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2558	須口(B)	(209-1-093)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2559	久玉一1一1	(209-2-073-1)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2560	久玉一1一2	(209-2-073-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2561	久玉一1一3	(209-2-073-3)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2562	久玉一1一4	(209-2-073-4)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2563	須口1	(209-2-102)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2564	黒田1	(209-2-105)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2565	黒田2	(209-2-126)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2566	無線遠協同組合上(無線遠東協同組合上)一1	(209-2-128-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2567	無線遠協同組合上(無線遠東協同組合上)一2	(209-2-128-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2568	無線遠協同組合上(無線遠東協同組合上)一3	(209-2-128-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2569	黒田3	(209-2-001(人))	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2570	黒田4	(209-2-002(人))	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2571	須口西2一1	(209-3-003-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2572	須口西2一2	(209-3-003-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2573	須口西2一3	(209-3-003-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2574	須口西2一4	(209-3-003-4)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2575	須口西2一5	(209-3-003-5)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2576	須口中1	(209-3-004)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2577	須口中2	(209-3-005)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2578	西平(B)一1	(532-1-032-1)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2579	西平(B)一2	(532-1-032-2)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村 市町村名 町・大字		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等 警戒 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考
2580	西平(C)ー1	(532-1-033-1)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2581	西平(C)ー2	(532-1-033-2)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2582	西平(C)ー3	(532-1-033-3)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2583	西平(C)ー4	(532-1-033-4)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2584	西平(A)ー1	(532-1-034-1)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2585	西平(A)ー2	(532-1-034-2)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2586	二区ー1	(532-2-034-1)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2587	二区ー2	(532-2-034-2)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2588	二区ー3	(532-2-034-3)	天草市	天草町高浜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第403号	平成28年3月29日	
2589	西川内	(533-1-004)	天草市	河浦町今富	土石流	○	○	熊本県告示第787号	平成28年9月2日	再指定告示
2590	西川内(中)	(533-1-006)	天草市	河浦町今富	土石流	○	○	熊本県告示第787号	平成28年9月2日	再指定告示
2591	馬越川	(523-1-010)	天草市	有明町赤崎	土石流	○		熊本県告示第986号	平成28年11月18日	
2592	御幸ヶ浜2-1	(523-1-041-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2593	御幸ヶ浜2-2	(523-1-041-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2594	御幸ヶ浜3-1	(523-1-042-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2595	御幸ヶ浜3-2	(523-1-042-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2596	赤崎神社下	(523-1-043)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2597	堂の迫	(523-1-044)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2598	赤崎小学校上	(523-1-049)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2599	八幡社横-1	(523-2-063-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2600	八幡社横-2	(523-2-063-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2601	赤崎2	(523-2-065)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2602	赤崎3	(523-2-066)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第987号	平成28年11月18日	
2603	広瀬2	(207-1-015)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第989号	平成28年11月18日	再指定告示
2604	広瀬3	(207-1-016)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第989号	平成28年11月18日	再指定告示
2605	亀川橋北ー2	(207-2-084-2)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第991号	平成28年11月18日	再指定告示
2606	下津江谷	(523-1-018)	天草市	有明町上津浦	土石流	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2607	西迫川横	(523-1-052)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2608	町役場横	(523-1-002(人))	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2609	赤崎6(赤崎5)	(523-2-070)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2610	有明総合グラウンド北-1 (523-2-071-1)		天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2611	有明総合グラウンド北-2 (523-2-071-2)		天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2612	有明総合グラウンド北-3 (523-2-071-3)		天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2613	四郎ヶ浜-1	(523-2-072-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2614	四郎ヶ浜-2	(523-2-072-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2615	下津江1	(523-2-073)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2616	下津江2	(523-2-074)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2617	下津江3-1	(523-2-075-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2618	下津江3-2	(523-2-075-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2619	下津江3-3	(523-2-075-3)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2620	下津江3-4	(523-2-075-4)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2621	下津江4	(523-2-076)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2622	赤崎6	(523-2-148)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1025号	平成28年12月2日	
2623	宮崎	(209-1-062)	天草市	牛深町宮崎・塚塚	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1027号	平成28年12月2日	再指定告示
2624	原-7	(207-2-003-7)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第1028号	平成28年12月2日	
2625	山仁田-6	(207-1-014-6)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2626	山仁田-7	(207-1-014-7)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2627	大矢崎2-6	(207-1-021-6)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2628	大矢崎2-7	(207-1-021-7)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2629	大矢崎2-8	(207-1-021-8)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2630	大矢崎2-9	(207-1-021-9)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2631	大矢崎2-10	(207-1-021-10)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2632	大矢崎2-11	(207-1-021-11)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2633	大矢崎2-12	(207-1-021-12)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2634	大矢崎2-13	(207-1-021-13)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2635	大矢崎2-14	(207-1-021-14)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2636	大矢崎2-15	(207-1-021-15)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2637	大矢崎2-16	(207-1-021-16)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2638	在郷-5	(207-1-022-5)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2639	在郷-6	(207-1-022-6)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2640	在郷-7	(207-1-022-7)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2641	在郷-8	(207-1-022-8)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2642	原-6	(207-2-003-6)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2643	原-8	(207-2-003-8)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2644	原-9	(207-2-003-9)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2645	原-10	(207-2-003-10)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2646	門前橋横-4	(207-2-031-4)	天草市	本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2647	本泉橋横-2	(207-2-032-2)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2648	寺の尾-1	(207-2-094-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2649	寺の尾-2	(207-2-094-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2650	寺の尾-3	(207-2-094-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2651	寺の尾-4	(207-2-094-4)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2652	寺の尾-5	(207-2-094-5)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2653	寺の尾-6	(207-2-094-6)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2654	寺の尾-7	(207-2-094-7)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2655	追上1-1	(207-2-095-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2656	追上1-2	(207-2-095-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2657	追上2	(207-2-096)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2658	下河内-3	(207-2-153-3)	天草市	本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2659	杵宇土北山-1	(207-3-039-1)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2660	杵宇土北山-2	(207-3-039-2)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2661	杵宇土北山-3	(207-3-039-3)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2662	杵宇土北山-4	(207-3-039-4)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2663	杵宇土北山-5	(207-3-039-5)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
2664	海老養殖場北西1	(523-2-013)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2665	海老養殖場北西2	(523-2-014)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2666	海老養殖場北西3	(523-2-015)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2667	八千古島-1	(523-2-016-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2668	八千古島-2	(523-2-016-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2669	大楠干拓1-1	(523-2-017-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2670	大楠干拓1-2	(523-2-017-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1029号	平成28年12月2日	
2671	柿戸川-1	(527-1-012-2)	天草市	倉岳町棚底・浦	土石流	○		熊本県告示第1031号	平成28年12月2日	
2672	松尾-2	(527-2-010-2)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第1031号	平成28年12月2日	
2673	松尾-3	(527-2-010-3)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第1031号	平成28年12月2日	
2674	平野川-2	(527-2-014-2)	天草市	倉岳町浦	土石流	○		熊本県告示第1031号	平成28年12月2日	
2675	竿方川-2	(527-1-014-2)	天草市	倉岳町棚底・浦	土石流	○	○	熊本県告示第1032号	平成28年12月2日	
2676	竿方川-3	(527-1-014-3)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第1032号	平成28年12月2日	
2677	荒平谷-6	(527-2-013-6)	天草市	倉岳町浦	土石流	○	○	熊本県告示第1032号	平成28年12月2日	
2678	黒石	(209-1-056)	天草市	魚貴町	土石流	○		熊本県告示第1073号	平成28年12月16日	
2679	魚貴	(209-1-053)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2680	魚貴第一	(209-1-054)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2681	魚貴第二	(209-1-055)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2682	春道	(209-2-007)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2683	春道第一	(209-2-008)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2684	陸平川	(209-2-016)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2685	黒石第一	(209-2-017)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2686	黒万-1	(209-1-076-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2687	琵琶の首	(209-1-077)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2688	ゴットン川原(コトン河原)-1 (209-1-078-1)		天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2689	魚貴(魚貴1)	(209-1-079)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2690	高手	(209-1-080)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2691	浦越	(209-1-081)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2692	浦越(B)	(209-1-082)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2693	琵琶の首(B)-1	(209-1-094-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2694	ゴットン川原(B)(コトン河原(B))-1	(209-1-095-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2695	ゴットン川原(B)(コトン河原(B))-2	(209-1-095-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2696	浦越(C)	(209-1-096)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2697	浜田	(209-2-005)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2698	春道	(209-2-008)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2699	八良木-1	(209-2-009-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2700	浦越1-1	(209-2-018-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2701	浦越3	(209-2-019)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2702	浦越4	(209-2-020)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2703	魚貴隧道上	(209-2-021)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2704	浦越5	(209-2-022)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2705	浦越6	(209-2-023)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2706	銭亀1	(209-2-040)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2707	銭亀2	(209-2-041)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2708	魚貴(魚貴2)-1	(209-2-042-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2709	出河内-1	(209-2-049-1)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2710	出河内橋上	(209-2-050)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1074号	平成28年12月16日	
2711	洲上	(209-1-026)	天草市	深海町	土石流	○		熊本県告示第110号	平成29年1月10日	
2712	浅海(下)	(209-1-027)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2713	浅海(中)	(209-1-028)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2714	浅海(上)	(209-1-029)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2715	中浦(下)	(209-1-030)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2716	中浦(中)	(209-1-031)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2717	中浦(上)	(209-1-032)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2718	東多々良(西)	(209-1-033)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2719	下平(下)	(209-1-035)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2720	下平(中)	(209-1-036)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2721	下平(上)	(209-1-037)	天草市	深海町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2722	松山	(209-1-038)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2723	中良木	(209-2-005)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2724	後迫-1	(209-1-001-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2725	舟津2-1	(209-1-003-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2726	舟津-1	(209-1-004-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2727	多々良-1	(209-1-005-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2728	中の迫-1	(209-1-006-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2729	若(A)-1	(209-1-008-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2730	若(B)-1	(209-1-009-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2731	浅海(A)-1	(209-1-011-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2732	浅海(B)-1	(209-1-012-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2733	浅海(2)-1	(209-1-013-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2734	浅海(C)-1	(209-1-014-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2735	中良木	(209-2-048)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2736	内の原2-1	(209-2-051-1)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2737	浅海湾-1	(209-2-054-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2738	深海湾2	(209-2-055)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2739	下平1-1	(209-2-056-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2740	下平2	(209-2-057)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2741	内の原1-1	(209-2-120-1)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第111号	平成29年1月10日	
2742	棚田	(529-1-019)	天草市	新和町大多尾	土石流	○		熊本県告示第57号	平成29年1月31日	
2743	新田1	(529-2-031)	天草市	新和町大多尾	土石流	○		熊本県告示第57号	平成29年1月31日	
2744	大多尾(中)	(529-2-033)	天草市	新和町大多尾	土石流	○		熊本県告示第57号	平成29年1月31日	
2745	横島	(529-2-053)	天草市	新和町大多尾	土石流	○		熊本県告示第57号	平成29年1月31日	
2746	楠甫川2	(523-2-001)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2747	浜田	(529-1-016)	天草市	新和町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
2748	松尾(東)	(529-1-017)	天草市	新和町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2749	松尾(西)	(529-1-018)	天草市	新和町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2750	上大多尾	(529-1-020)	天草市	新和町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2751	下大多尾(北)	(529-1-021)	天草市	新和町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2752	下大多尾(南)	(529-1-022)	天草市	新和町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2753	下大多尾	(529-1-023)	天草市	新和町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2754	樫の浦	(529-2-030)	天草市	新和町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2755	新田2	(529-2-032)	天草市	新和町大多尾	土石流	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2756	蛤里(1)-1	(523-1-002-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2757	蛤里(1)-2	(523-1-002-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2758	蛤里(2)-1	(523-1-003-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2759	蛤里(2)-2	(523-1-003-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2760	蛤里5	(523-1-004)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2761	蛤里1-1	(523-2-020-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2762	蛤里1-2	(523-2-020-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2763	蛤里2	(523-2-021)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2764	蛤里3	(523-2-022)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2765	蛤里4	(523-2-023)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2766	蛤里6	(523-2-024)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2767	蛤里7-1	(523-2-025-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2768	蛤里7-2	(523-2-025-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2769	蛤里7-3	(523-2-025-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2770	天附2-1	(529-1-023-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2771	新田1-1	(529-1-024-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2772	平山(平山1)-1	(529-1-025-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2773	横島(長野)-1	(529-1-026-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2774	長野(横島)-1	(529-1-027-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2775	前田-1	(529-1-028-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2776	棚田1	(529-1-030-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2777	棚田3	(529-1-031)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2778	野田崎1-1	(529-1-032-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2779	野田崎2	(529-1-033)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2780	小峰-1	(529-1-034-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2781	樫浦1	(529-2-001)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2782	樫浦2	(529-2-002)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2783	新田2	(529-2-004)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2784	立石	(529-2-005)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2785	長野(田淵)-1	(529-2-073-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2786	田淵(大石1)-1	(529-2-074-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2787	大石(大石2)	(529-2-075)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2788	春野-1	(529-2-076-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2789	春野2-1	(529-2-077-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2790	城平1	(529-2-078)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2791	城平2-1	(529-2-079-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2792	城平3-1	(529-2-080-1)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第58号	平成29年1月31日	
2793	前田川(上)	(533-1-036)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第144号	平成29年2月28日	
2794	本郷川(下)	(533-1-040)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第144号	平成29年2月28日	
2795	西高根(上)	(533-2-044)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第144号	平成29年2月28日	
2796	中岳	(13)	天草市	有明町下津浦	地滑り	○	○	熊本県告示第144号	平成29年2月28日	
2797	尻無尾	(52)	天草市	志柿町	地滑り	○	○	熊本県告示第144号	平成29年2月28日	
2798	東宇土	(65)	天草市	志柿町	地滑り	○	○	熊本県告示第144号	平成29年2月28日	
2799	河内	(87)	天草市	栖本町河内	地滑り	○	○	熊本県告示第144号	平成29年2月28日	
2800	火の玉	(112)	天草市	栖本町馬場	地滑り	○	○	熊本県告示第144号	平成29年2月28日	
2801	下	(113)	天草市	栖本町河内	地滑り	○	○	熊本県告示第144号	平成29年2月28日	
2802	山の浦(1)-2	(209-1-017-2)	天草市	久玉町・深海町	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2803	山の浦(5)-2	(209-1-021-2)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2804	乗田	(533-1-034)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2805	前田川(下)	(533-1-035)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2806	上平(下)	(533-1-037)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2807	上平(上)	(533-1-038)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2808	本郷川(上)	(533-1-041)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2809	宮野河内	(533-1-042)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2810	元浦川	(533-1-043)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2811	角落川	(533-1-044)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2812	黒崎	(533-2-042)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2813	西高根(下)	(533-2-043)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2814	松崎	(533-2-045)	天草市	河浦町宮野河内	土石流	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2815	山の浦(A)-2	(209-1-015-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2816	山の浦(B)-2	(209-1-016-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2817	山の浦(B)-3	(209-1-016-3)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2818	山の浦(B)-4	(209-1-016-4)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2819	大の浦(A)-2	(209-1-018-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2820	大の浦(A)-3	(209-1-018-3)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2821	大の浦(A)-4	(209-1-018-4)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2822	大の浦(A)-5	(209-1-018-5)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2823	大の浦(A)-6	(209-1-018-6)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2824	大の浦(A)-7	(209-1-018-7)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2825	大の浦(B)-2	(209-1-019-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2826	大の浦(B)-3	(209-1-019-3)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2827	大の浦(B)-4	(209-1-019-4)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2828	黒万-2	(209-1-076-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2829	黒万-3	(209-1-076-3)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2830	ゴットン川原(コト川原)-2 (209-1-078-2)		天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	
2831	福津-2	(209-1-083-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
2832	池田-2	(209-1-085-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2833	池田-3	(209-1-085-3)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2834	早浦(B)-2	(209-1-089-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2835	早浦(B)-3	(209-1-089-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2836	早浦(B)-4	(209-1-089-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2837	早浦(B)-5	(209-1-089-5)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2838	琵琶の首(B)-2	(209-1-094-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2839	中出河内-2	(209-2-003-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2840	中出河内-3	(209-2-003-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2841	亀浦2-2	(209-2-004-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2842	亀浦2-3	(209-2-004-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2843	亀浦2-4	(209-2-004-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2844	白石2-2	(209-2-007-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2845	八良木-2	(209-2-009-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2846	福津1-2	(209-2-010-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2847	福津1-3	(209-2-010-3)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2848	福津3-2	(209-2-012-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2849	福津7-2	(209-2-015-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2850	福津7-3	(209-2-015-3)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2851	福津7-4	(209-2-015-4)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2852	浦越1-2	(209-2-018-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2853	里浦3-2	(209-2-026-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2854	池田5-2	(209-2-033-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2855	池田6-2	(209-2-034-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2856	池田の池-2	(209-2-036-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2857	魚貴(魚貴2)-2	(209-2-042-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2858	魚貴(魚貴2)-3	(209-2-042-3)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2859	早浦2-2	(209-2-045-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2860	出河内-2	(209-2-049-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2861	浅海湾-2	(209-2-054-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2862	辰ヶ越2-2	(209-2-060-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2863	辰ヶ越4-2	(209-2-062-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2864	吉田1-2	(209-2-064-2)	天草市	久玉町・牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2865	吉田1-3	(209-2-064-3)	天草市	久玉町・牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2866	吉田1-4	(209-2-064-4)	天草市	久玉町・牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2867	茂串4-2	(209-2-069-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2868	山の浦1-2	(209-2-004(人)-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2869	山の浦1-3	(209-2-004(人)-3)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2870	向辺田-2	(532-1-053-2)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2871	向辺田-3	(532-1-053-3)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2872	向辺田-4	(532-1-053-4)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2873	松林-2	(532-2-037-2)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2874	松林-3	(532-2-037-3)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2875	松林-4	(532-2-037-4)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2876	宮迫-2	(532-2-038-2)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2877	宮迫-3	(532-2-038-3)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2878	宮迫-4	(532-2-038-4)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2879	宮迫-5	(532-2-038-5)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2880	宮迫-6	(532-2-038-6)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2881	宮迫-7	(532-2-038-7)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2882	宮迫-8	(532-2-038-8)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2883	宮迫-9	(532-2-038-9)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2884	松崎-1	(533-1-001-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2885	西高根1区-1	(533-1-002-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2886	西高根2区-1	(533-1-003-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2887	舟津1区	(533-1-004)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2888	舟津2区-1	(533-1-005-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2889	船津南-1	(533-1-006-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2890	船津南-2	(533-1-006-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2891	船津南-3	(533-1-006-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2892	本郷-1	(533-1-007-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2893	越地-1	(533-1-008-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2894	上平北-1	(533-1-009-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2895	上平-1	(533-1-010-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2896	松崎東-1	(533-2-030-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2897	松崎公民館下1	(533-2-031)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2898	松崎公民館下2	(533-2-032)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2899	松崎公民館下3-1	(533-2-033-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2900	梅の木北	(533-2-045)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2901	梅の木1-1	(533-2-046-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2902	梅の木2	(533-2-047)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2903	牧ノ根橋西	(533-2-048)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2904	牧ノ根橋北	(533-2-049)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2905	西高根東-1	(533-2-050-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2906	西高根南	(533-2-051)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2907	本郷北	(533-2-127)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2908	本郷南1-1	(533-2-128-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2909	本郷南2-1	(533-2-129-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2910	本郷南3	(533-2-130)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2911	本郷南4-1	(533-2-131-1)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第145号	平成29年2月28日
2912	迫川	(523-1-009)	天草市	有明町大浦	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日
2913	西ノ原川右支川	(527-1-002)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日
2914	宮田川	(527-1-004)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日
2915	大宮田	(527-1-005)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
2916	坂田川	(527-1-006)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2917	棚底川	(527-1-009)	天草市	倉岳町棚底	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2918	棚底川左支川	(527-1-010)	天草市	倉岳町棚底	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2919	梅ノ木川	(527-2-002)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2920	才津原第一支川	(527-2-006)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2921	下田(1)	(533-1-020)	天草市	河浦町河浦	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2922	馬場(6)	(533-2-035)	天草市	河浦町河浦	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2923	本松(下)	(533-2-037)	天草市	河浦町河浦	土石流	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2924	梅津	(26)	天草市	栖本町馬場	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2925	下大多尾	(45)	天草市	新和町大多尾	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2926	立	(47)	天草市	新和町小宮地	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2927	辻	(72)	天草市	栖本町古江	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2928	金焼	(73)	天草市	下浦町	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2929	柿塚	(108)	天草市	下浦町	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2930	上柿塚	(109)	天草市	下浦町	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2931	上久保	(111)	天草市	栖本町馬場	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2932	宮地浦	(120)	天草市	新和町小宮地	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2933	立(A)	(121)	天草市	新和町小宮地	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2934	女岳出	(122)	天草市	河浦町宮野河内	地滑り	○		熊本県告示第225号	平成29年3月14日	
2935	西ノ原川	(527-1-003)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2936	坂田川左支川	(527-1-007)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2937	小島川	(527-1-008)	天草市	倉岳町宮田、棚底	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2938	梅ノ木川左支川	(527-2-003)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2939	才津原下川	(527-2-004)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2940	才津原第二支川	(527-2-005)	天草市	倉岳町宮田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2941	芋洗川	(527-2-007)	天草市	倉岳町棚底	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2942	棚底谷	(527-2-008)	天草市	倉岳町棚底	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2943	山崎	(527-2-009)	天草市	倉岳町棚底	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2944	釜	(533-1-018)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2945	小堀里川	(533-1-019)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2946	下田(2)	(533-1-021)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2947	錢瓶(1)ー1	(533-1-023-1)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2948	馬場(3)	(533-1-028)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2949	小川内	(533-2-003)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2950	葛河内(1)	(533-2-004)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2951	葛河内(2)	(533-2-005)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2952	葛河内(3)ー1	(533-2-006-1)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2953	桑木迫	(533-2-010)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2954	錢瓶(2)	(533-2-011)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2955	板ノ河内北	(533-2-012)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2956	板ノ河内南	(533-2-013)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2957	馬場(1)	(533-2-031)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2958	馬場(2)	(533-2-032)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2959	馬場(4)	(533-2-033)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2960	馬場(5)	(533-2-034)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2961	丸山	(533-2-036)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2962	大間崎ー1	(523-1-024-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2963	大間崎ー2	(523-1-024-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2964	大間崎ー3	(523-1-024-3)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2965	大間崎(大間崎1)	(523-1-025)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2966	大浦漁協上	(523-1-026)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2967	大間崎(大間崎2)	(523-1-027)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2968	日当(白当)	(523-1-029)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2969	阿蘇宮下一	(523-1-030-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2970	阿蘇宮下一	(523-1-030-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2971	大浦2	(523-2-007)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2972	大浦4	(523-2-008)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2973	平野	(533-1-014)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2974	葛河内(葛河内1)ー1	(533-1-015-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2975	板之河内分館上ー1	(533-1-017-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2976	板之河内分校上ー1	(533-1-018-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2977	金山ー1	(533-1-019-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2978	小河内1ー1	(533-1-020-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2979	小河内2	(533-1-021)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2980	中村ー1	(533-1-022-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2981	下田1ー1	(533-1-023-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2982	下田2ー1	(533-1-024-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2983	小堀里1	(533-1-025)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2984	小堀里2ー1	(533-1-026-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2985	馬場橋東3ー1	(533-1-027-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2986	馬場ー1	(533-1-028-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2987	竹崎南ー1	(533-1-034-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2988	小戸橋横	(533-2-001)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2989	板之河内橋西ー1	(533-2-002-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2990	尾崎迫北ー1	(533-2-003-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2991	中間橋北(中向橋北)ー1 (533-2-004-1)		天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2992	桑木迫1	(533-2-005)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2993	桑木迫2ー1	(533-2-006-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2994	錢瓶西1ー1	(533-2-007-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2995	錢瓶西2ー1	(533-2-008-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2996	錢瓶奥1	(533-2-009)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2997	錢瓶奥2ー1	(533-2-010-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2998	錢瓶奥3ー1	(533-2-011-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
2999	錢瓶南1	(533-2-012)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名		市町村	自然現象		土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
	(番号)		市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
3000	銭瓶南2-1	(533-2-013-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3001	板之河内北-1	(533-2-014-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3002	覚衛橋北1	(533-2-015)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3003	覚衛橋北2	(533-2-016)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3004	板之河内橋北	(533-2-017)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3005	八幡宮南東-1	(533-2-071-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3006	日当下1-1	(533-2-072-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3007	日当下1	(533-2-073)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3008	日当下2	(533-2-074)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3009	前田橋北東	(533-2-075)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3010	迫白橋西-1	(533-2-076-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3011	長林迫-1	(533-2-077-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3012	前田橋南	(533-2-079)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3013	葛河内(葛河内2)	(533-2-080)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3014	日当下2-1	(533-2-081-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3015	日当下3	(533-2-082)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3016	平畑-1	(533-2-083-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3017	一町田小学校西-1	(533-2-084-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3018	馬場橋東1-1	(533-2-085-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3019	馬場橋東2	(533-2-086)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3020	鳥井尾東1-1	(533-2-087-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3021	鳥井尾東2	(533-2-088)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3022	河浦大橋東	(533-2-089)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3023	竹崎1-1	(533-2-099-1)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3024	竹崎2	(533-2-100)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3025	竹崎3	(533-2-101)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3026	丸山	(533-2-133)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第226号	平成29年3月14日	
3027	園田谷	(523-1-013)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3028	赤崎川1	(523-1-014)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3029	赤崎川2	(523-1-017)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3030	天神平	(523-1-050)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3031	赤崎	(523-1-051)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3032	小谷-1	(523-1-054-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3033	小谷-2	(523-1-054-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3034	赤崎4	(523-2-067)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3035	天満宮横-1	(523-2-068-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3036	天満宮横-2	(523-2-068-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3037	上水場横-1	(523-2-069-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3038	上水場横-2	(523-2-069-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第306号	平成29年3月31日	
3039	中田1	(529-1-030)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第307号	平成29年3月31日	
3040	東	(529-2-043)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第307号	平成29年3月31日	
3041	村中6	(529-2-049)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第307号	平成29年3月31日	
3042	東7	(529-2-029)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第307号	平成29年3月31日	
3043	第二山浦谷	(523-1-005)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3044	第一山浦谷	(523-2-007)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3045	木場谷	(523-2-008)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3046	村中3	(529-1-031)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3047	中田2	(529-2-042)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3048	田導寺	(529-2-044)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3049	村中1	(529-2-045)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3050	村中2	(529-2-046)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3051	村中4	(529-2-047)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3052	村中5	(529-2-048)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3053	村中7	(529-2-050)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3054	西1	(529-2-051)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3055	西2	(529-2-052)	天草市	新和町中田	土石流	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3056	江の浦-2	(523-1-011-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3057	山浦(1)-2	(523-1-013-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3058	山浦(2)-2	(523-1-014-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3059	山浦1(山浦4)	(523-2-035)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3060	下村4	(523-2-044)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3061	下村5-1	(523-2-045-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3062	山浦(3)	(523-2-150)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3063	中田1-1	(529-1-039-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3064	赤石	(529-1-041)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3065	村中-1	(529-1-042-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3066	山下-1	(529-1-043-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3067	観音崎	(529-2-021)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3068	中田港	(529-2-022)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3069	東1	(529-2-023)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3070	東2	(529-2-024)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3071	東3	(529-2-025)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3072	東4	(529-2-026)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3073	東5-1	(529-2-027-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3074	東6	(529-2-028)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3075	東8-1	(529-2-030-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3076	村中1	(529-2-031)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3077	村中2	(529-2-032)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3078	村中3-1	(529-2-033-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3079	村中4	(529-2-034)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3080	砂原	(529-2-035)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3081	村中5	(529-2-036)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3082	西1-1	(529-2-037-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3083	西2-1	(529-2-038-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
3084	村中7	(529-2-058)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3085	村中北-1	(529-2-061-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3086	知連迫-1	(529-2-084-1)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第308号	平成29年3月31日	
3087	開田5-3	(523-2-060-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第309号	平成29年3月31日	
3088	東迫川左支川	(523-1-012)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3089	開田谷	(523-1-015)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3090	鳥越川	(523-1-016)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3091	西迫川-1	(523-2-012-1)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3092	西迫川-2	(523-2-012-2)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3093	開田-1	(523-1-053-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3094	開田-2	(523-1-053-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3095	開田-3	(523-1-053-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3096	開田-4	(523-1-053-4)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3097	開田1-1	(523-2-056-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3098	開田1-2	(523-2-056-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3099	開田1-3	(523-2-056-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3100	開田1-4	(523-2-056-4)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3101	開田2-1	(523-2-057-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3102	開田2-2	(523-2-057-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3103	開田3-1	(523-2-058-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3104	開田3-2	(523-2-058-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3105	開田3-3	(523-2-058-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3106	開田3-4	(523-2-058-4)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3107	開田4-1	(523-2-059-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3108	開田4-2	(523-2-059-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3109	開田4-3	(523-2-059-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3110	開田5-1	(523-2-060-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3111	開田5-2	(523-2-060-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3112	開田5-4	(523-2-060-4)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3113	開田5-5	(523-2-060-5)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3114	開田5-6	(523-2-060-6)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第310号	平成29年3月31日	
3115	棒の鶴(東)(棒の鶴(東)2) (529-1-010)		天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第311号	平成29年3月31日	
3116	切越1	(529-2-022)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第311号	平成29年3月31日	
3117	棒の鶴(西)(棒の鶴(西)1) (529-1-008)		天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3118	棒の鶴(西)(棒の鶴(西)1) (529-1-009)		天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3119	小宮地	(529-1-011)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3120	切越(南)	(529-1-012)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3121	切越(北)	(529-1-013)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3122	柱崎	(529-2-016)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3123	平	(529-2-017)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3124	棒の鶴(西)(棒の鶴(西)2) (529-2-018)		天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3125	棒の鶴1	(529-2-019)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3126	棒の鶴2	(529-2-020)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3127	小平川	(529-2-021)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3128	切越2	(529-2-023)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3129	切越3	(529-2-024)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3130	黒崎	(529-2-025)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3131	本浦-1	(529-1-001-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3132	本浦2	(529-1-002)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3133	体育館横-1	(529-1-003-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3134	中村-1	(529-1-004-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3135	南平-1	(529-1-005-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3136	小平	(529-1-006)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3137	切越(切越1)	(529-1-007)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3138	馬場上3-1	(529-2-014-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3139	馬場下1	(529-2-015)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3140	馬場下2	(529-2-016)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3141	馬場下3	(529-2-017)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3142	小宮地北-1	(529-2-018-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3143	馬場上2-1	(529-2-019-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3144	棒の鶴	(529-2-020)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3145	切越(切越2)	(529-2-059)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3146	西本浦	(529-2-064)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3147	柱崎	(529-2-065)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3148	馬場上	(529-2-066)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3149	葛根尾-1	(529-2-067-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第312号	平成29年3月31日	
3150	楠甫1	(523-1-001)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第313号	平成29年3月31日	
3151	衛生センター-1	(523-1-001-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3152	衛生センター-2	(523-1-001-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3153	衛生センター-3	(523-1-001-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3154	衛生センター-4	(523-1-001-4)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3155	衛生センター-5	(523-1-001-5)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3156	江の浦-1	(523-1-011-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3157	江の浦-3	(523-1-011-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3158	山浦(1)-1	(523-1-013-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3159	山浦(1)-3	(523-1-013-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3160	山浦(2)-1	(523-1-014-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3161	山浦(2)-3	(523-1-014-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3162	仏崎観音	(523-2-026)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3163	黒洲2	(523-2-028)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3164	黒洲3	(523-2-029)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3165	黒洲4	(523-2-030)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3166	黒洲5	(523-2-031)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3167	楠甫公民館北	(523-2-034)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
3168	下村5-2	(523-2-045-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3169	杉の浦	(523-2-149)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第314号	平成29年3月31日	
3170	里(上)	(532-2-014)	天草市	天草町大江	土石流	○		熊本県告示第315号	平成29年3月31日	
3171	西	(532-1-028)	天草市	天草町大江	土石流	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3172	大迫川	(532-1-029)	天草市	天草町大江	土石流	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3173	田淵(B)-1	(532-1-040-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3174	田淵(B)-2	(532-1-040-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3175	田淵(B)-3	(532-1-040-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3176	田淵(B)-4	(532-1-040-4)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3177	田淵(B)-5	(532-1-040-5)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3178	田淵(B)-6	(532-1-040-6)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3179	西-1	(532-1-042-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3180	西-2	(532-1-042-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3181	西-3	(532-1-042-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3182	西-4	(532-1-042-4)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3183	西-5	(532-1-042-5)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3184	西-6	(532-1-042-6)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3185	桑鶴-1	(532-1-043-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3186	桑鶴-2	(532-1-043-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3187	桑鶴-3	(532-1-043-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3188	桑鶴-4	(532-1-043-4)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3189	桑鶴-5	(532-1-043-5)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3190	桑鶴-6	(532-1-043-6)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3191	浜里-1	(532-1-044-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3192	浜里-2	(532-1-044-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3193	浜里-3	(532-1-044-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3194	新田-1	(532-1-045-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3195	新田-2	(532-1-045-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3196	新田-3	(532-1-045-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3197	横浜	(532-1-046)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3198	越崎(里1)-1	(532-2-035-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3199	越崎(里1)-2	(532-2-035-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3200	越崎(里1)-3	(532-2-035-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3201	越崎(里1)-4	(532-2-035-4)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3202	越崎(里1)-5	(532-2-035-5)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3203	越崎(里1)-6	(532-2-035-6)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3204	越崎(里1)-7	(532-2-035-7)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3205	越崎(里1)-8	(532-2-035-8)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3206	越崎(里1)-9	(532-2-035-9)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第316号	平成29年3月31日	
3207	下毛-1	(523-1-018-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3208	下毛-2	(523-1-018-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3209	赤岩(2)-1	(523-1-020-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3210	赤岩(2)-2	(523-1-020-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3211	神の元-1	(523-1-021-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3212	神の元-2	(523-1-021-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3213	大楠小学校前2	(523-1-023)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3214	大楠小学校前	(523-1-001(人))	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3215	大間崎3	(523-2-009)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3216	大楠小学校前3	(523-2-010)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3217	小畦橋	(523-2-012)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第317号	平成29年3月31日	
3218	西迫谷	(523-2-013)	天草市	有明町赤崎	土石流	○		熊本県告示第318号	平成29年3月31日	
3219	上津浦永田-1	(523-1-055-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3220	上津浦永田-2	(523-1-055-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3221	大野	(523-2-061)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3222	下津江5	(523-2-077)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3223	下津江6	(523-2-078)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3224	前大野1	(523-2-079)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3225	前大野2-1	(523-2-080-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3226	前大野2-2	(523-2-080-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3227	美ノ越1	(523-2-081)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3228	美ノ越2-1	(523-2-082-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3229	美ノ越2-2	(523-2-082-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3230	美ノ越3-1	(523-2-083-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3231	美ノ越3-2	(523-2-083-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3232	上津浦永田1-1	(523-2-084-1)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3233	上津浦永田1-2	(523-2-084-2)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3234	美ノ越4	(523-2-085)	天草市	有明町上津浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第319号	平成29年3月31日	
3235	山浦川1	(523-2-010)	天草市	有明町大浦	土石流	○		熊本県告示第320号	平成29年3月31日	
3236	天草東高校-1	(523-1-031-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3237	天草東高校-2	(523-1-031-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3238	勢溜	(523-1-032)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3239	大浦漁港1	(523-2-001)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3240	大浦漁港2-1	(523-2-002-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3241	大浦漁港2-2	(523-2-002-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3242	山浦1-1	(523-2-003-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3243	山浦1-2	(523-2-003-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3244	山浦1-3	(523-2-003-3)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3245	山浦2-1	(523-2-004-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3246	山浦2-2	(523-2-004-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3247	山浦3	(523-2-005)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3248	大浦1	(523-2-006)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第321号	平成29年3月31日	
3249	峰平(松下川)	(532-1-026)	天草市	天草町高浜南	土石流	○		熊本県告示第322号	平成29年3月31日	
3250	一ノ瀬	(533-2-020)	天草市	河浦町新合	土石流	○		熊本県告示第322号	平成29年3月31日	
3251	平床(下)	(533-2-030)	天草市	河浦町新合	土石流	○		熊本県告示第322号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
3252	白木河内(白木河内1)	(532-1-025)	天草市	天草町高浜南	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3253	白木河内(白木河内2)	(532-2-012)	天草市	天草町高浜南	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3254	下平床	(533-1-027)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3255	倉谷(1)	(533-2-007)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3256	倉谷(2)	(533-2-008)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3257	今村(1)	(533-2-009)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3258	山口	(533-2-014)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3259	今村(2)	(533-2-015)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3260	平山川	(533-2-016)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3261	小塚(1)	(533-2-017)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3262	小塚(2)	(533-2-018)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3263	小塚(3)	(533-2-019)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3264	平床(上)	(533-2-029)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3265	白木河内	(532-1-024)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3266	乙-1	(532-1-025-1)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3267	乙-2	(532-1-025-2)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3268	乙-3	(532-1-025-3)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3269	乙-4	(532-1-025-4)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3270	乙-5	(532-1-025-5)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3271	松下(A)	(532-1-026)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3272	松下(B)	(532-1-027)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3273	上河内B	(532-1-028)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3274	白木河内3-1	(532-2-029-1)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3275	白木河内3-2	(532-2-029-2)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3276	白木河内3-3	(532-2-029-3)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3277	平床南1-1	(533-1-011-1)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3278	平床-1	(533-1-012-1)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3279	今村南-1	(533-1-016-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3280	山口橋北1	(533-2-018)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3281	山口橋北2-1	(533-2-019-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3282	市之瀬1	(533-2-054)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3283	市之瀬2	(533-2-055)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3284	小塚1	(533-2-056)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3285	小塚2	(533-2-057)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3286	小塚3-1	(533-2-058-1)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3287	平床南2	(533-2-060)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3288	平山橋東	(533-2-061)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3289	倉谷1-1	(533-2-062-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3290	倉谷2	(533-2-063)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3291	倉谷3-1	(533-2-064-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3292	益田1	(533-2-065)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3293	益田2	(533-2-066)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3294	益田3-1	(533-2-067-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3295	益田4	(533-2-068)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3296	益田5-1	(533-2-069-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3297	町田川曲-1	(533-2-070-1)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第323号	平成29年3月31日	
3298	上河内	(4)	天草市	天草町高浜南	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3299	久玉	(9)	天草市	久玉町	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3300	大多尾	(14)	天草市	新和町大多尾	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3301	恵美須崎	(15)	天草市	天草町高浜南	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3302	開田	(16)	天草市	有明町赤崎	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3303	横浦	(20)	天草市	御所浦町横浦	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3304	下津江	(23)	天草市	有明町上津浦	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3305	城山	(24)	天草市	本渡町下町、船之尾町、浜崎町	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3306	西平	(34)	天草市	天草町高浜南、大江	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3307	須子	(36)	天草市	有明町須子	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3308	大矢崎	(38)	天草市	本渡町	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3309	楠甫	(39)	天草市	有明町楠甫	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3310	大島	(40)	天草市	五和町御領	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3311	中野々平	(53)	天草市	本渡町	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3312	峯平	(58)	天草市	天草町高浜南、高浜北	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3313	魚貴	(61)	天草市	魚貴町	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3314	横島	(74)	天草市	新和町大多尾	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3315	大地	(83)	天草市	戸宇土町	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3316	観音	(86)	天草市	楠浦町	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3317	嵐口	(117)	天草市	御所浦町御所浦	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3318	赤崎山浦A	(118)	天草市	有明町赤崎	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3319	赤崎山浦B	(119)	天草市	有明町赤崎	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3320	松の平	(124)	天草市	天草町下田北	地滑り	○		熊本県告示第324号	平成29年3月31日	
3321	第二江の浦谷	(523-2-003)	天草市	有明町楠甫	土石流	○		熊本県告示第349号	平成29年3月31日	
3322	江の浦谷	(523-1-003)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3323	井手の迫	(523-2-004)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3324	別当澤	(523-2-005)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3325	津留(1)-1	(533-1-024-1)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3326	津留(2)	(533-1-025)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3327	津留(3)	(533-1-026)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3328	帯取	(533-2-021)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3329	津留(5)-1	(533-2-022-1)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3330	津留(4)	(533-2-023)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3331	大丸(下)-1	(533-2-024-1)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3332	大丸(上)-1	(533-2-025-1)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3333	其河内(1)	(533-2-026)	天草市	河浦町立原	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3334	其河内(2)	(533-2-027)	天草市	河浦町立原	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3335	山川	(533-2-028)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
3336	下村(1)－1	(523-1-009-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3337	下村(1)－2	(523-1-009-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3338	下村(1)－3	(523-1-009-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3339	下村(1)－4	(523-1-009-4)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3340	松島町境1－1	(523-2-039-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3341	松島町境1－2	(523-2-039-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3342	松島町境2	(523-2-040)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3343	松島町境3－1	(523-2-041-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3344	松島町境3－2	(523-2-041-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3345	松島町境3－3	(523-2-041-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3346	松島町境3－4	(523-2-041-4)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3347	江の浦1－1	(523-2-042-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3348	江の浦1－2	(523-2-042-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3349	江の浦2－1	(523-2-043-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3350	江の浦2－2	(523-2-043-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3351	美縄	(533-2-020)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3352	立原橋北(立原橋北1)	(533-2-021)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3353	立原橋北(立原橋北2)	(533-2-022)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3354	立原公民館東－1	(533-2-023-1)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3355	立原公民館北	(533-2-024)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3356	立原公民館西－1	(533-2-025-1)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3357	若宮神社東(若宮神社東1)(533-2-026)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3358	若宮神社東(若宮神社東2)(533-2-027)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3359	村迫奥1－1	(533-2-028-1)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3360	村迫奥1(村迫奥2)	(533-2-029)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3361	川端橋南	(533-2-034)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3362	大丸1	(533-2-035)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3363	津留北	(533-2-037)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3364	津留	(533-2-038)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3365	津留西－1	(533-2-039-1)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3366	新合小学校東	(533-2-040)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3367	山川1	(533-2-041)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3368	山川2	(533-2-042)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3369	十の原東	(533-2-043)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3370	赤木－1	(533-2-044-1)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3371	市之瀬南	(533-2-059)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第350号	平成29年3月31日	
3372	下村	(523-1-002)	天草市	有明町楠甫	土石流	○		熊本県告示第351号	平成29年3月31日	
3373	中津浦谷	(523-1-004)	天草市	有明町楠甫	土石流	○		熊本県告示第351号	平成29年3月31日	
3374	中津浦	(523-2-006)	天草市	有明町楠甫	土石流	○		熊本県告示第351号	平成29年3月31日	
3375	中津浦(中津浦1)－1	(523-1-012-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第351号	平成29年3月31日	
3376	中津浦(中津浦1)－4	(523-1-012-4)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第351号	平成29年3月31日	
3377	楠甫公民館上－1	(523-1-008-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3378	楠甫公民館上－2	(523-1-008-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3379	下村(2)	(523-1-010)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3380	中津浦(中津浦1)－2	(523-1-012-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3381	中津浦(中津浦1)－3	(523-1-012-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3382	中津浦(中津浦1)－5	(523-1-012-5)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3383	中津浦(中津浦1)－6	(523-1-012-6)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3384	下村1－1	(523-2-036-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3385	下村1－2	(523-2-036-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3386	下村2－1	(523-2-037-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3387	下村2－2	(523-2-037-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3388	下村3	(523-2-038)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3389	中津浦(中津浦2)	(523-2-046)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第352号	平成29年3月31日	
3390	椎場(上)	(209-1-047)	天草市	二浦町	土石流	○		熊本県告示第353号	平成29年3月31日	
3391	軍ヶ浦(8)	(532-1-037)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○		熊本県告示第353号	平成29年3月31日	
3392	早浦(中)	(209-1-039)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3393	早浦第一	(209-1-040)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3394	早浦(上)	(209-1-041)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3395	早浦(下)	(209-1-042)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3396	亀浦(上)	(209-1-045)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3397	亀浦(下)	(209-1-046)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3398	白石	(209-2-006)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3399	太田(西)	(209-2-009)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3400	太田(東)	(209-2-010)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3401	出河内	(209-2-011)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3402	椎場第一	(209-2-012)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3403	椎場第二	(209-2-013)	天草市	二浦町	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3404	軍ヶ浦(7)	(532-1-036)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3405	軍ヶ浦(10)	(532-2-017)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3406	軍ヶ浦上	(532-2-018)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3407	軍ヶ浦下	(532-2-019)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3408	白石	(209-1-086)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3409	早浦(A)	(209-1-087)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3410	二浦郵便局上	(209-1-088)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3411	早浦(B)－1	(209-1-089-1)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3412	亀浦1	(209-1-005(人))	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3413	太田	(209-2-001)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3414	上出河内	(209-2-002)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3415	中出河内－1	(209-2-003-1)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3416	亀浦2－1	(209-2-004-1)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3417	白石1	(209-2-006)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3418	白石2－1	(209-2-007-1)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3419	中山	(209-2-043)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
3420	早浦1	(209-2-044)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3421	早浦2-1	(209-2-045-1)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3422	早浦3	(209-2-046)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3423	早浦4	(209-2-047)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3424	椎葉	(209-2-131)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3425	クバカバ	(209-2-003(人))	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3426	軍ヶ浦1-1	(532-1-050-1)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3427	軍ヶ浦1-2	(532-1-050-2)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3428	軍ヶ浦1-3	(532-1-050-3)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3429	軍ヶ浦1-4	(532-1-050-4)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3430	軍ヶ浦1-5	(532-1-050-5)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3431	軍ヶ浦B-1	(532-1-051-1)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3432	軍ヶ浦B-2	(532-1-051-2)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3433	軍ヶ浦A-1	(532-1-052-1)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3434	軍ヶ浦A-2	(532-1-052-2)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3435	軍ヶ浦A-3	(532-1-052-3)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3436	向辺田-1	(532-1-053-1)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3437	軍ヶ浦2	(532-2-036)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3438	松林-1	(532-2-037-1)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3439	宮迫-1	(532-2-038-1)	天草市	天草町大江向	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第354号	平成29年3月31日	
3440	大庵	(532-2-008)	天草市	天草町高浜北	土石流	○		熊本県告示第355号	平成29年3月31日	
3441	白木川支川	(532-1-024)	天草市	天草町高浜南	土石流	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3442	内野-1	(532-1-018-1)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3443	内野-2	(532-1-018-2)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3444	内野-3	(532-1-018-3)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3445	内野-4	(532-1-018-4)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3446	諏訪(B)-1	(532-1-020-1)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3447	諏訪(B)-2	(532-1-020-2)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3448	諏訪(B)-3	(532-1-020-3)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3449	諏訪(B)-4	(532-1-020-4)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3450	諏訪(B)-5	(532-1-020-5)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3451	諏訪(B)-6	(532-1-020-6)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3452	諏訪(B)-7	(532-1-020-7)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3453	峯平-1	(532-1-021-1)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3454	峯平-2	(532-1-021-2)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3455	峯平-3	(532-1-021-3)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3456	峯平-4	(532-1-021-4)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3457	峯平-5	(532-1-021-5)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3458	峯平-6	(532-1-021-6)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3459	峯平-7	(532-1-021-7)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3460	峯平-8	(532-1-021-8)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3461	諏訪(A)-1	(532-1-022-1)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3462	諏訪(A)-2	(532-1-022-2)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3463	諏訪(A)-3	(532-1-022-3)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3464	諏訪(A)-4	(532-1-022-4)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3465	諏訪(A)-5	(532-1-022-5)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3466	元向-1	(532-1-023-1)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3467	元向-2	(532-1-023-2)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3468	内野2-1	(532-2-027-1)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3469	内野2-2	(532-2-027-2)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3470	内野2-3	(532-2-027-3)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3471	白木河内2-1	(532-2-028-1)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3472	白木河内2-2	(532-2-028-2)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3473	白木河内2-3	(532-2-028-3)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3474	白木河内2-4	(532-2-028-4)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3475	白木河内2-5	(532-2-028-5)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3476	白木河内2-6	(532-2-028-6)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3477	庵河内1	(532-2-030)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3478	庵河内2	(532-2-031)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3479	庵河内3	(532-2-032)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第356号	平成29年3月31日	
3480	下町	(533-1-001)	天草市	河浦町崎津	土石流	○		熊本県告示第357号	平成29年3月31日	
3481	太良川	(533-1-013)	天草市	河浦町今富	土石流	○		熊本県告示第357号	平成29年3月31日	
3482	太良川(2)	(533-1-014)	天草市	河浦町今富	土石流	○		熊本県告示第357号	平成29年3月31日	
3483	太良川(4)	(533-1-016)	天草市	河浦町今富	土石流	○		熊本県告示第357号	平成29年3月31日	
3484	潟(下)	(533-2-002)	天草市	河浦町崎津・今富	土石流	○		熊本県告示第357号	平成29年3月31日	
3485	内山-3	(532-2-003-3)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第357号	平成29年3月31日	
3486	内山-4	(532-2-003-4)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第357号	平成29年3月31日	
3487	奥山谷-4	(532-2-005-4)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第357号	平成29年3月31日	
3488	下田北-1	(532-1-010)	天草市	天草町下田北	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3489	山川	(532-1-011)	天草市	天草町下田北	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3490	下田北-2	(532-1-012)	天草市	天草町下田北	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3491	崎津(下)(崎津(下))	(533-1-002)	天草市	河浦町崎津	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3492	向江(上)	(533-1-010)	天草市	河浦町崎津	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3493	向江(下)	(533-1-011)	天草市	河浦町崎津	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3494	小島(1)	(533-1-012)	天草市	河浦町今富	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3495	太良川(3)	(533-1-015)	天草市	河浦町今富	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3496	番所の鼻	(533-2-001)	天草市	河浦町崎津	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3497	下田町民センター-1	(532-1-006-1)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3498	下田町民センター-2	(532-1-006-2)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3499	下田町民センター-3	(532-1-006-3)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3500	宮の本	(532-1-008)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3501	浜平1-1	(532-2-001-1)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3502	浜平1-2	(532-2-001-2)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3503	浜平1-3	(532-2-001-3)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村 市町村名 町・大字		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等 警戒 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考
3504	浜平1-4	(532-2-001-4)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3505	浜平1-5	(532-2-001-5)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3506	浜平1-6	(532-2-001-6)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3507	浜平1-7	(532-2-001-7)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3508	浜平1-8	(532-2-001-8)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3509	浜平1-9	(532-2-001-9)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3510	浜平2-1	(532-2-002-1)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3511	浜平2-2	(532-2-002-2)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3512	内山-1	(532-2-003-1)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3513	内山-2	(532-2-003-2)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3514	内山-5	(532-2-003-5)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3515	内山-6	(532-2-003-6)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3516	内山-7	(532-2-003-7)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3517	内山-8	(532-2-003-8)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3518	内山-9	(532-2-003-9)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3519	内山-10	(532-2-003-10)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3520	内山-11	(532-2-003-11)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3521	内山-12	(532-2-003-12)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3522	内山-13	(532-2-003-13)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3523	松の平公民館上-1	(532-2-004-1)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3524	松の平公民館上-2	(532-2-004-2)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3525	松の平公民館上-3	(532-2-004-3)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3526	奥山谷-1	(532-2-005-1)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3527	奥山谷-2	(532-2-005-2)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3528	奥山谷-3	(532-2-005-3)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3529	奥山谷-5	(532-2-005-5)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3530	奥山谷-6	(532-2-005-6)	天草市	天草町下田北・福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3531	小島3区-1	(533-1-035-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3532	小島中央-1	(533-1-036-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3533	小島2区	(533-1-037)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3534	月ヶ浦-1	(533-1-042-1)	天草市	河浦町崎津・今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3535	向江-1	(533-1-043-1)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3536	向江-5	(533-1-043-5)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3537	向江-6	(533-1-043-6)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3538	崎津1区(崎津1区)-1 (533-1-044-1)		天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3539	崎津2区(崎津2区)-1 (533-1-045-1)		天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3540	小高浜-1	(533-1-046-1)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3541	大山-1	(533-2-078-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3542	水越-1	(533-2-102-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3543	水越-3	(533-2-102-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3544	水越-4	(533-2-102-4)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3545	水越-5	(533-2-102-5)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3546	小島奥	(533-2-103)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3547	小島神社上	(533-2-104)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3548	梨木迫南	(533-2-108)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3549	梨木迫南1-1	(533-2-109-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3550	梨木迫南2-1	(533-2-110-1)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3551	富津1	(533-2-111)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3552	富津3	(533-2-112)	天草市	河浦町崎津・今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3553	富津小学校西-1	(533-2-113-1)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3554	下町1	(533-2-114)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3555	下町2-1	(533-2-115-1)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3556	四名田	(533-2-132)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成29年3月31日	
3557	銭瓶(1)-3	(533-1-023-3)	天草市	河浦町今田	土石流	○		熊本県告示第359号	平成29年3月31日	
3558	八幡宮南東-2	(533-2-071-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第359号	平成29年3月31日	
3559	銭瓶(1)-2	(533-1-023-2)	天草市	河浦町今田	土石流	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3560	葛河内(3)-2	(533-2-006-2)	天草市	河浦町河浦	土石流	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3561	葛河内(葛河内1)-2	(533-1-015-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3562	今村南-2	(533-1-016-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3563	小河内1-2	(533-1-020-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3564	小河内1-3	(533-1-020-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3565	小河内1-4	(533-1-020-4)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3566	中村-2	(533-1-022-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3567	中村-3	(533-1-022-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3568	下田1-2	(533-1-023-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3569	下田1-3	(533-1-023-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3570	下田2-2	(533-1-024-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3571	下田2-3	(533-1-024-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3572	下田2-4	(533-1-024-4)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3573	小掘里2-2	(533-1-026-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3574	馬場橋東3-2	(533-1-027-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3575	馬場橋東3-3	(533-1-027-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3576	馬場-2	(533-1-028-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3577	馬場-3	(533-1-028-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3578	竹崎南-2	(533-1-034-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3579	竹崎南-3	(533-1-034-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3580	小島3区-2	(533-1-035-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3581	小島3区-3	(533-1-035-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3582	小島3区-4	(533-1-035-4)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3583	小島3区-5	(533-1-035-5)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3584	小島中央-2	(533-1-036-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3585	小島中央-3	(533-1-036-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3586	小島中央-4	(533-1-036-4)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3587	片白-6	(533-1-038-6)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
3588	片白-7	(533-1-038-7)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3589	片白-8	(533-1-038-8)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3590	片白-9	(533-1-038-9)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3591	月ヶ浦-2	(533-1-042-2)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3592	向江-2	(533-1-043-2)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3593	向江-3	(533-1-043-3)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3594	向江-4	(533-1-043-4)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3595	崎津1区(崎津1区)-2	(533-1-044-2)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3596	崎津1区(崎津1区)-3	(533-1-044-3)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3597	崎津2区(崎津2区)-2	(533-1-045-2)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3598	崎津2区(崎津2区)-3	(533-1-045-3)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3599	小高浜-2	(533-1-046-2)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3600	小高浜-3	(533-1-046-3)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3601	小高浜-4	(533-1-046-4)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3602	小高浜-5	(533-1-046-5)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3603	小高浜-6	(533-1-046-6)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3604	小高浜-7	(533-1-046-7)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3605	小高浜-8	(533-1-046-8)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3606	板之河内橋西-2	(533-2-002-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3607	尾崎迫北-2	(533-2-003-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3608	桑木迫2-2	(533-2-006-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3609	桑木迫2-3	(533-2-006-3)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3610	銭瓶西1-2	(533-2-007-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3611	銭瓶西2-2	(533-2-008-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3612	銭瓶西2-3	(533-2-008-3)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3613	板之河内北-2	(533-2-014-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3614	倉谷1-2	(533-2-062-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3615	益田3-2	(533-2-067-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3616	益田5-2	(533-2-069-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3617	八幡宮南東-3	(533-2-071-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3618	日当下1-2	(533-2-072-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3619	迫白橋西-2	(533-2-076-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3620	大山-2	(533-2-078-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3621	大山-3	(533-2-078-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3622	大山-4	(533-2-078-4)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3623	大山-5	(533-2-078-5)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3624	大山-6	(533-2-078-6)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3625	大山-7	(533-2-078-7)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3626	大山-8	(533-2-078-8)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3627	日当下2-2	(533-2-081-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3628	平畑-2	(533-2-083-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3629	一町田小学校西-2	(533-2-084-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3630	馬場橋東1-2	(533-2-085-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3631	鳥井尾東1-2	(533-2-087-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3632	竹崎1-2	((533-2-099-2))	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3633	竹崎1-3	(533-2-099-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3634	竹崎1-4	(533-2-099-4)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3635	水越-2	(533-2-102-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3636	梨木迫南1-2	(533-2-109-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3637	梨木迫南1-3	(533-2-109-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3638	梨木迫南2-2	(533-2-110-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3639	梨木迫南2-3	(533-2-110-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3640	富津小学校西-2	(533-2-113-2)	天草市	河浦町崎津・今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3641	下町2-2	(533-2-115-2)	天草市	河浦町崎津	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3642	四名田-2	(533-2-132-2)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3643	四名田-3	(533-2-132-3)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3644	四名田-4	(533-2-132-4)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3645	四名田-5	(533-2-132-5)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3646	四名田-6	(533-2-132-6)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3647	四名田-7	(533-2-132-7)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3648	四名田-8	(533-2-132-8)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3649	四名田-9	(533-2-132-9)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3650	四名田-10	(533-2-132-10)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3651	四名田-11	(533-2-132-11)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3652	四名田-12	(533-2-132-12)	天草市	河浦町今富	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第360号	平成29年3月31日	
3653	割石谷	(526-1-001)	天草市	御所浦町横浦	土石流	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3654	与一が浦谷(与一ヶ浦谷) (526-1-003)		天草市	御所浦町横浦	土石流	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3655	浦谷	(526-1-004)	天草市	御所浦町横浦	土石流	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3656	横浦谷-2	(526-1-006-2)	天草市	御所浦町横浦	土石流	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3657	三蔵が迫	(526-1-007)	天草市	御所浦町横浦	土石流	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3658	樫の浦2-1	(526-1-018-1)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3659	樫の浦3	(526-1-019)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3660	第三牧向谷	(526-2-009)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3661	牧向谷	(526-2-010)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3662	横浦(A)-4	(526-1-029-4)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第361号	平成29年3月31日	
3663	与一が浦(与一ヶ浦)	(526-1-005)	天草市	御所浦町横浦	土石流	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3664	横浦谷-1	(526-1-006-1)	天草市	御所浦町横浦	土石流	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3665	樫の浦2-2	(526-1-018-2)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3666	大越越谷	(526-2-001)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3667	田の水川-1	(526-2-007-1)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3668	田の水川-2	(526-2-007-2)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3669	第二牧向谷	(526-2-008)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3670	田の尻-1	(526-2-011-1)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3671	田の尻-2	(526-2-011-2)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
3672	与一ヶ浦港北	(526-1-023)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3673	与一ヶ浦港中央-1	(526-1-024-1)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3674	与一ヶ浦港中央-2	(526-1-024-2)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3675	与一ヶ浦港中央-3	(526-1-024-3)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3676	与一ヶ浦港中央-4	(526-1-024-4)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3677	与一ヶ浦港中央-5	(526-1-024-5)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3678	与一ヶ浦港中央-6	(526-1-024-6)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3679	与一ヶ浦(A)-1	(526-1-025-1)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3680	与一ヶ浦(A)-2	(526-1-025-2)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3681	与一ヶ浦(A)-3	(526-1-025-3)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3682	与一ヶ浦(B)	(526-1-026)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3683	横浦島南1-1	(526-1-027-1)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3684	横浦島南1-2	(526-1-027-2)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3685	横浦(A)-1	(526-1-029-1)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3686	横浦(A)-2	(526-1-029-2)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3687	横浦(A)-3	(526-1-029-3)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3688	横浦(A)-5	(526-1-029-5)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3689	横浦漁港中央	(526-1-030)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3690	横浦(B)-1	(526-1-031-1)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3691	横浦(B)-2	(526-1-031-2)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3692	横浦(B)-3	(526-1-031-3)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3693	横浦(B)-4	(526-1-031-4)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3694	割石-1	(526-1-032-1)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3695	割石-2	(526-1-032-2)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3696	長浦漁港北1	(526-1-038)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3697	長浦漁港北2-1	(526-1-039-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3698	長浦漁港北2-2	(526-1-039-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3699	長浦漁港北2-3	(526-1-039-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3700	招崎東-1	(526-1-040-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3701	招崎東-2	(526-1-040-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3702	招崎東-3	(526-1-040-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3703	田の水1-1	(526-2-014-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3704	田の水1-2	(526-2-014-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3705	田の水1-3	(526-2-014-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3706	田の水1-4	(526-2-014-4)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3707	田の水1-5	(526-2-014-5)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3708	田の水1-6	(526-2-014-6)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3709	田の水1-7	(526-2-014-7)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3710	田の水2-1	(526-2-015-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3711	田の水2-2	(526-2-015-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3712	田の水3-1	(526-2-016-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3713	田の水3-2	(526-2-016-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3714	田の水3-3	(526-2-016-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3715	牧向東1	(526-2-017)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3716	牧向東2-1	(526-2-018-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3717	牧向東2-2	(526-2-018-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3718	牧向東2-3	(526-2-018-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3719	大通越-1	(526-2-019-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3720	大通越-2	(526-2-019-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3721	大通越-3	(526-2-019-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3722	大通越-4	(526-2-019-4)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3723	大通越-5	(526-2-019-5)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3724	与一ヶ浦港南-1	(526-2-022-1)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3725	与一ヶ浦港南-2	(526-2-022-2)	天草市	御所浦町横浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3726	牧向西-1	(526-2-023-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3727	牧向西-2	(526-2-023-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3728	牧向西-3	(526-2-023-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3729	牧向西-4	(526-2-023-4)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第362号	平成29年3月31日	
3730	ナギ迫	(526-1-016)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第363号	平成29年3月31日	
3731	舟隠1	(526-2-004)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第363号	平成29年3月31日	
3732	打越谷	(526-1-008)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3733	柵の木谷B	(526-1-009)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3734	朴の木谷	(526-1-010)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3735	森の迫	(526-1-011)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3736	中の迫	(526-1-012)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3737	第一牧本谷	(526-1-013)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3738	第二牧本谷	(526-1-014)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3739	長浦川	(526-1-015)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3740	櫻の浦1	(526-1-017)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3741	柵木-1	(526-2-002-1)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3742	柵木-2	(526-2-002-2)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3743	第三牧本谷	(526-2-003)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3744	舟隠2	(526-2-005)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3745	櫻の浦谷	(526-2-006)	天草市	御所浦町牧島	土石流	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3746	牧本-1	(526-1-033-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3747	牧本-2	(526-1-033-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3748	牧本-3	(526-1-033-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3749	牧本-4	(526-1-033-4)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3750	牧本-5	(526-1-033-5)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3751	牧本-6	(526-1-033-6)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3752	牧島漁港横-1	(526-1-034-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3753	牧島漁港横-2	(526-1-034-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3754	牧島漁港横-3	(526-1-034-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3755	牧島漁港横-4	(526-1-034-4)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考	
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒				
3756	牧島漁港横－5	(526-1-034-5)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3757	牧の島小学校東(勇志国際高等学校東)	(526-1-035)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3758	牧の島小学校北(勇志国際高等学校北)	(526-1-036)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3759	牧の島小学校西(勇志国際高等学校西)	(526-1-037)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3760	柵ノ木港西－1	(526-1-041-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3761	柵ノ木港西－2	(526-1-041-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3762	柵ノ木(A)－1	(526-1-042-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3763	柵ノ木(A)－2	(526-1-042-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3764	柵ノ木(A)－3	(526-1-042-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3765	柵ノ木(B)－1	(526-1-043-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3766	柵ノ木(B)－2	(526-1-043-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3767	柵ノ木(B)－3	(526-1-043-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3768	柵ノ木(B)－4	(526-1-043-4)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3769	柵ノ木(B)－5	(526-1-043-5)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3770	柵ノ木(B)－6	(526-1-043-6)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3771	柵ノ木(B)－7	(526-1-043-7)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3772	中瀬戸橋西1－1	(526-2-008-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3773	中瀬戸橋西1－2	(526-2-008-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3774	中瀬戸橋西2－1	(526-2-009-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3775	中瀬戸橋西2－2	(526-2-009-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3776	中瀬戸橋西3－1	(526-2-010-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3777	中瀬戸橋西3－2	(526-2-010-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3778	牧の島トンネル東－1	(526-2-011-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3779	牧の島トンネル東－2	(526-2-011-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3780	牧の島トンネル東－3	(526-2-011-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3781	牧の島トンネル東－4	(526-2-011-4)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3782	牧の島トンネル西－1	(526-2-012-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3783	牧の島トンネル西－2	(526-2-012-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3784	牧の島トンネル西－3	(526-2-012-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3785	牧の島トンネル西－4	(526-2-012-4)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3786	牧の島トンネル西－5	(526-2-012-5)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3787	長浦漁港東－1	(526-2-013-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3788	長浦漁港東－2	(526-2-013-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3789	長浦漁港東－3	(526-2-013-3)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3790	長浦漁港東－4	(526-2-013-4)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3791	長浦漁港東－5	(526-2-013-5)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3792	長浦漁港東－6	(526-2-013-6)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3793	柵ノ木港東	(526-2-020)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3794	ヤキ崎南－1	(526-2-021-1)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3795	ヤキ崎南－2	(526-2-021-2)	天草市	御所浦町牧島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第364号	平成29年3月31日	
3796	第一大浦谷	(526-1-031)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3797	第四真浦谷	(526-1-032)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3798	第三真浦谷	(526-1-033)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3799	第二真浦谷	(526-1-034)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3800	第一真浦谷	(526-1-035)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3801	第一元浦谷－1	(526-1-038-1)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3802	第一元浦谷－2	(526-1-038-2)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3803	第三元浦谷	(526-1-039)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3804	今浦谷	(526-2-015)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3805	元浦－5	(526-1-005-5)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3806	田の尻－2	(526-2-005-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3807	田の尻－9	(526-2-005-9)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第365号	平成29年3月31日	
3808	第一江の口谷	(526-1-025)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3809	田の尻川	(526-1-026)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3810	烏帽子1	(526-1-027)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3811	大浦1	(526-1-028)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3812	大浦2	(526-1-029)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3813	第二大浦谷	(526-1-030)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3814	大浦3	(526-1-036)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3815	第二元浦谷	(526-1-037)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3816	第三江の口谷	(526-2-012)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3817	第二江の口谷	(526-2-013)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3818	烏帽子2	(526-2-014)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3819	大浦漁港東－1	(526-1-001-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3820	大浦漁港東－2	(526-1-001-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3821	大浦漁港東－3	(526-1-001-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3822	大浦漁港東－4	(526-1-001-4)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3823	大浦(A)－1	(526-1-002-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3824	大浦(A)－2	(526-1-002-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3825	大浦(A)－3	(526-1-002-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3826	大浦漁港中央2－1	(526-1-003-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3827	大浦漁港中央2－2	(526-1-003-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3828	大浦(B)－1	(526-1-004-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3829	大浦(B)－2	(526-1-004-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3830	大浦(B)－3	(526-1-004-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3831	大浦(B)－4	(526-1-004-4)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3832	大浦(B)－5	(526-1-004-5)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3833	大浦(B)－6	(526-1-004-6)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3834	大浦(B)－7	(526-1-004-7)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3835	大浦(B)－8	(526-1-004-8)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3836	元浦－1	(526-1-005-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3837	元浦－2	(526-1-005-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3838	元浦－3	(526-1-005-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3839	元浦－4	(526-1-005-4)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
3840	元浦－6	(526-1-005-6)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3841	元浦－7	(526-1-005-7)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3842	元浦－8	(526-1-005-8)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3843	元浦－9	(526-1-005-9)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3844	元浦－10	(526-1-005-10)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3845	元浦－11	(526-1-005-11)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3846	元浦－12	(526-1-005-12)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3847	元浦－13	(526-1-005-13)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3848	元浦－14	(526-1-005-14)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3849	越地東	(526-2-003)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3850	江口－1	(526-2-004-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3851	江口－2	(526-2-004-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3852	江口－3	(526-2-004-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3853	田の尻－1	(526-2-005-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3854	田の尻－3	(526-2-005-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3855	田の尻－4	(526-2-005-4)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3856	田の尻－5	(526-2-005-5)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3857	田の尻－6	(526-2-005-6)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3858	田の尻－7	(526-2-005-7)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3859	田の尻－8	(526-2-005-8)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3860	田の尻－10	(526-2-005-10)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3861	田の尻－11	(526-2-005-11)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第366号	平成29年3月31日	
3862	佃(下)	(532-1-021)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第367号	平成29年3月31日	
3863	中村(上)	(532-2-006)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第367号	平成29年3月31日	
3864	鬼海ヶ浦B－2	(532-1-010-2)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第367号	平成29年3月31日	
3865	鬼海ヶ浦(上)	(532-1-013)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3866	鬼海ヶ浦(中)	(532-1-014)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3867	鬼海ヶ浦(下)	(532-1-015)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3868	中村(下)	(532-1-016)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3869	白石川－1	(532-1-017-1)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3870	白石川－2	(532-1-017-2)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3871	上野(下)－1	(532-1-018-1)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3872	上野(下)－2	(532-1-018-2)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3873	上野(下)－3	(532-1-018-3)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3874	上野(上)	(532-1-019)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3875	佃(上)	(532-1-020)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3876	浜	(532-1-022)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3877	中村	(532-2-005)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3878	上野	(532-2-007)	天草市	天草町下田南	土石流	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3879	宮の本－2	(532-1-008-2)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3880	宮の本－3	(532-1-008-3)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3881	宮の本－4	(532-1-008-4)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3882	宮の本－5	(532-1-008-5)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3883	宮の本－6	(532-1-008-6)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3884	宮の本－7	(532-1-008-7)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3885	宮の本－8	(532-1-008-8)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3886	宮の本－9	(532-1-008-9)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3887	宮の本－10	(532-1-008-10)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3888	宮の本－11	(532-1-008-11)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3889	宮の本－12	(532-1-008-12)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3890	宮の本－13	(532-1-008-13)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3891	宮の本－14	(532-1-008-14)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3892	宮の本－15	(532-1-008-15)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3893	宮の本－16	(532-1-008-16)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3894	宮の本－17	(532-1-008-17)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3895	宮の本－18	(532-1-008-18)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3896	宮の本－19	(532-1-008-19)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3897	宮の本－20	(532-1-008-20)	天草市	天草町下田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3898	宮の本－21	(532-1-008-21)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3899	鬼海ヶ浦1－1	(532-1-009-1)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3900	鬼海ヶ浦1－2	(532-1-009-2)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3901	鬼海ヶ浦1－3	(532-1-009-3)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3902	鬼海ヶ浦1－4	(532-1-009-4)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3903	鬼海ヶ浦1－5	(532-1-009-5)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3904	鬼海ヶ浦B－1	(532-1-010-1)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3905	鬼海ヶ浦B－3	(532-1-010-3)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3906	鬼海ヶ浦B－4	(532-1-010-4)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3907	鬼海ヶ浦B－5	(532-1-010-5)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3908	鬼海ヶ浦B－6	(532-1-010-6)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3909	浜(A)	(532-1-011)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3910	中村(A)－1	(532-1-012-1)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3911	中村(A)－2	(532-1-012-2)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3912	中村(A)－3	(532-1-012-3)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3913	中村(A)－4	(532-1-012-4)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3914	中村(A)－5	(532-1-012-5)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3915	中村(A)－6	(532-1-012-6)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3916	中村(B)－1	(532-1-013-1)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3917	中村(B)－2	(532-1-013-2)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3918	中村(B)－3	(532-1-013-3)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3919	中村(B)－4	(532-1-013-4)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3920	中村(B)－5	(532-1-013-5)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3921	上野－1	(532-1-014-1)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3922	上野－2	(532-1-014-2)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3923	上野－3	(532-1-014-3)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
3924	佃－1	(532-1-015-1)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3925	佃－2	(532-1-015-2)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3926	浜(B)－1	(532-1-016-1)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3927	浜(B)－2	(532-1-016-2)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3928	浜(B)－3	(532-1-016-3)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3929	浜(B)－4	(532-1-016-4)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3930	鬼海ヶ浦A－1	(532-2-022-1)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3931	鬼海ヶ浦A－2	(532-2-022-2)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3932	鬼海ヶ浦A－3	(532-2-022-3)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3933	下田南小体育館上－1	(532-2-023-1)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3934	下田南小体育館上－2	(532-2-023-2)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3935	下田南小体育館上－3	(532-2-023-3)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3936	下田南小体育館上－4	(532-2-023-4)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第368号	平成29年3月31日	
3937	下石立(下)	(532-1-002)	天草市	天草町福連木	土石流	○		熊本県告示第369号	平成29年3月31日	
3938	下石立(上)	(532-1-003)	天草市	天草町福連木	土石流	○		熊本県告示第369号	平成29年3月31日	
3939	村中(中)	(532-1-006)	天草市	天草町福連木	土石流	○		熊本県告示第369号	平成29年3月31日	
3940	村中(下)	(532-1-007)	天草市	天草町福連木	土石流	○		熊本県告示第369号	平成29年3月31日	
3941	志田原川	(532-1-009)	天草市	天草町福連木	土石流	○		熊本県告示第369号	平成29年3月31日	
3942	皆廻	(532-2-003)	天草市	天草町福連木	土石流	○		熊本県告示第369号	平成29年3月31日	
3943	下石立(新)	(532-1-001)	天草市	天草町福連木	土石流	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3944	下石立	(532-1-004)	天草市	天草町福連木	土石流	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3945	上石立	(532-1-005)	天草市	天草町福連木	土石流	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3946	村中	(532-1-008)	天草市	天草町福連木	土石流	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3947	佐世保迫	(532-2-001)	天草市	天草町福連木	土石流	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3948	皆廻(東)	(532-2-002)	天草市	天草町福連木	土石流	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3949	村中(上)	(532-2-004)	天草市	天草町福連木	土石流	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3950	川向－1	(532-1-001-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3951	川向－2	(532-1-001-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3952	川向－3	(532-1-001-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3953	川向－4	(532-1-001-4)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3954	川向－5	(532-1-001-5)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3955	川向－6	(532-1-001-6)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3956	川向－7	(532-1-001-7)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3957	川向－8	(532-1-001-8)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3958	川向－9	(532-1-001-9)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3959	川向－10	(532-1-001-10)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3960	川向－11	(532-1-001-11)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3961	川向－12	(532-1-001-12)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3962	川向－13	(532-1-001-13)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3963	村中(A)－1	(532-1-002-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3964	村中(A)－2	(532-1-002-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3965	村中(B)－1	(532-1-003-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3966	村中(B)－2	(532-1-003-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3967	村中(B)－3	(532-1-003-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3968	村中(B)－4	(532-1-003-4)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3969	志田原－1	(532-1-004-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3970	志田原－2	(532-1-004-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3971	志田原－3	(532-1-004-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3972	コクリュウ公民館上(石立公民館上)	(532-1-005)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3973	石立2－1	(532-2-006-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3974	石立2－2	(532-2-006-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3975	石立2－3	(532-2-006-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3976	石立2－4	(532-2-006-4)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3977	石立1－1	(532-2-007-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3978	石立1－2	(532-2-007-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3979	石立1－3	(532-2-007-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3980	小次郎迫1	(532-2-008)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3981	小次郎迫2－1	(532-2-009-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3982	小次郎迫2－2	(532-2-009-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3983	小次郎迫2－3	(532-2-009-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3984	小次郎迫2－4	(532-2-009-4)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3985	志田原2－1	(532-2-010-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3986	志田原2－2	(532-2-010-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3987	志田原2－3	(532-2-010-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3988	志田原2－4	(532-2-010-4)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3989	志田原3－1	(532-2-011-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3990	志田原3－2	(532-2-011-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3991	志田原3－3	(532-2-011-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3992	六本木1	(532-2-012)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3993	六本木2－1	(532-2-013-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3994	六本木2－2	(532-2-013-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3995	六本木2－3	(532-2-013-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3996	六本木2－4	(532-2-013-4)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3997	佐世布川内1－1	(532-2-014-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3998	佐世布川内1－2	(532-2-014-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
3999	佐世布川内2－1	(532-2-015-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4000	佐世布川内2－2	(532-2-015-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4001	佐世布川内2－3	(532-2-015-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4002	佐世布川内2－4	(532-2-015-4)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4003	佐世布川内2－5	(532-2-015-5)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4004	皆廻1	(532-2-016)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4005	皆廻2－1	(532-2-017-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4006	皆廻2－2	(532-2-017-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4007	皆廻2－3	(532-2-017-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		(番号)	市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4008	竹道1	(532-2-018)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4009	竹道2-1	(532-2-019-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4010	竹道2-2	(532-2-019-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4011	竹道2-3	(532-2-019-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4012	皆廻-1	(532-2-020-1)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4013	皆廻-2	(532-2-020-2)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4014	皆廻-3	(532-2-020-3)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4015	皆廻-4	(532-2-020-4)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4016	皆廻-5	(532-2-020-5)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4017	牧	(532-2-021)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成29年3月31日	
4018	山仁田-8	(207-1-014-8)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成29年3月31日	
4019	大矢崎2-17	(207-1-021-17)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成29年3月31日	
4020	大矢崎2-21	(207-1-021-21)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成29年3月31日	
4021	大矢崎2-23	(207-1-021-23)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成29年3月31日	
4022	大矢崎2-24	(207-1-021-24)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成29年3月31日	
4023	寺領-3	(207-1-005-3)	天草市	本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4024	寺領-4	(207-1-005-4)	天草市	本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4025	寺領-5	(207-1-005-5)	天草市	本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4026	寺領-6	(207-1-005-6)	天草市	本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4027	大矢崎2-18	(207-1-021-18)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4028	大矢崎2-19	(207-1-021-19)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4029	大矢崎2-20	(207-1-021-20)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4030	大矢崎2-22	(207-1-021-22)	天草市	本渡町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4031	大矢崎2-25	(207-1-021-25)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4032	大矢崎2-26	(207-1-021-26)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4033	在郷-9	(207-1-022-9)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4034	古川町-2	(207-1-039-2)	天草市	川原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4035	古川町-3	(207-1-039-3)	天草市	川原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4036	久々山-16	(207-1-058-16)	天草市	杵宇土町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4037	門前橋横-5	(207-2-031-5)	天草市	本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4038	上在郷-4	(207-3-001-4)	天草市	佐伊津町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4039	後迫-2	(209-1-001-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4040	後迫-3	(209-1-001-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4041	後迫-4	(209-1-001-4)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4042	後迫-5	(209-1-001-5)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4043	後迫-6	(209-1-001-6)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4044	下平-2	(209-1-002-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4045	下平-3	(209-1-002-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4046	下平-4	(209-1-002-4)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4047	舟津-2	(209-1-004-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4048	舟津-3	(209-1-004-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4049	舟津-4	(209-1-004-4)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4050	舟津-5	(209-1-004-5)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4051	多々良-2	(209-1-005-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4052	多々良-3	(209-1-005-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4053	多々良-4	(209-1-005-4)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4054	多々良-5	(209-1-005-5)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4055	多々良-6	(209-1-005-6)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4056	中の迫-2	(209-1-006-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4057	中の迫-3	(209-1-006-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4058	中の迫-4	(209-1-006-4)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4059	中の迫-5	(209-1-006-5)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4060	若(A)-2	(209-1-008-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4061	若(A)-3	(209-1-008-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4062	若(B)-2	(209-1-009-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4063	浅海(A)-2	(209-1-011-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4064	浅海(A)-3	(209-1-011-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4065	浅海(A)-4	(209-1-011-4)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4066	浅海(A)-5	(209-1-011-5)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4067	浅海(A)-6	(209-1-011-6)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4068	浅海(A)-7	(209-1-011-7)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4069	浅海(A)-8	(209-1-011-8)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4070	浅海(A)-9	(209-1-011-9)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4071	浅海(A)-10	(209-1-011-10)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4072	浅海(A)-11	(209-1-011-11)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4073	浅海(B)-2	(209-1-012-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4074	浅海(2)-2	(209-1-013-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4075	浅海(2)-3	(209-1-013-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4076	浅海(C)-2	(209-1-014-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4077	下平1-2	(209-2-056-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4078	下平1-3	(209-2-056-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第372号	平成29年3月31日	
4079	二本木-3	(529-1-014-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第373号	平成29年3月31日	
4080	小峰-12	(529-1-034-12)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第373号	平成29年3月31日	
4081	二本木3-3	(529-2-011-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第373号	平成29年3月31日	
4082	高根-2	(529-1-012-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4083	高根-3	(529-1-012-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4084	二本木-2	(529-1-014-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4085	二本木-4	(529-1-014-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4086	二本木-5	(529-1-014-5)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4087	二本木-6	(529-1-014-6)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4088	二本木2-2	(529-1-015-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4089	立2-2	(529-1-016-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4090	立2-3	(529-1-016-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4091	立1-2	(529-1-017-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		(番号)	市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4092	立1-3	(529-1-017-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4093	立-2	(529-1-018-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4094	立-3	(529-1-018-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4095	立-4	(529-1-018-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4096	立-5	(529-1-018-5)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4097	立-6	(529-1-018-6)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4098	立-7	(529-1-018-7)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4099	天附2-2	(529-1-023-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4100	天附2-3	(529-1-023-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4101	天附2-4	(529-1-023-4)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4102	新田1-2	(529-1-024-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4103	新田1-3	(529-1-024-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4104	新田1-4	(529-1-024-4)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4105	新田1-5	(529-1-024-5)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4106	平山(平山1)-2	(529-1-025-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4107	平山(平山1)-3	(529-1-025-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4108	横島(長野)-2	(529-1-026-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4109	横島(長野)-3	(529-1-026-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4110	長野(横島)-2	(529-1-027-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4111	長野(横島)-3	(529-1-027-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4112	長野(横島)-4	(529-1-027-4)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4113	長野(横島)-5	(529-1-027-5)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4114	長野(横島)-6	(529-1-027-6)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4115	長野(横島)-7	(529-1-027-7)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4116	前田-2	(529-1-028-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4117	前田-3	(529-1-028-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4118	前田-4	(529-1-028-4)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4119	棚田1-2	(529-1-030-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4120	棚田1-3	(529-1-030-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4121	野田崎1-2	(529-1-032-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4122	小峰-2	(529-1-034-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4123	小峰-3	(529-1-034-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4124	小峰-4	(529-1-034-4)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4125	小峰-5	(529-1-034-5)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4126	小峰-6	(529-1-034-6)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4127	小峰-7	(529-1-034-7)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4128	小峰-8	(529-1-034-8)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4129	小峰-9	(529-1-034-9)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4130	小峰-10	(529-1-034-10)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4131	小峰-11	(529-1-034-11)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4132	二本木3-2	(529-2-011-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4133	寺迫-2	(529-2-070-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4134	二垣-2	(529-2-071-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4135	長野(田淵)-2	(529-2-073-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4136	長野(田淵)-3	(529-2-073-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4137	長野(田淵)-4	(529-2-073-4)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4138	長野(田淵)-5	(529-2-073-5)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4139	長野(田淵)-6	(529-2-073-6)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4140	田淵(大石1)-2	(529-2-074-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4141	田淵(大石1)-3	(529-2-074-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4142	春野-2	(529-2-076-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4143	春野2-2	(529-2-077-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4144	春野2-3	(529-2-077-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4145	城平2-2	(529-2-079-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4146	城平3-2	(529-2-080-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4147	城平3-3	(529-2-080-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第374号	平成29年3月31日	
4148	大古江-2	(533-1-032-2)	天草市	河浦町久留	土石流	○	○	熊本県告示第375号	平成29年3月31日	
4149	大丸(下)-2	(533-2-024-2)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第375号	平成29年3月31日	
4150	上平-2	(533-1-010-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第375号	平成29年3月31日	
4151	津留(1)-2	(533-1-024-2)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4152	向新田-2	(533-1-033-2)	天草市	河浦町路木	土石流	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4153	津留(5)-2	(533-2-022-2)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4154	大丸(上)-2	(533-2-025-2)	天草市	河浦町新合	土石流	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4155	松崎-2	(533-1-001-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4156	松崎-3	(533-1-001-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4157	松崎-4	(533-1-001-4)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4158	松崎-5	(533-1-001-5)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4159	松崎-6	(533-1-001-6)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4160	西高根1区-2	(533-1-002-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4161	西高根2区-2	(533-1-003-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4162	西高根2区-3	(533-1-003-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4163	舟津2区-2	(533-1-005-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4164	舟津2区-3	(533-1-005-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4165	舟津2区-4	(533-1-005-4)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4166	舟津2区-5	(533-1-005-5)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4167	舟津2区-6	(533-1-005-6)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4168	舟津2区-7	(533-1-005-7)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4169	船津南-4	(533-1-006-4)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4170	本郷-2	(533-1-007-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4171	本郷-3	(533-1-007-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4172	本郷-4	(533-1-007-4)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4173	本郷-5	(533-1-007-5)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4174	本郷-6	(533-1-007-6)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4175	本郷-7	(533-1-007-7)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		(番号)	市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4176	本郷一	(533-1-007-8)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4177	越地一	(533-1-008-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4178	越地三	(533-1-008-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4179	上平北一	(533-1-009-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4180	上平北一	(533-1-009-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4181	上平北一	(533-1-009-4)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4182	上平一	(533-1-010-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4183	平床南一	(533-1-011-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4184	平床一	(533-1-012-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4185	大友一	(533-1-031-2)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4186	大友一	(533-1-031-3)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4187	久留一	(533-1-032-2)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4188	久留一	(533-1-032-3)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4189	主留二	(533-1-033-2)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4190	立原公民館東一	(533-2-023-2)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4191	立原公民館西一	(533-2-025-2)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4192	村迫奥一	(533-2-028-2)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4193	松崎東一	(533-2-030-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4194	松崎公民館下三	(533-2-033-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4195	松崎公民館下三	(533-2-033-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4196	津留西一	(533-2-039-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4197	津留西一	(533-2-039-3)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4198	赤木一	(533-2-044-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4199	梅の木一	(533-2-046-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4200	西高根東一	(533-2-050-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4201	小塚三	(533-2-058-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4202	町田川曲一	(533-2-070-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4203	三軒屋南一	(533-2-098-2)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4204	久留橋西一	(533-2-117-2)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4205	水の浦一	(533-2-118-2)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4206	水の浦一	(533-2-118-3)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4207	水の浦一	(533-2-118-4)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4208	水の浦一	(533-2-118-5)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4209	大古江上二	(533-2-124-2)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4210	大古江上三	(533-2-124-3)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4211	本郷南二	(533-2-129-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4212	本郷南四	(533-2-131-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4213	本郷南四	(533-2-131-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4214	本郷南四	(533-2-131-4)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4215	本郷南四	(533-2-131-5)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第376号	平成29年3月31日	
4216	外友	(3)	天草市	倉岳町宮田	地滑り	○		熊本県告示第377号	平成29年3月31日	
4217	荒平	(51)	天草市	倉岳町浦	地滑り	○		熊本県告示第377号	平成29年3月31日	
4218	小浦	(57)	天草市	倉岳町浦	地滑り	○		熊本県告示第377号	平成29年3月31日	
4219	宮田	(125)	天草市	倉岳町宮田	地滑り	○		熊本県告示第377号	平成29年3月31日	
4220	丸木場	(17)	天草市	五和町手野	地滑り	○		熊本県告示第378号	平成29年3月31日	
4221	本町	(19)	天草市	本町	地滑り	○		熊本県告示第379号	平成29年3月31日	
4222	広瀬	(25)	天草市	本町	地滑り	○		熊本県告示第379号	平成29年3月31日	
4223	宇土	(75)	天草市	本町	地滑り	○		熊本県告示第379号	平成29年3月31日	
4224	洗切	(110)	天草市	本町	地滑り	○		熊本県告示第379号	平成29年3月31日	
4225	夕路越口(一)	(522-2-250-2)	上天草市天草市	松島町今泉有明橋南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成29年3月31日	上天草市と重複
4226	夕路越口(一)	(522-2-250-3)	上天草市天草市	松島町今泉有明橋南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成29年3月31日	上天草市と重複
4227	夕路越口(一)	(522-2-250-4)	上天草市天草市	松島町今泉有明橋南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成29年3月31日	上天草市と重複
4228	夕路越口(一)	(522-2-250-5)	上天草市天草市	松島町今泉有明橋南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成29年3月31日	上天草市と重複
4229	夕路越口(一)	(522-2-250-6)	上天草市天草市	松島町今泉有明橋南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成29年3月31日	上天草市と重複
4230	夕路越口(一)	(522-2-250-7)	上天草市天草市	松島町今泉有明橋南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第381号	平成29年3月31日	上天草市と重複
4231	志登平	(207-1-019)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第389号	平成29年3月31日	再指定告示
4232	福津第四	(209-2-014)	天草市	魚貴町	土石流	○		熊本県告示第498号	平成29年4月25日	
4233	軍ヶ浦(一)	(532-1-031)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○		熊本県告示第498号	平成29年4月25日	
4234	軍ヶ浦(二)	(532-1-032)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○		熊本県告示第498号	平成29年4月25日	
4235	軍ヶ浦(3)	(532-1-033)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○		熊本県告示第498号	平成29年4月25日	
4236	軍ヶ浦(11)	(532-2-015)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○		熊本県告示第498号	平成29年4月25日	
4237	池田第一	(209-1-048)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4238	池田第二	(209-1-049)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4239	福津第一	(209-1-050)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4240	福津第三	(209-1-051)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4241	福津	(209-1-052)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4242	八良木	(209-2-015)	天草市	魚貴町	土石流	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4243	軍ヶ浦(4)	(532-1-034)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4244	軍ヶ浦(6)	(532-1-035)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4245	軍ヶ浦(9)	(532-2-016)	天草市	天草町大江軍浦	土石流	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4246	福津一	(209-1-083-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4247	池田小学校上	(209-1-084)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4248	池田一	(209-1-085-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4249	仏崎	(209-1-097)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4250	福津一	(209-2-010-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4251	福津2	(209-2-011)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4252	福津3一	(209-2-012-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4253	福津4	(209-2-013)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4254	福津6	(209-2-014)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4255	福津7一	(209-2-015-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4256	福津8	(209-2-016)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4257	福津9	(209-2-017)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4258	里浦1	(209-2-024)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	
4259	里浦2	(209-2-025)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4260	里浦3－1	(209-2-026-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4261	里浦4	(209-2-027)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4262	里浦5	(209-2-028)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4263	池田1	(209-2-029)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4264	池田2	(209-2-030)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4265	池田3	(209-2-031)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4266	池田4	(209-2-032)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4267	池田5－1	(209-2-033-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4268	池田6－1	(209-2-034-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4269	里浦湾1	(209-2-035)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4270	池田の池－1	(209-2-036-1)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4271	里浦湾2	(209-2-037)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4272	里浦湾3	(209-2-038)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4273	里浦湾4	(209-2-039)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4274	唐千田	(209-2-130)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4275	唐崎－1	(532-1-047-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4276	唐崎－2	(532-1-047-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4277	唐崎－3	(532-1-047-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4278	軍ヶ浦D－1	(532-1-048-1)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4279	軍ヶ浦D－2	(532-1-048-2)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4280	軍ヶ浦D－3	(532-1-048-3)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4281	軍ヶ浦D－4	(532-1-048-4)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4282	軍ヶ浦D－5	(532-1-048-5)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4283	軍ヶ浦C－1	(532-1-049-1)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4284	軍ヶ浦C－2	(532-1-049-2)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4285	軍ヶ浦C－3	(532-1-049-3)	天草市	天草町大江軍浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第499号	平成29年4月25日
4286	東迫川	(523-1-011)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4287	山浦川2	(523-2-011)	天草市	有明町赤崎	土石流	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4288	佐平屋敷1－1	(523-1-045-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4289	佐平屋敷1－2	(523-1-045-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4290	佐平屋敷2－1	(523-1-046-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4291	佐平屋敷2－2	(523-1-046-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4292	佐平屋敷2－3	(523-1-046-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4293	佐平屋敷2－4	(523-1-046-4)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4294	佐平屋敷2－5	(523-1-046-5)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4295	佐平屋敷2－6	(523-1-046-6)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4296	西山浦－1	(523-1-047-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4297	西山浦－2	(523-1-047-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4298	山浦－1	(523-1-048-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4299	山浦－2	(523-1-048-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4300	山浦－3	(523-1-048-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4301	山浦－4	(523-1-048-4)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4302	赤崎山浦1	(523-2-052)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4303	赤崎山浦2－1	(523-2-053-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4304	赤崎山浦2－2	(523-2-053-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4305	赤崎山浦2－3	(523-2-053-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4306	赤崎山浦2－4	(523-2-053-4)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4307	赤崎山浦3－1	(523-2-054-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4308	赤崎山浦3－2	(523-2-054-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4309	赤崎山浦3－3	(523-2-054-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4310	赤崎山浦4－1	(523-2-055-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4311	赤崎山浦4－2	(523-2-055-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4312	東迫川	(523-2-064)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	平成29年4月25日
4313	大河内西	(532-2-010)	天草市	天草町高浜北・高浜南	土石流	○	○	熊本県告示第501号	平成29年4月25日
4314	中の河内(下)	(533-1-030)	天草市	河浦町久留	土石流	○	○	熊本県告示第501号	平成29年4月25日
4315	向新田－1	(533-1-033-1)	天草市	河浦町路木	土石流	○	○	熊本県告示第501号	平成29年4月25日
4316	大河内	(532-1-023)	天草市	天草町高浜北	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4317	皿山	(532-2-009)	天草市	天草町高浜北	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4318	大河内東	(532-2-011)	天草市	天草町高浜北	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4319	中の河内(上)	(533-1-029)	天草市	河浦町久留	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4320	水の浦	(533-1-031)	天草市	河浦町久留	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4321	大古江－1	(533-1-032-1)	天草市	河浦町久留	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4322	本松(中)	(533-2-038)	天草市	河浦町白木河内	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4323	本松(上)	(533-2-039)	天草市	河浦町白木河内	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4324	野平	(533-2-040)	天草市	河浦町白木河内	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4325	白木河内(南)	(533-2-041)	天草市	河浦町白木河内	土石流	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4326	皿山－1	(532-1-017-1)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4327	皿山－2	(532-1-017-2)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4328	皿山－3	(532-1-017-3)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4329	皿山－4	(532-1-017-4)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4330	皿山－5	(532-1-017-5)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4331	皿山－6	(532-1-017-6)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4332	皿山－7	(532-1-017-7)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4333	大河内－1	(532-1-019-1)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4334	大河内－2	(532-1-019-2)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4335	久欄野1	(532-2-024)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4336	久欄野2	(532-2-025)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4337	久欄野3	(532-2-026)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4338	大河内2－1	(532-2-033-1)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4339	大河内2－2	(532-2-033-2)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4340	大河内2－3	(532-2-033-3)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4341	庵河内4	(532-2-039)	天草市	天草町高浜北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4342	一本松	(533-1-029)	天草市	河浦町河浦、白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日
4343	白木河内	(533-1-030)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4344	大友ー1	(533-1-031-1)	天草市	河浦町白木河内・久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4345	久留ー1	(533-1-032-1)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4346	主留2ー1	(533-1-033-1)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4347	宇土迫1	(533-2-052)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4348	宇土迫2	(533-2-053)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4349	町立病院西	(533-2-090)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4350	三軒屋北東	(533-2-091)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4351	三軒屋東1	(533-2-092)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4352	三軒屋東2	(533-2-093)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4353	野平1	(533-2-094)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4354	野平2	(533-2-095)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4355	中村1	(533-2-096)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4356	中村2	(533-2-097)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4357	三軒屋南ー1	(533-2-098-1)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4358	中之河内橋東	(533-2-116)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4359	久留橋西ー1	(533-2-117-1)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4360	水の浦1ー1	(533-2-118-1)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4361	水の浦2	(533-2-119)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4362	主留1	(533-2-120)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4363	主留3	(533-2-121)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4364	主留南	(533-2-122)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4365	大古江	(533-2-123)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4366	大古江上ー1	(533-2-124-1)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4367	古江	(533-2-125)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4368	向新田	(533-2-126)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	平成29年4月25日	
4369	赤崎1	(529-1-026)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第503号	平成29年4月25日	
4370	立川	(529-1-024)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4371	高根	(529-1-025)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4372	赤崎2	(529-1-027)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4373	宮地浦1	(529-1-028)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4374	宮地浦2	(529-1-029)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4375	小峰	(529-2-034)	天草市	新和町大木尾	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4376	立	(529-2-035)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4377	浦1	(529-2-036)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4378	浦2	(529-2-037)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4379	宮地浦(北)	(529-2-038)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4380	宮地浦(南)	(529-2-039)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4381	小宮地1	(529-2-040)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4382	小宮地2	(529-2-041)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4383	浦ー1	(529-1-010-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4384	浦ー2	(529-1-010-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4385	小島ー1	(529-1-011-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4386	高根ー1	(529-1-012-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4387	高根2	(529-1-013)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4388	二本木ー1	(529-1-014-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4389	二本木2ー1	(529-1-015-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4390	立2ー1	(529-1-016-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4391	立1ー1	(529-1-017-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4392	立ー1	(529-1-018-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4393	立3ー1	(529-2-006-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4394	立4	(529-2-007)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4395	二本木3ー1	(529-2-011-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4396	宮地浦ー1	(529-2-012-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4397	宮地浦湾ー1	(529-2-013-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4398	小宮路1(小宮地1)	(529-2-062)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4399	小宮路2(小宮地2)ー1 (529-2-063-1)		天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4400	赤崎ー1	(529-2-069-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4401	寺迫ー1	(529-2-070-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4402	二垣ー1	(529-2-071-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第504号	平成29年4月25日	
4403	有明東中学校上ー1	(523-1-033-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4404	有明東中学校上ー2	(523-1-033-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4405	須子(須子1)ー1	(523-1-034-1)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4406	須子(須子1)ー2	(523-1-034-2)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4407	須子(須子3)	(523-1-035)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4408	大久保ー1	(523-1-036-1)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4409	大久保ー2	(523-1-036-2)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4410	大久保ー3	(523-1-036-3)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4411	町民体育館横	(523-1-037)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4412	須子神社横	(523-1-039)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4413	拍持	(523-1-040)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4414	須子4ー1	(523-2-047-1)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4415	須子4ー2	(523-2-047-2)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4416	須子4ー3	(523-2-047-3)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4417	須子4ー4	(523-2-047-4)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4418	須子4ー5	(523-2-047-5)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4419	須子4ー6	(523-2-047-6)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4420	須子4ー7	(523-2-047-7)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4421	須子4ー8	(523-2-047-8)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4422	須子4ー9	(523-2-047-9)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4423	須子東区集会所上	(523-2-048)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4424	須子2	(523-2-049)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4425	庄屋口橋	(523-2-050)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4426	須子漁港前ー1	(523-2-051-1)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4427	須子漁港前ー2	(523-2-051-2)	天草市	有明町須子	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4428	御幸ヶ浜1-1	(523-2-062-1)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4429	御幸ヶ浜1-2	(523-2-062-2)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4430	御幸ヶ浜1-3	(523-2-062-3)	天草市	有明町赤崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第505号	平成29年4月25日	
4431	村田	(209-2-001)	天草市	久玉町	土石流	○		熊本県告示第506号	平成29年4月25日	
4432	山の浦(6)	(209-2-003)	天草市	久玉町	土石流	○		熊本県告示第506号	平成29年4月25日	
4433	山の浦(7)	(209-2-004)	天草市	久玉町	土石流	○		熊本県告示第506号	平成29年4月25日	
4434	上河内	(532-1-027)	天草市	天草町高浜南	土石流	○		熊本県告示第506号	平成29年4月25日	
4435	西平-6	(532-1-035-6)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第506号	平成29年4月25日	
4436	大の浦	(209-1-016)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4437	山の浦(1)-1	(209-1-017-1)	天草市	久玉町深海町	土石流	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4438	山の浦(2)	(209-1-018)	天草市	久玉町深海町	土石流	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4439	山の浦(3)	(209-1-019)	天草市	久玉町深海町	土石流	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4440	山の浦(4)	(209-1-020)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4441	山の浦(5)-1	(209-1-021-1)	天草市	久玉町	土石流	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4442	辰ヶ越第一	(209-2-018)	天草市	牛深町	土石流	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4443	大追川支川(園田川)	(532-2-013)	天草市	天草町大江	土石流	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4444	山の浦(A)-1	(209-1-015-1)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4445	山の浦(B)-1	(209-1-016-1)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4446	山の浦(C)	(209-1-017)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4447	大の浦(A)-1	(209-1-018-1)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4448	大の浦(B)-1	(209-1-019-1)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4449	吉田(A)	(209-1-031)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4450	吉田3	(209-1-032)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4451	浄水場前	(209-1-090)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4452	内の原3	(209-2-052)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4453	内の原4	(209-2-053)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4454	辰ヶ越1	(209-2-058)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4455	辰ヶ越2-1	(209-2-060-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4456	辰ヶ越3	(209-2-061)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4457	辰ヶ越4-1	(209-2-062-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4458	辰ヶ越5	(209-2-063)	天草市	牛深町久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4459	吉田1-1	(209-2-064-1)	天草市	牛深町久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4460	吉田2	(209-2-065)	天草市	牛深町久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4461	茂串1	(209-2-066)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4462	茂串2	(209-2-067)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4463	茂串3	(209-2-068)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4464	茂串4-1	(209-2-069-1)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4465	山の浦1-1	(209-2-004(人)-1)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4466	茂串5	(209-3-010)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4467	上河内A-1	(532-1-029-1)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4468	上河内A-2	(532-1-029-2)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4469	上河内A-3	(532-1-029-3)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4470	上河内A-4	(532-1-029-4)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4471	上河内A-5	(532-1-029-5)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4472	上河内A-6	(532-1-029-6)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4473	上河内A-7	(532-1-029-7)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4474	上河内A-8	(532-1-029-8)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4475	恵美須崎(A)	(532-1-030)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4476	恵美須崎(B)-1	(532-1-031-1)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4477	恵美須崎(B)-2	(532-1-031-2)	天草市	天草町高浜南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4478	西平-1	(532-1-035-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4479	西平-2	(532-1-035-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4480	西平-3	(532-1-035-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4481	西平-4	(532-1-035-4)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4482	西平-5	(532-1-035-5)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4483	道向-1	(532-1-036-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4484	道向-2	(532-1-036-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4485	芙頭-1	(532-1-037-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4486	芙頭-2	(532-1-037-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4487	芙頭-3	(532-1-037-3)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4488	黒勘根-1	(532-1-038-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4489	黒勘根-2	(532-1-038-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4490	田淵(A)-1	(532-1-039-1)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4491	田淵(A)-2	(532-1-039-2)	天草市	天草町大江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第507号	平成29年4月25日	
4492	福浦ノ谷	(523-2-002)	天草市	有明町大浦	土石流	○		熊本県告示第508号	平成29年4月25日	
4493	浪床1	(529-1-001)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4494	中浪3	(529-1-006)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4495	八幡1	(529-1-007)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4496	久保	(529-1-014)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4497	寒の平(南)	(529-1-015)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4498	大宮1	(529-2-001)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4499	大宮2	(529-2-002)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4500	中央	(529-2-003)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4501	浪床2	(529-2-004)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4502	中浪1	(529-2-011)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4503	中浪2	(529-2-012)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4504	中浪4	(529-2-013)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4505	八幡2	(529-2-014)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4506	大宮下	(529-2-015)	天草市	新和町大宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4507	寒の平(北)	(529-2-026)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4508	寒の平1	(529-2-027)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4509	寒の平2	(529-2-028)	天草市	新和町小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4510	寒の平3	(529-2-029)	天草市	新和町大宮地・小宮地	土石流	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4511	黒州-1	(523-1-005-1)	天草市	有明町楠浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名	(番号)	市町村		自然現象	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字	の種類	警戒	特別警戒			
4512	黒州－2	(523-1-005-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4513	水車－1	(523-1-006-1)	天草市	有明町大浦・楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4514	水車－2	(523-1-006-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4515	釘島	(523-1-007)	天草市	有明町大浦・楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4516	楠甫漁港－1	(523-2-018-1)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4517	楠甫漁港－2	(523-2-018-2)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4518	大楠干拓2	(523-2-019)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4519	黒洲1	(523-2-027)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4520	黒崎－1	(529-1-008-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4521	諏訪1－1	(529-1-009-1)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4522	野崎－1	(529-1-019-1)	天草市	新和町大宮地・小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4523	高見－1	(529-1-020-1)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4524	中浪－1	(529-1-021-1)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4525	浪床－1	(529-1-022-1)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4526	流合川口	(529-2-003)	天草市	新和町大宮地・小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4527	久保1	(529-2-008)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4528	久保2	(529-2-009)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4529	久保3	(529-2-010)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4530	中浪2	(529-2-054)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4531	中浪3	(529-2-055)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4532	中央	(529-2-056)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4533	宮地橋	(529-2-057)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4534	諏訪2	(529-2-068)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4535	中野－1	(529-2-072-1)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第509号	平成29年4月25日	
4536	釜谷	(523-1-007)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第510号	平成29年4月25日	
4537	小畦谷	(523-1-008)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第510号	平成29年4月25日	
4538	下毛谷	(523-2-009)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第510号	平成29年4月25日	
4539	碓石	(529-2-006)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第510号	平成29年4月25日	
4540	螢目	(529-2-007)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第510号	平成29年4月25日	
4541	楠迫川(楠木迫川)	(523-1-006)	天草市	有明町楠甫	土石流	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4542	楠甫郵便局上－1	(523-1-015-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4543	楠甫郵便局上－2	(523-1-015-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4544	楠甫郵便局上－3	(523-1-015-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4545	木場	(523-1-016)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4546	下毛2－1	(523-1-017-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4547	下毛2－2	(523-1-017-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4548	下毛3	(523-2-032)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4549	下毛4－1	(523-2-033-1)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4550	下毛4－2	(523-2-033-2)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4551	下毛4－3	(523-2-033-3)	天草市	有明町楠甫	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4552	早田－1	(529-1-002-1)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4553	碓石上2	(529-1-003)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4554	碓石下2	(529-1-004)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4555	大淵1	(529-1-005)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4556	碓石下1－1	(529-2-005-1)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4557	碓石上1	(529-2-008)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4558	碓石下3	(529-2-009)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4559	大淵2	(529-2-010)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4560	碓石－1	(529-1-035-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4561	毛正田2－1	(529-1-036-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4562	平山(平山2)－1	(529-1-037-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4563	大淵	(529-1-038)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4564	赤城山下1	(529-2-039)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4565	赤城山下2－1	(529-2-040-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4566	碓石上1－1	(529-2-041-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4567	螢目2－1	(529-2-042-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4568	赤木場橋上－1	(529-2-043-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4569	螢目3	(529-2-044)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4570	螢目4	(529-2-045)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4571	螢目5－1	(529-2-046-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4572	螢目6－1	(529-2-047-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4573	碓石上2	(529-2-048)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4574	碓石上3	(529-2-049)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4575	碓石2	(529-2-050)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4576	碓石下4－1	(529-2-051-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4577	碓石3	(529-2-052)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4578	碓石下5－1	(529-2-053-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4579	赤古場－1	(529-2-060-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4580	毛正田1－1	(529-2-081-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4581	雁山口	(529-2-082)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4582	上清田－1	(529-2-083-1)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第511号	平成29年4月25日	
4583	向工平谷－2	(526-2-018-2)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第615号	平成29年6月16日	
4584	向－1	(526-1-013-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第615号	平成29年6月16日	
4585	大岩谷	(526-1-020)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4586	第二大岩谷	(526-1-021)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4587	第二古場谷	(526-1-022)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4588	古場谷－1	(526-1-023-1)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4589	古場谷－2	(526-1-023-2)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4590	越地－1	(526-1-024-1)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4591	越地－2	(526-1-024-2)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4592	越地－3	(526-1-024-3)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4593	唐木崎川	(526-1-040)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4594	御所浦迫	(526-1-041)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4595	山の神谷	(526-1-042)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4596	御所川	(526-1-044)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4597	洲の田川	(526-1-045)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4598	梅実迫	(526-2-016)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4599	唐木崎	(526-2-017)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4600	向工平谷-1	(526-2-018-1)	天草市	御所浦町御所浦	土石流	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4601	唐木崎(A)-1	(526-1-006-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4602	唐木崎(A)-2	(526-1-006-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4603	唐木崎(B)-1	(526-1-007-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4604	唐木崎(B)-2	(526-1-007-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4605	唐木崎(B)-3	(526-1-007-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4606	唐木崎港中央-1	(526-1-008-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4607	唐木崎港中央-2	(526-1-008-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4608	唐木崎港東-1	(526-1-009-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4609	唐木崎港東-2	(526-1-009-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4610	唐木崎港東-3	(526-1-009-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4611	唐木崎港東-4	(526-1-009-4)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4612	唐木崎港東-5	(526-1-009-5)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4613	本郷漁港南-1	(526-1-010-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4614	本郷漁港南-2	(526-1-010-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4615	古屋敷(B)-1	(526-1-012-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4616	古屋敷(B)-2	(526-1-012-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4617	古屋敷(B)-3	(526-1-012-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4618	向-2	(526-1-013-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4619	向-3	(526-1-013-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4620	本郷-1	(526-1-014-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4621	本郷-2	(526-1-014-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4622	本郷漁港北東-1	(526-1-015)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4623	中瀬戸橋南東1-1	(526-1-016-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4624	中瀬戸橋南東1-2	(526-1-016-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4625	中瀬戸橋南東1-3	(526-1-016-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4626	中瀬戸橋北東-1	(526-1-017)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4627	嵐口(A)	(526-1-018)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4628	前島橋西-1	(526-1-019-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4629	前島橋西-2	(526-1-019-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4630	前島橋西-3	(526-1-019-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4631	嵐口(B)	(526-1-020)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4632	嵐口(C)-1	(526-1-021-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4633	嵐口(C)-2	(526-1-021-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4634	嵐口(C)-3	(526-1-021-3)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4635	県漁連東	(526-1-044)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4636	南風留	(526-1-045)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4637	中瀬戸橋北東2	(526-2-001)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4638	中瀬戸橋北東3-1	(526-2-002-1)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4639	中瀬戸橋北東3-2	(526-2-002-2)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4640	鳴川下	(526-2-006)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4641	中瀬戸橋南東2	(526-2-007)	天草市	御所浦町御所浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第616号	平成29年6月16日	
4642	早田-3	(529-1-002-3)	天草市	新和町碓石	土石流	○		熊本県告示第619号	平成29年6月23日	
4643	碓石下1-2	(529-2-005-2)	天草市	新和町碓石	土石流	○		熊本県告示第619号	平成29年6月23日	
4644	体育館横-3	(529-1-003-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第619号	平成29年6月23日	
4645	早田-2	(529-1-002-2)	天草市	新和町碓石	土石流	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4646	本浦-2	(529-1-001-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4647	本浦-3	(529-1-001-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4648	体育館横-2	(529-1-003-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4649	中村-2	(529-1-004-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4650	中村-3	(529-1-004-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4651	中村-4	(529-1-004-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4652	中村-5	(529-1-004-5)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4653	中村-6	(529-1-004-6)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4654	南平-2	(529-1-005-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4655	黒崎-2	(529-1-008-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4656	黒崎-3	(529-1-008-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4657	黒崎-4	(529-1-008-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4658	黒崎-5	(529-1-008-5)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4659	諏訪1-2	(529-1-009-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4660	野崎-2	(529-1-019-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4661	野崎-3	(529-1-019-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4662	高見-2	(529-1-020-2)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4663	高見-3	(529-1-020-3)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4664	高見-4	(529-1-020-4)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4665	高見-5	(529-1-020-5)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4666	中浪-2	(529-1-021-2)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4667	中浪-3	(529-1-021-3)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4668	浪床-2	(529-1-022-2)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4669	碓石-2	(529-1-035-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4670	毛正田2-2	(529-1-036-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4671	平山(平山2)-2	(529-1-037-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4672	平山(平山2)-3	(529-1-037-3)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4673	平山(平山2)-4	(529-1-037-4)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4674	村中1-2	(529-1-039-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4675	村中-2	(529-1-042-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4676	村中-3	(529-1-042-3)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4677	山下-2	(529-1-043-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4678	山下-3	(529-1-043-3)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4679	馬場上3-2	(529-2-014-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4680	馬場上3-3	(529-2-014-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4681	小宮地北-2	(529-2-018-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4682	馬場上2-2	(529-2-019-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4683	東5-2	(529-2-027-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4684	東5-3	(529-2-027-3)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4685	東8-2	(529-2-030-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4686	村中3-2	(529-2-033-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4687	西2-2	(529-2-038-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4688	赤城山下2-2	(529-2-040-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4689	赤城山下2-3	(529-2-040-3)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4690	碓石上1-2	(529-2-041-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4691	碓石上1-3	(529-2-041-3)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4692	碓石上1-4	(529-2-041-4)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4693	釜目2-2	(529-2-042-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4694	赤木場橋上-2	(529-2-043-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4695	釜目6-2	(529-2-047-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4696	碓石下4-2	(529-2-051-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4697	碓石下4-3	(529-2-051-3)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4698	碓石下5-2	(529-2-053-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4699	碓石下5-3	(529-2-053-3)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4700	赤古城-2	(529-2-060-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4701	村中北-2	(529-2-061-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4702	葛根尾-2	(529-2-067-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4703	中野-2	(529-2-072-2)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4704	中野-3	(529-2-072-3)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4705	毛正田1-2	(529-2-081-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4706	上清田-2	(529-2-083-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4707	上清田-3	(529-2-083-3)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4708	上清田-4	(529-2-083-4)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4709	知連迫-2	(529-2-084-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4710	知連迫-3	(529-2-084-3)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4711	知連迫-4	(529-2-084-4)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第620号	平成29年6月23日	
4712	久留-4	(533-1-032-4)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4713	久留-5	(533-1-032-5)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4714	久留-6	(533-1-032-6)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4715	久留-7	(533-1-032-7)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4716	久留-8	(533-1-032-8)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4717	久留-9	(533-1-032-9)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4718	久留-10	(533-1-032-10)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4719	久留-11	(533-1-032-11)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4720	久留-12	(533-1-032-12)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4721	三軒屋北東-2	(533-2-091-2)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4722	三軒屋東2-2	(533-2-093-2)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4723	三軒屋東2-3	(533-2-093-3)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4724	三軒屋東2-4	(533-2-093-4)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4725	中村2-2	(533-2-097-2)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4726	中村2-3	(533-2-097-3)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4727	中村2-4	(533-2-097-4)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4728	中村2-5	(533-2-097-5)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4729	中村2-6	(533-2-097-6)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4730	中村2-7	(533-2-097-7)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4731	中村2-8	(533-2-097-8)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4732	中村2-9	(533-2-097-9)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4733	中村2-10	(533-2-097-10)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4734	三軒屋南-3	(533-2-098-3)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4735	三軒屋南-4	(533-2-098-4)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4736	三軒屋南-5	(533-2-098-5)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4737	三軒屋南-6	(533-2-098-6)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4738	三軒屋南-7	(533-2-098-7)	天草市	河浦町白木河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第636号	平成29年6月30日	
4739	白石-8	(209-1-086-8)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第637号	平成29年6月30日	
4740	白石-2	(209-1-086-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4741	白石-3	(209-1-086-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4742	白石-4	(209-1-086-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4743	白石-5	(209-1-086-5)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4744	白石-6	(209-1-086-6)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4745	白石-7	(209-1-086-7)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4746	白石-9	(209-1-086-9)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4747	二浦郵便局上-2	(209-1-088-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4748	二浦郵便局上-3	(209-1-088-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4749	二浦郵便局上-4	(209-1-088-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4750	二浦郵便局上-5	(209-1-088-5)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4751	二浦郵便局上-6	(209-1-088-6)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4752	二浦郵便局上-7	(209-1-088-7)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4753	二浦郵便局上-8	(209-1-088-8)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4754	二浦郵便局上-9	(209-1-088-9)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4755	亀浦2-5	(209-2-004-5)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4756	亀浦2-6	(209-2-004-6)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4757	亀浦2-7	(209-2-004-7)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4758	白石1-2	(209-2-006-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4759	白石2-3	(209-2-007-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4760	白石2-4	(209-2-007-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4761	白石2-5	(209-2-007-5)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4762	白石2-6	(209-2-007-6)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4763	白石2-7	(209-2-007-7)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		(番号)	市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4764	中山－2	(209-2-043-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4765	中山－3	(209-2-043-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4766	中山－4	(209-2-043-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4767	早浦1－2	(209-2-044-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4768	早浦1－3	(209-2-044-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4769	早浦3－2	(209-2-046-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4770	早浦3－3	(209-2-046-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4771	早浦3－4	(209-2-046-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4772	早浦4－2	(209-2-047-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4773	早浦4－3	(209-2-047-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4774	早浦4－4	(209-2-047-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4775	早浦4－5	(209-2-047-5)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第638号	平成29年6月30日	
4776	主留3－2	(533-2-121-2)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4777	主留南－2	(533-2-122-2)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4778	主留南－3	(533-2-122-3)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4779	主留南－4	(533-2-122-4)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4780	主留南－5	(533-2-122-5)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4781	大古江上－4	(533-2-124-4)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4782	大古江上－5	(533-2-124-5)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4783	大古江上－6	(533-2-124-6)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4784	大古江上－7	(533-2-124-7)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4785	大古江上－8	(533-2-124-8)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4786	大古江上－9	(533-2-124-9)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4787	古江－2	(533-2-125-2)	天草市	河浦町久留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4788	古江－3	(533-2-125-3)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4789	古江－4	(533-2-125-4)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4790	古江－5	(533-2-125-5)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4791	古江－6	(533-2-125-6)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4792	古江－7	(533-2-125-7)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4793	向新田－2	(533-2-126-2)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4794	向新田－3	(533-2-126-3)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4795	向新田－4	(533-2-126-4)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4796	向新田－5	(533-2-126-5)	天草市	河浦町路木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第639号	平成29年6月30日	
4797	内の原4－3	(209-2-053-3)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第640号	平成29年6月30日	
4798	山の浦(A)－3	(209-1-015-3)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4799	琵琶の首－2	(209-1-077-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4800	浄水場前－2	(209-1-090-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4801	春道－2	(209-2-008-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4802	春道－3	(209-2-008-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4803	春道－4	(209-2-008-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4804	春道－5	(209-2-008-5)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4805	春道－6	(209-2-008-6)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4806	春道－7	(209-2-008-7)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4807	里浦1－2	(209-2-024-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4808	里浦1－3	(209-2-024-3)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4809	里浦1－4	(209-2-024-4)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4810	里浦1－5	(209-2-024-5)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4811	里浦1－6	(209-2-024-6)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4812	里浦1－7	(209-2-024-7)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4813	里浦1－8	(209-2-024-8)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4814	里浦1－9	(209-2-024-9)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4815	池田1－2	(209-2-029-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4816	池田3－2	(209-2-031-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4817	内の原3－2	(209-2-052-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4818	内の原3－3	(209-2-052-3)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4819	内の原3－4	(209-2-052-4)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4820	内の原4－2	(209-2-053-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4821	内の原4－4	(209-2-053-4)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4822	内の原4－5	(209-2-053-5)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4823	辰ヶ越2－3	(209-2-060-3)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4824	吉田1－5	(209-2-064-5)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4825	吉田1－6	(209-2-064-6)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4826	茂草3－2	(209-2-068-2)	天草市	牛深町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4827	唐千田－2	(209-2-130-2)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4828	唐千田－3	(209-2-130-3)	天草市	魚貴町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第641号	平成29年6月30日	
4829	立原公民館東－3	(533-2-023-3)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4830	立原公民館東－4	(533-2-023-4)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4831	立原公民館東－5	(533-2-023-5)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4832	立原公民館東－6	(533-2-023-6)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4833	立原公民館東－7	(533-2-023-7)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4834	立原公民館西－3	(533-2-025-3)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4835	立原公民館西－4	(533-2-025-4)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4836	大丸1－2	(533-2-035-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4837	大丸1－3	(533-2-035-3)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4838	大丸1－4	(533-2-035-4)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4839	大丸1－5	(533-2-035-5)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4840	大丸1－6	(533-2-035-6)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4841	津留北－2	(533-2-037-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4842	津留北－3	(533-2-037-3)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4843	津留北－4	(533-2-037-4)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4844	津留－2	(533-2-038-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4845	津留－3	(533-2-038-3)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4846	津留－4	(533-2-038-4)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4847	津留－5	(533-2-038-5)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
	(番号)	市町村名	町・大字	警戒		特別警戒				
4848	津留一6	(533-2-038-6)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4849	津留西一4	(533-2-039-4)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4850	津留西一5	(533-2-039-5)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4851	津留西一6	(533-2-039-6)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4852	津留西一7	(533-2-039-7)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4853	津留西一8	(533-2-039-8)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4854	津留西一9	(533-2-039-9)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4855	津留西一10	(533-2-039-10)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4856	津留西一11	(533-2-039-11)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4857	津留西一12	(533-2-039-12)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第642号	平成29年6月30日	
4858	今村南一3	(533-1-016-3)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4859	今村南一4	(533-1-016-4)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4860	今村南一5	(533-1-016-5)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4861	今村南一6	(533-1-016-6)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4862	今村南一7	(533-1-016-7)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4863	板之内分館上二2	(533-1-017-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4864	板之内分館上三3	(533-1-017-3)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4865	板之内分館上四4	(533-1-017-4)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4866	板之内分館上五5	(533-1-017-5)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4867	板之内分館上六6	(533-1-017-6)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4868	板之内橋西三3	(533-2-002-3)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4869	中間橋北(向橋北)二2 (533-2-004-2)		天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4870	桑木迫二4	(533-2-006-4)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4871	銭瓶西二4	(533-2-008-4)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4872	銭瓶奥二2	(533-2-010-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4873	銭瓶奥三2	(533-2-011-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4874	銭瓶奥三3	(533-2-011-3)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4875	銭瓶南二2	(533-2-013-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4876	銭瓶南二3	(533-2-013-3)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4877	山口橋北二2	(533-2-019-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4878	市之瀬一2	(533-2-054-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4879	市之瀬一3	(533-2-054-3)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4880	市之瀬二2	(533-2-055-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4881	小塚一2	(533-2-056-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4882	小塚三3	(533-2-058-3)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4883	小塚三4	(533-2-058-4)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4884	平床南二2	(533-2-060-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4885	平床南二3	(533-2-060-3)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4886	平床南二4	(533-2-060-4)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4887	平山橋東二2	(533-2-061-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4888	倉谷三2	(533-2-064-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4889	益田二2	(533-2-066-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4890	町田川曲一3	(533-2-070-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第643号	平成29年6月30日	
4891	二本木一7	(529-1-014-7)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4892	立一4	(529-1-017-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4893	立一5	(529-1-017-5)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4894	立一6	(529-1-017-6)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4895	立一9	(529-1-018-9)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4896	立一10	(529-1-018-10)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4897	立三2	(529-2-006-2)	天草市	新和町大尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4898	二垣一4	(529-2-071-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4899	二垣一5	(529-2-071-5)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4900	二垣一6	(529-2-071-6)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4901	二垣一7	(529-2-071-7)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4902	西高根東一3	(533-2-050-3)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4903	西高根東一4	(533-2-050-4)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4904	本郷南一9	(533-2-128-9)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4905	本郷南一10	(533-2-128-10)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4906	本郷南一11	(533-2-128-11)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4907	本郷南一12	(533-2-128-12)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4908	本郷南一13	(533-2-128-13)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4909	本郷南一14	(533-2-128-14)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4910	本郷南一15	(533-2-128-15)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4911	本郷南一16	(533-2-128-16)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4912	本郷南一17	(533-2-128-17)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4913	本郷南一18	(533-2-128-18)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4914	本郷南一19	(533-2-128-19)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4915	本郷南一20	(533-2-128-20)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4916	本郷南一21	(533-2-128-21)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4917	本郷南一22	(533-2-128-22)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4918	本郷南一23	(533-2-128-23)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4919	本郷南一24	(533-2-128-24)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4920	本郷南一25	(533-2-128-25)	天草市	河浦町宮野内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第762号	平成29年8月25日	
4921	美縄二2	(533-2-020-2)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4922	美縄三3	(533-2-020-3)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4923	美縄四4	(533-2-020-4)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4924	美縄五5	(533-2-020-5)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4925	美縄六6	(533-2-020-6)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4926	菅宮神社東(菅宮神社東1-2) (533-2-026-2)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4927	菅宮神社東(菅宮神社東1-3) (533-2-026-3)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4928	菅宮神社東(菅宮神社東1-4) (533-2-026-4)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4929	菅宮神社東(菅宮神社東1-5) (533-2-026-5)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4930	菅宮神社東(菅宮神社東1-6) (533-2-026-6)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4931	菅宮神社東(菅宮神社東1-7) (533-2-026-7)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
4932	菅宮神社東(菅宮神社東1-8)(533-2-026-8)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4933	菅宮神社東(菅宮神社東1-9)(533-2-026-9)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4934	菅宮神社東(菅宮神社東1-10)(533-2-026-10)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4935	菅宮神社東(菅宮神社東1-11)(533-2-026-11)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4936	菅宮神社東(菅宮神社東2-2)(533-2-027-2)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4937	菅宮神社東(菅宮神社東2-3)(533-2-027-3)		天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4938	村迫奥1-3	(533-2-028-3)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4939	川端橋南-2	(533-2-034-2)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4940	川端橋南-3	(533-2-034-3)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4941	川端橋南-4	(533-2-034-4)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4942	川端橋南-5	(533-2-034-5)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4943	川端橋南-6	(533-2-034-6)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4944	新合小学校東-2	(533-2-040-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4945	新合小学校東-3	(533-2-040-3)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4946	山川1-2	(533-2-041-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4947	山川1-2-2	(533-2-042-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4948	山川2-3	(533-2-042-3)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4949	山川1-4	(533-2-042-4)	天草市	河浦町立原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4950	十の原東-2	(533-2-043-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4951	市之瀬南-2	(533-2-059-2)	天草市	河浦町新合	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第763号	平成29年8月25日	
4952	舟津2-2	(209-1-003-2)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4953	舟津2-3	(209-1-003-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4954	舟津2-4	(209-1-003-4)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4955	舟津2-5	(209-1-003-5)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4956	舟津2-6	(209-1-003-6)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4957	浅海(C)-3	(209-1-014-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4958	浅海(C)-4	(209-1-014-4)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4959	浅海(C)-5	(209-1-014-5)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4960	内の原2-2	(209-2-051-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4961	浅海湾-3	(209-2-054-3)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4962	浅海湾-4	(209-2-054-4)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4963	浅海湾-5	(209-2-054-5)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4964	浅海湾-6	(209-2-054-6)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4965	浅海湾-7	(209-2-054-7)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4966	内の原1-2	(209-2-120-2)	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4967	上平-4	(533-1-010-4)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4968	上平-5	(533-1-010-5)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4969	上平-6	(533-1-010-6)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4970	上平-7	(533-1-010-7)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4971	上平-8	(533-1-010-8)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4972	上平-9	(533-1-010-9)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4973	上平-10	(533-1-010-10)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4974	上平-11	(533-1-010-11)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4975	上平-12	(533-1-010-12)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4976	上平-13	(533-1-010-13)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4977	上平-14	(533-1-010-14)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4978	上平-15	(533-1-010-15)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4979	上平-16	(533-1-010-16)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4980	上平-17	(533-1-010-17)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4981	上平-18	(533-1-010-18)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4982	上平-19	(533-1-010-19)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4983	上平-20	(533-1-010-20)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4984	上平-21	(533-1-010-21)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4985	本郷南1-2	(533-2-128-2)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4986	本郷南1-3	(533-2-128-3)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4987	本郷南1-4	(533-2-128-4)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4988	本郷南1-5	(533-2-128-5)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4989	本郷南1-6	(533-2-128-6)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4990	本郷南1-7	(533-2-128-7)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4991	本郷南1-8	(533-2-128-8)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第764号	平成29年8月25日	
4992	迫白橋西-11	(533-2-076-11)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第765号	平成29年8月25日	
4993	金山-2	(533-1-019-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
4994	金山-3	(533-1-019-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
4995	金山-4	(533-1-019-4)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
4996	金山-5	(533-1-019-5)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
4997	金山-6	(533-1-019-6)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
4998	金山-7	(533-1-019-7)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
4999	金山-8	(533-1-019-8)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5000	金山-9	(533-1-019-9)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5001	金山-10	(533-1-019-10)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5002	尾崎迫北-3	(533-2-003-3)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5003	尾崎迫北-4	(533-2-003-4)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5004	尾崎迫北-5	(533-2-003-5)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5005	尾崎迫北-6	(533-2-003-6)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5006	尾崎迫北-7	(533-2-003-7)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5007	尾崎迫北-8	(533-2-003-8)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5008	尾崎迫北-9	(533-2-003-9)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5009	尾崎迫北-10	(533-2-003-10)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5010	尾崎迫北-11	(533-2-003-11)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5011	尾崎迫北-12	(533-2-003-12)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5012	迫白橋西-3	(533-2-076-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5013	迫白橋西-4	(533-2-076-4)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5014	迫白橋西-5	(533-2-076-5)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5015	迫白橋西-6	(533-2-076-6)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		(番号)	市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
5016	迫白橋西－7	(533-2-076-7)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5017	迫白橋西－8	(533-2-076-8)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5018	迫白橋西－9	(533-2-076-9)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5019	迫白橋西－10	(533-2-076-10)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第766号	平成29年8月25日	
5020	太田－2	(209-2-001-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5021	太田－3	(209-2-001-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5022	太田－4	(209-2-001-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5023	太田－5	(209-2-001-5)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5024	太田－6	(209-2-001-6)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5025	太田－7	(209-2-001-7)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5026	上出河内－2	(209-2-002-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5027	上出河内－3	(209-2-002-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5028	上出河内－4	(209-2-002-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5029	中出河内－4	(209-2-003-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5030	亀浦2－8	(209-2-004-8)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5031	亀浦2－9	(209-2-004-9)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5032	亀浦2－10	(209-2-004-10)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5033	亀浦2－11	(209-2-004-11)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5034	亀浦2－12	(209-2-004-12)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5035	亀浦2－13	(209-2-004-13)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5036	亀浦2－14	(209-2-004-14)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5037	亀浦2－15	(209-2-004-15)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5038	椎葉－2	(209-2-131-2)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5039	椎葉－3	(209-2-131-3)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5040	椎葉－4	(209-2-131-4)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5041	椎葉－5	(209-2-131-5)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5042	椎葉－6	(209-2-131-6)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5043	椎葉－7	(209-2-131-7)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5044	椎葉－8	(209-2-131-8)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5045	椎葉－9	(209-2-131-9)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5046	椎葉－10	(209-2-131-10)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5047	椎葉－11	(209-2-131-11)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5048	椎葉－12	(209-2-131-12)	天草市	二浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第767号	平成29年8月25日	
5049	黒崎－7	(529-1-008-7)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第768号	平成29年8月25日	
5050	黒崎－6	(529-1-008-6)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5051	黒崎－8	(529-1-008-8)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5052	黒崎－9	(529-1-008-9)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5053	野崎－4	(529-1-019-4)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5054	野崎－5	(529-1-019-5)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5055	野崎－6	(529-1-019-6)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5056	野崎－7	(529-1-019-7)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5057	野崎－8	(529-1-019-8)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5058	野崎－9	(529-1-019-9)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5059	野崎－10	(529-1-019-10)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5060	高見－6	(529-1-020-6)	天草市	新和町大宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5061	樫浦1－2	(529-2-001-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5062	樫浦1－3	(529-2-001-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5063	樫浦2－2	(529-2-002-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5064	樫浦2－3	(529-2-002-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5065	樫浦2－4	(529-2-002-4)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5066	樫浦2－5	(529-2-002-5)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5067	樫浦2－6	(529-2-002-6)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5068	樫浦2－7	(529-2-002-7)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5069	久保3－2	(529-2-010-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5070	堂目2－4	(529-2-042-4)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5071	堂目2－5	(529-2-042-5)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5072	堂目6－3	(529-2-047-3)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5073	堂目6－4	(529-2-047-4)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5074	堂目6－5	(529-2-047-5)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5075	堂目6－6	(529-2-047-6)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5076	碓石2－2	(529-2-050-2)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5077	碓石2－3	(529-2-050-3)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5078	碓石2－4	(529-2-050-4)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5079	碓石2－5	(529-2-050-5)	天草市	新和町碓石	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5080	諏訪2－2	(529-2-068-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5081	諏訪2－3	(529-2-068-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5082	諏訪2－4	(529-2-068-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5083	諏訪2－5	(529-2-068-5)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第769号	平成29年8月25日	
5084	中村－8	(529-1-004-8)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第770号	平成29年8月25日	
5085	中村－7	(529-1-004-7)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5086	中村－9	(529-1-004-9)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5087	中村－10	(529-1-004-10)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5088	中村－11	(529-1-004-11)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5089	中村－12	(529-1-004-12)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5090	中村－13	(529-1-004-13)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5091	中村－14	(529-1-004-14)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5092	南平－3	(529-1-005-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5093	天附2－5	(529-1-023-5)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5094	天附2－6	(529-1-023-6)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5095	天附2－7	(529-1-023-7)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5096	天附2－8	(529-1-023-8)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5097	長野(横島)－8	(529-1-027-8)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5098	長野(横島)－9	(529-1-027-9)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5099	長野(横島)－10	(529-1-027-10)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村 市町村名 町・大字		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等 警戒 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考
5100	小峰-13	(529-1-034-13)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5101	小峰-14	(529-1-034-14)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5102	小峰-15	(529-1-034-15)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5103	小峰-16	(529-1-034-16)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5104	小峰-17	(529-1-034-17)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5105	立石-2	(529-2-005-2)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5106	馬場下3-2	(529-2-017-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5107	馬場下3-3	(529-2-017-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5108	馬場下3-4	(529-2-017-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5109	馬場下3-5	(529-2-017-5)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5110	馬場下3-6	(529-2-017-6)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5111	切越-2	(529-2-059-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5112	切越-3	(529-2-059-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5113	切越-4	(529-2-059-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5114	長野(田淵)-7	(529-2-073-7)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5115	長野(田淵)-8	(529-2-073-8)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5116	長野(田淵)-9	(529-2-073-9)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5117	城平2-3	(529-2-079-3)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5118	城平2-4	(529-2-079-4)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5119	城平3-4	(529-2-080-4)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5120	城平3-5	(529-2-080-5)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5121	城平3-6	(529-2-080-6)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5122	城平3-7	(529-2-080-7)	天草市	新和町大多尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第771号	平成29年8月25日	
5123	浦-3	(529-1-010-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第772号	平成29年8月25日	
5124	浦-4	(529-1-010-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5125	小島-2	(529-1-011-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5126	小島-3	(529-1-011-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5127	高根-4	(529-1-012-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5128	宮地浦-2	(529-2-012-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5129	宮地浦-3	(529-2-012-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5130	宮地浦-4	(529-2-012-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5131	宮地浦湾-2	(529-2-013-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5132	宮地浦湾-3	(529-2-013-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5133	宮地浦湾-4	(529-2-013-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5134	宮地浦湾-5	(529-2-013-5)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5135	宮地浦湾-6	(529-2-013-6)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5136	宮地浦湾-7	(529-2-013-7)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5137	宮地浦湾-8	(529-2-013-8)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5138	東5-4	(529-2-027-4)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5139	東5-5	(529-2-027-5)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5140	西1-2	(529-2-037-2)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5141	西1-3	(529-2-037-3)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5142	西1-4	(529-2-037-4)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5143	西1-5	(529-2-037-5)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5144	西2-3	(529-2-038-3)	天草市	新和町中田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5145	小宮路2(小宮地)2-2	(529-2-063-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5146	小宮路2(小宮地)2-3	(529-2-063-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5147	小宮路2(小宮地)2-4	(529-2-063-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5148	赤崎-2	(529-2-069-2)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5149	赤崎-3	(529-2-069-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5150	寺迫-3	(529-2-070-3)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5151	寺迫-4	(529-2-070-4)	天草市	新和町小宮地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第773号	平成29年8月25日	
5152	板之河内分校上-2	(533-1-018-2)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5153	板之河内分校上-3	(533-1-018-3)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5154	板之河内分校上-4	(533-1-018-4)	天草市	河浦町今田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5155	中村-4	(533-1-022-4)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5156	中村-5	(533-1-022-5)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5157	中村-6	(533-1-022-6)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5158	中村-7	(533-1-022-7)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5159	中村-8	(533-1-022-8)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5160	中村-9	(533-1-022-9)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5161	竹崎南-4	(533-1-034-4)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5162	益田5-3	(533-2-069-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5163	八幡宮南東-4	(533-2-071-4)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5164	迫白橋西-12	(533-2-076-12)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5165	長林迫-2	(533-2-077-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5166	平畑-3	(533-2-083-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5167	鳥井尾東1-3	(533-2-087-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5168	鳥井尾東1-4	(533-2-087-4)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5169	鳥井尾東1-5	(533-2-087-5)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5170	鳥井尾東2-2	(533-2-088-2)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5171	鳥井尾東2-3	(533-2-088-3)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5172	竹崎1-5	(533-2-099-5)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5173	竹崎1-6	(533-2-099-6)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5174	竹崎1-7	(533-2-099-7)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5175	竹崎1-8	(533-2-099-8)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5176	竹崎1-9	(533-2-099-9)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5177	竹崎1-10	(533-2-099-10)	天草市	河浦町河浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第774号	平成29年8月25日	
5178	城ノ平2-1	(207-1-025-1)	天草市	本渡町船之尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1042号	平成29年12月1日	再指定告示
5179	船場2	(207-1-092)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1042号	平成29年12月1日	再指定告示
5180	山の手1	(207-1-024)	天草市	山の手町	土石流	○		熊本県告示第365号	平成30年4月24日	再指定告示
5181	平床	(207-1-090)	天草市	下浦町平床	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第701号	平成30年9月4日	再指定告示
5182	宮の本-22	(K-532-0001)	天草市	天草町下田南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第733号	令和2年9月25日	
5183	小野-1	(K-532-0002)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第733号	令和2年9月25日	

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
5184	小野-2	(K-532-0003)	天草市	天草町福連木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第733号	令和2年9月25日	
5185	野中	(K-533-0001)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第733号	令和2年9月25日	
5186	女岳外-1	(K-533-0002)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第733号	令和2年9月25日	
5187	女岳外-2	(K-533-0003)	天草市	河浦町宮野河内	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第733号	令和2年9月25日	
5188	緑山-5	(K-207-0017)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第736号	令和2年9月25日	
5189	緑山-6	(K-207-0018)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第736号	令和2年9月25日	
5190	古川町-5	(K-207-0021)	天草市	川原町川原新町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第736号	令和2年9月25日	
5191	山の手2-4	(K-207-0022)	天草市	山の手町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第736号	令和2年9月25日	
5192	上川原東-2	(K-207-0238)	天草市	川原町川原新町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第736号	令和2年9月25日	
5193	中山口上4-3	(K-207-0241)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第736号	令和2年9月25日	
5194	町山口川右岸-5	(K-207-0284)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第736号	令和2年9月25日	
5195	浄南-4	(K-207-0292)	天草市	浄南町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第736号	令和2年9月25日	
5196	内柿2-8	(K-207-0294)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第736号	令和2年9月25日	
5197	下川原-3	(K-207-0002)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5198	内柿2-4	(K-207-0003)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5199	内柿2-5	(K-207-0004)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5200	内柿2-7	(K-207-0006)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5201	山の口2-2	(K-207-0007)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5202	山の口2-3	(K-207-0008)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5203	山の口2-4	(K-207-0009)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5204	山の口1-2	(K-207-0010)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5205	中山口-3	(K-207-0011)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5206	川原2-3	(K-207-0012)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5207	川原2-4	(K-207-0013)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5208	川原2-5	(K-207-0014)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5209	緑山-3	(K-207-0015)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5210	緑山-4	(K-207-0016)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5211	大河内-2	(K-207-0019)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5212	古川町-4	(K-207-0020)	天草市	川原町川原新町山の手町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5213	山の手2-5	(K-207-0023)	天草市	川原町山の手町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5214	乙女蛇池上1-2	(K-207-0024)	天草市	本渡町本渡南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5215	乙女蛇池上1-3	(K-207-0025)	天草市	南町山の手町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5216	浄南-3	(K-207-0026)	天草市	浄南町南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5217	浄南2-3	(K-207-0027)	天草市	太田町亀場町亀川本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5218	天草ユース下-2	(K-207-0028)	天草市	浄南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5219	通山-2	(K-207-0029)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5220	通山-3	(K-207-0030)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5221	通山-4	(K-207-0031)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5222	通山-6	(K-207-0032)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5223	通山-7	(K-207-0033)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5224	半河内西-2	(K-207-0125)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5225	戸田代橋西3-2	(K-207-0126)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5226	戸田代橋西3-3	(K-207-0127)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5227	黒仁田1-2	(K-207-0128)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5228	黒仁田橋横-2	(K-207-0129)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5229	黒仁田橋横-3	(K-207-0130)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5230	黒仁田橋横-4	(K-207-0131)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5231	黒仁田橋横-5	(K-207-0132)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5232	戸田代橋北-2	(K-207-0133)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5233	溝端3-3	(K-207-0134)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5234	溝端3-4	(K-207-0135)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5235	上川原東-3	(K-207-0239)	天草市	本渡町本渡川原新町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5236	中山口上4-2	(K-207-0240)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5237	中山口上4-4	(K-207-0242)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5238	中山口上4-5	(K-207-0243)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5239	上川原西-4	(K-207-0282)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5240	町山口川右岸-2	(K-207-0283)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5241	町山口川右岸-6	(K-207-0285)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5242	戸田代口-3	(K-207-0286)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第737号	令和2年9月25日	
5243	東外園-10	(K-207-0191)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5244	東外園-11	(K-207-0192)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5245	東外園-12	(K-207-0193)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5246	東外園-2	(K-207-0194)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5247	東外園-3	(K-207-0195)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5248	東外園-4	(K-207-0196)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5249	東外園-5	(K-207-0197)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5250	東外園-6	(K-207-0198)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5251	東外園-7	(K-207-0199)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5252	東外園-8	(K-207-0200)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5253	東外園-9	(K-207-0201)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5254	湯貫4-3	(K-207-0202)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5255	湯貫4-4	(K-207-0203)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5256	湯貫4-5	(K-207-0204)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5257	湯貫4-6	(K-207-0205)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5258	湯貫4-7	(K-207-0206)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5259	湯貫4-8	(K-207-0207)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5260	柿塚3-2	(K-207-0208)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5261	柿塚3-3	(K-207-0209)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5262	柿塚3-4	(K-207-0210)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5263	金焼3区1-2	(K-207-0211)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5264	金焼3区1-3	(K-207-0212)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5265	金焼3区1-4	(K-207-0213)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5266	金焼3区1-5	(K-207-0214)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名	(番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
5267	金焼3区2-10	(K-207-0215)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5268	金焼3区2-11	(K-207-0216)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5269	金焼3区2-12	(K-207-0217)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5270	金焼3区2-13	(K-207-0218)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5271	金焼3区2-3	(K-207-0219)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5272	金焼3区2-4	(K-207-0220)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5273	金焼3区2-5	(K-207-0221)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5274	金焼3区2-6	(K-207-0222)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5275	金焼3区2-7	(K-207-0223)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5276	金焼3区2-8	(K-207-0224)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5277	金焼3区2-9	(K-207-0225)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5278	白戸-4	(K-207-0226)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5279	崎野3-8	(K-207-0227)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5280	崎野3-9	(K-207-0228)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5281	戸の崎-4	(K-207-0229)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5282	戸の崎-5	(K-207-0230)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5283	白石-2	(K-207-0244)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5284	白石-3	(K-207-0245)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5285	白石-4	(K-207-0246)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5286	白石-5	(K-207-0247)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5287	白石-6	(K-207-0248)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5288	白石-7	(K-207-0249)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5289	白石-8	(K-207-0250)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5290	白石-9	(K-207-0251)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5291	石場-3	(K-207-0265)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5292	石場-4	(K-207-0266)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5293	石場-5	(K-207-0267)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5294	石場-6	(K-207-0268)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5295	石場-7	(K-207-0269)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5296	石場-8	(K-207-0270)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5297	金焼1-10	(K-207-0271)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5298	金焼1-11	(K-207-0272)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5299	金焼1-12	(K-207-0273)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5300	金焼1-2	(K-207-0274)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5301	金焼1-3	(K-207-0275)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5302	金焼1-4	(K-207-0276)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5303	金焼1-5	(K-207-0277)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5304	金焼1-6	(K-207-0278)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5305	金焼1-7	(K-207-0279)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5306	金焼1-8	(K-207-0280)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5307	金焼1-9	(K-207-0281)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5308	西外園3-3	(K-207-0287)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第738号	令和2年9月25日	
5309	下浦第1小学校東-4	(K-207-0188)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第739号	令和2年9月25日	
5310	加志-2	(K-207-0057)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5311	加志-3	(K-207-0058)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5312	上小手-2	(K-207-0059)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5313	平床-2	(K-207-0060)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5314	平床-2B	(K-207-0061)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5315	平床-3	(K-207-0062)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5316	平床-4	(K-207-0063)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5317	平床-5	(K-207-0064)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5318	村-2	(K-207-0065)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5319	村-2B	(K-207-0066)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5320	村-3	(K-207-0067)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5321	村-4	(K-207-0068)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5322	村-5	(K-207-0069)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5323	村-6	(K-207-0070)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5324	東宇土2-2	(K-207-0136)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5325	東宇土2-3	(K-207-0137)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5326	東宇土2-4	(K-207-0138)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5327	東宇土2-5	(K-207-0139)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5328	東宇土2-6	(K-207-0140)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5329	東宇土2-7	(K-207-0141)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5330	東宇土2-8	(K-207-0142)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5331	東宇土2-9	(K-207-0143)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5332	後小手-10	(K-207-0164)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5333	後小手-11	(K-207-0165)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5334	後小手-12	(K-207-0166)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5335	後小手-13	(K-207-0167)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5336	後小手-13B	(K-207-0168)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5337	後小手-14	(K-207-0169)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5338	後小手-15	(K-207-0170)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5339	後小手-16	(K-207-0171)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5340	後小手-17	(K-207-0172)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5341	後小手-2	(K-207-0173)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5342	後小手-3	(K-207-0174)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5343	後小手-4	(K-207-0175)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5344	後小手-5	(K-207-0176)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5345	後小手-6	(K-207-0177)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5346	後小手-7	(K-207-0178)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5347	後小手-8	(K-207-0179)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5348	後小手-9	(K-207-0180)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5349	上船場1-2	(K-207-0181)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5350	上船場1-3	(K-207-0182)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	

土砂災害警戒区域指定一覽

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
5351	上船場1-3B	(K-207-0183)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5352	上船場1-3C	(K-207-0184)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5353	上船場1-3D	(K-207-0185)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5354	下浦第1小学校東-2	(K-207-0186)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5355	下浦第1小学校東-3	(K-207-0187)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5356	下浦第1小学校東-5	(K-207-0189)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5357	下浦第1小学校東-6	(K-207-0190)	天草市	下浦町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第740号	令和2年9月25日	
5358	新休-2	(K-207-0001)	天草市	本町新休	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5359	本町公民館北-3	(K-207-0072)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5360	本町公民館北-4	(K-207-0073)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5361	本町公民館北-5	(K-207-0074)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5362	本町公民館北-6	(K-207-0075)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5363	本町公民館北-7	(K-207-0076)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5364	本町公民館北-8	(K-207-0077)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5365	本町公民館北-9	(K-207-0078)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5366	本町公民館南-3	(K-207-0079)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5367	福岡橋横-2	(K-207-0080)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5368	福岡橋横-3	(K-207-0081)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5369	福岡橋横-4	(K-207-0082)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5370	樋ノ口橋北西-2	(K-207-0083)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5371	下平床公民館西1-3	(K-207-0084)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5372	平床上公民館北-2	(K-207-0085)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5373	平床上公民館北-3	(K-207-0086)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5374	平床上公民館北-4	(K-207-0087)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5375	平床上1-2	(K-207-0088)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5376	平床上2-10	(K-207-0089)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5377	平床上2-11	(K-207-0090)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5378	平床上2-3	(K-207-0091)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5379	平床上2-4	(K-207-0092)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5380	平床上2-5	(K-207-0093)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5381	平床上2-6	(K-207-0094)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5382	平床上2-7	(K-207-0095)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5383	平床上2-8	(K-207-0096)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5384	平床上2-9	(K-207-0097)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5385	鶴中央-2	(K-207-0098)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5386	鶴中央-3	(K-207-0099)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5387	鶴中央-4	(K-207-0100)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5388	鶴中央-5	(K-207-0101)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5389	鶴中央-6	(K-207-0102)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5390	鶴中央-7	(K-207-0103)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5391	鶴中央-8	(K-207-0104)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5392	鶴奥-2	(K-207-0105)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5393	鶴奥-3	(K-207-0106)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5394	鶴奥-4	(K-207-0107)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5395	上鶴1-2	(K-207-0108)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5396	上鶴2-10	(K-207-0109)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5397	上鶴2-11	(K-207-0110)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5398	上鶴2-12	(K-207-0111)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5399	上鶴2-13	(K-207-0112)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5400	上鶴2-14	(K-207-0113)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5401	上鶴2-2	(K-207-0114)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5402	上鶴2-3	(K-207-0115)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5403	上鶴2-4	(K-207-0116)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5404	上鶴2-5	(K-207-0117)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5405	上鶴2-6	(K-207-0118)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5406	上鶴2-7	(K-207-0119)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5407	上鶴2-8	(K-207-0120)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5408	上鶴2-9	(K-207-0121)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5409	洗切-2	(K-207-0122)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5410	洗切-3	(K-207-0123)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5411	洗切-4	(K-207-0124)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5412	八久保1-3	(K-207-0231)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5413	八久保1-4	(K-207-0232)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5414	八久保1-5	(K-207-0233)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5415	八久保2-2	(K-207-0234)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5416	八久保2-3	(K-207-0235)	天草市	本渡町本渡	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5417	梶山-2	(K-207-0236)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5418	梶山-3	(K-207-0237)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5419	平床-4	(K-207-0288)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5420	二又-3	(K-207-0289)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5421	二又-4	(K-207-0290)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5422	二又-5	(K-207-0291)	天草市	本町本	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第741号	令和2年9月25日	
5423	江川-2	(K-207-0040)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第742号	令和2年9月25日	
5424	内目-13	(K-207-0035)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5425	内目-14	(K-207-0036)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5426	内目-15	(K-207-0037)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5427	内目-16	(K-207-0038)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5428	志柿-3	(K-207-0039)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5429	江川-3	(K-207-0041)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5430	大松戸-10	(K-207-0042)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5431	大松戸-11	(K-207-0043)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5432	大松戸-12	(K-207-0044)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5433	大松戸-13	(K-207-0045)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5434	大松戸-4	(K-207-0046)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	

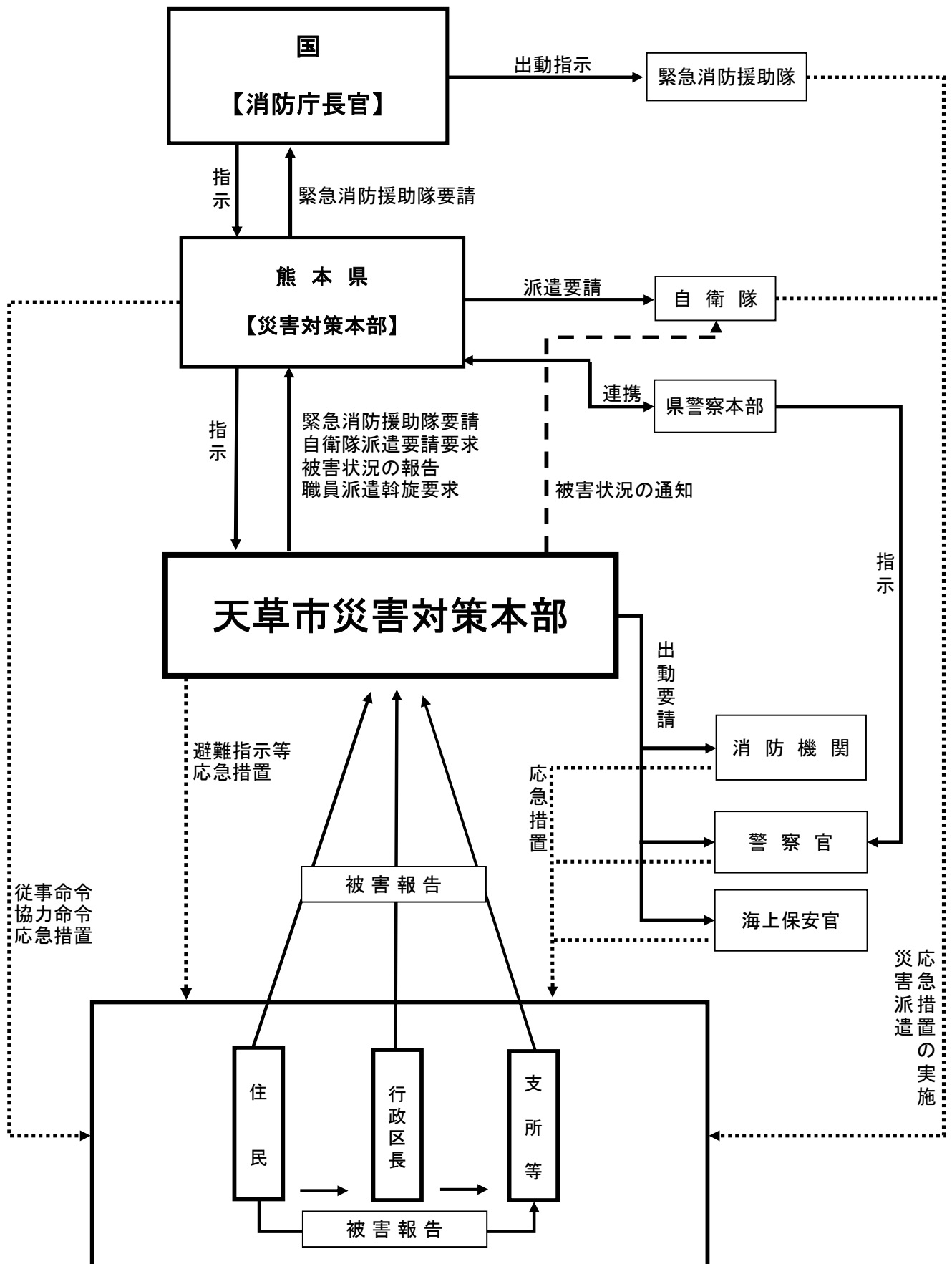
土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
5435	大松戸-5	(K-207-0047)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5436	大松戸-6	(K-207-0048)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5437	大松戸-7	(K-207-0049)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5438	大松戸-8	(K-207-0050)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5439	大松戸-9	(K-207-0051)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5440	ひばりヶ丘-3	(K-207-0052)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5441	ひばりヶ丘-4	(K-207-0053)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5442	ひばりヶ丘-5	(K-207-0054)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5443	間伏-2	(K-207-0071)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5444	野添東-2	(K-207-0144)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5445	ひばりヶ丘北-2	(K-207-0145)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5446	ひばりヶ丘北-3	(K-207-0146)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5447	仲ノ浦2-2	(K-207-0147)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5448	仲ノ浦2-3	(K-207-0148)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5449	知ヶ崎団地南1-2	(K-207-0149)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5450	知ヶ崎団地南1-3	(K-207-0150)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5451	知ヶ崎団地南1-4	(K-207-0151)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5452	知ヶ崎団地南1-5	(K-207-0152)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5453	知ヶ崎団地南1-6	(K-207-0153)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5454	本渡東中学校南西-2	(K-207-0154)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5455	本渡東中学校南西-3	(K-207-0155)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5456	本渡東中学校南西-4	(K-207-0156)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5457	本渡東中学校南西-5	(K-207-0157)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5458	本渡東中学校南西-6	(K-207-0158)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5459	本渡東中学校南西-7	(K-207-0159)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5460	本渡東中学校南西-8	(K-207-0160)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5461	本渡東中学校南西-9	(K-207-0161)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5462	食場南-2	(K-207-0162)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5463	塚田-3	(K-207-0163)	天草市	志柿町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5464	亀場町南2-10	(K-207-0252)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5465	亀場町南2-11	(K-207-0253)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5466	亀場町南2-12	(K-207-0254)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5467	亀場町南2-13	(K-207-0255)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5468	亀場町南2-14	(K-207-0256)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5469	亀場町南2-15	(K-207-0257)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5470	亀場町南2-4	(K-207-0258)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5471	亀場町南2-5	(K-207-0259)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5472	亀場町南2-6	(K-207-0260)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5473	亀場町南2-7	(K-207-0261)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5474	亀場町南2-8	(K-207-0262)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5475	亀場町南2-9	(K-207-0263)	天草市	亀場町亀川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5476	宇土-2	(K-207-0264)	天草市	亀場町食場	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第743号	令和2年9月25日	
5477	天草市営生深火葬場	(209-1-002(人))	天草市	久玉町	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第379号	令和3年4月9日	再指定告示
5478	通詞島-1	(530-1-069-1)	天草市	五和町二江	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第502号	令和3年5月25日	再指定告示
5479	中津浦	(J-523-2001)	天草市	有明町楠浦	地滑り	○		熊本県告示第542号	令和4年8月2日	
5480	元浦北	(J-526-3001)	天草市	御所浦町御所浦	地滑り	○		熊本県告示第542号	令和4年8月2日	
5481	元浦	(J-526-3002)	天草市	御所浦町御所浦	地滑り	○		熊本県告示第542号	令和4年8月2日	
5482	中浦	(J-527-3001)	天草市	倉岳町浦	地滑り	○		熊本県告示第542号	令和4年8月2日	
5483	打田	(J-528-3001)	天草市	栖本町打田栖本町馬場	地滑り	○		熊本県告示第542号	令和4年8月2日	
5484	宗土岐	(J-528-3002)	天草市	栖本町河内	地滑り	○		熊本県告示第542号	令和4年8月2日	
5485	野田迫	(J-528-3003)	天草市	栖本町湯船原	地滑り	○		熊本県告示第542号	令和4年8月2日	
5486	今村-2	(207-1-062-2)	天草市	楠浦町今村楠浦町釜	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第907号	令和4年12月23日	再指定告示
5487	広瀬1	(207-1-017)	天草市	本渡町広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第910号	令和4年12月23日	再指定告示
5488	尻無尾北	(J-207-3001)	天草市	志柿町	地滑り	○		熊本県告示第251号	令和5年3月24日	
5489	大久保	(J-207-3002)	天草市	志柿町	地滑り	○		熊本県告示第251号	令和5年3月24日	
5490	塚田	(J-207-3003)	天草市	志柿町	地滑り	○		熊本県告示第251号	令和5年3月24日	
5491	下小手	(J-207-3004)	天草市	下浦町	地滑り	○		熊本県告示第251号	令和5年3月24日	
5492	上小手	(J-207-3005)	天草市	下浦町	地滑り	○		熊本県告示第251号	令和5年3月24日	
5493	小手南	(J-207-3006)	天草市	下浦町	地滑り	○		熊本県告示第251号	令和5年3月24日	
5494	上	(J-523-3001)	天草市	有明町小島子	地滑り	○		熊本県告示第251号	令和5年3月24日	
5495	方原下	(J-207-3007)	天草市	楠浦町	地滑り	○		熊本県告示第252号	令和5年3月24日	
5496	東大平	(J-207-3008)	天草市	楠浦町	地滑り	○		熊本県告示第252号	令和5年3月24日	
5497	鍋割山	(J-529-3001)	天草市	新和町大多尾	地滑り	○		熊本県告示第252号	令和5年3月24日	
5498	天附	(J-529-3002)	天草市	新和町大多尾	地滑り	○		熊本県告示第252号	令和5年3月24日	
5499	大宮地	(J-529-3003)	天草市	新和町大宮地	地滑り	○		熊本県告示第252号	令和5年3月24日	
5500	中山	(J-529-3004)	天草市	新和町大宮地	地滑り	○		熊本県告示第252号	令和5年3月24日	
5501	立(B)	(J-529-3005)	天草市	新和町小宮地	地滑り	○		熊本県告示第252号	令和5年3月24日	
5502	女岳外	(J-533-3001)	天草市	河浦町宮野河内	地滑り	○		熊本県告示第252号	令和5年3月24日	
5503	大野	(J-533-3002)	天草市	河浦町宮野河内	地滑り	○		熊本県告示第252号	令和5年3月24日	
5504	平床下	(J-207-3009)	天草市	本町本	地滑り	○		熊本県告示第539号	令和5年6月30日	
5505	八久保	(J-207-3011)	天草市	本渡町本渡町本	地滑り	○		熊本県告示第539号	令和5年6月30日	
5506	田代	(J-530-3001)	天草市	五和町城河原	地滑り	○		熊本県告示第539号	令和5年6月30日	
5507	九両	(J-530-3002)	天草市	五和町手野	地滑り	○		熊本県告示第539号	令和5年6月30日	
5508	山浦	(J-530-3003)	天草市	五和町手野	地滑り	○		熊本県告示第539号	令和5年6月30日	
5509	棚底	(J-527-3003)	天草市	倉岳町棚底	地滑り	○		熊本県告示第722号	令和5年9月26日	
5510	春野	(J-529-3007)	天草市	新和町大多尾	地滑り	○		熊本県告示第722号	令和5年9月26日	
5511	道向	(J-532-3002)	天草市	天草町大江	地滑り	○		熊本県告示第722号	令和5年9月26日	
5512	登尾	(J-532-3003)	天草市	天草町大江	地滑り	○		熊本県告示第722号	令和5年9月26日	
5513	松の平(B)	(J-532-3004)	天草市	天草町下田北	地滑り	○		熊本県告示第722号	令和5年9月26日	
5514	浄南-2	(207-1-048-2)	天草市	浄南町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第724号	令和5年9月26日	再指定告示
5515	海老宇土	(J-207-3012)	天草市	柵宇土町	地滑り	○		熊本県告示第286号	令和6年3月12日	
5516	西平	(J-532-2001)	天草市	天草町大江	地滑り	○		熊本県告示第286号	令和6年3月12日	
5517	牧	(J-532-3001)	天草市	天草町福連木	地滑り	○		熊本県告示第286号	令和6年3月12日	
5518	下平-1	(209-1-002-1)	天草市	深海町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第520号	令和6年4月23日	再指定告示

土砂災害警戒区域指定一覧

	区域名 (番号)		市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
5519	赤岩(1)	(523-1-019)	天草市	有明町大浦	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第520号	令和6年4月23日	再指定告示

天草市防災体制



災害協定書等一覧

No.	締結年月日	協定名	締結相手	協定内容	備考
1	平成18年3月27日	熊本県震度情報ネットワークシステムの設置及び管理・運用に関する協定	熊本県知事 潮谷 義子	計測震度計及び処置装置の設置及び管理運用に関する協定 ・計測震度計:五和、有明、御所浦、倉岳、栖本、河浦 ・処理装置:東浜町、牛深、五和、有明、御所浦、倉岳、栖本、新和、天草、河浦	
2	平成18年4月1日	防災行政無線及び屋外放送設備施設の管理運用協定	天草広域連合長職務代理者天草広域連合福広域連合長 何川 一幸	天草広域連合消防本部に設置する制御装置(①防災行政無線 ②屋外放送設備一括制御卓) 遠隔装置(①防災行政無線用 ②屋外放送用設備一括制御卓)の管理及び運用に関する協定	平成23年7月29日更新 ・大津波警報に関する内容追加 ・サイレン吹鳴の変更
3	平成19年3月30日	熊本県震度情報ネットワークシステムの設置及び管理・運用に関する協定の一部変更協定	熊本県知事 潮谷 義子	平成18年3月27日締結の「熊本県震度情報ネットワークシステムの設置及び管理・運用に関する協定」について、本渡地区、牛深地区、新和地区及び天草地区に設置の計測震度計と処理装置の撤去に伴い、第1条第2項第1号及び第2号を改めるもの	
4	平成20年3月11日	天草空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	・熊本県知事 潮谷 義子 ・天草広域連合長 安田 公寛	空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災等に関し、緊密な協力のもとに消火救済活動を実施するための協定	
5	平成21年2月3日	熊本県防災情報ネットワークシステム防災端末装置の管理運営に関する協定	熊本県知事 蒲島 郁夫	防災及び災害発生後の対策に関する情報を迅速かつ的確に伝達するため、熊本県防災情報ネットワークシステム防災端末装置の設置及び管理運営に関する協定	熊本県ギガハイウェイを利用して県⇄地域振興局、市、消防本部間との防災情報の伝達及び情報収集を行うもの
6	平成21年4月1日	災害時における応急対策活動の本渡商工会議所、天草市間の協力に関する協定	本渡商工会議所 会頭 錦戸 保介	天草市内で地震やその他の災害が発生した場合、次の協力を要請 ①保有する応急生活物資及び建設資機材の優先供給 ②物資等の運搬及び搬送 ③応急対策作業 など	
7	平成21年4月1日	災害時における応急対策活動の牛深商工会議所、天草市間の協力に関する協定	牛深商工会議所 会頭 益田 政昭	天草市内で地震やその他の災害が発生した場合、次の協力を要請 ①保有する応急生活物資及び建設資機材の優先供給 ②物資等の運搬及び搬送 ③応急対策作業 など	
8	平成21年4月1日	災害時における応急対策活動の天草市商工会、天草市間の協力に関する協定	天草市商工会 会長 崎本 弘訓	天草市内で地震やその他の災害が発生した場合、次の協力を要請 ①保有する応急生活物資及び建設資機材の優先供給 ②物資等の運搬及び搬送 ③応急対策作業 など	
9	平成21年4月1日	災害時における燃料の供給の熊本県石油販売協同組合天草支部、天草市間に関する協定	熊本県石油販売協同組合天草支部 支部長 濱 徹雄	天草市内で地震やその他の災害が発生した場合、次の協力を要請 ①市公用車、消防車両、発電機等の防災資機材などの「災害対策本部活用車両等」への優先的な燃料などの供給 など	
10	平成21年4月1日	災害時におけるNPO法人コメリ災害対策センター、天草市間の物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター 理事長 捧 賢一	天草市内で地震やその他の災害が発生し、天草市災害対策本部が設置された場合、次の協力を要請 ①日用品、作業用品、暖房機器、照明器具、飲料水などの物資優先供給(有償)	
11	平成21年4月1日	災害時における救援物資提供に関する協定	南九州コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役 俵田 憲雄	天草市内で地震やその他の災害が発生し、天草市災害対策本部が設置された場合、次の協力を要請 ①避難勧告等が発令された場合、災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水を無償提供 ②飲料水の優先的な安定供給(有償)	H26.1 社名変更 コカ・コーラウエスト㈱
12	平成21年11月25日	災害時応急活動に関する協定	南九州ペプシコーラ販売株式会社 代表取締役社長 大山 仁道	天草市内で地震、風水害、その他の災害が発生し、天草市災害対策本部が設置された場合、次の協力を要請 ①災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水を無償提供 ②飲料水の提供、運搬(費用は協議)	H25.4 社名変更 サントリービバレッジサービス㈱
13	平成23年7月28日	天草市における大規模な災害時の応援協定に関する協定	国土交通省 九州地方整備局長 中嶋 章雅	国土交通省所管施設である「道路」「河川」「港湾」及び「公園」などに大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における応援に関する協定 応援内容は、主に資機材や職員による応援で、「施設の被害状況の把握」や「情報連絡網の構築」、「現地情報連絡員の派遣」及び「災害応急措置」など	
14	平成23年7月29日	防災行政無線及び屋外放送設備施設(有線)の管理・運用に関する協定	天草広域連合長 安田 公寛	天草広域連合消防本部に設置する制御装置(①防災行政無線 ②屋外放送設備一括制御卓) 遠隔装置(①防災行政無線用 ②屋外放送用設備一括制御卓)の管理及び運用に関する協定 ※平成18年4月1日締結の「防災行政無線及び屋外放送設備施設の管理運用協定」中、大津波警報に関する内容追加及びサイレン吹鳴の変更を行った。	
15	平成24年3月1日	「天草警察署臨時機能移転」に関する協定	・天草市教育委員会委員長 黒鶴 進治 ・熊本県天草警察署長 中島 恵一	天草警察署が地震、津波をはじめとする大規模災害により、警察機能が低下した場合、臨時に移転に必要な警察機能を確保するために、天草市立稜南中学校の臨時指揮所を設置するために締結する協定	

No.	締結年月日	協定名	締結相手	協定内容	備考
16	平成24年3月30日	仮事務所施設利用に関する協定	天草海上保安署長 迫田 忠治	災害の発生により、天草海上保安署の庁舎が使用不能となった場合に、仮事務所として、牛深支所庁舎の一部を利用するために締結する協定	
17	平成24年2月1日	「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に関する実施細目	社団法人熊本県産業廃棄物協会 代表者 会長 大野羊造	平成21年5月15日に熊本県と締結した協定書に基づき、災害時に発生した廃棄物を迅速にかつ適正に処理するための協定	天草市窓口：市民環境課
18	平成24年6月1日	「牛深警察署臨時機能移転」に関する協定	・天草市教育委員会委員長 黒鶴進治 ・熊本県牛深警察署長 中林 敏雄	牛深警察署が地震、津波をはじめとする大規模災害により、警察機能が低下した場合、臨時に移転して必要な警察機能を確保するために、天草市河浦支所新舎出張所（新舎公民館）を第1候補地、河浦支所を第2候補地として臨時指揮所を設置するための協定	
19	平成24年6月7日	災害時における支援物資提供に関する協定	株式会社 吉永産業 代表取締役 吉永隆夫	市が災害対策本部を設置し、支援物資を調達する必要があるとき、株式会社吉永産業が所有する以下の備蓄品を、無償で提供される協定 (1) 飲料水（ペットボトル2ℓ） 10,000本 (2) 大型土のう袋（土入り完成品） 100袋 (3) 大型土のう袋（空袋） 100枚	
20	平成24年6月7日	災害時の応急復旧活動に関する協定	天草市管工事業協同組合 理事長 横山英生	自然災害により、水道施設等に被害が発生し、市独自で十分な応急給水及び応急復旧活動等ができない場合に、天草市管工事業協同組合への要請で、必要な給水活動などの支援を受けられる協定	組合員：11社 協力員：18社 合 計：29社
21	平成24年2月1日 平成25年3月1日 平成25年10月1日 平成25年12月1日 平成26年1月1日 平成26年2月1日 平成27年6月16日 平成28年4月13日 平成29年1月16日 平成30年1月25日 令和4年6月24日 令和5年7月18日 令和6年3月21日 令和6年4月26日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	1 社会福祉法人慈雲会 理事長 立田 丞爾 2 社会福祉法人明照園 理事長 三宅 亮一 3 社会福祉法人暁興会 理事長 本田 武志 4 社会福祉法人天水会 理事長 岡部 丈明 5 社会福祉法人積愛会 理事長 蓮田 積 6 社会福祉法人上天草会 理事長 原田 英機 7 社会福祉法人緑新会 理事長 田嶋 賢司 8 社会福祉法人清志会 理事長 猪口 成美 9 社会福祉法人愛隣会 理事長 森口 英興 10 社会福祉法人相愛会 理事長 出崎 和洋 11 社会福祉法人北斗会 理事長 金澤 典子 12 有限会社いずみ 代表取締役 泉 邦明 13 社会福祉法人啓世会 理事長 野嶋 岩雄 14 医療法人社団孔和会 理事長 松本 直行 15 有限会社さかがわ 代表取締役 坂川 淳 16 NPO法人重宝会 理事長 山方 重義 17 社会福祉法人天草市社会福祉協議会 理事長 久々山 義人 18 株式会社ユニケア 代表取締役 坂川 淳 19 医療法人社団福本会 理事長 福本 郁子 20 社会福祉法人光総会 理事長 長野 久雄 21 株式会社鉄田電設 代表取締役 鉄田 豊男 22 社会福祉法人啓明会 理事長 田中 育子 23 社会福祉法人啓友会 理事長 酒井 保之 24 社会福祉法人南星会 理事長 池崎 真也 25 社会福祉法人弘仁会 理事長 葦原 建一 26 NPO法人歩実の会 理事長 磨田 富美香 27 社会福祉法人淳和会 理事長 永野 淳二 28 社会福祉法人聖和会 理事長 開 一矢 29 社会福祉法人円相会 理事長 中邑 大献 30 社会福祉法人一陽会 理事長 新谷 陽一郎	天草市内で地震及び風水害等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、協定を締結する施設に対し、福祉避難所の開設と要配慮者（高齢者や障がい者等）の避難の受入れを要請することができる協定。 ※当初、災害救助法の適用となる大規模災害のみを対象としていたが、要配慮者の円滑な避難支援に資するため、平成27年6月16日、災害の規模に関わらず開設できるよう、協定内容の一部変更を行った。	協定施設数：47施設

No.	締結年月日	協定名	締結相手	協定内容	備考
22	平成24年8月29日	災害時の応急活動に関する協定	天草電気工事業協同組合 理事長 欽田敏夫 牛深電気工事業協同組合 理事長 直崎季則	自然災害により、公共施設等の電気設備に被害が発生し、市独自で受電、送電、及び復旧活動等ができない場合に、天草電気工事業協同組合および牛深電気工事業協同組合への要請で、必要な支援を受けられる協定	
23	平成25年3月26日	天草地域一般廃棄物(し尿等)処理に関する相互支援協定	上天草市 市長 川端 祐樹 苓北町 町長 田嶋 章二 上天草衛生施設組合 組合長 川端 祐樹	協定団体が災害等により独自でし尿等を処理できなくなった場合、支援要請に基づき、その他の協定団体がし尿等の受入処理及び必要な支援をするための協定	
24	平成25年7月12日	大規模災害時の支援活動に関する協定	熊本県建設業協会 天草支部 支部長 舩本省三	大規模災害が発生した場合、またはその恐れが生じた場合において、市が管理する道路、橋梁、堤防等の公共土木施設等において、協会が独自に支援活動を実施するほか、市が協会に要請し、必要な支援を受けられる協定	
25	平成26年7月28日	天草市における大規模な災害時等の燃料確保に関する協定	・三和商船株式会社 代表取締役 江崎健二郎 ・天長フェリー株式会社 代表取締役 波戸正和 ・熊本県石油商業組合天草支部 支部長 浜 徹雄 ・熊本県LPGガス協会天草支部 支部長 新田雅之 ・天草ガス株式会社 代表取締役 永野博人	天草市における大規模災害等の発生時に、陸路での燃料輸送が困難となった場合、航路を利用し燃料を運搬することで、市民生活を維持する体制を図るための協力事項を定める協定	
26	平成26年8月1日	災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	天草市社会福祉協議会 会長職務代理者 副会長 横山加奈子	天草市内で地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合、被災者に対する生活支援活動を迅速かつ効果的に行うことができるよう、災害ボランティアセンターの設置運営に関し、必要な事項を定める協定	
27	平成26年9月16日	災害発生時における物資の緊急輸送等に係る協定書	公益社団法人 熊本県トラック協会 会長 岩下哲三	天草市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害緊急対策に必要な物資の緊急輸送その他の業務の実施について、協力を求めることができる協定	熊本県天草広域本部長を立会人 上天草市、苓北町も同時に協定締結
28	平成27年7月30日	災害発生時における天草市と天草市内郵便局の協力に関する協定書	天草市内郵便局 代表者 日本郵便株式会社 天草地区連絡会統括局長 本渡楠浦郵便局長 渡邊 進一	天草市内で地震やその他の災害が発生した場合、次の協力を要請 ①緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。) ② 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 ③株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い など	本締結により、平成21年4月1日締結の「災害時における郵便事業株式会社本渡支店、天草市間の相互協力に関する協定」及び「災害時における郵便事業株式会社大矢野支店、天草市間の相互協力に関する協定」は廃止
29	平成29年11月30日	災害時における緊急FM放送に関する協定書	天草ケーブルネットワーク株式会社 代表取締役 馬場昭治	災害時、緊急FM放送が必要と判断したときは、天草ケーブルネットワーク株式の建物に設置されているFM放送設備を使用して、天草ケーブルネットワーク株式が行う他のFM放送に優先して行う緊急放送又は、市がFM放送緊急割込装置を使用して、現在放送中のFM番組と切り替えて行う割込緊急放送を実施する。	
30	平成30年4月1日	大規模災害時の支援活動に関する協定書	牛深地区土木協会 会長 野田 恭史	大規模災害が発生した場合、またはその恐れが生じた場合において、市が管理する牛深地域の道路、橋梁、堤防等の公共土木施設等において、協会が独自に支援活動を実施するほか、市が協会に要請し、必要な支援を受けられる協定	
31	平成31年2月8日	災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書	天草工業高等学校 校長 江藤 義英 天草拓心高等学校 校長 酒井 一匡	災害発生時において、天草市が天草市地域防災計画に基づき設置する避難所としての学校施設の利用に関して、受入人員や連絡・運営体制など必要となる基本的事項を定める協定。	
32	平成31年3月1日	「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定書」に関する実施細目	熊本県環境事業団体連合会 会長 篠崎 武	平成29年11月15日に熊本県と締結した協定書に基づき、災害時に発生したし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚水の吸引及び移送を迅速かつ適正に実施するために締結する協定	
33	平成31年3月1日	「災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書」に関する実施細目	熊本県清掃事業協議会 会長 西原 治雄	平成29年11月15日に熊本県と締結した協定書に基づき、災害時に発生した廃棄物の収集運搬を迅速かつ適正に実施するために締結する協定	

No.	締結年月日	協定名	締結相手	協定内容	備考
34	令和元年8月26日	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社 熊本支店 支店長 前田 仁	大規模災害等による避難所開設時に、避難した住民に対し、速やかに通信手段の提供ができるよう、避難所等に特設公衆電話回線の設置を行う協定。	
35	令和元年12月1日	「災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定書」に関する実施細目	熊本県解体工事業協会 代表理事 喜讀 宣友	平成30年2月6日に熊本県と締結した協定書に基づき、災害時に損壊した建築物等の解体撤去を迅速かつ適正に実施するために締結する協定	
36	令和2年11月1日	天草市・日本下水道事業団 災害支援協定書	日本下水道事業団 理事長 森岡 泰裕	地震や風水害等により下水道施設（公共、特環、ポンプ場）が被災した場合に、天草市からの要請に応じて、災害支援の円滑な実施により、下水道施設の迅速な回復を図り、浸水被害の拡大や生活環境及び公共水域の水質悪化を防止することを目的とする協定書。	
37	令和3年3月30日	災害に係る情報配信等に関する協定	ヤフー株式会社 代表取締役 川邊 健太郎	天草市内で地震やその他の災害が発生した場合や事前の備えのために、必要な情報を迅速に提供する取り組みを行うことを締結する協定	
38	令和3年4月21日	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳	天草市内で地震やその他の災害が発生した場合、次の協力を要請 ①日用品、作業用品、調理機器、照明器具、食料・飲料水などの物資優先供給（有償）	
39	令和3年5月25日	熊本県市町村災害時相互 応援に関する協定	・熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町	被害が発生し、単独では十分な応急の復旧及び復興対策ができない場合、被災市町村の要請にこたえて、他の市町村が相互に応援することを目的とした協定	
40	令和3年5月25日	熊本県市町村災害時相互 応援に関する協定実施細目	・熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町	応援協定を行うに当たっての実施細目	
41	令和3年7月7日	包括連携に関する協定書	大塚製薬株式会社 熊本支店 支店長 石田 清	（連携事項のうち、災害対策に関すること） ・公共施設へのライフラインベンダーの設置（災害対策用自販機） ・市民への防災意識・知識の啓発実施（防災セミナー実施、啓発ポスター設置・冊子配布） ・災害時における製品支援（ポカリスエット、カロリーメイト）	
42	令和3年7月30日	天草市地区災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社 天草配電事業所長 金子 一也	非常災害発生時における、被害情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とする覚書。	
43	令和3年8月6日	漁港等の施設の災害復旧 支援に関する協定	一般社団法人水産土木建設技術センター 理事長 吉塚 靖浩	（1）災害の状況を確認するために行う現地調査業務 （2）災害報告に必要な資料の作成業務 （3）災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への対応業務 （4）前3号に掲げる災害復旧支援に附帯する業務 （5）その他甲が要請する災害復旧支援業務	
44	令和3年12月20日	大規模災害発生時における物資の緊急輸送等に係る協定書	赤十字飛行隊熊本支隊 支隊長 新永 隆一	大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する場合に、天草市災害対策本部からの要請に応じて、災害応急対策に必要な物資の航空機による緊急輸送及びそれに付随する活動を行うことを目的とする協定書。	
45	令和4年4月1日	災害時における復旧支援 協力に関する協定書	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長 長谷川 健司	地震や風水害等により下水道管路施設が被災した場合に、天草市からの要請に応じて、災害支援の円滑な実施により、被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を目的とする協定書。	
46	令和5年7月12日	防災に関する連携協定	青山商事株式会社 代表取締役社長 青山 理	災害救助法の適用またはそれに準じる大規模災害の発生時において、市からの要請により救援物資（防災毛布・衣類等）の提供を行うもの。また、地域の安全・安心に寄与するため「子ども110番」や学校での防災啓発の取組みを行う。	

No.	締結年月日	協定名	締結相手	協定内容	備考
47	令和6年12月24日	無人航空機による災害対策活動に関する協定書	株式会社 岳 代表取締役 荒木 圭一 株式会社ドローンムーブ 代表取締役 山崎 慎一	天草市内において大規模災害等が発生した場合等における無人航空機による災害対策活動の実施に関する協定。 (1)災害現場等の撮影及び画像解析等 (2)情報の収集 (3)被災者の搜索 (4)その他無人航空機を使用した業務	

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

番号	施設名称	地区	所在地	土砂災害警戒区域		
				土石流	地すべり	急傾斜地
1	本渡はまゆう保育園	本渡	諏訪町15-5	警戒区域		
2	本渡老人福祉センター	本渡	船之尾町11-5			警戒区域
3	熊本県立天草高等学校	本渡	本渡町本渡557			特別警戒区域
4	グループホーム菜の花（Ⅰ番館）	本渡	本渡町本渡845-3	警戒区域		
5	有料老人ホーム菜の花	本渡	本渡町本渡847-8	警戒区域		
6	グループホーム菜の花（Ⅱ番館）	本渡	同上・同一建物	警戒区域		
7	通所介護菜の花	本渡	同上・同一建物	警戒区域		
8	通所介護菜の花 Ⅱ番館	本渡	同上・同一建物	警戒区域		
9	有料老人ホーム菜の花 東館	本渡	本渡町本渡847-8	警戒区域		
10	通所介護菜の花東館 1階	本渡	同上・同一建物	警戒区域		
11	通所介護菜の花東館 2階	本渡	同上・同一建物	警戒区域		
12	稲村医院	本渡	本渡町本渡848-6	警戒区域		
13	本渡児童センター	本渡	本渡町本渡1054-7	警戒区域		
14	さくら保育園	本渡	本渡町本戸馬場1026-2		警戒区域	
15	天草准看護高等専修学校	本渡	本渡町本戸馬場1078-2			特別警戒区域
16	箱ノ水保育園	本渡	本渡町本戸馬場1498-1	警戒区域		
17	十万山クリニック	本渡	本渡町広瀬5-21			警戒区域
18	大矢崎保育園	本渡	本渡町広瀬133			警戒区域
19	通所支援事業所 べんぎん	本渡	本渡町広瀬458-18			特別警戒区域
20	グループホーム花みずき	本渡	北原町18-14	警戒区域		
21	グループホーム花しょうぶ	本渡	北原町18-15	警戒区域		
22	一般社団法人天草都市医師会立 天草地域検診センター	本渡	亀場町食場1181-1	警戒区域		
23	天草市立亀川小学校	本渡	亀場町亀川1620	警戒区域		警戒区域
24	本渡クリニック	本渡	亀場町亀川1654-1	警戒区域		
25	おおどうクリニック	本渡	亀場町亀川1731-1	警戒区域		
26	布井歯科	本渡	亀場町亀川1732-17	警戒区域		
27	愛隣保育園	本渡	亀場町亀川1750	警戒区域		
28	天草地域医療センター	本渡	亀場町食場854-1	警戒区域		
29	鬼塚クリニック	本渡	亀場町食場984-1			警戒区域
30	栢宇土保育園	本渡	栢宇土町1713-1	警戒区域	警戒区域	
31	本渡ひまわり保育園	本渡	志柿町5389-6	警戒区域		
32	開内科医院	本渡	下浦町2090-1			警戒区域
33	介護老人保健施設本渡ケア・ホーム	本渡	下浦町2090-1			警戒区域
34	地域密着型特別養護老人ホーム聖和園	本渡	下浦町2081-7			警戒区域
35	ケアハウス聖和園	本渡	下浦町2090-2			警戒区域
36	第二天草学園	本渡	本町下河内680			特別警戒区域
37	酒井病院	本渡	本町下河内964	警戒区域		
38	老人デイサービスセンター葉山苑天領の杜	本渡	本町下河内2233			警戒区域
39	特別養護老人ホーム葉山苑天領の杜	本渡	本町下河内2234			警戒区域
40	熊本県立天草支援学校	本渡	本町新休972	警戒区域		警戒区域
41	天草市立本町小学校	本渡	本町本815			特別警戒区域
42	佐伊津保育園	本渡	佐伊津町2318			特別警戒区域
43	すとりーはっと	本渡	佐伊津町5377			特別警戒区域
44	ワークショップ ひなたぼっこ	牛深	牛深町129-3	警戒区域		警戒区域
45	しろはと保育園	牛深	牛深町1128-1	警戒区域		警戒区域
46	天草市立牛深中学校	牛深	牛深町1211-25	警戒区域		警戒区域
47	もぐし海のこども園	牛深	牛深町1212-2			特別警戒区域
48	多機能ハウス正寿庵	牛深	牛深町1219-3	警戒区域		警戒区域
49	うしぶか皮膚科・形成外科クリニック	牛深	牛深町1498-25			特別警戒区域
50	牛深老人福祉センター	牛深	牛深町1522-4			警戒区域
51	小島歯科医院	牛深	牛深町1545-2	警戒区域		
52	愛隣幼稚園	牛深	牛深町1546-3	警戒区域		
53	グループホーム和楽	牛深	牛深町1641-4			特別警戒区域
54	デイサービスセンター和楽	牛深	牛深町1641-4			特別警戒区域

55	観音保育園	牛深	牛深町1890-1			特別警戒区域
56	天草市立牛深小学校	牛深	牛深町1985			警戒区域
57	うらた歯科医院	牛深	牛深町2502-2			警戒区域
58	深川歯科医院	牛深	牛深町2669			警戒区域
59	天附保育園	牛深	牛深町3469			特別警戒区域
60	ケアセンター鶴丸	牛深	久玉町62-1	警戒区域		警戒区域
61	特別養護老人ホーム明照園	牛深	久玉町1273-1			特別警戒区域
62	ユニット型特別養護老人ホーム明照園	牛深	久玉町1273-1			警戒区域
63	養護老人ホーム明照園	牛深	久玉町1273-1			警戒区域
64	久玉保育園	牛深	久玉町1867	警戒区域		
65	天草市立牛深東小学校	牛深	久玉町1963	警戒区域		
66	天草市立牛深東中学校	牛深	久玉町2364	警戒区域		
67	デイサービスセンター中ん迫（休止）	牛深	深海町1950	警戒区域		警戒区域
68	なぎさ寮	牛深	深海町5787			警戒区域
69	うしぶか心愛病院	牛深	二浦町亀浦3198	警戒区域		
70	特別養護老人ホーム麗洋苑	有明	有明町須子1964			特別警戒区域
71	やじろべえ	有明	有明町赤崎2596			警戒区域
72	小規模多機能ホーム大空	有明	有明町下津浦5103-2			警戒区域
73	サービス付高齢者向け住宅大地	有明	有明町下津浦5103-2			警戒区域
74	天草市立御所浦保育所	御所浦	御所浦町御所浦2894-2			特別警戒区域
75	デイサービス海辺ん家	御所浦	御所浦町御所浦2936-9	警戒区域		警戒区域
76	通所リハビリテーション事業所千寿	御所浦	御所浦町御所浦3100-6			警戒区域
77	大岩クリニック（休止中）	御所浦	御所浦町御所浦3100-6			警戒区域
78	天草市立御所浦中学校	御所浦	御所浦町御所浦3215-2	警戒区域		警戒区域
79	天草市立御所浦小学校	御所浦	御所浦町御所浦3527-5			警戒区域
80	グループホーム優海	御所浦	御所浦町御所浦3916-6	警戒区域		特別警戒区域
81	特別養護老人ホーム御所浦苑	御所浦	御所浦町御所浦4393-1			警戒区域
82	デイサービスセンター御所浦苑	御所浦	御所浦町御所浦4393-1			警戒区域
83	天草市立御所浦北保育所	御所浦	御所浦町横浦82-5			特別警戒区域
84	天草市立御所浦北診療所	御所浦	御所浦町横浦750-13	警戒区域		
85	勇志国際高等学校	御所浦	御所浦町牧島1065-3	警戒区域		警戒区域
86	倉岳老人福祉センター	倉岳	倉岳町棚底1997-1	警戒区域		
87	天草市立倉岳小学校	倉岳	倉岳町棚底2091	警戒区域		
88	くらたけ小松医院	倉岳	倉岳町宮田1133-6	警戒区域		
89	障がい者支援センターリンク	倉岳	倉岳町宮田1152-5	警戒区域		
90	特別養護老人ホーム梅寿荘	栖本	栖本町湯船原661		警戒区域	
91	地域密着型特別養護老人ホーム梅寿荘	栖本	栖本町湯船原661		警戒区域	
92	養護老人ホーム梅寿荘	栖本	栖本町湯船原661		警戒区域	
93	梅寿荘デイサービスセンター	栖本	栖本町湯船原661		警戒区域	
94	天草市立栖本中学校	栖本	栖本町湯船原690-4			警戒区域
95	天草市立栖本病院	栖本	栖本町馬場2560-14		警戒区域	
96	デイサービスソライロ	栖本	栖本町馬場3848			警戒区域
97	特別養護老人ホーム新和苑	新和	新和町小宮地763-2			警戒区域
98	グループホーム新和	新和	新和町小宮地763-2			警戒区域
99	天草市社協デイサービスセンター新和	新和	新和町小宮地763-13			警戒区域
100	有料老人ホーム海音	新和	新和町中田405-4			警戒区域
101	デイサービスセンターひのわ	新和	新和町中田2270			警戒区域
102	天草ボランの広場	新和	新和町碓石66-1			警戒区域
103	グループホーム 天草ボランの広場	新和	新和町碓石66-1			警戒区域
104	御領幼稚園	五和	五和町御領8335			特別警戒区域
105	中村こども・内科クリニック	五和	五和町二江1477-57			警戒区域
106	グループホームせんだんの実	天草	天草町下田北1254-1			警戒区域
107	デイサービスセンターしらさぎ	天草	天草町下田北1255-1			警戒区域
108	光洋館	天草	天草町高浜南900-1			警戒区域
109	天草市立天草小学校	天草	天草町高浜南2714			警戒区域
110	特別養護老人ホーム春光苑	天草	天草町高浜北633			警戒区域
111	春光苑デイサービスセンター	天草	天草町高浜北633			警戒区域
112	天草市立河浦中学校	河浦	河浦町河浦35-24	警戒区域		

113	デイサービスセンター陽だまり	河浦	河浦町河浦963-1	警戒区域		警戒区域
114	特別養護老人ホーム実相園	河浦	河浦町河浦1971	警戒区域		特別警戒区域
115	デイケアセンターまつもと	河浦	河浦町河浦3111-5			警戒区域
116	デイサービス暖暖	河浦	河浦町今田1333-1			特別警戒区域
117	生田歯科医院	河浦	河浦町白木河内220-1	警戒区域		
118	天草市立河浦病院	河浦	河浦町白木河内223-11			警戒区域
119	天草市社協デイサービスセンター河浦	河浦	河浦町白木河内223-12			警戒区域
120	生活支援ハウス河浦	河浦	河浦町白木河内242-3			警戒区域
121	障がい者支援センターらいふ	河浦	河浦町久留217-2			警戒区域
122	生田医院	河浦	河浦町宮野河内47-5	警戒区域		
123	宮野河内保育園	河浦	河浦町宮野河内313-4	警戒区域		
124	有料老人ホームなごみの家	河浦	河浦町宮野河内336-21	警戒区域		
125	デイサービスセンターなごみ	河浦	河浦町宮野河内336-21	警戒区域		
126	デイサービスセンターあお空	河浦	河浦町宮野河内1530	警戒区域		
127	救護施設 天草園	河浦	河浦町宮野河内3662-2	警戒区域		

県管理河川浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

※県管理河川は、水位周知河川である、一町田川、河内川、大宮内川、内野川、広瀬川、町山口川、下津深江川、流合川、今富川が対象です。

番号	施設名称	所在地	地区	河川名
1	デイサービスセンター厚生	諏訪町1-1	本渡	町山口川
2	天草中央総合病院	東町101	本渡	町山口川
3	中山内科・循環器内科クリニック	太田町8-8	本渡	町山口川
4	リハトレクラブsante	太田町20-1 1F	本渡	町山口川
5	蓑田歯科医院	太田町21-9	本渡	町山口川
6	荘田医院	南町1-27	本渡	町山口川
7	みなみ歯科医院	南新町3-19	本渡	町山口川
8	東整形外科	南新町3-21	本渡	町山口川
9	おくむら皮ふ科	南新町4-13	本渡	町山口川
10	とりや耳鼻科	南新町7-15パサージュみなみ2F	本渡	町山口川
11	中村歯科医院	南新町7-8	本渡	町山口川
12	南保育園	南新町9-27	本渡	町山口川
13	伊東歯科医院	南新町13-2	本渡	町山口川
14	ちはや（株式会社アト・みらい）	栄町6-1	本渡	広瀬川、町山口川
15	松田歯科医院	栄町10-35	本渡	広瀬川・町山口川
16	永芳医院	栄町12-31	本渡	広瀬川・町山口川
17	グループホームダゴバ	栄町14-24	本渡	町山口川
18	障がい者支援センターのぞみ	栄町23-9	本渡	町山口川
19	槌本歯科医院	中央新町3-3	本渡	広瀬川・町山口川
20	みやおみやおベーカリー	中央新町14-10	本渡	町山口川
21	放課後等デイサービス事業所ステップバイステップ	中央新町14-11	本渡	町山口川
22	さかいクリニック	港町16-11	本渡	町山口川
23	わせだ直子レディースクリニック	港町16-31	本渡	町山口川
24	ファミリー歯科	東浜町10-1三貴ビル2F	本渡	広瀬川・町山口川
25	中嶋歯科医院	東浜町13-16	本渡	広瀬川・町山口川
26	大塚泌尿器科クリニック	東浜町14-15	本渡	広瀬川・町山口川
27	にしきど歯科医院	東浜町19-4-1	本渡	広瀬川・町山口川
28	青木歯科医院	大浜町348-5	本渡	広瀬川・町山口川
29	尾上医院	大浜町8-10	本渡	広瀬川・町山口川
30	スマイル歯科 矯正歯科クリニック	大浜町9-29	本渡	広瀬川・町山口川
31	ビタミンあい	古川町1-35	本渡	町山口川
32	産科・婦人科本原クリニック	古川町10-25	本渡	町山口川
33	れんげそうサービス付き高齢者向け住宅	船之尾町3-20	本渡	町山口川
34	てまり訪問介護	船之尾町7-3	本渡	町山口川
35	グループホーム菜の花（Ⅰ番館）	本渡町本渡845-3	本渡	町山口川
36	有料老人ホーム菜の花	本渡町本渡847-8	本渡	町山口川
37	グループホーム菜の花（Ⅱ番館）	同上・同一建物	本渡	町山口川
38	通所介護菜の花	同上・同一建物	本渡	町山口川
39	通所介護菜の花 Ⅱ番館	同上・同一建物	本渡	町山口川
40	有料老人ホーム菜の花 東館	本渡町本渡847-8	本渡	町山口川
41	通所介護菜の花東館 1階	同上・同一建物	本渡	町山口川
42	通所介護菜の花東館 2階	同上・同一建物	本渡	町山口川
43	稲村医院	本渡町本渡848-6	本渡	町山口川
44	多機能ホームやまぐち	本渡町本渡950-1	本渡	町山口川

※県管理河川は、水位周知河川である、一町田川、河内川、大宮内川、内野川、広瀬川、町山口川、下津深江川、流合川、今富川が対象です。

番号	施設名称	所在地	地区	河川名
45	やまぐち保育園	本渡町本渡951	本渡	町山口川
46	本渡児童センター	本渡町本渡1054-7	本渡	町山口川
47	デイサービスセンターゆるりの家・天草	本渡町本渡2566-4	本渡	町山口川
48	小田歯科医院	本渡町本渡2570-24	本渡	町山口川
49	相談支援事業所Crutoあまくさ	本渡町本渡2611-4	本渡	町山口川
50	天草市立本渡南幼稚園	川原町4-7	本渡	町山口川
51	つばさ歯科クリニック	川原町22-7	本渡	町山口川
52	こどもの医療発達センターC u o l e	川原町22-11シャトレテート101	本渡	町山口川
53	天草市立本渡南小学校	川原町4-21	本渡	町山口川
54	みなみこりんくクラブ（本渡南小学校内）	川原町4-21	本渡	町山口川
55	学童トライアングル	川原町8-33	本渡	町山口川
56	ふれあいサロン・はまなす	本渡町本戸馬場2094-7	本渡	広瀬川
57	デイサービスセンター・はまなす	本渡町本戸馬場2094-7	本渡	広瀬川
58	十万山クリニック	本渡町広瀬5-21	本渡	広瀬川
59	天草市立本渡中学校	本渡町広瀬5-110	本渡	広瀬川
60	ゆうすいグループホーム事業所グループホーム かわせみ	本渡町広瀬99-1	本渡	広瀬川
61	Aya小児・矯正歯科クリニック	本渡町広瀬176-28	本渡	広瀬川
62	じん歯科クリニック	中村町2-18	本渡	広瀬川
63	広瀬みのだ歯科	八幡町4-10	本渡	広瀬川
64	三宅皮ふ科クリニック	八幡町7-18	本渡	広瀬川
65	かわはら眼科クリニック	八幡町7-26	本渡	広瀬川
66	わくわく本渡児童館	丸尾町16-14	本渡	広瀬川
67	わくわく本渡児童クラブ（わくわく本渡児童館内）	丸尾町16-14	本渡	広瀬川
68	あしはら医院	今釜町8-13	本渡	広瀬川・町山口川
69	地域密着型特別養護老人ホームシャトー天草	今釜町8-58	本渡	広瀬川・小松原川
70	天草第一病院	今釜新町3413-6	本渡	広瀬川・町山口川
71	久々山歯科医院	今釜新町3513	本渡	広瀬川
72	障がい者支援センターぴゅあ	今釜新町3539	本渡	広瀬川
73	居宅介護支援事業所すまいる工房	今釜新町3546-2	本渡	広瀬川
74	居宅介護支援事業所あさひ	今釜新町3546-2	本渡	小松原川
75	木山・中村クリニック	小松原町16-13	本渡	広瀬川・町山口川
76	やました医院	北原町2-1	本渡	広瀬川
77	苓南寮	北原町5-14	本渡	広瀬川
78	グループホーム花あおい	北原町6-6	本渡	広瀬川
79	星光園地域活動支援センター	北原町9-32	本渡	広瀬川
80	天草市立本渡北小学校	浜崎町3-55	本渡	広瀬川・町山口川
81	天草市立本渡北幼稚園	浜崎町4-9	本渡	広瀬川・町山口川
82	天草訪問歯科クリニック	本町新休181	本渡	町山口川
83	和貴保育園	栖本町湯船原637-1	栖本	河内川
84	特別養護老人ホーム梅寿荘	栖本町湯船原661	栖本	河内川
85	地域密着型特別養護老人ホーム梅寿荘	栖本町湯船原661	栖本	河内川
86	養護老人ホーム梅寿荘	栖本町湯船原661	栖本	河内川
87	梅寿荘デイサービスセンター	栖本町湯船原661	栖本	河内川
88	天草市立栖本中学校	栖本町湯船原690-4	栖本	河内川
89	本原医院	栖本町湯船原735-1	栖本	河内川
90	グループホーム遊鳥	栖本町湯船原759	栖本	河内川

※県管理河川は、水位周知河川である、一町田川、河内川、大宮内川、内野川、広瀬川、町山口川、下津深江川、流合川、今富川が対象です。

番号	施設名称	所在地	地区	河川名
91	天草市立栖本小学校	栖本町馬場25	栖本	河内川
92	松本歯科医院	栖本町馬場2560-5	栖本	河内川
93	天草市立栖本病院	栖本町馬場2560-14	栖本	河内川
94	中村こども・内科クリニック	五和町二江1477-57	五和	内野川
95	東雲寺保育園	五和町二江1514-1	五和	内野川
96	デイサービスセンターしらさぎ	天草町下田北1255-1	天草	下津深江川
97	デイサービスセンター陽だまり	河浦町河浦963-1	河浦	一町田川
98	特別養護老人ホーム実相園	河浦町河浦1971	河浦	一町田川
99	介護老人保健施設 ケーナ・ガーデン	河浦町河浦4778-3	河浦	一町田川
100	野田医院	河浦町河浦4778-3	河浦	一町田川
101	内崎歯科医院	河浦町河浦4822-1	河浦	一町田川
102	一町田保育園	河浦町河浦4850	河浦	一町田川
103	一町田児童クラブ（河浦中央児童館内）	河浦町河浦4850	河浦	一町田川
104	河浦中央児童館	河浦町河浦4850	河浦	一町田川
105	天草市立河浦小学校	河浦町河浦4932-2	河浦	一町田川
106	グループホーム桜ん里	河浦町白木河内116-1	河浦	一町田川
107	デイサービス桜ん里	河浦町白木河内116-1	河浦	一町田川
108	生田歯科医院	河浦町白木河内220-1	河浦	一町田川
109	崎津保育園	河浦町崎津1782	河浦	今富川